

# 史跡萩反射炉ほか 6 史跡等整備基本計画

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産  
製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

萩反射炉ほか 3 構成資産修復・公開活用計画

平成 30 年 3 月

萩 市

## 序

萩市では、近世城下町の佇まいを色濃く残す史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅、重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区、また近代化産業遺産として日本の近代化に大きな貢献をすることとなる基礎を作った史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡、史跡大板山たたら製鉄遺跡について、永年その保存管理に努めてまいりました。

また、これらの史跡等は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産でもあることから、世界遺産登録以降、多くの方に来訪していただいています。

しかし現状では、いずれの史跡等も、調査や修理、整備活用について多くの課題があります。そこで、今後これらの課題に適切に対応するため、整備基本計画を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、市民の皆様とともに史跡等の保存と活用に努めてまいります。

最後に、本計画策定のために、ご指導、ご助言をいただきました、文化庁文化財部記念物課、内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室、山口県教育委員会社会教育・文化財課、各委員会委員の先生方をはじめ、関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

萩市長 藤 道 健 二

## 例言

1. 本書は、山口県萩市に所在する史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡、史跡大板山たたら製鉄遺跡、史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅及び重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区の整備基本計画である。
2. 本計画は、萩市まちじゅう博物館推進部が主体となり策定した。
3. 本計画の策定は、平成28・29年度の2ヵ年事業として、国庫補助を受けて実施した。ただし、重要伝統的建造物群保存地区に係る経費は萩市単独経費とした。
4. 整備基本計画は、下記4項目で構成した。
  - ①萩反射炉
  - ②恵美須ヶ鼻造船所跡
  - ③大板山たたら製鉄遺跡
  - ④萩城下町なお、「史跡萩城跡」「史跡萩城城下町」「史跡木戸孝允旧宅」については萩城下町を形成する一体のものとし、旧上級武家地の町割りや景観を残す「重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区」を含めた構成でまとめた。
5. 本計画は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産（萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町）の修復・公開活用計画としても用いる。
6. 本計画策定にあたり、萩反射炉整備委員会、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会、史跡萩城跡等整備委員会、堀内・平安古伝建地区整備活用協議会（専門部会）の各委員会から意見を受けた。また、文化庁文化財部記念物課、内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室、山口県教育委員会社会教育・文化財課からご指導、ご助言をいただいた。
7. 本計画策定業務は、(株)中桐造園設計研究所に委託した。

# 目 次

第1章 計画策定の経緯及び目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的及び構成	3
第1項 計画の目的	3
第2項 計画の構成	4
第3節 委員会の設置	8
第1項 委員会名簿	8
第2項 事務局構成	9
第3項 委員会経緯	10
第2章 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題	12
第1節 萩反射炉の概要、価値、現状及び課題	12
第1項 史跡の概要及び価値	12
第2項 史跡の構成要素の概要	26
第3項 構成要素の現状及び課題	37
第2節 恵美須ヶ鼻造船所跡の概要、価値、現状及び課題	41
第1項 史跡の概要及び価値	41
第2項 史跡の構成要素の概要	57
第3項 構成要素の現状及び課題	66
第3節 大板山たたら製鉄遺跡の概要、価値、現状及び課題	68
第1項 史跡の概要及び価値	68
第2項 史跡の構成要素の概要	85
第3項 構成要素の現状及び課題	95
第4節 萩城下町の概要、価値、現状及び課題	98
第1項 史跡等の概要及び価値	98
第2項 史跡等の構成要素の概要	121
第3項 構成要素の現状及び課題	164
第5節 萩地域の概要、価値、現状及び課題	174
第1項 萩地域の概要	174
第2項 萩地域の価値	183
第3項 「エリア1 萩」における公開活用のための諸条件、現状及び課題	186

## 目 次

第4項 「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の言明（要約）	203
第5項 顕著な普遍的価値を反映する「エリア1 萩」及び「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付け	206
第6項 「エリア1 萩」及び構成資産の変遷・発展	208
第3章 基本方針	210
第1節 全体構想（ヴィジョン）	210
第1項 「エリア1 萩」	210
第2項 各史跡等（構成資産）	214
第2節 方針	221
第1項 「エリア1 萩」	221
第2項 各史跡等（構成資産）	225
第4章 調査研究	236
第1節 「エリア1 萩」	236
第2節 各史跡等（構成資産）	241
第1項 萩反射炉	241
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	243
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	246
第4項 萩城下町	249
第5章 建造物・遺跡の修復	253
第1節 「エリア1 萩」	253
第2節 各史跡等（構成資産）	254
第1項 萩反射炉	254
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	259
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	261
第4項 萩城下町	262

## 目 次

第6章 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用	273
第1節 「エリア1 萩」	273
第2節 各史跡等（構成資産）	280
第1項 萩反射炉	280
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	288
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	296
第4項 萩城下町	306
第7章 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景	321
第1節 「エリア1 萩」	321
第2節 各史跡等（構成資産）	322
第1項 萩反射炉	322
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	323
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	324
第4項 萩城下町	325
第8章 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用	327
第1節 「エリア1 萩」	327
第2節 各史跡等（構成資産）	330
第1項 萩反射炉	330
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	331
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	332
第4項 萩城下町	333
第9章 事業の実施	334
第1節 「エリア1 萩」	334
第2節 各史跡等（構成資産）	336
第1項 萩反射炉	336
第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡	339
第3項 大板山たたら製鉄遺跡	342
第4項 萩城下町	346

## 付属資料目次

・ 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B 14) -----	350
・ 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B 14) 仮訳 -----	355
・ 萩反射炉整備委員会要綱 -----	359
・ 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会要綱 -----	360
・ 史跡萩城跡等整備委員会規約 -----	361
・ 堀内・平安古伝建地区整備活用協議会規約 -----	362
・ 萩地区管理保全協議会規約 -----	363
・ 萩市世界遺産活用推進協議会規約 -----	366
・ 稼動資産を含む産業遺産に関する有識者会議に関する資料 -----	369
・ 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会規約 -----	371
・ 年次報告書 (様式) -----	374
・ 修復・公開活用計画の標準構成 -----	385

## 第1章 計画策定の経緯及び目的

### 第1節 計画策定の経緯

平成27年(2015)7月、第39回世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録された。明治日本の産業革命遺産は、8エリアに及ぶ23の構成資産から成る。山口県萩市は「エリア1 萩」に位置付けられており、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町、松下村塾の5つの構成資産を含む。

世界遺産委員会においては、登録の決議に伴い、8つの勧告が出され、勧告に対する進捗状況報告書を平成29年(2017)12月1日までにユネスコに提出することが付議された(表1-1-2)。そのうち、特に勧告b)では、各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を策定するよう求められている。

以上を踏まえ、萩市及び宗教学法人松陰神社では、5つの構成資産の今後の適切な修復・公開活用のあり方を示すとともに、世界遺産委員会からの要請にも対応するため、計画を策定することとした。特に世界遺産の観点からは、世界遺産委員会決議の勧告b)により策定が求められた「保全措置の計画及び実施計画」の母体となるものとして、内閣官房が作成した「修復・公開活用計画の標準構成」(本計画の385ページに掲載した付属資料を参照)に準拠しつつ本計画を策定した。

表1-1-1 史跡等及び世界遺産の構成資産の名称並びに本計画における呼称

史跡等	本計画における呼称	明治日本の産業革命遺産の構成資産としての名称	計画策定主体
史跡 萩反射炉	萩反射炉	萩反射炉	萩市
史跡 恵美須ヶ鼻造船所跡	恵美須ヶ鼻造船所跡	恵美須ヶ鼻造船所跡	
史跡 大板山たたら製鉄遺跡	大板山たたら製鉄遺跡	大板山たたら製鉄遺跡	
史跡 萩城跡	萩城下町(城跡、旧上級武家地、旧町人地)	萩城下町(城跡、旧上級武家地、旧町人地)	
史跡 萩城城下町			
史跡 木戸孝允旧宅			
重要伝統的建造物群保存地区 萩市堀内地区			
史跡 松下村塾	松下村塾	松下村塾	宗教学法人 松陰神社
史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅			

なお、本計画は、萩市が主体となって策定する範囲の史跡等(構成遺産)について記載する。





図1-1-1 「エリア1 萩」の9つの史跡等及び5つの構成資産位置図

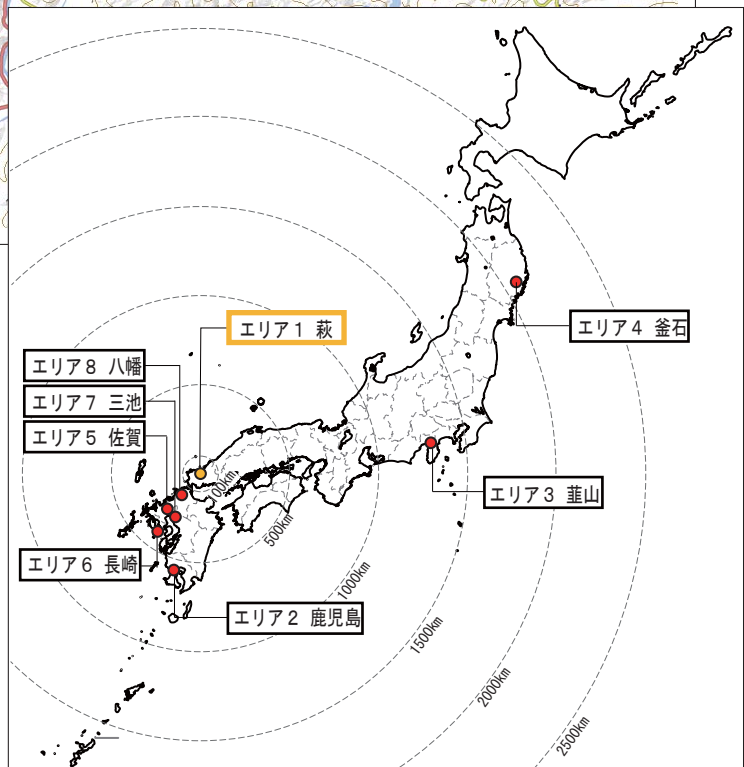


図1-1-2 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」における8つのエリアと「エリア1 萩」の位置

世界遺産委員会は、

4. 締約国が以下のことを検討するよう勧告する。
  - a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
  - b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
  - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
  - d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
  - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
  - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
  - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の 1 又は 2 以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトのフル・ヒストリー（歴史全体）についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。
  - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
5. 2018 年の第 42 回世界遺産委員会での審議のため、2017 年 12 月 1 日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。
6. 同時に、締約国が上記勧告の実施に係る助言をイコモスに求めることを検討するよう推奨する。

## 第 2 節 計画の目的及び構成

### 第 1 項 計画の目的

平成 26 年（2014）1 月、政府からユネスコに推薦書が提出された際には、萩地区管理保全計画が推薦書に併せて提出された。萩地区管理保全計画（“Conservation Management Plan” 以下「CMP」という。）は 23 の構成資産に共通の方針である「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」に基づき、構成資産の規制措置を明確化することに重点を置いたものとなっている。

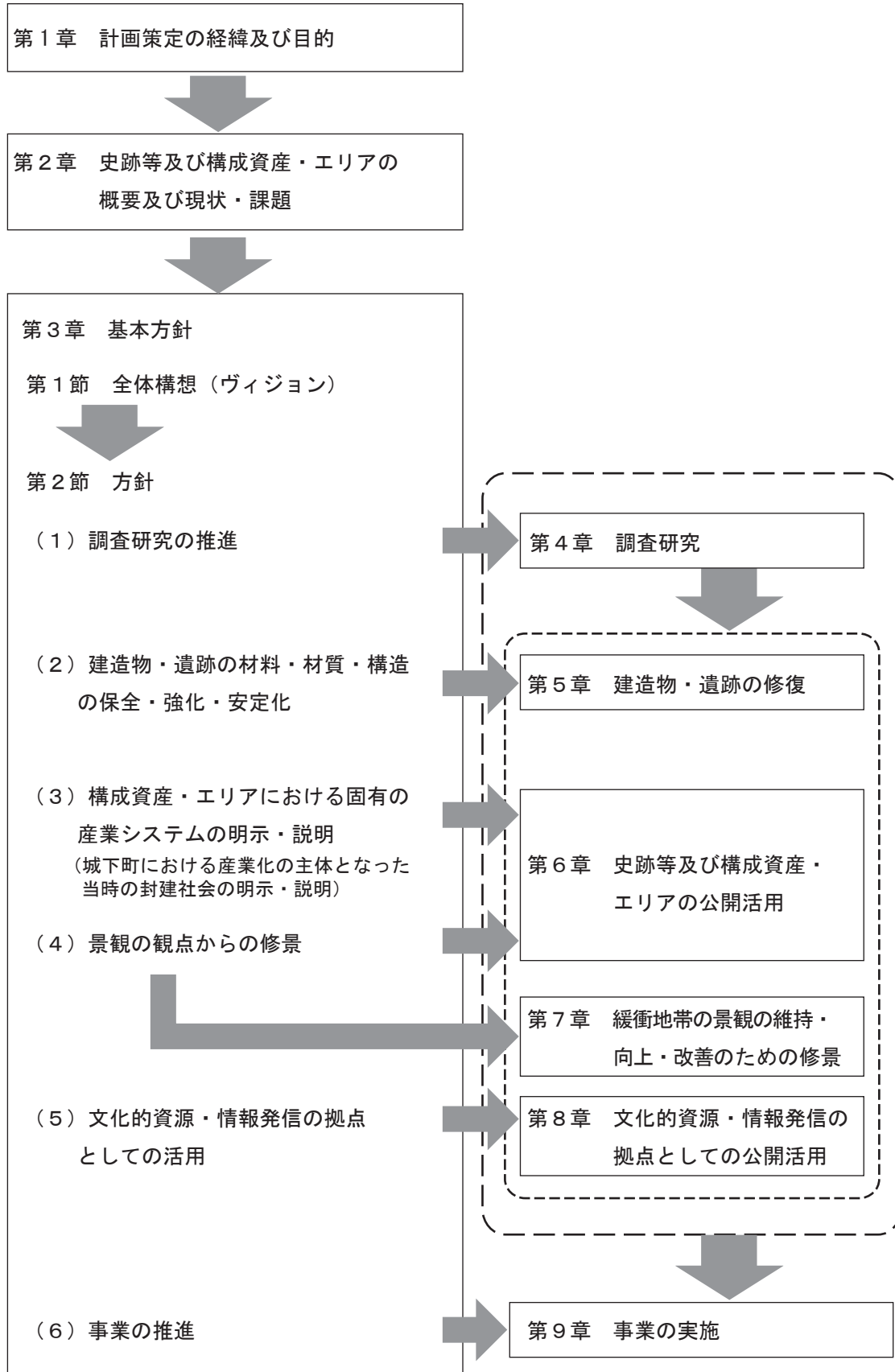
しかし、史跡等の修復や公開活用を進めるにあたっては、各史跡等の立地・広がり・性質等に基づき現状の課題を把握したうえでこれらの将来のあるべき姿を個別に描き出し、それぞれの現状に即した固有の手法・進め方を示すことが必要となる。

そこで、今回策定する 4 つの構成資産を構成する 7 つの史跡等の「整備基本計画（修復・公開活用計画）」は、現状の課題、修復・公開活用の基本方針、具体的な方策等を示し今後の史跡等の運営の指針とする内容をまとめることとする。

## 第2項 計画の構成

### (1) 計画の構成・展開

この計画の構成・展開は、次のとおりである。



## (2) 各章節の概要

### 第1章 計画策定の経緯及び目的

#### 第1節 計画策定の経緯

計画策定の発端が、ユネスコ世界遺産委員会の勧告に対応するためであり、史跡等整備基本計画（修復・公開活用計画）として策定することを記載した。

#### 第2節 計画の目的及び構成

計画の目的が史跡等の現状・課題の把握、あるべき将来像の設定、基本方針及び具体的な方策等を示すことであることを記載した。

#### 第3節 委員会の設置

計画策定にあたっては、史跡等ごとに専門家による委員会を設置し、助言を受けながら、萩市（又は宗教法人松陰神社）が策定することを記載した。

### 第2章 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題

#### 第1節 萩反射炉の概要、価値、現状及び課題

萩反射炉の概要及び価値並びに構成要素の概要及びその現状・課題について記載した。

#### 第2節 恵美須ヶ鼻造船所跡の概要、価値、現状及び課題

恵美須ヶ鼻造船所跡の概要及び価値並びに構成要素の概要及びその現状・課題について記載した。

#### 第3節 大板山たたら製鉄遺跡の概要、価値、現状及び課題

大板山たたら製鉄遺跡の概要及び価値並びに構成要素の概要及びその現状・課題について記載した。

#### 第4節 萩城下町の概要、価値、現状及び課題

萩城下町の概要及び価値並びに構成要素の概要及びその現状・課題について記載した。

#### 第5節 萩地域の概要、価値、現状及び課題

明治日本の産業革命遺産の5つの構成資産がある萩地域の概要及び価値、並びに修復・公開活用事業を実施するにあたって考慮すべき現状及び課題について記載した。また、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値、「エリア1 萩」等の位置付け及び構成資産等が辿った変遷・発展について記載した。

### 第3章 基本方針

#### 第1節 全体構想（ヴィジョン）

「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）並びに萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町の将来像について記載した。

## 第2節 方針

「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）並びに萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町の将来像を踏まえた今後の事業の方針について記載した。

## 第4章 調査研究

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における発掘調査、文献資料調査、来訪者調査等の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における発掘調査、文献資料調査、その他修復・公開活用に必要な調査の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第5章 建造物・遺跡の修復

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における建造物・遺跡の修復について、具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における建造物・遺跡の修復について、具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第6章 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における地区区分、動線計画、地形造成・環境整備、修景・植栽、案内・解説施設、管理施設・便益施設、公開・活用施設の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における地区区分、動線計画、地形造成・環境整備、修景・植栽、案内・解説施設、管理施設・便益施設、公開・活用施設の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第7章 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における緩衝地帯の修景・保全の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における緩衝地帯の修景・保全の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第8章 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における情報発信の拠点としての活用、地域社会の参画、関係者の能力開発の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における情報発信の拠点としての活用、地域社会の参画、関係者の能力開発の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

## 第9章 事業の実施

### 第1節 「エリア1 萩」

「エリア1 萩」における事業計画、事業の推進体制の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### 第2節 各史跡等（構成資産）

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡及び萩城下町における事業計画、事業の推進体制の具体的な内容、手法、及び手順等について記載した。

### （3）計画策定の対象範囲

計画策定の範囲は、萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡・萩城跡・萩城下町・木戸孝允旧宅・松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅及び重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区（以下「堀内伝建地区」という。）の範囲、世界遺産の構成資産である萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町及び松下村塾の範囲とし、必要に応じてこれらの史跡等及び構成資産の周辺を対象に含めるものとし、本計画においてはこの範囲を「萩地域」という。

### 第3節 委員会の設置

4つの構成資産を構成している7つの史跡等の「整備基本計画」の策定にあたっては、計画内容について議論するとともに、関係の専門的知見を反映するために、専門家による委員会を設置した。

以下に委員会ごとの委員名簿・審議経過等の概要を記載する。また、各委員会の設置に係る規約については、巻末に付属資料として掲載する。

#### 第1項 委員会名簿

各委員会の名簿を以下に示す。

##### 萩反射炉整備委員会

氏名	所属・専門
渡辺 一雄	梅光学院大学 文学部 日本文学科 客員教授 【考古学】
長谷川 直司	国土交通省 国土技術政策総合研究所 住宅研究部長 【建築構法】
北河 大次郎	(独) 国立文化財機構東京文化財研究所 保存修復科学センター近代文化遺産研究室長 【土木史】
樋口 尚樹	松陰神社至誠館 館長 【地方史学】
道迫 真吾	萩博物館 学芸班主任学芸員 【歴史学】

##### 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会

氏名	所属・専門
安達 裕之	東京大学 名誉教授 日本海事史学会 会長 【造船史】
小川 亜弥子	福岡教育大学 教育学部 教授【日本史学(日本近世史・明治維新史)】
渡辺 一雄	梅光学院大学 文学部 日本文学科 客員教授 【考古学】
笹田 朋孝	愛媛大学 法文学部 准教授 【考古学】
小野 興太郎	福栄文化遺産活用保存会 会長 【地元代表】
道迫 真吾	萩博物館 学芸班主任学芸員 【歴史学】

##### 史跡萩城跡等整備委員会

氏名	所属・専門
服部 英雄	九州大学 名誉教授 熊本県立くまもと文学・歴史館 館長 【歴史】
篠原 修	東京大学 名誉教授 特定非営利活動法人GSデザイン会議 代表 【都市景観】
仲 隆裕	京都造形芸術大学 芸術学部 歴史遺産学科 教授 【庭園指導】
渡辺 一雄	梅光学院大学 文学部 日本文学科 客員教授 【考古学】
樋口 尚樹	松陰神社至誠館 館長 【地方史学】

堀内・平安古伝建地区整備活用協議会（専門部会）

氏名	所属・専門
三村 夏彦	萩市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長
堀 賀貴	九州大学 大学院 人間環境学研究院 教授 【建築史】
江面 嗣人	岡山理科大学 工学部 建築学科 教授 【建築史】
西山 徳明	北海道大学 大学院 観光創造専攻 教授 【都市計画】

第2項 事務局構成  
(事務局)

萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課

氏名	所属	役職
松浦 好洋	萩市まちじゅう博物館推進部長	総括（平成28年度）
杉山 寛校	萩市まちじゅう博物館推進部長	総括（平成29年度）
大槻 洋二	同 文化財保護課長	総括・萩反射炉
阿武 宏	同 文化財保護課世界文化遺産室長	総括
大平 憲二	同 文化財保護課世界文化遺産室次長	総括（平成29年度）
中村 達也	同 文化財保護課統括専門職	萩城下町（萩城下町・木戸孝允旧宅）
市瀬 公俊	同 文化財保護課長補佐	大板山たたら製鉄遺跡
中村 浩二	同 文化財保護課文化財保護係長	計画策定事業
柏本 秋生	同 文化財保護課文化財保護係主任専門職	萩反射炉・萩城下町（萩城跡）
西川 雄大	同 文化財保護課文化財保護係主任専門職	恵美須ヶ鼻造船所跡
國光 貴子	同 文化財保護課まちなみ保存係長	萩城下町（堀内伝建地区）
國光 知広	同 文化財保護課まちなみ保存係主任	同上（平成28年度）
神崎 紘充	同 文化財保護課まちなみ保存係主任	同上（平成29年度）
長岡 夕美	同 文化財保護課文化財保護係主任	萩城下町（萩城跡・萩城下町・木戸孝允旧宅）
江村 佐季	同 文化財保護課文化財保護係主任	恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡（平成28年度）
松尾 優平	同 文化財保護課文化財保護係	萩反射炉
黒川 恵	同 文化財保護課文化財保護係	恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡（平成29年度）

(庁内関係課)

- 総務企画部 企画政策課
- 商工観光部 観光課
- まちじゅう博物館推進部 都市計画課
- 〃 まちじゅう博物館推進課
- 〃 萩・明倫学舎推進課

(関係機関 オブザーバー)

- 文化庁 文化財部 記念物課
- 内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室
- 山口県教育庁 社会教育・文化財課

(支援業務受託者)

- (株) 中桐造園設計研究所



### 第3項 委員会経緯

#### 萩反射炉整備委員会

年度	回	開催日	審 議 内 容
平成 28年度 (2016)	1	平成29年 (2017) 3月29日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
平成 29年度 (2017)	2	平成29年 (2017) 6月7日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針 4. 調査研究 5. 建造物・遺跡の修復 6. 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用 9. 事業の実施

#### 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会

年度	回	開催日	審 議 内 容
平成 28年度 (2016)	1	平成28年 (2016) 8月19日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
	2	平成29年 (2017) 2月7日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
平成 29年度 (2017)	3	平成29年 (2017) 5月24日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針 4. 調査研究 5. 建造物・遺跡の修復 6. 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用 9. 事業の実施

史跡萩城跡等整備委員会

年度	回	開催日	審議内容
平成 28年度 (2016)	1	平成28年 (2016) 8月25日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
	2	平成29年 (2017) 3月23日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針 4. 調査研究 5. 建造物・遺跡の修復 6. 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用 9. 事業の実施
平成 29年度 (2017)	3	平成29年 (2017) 5月18日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針 4. 調査研究 5. 建造物・遺跡の修復 6. 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用 9. 事業の実施

堀内・平安古伝建地区整備活用協議会（専門部会）

年度	回	開催日	審議内容
平成 28年度 (2016)	1	平成28年 (2016) 7月27日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針
	2	平成29年 (2017) 2月10日	1. 計画策定の経緯及び目的 2. 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題 3. 基本方針

## 第2章 史跡等及び構成資産・エリアの概要及び現状・課題

### 第1節 萩反射炉の概要、価値、現状及び課題

#### 第1項 史跡の概要及び価値

##### (1) 史跡の概要

反射炉は西洋で開発された金属溶解炉である。欧米列強に対する危機感が高揚した江戸時代後期、蘭書によって日本に反射炉の知識がもたらされ、幕府及び一部の藩がその導入に取り組んだ。それは、旧来の大砲に代わる鉄製の洋式大砲を必要としたためであった。嘉永4年(1851)に佐賀藩が日本で最初に反射炉を完成させ、薩摩藩、伊豆韮山代官所(幕府天領)、水戸藩、萩(長州)藩が続いた。また、民間でも安心院(大分県)、六尾(鳥取県)、大多羅(岡山県)などにおいて相次いで反射炉が築造された。

萩(長州)藩では、ペリー来航後の安政年間に反射炉の導入が試みられ、安政3年(1856)に試験的に反射炉の「雛形(試作炉)」を築造した。その後、実用炉の築造を検討したものの立ち消えになっていたことが、近年の文献調査により明らかとなった。

大正13年(1924)には、我が国の幕末期における近代工業化の歴史を示す貴重な史跡として、反射炉本体を中心とした区域が史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年(1919)制定)により、史蹟萩反射爐に指定された。その後、当用漢字表(昭和21年(1946)内閣告示第32号)により蹟は跡、爐は炉と表すこととなったため、名称は史跡萩反射炉となった。

萩反射炉の発掘調査や保存整備事業は、昭和48年(1973)の敷地の一部公有化を契機として昭和61年(1986)まで継続して行われ、その間の昭和55年(1980)には炉の焚口の延長部が存在すると考えられる地区が追加指定され、保存が図られてきた。図2-1-1に萩反射炉及びその周辺位置を示す。

(出典：『史跡萩反射炉保存管理計画』)

##### (2) 指定の経緯及び指定範囲

名称	萩反射爐 → 萩反射炉(はぎはんしゃろ)
指定年月日	大正13年(1924)12月9日(内務省告示第777号)
追加指定年月日	昭和55年(1980)3月22日(文部省告示第43号)
所在地	山口県萩市大字椿東字上ノ原
所有者	萩市
指定面積	3,833 m <sup>2</sup> (図2-1-1参照)

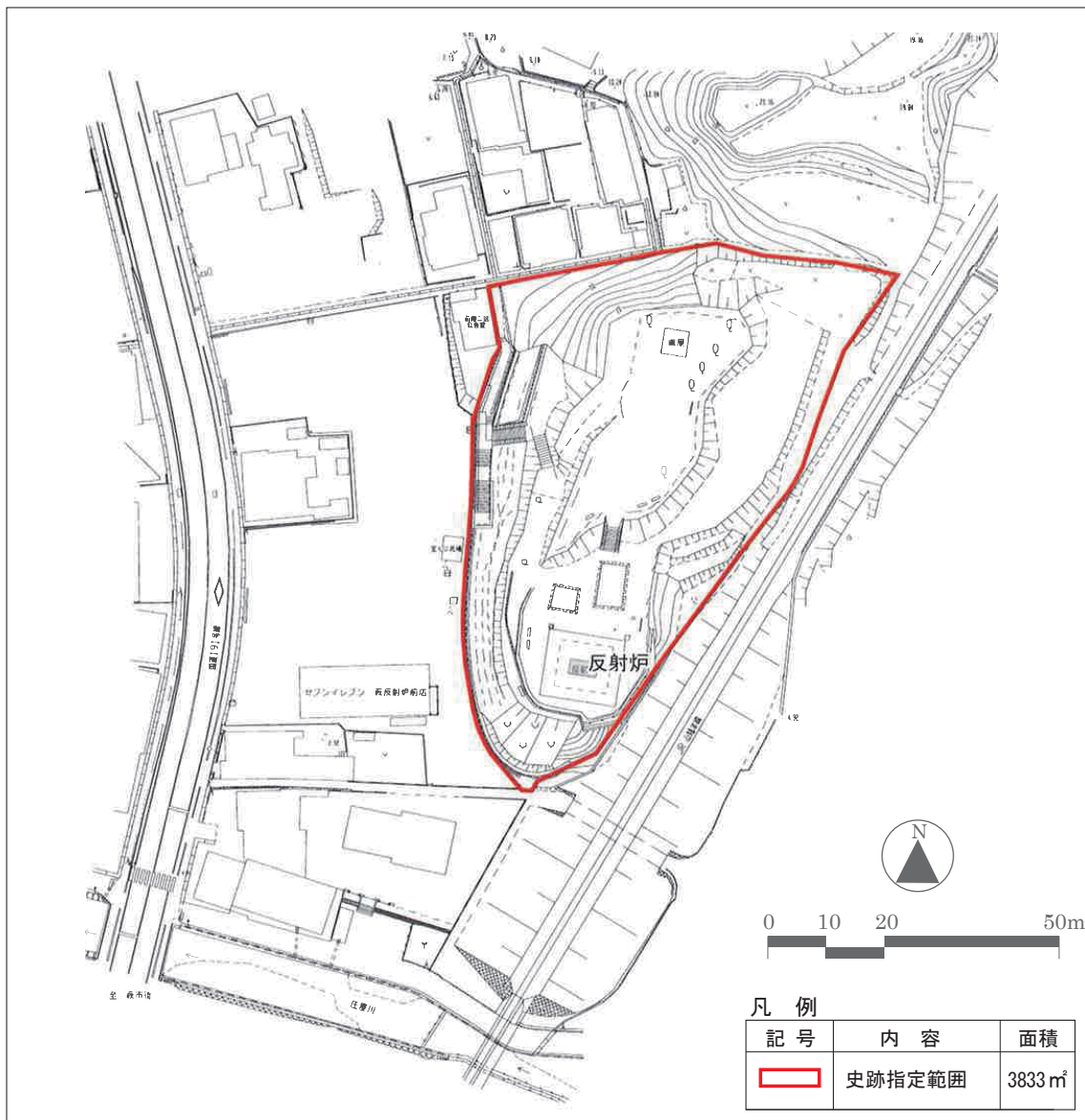


図 2-1-1 史跡萩反射炉の指定範囲図

(3) 指定理由

(指定理由)

萩町ノ郊外前小畑ニ在リ幕末海防ノ急ヲ告グルヤ安政年間（1854～1860）萩藩製鐵所ヲ此ノ地ニ營ミ主トシテ艦船銃砲其ノ他兵器製造ノ用ニ供シタリ

反射爐ハ玄武岩及ヒ煉瓦ヲ以テ築造セラレ基底ハ長方形ニシテ上方ニ漸次狭小トナリ分レテ二本ノ煙筒トナレリ明治二十七年（1894）地震ノタメ其ノ煉瓦ノ一部ヲ崩壞セシモ善ク舊態ヲ保存セリ

(追加指定理由)

史跡萩反射炉は、幕末に萩藩が設けた兵器製造のための製鉄所の跡として、炉の部分が生跡に指定されている。今回、炉の焚口の延長部が存在すると考えられる地区を追加指定して保存の万全を図るものである。

(参照：文化庁「国指定文化財等データベース」)

(4) 絵図等

現在確認されている萩反射炉の古写真は表のとおりである。

表 2-1-1 絵図等一覧

<p>大正 10 年 (1921)</p> <p>絵はがき  (萩博物館蔵)</p>		<p>現在確認できる最も古い絵はがきである。写真下には、「長門萩名所 反射炉遺構安政年間長州藩の兵器製造用として建造せしもの」と書かれている。反射炉本体を北側から撮影している。</p>
<p>時代不明</p> <p>絵はがき  (山口県文書館蔵)</p>		<p>葉書上部に「(山口懸萩史蹟) 反射爐遺跡 安政年間長州藩ノ兵器製造用トシテ建造セシモノ」と書かれている。反射炉本体を南側から撮影しており、煙道部分に漆喰が残されている。</p>

## (5) 歴史年表

以下に、萩反射炉の製造から史跡指定を受けるまでの経緯を歴史年表としてまとめる。

表 2-1-2 萩反射炉関連年表①

年 代	事 項
安政2年(1855) 7月27日	萩(長州)藩は藩士山田宇右衛門・藤井百合吉・岡義右衛門、大工棟梁小沢忠右衛門に対して九州へ出張を命じる。
8月16日	岡義右衛門・山田宇右衛門・藤井百合吉は萩を出発する。
8月17日	萩(長州)藩は佐賀藩主鍋島直正に旋風台雛形(大砲模型)を贈呈するため、小沢忠右衛門を使者として派遣する。
8月	萩(長州)藩は佐賀藩に対し、鉄煩铸造(反射炉による鉄製大砲铸造)、砲薬調製、医薬局などの伝授を申し入れたが、鉄煩铸造などはいまだ研究途上にあることなどを理由に謝絶される(同年8月23日付の萩(長州)藩家老あて佐賀藩家老書状による)。
9月	萩(長州)藩は薩摩藩に対し、軍艦製作・台場築造・砲薬製錬・鉄煩铸造の伝習を依頼する(同年9月20日付の萩(長州)藩家老あて薩摩藩家老書状による)。
9月30日	薩摩藩から返答があり、大船製造(軍艦建造)の伝習については許諾されるも、鉄張筒(反射炉による鉄製大砲铸造)の伝習については謝絶される。
10月15日	萩(長州)藩は岡義右衛門らの薩摩藩への派遣を決定する。
11月21日	萩(長州)藩は藩士村岡伊右衛門を大砲製造及び鶴江台場・玉薬調製・反射炉取立などの御用懸りに任じる。
11月23日	萩(長州)藩は長屋与三兵衛(藩士長屋勘兵衛の嫡子)を反射炉取立の御用懸りに任じる。
11月30日	藩士前田孫右衛門は、萩における鉄煩铸造などに関する進捗状況を、書状で江戸藩邸の小川七兵衛らへ報告する。 報告内容：萩(長州)藩内では、鉄煩铸造や錐通し水車仕掛け(砲身の中割り動力用)について論議があり、水車の雛形(試作品)を設けた。さらに小沢忠右衛門が佐賀藩へ出張した際、反射炉の現物を見学して描いた図面により詳細にわかったため、付属の器具類をつくり、年明け早々に築造にとりかかる下準備をする。
12月27日	小川らは前田からの書状の内容について承認し、前田宛てに書状を返送する。
安政3年(1856) 4月17日	萩(長州)藩は藩士岡辰之允を反射炉築造及び錐通し水車仕掛け取建の御用掛りに任じる。
11月19日	萩(長州)藩は先だって反射炉の雛形(試作炉)を築き、大砲などの铸造を試みたが、本式に反射炉を築造することを中止する。 中止理由：平錐台(砲身に砲腔をあけるための加工機器)ほかの施設にどれほどの経費がかかるか見当がつかないこと、昨冬(安政2年(1855)10月)の江戸大地震の影響で資金の調達が難しいこと、日本最初の反射炉を築いた佐賀藩でさえも研究途上であることなど。

表 2-1-2 萩反射炉関連年表②

年 代	事 項
安政 5 年 (1858) 3 月	藤井百合吉は藩に意見書を提出し、鉄焔鑄造、砲台（大砲を据え付けるための台）、洋式造船、蒸気機関、着発弾などについて長崎で研究させてほしいと願い出た。
7 月 20 日	萩（長州）藩は願い出を容認する。 藤井は、反射炉については「鉄焔新書」を参考に、鉄製大砲だけでなく銅製大砲の場合でも自然の風力で溶解できるため、人力が省けて大変便利であると指摘する。
安政 6 年 (1859) 7 月 19 日	萩（長州）藩内の西洋学所から明倫館へ、大砲軍艦を中心とする軍事科学関連書物の引き渡し完了する。そのリストの中に「鉄焔鑄鑑図付 四冊」が挙げられる。
文久 3 年 (1863) 3 月 25 日	萩（長州）藩は藩士大和又四郎を瀬戸崎浦究役に任じる。
6 月 18 日	萩（長州）藩は、両大津宰判に配付の銃筒（鉄製大砲）のうち、錆で酸化が激しく損傷した大砲については反射炉で溶解し、弾丸に鑄造し替えるため、大和又四郎に対して見合を命じる。
11 月 27 日	萩（長州）藩は藩士村田蔵六（大村益次郎）を御撫育方御用掛りに任じ、御手当方御用掛りにについてもこれまでの通り任じる。ただし、銅・鉄類の諸山（鉾山）採掘の検討、鉄焔鑄造などについての調査も任じる。
元治元年 (1864) 5 月 4 日	萩（長州）藩は藩士北条源蔵を鉄焔鑄造御用掛りに任じる。
5 月 11 日	萩（長州）藩は藩士村田蔵六・郡司千左衛門に対し、鉄焔御用取調をも命じる。
明治 31 年 (1898) 4 月 3 日	見島沖を震源とするマグニチュード 6.8 の地震が長門・周防地方で発生。この地震により煙突上部が欠損した可能性が高い。
大正 13 年 (1924) 12 月 9 日	史蹟名勝天然記念物保存法により、史蹟萩反射炉に指定
昭和 21 年 (1946)	当用漢字表（昭和 21 年（1946）内閣告示第 32 号）により、史跡萩反射炉に名称変更
昭和 49 年 (1974) ~ 昭和 61 年 (1986)	発掘調査、保存整備事業実施
昭和 55 年 (1980) 3 月 22 日	史跡追加指定

## 【参考文献】

道迫真吾「萩反射炉関連史料の調査研究報告（第二報）」『萩博物館調査研究報告第 7 号』萩博物館 2012 年  
萩市教育委員会『史跡萩反射炉保存整備事業報告書』1987 年

## (6) 保存整備事業（昭和期）

萩反射炉は、大正13年（1924）に国の史跡指定を受けてから半世紀は、大きな修復は行われず保存が図られていたが、経年劣化に加え、風雨や振動、樹木の生長になど様々な要因により、破損や傾斜が認められるようになったことから、その対策を検討する予備調査を経て、昭和48年（1973）に事業に先行して土地の一部買上げの後に、昭和49年度～昭和61年度（1974～1986）にかけて保存整備事業が実施された。

事業は、反射炉本体の状況を把握するための各種の調査や測定と、その成果を踏まえた各種の補強・対策工事から成り、下記の表のとおり実施された。このうち、発掘調査については、この後に別に詳述する。

調査については、地質や振動に関する基礎調査から、反射炉本体の亀裂幅、変位量などを継続的に観測する調査が実施された。工事については、周辺の擁壁整備、足元への耐圧盤設置、H型鋼支柱の設置などの反射炉本体の安定を図るための間接的な補強工事に加え、上層部煉瓦や下層部石積の空隙及び目地の充填、上層部煙突内部のセメントモルタル充填補強などの反射炉本体に対する直接的な補強工事の他、園路の階段整備、斜面への植栽、説明板設置などの環境整備工事が実施された。

これらの保存整備事業の成果は『史跡萩反射炉保存整備事業報告書』（萩市教育委員会、昭和62年）に纏められている。

表2-1-3 保存整備（昭和期）の事業年表

年度	調査等	工事
(48)	(史跡土地買上げ)	
49	地質調査、振動調査	調査対策工事
50	写真測定、亀裂幅測定	測定関連工事
51	変位量測定、亀裂幅測定（継続）	
52	変位量測定（継続）、亀裂幅測定（継続）	
53	発掘調査、亀裂幅測定（継続）	ボーリング工事、基礎部補強工事
54	史跡土地買上げ	
55	変位量測定（継続）、亀裂幅測定（継続）	基礎廻り補強工事、坑道入口補強工事、頂部覆蓋工事、不動点設置工事
56	計測管理、変位量測定（継続）、亀裂幅測定（継続）、史跡土地買上げ	松根空隙薬剤注入工事、石積目地空隙部充填工事
57	計測管理、亀裂幅測定（継続）	石積目地空隙部充填工事
58	計測管理、発掘調査、亀裂幅測定（継続）	地耐力増強工事、スラスト防止工事、煉瓦補強工事、頂部天蓋工事、フェンス工事
59	発掘調査、亀裂幅測定（継続）、地形測量	環境整備工事 (擁壁・階段・排水・植栽)
60	発掘調査、亀裂幅測定（継続）、変位量測定（継続）	環境整備工事 (園路・植栽・休憩施設)
61	亀裂幅測定（継続）、変位量測定（継続）	環境整備工事 (植栽・外柵・説明板等)



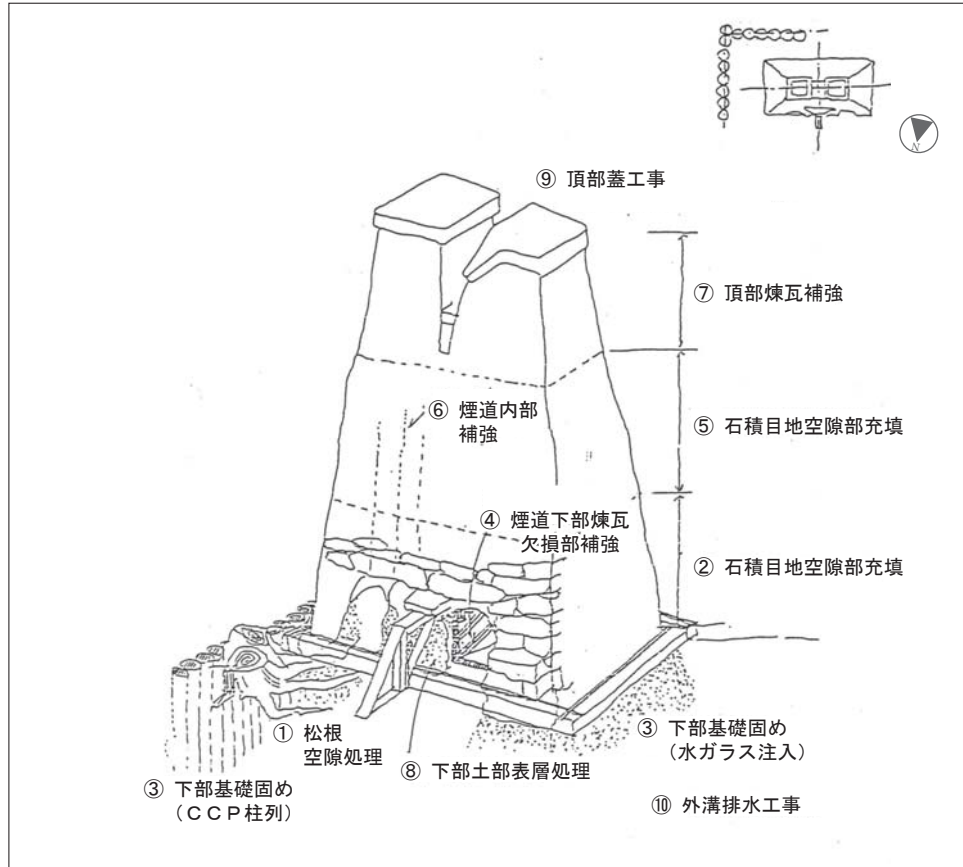
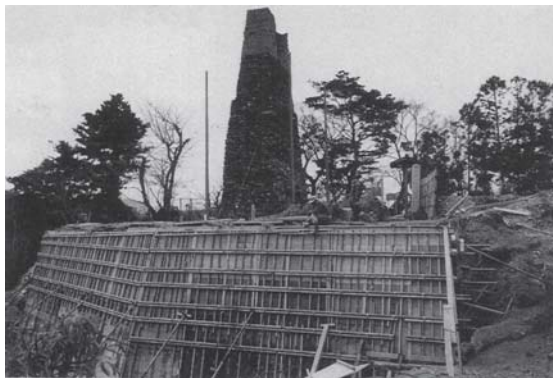


図2-1-2 反射炉本体の保存整備事業概要図



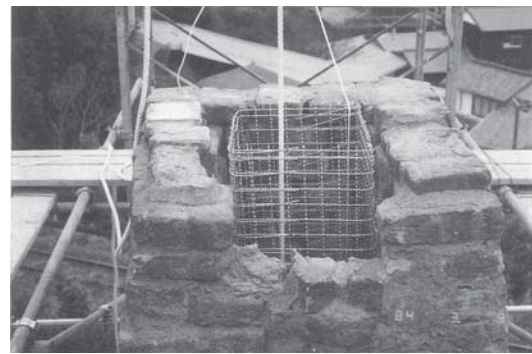
擁壁型枠設置状況



コンクリート耐圧盤下、敷砂利の圧縮状況



炉体北側中央部変形防止鋼製支柱の施工状況



東側煙突頂部より補強ステンレスメッシュ筋の吊込み状況



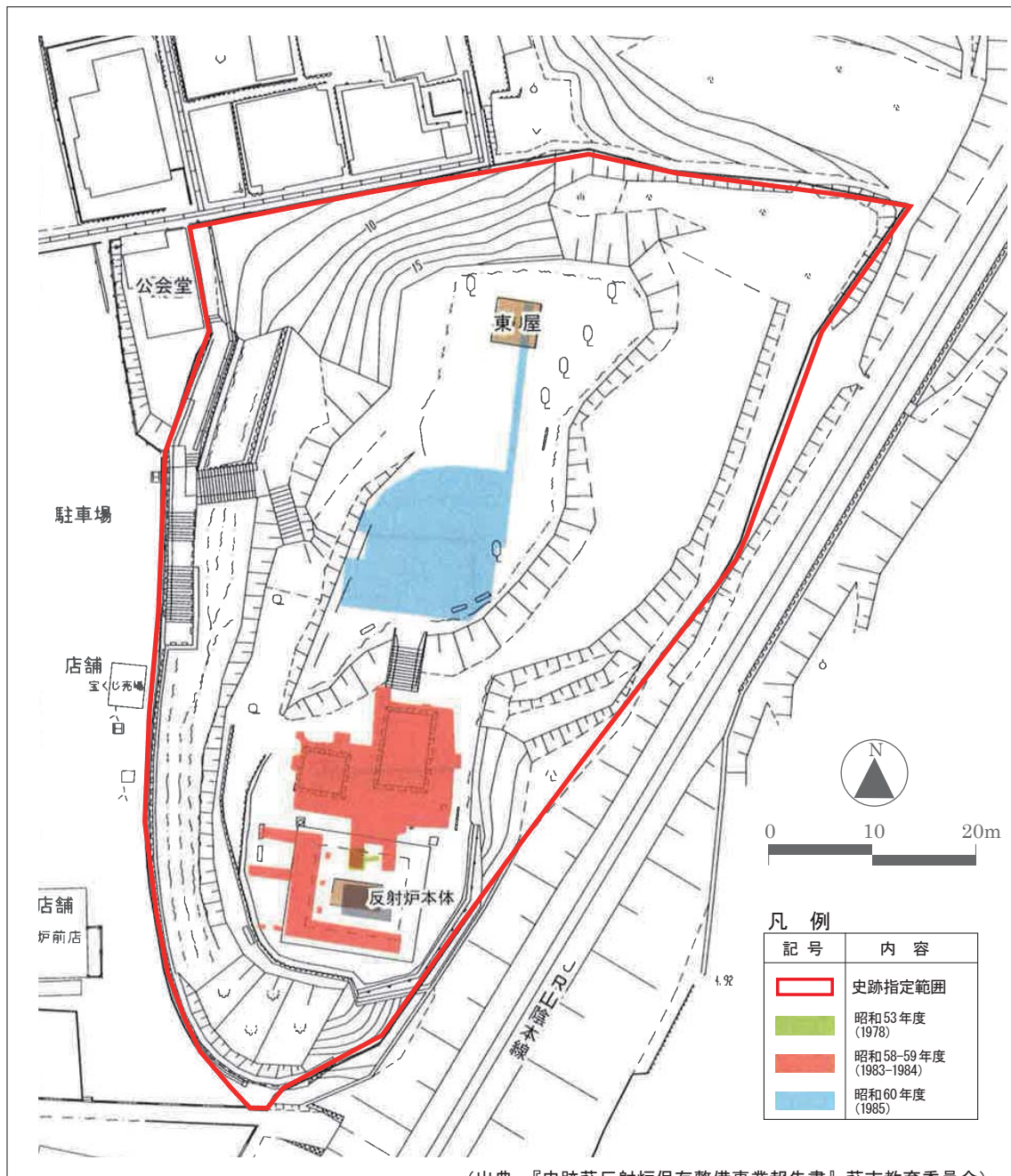
目地充填作業状況



マメツゲ植栽による遺構表示

(出典：『史跡萩反射炉保存整備事業報告書』萩市教育委員会 昭和62年)

(7) 発掘調査結果



(出典：『史跡萩反射炉保存整備事業報告書』萩市教育委員会)

図2-1-3 史跡萩反射炉における発掘調査位置図

表2-1-4 発掘調査結果の概要

年度	調査概要	発掘箇所	主な遺構・遺物	遺構・遺物の概要	所見	調査主体
昭和53年 (1978)	タックス樹脂による地盤強化に先立つ遺構の確認調査	煙突の北側 (炉前)	炉体基部の一部	幅1.2mの溝状。床は焼け締まる。	西側煙道孔に対応する遺構	山口県 教育委員会
昭和58年 (1983)	H鋼支柱周辺部のコンクリート補強に先立つ遺構の確認調査	煙突北側 (炉前)、 南側、西側	東西の炉体	東側炉体:3.7m×1.6m 西側炉体:2.0m×1.2m、性格不明の溝状遺構が取りつく。	被熱の程度は西側炉体のほうが強く操作は西側を主として用いたと考えられる。	山口県 埋蔵文化財センター
			掘立柱建物跡	棟方向:南北。2間×2間の主屋幅1.1mの庇が取りつく。 南北方向の柱間:1.8m 東西方向の柱間:1.0m	石炭等の燃料や溶融すべき金属材を置くための小屋掛けであったと想定される。	
昭和59年 (1984)	史跡の整備事業に先立つ反射炉関連遺構の確認調査	煙突北側 全域	掘立柱建物(東)	南北の柱間:1.8m	反射炉を取り囲む外柵と考えられる。	山口県 埋蔵文化財センター
			掘立柱建物(西)	棟方向:南北 南北長:7.94m(東側)、7.52m(西側) 東西長:4.84m(北側)、5.14m(南側)	掘場的な機能を持った建物であった可能性が高い。 両建物間の通路の位置は炉体の正面中央に対応する。	
昭和60年 (1985)	昭和55年に追加指定となった史跡指定地での遺構の確認調査	煙突北側の 台地	掘立柱建物(東)	南北の柱間:3.6m	調査区北半部は、後世の削平のため、遺構面が消滅している。 反射炉造営に際して山内に配置された関連施設と考えられる。	山口県 埋蔵文化財センター
			掘立柱建物(西)	棟方向:東西 南北長:3.5m、東西長:5.2m		

(出典:『史跡反射炉保存整備事業報告書』萩市教育委員会)

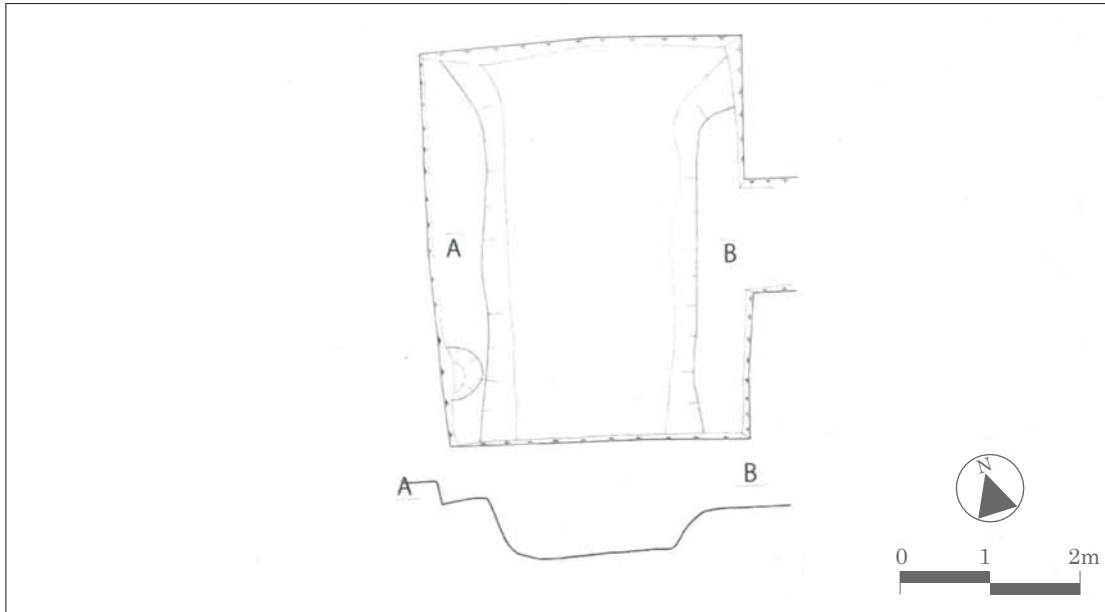


図2-1-4 昭和53年度(1978)発掘調査遺構図(炉体基部)

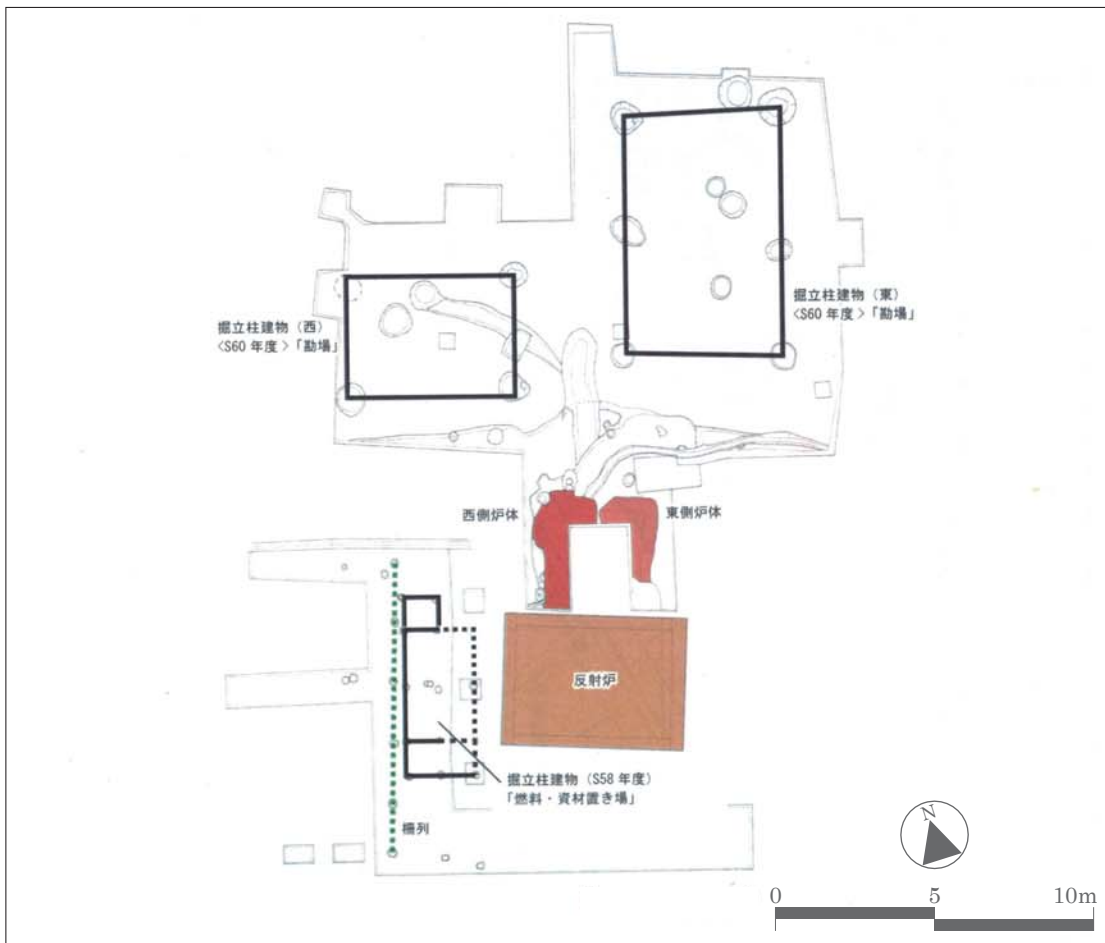


図2-1-5 昭和58-59年度(1983-1984)発掘調査遺構図

(出典：『史跡萩反射炉保存整備事業報告書』萩市教育委員会)

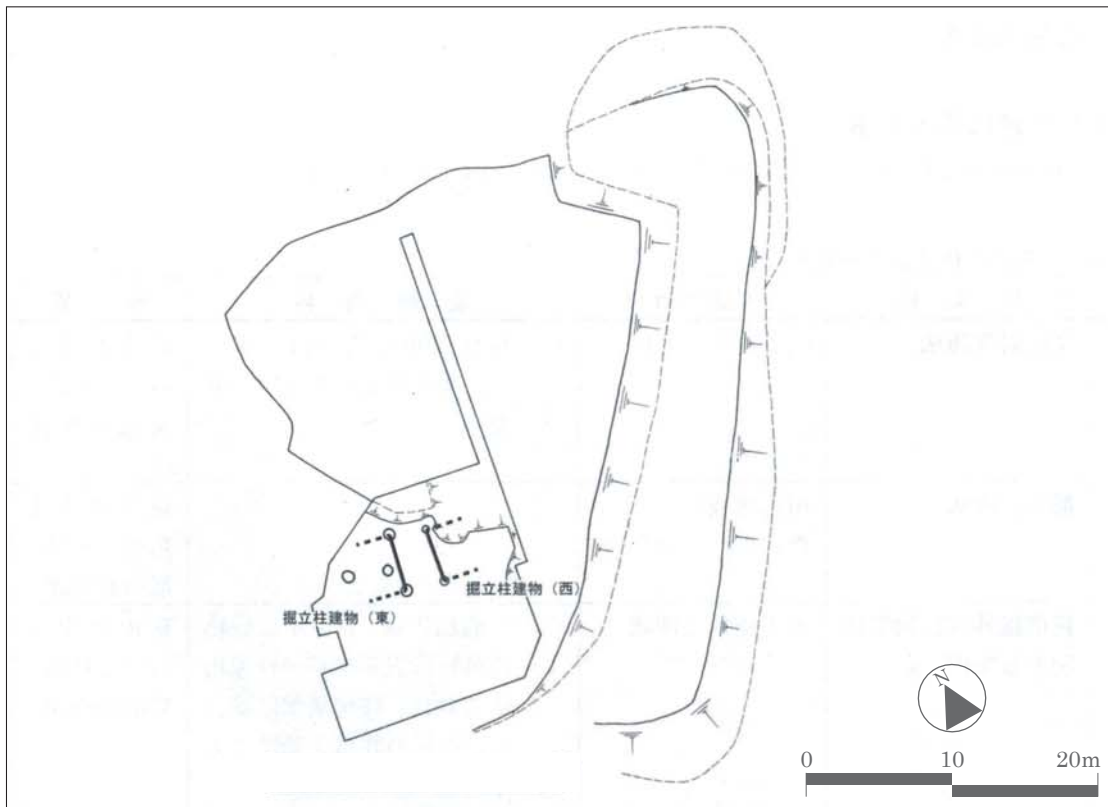


図2-1-6 昭和60年度(1985)発掘調査遺構図



炉床基部 (昭和53年度(1978)北側から)



反射炉西側建物及び柵  
(昭和58年度(1983)北側から)



反射炉北側建物  
(昭和59年度(1984)北側から)



建物遺構と柱穴群  
(昭和60年度(1985)北側から)

(出典:「史跡萩反射炉保存管理計画」)

### (8) 建造物基礎調査等（平成期）

昭和期の保存整備工事から四半世紀が経過するとともに、「明治日本の産業革命遺産」の構成要素のひとつとして萩反射炉が候補に挙げられたことから、平成 22 年度～平成 29 年度（2010～2017）にかけて、今後の修復に向けた方針の検討と、そのための基礎的な調査等が実施された。

調査は、近年の技術を使った三次元測量による基礎図面の作成、反射炉本体の劣化・破損状況や空隙、物性などの調査の他、当面の維持に必要な補修工事などを実施した。

調査等は、萩反射炉修理委員会において審議しつつ実施し、その成果を受け、「明治日本の産業革命遺産」に登録された平成 27 年度（2015）に修理方針を決定した。これにより修理委員会を終了し、具体的な修復・整備内容の検討を目的とした萩反射炉整備委員会を設置し、本計画の策定を行うとともに、これに先立ち、平成 28・29 年度（2016・2017）に今後の修復に必要な試験を行うための試験用煉瓦の検討・製作を行った。

表 2-1-5 建造物基礎調査等（平成期）の年表

年度	内 容	委 員 会
22	三次元測量による基礎図面作成	
23	調査足場設置、各部劣化・破損状況調査、打診調査、レーダー探査、サンプル採取による物理試験・成分分析	萩反射炉修理委員会開催 (平成 24 年 3 月)
24	補修内容検討・設計	萩反射炉修理委員会開催 (平成 25 年 1 月、3 月)
25	三次元測量による変位量測定、内部空隙レーザ探査、煙突天蓋改良工事、補強鉄骨補修工事	萩反射炉修理委員会開催 (平成 25 年 11 月、平成 26 年 3 月)
26	構造診断予備調査	萩反射炉修理委員会開催 (平成 26 年 11 月、平成 26 年 3 月)
27	修理方針決定	萩反射炉修理委員会開催 (平成 27 年 3 月)
28	試験用煉瓦仕様検討（材料、配合、焼成温度等）	萩反射炉整備委員会設置・開催
29	試験用煉瓦製作	萩反射炉整備委員会開催



調査用足場



内部空隙レーザー探査



修理委員会現地視察



煙突天蓋改良工事

萩反射炉修理委員会委員（平成23年度～平成27年度）

- |       |   |
|-------|---|
| 國守 進  | 山口県立大学名誉教授                                |
| 村上 隆  | 京都美術工芸大学美術工芸学科教授                          |
| 中山 俊介 | 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所保存修復科学センター近代文化遺産研究室長 |
| 青木 孝義 | 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授                       |
| 渡辺 一雄 | 梅光学院文学部日本文学科教授                            |
| 樋口 尚樹 | 萩博物館学芸専門監兼副館長                             |
| 道迫 慎吾 | 萩博物館学芸班主任研究員兼世界遺産推進課推進係                   |
- （役職は平成27年度末時点）

## (9) 史跡の本質的価値

### ①自力による大砲鑄造の近代化を試みた証し

嘉永6年(1853)のペリー来航前後の日本では、欧米列強に対抗するために、旧来の青銅製大砲に代わる強力な鉄製大砲の自力生産が模索され始めた。近年の文献調査及び考古調査から、現存する萩反射炉は安政3年(1856)に築造された試作炉であると考えられており、試作炉としては世界で唯一のものである。萩反射炉は、萩(長州)藩が軍事力強化の一環として、鉄製大砲の自力での生産を目指し、試行錯誤しながら反射炉の導入に取り組んだ証しである。

### ②日本の近代産業史上、貴重な遺跡

嘉永4年(1851)、佐賀藩が日本で最初に反射炉を完成させ、薩摩藩、伊豆韮山代官所(幕府天領)、水戸藩、萩(長州)藩が続いた。また民間でも、安心院(大分県)、六尾(鳥取県)、大多羅(岡山県)などで反射炉が築造された。それらのうち、反射炉の遺構が現存するのは、萩反射炉と韮山反射炉(静岡県)の2基だけであり、日本の近代産業史上、貴重な遺跡である。

### ③地域環境を活かした立地と、地域素材・技術を活用して築造された資産

反射炉の立地条件として、煉瓦・石材等の素材及び構築技術、技能者を得やすい窯業地であること、港に近いことなどがその選定理由であったと推察される。海岸を望む丘陵地の先端での構築には風を得やすいことのほかに、海岸からの眺望等に優れていることなどの象徴的な意図も推察される。

反射炉本体の築造には、耐火煉瓦の代用として近郊の安山岩を使用し、炉体周辺から出土した多くの窯道具から、小畑磁器の生産技術者の投入を想定することができる。地域の人材・技術を活用して築造した萩(長州)藩の幕末における軍備充実の熱意がうかがわれる歴史資産である。

### ④地域の歴史・観光資源として保存活用が図られてきた歴史遺産

萩反射炉は、大正13年(1924)という早い時期にその価値が認識され、史跡に指定され保存が図られてきた。昭和49年度(1974)からは、本格的な本体修理や周辺の発掘・整備が実施されるなど継続的な保存活動が行われてきた。さらに、大正10年(1921)頃には反射炉本体の写真が観光絵葉書として発行され、昭和7年(1932)には「大正の広重」と言われた吉田初三郎による「名勝萩と長門峡之図」にも描かれるなど、早くから萩の観光資源として広く活用されてきた歴史遺産である。

(出典：『史跡萩反射炉保存管理計画』)



## 第2項 史跡の構成要素の概要

### (1) 史跡を構成する要素

史跡萩反射炉及び世界遺産の構成資産萩反射炉を構成する要素は、以下に示すとおりである。

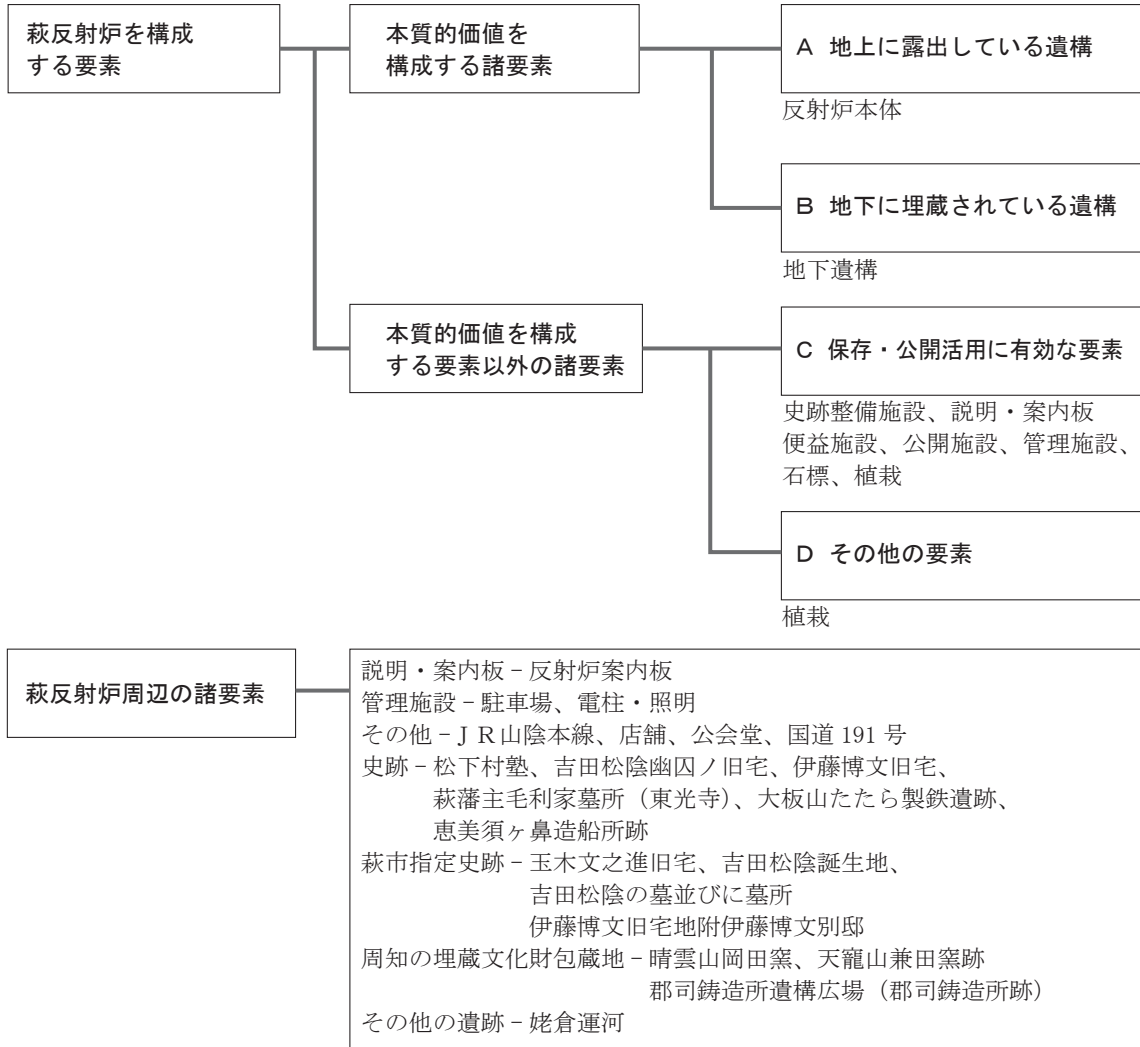


図 2-1-7 史跡を構成する要素

表 2-1-6 本質的価値を構成する諸要素の概要

区別	名称	概要	写真番号
A 地上に露出 している遺構	反射炉本体	基底部分は長方形で、頂上に向かって 8.0mまでは安山岩と赤土を使用し、先端の 2.5mは大きな煉瓦を使用している。全体の高さは 10.5mである。	①
B 地下に埋蔵さ れている遺構	地下遺構	昭和 53 年度（1978）と昭和 58～60 年度（1983～1985）の発掘調査で、炉体基部の一部、掘立柱建物跡を検出している。	-

（出典：『史跡萩反射炉保存管理計画』）

表2-1-7 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要①

区別	種別	名称	概要	写真番号
C 保存・公開活用 に有効な要素	備史跡 施設整	遺構平面表示	昭和 60 年度 (1985) の保存整備事業により設置した。発掘調査で検出した建物跡に盛土し、柱穴群にマメツグを植栽している。	②
	園路・ 舗装	遊歩道	昭和 60 年度 (1985) の保存整備事業により整備された。各所に表土流出が見られる。	③
		スロープ (東側)	平成 27 年度 (2015) 整備事業により、舗装 (60m) 及び柵を設置した。萩反射炉周辺のスロープ (北側) に接続する。	④
		反射炉本体 周辺舗装	昭和 61 年度 (1986) の保存整備事業により、反射炉本体の周囲に設置した。内部はコンクリートと白砂利で舗装し、周囲を煉瓦縁石で囲っている。	⑤
		間知石縁石	昭和 61 年度 (1986) の保存整備事業により、史跡指定地の丘陵上面の周囲に設置した。	⑥
	便 益 施 設	擬竹ベンチ	昭和 60 年度 (1985) の保存整備事業により設置した。擬竹風デザインで、史跡指定地内に 6 基設置している。	⑦
		東 屋	昭和 60 年度 (1985) の保存整備事業により、史跡指定地の丘陵上面の北部に設置した。約 3.0×3.0m の方形の木造寄棟造で、内部にテーブルとベンチを設置している。	⑧
	管 理 施 設	ガイド詰所	ガイドが常駐している。(9:00 ~ 17:00)	⑨
		世界遺産登 録記念銘	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であることを示す共通デザインの記念銘である。本体は耐候性鋼材、基礎は鈹滓レンガ、規模は地上高 170 cm、幅 80 cm である。	⑩
		史跡名称板	「史跡 萩反射炉」を 1 文字ずつ立体文字の金属板を擁壁にボルト留めして設置している。	⑪
		説明板 - 1	史跡指定地の入口及び反射炉本体の前に設置しているスチール製・可動式の説明板である。萩反射炉について解説している。	⑫
		説明板 - 2	昭和 61 年度 (1986) の保存整備事業により、丘陵上段東側に設置した。史跡萩反射炉の概要を説明している。鉄筋コンクリートの躯体に陶板 (萩焼) 張で縁取りし、盤面はアルミ製である。	⑬
		説明板 - 3	昭和 61 年度 (1986) の保存整備事業により、丘陵下段東側に設置した。反射炉のしくみについて解説している。鉄筋コンクリートの躯体に陶板 (萩焼) 張で縁取りし、盤面はアルミ製である。	⑭
	QRコード 案内板	史跡指定地の丘陵上面の中央の段差部付近に設置したスチール製・可動式の案内板である。盤面のQRコードを携帯で読み取ると、時代劇風の動画を見ることができる。	⑮	
	萩反射炉 説明板	史跡指定地の丘陵上面の中央の段差部付近に設置したスチール製・可動式の説明板である。萩反射炉について説明している。	⑯	
	囲 障		昭和 60 年度 (1985) の保存整備事業により、史跡指定地入口の園路沿いに竹穂垣を設置した。高さは約 0.9 ~ 1.1m。	⑰
			また、史跡指定地の丘陵上面に四つ目垣を設置している。	⑱
	史跡標柱	昭和 3 年 (1928) に、反射炉の北側に設置した花崗岩製の石標である。 (碑文) 史蹟反射爐 史蹟名勝天然記念物保存法ニ依 大正十三年十二月内務大臣指定 昭和三年三月建設	⑲	
	擬竹転落防 止柵	昭和 60、61 年度 (1985、1986) の保存整備事業により、史跡が位置する丘陵部の周囲に設置した。高さは約 0.8m で、擬竹風デザインである。	⑳	

表2-1-7 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区別	種別	名称	概要	写真番号
C 保存・公開活用 に有効な要素	管理施設	階段	昭和59年度(1984)保存整備事業により、史跡入口と史跡丘陵上部中央の段差部に設置した。段差部は擬木や丸太、袖壁は練石積、手摺は擬竹風デザインのもので使用されている。	⑳ ㉑ ㉒
		槍フェンス	昭和61年度(1986)保存整備事業により、反射炉本体周囲に設置した。南側は門扉が附属しており、基礎はレンガ張のコンクリートブロックを使用している。また、北面に「平成19年度経済産業省近代化産業遺産」のプレートを設置している。	㉓
		排水施設	昭和59～61年度(1984～1986)保存整備事業により、史跡丘陵上部の周囲に側溝を設置した。	㉔
		擁壁	昭和59年度(1984)保存整備事業により、史跡の周囲の法面に整備した練石積の擁壁である。高さは約6.0m。また、昭和61年度(1986)保存整備事業では、擁壁に「史跡萩反射炉」と刻まれた陶板(萩焼)製の名称板を設置した。史跡入口から公会堂裏にかけては、間知石積の擁壁を設置している。	㉕ ㉖
D その他の要素	植栽	高木・中木・低木	反射炉本体周辺に、樹高8～10mのサクラやイスノキが生育しており、海風を遮る防風林の機能を有している。 反射炉本体や東屋周辺にソメイヨシノが植栽されているが、根によって反射炉本体周辺の舗装や縁石が一部持ち上げられている。カイヅカイブキ及びサツキは昭和59～61年度(1984～1986)保存整備事業により植栽した。JR山陰本線の線路との境界部には、スギが植林されている。	㉗ ㉘

表2-1-8 萩反射炉周辺の諸要素の概要

種別	名称	概要	写真番号
管理施設	駐車場	アスファルト舗装されている。北側普通車9台、南側普通車11台、大型バス3台、マイクロバス1台。	㉙
	トイレ	平成28年度(2016)整備事業により、木造平屋(32㎡、男:小2基、大1基、女:5基、多目的1基)を駐車場南西部に設置した。	㉚
	電柱・照明	史跡指定地の西側の擁壁周辺に設置されている。	㉛
	道標	石柱、1基。「是ヨリ史蹟反射爐ニ至ル」の刻印あり。	㉜
	道路案内標識	国道191号沿いに誘導のための案内板が設置されている。全構成資産共通のデザイン1基と既存のもの1基がある。	㉝
	スロープ(北側)	平成27年度(2015)整備事業により、一部の用地購入(20㎡)を含めて、脱色アスファルト舗装(30m)及び柵を設置した。萩反射炉に至るスロープ(東側)に接続する。	㉞
公共施設	JR山陰本線	単線、史跡指定地の東辺に沿って南北に走る。	㉟
	国道191号	史跡指定地の西側に位置しており、史跡への主要アクセス道となっている。	㊱
その他	公会堂	史跡指定地北西部に隣接して存在する。	㊲
	店舗	史跡指定地の西南端近くにコンビニエンスストア、宝くじ売り場が存在する。	㊳

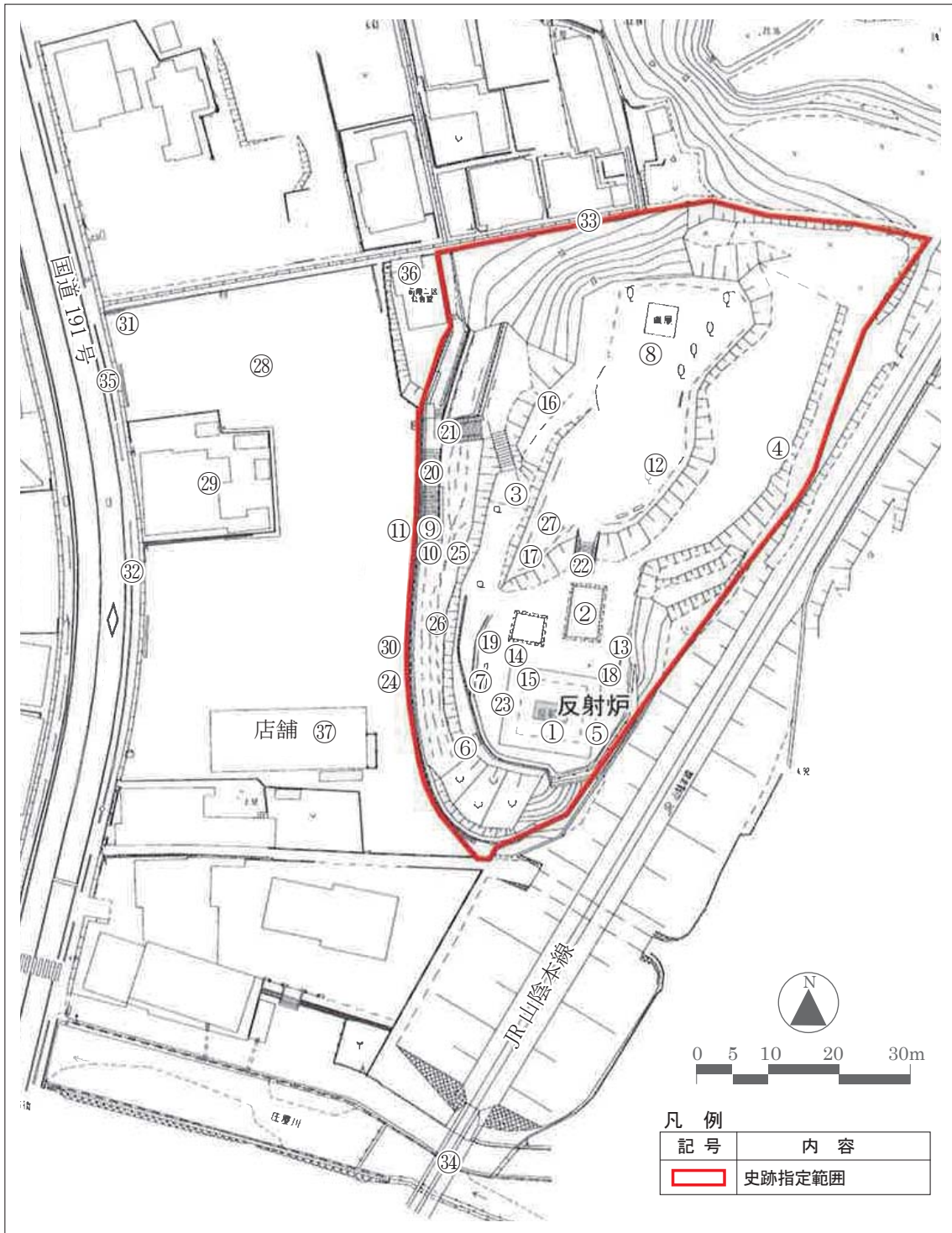


图 2-1-8 写真位置图



写真① 反射炉本体



写真② 遺構平面表示



写真③ 遊歩道



写真④ 東側園路のスロープ



写真⑤ 反射炉本体周辺舗装



写真⑥ 間知石縁石



写真⑦ 擬竹ベンチ



写真⑧ ガイド詰所と東屋



写真⑨ 世界遺産登録記念銘



写真⑩ 史跡名称板



写真⑪ 説明板 - 1



写真⑫ 説明板 - 2



写真⑬ 説明板 - 3



写真⑭ QRコード案内板



写真⑮ 萩反射炉説明板



写真⑯ 囲障 - 1 (竹穂垣)



写真⑰ 囲障-2 (四つ目垣)



写真⑱ 史跡標柱



写真⑲ 擬竹転落防止柵



写真⑳ 階段-1



写真㉑ 階段-2



写真㉒ 階段-3



写真㉓ 槍フェンス



写真㉔ 擁壁-1 (石積み)



写真⑳ 擁壁-2 (タイル張り)



写真㉑ 敷地内の植栽-1



写真㉒ 敷地内の植栽-2



写真㉓ 駐車場 (北側)



写真㉔ トイレ



写真㉕ 電柱と照明





写真⑳ 道標



写真㉑ 道標案内標識



写真㉒ スロープ (北側)



写真㉓ J R山陰本線



写真㉔ 国道 191 号



写真㉕ 公会堂



写真㉖ 店舗

(2) 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

表 2-1-9 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

<p>反射炉本体</p>	<p>萩（長州）藩が、安政3年（1856）に鉄製大砲製造を目的とした試作的に築造した反射炉。高さは10.5mで、基底部は長方形、頂上に向かって8mまでは安山岩と赤土、先端の2.5mは煉瓦から成る。</p>  <p>萩反射炉本体の現況</p>
<p>地下遺構</p>	<p>昭和53年度（1978）・昭和58～60年度（1983～1985）に発掘調査を実施した。昭和53年度（1978）及び昭和58年度（1983）の発掘調査によって、反射炉本体の前面に燃焼の跡がある炉の遺構及び柱穴を確認した。昭和59・60年度（1984・1985）の発掘調査によって、反射炉本体の北側及び丘陵の上段部分に掘立柱建物の柱穴を確認した。</p>  <p>萩反射炉本体の北側部分</p>  <p>丘陵の上段部分</p>

（参照：『萩地区管理保全計画』）

(3) 史跡としての価値を構成する要素と世界遺産としての価値を構成する要素との関係

表 2-1-10 史跡と世界遺産における価値を構成する要素の比較

	史跡の保存管理計画における本質的価値を構成する要素	世界遺産のCMPにおける顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素
価値を構成する諸要素	反射炉本体	反射炉本体
	地下遺構	地下遺構

『史跡萩反射炉保存管理計画』では、史跡の本質的価値を構成する要素として地上に露出している遺構及び地下に埋蔵されている遺構の双方について、それぞれ構成要素を定めている。

一方、CMPにおける構成要素については、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としている。

双方は、ともに同一の捉え方となっている。

### 第3項 構成要素の現状及び課題

史跡萩反射炉の諸要素の現状及び課題は、以下に示すとおりである。

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

表2-1-11 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

区分	名称	現 状	課 題
A 地上に露出している遺構	反射炉本体	<p>(上層部 煉瓦積み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風化、塩類・地被類の発生、雑草及び樹根によるクラックが見られる。</li> <li>・目地には空隙が目立ち、補修モルタルが残っている状態である。特に煉瓦部の損傷が激しい。</li> </ul> <p>(下層部 石積み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安山岩の石積みは、クラック・割れが見られる。</li> <li>・目地には漏水の跡が認められ、浮き・空隙が見られる。</li> </ul> <p>(煙 道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地面も湿っている状態で、地表に近い壁面の劣化が認められる。</li> <li>・煙突基部は鉄骨により補強されている。</li> <li>・その他、モルタルの劣化をはじめ焚口部分の煉瓦に劣化が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煉瓦の風化及び劣化の進行等による損傷部分の拡大が懸念される。</li> <li>・アカメガシワの生長及びシダ類の繁茂が、煉瓦部に悪影響を及ぼす。</li> <li>・組積造であるため、耐震性が低い。</li> <li>・石材の風化及び劣化の進行が懸念される。</li> <li>・組積造であるため、耐震性が低い。</li> <li>・全体的に塩類の発生が認められ、風化の進行が懸念される。</li> </ul>
B 地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構保護のための保護盛土が降雨等により一部流出している。</li> <li>・樹木根の生長が著しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による遺構の保護層や土砂の流出、樹木根の影響によって地下遺構が破損する可能性がある。</li> </ul>

(2) 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

表 2-1-12 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題①

区分	種別	名称	現状	課題
C 保存・公開活用 に有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示	・地下遺構を保護している盛土が一部流出している。	・遺構の平面表示についての解説板等もなく、わかりづらい。
	園路・舗装	遊歩道	・降雨等により、土砂流出が見られる。	・来訪者のスリップ・転倒の危険が考えられる。
		スロープ (東側)	・史跡指定地の北側には脱色アスファルト舗装が施された手摺つきのスロープを設置している。	・特に案内等も無く、来訪者が北側園路の入り口に気付きにくい。
		反射炉本体周辺舗装	・反射炉本体の下部には、コンクリートの耐圧盤が敷かれている。	・樹木根が現状に悪影響を及ぼしている。
		間知石縁石	・縁石の傾きが見られる。 ・落葉・土砂の堆積により、一部埋もれている。	・現時点の保存状況に関して、特に緊急の課題はない。
	便益施設	擬竹ベンチ	・コンクリート製で、特筆すべき劣化・破損等は見受けられない。	・現時点の保存状況に関して、特に緊急の課題はない。
		東屋	・木造平屋建寄棟造、卓やストールが設置されている。	・経年変化により部材の日焼けや破損等の抑制、防止が必要である。 ・現位置からは反射炉全体を見渡すことができない。
	管理施設	ガイド詰所	・木造平屋建、切妻造。  ・規模が小さく、利用者も少ない。	・周辺の樹木が生い茂り、鬱蒼としている。 ・来訪者が大勢来た場合、対応できない。
		世界遺産登録記念銘	・現況は良好である。	・特に課題は見られない。
		史跡名称板	・経年により、表面にやや劣化が見られるものの良好な状態にある。	・特に緊急の課題はない。

表2-1-12 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題②

区分	種別	名称	現状	課題
C 保存・公開活用 に有効な要素	管理施設	説明板-1	・スチール製で、特筆すべき劣化、破損等は見受けられない。	・現時点の保存状況に関して緊急の課題は特にない。
		説明板-2	・陶板（萩焼）張の部分にひび割れが見られる。	・破損部分の拡大及び不陸による傾き等の抑制、防止が必要である。 ・解説の内容が、実際の遺構と異なる。
		QRコード案内板	・周辺部分は土砂流出による不陸が見られる。	・現時点での保存状況に関しての緊急の課題は特にない。
		萩反射炉説明板	・スチール製で、特筆すべき劣化、破損等は見受けられない。	・現時点の保存状況に関して緊急の課題は特にない。
		囲障	・史跡入口の園路沿いに設置された竹穂垣は、現時点における保存状況は良好である。 ・史跡丘陵上部に設置された四つ目垣は、囲障の範囲が不明瞭な部分が見られる。	・経年変化等による劣化や破損等の抑制、防止が必要である。 ・統一感がない。
		史跡標柱	・現時点における保存状況は良好である。	・周辺の土砂が流出している。
		擬竹転落防止柵	・一部コンクリートが爆裂し、内部の鉄筋が露出している。	・爆裂部分の補修及び拡大の防止が必要である。
		階段	・現時点における保存状況は良好である。（階段-1）	・現時点の保存状況に関して緊急の課題は特にない。
			・丸太部分に劣化が見られる。 ・踏面の舗装部分に劣化や剥離が見られ、劣化部分からは雑草が発生している。（階段-2）	・丸太部分の劣化及び破損部分の修復が必要である。 ・スリップや転倒等の危険性がある。
			・現時点における保存状況は良好である。（階段-3）	・現時点の保存状況に関して緊急の課題は特にない。
		槍フェンス	・鉄製で、現時点における保存状況は良好である。	・反射炉本体の保存や景観、見学者の立ち入りの観点から、適切な意匠や設置範囲について検討が必要である。
		排水施設	・コンクリート製の開渠	・落葉や土砂の堆積により、排水不良を起こす可能性がある。
		擁壁	・現時点における保存状況は良好である。（擁壁-1）	・経年変化等により石材の風化・劣化、目地の開き等が発生する可能性がある。
			・現時点における保存状況は良好である。（擁壁-2）	・経年変化等により石材の風化・劣化、目地の開き等が発生する可能性がある。
D その他の要素	植栽	（高木・中木） ・ソメイヨシノ、イスノキ、ウバメガシ、カイヅカイブキ、スギ、タケ等 （低木） ・サツキ、ツツジ、マメツゲ、ツワブキ等	・樹木根による遺構への影響、視認性の確保等について検討が必要である。	

表 2-1-13 史跡周辺の諸要素の現状及び課題

種別	名称	現 状	課 題
管理施設	駐車場	・ 広大な駐車場で、大型バスも駐車可能。コンビニエンスストアと共有している。	・ 史跡入り口の景観にそぐわない。
	トイレ	・ 史跡との間に駐車場の動線が重なる。	・ 歩行者の安全性の向上を図る必要がある。
	電柱・照明	・ 現時点における保存状況は良好である。	—
	道標	・ 良好な状態にある。	・ 動線から外れた位置にあり、認識されていない。
	道路案内標識	・ 構成資産共通のものと既存のものが並設されている。	・ 既存のものが必要が低い。
	スロープ (北側)	・ 家屋が近接する狭隘部分がある。	・ 狭隘部分の解消を図る必要がある。
公共施設	J R 山陰本線	・ 列車の振動の影響はない。 ・ 観光列車の展望ポイントとなっている。	・ 列車からの展望を確保するため、樹木の管理が必要となる。
	国道 191 号	・ 史跡への主要アクセス道となっている。	・ 史跡入口の景観にそぐわない。
その他	公会堂	・ 史跡北西部に位置する市所有の切妻木造建物。利用は少ない。	・ 史跡入口の景観にそぐわない。
	店舗	・ 駐車場敷地内には、コンビニエンスストア及び宝くじ売り場が存在する。	・ 史跡入口の景観にそぐわない。 ・ 現時点の保存状況に関して、特に緊急の課題はない。

## 第2節 恵美須ヶ鼻造船所跡の概要、価値、現状及び課題

### 第1項 史跡の概要及び価値

#### (1) 史跡の概要

萩市大字椿東字小畑浦に位置する史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末期に萩（長州）藩の近代化の一環として、近代以前の港湾施設を利用して建設された造船所の遺跡である。

嘉永6年（1853）、幕府はペリー来航の衝撃から各藩の軍備・海防力の強化を目的として大船建造を解禁し、安政元年（1854）には萩（長州）藩に対して大船の建造を要請した。ついで安政2年（1855）、伊豆戸田村において西洋式の君沢型帆船（スクナー船）を建造した。それを受けて安政3年（1856）1月、萩（長州）藩は藩士の桂小五郎（後の木戸孝允）の軍艦製造の意見書に応じ、洋式造船技術と運航技術を学ばせるため、船大工棟梁の尾崎小右衛門を伊豆と江戸に派遣した。2月には萩（長州）藩主毛利敬親がスクナー船の建造を決定し、尾崎をスクナー船製造御用掛に任命した。4月、尾崎は戸田村でスクナー船建造にあたった船大工棟梁の高崎伝蔵らとともに萩に帰り、近海を視察、小畑浦の恵美須ヶ鼻に軍艦製造所を建設することを決定した。

安政3年（1856）12月には、萩（長州）藩最初の洋式軍艦（スクナー船）が進水した。新造と成ったスクナー船は、この年の干支にちなんで「丙辰丸」と命名された。丙辰丸は全長約24.5m（8丈1尺）、幅約6.1m（2丈1寸5歩）の木造帆船で、2本のマストに3枚の帆がついていた。なお、丙辰丸建造に際しては、大板山たたらでつくられた鉄が使用された。

安政4年（1857）8月には造船所は閉鎖されたが、翌年、萩（長州）藩では周布政之助が政務座役として安政の軍政改革を開始し、その総責任者に山田亦介を登用するとともに2隻目の洋式軍艦の建造を企画した。山田は閉鎖されていた恵美須ヶ鼻造船所の引き渡しを受け、現場を整備した。また、萩（長州）藩は13名の技術者を長崎に派遣して、さらなる知識を習得させた。

こうして、万延元年（1860）3月には萩（長州）藩2隻目の洋式軍艦の内部工事が終わった。この船も建造年の干支にちなんで「庚申丸」と命名され、5月には進水式が行われた。庚申丸は全長約43.6m（14丈4尺）、幅約8.4m（2丈7尺7寸2歩）で、丙辰丸の2倍近い全長があり、製造費も丙辰丸の約5倍を要した。

文化財としての調査は、平成8・9年度（1996・1997）に山口県教育委員会が実施した「山口県近代化遺産（建造物等）総合調査」が最初である。この調査において石造突堤が「恵美須ヶ鼻防波堤」として取り上げられ、「江戸時代以来の典型的な防波堤の特徴を今に伝えている点で極めて貴重である」との評価を受けている。その後、恵美須ヶ鼻造船所跡が、萩（長州）藩の近代化遺産のひとつとして注目されるようになったことから、平成20・21年度（2008・2009）に試掘調査・文献調査を実施し、平成24年（2012）に埋蔵文化財包蔵地として周知した。さらに同年遺構確認調査を実施した。平成25年（2013）には幕末の洋式造船技術の導入の様子を理解する上で貴重な遺跡であるとして、史跡に指定された。

（出典：「史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画」）



(2) 指定の経緯及び指定範囲

名称 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡 (えびすがはなぞうせんじょあと)  
 指定年月日 平成25年(2013)10月17日 (文部科学省告示第142号)  
 所在地 山口県萩市大字椿東字小畑浦 (図2-2-1 土地所有状況図参照)  
 指定面積 7,867.22 m<sup>2</sup> (図2-2-2 史跡指定範囲図参照)

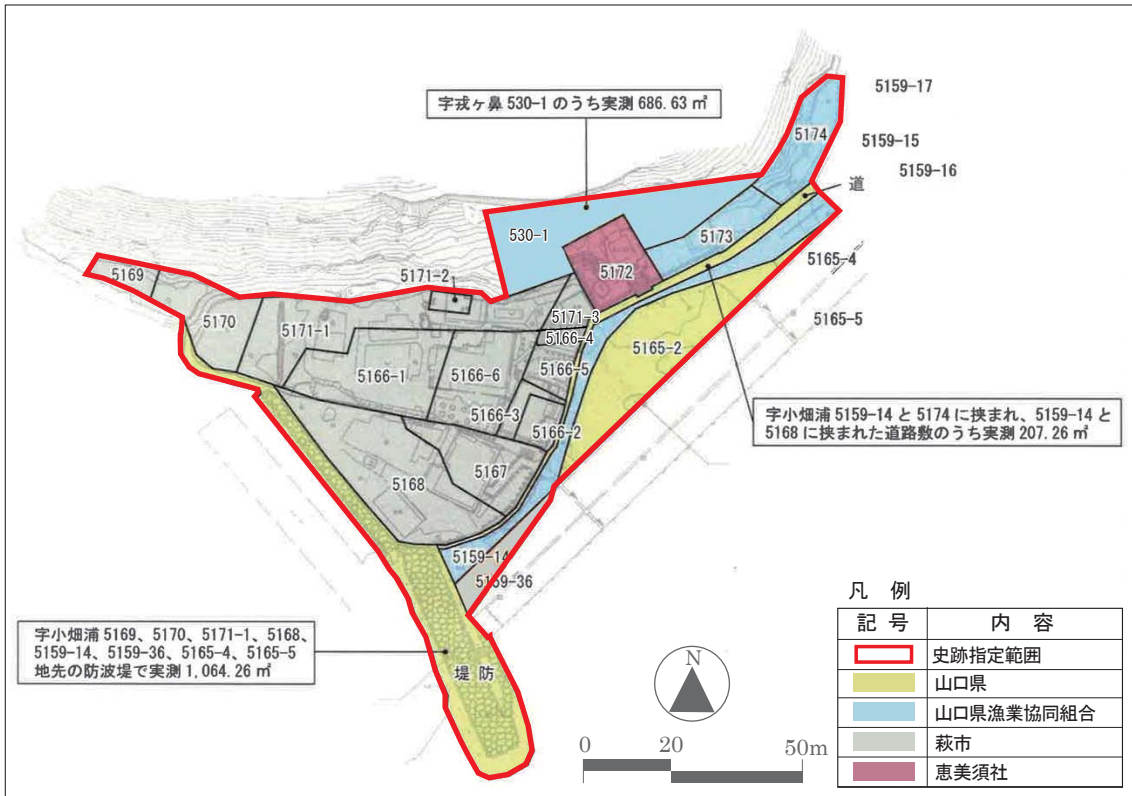


図2-2-1 土地所有状況図

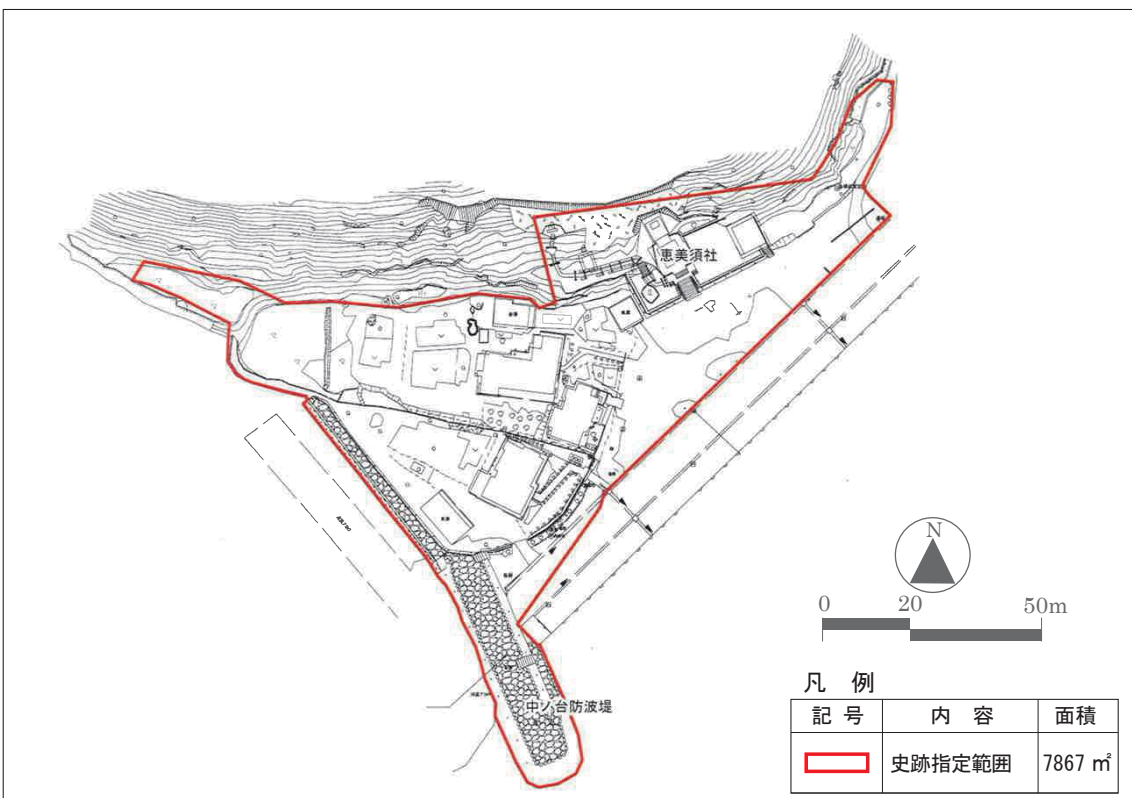


図2-2-2 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の指定範囲図

### (3) 指定理由

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末に萩（長州）藩が洋式帆船を建造した造船所跡である。遺跡は山口県萩市中心部から北東へ約2.5キロメートルの小畑浦に位置し、近傍には史跡萩反射炉（大正13年（1924）12月9日指定）が所在する。

嘉永6年（1853）のペリー来航に衝撃を受けた江戸幕府は、海防強化を図るため諸藩に大船建造を解禁し、翌安政元年（1854）には浦賀警備にあっていた萩（長州）藩等に対して大船建造を要請した。萩（長州）藩は財政逼迫等の理由から当初これに消極的であったが、桂小五郎の尽力によって安政2年（1855）に大船建造を決定した。桂は浦賀奉行組与力の中島三郎助の助言を得つつ、伊豆の戸田でロシアのスクーターを建造した経験を有する大工高崎伝蔵を萩に招聘した。安政3年（1856）4月、萩小畑浦北端の恵美須神社の先、当時は武家下屋敷地および埋立地であった恵美須ヶ鼻の地が建設場所に選定され、「スクーター打建木屋」「絵図木屋」「蒸気製作木屋」「大工居屋」「会所」等が置かれ（『丙辰丸製造沙汰控』による）、萩（長州）藩最初の西洋式木造帆船の建造が進められた。同年12月に進水、安政4年（1857）春に完成し、丙辰丸と命名された。丙辰丸の規模は総長81尺、幅20.15尺、深さ10.3尺、2本マストの「スクーター君沢型」である。造船に必要な原料鉄は大板山鑛場（史跡大板山たたら製鉄遺跡）から供給された。完成した丙辰丸は主に大坂や長崎を往復して物資輸送に当たった。

その後、安政6年（1859）に萩（長州）藩は再度帆船の建造を進めた。山田亦介らが責任者となり、長崎の海軍伝習所等でオランダのコットル船建造技術を学んだ藤井勝之進が設計に当たり、長崎の船大工を招いて建造を進め、万延元年（1860）に完成、庚申丸と命名された。庚申丸は総長144尺、幅27.72尺、深さ26.4尺、3本マスト（3檣帆船）のバーク型であり、萩（長州）藩の海軍教育に充てられた。こうして萩（長州）藩は洋式木造帆船の自力建造に成功したが、蒸気船が主流となる趨勢の中、外国製蒸気船を購入することに方針を変更し、恵美須ヶ鼻造船所での新たな艦船建造は行われず、閉鎖されたものと考えられる。

萩市では、平成21年度（2009）から平成24年度（2012）にかけて、恵美須ヶ鼻造船所跡の発掘調査や文献資料調査等を実施した。その結果、丙辰丸建造に際して設けられた造船場「スクーター打建木屋」想定地点で造船場の堀方と考えられる土坑、「大工居屋」「綱製作木屋」と考えられる遺構、「カジ場」想定位置で炉跡遺構等を検出した。また、平成24年度（2012）には庚申丸建造時の造船場にかかわると推定される石積み遺構を検出した。また、現存する石造防波堤は、当時の史料にみえる「今浦波戸」と考えられた。

このように、恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末に萩（長州）藩が洋式木造帆船を建造した造船所跡である。発掘調査によって造船所の遺構が残存していることが判明し、幕末の洋式造船技術の導入期の様相を知る上で貴重であることから、平成25年（2013）に往時の造船所跡の範囲が史跡に指定された。

(4) 絵図等

現在確認されている史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及びその周辺の様子が描かれた絵図について、以下にまとめる。

表 2-2-1 絵図等一覧表①


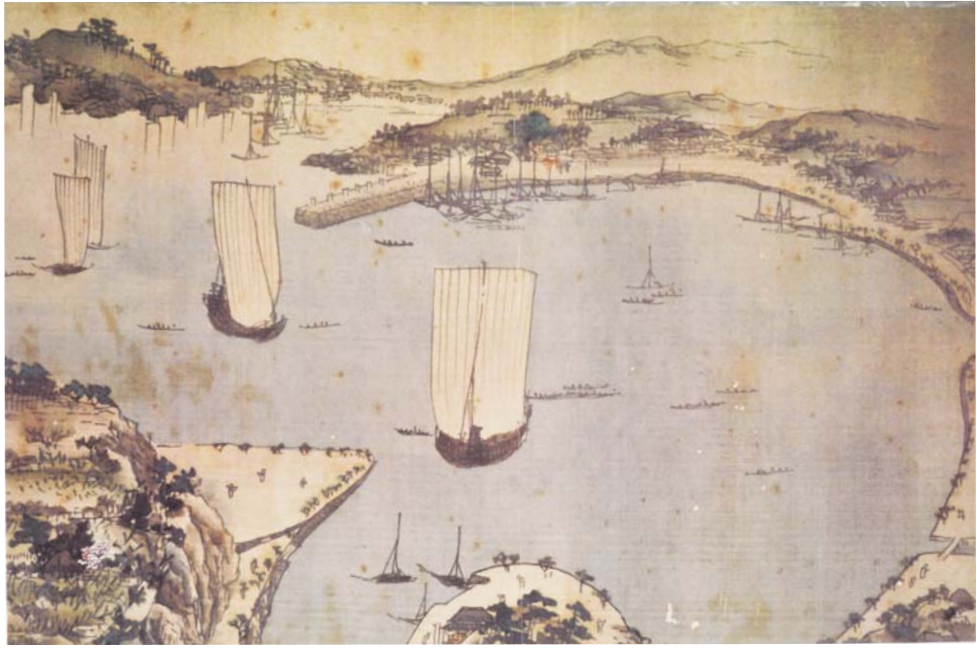

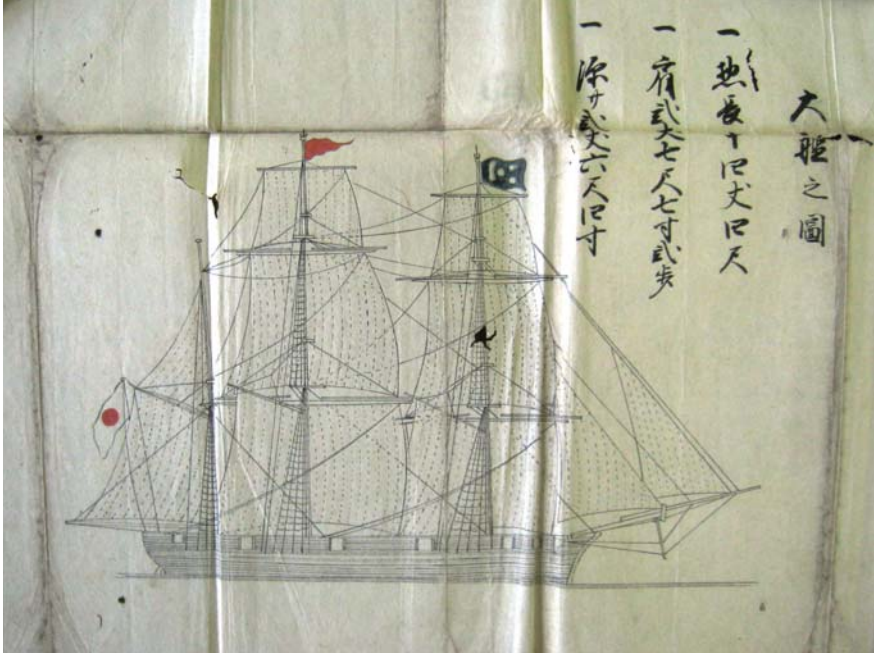
<p>安政 3 年 (1856)</p> <p>「丙辰丸製造沙汰控」 (山口県文書館蔵)</p>	
<p>年代不明</p> <p>「姥倉ノ図」 (毛利博物館蔵)</p>	

表 2-2-1 絵図等一覧表②

<p>安政 3 年 (1856)</p> <p>「丙辰丸製造沙汰控」 (山口県文書館蔵)</p>	 <p>A hand-drawn illustration of a two-masted sailing ship. The sails are decorated with vertical black and white stripes. A red sun flag is visible on the right mast. The ship is shown from a side-on perspective, sailing on a green sea.</p>
<p>安政 6 年 (1859)</p> <p>「大艦製造一件沙汰控」 (山口県文書館蔵)</p>	 <p>大艦之圖 一 船長一四丈四尺 一 肩丈七尺七寸五分 一 深丈六尺六寸</p> <p>A technical drawing of a three-masted sailing ship, showing the complex rigging and hull structure. To the right of the drawing is handwritten Japanese text providing dimensions: '大艦之圖' (Large Ship Diagram), '一 船長一四丈四尺' (Length 14丈4尺), '一 肩丈七尺七寸五分' (Beam 7尺7寸5分), and '一 深丈六尺六寸' (Depth 6尺6寸).</p>

(5) 歴史年表

恵美須ヶ鼻造船所は 11 年間の短い操業であった。以下に経緯を歴史年表としてまとめる。

表 2-2-2 恵美須ヶ鼻造船所関連年表①

年 代	萩（長州）藩	その他国内の出来事
嘉永 5 年 (1852)	11 月 18 日 姥倉運河開削鉞初め式を鶴江神明社で行う。	
嘉永 6 年 (1853)	11 月 14 日 幕府は萩（長州）藩に相州警備（神奈川県、三浦半島南西海岸）を命じる。	6 月 3 日ペリー来航 9 月 15 日幕府は、寛永 12（1635）に制定した 500 石以上の大船建造の禁を解く。幕府が萩（長州）藩などに江戸湾警備を命じる。
	12 月 7 日 萩（長州）藩は桂小五郎に相州への出勤を命じる。	
安政元年 (1854)	2 月 23 日 幕府が萩（長州）藩へ大船建造を要請するも、風水害と相州警備による萩（長州）藩の財政難のため実現せず。	5 月幕府が浦賀造船所にて日本で最初の洋式帆走軍艦「鳳凰丸」を建造 12 月薩摩藩が琉球船を基本として、日本で 2 番目の洋式帆走軍艦「昇平丸」を建造
安政 2 年 (1855)	6 月 5 日 全長約 200m(419 間)、幅約 8 m(15 間) の姥倉運河が完成	3 月ブチャーチン（露）が、大破した軍艦の代わりとして、日本で最初の本格的な洋式帆船君沢型「ヘダ号」（2 本マストの木造帆船、全長 24m）を、伊豆の君沢郡戸田村（静岡県沼津市）で日本人の協力の下に建造し帰露
	6 月末 「大船製造御用」の命を受けて浦賀に派遣された萩（長州）藩の船大工が、江戸にいた桂小五郎の仲介で、鳳凰丸建造に従事した浦賀奉行所与力の中島三郎助を紹介される。桂小五郎も軍艦建造の技術を修業	
	9 月 1 日 海防に有益な西洋の知識を学ばせるため、「西洋学所」を設置	
	11 月 20 日 藩は桂小五郎の建白書を受け、伊豆戸田村造船所の視察を命じる。	
安政 3 年 (1856)	1 月 19 日 藩は、桂小五郎の軍艦建造の建白に応じ、尾崎小右衛門（三田尻の船大工棟梁）を戸田の造船所へ派遣	
	2 月 11 日 藩主は洋式スクナーの建造を決定。幕府若年寄の本多忠徳に対し、戸田でスクナー建造にあたった船大工棟梁の高崎伝蔵の招聘を依頼。さらに、尾崎小右衛門をスクナー製造御用掛に任命	
	4 月 15 日 尾崎小右衛門は、高崎伝蔵らと萩に帰る。まもなく、近海を視察して恵美須ヶ鼻に造船所を建設することを決定	
	5 月 鶴江浦・小畑浦近辺の松材を使用して造船所建設にとりかかる。	
	5 月 23 日 バッテラ（小型ボート）の建造開始。6 月末完成	
	6 月 24 日 藩は幕府に提出するスクナー建造の原案を提出	
	9 月 11 日 藩は幕府にスクナー建造の伺い書を提出	
	9 月 26 日 幕府から仮の許可が下りる。	
	10 月 御船製造方が紫福村大葉山から平割鉄 200 貫目購入を申請	
	10 月 25 日 建造中のスクナーに 9 門の大砲を装備することが決定	
	10 月 31 日 幕府から正式に許可の書状が下される。	
	11 月 御船製造方が紫福村大葉山から大割荒鉄 38 貫 400 目購入を申請	
	12 月 御船製造方が紫福村大葉山から平割荒鉄 23 束購入を申請	
12 月 17 日 丙辰丸の進水式を挙		
安政 4 年 (1857)	1 月 27 日 スクナーに帆柱が建てられ、内装・外装すべて完成	
	2 月 17 日 藩主の観覧のもとに造船所近辺で試運転	

表2-2-2 恵美須ヶ鼻造船所関連年表②

年 代	萩（長州）藩	その他国内の出来事	
安政4年 (1857)	3月29日	スクーターは、安政3年（1856）の「丙辰」の年に起工・進水したことにちなみ「丙辰丸」と命名。全長約24.5m（8丈1尺）、排水量47t、木造帆船、2本のマストに3枚の帆	
	5月19日	丙辰丸の船長に尾崎小右衛門、舳子に17人が決定	
	5月23日	見島に処女航海（往路26時間、復路6時間。帆船の弱点露呈）。続いて大坂へ物資を輸送。その後は、藩の主力艦として海軍の練習と国産交易（大坂や長崎、江戸を往復）の任務	
	8月	恵美須ヶ鼻造船所を閉鎖	
安政5年 (1858)	6月	周布政之助により安政の軍政改革開始	
	7月21日	藩は軍政改革の総責任者として山田亦介を登用し、丙辰丸に続く2隻目の洋式軍艦の建造を企図する。	
	8月10日	山田亦介は一旦閉鎖されていた恵美須ヶ鼻造船所の引渡しを受け、現場を整備	
安政6年 (1859)	1月27日	藩内諸郡において材木の確保にとりかかる。	
	5月25日	山田亦介は藩に軍艦建造準備を報告	
	6月21日	藩は幕府に大船建造を願い出る。	
	7月4日	藩は幕府から許可を得る。常時160～170の諸職人	
	7月5日	船台に竜骨の固定が終了	
	8月	肋骨の間を詰め、外板を張る作業を行う。	
万延元年 (1860)	3月	船の内部工事を完了する。	
	5月1日	2隻目の洋式軍艦の進水式を挙げる。この年の干支にちなんで「庚申丸」と命名。全長約43.6m、幅約8.4m。この船は国産交易に使用されず、海軍用の練習船として使用	
文久2年 (1862)			8月21日生麦事件
文久3年 (1863)	5月10日	下関海峡（田ノ浦沖）に停泊するアメリカ商船ペンブローク号に対して海岸砲台と「庚申丸」「癸亥丸」が砲撃を行い打ち払う。	
	6月1日	下関海峡に入ったワイオミング号（米）の報復により「庚申丸」「壬戌丸」「癸亥丸」が撃沈され又は大破する。	
元治元年 (1864)	8月5日 ～ 7日	下関戦争、四国連合艦隊（米、英、仏、蘭）が下関を砲撃	
元治2年 (1865)			春、三重津海軍所で国産発の実用蒸気船「凌風丸」建造
平成8、9年 (1996, 1997)		山口県近代化遺産（建造物等）総合調査（山口県教育委員会）	
平成21、22年 (2009, 2010)		史跡指定に向けた試掘調査（萩市）	
平成24年 (2012)		史跡指定に向けた試掘調査（萩市）	
平成25年 (2013)		史跡に指定	

（参照：山口県萩市歴史まちづくり部世界遺産推進課『世界遺産暫定一覧表登載「九州・山口の近代化産業遺産群」萩の候補資産解説集』）

(6) 発掘調査結果

調査は萩市文化財保護課が3次に分けて3ヶ年間行い、絵図等に描かれた建物の配置状況を裏付ける一群の遺構及び鉄製の遺物等を確認した。

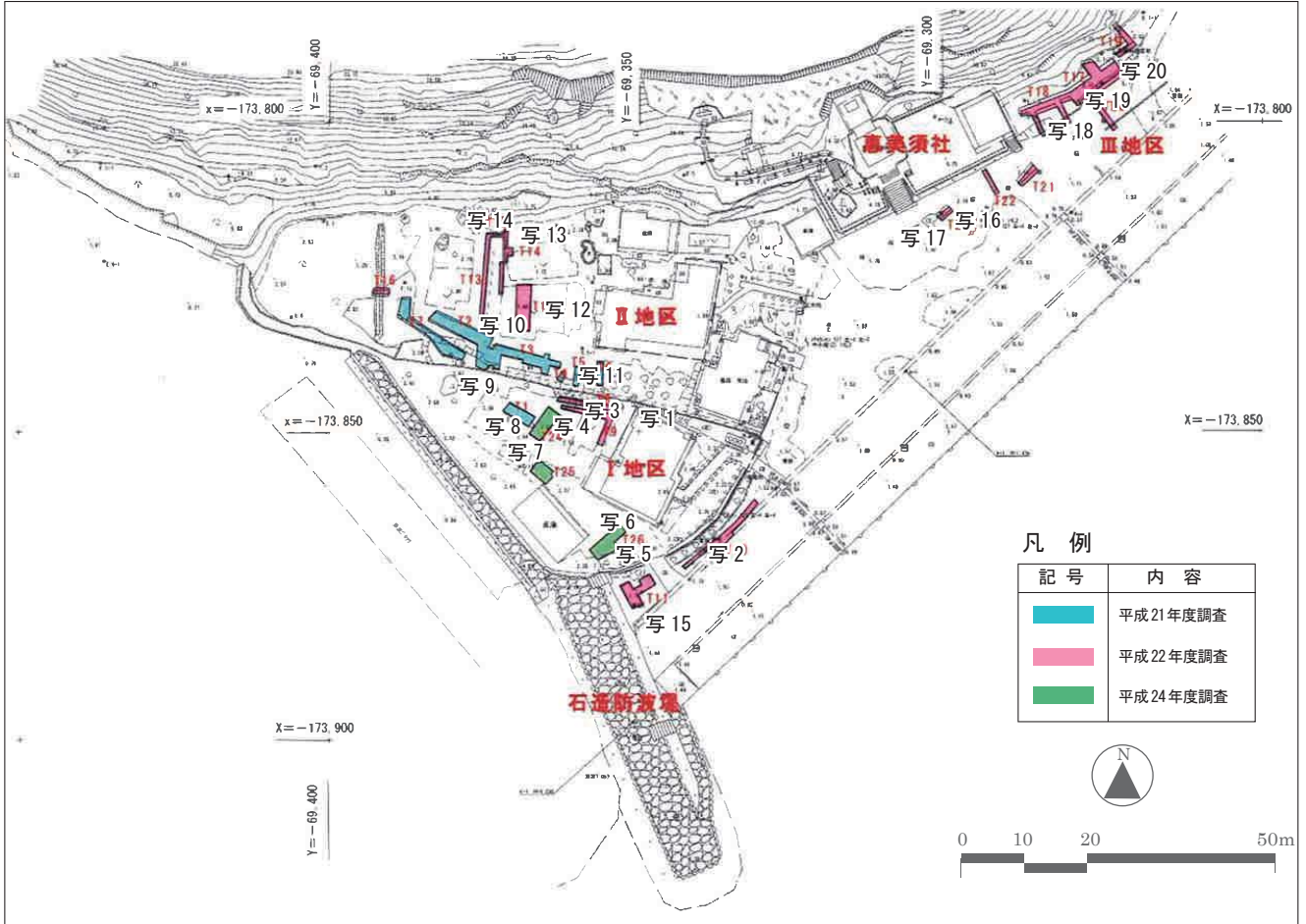


図 2-2-3 発掘調査位置図

表 2-2-3 検出遺構の概要①

	遺 構	概 要	絵図等表現
スクー子ル打建木屋・庚申丸造船場	I 地区 T8 北東隅 ・整地土 ・土坑 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵図の「スクー子ル打建木屋」と石垣 5 の配置とほぼ一致。造船場の掘形と考えられる土坑 6 を丙辰丸の「スクー子ル打建木屋」の北東隅遺構と判断した。</li> <li>・庚申丸は丙辰丸に比べて規模が大きいことから、造船場の向きを変えて作り直した可能性がある。T9 の埋土は庚申丸の造船場に伴うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造船所の中心的な建物</li> <li>・丙辰丸の資料によれば、奥行 14 間半、幅 6 間半の「スクー子ル打建地」の海側を 4 尺 5 寸掘り下げ、そこから陸側に向かって次第に浅くし、斜路を作り上げていることが判る。また、この斜路の上に、奥行き 14 間、幅 6 間の一回り小さい上屋を建設したことも知られる。この上屋が「スクー子ル打建木屋」である。庚申丸についても、同様の施設があったと推定されるが、名称や位置は不明である。</li> </ul>
	I 地区 T26 ・南西側の遺構 ・緩やかなスロープ状遺構 ・土坑 24 ・石垣 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・T24、26 の状況は大きく異なり、遺構の時期が 2 時期に区分できる。</li> <li>・T8 の土坑 6 が先行し、T26 の造船場の掘方と考えられる土坑 24 が後出する可能性が高い。従って、土坑 6 は丙辰丸の「スクー子ル打建木屋」、土坑 24 は庚申丸の遺構と考えられる。庚申丸は丙辰丸の約 2 倍の全長を持つことから、建物の軸線を変更し、建替を行ったものと考えられる。</li> </ul>	
	I 地区 T24 ・T8 の土坑 6 が連続せず、埋め戻した堆積		
大工居屋	II 地区 T3 ・石列 2 ・石列 3  II 地区 T6 ・礫敷 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II 地区調査で検出した一連の遺構を、大工居屋と判断した。</li> <li>・石列 2 と石列 3 は、ほぼ同様の石材を用い、同方向に配置することから、一連の構築物である可能性が高い。石列 3 が建物西端の可能性が高く、東端はまだ検出できていないことになる。石列 2 と石列 3 の間隔は、心々で約 10m、なお、両石列の間は暗褐色粘質土を貼り付けて整地していることから、土間であったものと推定される。</li> <li>・石列 2 の心から礫敷 4 東端までは約 9.5m であるので、東西方向の総長は 19.5m 以上となる。一方、南北方向の総長は、石列 2・3 の延長や T4～T6 の礫敷 4 の幅から約 4m となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大工居屋として 2 間 × 12 間の長大な建物</li> <li>・古文書に記述された概要からは、仕切りが 1 箇所あり、畳が敷かれていたこと、竈が 2 基あったことが知られる。石列延長及び石敷幅の 4m は 2 間に、石列間の 10m は 5 間にそれぞれ相当することから、12 間の建物内部は、5 間と 7 間に仕切られていた可能性が高い。5 間の内側は貼り床された土間、7 間の石列部分は床下が石敷きであったと想定できる。</li> </ul>

※ 各 T (トレンチ) 番号は p51 の図中番号と対応する。



表 2-2-3 検出遺構の概要②

遺 構		概 要	絵図等表現
綱製作木屋	<p>Ⅱ地区 T12 及び T13</p> <p>・柱穴 11～14</p>	<p>・平成 21 年度（2009）にⅡ地区の検出遺構を「大工居屋」と判断したことから、平成 22 年度（2010）調査のⅡ地区 T12 及び T13 で検出した柱穴 11～14 を「綱製作木屋」の遺構と位置づけた。</p>	<p>・大工居屋の北側に平行するように「綱製作木屋」が描かれている。</p>
カジ場	<p>Ⅲ地区 T17</p> <p>・石列 17～19 の建物基礎遺構</p> <p>・土坑 20、21</p>	<p>・石列 17～19 の建物基礎遺構を検出。遺構の規模は東西 4m、南北は北側で遺構が削平を受けているため、8 m 以上はあった可能性がある。</p> <p>・土坑 21 は壁面や底面が硬く焼き締まっており、鉄滓の出土から炉跡である可能性が高い。</p> <p>・土坑 20 の壁面は焼けていないが、内部に焼土塊・木炭・灰を多く含む褐色土が堆積</p> <p>・上記の炉跡を検出したことにより、「カジ場」跡と判断した。絵図に描くカジ場の規模は東西 2 間、南北 6 間であり、遺構と矛盾しない。</p> <p>・「カジ場」の西側では、検出遺構なし。</p> <p>・恵美須社石垣は、社殿の棟札及び玉垣の刻銘から、昭和 7 年（1932）に築造。「物置」「会処」の遺構は、上記の石垣の下層に存在する可能性が高い。</p>	<p>・恵美須社の東側に「会処」、「物ヲキ」、やや離れて「カジ場」が描かれており、造船所関連の施設があったことが伺える。</p> <p>・「カジ場」と「物置」「会処」との間に空隙が描かれていることから、空地であった可能性が高い。火を扱う建物であるから、地区の端に離して建設した可能性がある。</p>

※ 各 T（トレンチ）番号は p51 の図中番号と対応する。

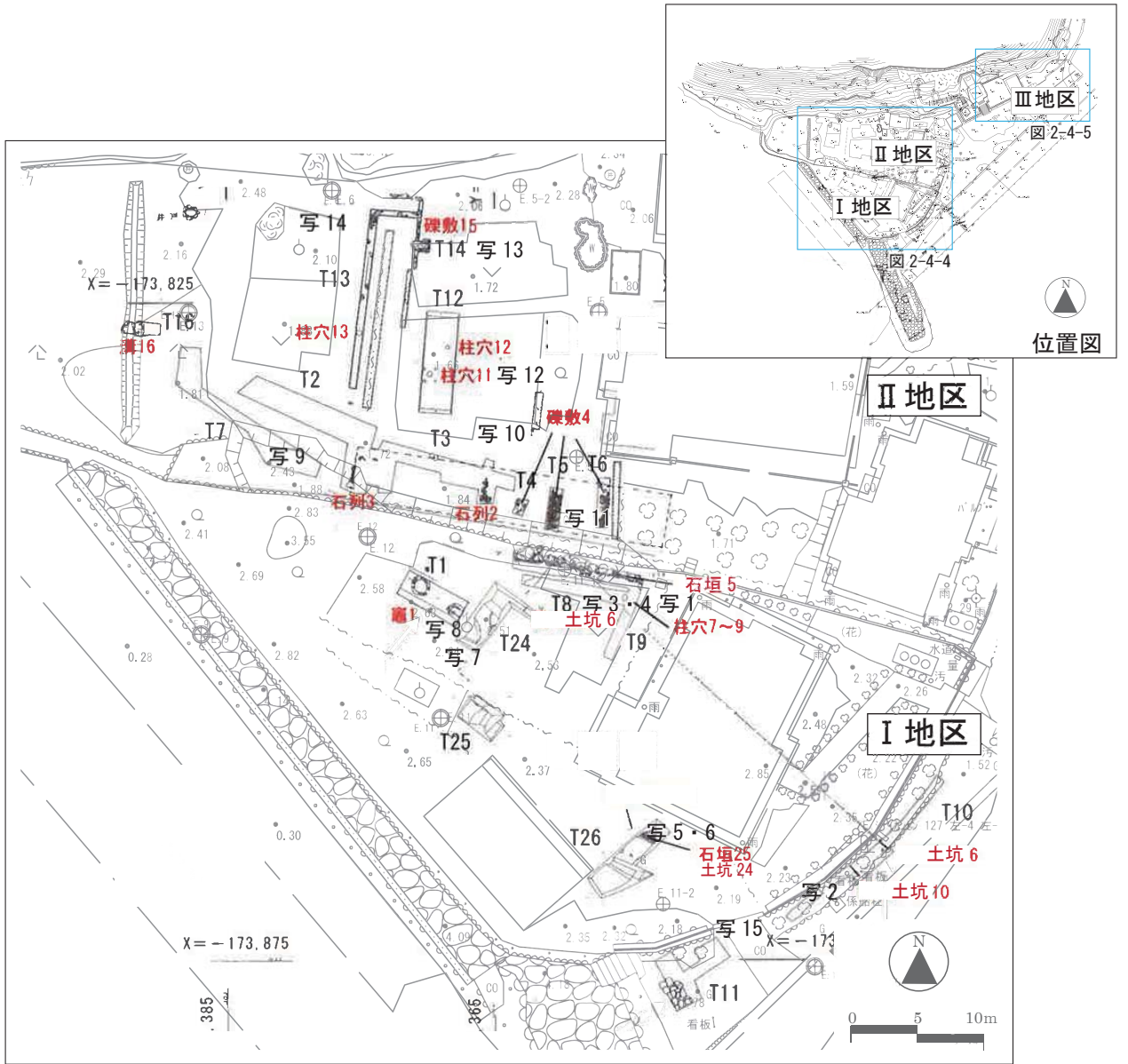


图 2-2-4 I 地区、II 地区発掘調査図

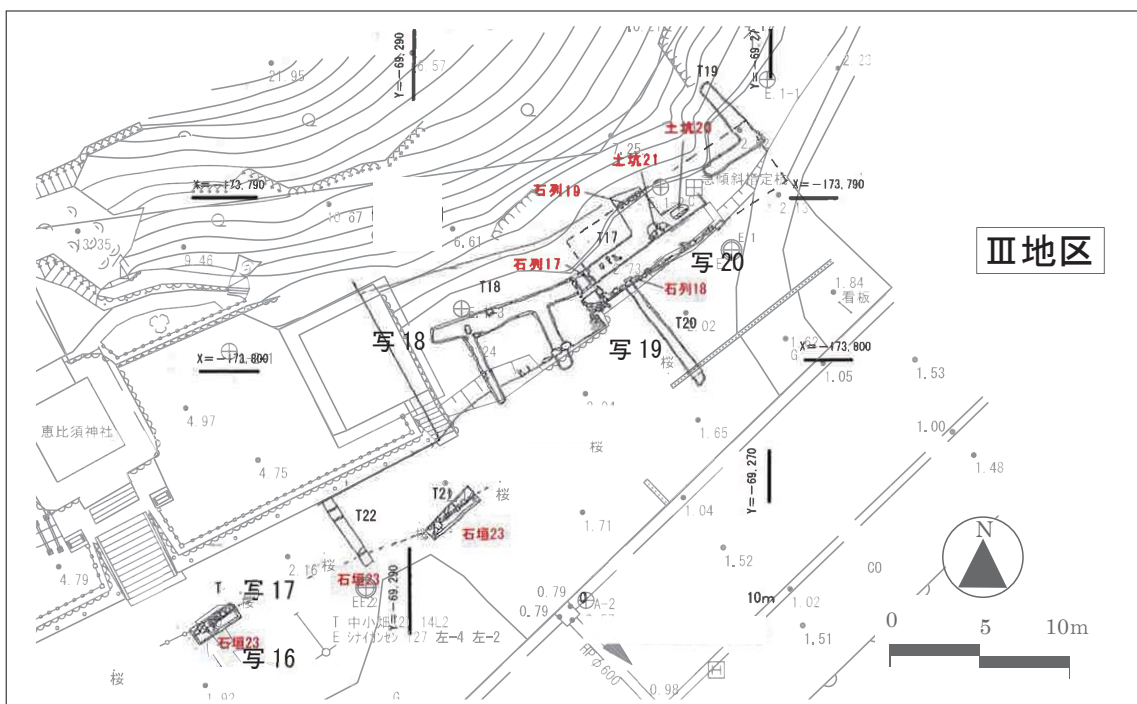


图 2-2-5 III 地区発掘調査図



写真1 スクーザル打建木屋遺構検出状況  
I地区 T8 石垣5・土坑6・柱穴9  
(南東から撮影)



写真2 I地区 T10 土坑6堆積(南西から撮影)



写真3 I地区 T8 土坑6東肩南方  
(南東から撮影)



写真4 I地区 T8 土坑6東肩北方(南東から撮影)



写真5 I地区 T26 土坑24・石垣25全景  
(北東から撮影)



写真6 I地区 T26 石垣25(北東から撮影)



写真7 I地区 T24 土坑状堆積  
(南西から撮影)



写真8 I地区 T1 竈跡 (蒸気製作木屋)  
(南東から撮影)



写真9 大工居屋遺構検出状況 手前右側と  
トレンチ奥側に石列  
II地区 T3 全景 (西から撮影)



写真10 II地区 T3 石列2検出 (北から撮影)



写真11 II地区 T5 磔敷4検出 (東から撮影)



写真12 II地区 T12 柱穴11 (東から撮影)



写真 13 II地区 T14 礎敷 15(東から撮影)



写真 14 II地区 T13 礎敷 15(西から撮影)



写真 15 I地区 T11 後世の護岸か  
(北東から撮影)



写真 16 III地区 T23 (南東から撮影)



写真 17 III地区 T23 石垣 23(北東から撮影)



写真 18 カジ場遺構検出状況  
III地区 T17～20 全景 (南西から撮影)



写真19 カジ場遺構検出状況  
Ⅲ地区 T17・20  
石列 17～19  
(南東から撮影)



写真20 Ⅲ地区 T17  
土坑 21  
(南東から撮影)

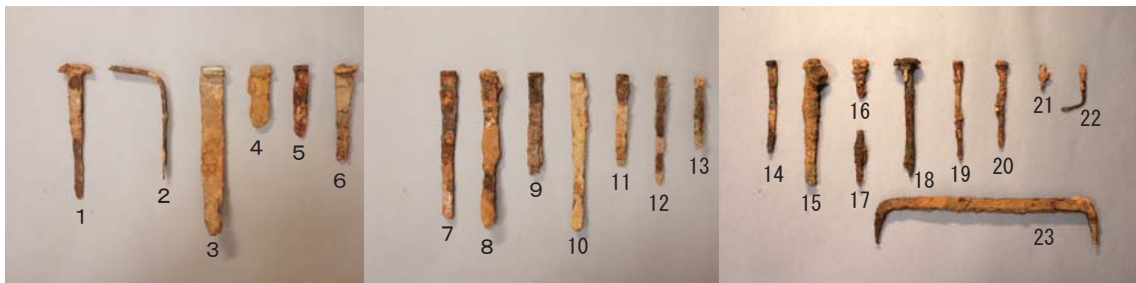


写真21 出土遺物

(出典：「史跡惠美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画」)

## (7) 史跡の本質的価値

### ①数少ない近代西洋造船所跡の調査例であり、幕末期の造船所の構造を知る上で貴重な遺跡

発掘調査では、造船所の中心的施設である丙辰丸・庚申丸に伴う造船場推定遺構を検出した。形状の差異はそれぞれがよりどころとした技術系譜、すなわち伊豆戸田でのロシア船と、長崎伝習所でのオランダ船との違いに由来するものと思われる。また、大工居屋など作業者の生活空間、鉄製品を造ったカジ場なども検出しており、総じて後世の攪乱は少なく遺構の残存状態は良好である。丙辰丸及び庚申丸の建造後、萩（長州）藩は洋船購入に転じたことにより、その後、恵美須ヶ鼻造船所は改変されることなく現在まで遺構を伝えるに至った。

萩（長州）藩のみならず、幕府や佐賀藩などで行った近代造船技術については、発掘調査例が少なく研究も進展していない。本遺跡の発掘調査成果は、数少ない近代西洋造船所跡に関するものであり、日本に導入された技術の特徴を知る上で貴重な資料を提供した。

### ②異なる2つの洋式造船技術によって、萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」と「庚申丸」の建造を行った造船所跡

恵美須ヶ鼻造船所の操業は、安政3年（1856）から4年（1857）にかけてのスクーナー船「丙辰丸」、及び安政6年（1859）から万延元年（1860）にかけてのバーク船「庚申丸」の建造に関わる2回である。丙辰丸は萩（長州）藩最初の洋式軍艦であり、スクーナー船としては伊豆の戸田で建造されたロシア船のヘダ号に続く全国的にも早い時期のものである。

丙辰丸及び庚申丸はともに君沢型以降の洋式帆船であることに変わりはないが、双方の造船術には大きな違いがあった。丙辰丸建造はロシア人の指導の下にスクーナー船を建造した戸田の船大工によるものであり、庚申丸建造はオランダ人の指導の下に長崎でコットル船を建造した船大工によるものである。萩（長州）藩だけが両船大工を招聘したことから、恵美須ヶ鼻造船所は異なる外国人から習得した造船術が共存する他に類例のない造船所となった。

### ③萩（長州）藩が自力で船の洋式化、近代化に取り組んだ証し

諸藩では、洋式軍艦の建造は技術的にも財政的にも不可能であった。そのような全国的な観点から見ると、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は萩（長州）藩がこの難題に果敢にも挑戦したことの重要な証しであるといえる。

丙辰丸の建造では、原料鉄を萩市紫福の大板山鑪場（「大葉山」の名称の下に操業、平成24年（2012）に「大板山たたら製鉄遺跡」として史跡に指定）から供給した。萩（長州）藩の洋式軍艦の導入や軍備増強は、日本が古くから培ってきたたたら製鉄のような在来技術を活用して行われた。史料上明らかなのは1隻目の「丙辰丸」に大板山の産鉄が使われたことであるが、2隻目の「庚申丸」にも同様に利用された可能性が十分に考えられる。

#### ④造船所が稼働していた時期の環境が継承されている遺跡

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の中ノ台防波堤は、「丙辰丸製造沙汰控」に所収の絵図から、造船所建設前にすでに存在したことがうかがえる。この中ノ台防波堤は幕末期の造船所稼働時にも活用され、現在に至っても防波堤としての機能を果たしている。また、防波堤の石積みは、当初は姥倉運河開削の際の大石で築かれ、その後の修理でも安山岩が使用されたものと推測される。恵美須社についても、元禄4年（1691）以前には創建されており、豊漁祈願の対象として守り継がれてきた。

このように、恵美須ヶ鼻造船所は小畑浦や中ノ台の地形や地域の材料を活用して築かれ、その環境及び景観が現在にも継承されている。

（出典：「史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画」）

## 第2項 史跡の構成要素の概要

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び世界遺産の構成資産恵美須ヶ鼻造船所跡を構成する要素は、以下に示すとおりである。

### （1）史跡を構成する要素

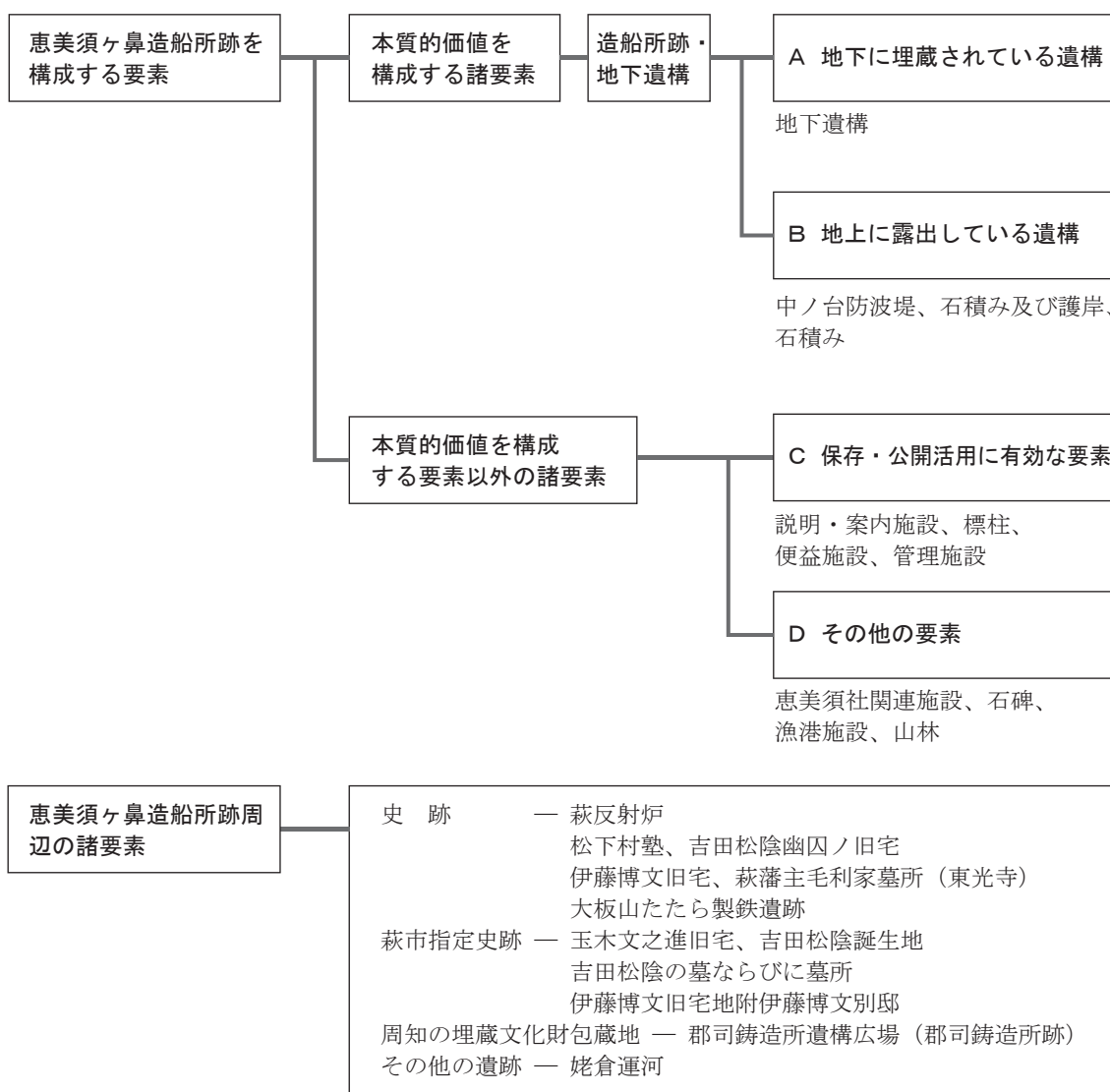


図2-2-6 史跡を構成する要素



表 2-2-4 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	写真番号
A 地下に埋蔵 されている遺構	地下遺構	発掘調査では、「スクーラー打建木屋」・「庚申丸造船場」の土坑・石垣遺構、「大工居屋」の石列・礎敷遺構、「綱製作木屋」の柱穴遺構、「カジ場」の石列・土坑遺構を検出した。特に「スクーラー打建木屋」推定地周辺では、丙辰丸建造と庚申丸建造による2種類の遺構を重複する形で検出した。	—
B 地上に露出している遺構	中ノ台防波堤	上面の全長 51.3m、幅 6.3m、断面台形を呈する石造防波堤である。正確な時期は不明であるが、部分的に後年の補修・改修が行われ、現在は北面に犬走り状の子波止を設けた子持波止の形態をとる。石積みは上面と斜面の境界を丸くおさめる巻石構造で、安山岩の転石・割石を用い、横目地が部分的に通る布積み崩し又は大小自然石を様々な方向に据える乱積みを基本とする。後補と考えられる箇所では石材をほぼ 45 度に傾け、下段の谷に積む落とし積みとなる。	—
	石積み及び護岸	中ノ台防波堤から北西側に連続し、造船所と海岸部を区画する石積みである。東面は布積み崩し又は乱積みを基本とする石積みであるが、後世の改修により大半が落とし積みに改修されている。西面は港湾整備に伴いコンクリート被覆で改修されている。	①
	石積み	上記の「石積み及び護岸」の北西側に連続した部分に位置する。石積みは布積み崩し又は乱積みである。中ノ台防波堤が設置される前の旧海岸線を示す石積みである。	②

表 2-2-5 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要①

区分	種別	名称	概要	写真番号
C 保存・公開に有効な要素	説明・案内施設	恵美須ヶ鼻造船所跡説明板	恵美須ヶ鼻造船所跡の歴史を3枚に分けて説明した説明板である。平成26年度(2014)に設置した。	③
		世界遺産登録記念銘	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であることを示す23の構成資産共通デザインの記念銘である。平成28年度(2016)設置。本体は耐候性鋼材、基礎は鋳鉄レンガ、規模は地上高235cm、幅80cmである。	④
		QRコード案内板	スチール製で可動式の案内板である。盤面のQRコードを携帯電話等で読み取ると、時代劇風動画を見ることができる。設置は(社)萩青年会議所	⑤
		北長門海岸国定公園案内板	北長門海岸国定公園と表示された木製の案内板で、山口県によって設置された。	⑥
		急傾斜地標識	急傾斜地崩壊危険区域を示す標識で、山口県によって設置された。カジ場跡の山裾側に設置している。	⑦
	標柱	石製標柱	「造船所址」の刻字がされた石柱で、昭和7年(1932)に当時の萩町が建てたものである。造船所跡南側に設置している。	⑧
		木製標柱	史跡の所在を表示するため、平成27年度(2015)に設置。規模は高2.2m、18cm角、ヒノキ材。	⑨
	便益施設	簡易トイレ	来訪者等の利便性を図るため、男性用2基、女性用2基、手洗場1基を平成27年度(2015)に設置。	⑩
	管理施設	ガイド詰所	ボランティアガイド駐在用の詰所として、平成27年度(2015)にプレハブ1棟を設置。規模は高2.4m、幅2.6m、奥行2.1m。	⑪

表2-2-5 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区分	種別	名称	概要	写真番号
D その他の要素	恵美須社関連施設	恵美須社社殿	境内 — 周囲3面を高さ約2.5mの石垣で囲み、それよりも1段高くする。標高は約4.9m。 社殿 — 本殿は木造銅板葺の流造一間社。昭和7年(1932)の棟札がある。拝殿は木造棧瓦葺の入母屋造、銅板葺向拝付で、社殿は南東向きに一直線に並んでいる。造船所が築かれた安政3年(1856)には、すでに神社は現地に存在した。	⑫
		玉垣 祠・参道	玉垣 — 境内周囲には花崗岩製の玉垣が巡り、親柱には昭和7年(1932)の紀年銘がある。拝殿前には石造狛犬一対がある。昭和15年(1940)7月、皇紀二千六百年を記念した寄進によるものである。 祠 — 本殿に向かって右手奥に石祠1基がある。本殿左手にはクランク状の参道があり、参道奥には昭和15年(1940)寄進の石造狐一対及び昭和14年(1939)寄進の石碑がある。参道中間には石祠1基がある。また、参道には寄進された10基の鳥居が建つ。寄進者は漁業関係者である。	⑬
		石鳥居	石鳥居 — 拝殿前の階段を下りたところに、石造鳥居1基が所在する。鳥居は明神形で、高さは3.3m。向かって左柱に「文政八年八月吉日」、向かって右柱に「奉寄進氏子中」の刻銘がある。	
		擁壁	安山岩製間知石を谷積みにし、目地にモルタルを詰めている。南東面(正面)延長32m、南西面及び北東面各延長10m。南東面(正面)の中央と東端には石段がある。中央の石段は花崗岩である。擁壁上部の平坦面に神社が位置している。	⑭
		神輿庫	神輿庫は境内北端に所在する木造棧瓦葺入母屋造。コンクリート基礎であり、開口部にサッシを入れるなど、新しい建造物である。	⑮
	石碑	石碑 恵美須社拝殿の西側に建てられている。 (碑文) 敬神報国 昭和8年 紀元節之日 陸軍少将 土井市之進書	⑯	
	漁港施設	護岸	中ノ台防波堤と連続して北西部に伸長するコンクリート製の護岸である。	⑰
		灯台	高さ約4.0mのコンクリート製の灯台で、中ノ台防波堤の先端に昭和初期に建造	⑱
		漁港関連看板	山口県海面利用協議会及び山口はぎ漁業協同組合等によって設置された漁業権侵害に関する看板で、中ノ台防波堤上部に設置されている。	⑲
	その他	電柱・電線	恵美須社や造船所跡に向かって電線が引かれている。	⑳
		旗竿石	恵美須社石鳥居の前に設置されている。	㉑
		山林	造船所跡の北側は中ノ台の山林となっており、ヤマモモ・カシ・トベラ等が見られる。一帯が、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	㉒

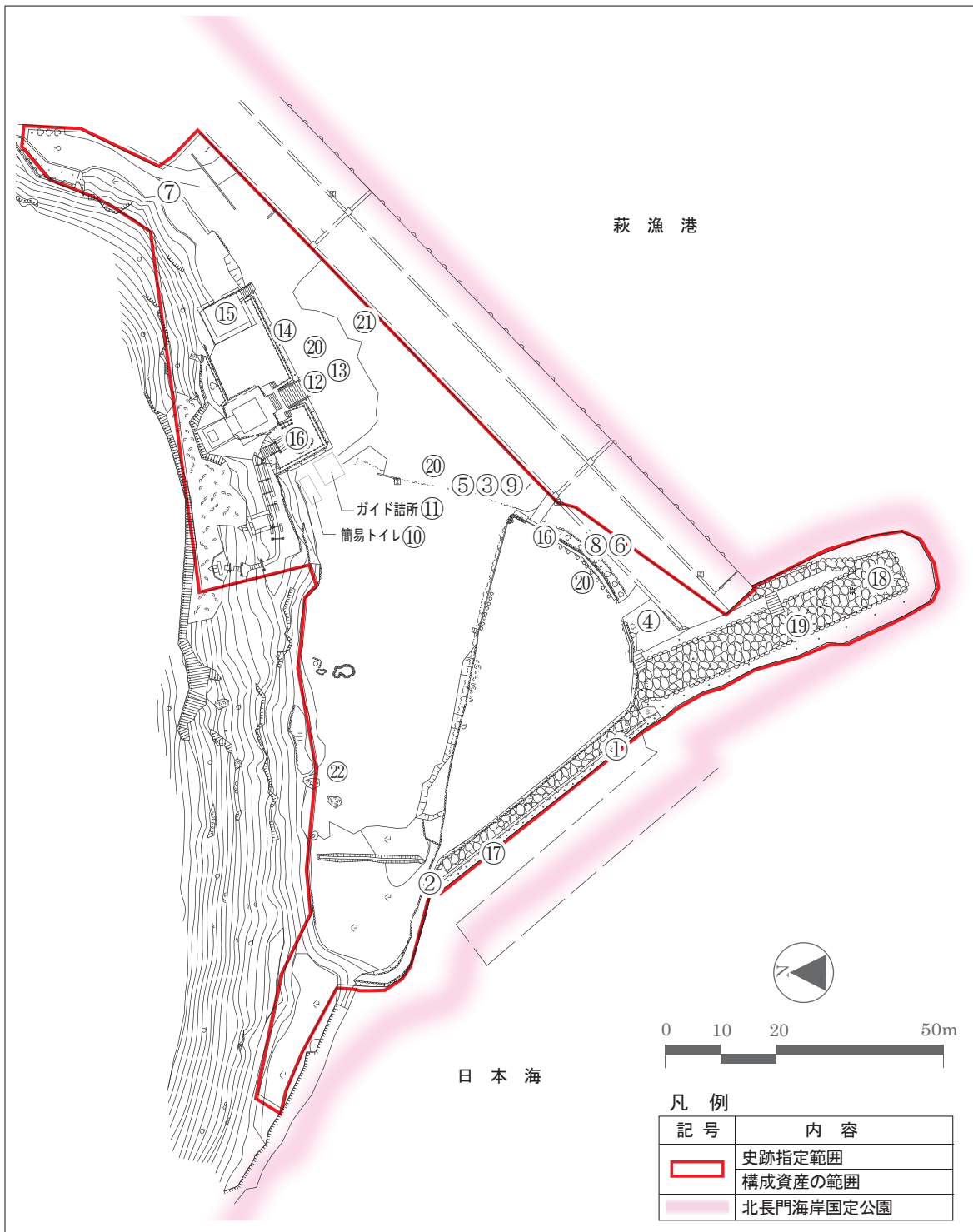


図2-2-7 写真位置図



写真① 石積み及び護岸（南東から撮影）



写真② 石積み（南から撮影）



写真③ 恵美須ヶ鼻造船所跡説明板（東から撮影）



写真④ 世界遺産登録記念銘（東から撮影）



写真⑤ QRコード案内板（東から撮影）



写真⑥ 北長門海岸国定公園案内板（南東から撮影）



写真⑦ 急傾斜地崩壊危険区域標識  
(南東から撮影)



写真⑧ 「造船所址」石製標柱  
(南東から撮影)



写真⑨ 木製標柱 (南東から撮影)



写真⑩ 簡易トイレ (南西から撮影)



写真⑪ ガイド詰所 (東から撮影)



写真⑫ 恵美須社社殿  
(南東から撮影)



写真⑬ 恵美須社石鳥居（南東から撮影）



写真⑭ 恵美須社擁壁（南東から撮影）



写真⑮ 恵美須社神輿庫（南西から撮影）



写真⑯ 恵美須社内石碑  
（北東から撮影）



写真⑰ 護岸（北西から撮影）



写真⑱ 灯台（北西から撮影）



写真⑱ 漁港関連看板（北東から撮影）



写真⑳ 電柱・電線（北東から撮影）



写真㉑ 旗竿石（西から撮影）



写真㉒ 山林（南西から撮影）

## (2) 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

表 2-2-6 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の概要

名 称	概 要
造船所遺構	<p>安政 3 年（1856）、萩（長州）藩が洋式軍艦建造のために萩（長州）藩士榎本伊豆の抱え地と今浦新地に建設した造船所の跡。萩（長州）藩は、ここで丙辰丸と庚申丸という 2 隻の洋式軍艦を建造した。「丙辰丸製造沙汰控」の図面によると、スクーゾル打建木屋、絵図木屋、蒸気製作木屋、綱製作木屋、切組木屋、木引木屋、大工居屋、高崎伝蔵居処・大工居処、会処、物置き及びカジ場等の施設が存在したことが想定される。</p>  <p>造船所遺構全景</p>
中ノ台防波堤	<p>姥倉運河を開削した際に発生した大石を用いて築かれた防波堤で、全長 51.3m、幅 6.3m、安政 2 年（1855）に完成した。「丙辰丸製造沙汰控」の図面にも一部石積みが描かれている。その後、時期は不明であるが、部分的に補修・改修が行われ、現在は北面に犬走り状の子波止を設けた子持波止の形態をとる。石積みは上面と斜面の境界を丸くおさめる巻石構造で、安山岩の転石・割石を用いた布積み崩し・乱積みを基本とする。後補箇所では石材をほぼ 45 度に傾け、下段の谷部に積む落とし積みとなる。防波堤上面には花崗岩製の船繫 4 基を留める。現在は、萩漁港の漁港施設となっている。</p>  <p>中ノ台防波堤全景</p>

（参照：「萩地区管理保全計画」）



### (3) 史跡の本質的価値を構成する要素と世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の関係

表2-2-7 史跡あるいは世界遺産の価値を構成する要素比較

		史跡の保存管理計画における本質的価値を構成する要素	世界遺産のCMPにおける顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素
価値を構成する諸要素	地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	造船所遺構
	地上に露出している遺構	石積み及び護岸	
		石積み	
		中ノ台防波堤	中ノ台防波堤

保存管理計画における史跡の本質的価値を構成する要素については、地下に埋蔵されている遺構と地上に露出している遺構について、それぞれ構成要素を定めている。CMPにおける構成要素については、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としている。

CMPにおいては地上・地下に分けていないため、地下遺構と石積みを合わせたものを一つの構成要素として造船所遺構と捉えている。

CMPにおける構成要素の全ては、史跡の保存管理計画に記載している要素に含まれている。

### 第3項 構成要素の現状及び課題

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の諸要素の現状及び課題は、以下に示すとおりである。

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

表2-2-8 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

区分	名称	現状	課題
A 地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	発掘調査後は保護盛土を行っており、現状は良好である。	地中に埋蔵されている柱穴・石列等の情報は、地表面からは何も得られない。
	中ノ台防波堤	現在も漁港施設の防波堤として機能しており、文化財と漁港施設の両面の役割を担っている。	上面の石組みには空隙が多く、歩行に危険を伴う。
B 地上に露出している遺構	石積み及び護岸	東面石垣と上面の石組みが遺構として露出。前者には部分的に布積み崩し又は乱積みが残るが、大半は落とし積みであり、明治時代以降の補修と考えられる。上面も大半が間知石積みである。	経年変化により、石積みの孕み及び石材の転落等の可能性がある。コンクリート被覆範囲は、内部の石積み残存状況が不明である。
	石積み	現状は良好である。	経年変化や樹木根の影響等により、石積みの孕み及び石材の転落等の可能性がある。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

表 2-2-9 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

区分	種別	名 称	現 状	課 題
C 保存・公開に有効な要素	説明・案内施設	恵美須ヶ鼻造船所跡説明板	現状は良好である。	仮設の説明板であり、最新の調査成果等の情報は更新できていない。
		世界遺産登録記念銘	現状は良好である。	修復・公開活用に係る事業完了時に再度適切な設置位置を検討する必要がある。
		QRコード案内板	現状は良好である。	最新情報は更新できていない。
		北長門海岸国定公園案内板	現状は良好である。	経年変化等による劣化・破損の可能性はある。
		急傾斜地標識	現状は良好である。	経年変化等による劣化・破損の可能性はある。
	標柱	石製標柱	現状は良好である。	経年変化等による劣化・破損の可能性はある。
		木製標柱	現状は良好である。	修復・公開活用に係る事業完了時に恒久的な石製標柱に変更する必要がある。
	便益施設	簡易トイレ	現状は良好である。	今後の来訪者数の推移を把握し、適切な位置で恒久的なトイレの設置が必要である。
	管理施設	ガイド詰所	現状は良好である。	今後の来訪者数の推移を把握し、適切な位置で恒久的なガイド詰所の設置が必要である。
D その他の要素	恵美須社関連施設	恵美須社社殿 玉垣 祠・参道 石鳥居 石垣 擁壁	現状は概ね良好であるが、細部では局所的な劣化が進行している箇所も見られる。	経年変化による部材の劣化・破損の可能性はある。その都度、修復の発生が予想される。
		神輿庫	現状は良好である。	
		石碑	現状は良好である。	
	漁港施設	護岸	現状は良好である。	護岸と消波ブロックとの間隙及び日本海からの漂流ごみが高い頻度で漂着する。
		灯台	現時点では機能していない。	当該位置にも船繋の石柱が設置されていた可能性が高い。往時の姿に戻す選択肢についても検討が必要である。
		漁港関連看板	経年変化による板面の劣化が顕著である。	遺構及び史跡の景観への配慮が必要である。
	その他	電柱・電線	現状は良好である。	電柱・電線については史跡の景観への配慮が必要である。
		旗竿石	現状は良好である。	経年変化による機能不全又は不具合の可能性はある。
		山林	山林一帯は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。	土砂災害が発生した場合、遺構が破損する可能性及び見学者の安全に影響を及ぼす恐れがある。

## 第3節 大板山たたら製鉄遺跡の概要、価値、現状及び課題

### 第1項 史跡の概要及び価値

#### (1) 史跡の概要

大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期から後期にかけての製鉄遺跡であり、山口県萩市中心部から東方の内陸部、大井川の支流山ノ口川の最上流部の平坦地に所在する。

大板山が「<sup>たたら</sup>鑪」を営む拠点に選ばれたのは、木炭を大量に消費するため、大板山御立山（藩有林）を中心とする広大な薪炭林を必要としたためである。古くから「砂鉄七里に炭三里」という言葉が伝わっており、「鑪」を営むには、原料の砂鉄同様、燃料である木炭の入手も重要視されていた。原料の砂鉄は、山陰廻船を利用し、石見国井野村（島根県浜田市）から奈古（阿武郡阿武町）まで運ばれ、大板山まで「鉄の道」を使って馬で運んだとされる。

鑪場の操業年代については、古文書等の関係史料調査によって、江戸時代の宝暦期、文化・文政期、幕末期を中心とした3時期に断続的に行われたことが判明している。安政3年（1856）には、萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」を建造するに際して、船材の原料鉄を供給し、文久3年（1863）からは産鉄の全てが萩（長州）藩により買上げられた。

大板山に鑪場の跡が存在することは、昭和41年（1966）に刊行された『福栄村史』において紹介されている。遺跡の状況が明らかになったのは、昭和56年（1981）に山口県教育委員会が実施した採鉱冶金関係生産遺跡分布調査においてであった。調査の結果、遺構は山ノ口川の両岸約2万㎡にわたって点在していることが判明し、山ノ口川の下流側で墓地・下小屋（職人長屋）跡と見られる配石及び金屋子神を祀ったと見られる祠の基壇等、上流側で元小屋（事務所）・砂鉄洗場（砂鉄の選鉱場）・鉄池（かないけ＝鉄塊の冷却場）・高殿（製鉄炉のある建物）・鍛冶場などの施設の跡を確認した。

その後、昭和59年（1984）に山口県営山のロダム（のち旧福栄村に一部移管）が完成し、現在は墓地、下小屋、金屋子神祠基壇など鑪場の南半部がダム湖底に水没している。しかし、元小屋及び高殿等のたたら製鉄の主要施設はほぼ完全に残っており、その規模も県内では最大である。

昭和63年（1988）には、高殿を伴う定型化した石見系永代鑪を持ち、たたら製鉄技術の萩（長州）藩内での展開及び幕末の萩（長州）藩の動向を知るうえで貴重な遺跡であることから、山口県史跡に指定された。

平成2年度（1990）から6年度（1994）にかけて6次にわたる発掘調査が行われ、平成5年度（1993）から8年度（1996）にかけて保存整備工事が実施された。

平成24年（2012）には我が国の近世製鉄業の展開を理解する上で貴重な遺跡であるとして、国の史跡に指定された。

（出典：『史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画』）

(2) 指定の経緯及び指定範囲

名称 大板山たたら製鉄遺跡（おおいたやまたたらせいいてつせいせき）  
 指定年月日 平成 24 年（2012）9 月 19 日（文部科学省告示第 145 号）  
 所在地 山口県萩市大字紫福字大板 257 番 1 のうち実測 2229.66 m<sup>2</sup>、  
 257 番 5 のうち実測 4389.34 m<sup>2</sup>、257 番 12 のうち実測 136.00 m<sup>2</sup>  
 山口県萩市大字紫福字大板 257 番 1 と同 257 番 5 に挟まれる道  
 路敷を含む  
 指定面積 7,077.00 m<sup>2</sup>  
 所有者 萩市

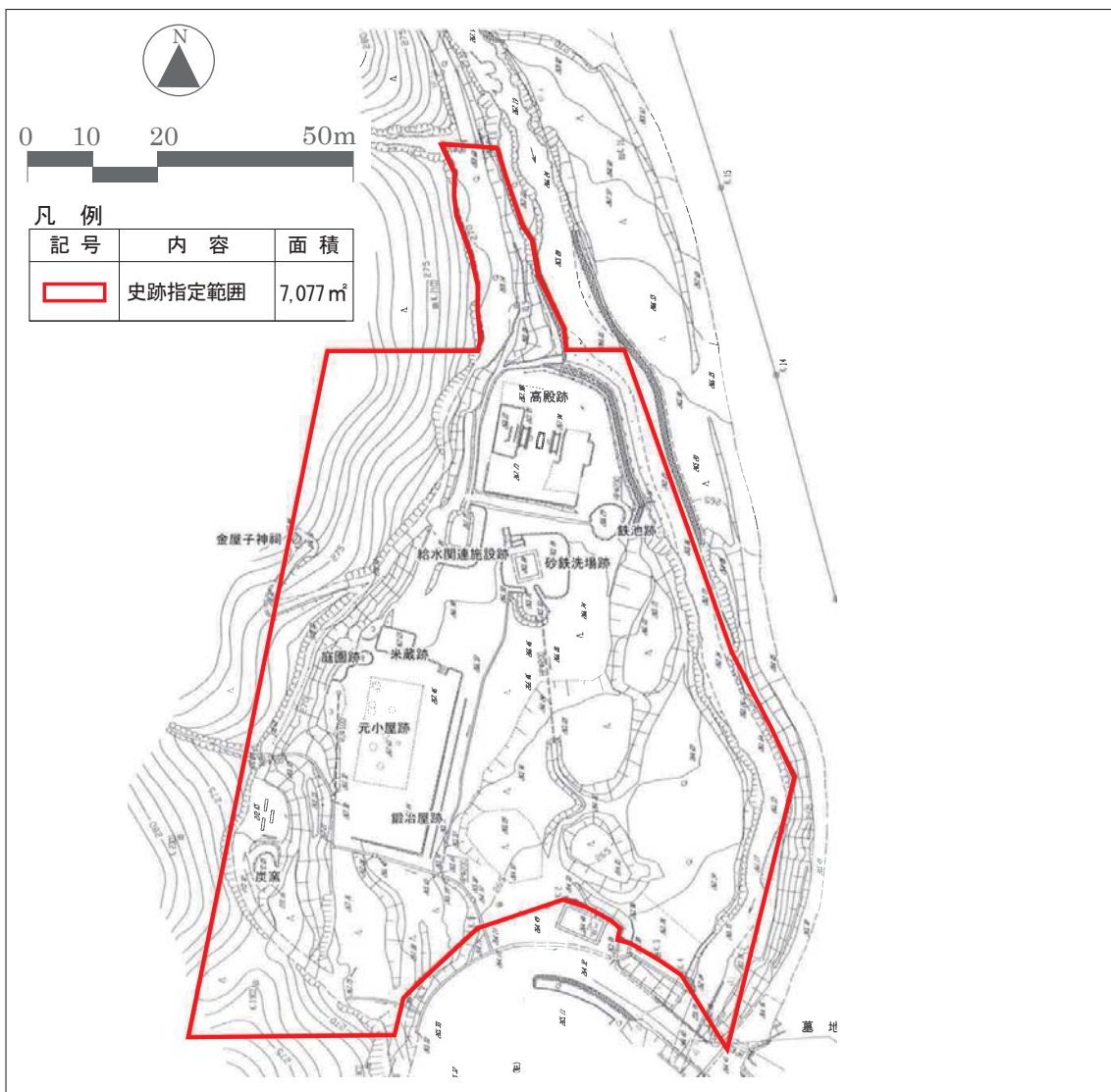


図 2-3-1 史跡大板山たたら製鉄遺跡の指定範囲図

### (3) 指定理由

史跡大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期から後期にかけて断続的に操業した製鉄遺跡であり、山口県萩市中心部から東方の内陸部、大井川の支流山ノ口川の最上流域の標高約 260mほどの平坦地に所在する。

中国山地では良質に産出される砂鉄を原料とした製鉄業が古くから行われ、江戸時代、天秤鞴と呼ぶ大形の送風装置が発明され、永代鑪、高殿鑪と呼ぶ本格的な製鉄業が確立して全国屈指の製鉄産地となった。18 世紀に入り、萩（長州）藩内では従来の長門系の比較的小規模な生産形態に代わり、石見系の鉄山師による鉄の大量生産を可能とする永代鑪が展開し、長門系による経営も鑪作業は石見の技術者に担われるようになった。

大板山では三期の操業が知られる。第一期は宝暦年間（1751～64）で、大板山で林業を営む阿川六郎兵衛により、津和野から技術者を迎え約 8 年操業した。第二期は文化・文政期の 10 年間（1812～22）で、津和野の原田勘四郎が石見西部の製鉄流派「石州鑪五ヶ所流」の鉄山（鑪場）として操業した<sup>(註1)</sup>。原料の砂鉄は、石見から廻船により奈古浦に搬送後、陸路大板山に駄送され、産鉄は奈古浦から下関に運ばれ、九州方面に販売されていたと考えられる。

第三期は東石見の鉄山師・高原竹五郎が安政 2 年（1855）に操業を開始したもので<sup>(註2)</sup>、終業時期は不明であるが、慶応元年（1865）ごろまで操業していたことは確実である。この間、安政 3 年（1856）に萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で萩（長州）藩最初の洋式軍艦丙辰丸を建造するに際して、船材の原料鉄を供給し、文久 3 年（1863）からは産鉄全てが萩（長州）藩により買い上げられた。製鉄に使用する燃料炭木は、各時期ともに、大板山周辺の藩有林から供給されていたと考えられる。

昭和 56 年度（1981）に山口県教育委員会が分布調査を実施し、平成 2～6 年度（1990～1994）に福栄村（現萩市）教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、製鉄炉を擁する高殿は南北 17.7m、東西 14.2m の規模と推定され、建物内部に本床、粘土壁、砂鉄置場、石敷等の遺構を確認した。また、鉄塊を冷却する鉄池、事務所である元小屋、砂鉄洗場、米蔵、小鍛冶場等の遺構を検出した。遺物として、磁器・陶器・土器等の食器類や、鉄釘や和鋏等の鉄製品等が多数見つかった。検出遺構は幕末期と考えられ、一部に重複する形で文化・文政期とみられる遺構を検出した。本遺跡は、山口県内のたたら製鉄遺跡中最大級の規模であり、石見地方の銑鉄製造の銑押し鑪の特徴をよく示し、18 世紀以降に萩（長州）藩内に展開した石見系鑪場の典型例と評価できる。昭和 63 年（1988）に山口県史跡となり、平成 5～8 年度（1993～1996）に保存整備が実施された。

このように、大板山たたら製鉄遺跡は、江戸時代中期以降、萩（長州）藩内に展開した石見系鑪場の典型例として大規模なものであり、高殿遺構をはじめとする生産遺構が良好に遺存している。わが国近世の製鉄業の展開を理解する上で重要であることから、平成 24 年（2012）に史跡に指定された。

(出典：『月刊文化財 9月号(588号)』史跡指定説明より)

(註1) 実際には著名な鉄山師であった原田家の名で、浜田領鍋石村の鉄山師江尾小右衛門が操業した。

(註2) この時は大葉山の名で操業している。

(4) 絵図等

現在、史跡大板山たたら製鉄遺跡に関する絵図等、当時の様子を示す歴史資料は確認されていない。同時代、当史跡から北へ約 15km 離れた位置で操業されていた白須山鑪が本資産の状況と同様の形態とみられることから、以下にその絵図を参考として示す。

表 2-3-1 絵図等一覧

<p>江戸時代末期</p>	 <p>白須山鑪の様子を描いた資料（部分）</p>
<p>「先大津阿川村山砂鉄洗取之図」部分 （東京大学 工学・情報理工学図書館蔵）</p>	

### (5) 歴史年表

大板山のたたら製鉄では、3期にわたる操業の変遷が確認されている。なお、第3期操業は安政2年(1855)から慶応元年(1865)頃までと推定されている。以下に第1期操業から近年までの経緯を歴史年表としてまとめる。

表2-3-2 大板山たたら製鉄遺跡関連年表

年代	事項	資料
宝暦年間 (1751～1763)	第1期操業 経営者は大板山で林業経営を行っていた阿川六郎兵衛。津和野藩の紙屋伊三郎、伊三郎から派遣された伴蔵を迎えて、大板山での最初の鑪操業を行う。この操業は約8年で終了。	石州鑪五ヶ所流鐵山 仕法聞書
文化9年(1812)	第2期操業 経営者は津和野藩猪退谷の原田勘四郎。石見西部の製鉄流派である「石州鑪五ヶ所流鐵山」の一つとして経営。	石州鑪五ヶ所流鐵山 仕法聞書
	3月18日未明に浜田領鍋石村の一ノ瀬鑪場で大火災が発生し、鑪山内が焼失したため鑪場を大板山に移す。鉄山師は江尾小右衛門。	石見国那賀郡鍋石村 一の瀬鐵山沿革史
文化13年(1816)	野村伊之助が情報収集のため、津和野藩領の鑪場に潜入。得た情報を『石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書』にまとめ、萩(長州)藩勘定方役所に提出。	石州鑪五ヶ所流鐵山 仕法聞書
文化14年(1817)	奥阿武宰判惣郷村(阿武町)の白須山に萩(長州)藩の関与の下に鑪場が開設される。	
文政5年(1822)	再び、鑪場を浜田領鍋石村の一ノ瀬に復す。第2期操業終了。	石見国那賀郡鍋石村 一の瀬鐵山沿革史
安政2年(1855)	第3期操業 3月「大葉山」の鑪の名で操業。経営者は、石見国大森天領那賀郡渡津村の高原竹五郎(屋号原屋)。	当島宰判本控
安政3年(1856)	7月25日に白須山鑪を始業。経営者は、大森天領日原の水津(大和屋)弥七。	丙辰丸製造沙汰控
	10月には碓や船釘などの原料鉄として「大割荒鉄300貫目」、「平割荒鉄200貫目」を、11月には「大割荒鉄三拾八貫四百目」、12月には「平割荒鉄式拾三束」を、それぞれ大葉山(大板山)鑪場の高原竹五郎から買い上げた。恵美須ヶ鼻造船所において建造された1隻目の洋式軍艦「丙辰丸」の材料として、大葉山の鉄が使用される。	
	12月13日萩(長州)藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」が進水。	
文久3年(1863)	準藩営となり、産鉄は萩(長州)藩の一括買い上げとなる。	当島宰判本控
元治元年(1864)	竹五郎、元治元年(1864)12月までを期限とする藩との鑪山借用契約に対し、期限延長を願い出る。	
慶応3年(1867)	6月に竹五郎が大板山寄留中に亡くなる。この頃まで鑪存続。	高原家家伝
昭和56年(1981)	採鉱冶金関係生産遺跡分布調査(山口県教育委員会)	
昭和59年(1984)	県営山のロダム竣工	
昭和63年(1988)	11月25日に山口県史跡に指定	
平成2～6年 (1990～1994)	第1～6次発掘調査(旧福栄村教育委員会)	
平成5～8年 (1993～1996)	保存整備、環境整備工事(旧福栄村教育委員会)	
平成24年(2012)	9月19日に国の史跡に指定	

(出典：『史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画』)

(6) 発掘調査結果

昭和 56 年度 (1981) に山口県教育委員会が採鉱冶金関係生産遺跡分布調査を実施し、平成 2～6 年度 (1990～1994) に福栄村 (現萩市) 教育委員会が発掘調査を実施した。また、平成 27 年度 (2015) に萩市が「鉄の道接続部」の発掘調査を実施した。

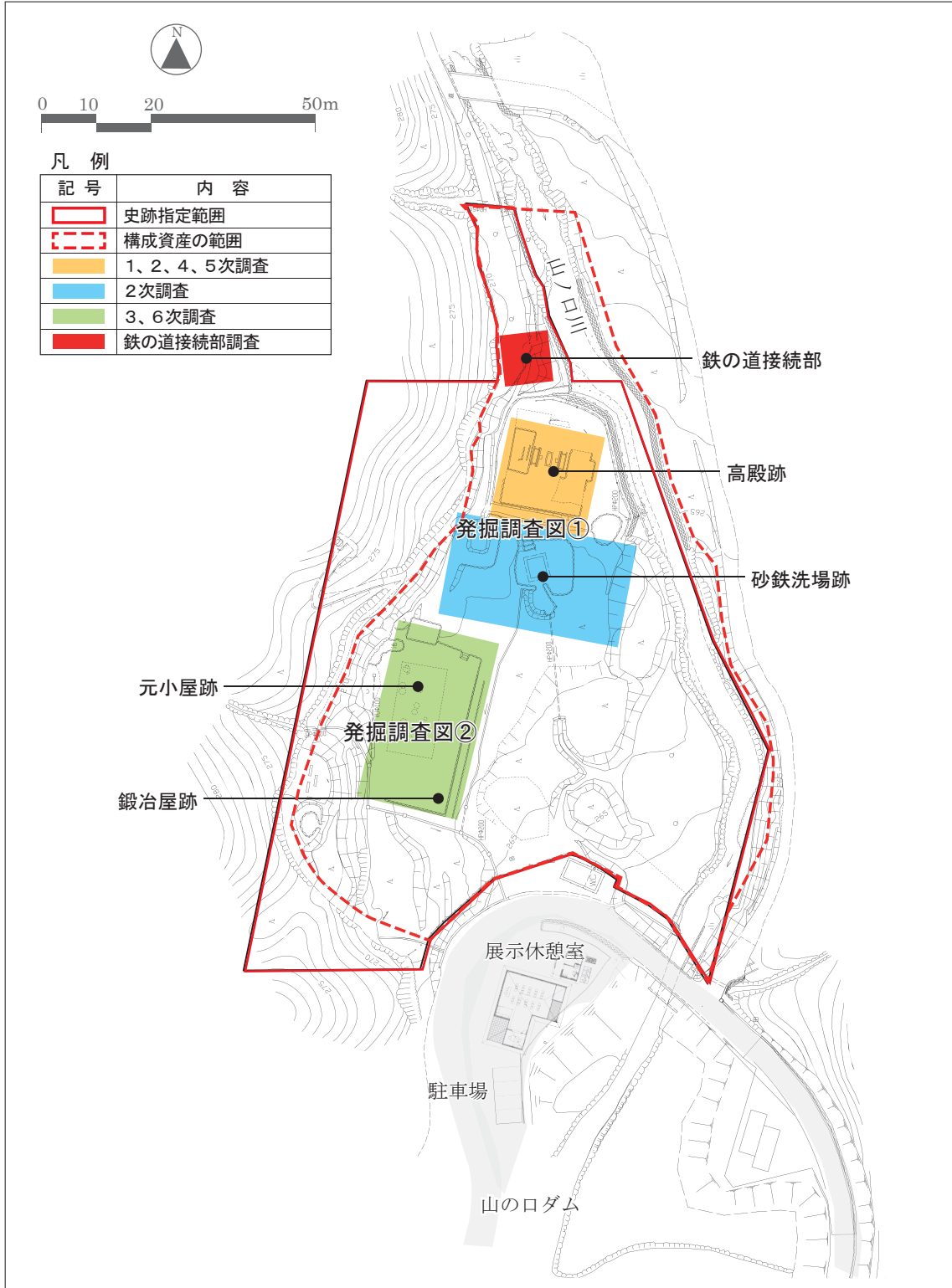


図 2-3-2 史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査位置図



表 2-3-3 検出遺構の内容・特徴

遺 構		内 容	特徴・検討課題	備 考
高 殿	建物上屋	規模 形態 構造 14m×18m (8間×10間) 平面長方形(長打) 屋根の一部瓦葺、押立柱と外側柱ともに礎石建ち 押立柱(8m+6m)×6m、台形	・石見地方の近代の大形角(長)打高殿の先駆的なもの ・隅丸(化政) →角打ちへ?	図2-3-3 参照
	内部施設	本床 鞆座 小鉄町 砂鉄焙焼炉 職人休憩施設 その他 3.8m×1.5m、胴張長方形 3.0m×0.9m、天秤鞆 7.4m×3.6m、壇上 2.2m×0.8m、高50cm石組 2.0m×8.0m、床張、2箇所 6.0m×4.5m 石張(粘土被覆?)、土町か?	・石見地方の近代の大形角(長)打高殿に標準的な施設配置(島根県江津市佃谷鑪) ・石敷の機能の分析と類例の発見が課題	図2-3-3 参照
	地下構造	掘方 本床 小舟 その他 14.5m×9m 不整楕円形、深さ不明、素掘、跡坪あり 3.8m×1.5m、深0.8m以上 6.0m×1.5m、内部高0.8m、小口に逆V字状石組 小舟下に空洞、下小舟か?	・19世紀初頭、主として出雲西部から石見にかけて本床構造に上下・脇小舟をもつ複雑な地下構造が出現 →地域的特性か?	図2-3-3 参照
鉄池	規模 構造 その他 5.5m×4.5m (20㎡)、深さ1.2m 平面楕円形、石積み、床粘土張 取水溝・取水口・排水溝確認	・数少ない調査事例	図2-3-3 参照	
砂鉄洗場	規模 構造 洗船 その他 10m×(9.7m+6.4m) 高さ1mの石垣、ほぼ正方形 長さ5m、最大幅1.8m、深さ0.2m 和船形の平面形、他に1箇所あり 洗船上に覆屋	・完掘された初めての事例 ・伯耆、出雲東部、出雲西部、石見の3地方で形態が異なる	図2-3-3 参照	
元小屋	敷地 建物 敷地内施設 面積450~500㎡(140~150坪) 高さ1~1.5mの石垣、壇状 16m×7m 長方形の建物、玄関張出2坪 面積は112㎡(約34坪)、草葺か? 米蔵 : 3.6m×5.4m、瓦葺か? 鍛冶屋 : 3.8m×3m、宮繕鍛冶か? 庭園 : 2m×4mの池と景石	・他に類例のない発掘調査	図2-3-3 参照	
大鍛冶屋		遺構検出されず		
その他		高殿と元小屋で2時期の遺構の重なり	・文化・文政期と幕末期	

(参照:「史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画」)

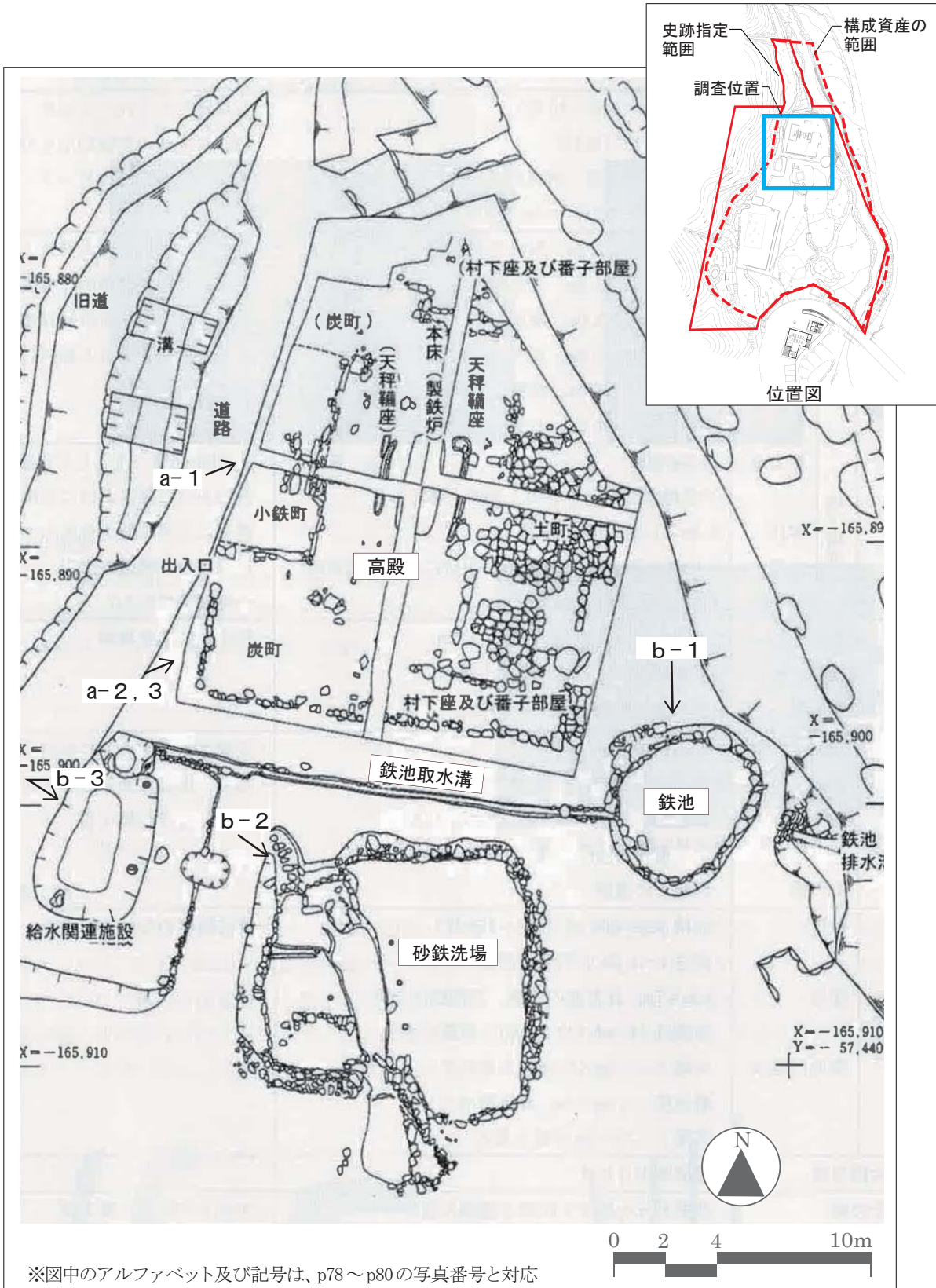


図2-3-3 発掘調査図①(1、2、4、5次調査) 高殿～砂鉄洗場

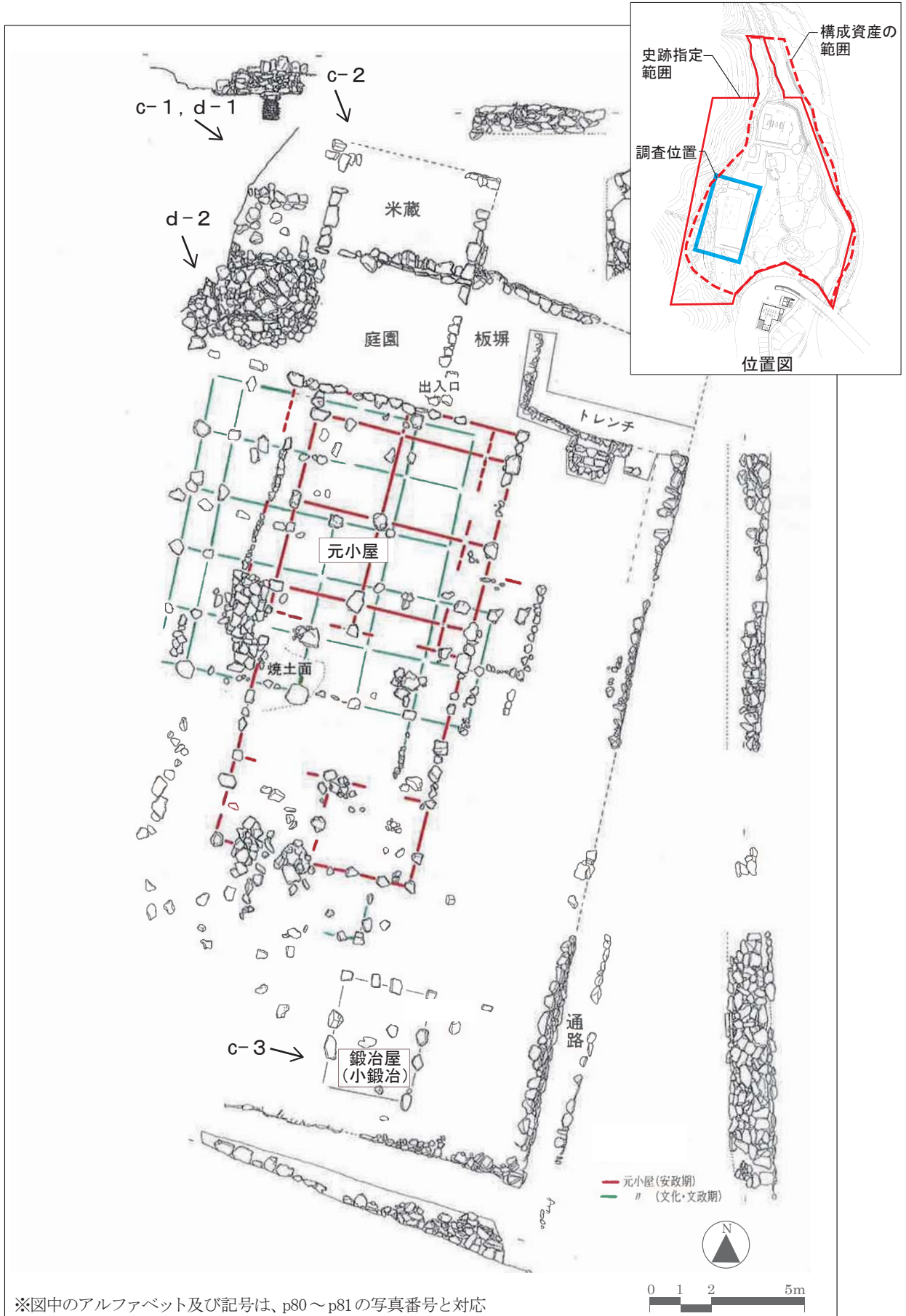


図2-3-3 発掘調査図②(3、6次調査) 元小屋～鍛冶屋

図中緑色の箇所について、全面的な発掘調査を実施した。



※図中に赤字で示す写真番号は、p82～p83の写真番号と対応

図 2-3-3 発掘調査図③(鉄の道接続部調査)



写真 a-1 高殿



写真 a-2 高殿地下構造の調査



写真 a-3 西小舟



写真 a-4 高殿から発見された遺物（鉄製品）

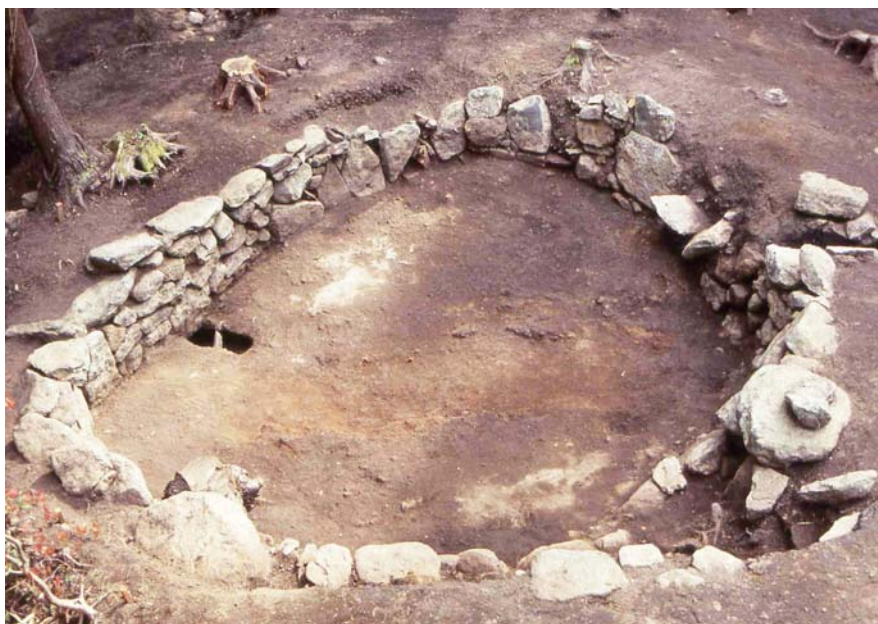


写真 b-1 鉄池（北から）



写真 b-2 砂鉄洗場（西から）



写真 b-3 給水関連施設・凹地  
(西から)



写真 c-1・d-1 元小屋敷地と  
元小屋建物、小庭園(右下)、  
米蔵(左下)



写真 c-2 米蔵(北西から)



写真 c-3 鍛冶屋建物（西から）

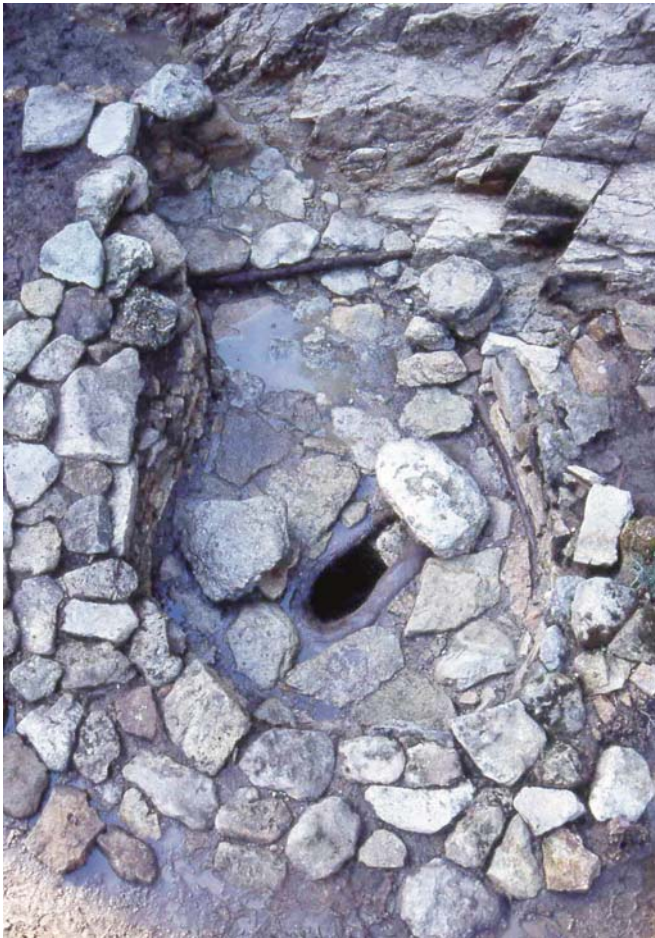


写真 d-2 庭園池

（出典：「史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画」）





写真1 鉄の道接続部発掘調査着手前（南から）



写真2 鉄の道接続部発掘調査終了（南から）



写真3 鉄の道接続部発掘調査着手前（北から）



写真4 鉄の道接続部発掘調査終了（北から）



写真5 鉄の道接続部トレンチ1（西から）



写真6 鉄の道接続部トレンチ1土層状況（北から）



写真7 鉄の道接続部トレンチ2（西から）



写真8 鉄の道接続部トレンチ2土層状況（南西から）

（出典：「大板山たたら製鉄遺跡の現状変更（鉄の道接続部発掘調査）」



写真9 鉄の道接続部石垣（東から）



写真10 鉄の道接続部石垣（北東から）



写真11 表土除去機械掘削状況（南から）



写真12 埋没水路機械掘削状況（南から）



写真13 水路埋没状況



写真14 埋設水路土砂撤去状況



写真15 遺構保護作業状況



写真16 遺構保護完了

## (7) 史跡の本質的価値

### ①日本在来の製鉄技術に係る遺構が良好な状態で残されており、石見系製鉄技術の特徴を知る上で貴重な生産遺跡

発掘調査では、内部施設の完存した高殿、取水・排水溝の遺存した鉄池、完全な形姿で検出された砂鉄洗場、同一の敷地に構築された元小屋・米蔵・鍛冶屋などの遺構が明らかとなった。これらは、いずれも石見地方の銑鉄製造の銑押し鑪の特徴を良く示しており、18世紀以降に萩（長州）藩領に展開した石見系鑪場の典型例とみなすことができる。

また、萩（長州）藩のみならず、筑前黒田藩・土佐藩など九州・四国に伝わった石見国の製鉄技術については、発掘調査例が少なく研究も進展していない。

本史跡は数少ない石見系鑪場の調査例であり、石見系製鉄技術の特徴を知る上で貴重なものである。

### ②幕末期に萩（長州）藩の国産政策や軍備増強に重要な役割を果たした遺跡

幕末期の大板山鑪場（「大葉山」の名で操業）は、萩（長州）藩が恵美須ヶ鼻造船所で建造した洋式軍艦の原料鉄を供給していた。資料上明らかなのは1隻目の「丙辰丸」であるが、2隻目の軍艦「庚申丸」にも大板山の産鉄が利用されたことは想像に難くない。萩（長州）藩の軍備増強や国産政策にとって、大板山鑪場は重要な製鉄所であった。

さらに、幕末期の幕府や雄藩による西洋技術（近代化産業）の導入が、鑪製鉄のような在来技術の蓄積の上に行われたことが、大板山鑪場の事例からも知ることができる。

### ③山口県内で最大の規模を持つたたら製鉄遺跡

史跡大板山たたら製鉄遺跡と史跡白須たたら製鉄遺跡（昭和57年（1982）史跡指定）を比較した場合、全体及び主要部分ともに本史跡のほうが規模が大きく、山口県内でも最大規模の遺跡である（下小屋や墓地等、山ノロダムの建設によって水没している部分も含める）。

### ④原料・製品の搬送路「鉄の道」とともに残されている製鉄遺跡

往時の大板山で使用した原料の砂鉄は、浜田藩領三隅湊（島根県浜田市三隅町）から海路により徳山藩の飛地であった奈古湊へと運ばれ、熊野山を越えて大板山へと入る行程2里半（約10km）の道により運び込まれた。一方で、この経路は生産された鉄の出荷路でもあり、かつてはこの奈古ルートが「鉄の道」ともいべき原料・製品の搬送路であり、生産遺跡の流通経路とともに残されている点で貴重である。

⑤「鑪」を営む拠点の選定条件であった地形・自然環境が残されている遺跡

江戸時代には、39町歩に及ぶ大板山御立山（藩有林）を中心として、一帯には広大な深い山林があった。古来「砂鉄七里に炭三里」という言葉が伝わっているように、大板山が鑪を営むうえでの拠点として選ばれたのは、原料の砂鉄よりも木炭を大量に消費するため、豊富な森林資源を必要としたためである。現在に至っても、大板山が鑪を営む拠点として選定された条件である自然地形及び豊かな自然環境が残されている点で貴重である。

（出典：『史跡大板山たたら製鉄遺跡保存管理計画』）

第2項 史跡の構成要素の概要

史跡大板山たたら製鉄遺跡及び世界遺産の構成資産大板山たたら製鉄遺跡を構成する要素は、以下に示すとおりである。

(1) 史跡（構成資産）を構成する要素

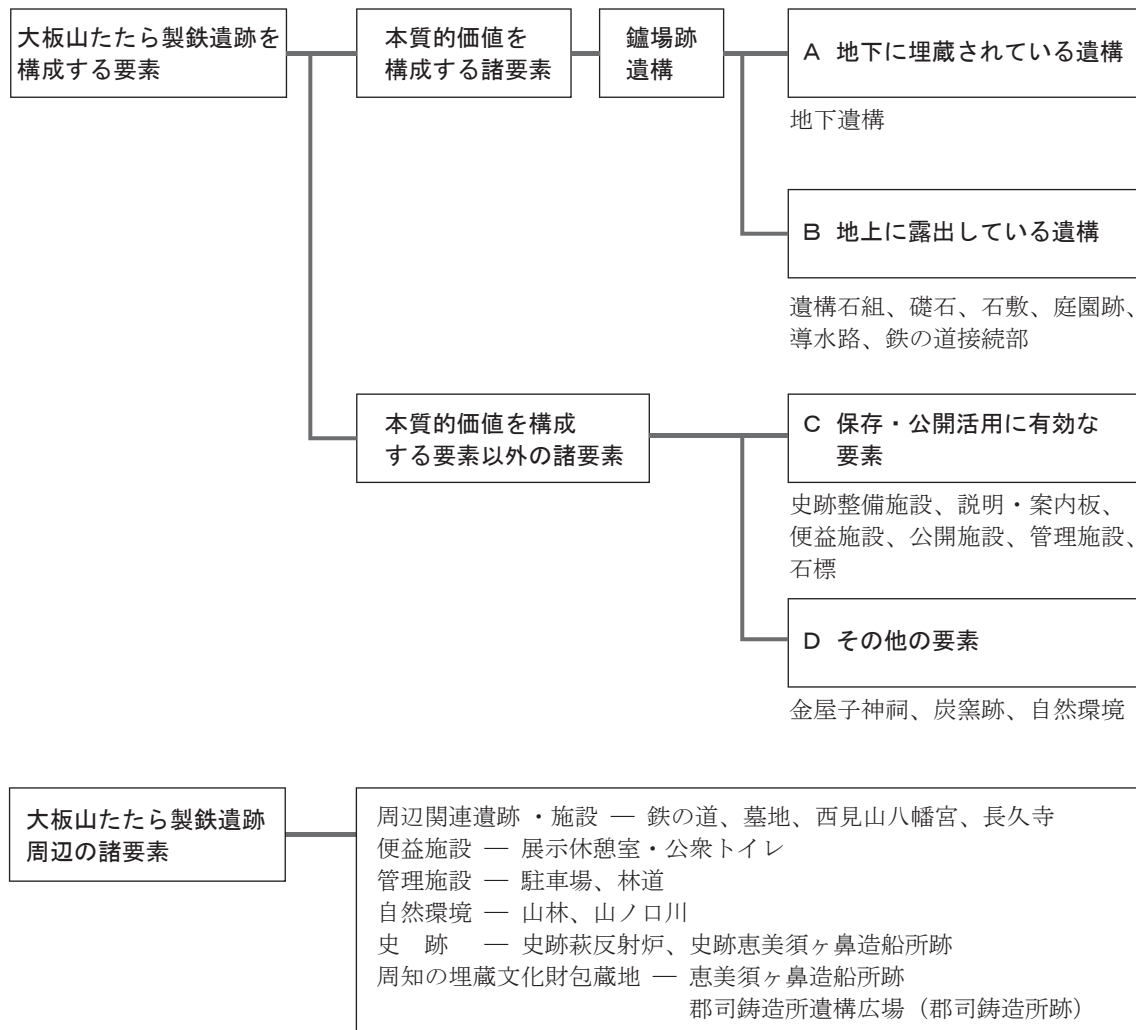


図2-3-4 史跡を構成する要素



図2-3-5 写真位置図

表2-3-4 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	写真番号
B 地上に露出している遺構	地下遺構	高殿跡、鉄池跡、砂鉄洗場跡、給水関連施設跡、元小屋跡、米蔵跡、鍛冶屋跡の遺構を検出した。遺物は、磁器、陶器、土器、瓦、銅銭、鉄製品、石製品、スラグ、木炭が出土した。宝暦期・文化文政期の遺構の一部も確認されており、大半は埋存している。	—
	遺構石組	鉄池跡、砂鉄洗場跡、元小屋跡、鍛冶屋跡、米蔵跡の石組み遺構が残されている。平成5～8年(1993～1996)の整備事業により、鉄池跡、元小屋跡、砂鉄洗場跡の遺構石垣の欠損部分を補充し、部分補修を行った。新たな石垣は胴込めコンクリートによる練積みで築造し、遺構石垣と区別した。給水関連施設跡の南側には土留めとして石垣を、元小屋跡の北側石垣の欠損箇所には石段を、それぞれ新設した。	①
	礎石・石敷	高殿跡の側柱礎石、土町の石敷を露出展示している。礎石の欠損箇所は補充している。そのほかに、元小屋跡、米蔵跡及び鍛冶屋跡の礎石を露出展示している。	②
	庭園跡	元小屋跡及び米蔵跡に接して位置する。山の露出した岩肌を築山に見立て、山水を利用して泉水と複数の景石を配す。	③
	導水路跡	山ノ口川から、高殿跡南西の給水関連施設へと水を引き込む石組水路である。	④
	鉄の道接続部	阿武町奈古から熊野山を越えて大板山へと至る延長2里半(約10km)の道である。奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出しの湊であり、かつてはこの道が原料・製品の搬送路であった。高殿北部から32mの区間が史跡の指定範囲となっている。	⑤

表2-3-5 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要①

区分	種別	名称	概要	写真番号
C 保存・公開活用 に有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示	平成5～8年度(1993～1996)の整備事業により、遺構の保護及び平面表示を行った。高殿跡は遺構上部に砂を敷いて遺構を保護し、その上に三和土で覆土して遺構の平面表示を行ったが、凍害により三和土が破損したため、土壌モルタルに置き換えて施工した。元小屋跡、米蔵跡、鍛冶屋跡は、当初整備した三和土が凍害により破損したので、砂利敷により遺構を保護した。	⑥
		復元工作物	平成5～8年度(1993～1996)の整備事業により、砂鉄洗場跡の洗船上に丸太・檜皮葺の屋根を設置した。また、高殿跡の「本床」及び「遮熱壁」を三和土、「鞆座」を自然石、「天秤鞆」の基部を木材により、それぞれ復元した。	⑦
	説明・案内施設	説明板-1	史跡指定地の入口に設置した説明板で、遺跡の概要について解説している。支柱はステンレス製、盤面は陶板である。	⑧
		説明板-2	史跡指定地の西側の高台に設置した説明板で、たたら製鉄について解説している。支柱は擬木製である。	⑨
		説明板-3	史跡指定地の西側の高台、高殿の北側・南西側に計3基設置した説明板。ガラス面越しに、現況地形と盤面に描かれた復元建物立体図を重ねて見ることができる。支柱はステンレス製、盤面はガラスである。	⑩
		説明板-4	各遺構の覆土の上面とその周辺に設置した説明板で『先大津阿川村山砂鉄洗取之図』を用いた鑪場の施設の解説を行っている。本体はコンクリート製、盤面は陶磁器タイル製である。	⑪

表2-3-5 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区分	種別	名称	概要	写真番号
C 保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内施設	遺構案内表示-1	ステンレス製の盤面に鑪場の施設名称を記した表示板で、各遺構の覆土上部に設置している。	⑫
	便益施設	ベンチ	昭和63年度(1988)の保健保安林整備事業により、史跡指定地の西側の高台に3基設置した木製ベンチである。	⑬
	公開施設	遊歩道	昭和63年度(1988)の保健保安林整備事業により、史跡指定地の西側の山裾に設置したものである。高台に向かって丸太階段を設置している。	⑭
		遊歩道階段	金屋子神祠へと至る階段で、コンクリートと擬木丸太を用いて設置している。	⑮
	管理施設	転落防止柵	山ノ口川の護岸擁壁上に設置している柵。高さ約0.8mの擬木製の柵である。	⑯
		排水施設	元小屋跡周辺及び砂鉄洗場跡から山ノ口川へと排水するための側溝である。また、鉄池跡から山ノ口川に至るまで直径20cmのヒューム管を設置している。	⑰
		護岸擁壁	高殿跡遺構の北東角付近は、山ノ口川の流路の変更に伴う遺構の削平を防ぐため、平成5年度(1993)に山ノ口川東西兩岸の護岸改修工事を実施した。西(遺跡)側護岸は下段をブロック積み、上段を雑石積み、東側護岸は雑石積により改修した。	⑱
		保安林標識・案内板	山口県によって、平成7年度(1995)に史跡指定地の西側の山裾に干害防備の保安林であることを示す標識を設置している。また、史跡指定地の入口には、保健保安林の範囲を示す木製案内板を設置している。	⑲
		山火事注意喚起標識	福栄村時代に史跡指定地の入口に設置した擬木製の標識。	⑳
	石標	史跡石標 史跡指定地の入口に位置する石標である。 (碑文) 国指定史跡大板山たたら製鉄遺跡 平成二十四年九月十九日指定 文部科学省 萩市 平成二十六年八月建設	㉑	
D その他の要素	自然環境	山ノ口川 植栽	・大井川の支流河川で、史跡指定地の東側を流れる。平成5年度(1993)に、高殿跡遺構の北東角付近の東西兩岸の護岸改修工事が実施された。 ・史跡指定地の南西隣接地には、スギ林・竹林が広がっている。史跡指定地の西側の山裾には、クロマツ・ヒノキ・スギ・ネムノキが見られる。	㉒
	その他	金屋子神祠・桂 炭窯跡	・金屋子神は鍛冶屋の信仰対象となっている女性神であり、桂の木に降り立って鉄づくりを教えたと伝えられている。平成7年度(1995)に、遺跡内での信仰の形を示すために、元小屋跡北西部に新たに祠を建立し、傍らに桂を植栽した。 ・昭和63年度(1988)の保健保安林整備事業により、高台に設けられた施設である。鑪場の遺構ではない。	㉓

表 2-3-6 史跡周辺の諸要素の概要

種別	名称	概要	写真番号
関連遺跡・施設	鉄の道	阿武町奈古から熊野山を越えて大板山へと至る延長2里半（約10km）の道である。奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出しの湊であり、かつてはこの道が原料・製品の搬送路であった。	—
	墓地	山の口ダムの建設によって水没した下小屋地区にあったたたら関係者の墓石群は、昭和56年（1981）に既に改葬されていたが、平成5～8年度（1993～1996）の整備事業により史跡指定地に隣接する南東側の林業用作業道入口付近に再改葬した。	—
説明・案内施設	世界遺産登録記念銘	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であることを示す23の構成資産共通デザインの記念銘である。平成28年度（2016）設置。本体は耐候性鋼材、基礎は鋳滓レンガ、規模は地上高170cm、幅80cmである。	②4
便益施設	展示休憩室	平成28年度（2016）に整備。	②5
	公衆トイレ	平成26年度（2014）に整備。	
管理施設	駐車場	平成28年度（2016）に整備。	—
	林業用作業道	史跡東側の山ノ口川をはさんだ対岸に位置する。幅員は約3.0mの未舗装道路である。	
自然環境	周辺山林	鑪場稼働時は、薪炭林として利用された。現在はスギ等が植林され、保安林として管理されている。	—
その他	市道	全線的に狭隘な道路である。	—



写真① 遺構石組（鉄池跡）



写真② 礎石（元小屋跡）





写真③ 庭園跡



写真④ 導水路跡



写真⑤ 鉄の道接続部



写真⑥ 遺構平面表示



写真⑦ 復元工作物



写真⑧ 説明板-1



写真⑨ 説明板-2



写真⑩ 説明板-3



写真⑪ 説明板 - 4



写真⑫ 遺構案内表示 - 1



写真⑬ ベンチ



写真⑭ 遊歩道



写真⑮ 遊歩道階段



写真⑯ 転落防止柵



写真⑰ 排水施設



写真⑱ 護岸擁壁



写真⑱ 保安林標識・案内板



写真⑳ 山火事注意喚起標識



写真㉑ 史跡石標



写真㉒ 山ノ口川・植栽



写真㉓ 炭窯跡



写真㉔ 世界遺産登録記念銘



写真㉕ 公衆トイレ・展示休憩室

(2) 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

表 2-3-7 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の概要

名 称	概 要
生産施設 遺構	<p>平成 2～4 年度（1990～1992）の発掘調査により、三期目の操業時における高殿跡、鉄池（鉄塊を冷却する池）跡、砂鉄洗場跡、給水関連施設跡、元小屋跡、米蔵跡、鍛冶屋跡、庭園跡、導水路跡の遺構を検出した。</p>  <p style="text-align: center;">高殿跡の現況</p>
鉄の道 接続部	<p>阿武町奈古から熊野山を越えて大板山へと至る延長約 10 km の「鉄の道」ともいべき道があった。奈古は砂鉄の荷揚げ・製品の積み出しの湊であり、かつてはこの道が原料・製品の搬送路であったが、現在は利用されていない。高殿北部から 32m の区間が鉄の道の接続部として構成資産の一部となっている。</p>  <p style="text-align: center;">鉄の道接続部の現況</p>
山ノ口川	<p>たたら製鉄に必要な水を供給した河川である。</p>  <p style="text-align: center;">山ノ口川の現況</p>

(3) 史跡の本質的価値を構成する要素と世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の関係

表 2-3-8 史跡あるいは世界遺産の価値を構成する要素比較

		史跡の保存管理計画における 本質的価値を構成する要素	世界遺産のCMPにおける 顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素
価値を構成する諸要素	地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	生産施設遺構
	地上に露出している遺構	遺構石組	
		礎石・石敷	
		庭園跡	
		導水路跡	
	鉄の道跡	鉄の道接続部 山ノ口川	
以外の要素	山ノ口川	—	

史跡の保存管理計画において特定した本質的価値を構成する要素については、地下に埋蔵されている遺構と地上に露出している遺構に区分して、それぞれ構成要素を定めている。世界遺産の管理保全計画（CMP）では、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としている。

世界遺産の管理保全計画（CMP）においては遺構を地上と地下に区分せずに、各々の施設を生産施設としてまとめたため、地下遺構、遺構石組、礎石・石敷、庭園跡、導水路跡を合わせたものを一つの構成要素「生産施設遺構」として捉えている。また、世界遺産の管理保全計画（CMP）においては、製鉄に必要であった水の供給源として山ノ口川を構成要素としたが、この河川の範囲全てが史跡指定されているわけではないことから、史跡の保存管理計画では山ノ口川を本質的価値を構成する要素以外の要素としている。

### 第3項 構成要素の現状及び課題

史跡大板山たたら製鉄遺跡の諸要素の現状及び課題は、以下に示すとおりである。

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

表2-3-9 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題

区分	名称	現 状	課 題
A 地下に埋蔵されている遺構	地下遺構 (高殿跡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構保護のため盛土している。</li> <li>地下遺構の保護用土系モルタルに劣化が見られる。周囲の側柱礎石や石敷はそのまま露出展示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護盛土の一部が降雨等により流出し、地下遺構への影響が懸念される。</li> <li>土系モルタルが劣化・破損しており地下遺構への影響が懸念される。また、景観にも悪影響を与えている。</li> </ul>
	(鉄池跡)		
	(砂鉄洗場跡)		
	(給水関連施設跡)		
	(元小屋跡)		
	(米蔵跡)		
	(鍛冶屋跡)		
(導水路跡)			
B 地上に露出している遺構	遺構石組 (鉄池跡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構石組を一部補修、欠損箇所を新たな石垣で復元している。</li> <li>石垣の根石部分はそのまま残し、その上の部分を積み直している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化及び観光圧力等により、石組に緩み等の変状及び石材の劣化・落下等が懸念される箇所がある。</li> <li>遺構部分と復元部分との判別が困難であり、来訪者に誤解を与えている。</li> </ul>
	(砂鉄洗場跡)		
	(元小屋跡)		
	(米蔵跡)		
	(鍛冶屋跡)		
	礎石・石敷 (高殿跡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>石敷を露出展示している。</li> <li>遺構礎石をそのまま露出展示し、建物内部にあたる部分は砂利敷としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化及び観光圧力等により、露出部分の石材に劣化・剥離が見られる。</li> </ul>
(元小屋跡)			
(米蔵跡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構石組を露出展示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化及び観光圧力等により、露出部分の石材に劣化が見られる。</li> </ul>	
(鍛冶屋跡)			
庭園跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構石組を露出展示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に土砂が堆積している。</li> </ul>	
導水路跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>石組水路としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に土砂が堆積している。</li> </ul>	
鉄の道接続部	<ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査後、シート等により養生を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡の修復・整備工事が未実施である。</li> </ul>	

(2) 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題

表 2-3-10 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題①

区分	種別	名称	現 状	課 題
C 保存・公開活用 に有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示 復元工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>土系モルタル及び砂利敷により表面表示を行っている。</li> <li>自然石及び木材により復元を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土系モルタルが劣化し破損している。</li> <li>遺構部分と復元部分の判別が困難であり、来訪者に誤解を与えている。</li> </ul>
	説明・案内施設	説明板-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>支柱はステンレス製、盤面は陶板である。</li> <li>特に傷み等はみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に課題は見られない。</li> </ul>
		説明板-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>支柱は擬木製である。</li> <li>盤面が劣化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示内容が更新されていない。</li> </ul>
		説明版-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス面越しに現地地形と盤面に描かれた復元建物立体図を重ねてみるができる。支柱はステンレスで盤面はガラスである。</li> <li>盤面のガラスに若干劣化が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス面越しに、現況地形と盤面に描かれた復元建物立体図を重ねるのは難しく、利用しやすいものへの再整備の検討が必要である。</li> </ul>
		説明板-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体はコンクリート、盤面は陶磁器タイル製である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍害等により、盤面の陶磁器タイルに割れが生じる可能性がある。また、解説内容が鑪場の施設の解説にとどまっているため、遺構の説明も含めたものへの再整備を検討する必要がある。</li> </ul>
	便益施設	遺構案内表示-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステンレス製の盤面に鑪場の施設名称を記した表示板である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明板-4と内容が重複しており、やや設置数が多い。</li> </ul>
			ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製ベンチ（3基）木部に日焼けや一部劣化が見られる。</li> </ul>
	公開施設	遊歩道 階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>高台に向かって丸太階段がある。</li> <li>幅員が狭く、周辺には低木が繁茂している</li> <li>素材はコンクリートと擬木丸太である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高殿跡等への眺望が確保されていない。また、降雨等により土砂が流出し、通行が困難になる可能性がある。</li> <li>現時点における保存状況は良好である。降雨や堆積した土砂・落ち葉によって滑りやすい部分が見られる。</li> </ul>
			管理施設	転落防止柵 排水施設
	管理施設	護岸擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>高殿跡遺構の北東角付近の東側護岸は改修工事を実施している。</li> <li>西（遺跡）側護岸は下段がブロック積み、上段が雑石積み、東側護岸が雑石積みである。</li> </ul>

表 2-3-10 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の現状及び課題②

区分	種別	名称	現 状	課 題
C 保存・公開活用 に有効な要素	管理施設	保安林標識・案内板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチール製の標識である。</li> <li>・入口部は木製の案内板である。</li> <li>・案内板の丸太部分に日焼けや盤面に劣化が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年による劣化が見られる。</li> </ul>
		山火事注意喚起標識 史跡石標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擬木製の標識である。</li> <li>・石製の標である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福栄村」となっているため、更新が必要である。</li> <li>・特に課題は見られない。</li> </ul>
D その他の要素	自然環境	山ノ口川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質・水量とも良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑木等の繁茂が景観を阻害している。</li> </ul>
		植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ等が植栽され、人工林となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業当時の樹種とは、林叢に相違がある。</li> </ul>
	その他	金屋子神社・桂炭窯跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに復元した施設である。</li> <li>・新たに整備した施設である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者に誤解を与えている。</li> <li>・鑪場の遺構ではないため、来訪者に誤解を与えている。</li> </ul>

表 2-3-11 史跡周辺の諸要素の現状及び課題

種別	名称	現 状	課 題
・関連遺跡 施設	鉄の道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用されておらず、維持管理していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルート of 解明ができていない。</li> </ul>
	墓地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在地に改葬している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樹木、雑草等が繁茂している。</li> <li>・整備は実施されていない。</li> </ul>
案内施設 説明・	世界遺産登録記念銘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に課題は見られない。</li> </ul>
便益 施設	展示休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧展示休憩室が手狭となったため、新たに建設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示内容等解説方法の充実を図る。</li> </ul>
管理施設	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示休憩室の南側に普通車用が4台、山ノ口川を渡り東側にマイクロバス用が2台確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地でイベント等を開催する場合は、駐車場が不足する。</li> </ul>
	林業用作業道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員約3.0mの未舗装道路である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未舗装のため、降雨時等はぬかるみが生じる。</li> </ul>
環境 自然	周辺山林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺森林は、スギの人工林となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・往時の樹種とは異なる植栽となっている。</li> </ul>
その他	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分的に離合箇所は設けられているが、狭隘な道路である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全線的に狭隘な道路であり、地形も急峻なため、改良工事は困難である。</li> </ul>



## 第4節 萩城下町の概要、価値、現状及び課題

### 第1項 史跡等の概要及び価値

#### (1) 史跡等の概要

##### ① 史跡萩城跡

萩城は、毛利輝元によって築かれた城である。慶長9年（1604）6月に起工し、同13年（1608）6月に完成した。以来、文久3年（1863）に毛利敬親が藩庁を山口に移すまで毛利氏の居城となった。城は橋本川と松本川によって形成された三角州の先端部にあたる。日本海に突き出た指月山に要害が位置し、山裾に向かって二の丸・本丸・中堀を経て三の丸へと連続し、その外側に外堀を設けて城下町へと連たんとする。三角州と両河川を含め、総構えを成している。建物はすべて失われているが、石垣や堀は良好に保存されており、36万石の雄藩であった当時の縄張りの巧みさがうかがえる。要害部分には中世山城の特性を持ち、本丸以下は平城でかつ海城という複合的な特徴を持つ独特の城でもある。

##### ② 史跡萩城城下町

萩城とその城下町は、阿武川河口の三角州上に位置していた。このうち萩城は三角州北西部を占め、城下町とは外堀で区画されていた。城下町は碁盤目状の街路で区画され、町人地、中下級武家地、寺社地、百姓地等が配されていた。

萩城城下町として史跡指定を受けているのは、位置的に萩城に近く、城下町の中心的な一角である。萩城三の丸（堀内）中の総門から東に伸びる、旧御成道（藩主の参勤交代の道筋）である呉服町の通りと、これに北端を接する南北方向の3条の小路（西から、菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町）及び小路の南端が接する慶安橋筋に囲まれた範囲である。指定地内には町人地、中下級武家地、寺社地等が存在し、複合的な性格を持つ史跡である。

呉服町の通りに面して、萩藩御用達の菊屋家住宅（重要文化財）が広く構えられ、通りを挟んだ北側には、久保田家住宅（萩市指定文化財）が対峙する。いずれも大型の町家であり、往時の城下町の繁栄を偲ばせる。

一方、南北の小路は武家住宅街であって、木戸孝允旧宅（国史跡）、青木周弼・周蔵旧宅、高杉晋作誕生地等が所在する。道沿いには土塀や板塀が長く連なり、棟門や仲間長屋が点在する。

大型の町家が軒を並べる御成道の風景といい、小路の武家住宅の町並みといい、その配置の状況はよく城下町の特徴ある景観を表すものである。

##### ③ 史跡木戸孝允旧宅

木戸孝允は、藩医和田昌景（禄高 20 石）の長男として天保4年（1833）6月26日にこの家に生まれた。7歳のときに、近隣の桂家の養子となったが、20歳で江戸に出て剣術を学ぶまで実家のこの家で成長した。

旧宅は木造平屋建一部二階建で主屋と土間棟からなり、主棟の座敷棟は寄棟造、小間棟及び土間棟は入母屋造でいずれも棧瓦葺である。孝允が誕生した部屋及び庭園など、よく旧態を保っている。

#### ④堀内伝建地区

堀内は萩城下町の北西部、橋本川河口の右岸に位置し、北側では日本海に面する。北西側は中堀を介して萩城の本丸・二の丸が置かれていた指月山の山麓部と接し、東側は外堀を介して萩城下の町人地と、南東側では新堀川を介して平安古町と接する。このうち、伝統的建造物群保存地区に指定されているのは、大正期に開削された疏水と外堀に挟まれた一帯である。

萩（長州）藩の藩庁が置かれた藩政期の堀内は、萩城下町の三の丸として、永代家老・寄組など上級武家の広大な上屋敷及び藩の重要施設も存在した地域である。

明治に入ると、禄を失った家臣達により、広大な屋敷地を利用して桑や夏みかんの栽培が急速に広がった。土壌が栽培に適していただけでなく、屋敷地周辺を取り囲んでいた土塀が風除けとして有効であったため、藩政期の土塀の上に夏みかんが顔を出すという堀内地区に独特の景観が形づくられた。

萩城下町の成立とともに建設された堀内は、藩の重要施設及び上級武家屋敷の主要な建築物が数棟しか残されていないものの、上屋敷の屋敷割が明治維新後においても、夏みかん畑や近代住宅の敷地に姿を変えながらも残り、この区画を画する土塀・石垣が地区内の全域において今日まで受け継がれている。

### (2) 指定・選定の経緯及び指定・選定範囲

#### ①史跡萩城跡

##### (指定の経緯と指定範囲)

名称	史跡 萩城跡（はぎじょうあと）
指定年月日	昭和 26 年（1951）6 月 19 日（文化財保護委員会告示第 47 号）
追加指定年月日	昭和 42 年（1967）1 月 10 日（文化財保護委員会告示第 2 号） 昭和 52 年（1977）4 月 27 日（文部省告示第 69 号） 昭和 61 年（1986）5 月 6 日（文部省告示第 61 号） 平成 元年（1989）8 月 14 日（文部省告示第 108 号） 平成 16 年（2004）2 月 27 日（文部科学省告示第 31 号） 平成 18 年（2006）1 月 26 日（文部科学省告示第 9 号） 平成 21 年（2009）2 月 12 日（文部科学省告示第 11 号） 平成 22 年（2010）2 月 22 日（文部科学省告示第 18 号）
所在地	山口県萩市堀内（図 2-4-1 参照）
指定面積	310,044.23 m <sup>2</sup>

#### ②史跡萩城城下町

##### (指定の経緯と指定範囲)

名称	史跡 萩城城下町（はぎじょうじょうかまち）
指定年月日	昭和 42 年（1967）1 月 10 日（文化財保護委員会告示第 1 号）
追加指定年月日	昭和 54 年（1979）3 月 20 日（文部省告示第 33 号） 昭和 59 年（1984）2 月 9 日（文部省告示第 17 号） 平成 21 年（2009）2 月 12 日（文部科学省告示第 11 号） 平成 24 年（2012）1 月 24 日（文部科学省告示第 11 号）
所在地	山口県萩市大字呉服町（図 2-4-1 参照）
指定面積	59,590.88 m <sup>2</sup>

### ③史跡木戸孝允旧宅

(指定の経緯と指定範囲)

名称 史跡 木戸孝允旧宅 (きどたかよしきゅうたく)  
 指定年月日 昭和7年(1932)3月25日(文部省告示第72号)  
 所在地 山口縣阿武郡萩町大字呉服町二丁目字呉服町二丁目 第三七番  
 (図2-4-1参照)  
 指定面積 829.75 m<sup>2</sup>

### ④堀内伝建地区

(選定の経緯と選定範囲)

保存地区の名称 萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区  
 選定年月日 昭和51年(1976)9月4日(文部省告示第150号)  
 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される。  
 保存地区の区域 萩市大字堀内字堀内村及び字堀内の一部  
 保存地区の面積 約55ha (下図参照)



図2-4-1 史跡萩城跡、史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅並びに堀内伝建地区の範囲

### (3) 指定・選定理由等

#### ①史跡萩城跡

##### (昭和26年(1951) 指定理由)

萩城は毛利輝元の築くところであって慶長九年六月起工、十一月に此処に移り、十三年六月完成した。爾来文久三年毛利敬親が藩庁を山口に移すまで毛利氏の居城となった。城は半島をなした地域にあり、その先端部北方海中に斗出屹立する指月山と山麓の平地に亘って営まれている。頸部に外堀を穿ち内に三丸を外郭として順次山裾に向って二丸・本丸を布置し各部は堀を以て遮断され、指月山の頂上にも別に本丸・二丸を構える。いま建物はすべて失はれ改変のあともあるが、江戸時代雄藩の城として歴史上重要であり且つよく旧規模をとどめていて縄張また巧であり、城郭史上重要な遺跡である。

##### (昭和42年(1967) 追加指定理由)

萩城三の丸(堀内)のうち、よく旧観を残しており、城の外郭部を知る上で貴重なものとして、北の総門通と天樹院、明倫館跡、平安橋の3箇所を追加指定した。

北の総門通は、北総門前左右の堀より、天樹院跡に至る間である。街路沿いの邸宅の地割は旧状を踏襲しながらも多く夏みかん畑となり、築地、あるいは築地の土台石生垣が連なって維新後の転変を物語っているが、このうちにあつて総門に近く、堀に接する家老益田氏邸跡に長屋門の一部が残り、これよりやや城寄り周布邸跡にも長屋門が存在し、彼此相まって独特の歴史的景観を呈している。天樹院跡には、毛利輝元夫妻の墓がある。

明倫館跡は、藩学の跡で、享保4年(1719)創設、嘉永2年(1849)、江向に移された。いま周囲の石垣が残っている。

平安橋は、平安古総門外の堀にかけられた石造反橋である。橋板は、片持梁で支えられ、慶長9年(1604)創建当時のものと言われる。

##### (昭和52年(1977) 追加指定理由)

萩城二の丸のうち、城郭の機能上、重要な意味を持つものとして、東部城壁東側の地と、同西部の操練場跡の2箇所を追加指定した。

二ノ曲輪東側を画する城壁(所謂銃眼土塀)のほぼ中央部には、築城当時より汐入門(慶長十二年竣工したものと考えられる)が設けられ、海上よりの物資の搬入の役を果たしていた。汐入門を入ったすぐの所には、賄所が設けられていた。今回、追加指定する地は、慶安五年書写の正保古図では、海として表現されているが、嘉永年間の古図は陸地化した姿を伝えている。古記録でも、汐入門一帯に、荷揚場があったことが知られるので、今回追加指定した一帯は、かかる性格を帯びた地であったことは間違いない。

二ノ曲輪西側城壁以西の地は、築城当時はほぼ全面海であったが、その後陸地化し、その一部に明和2年(1765)、御馬場が開かれ、御門番所、御馬見所等が作られ、万延元年(1860)西ノ浜操練場が開かれた。

##### (昭和61年(1986) 追加指定及び一部解除理由)

史跡指定地域のうち、昭和51年(1976)重要伝統的建造物群保存地区に選定された部分を指定解除した。ただし、現在その痕跡をとどめている外堀全体を史跡として保存するため、東辺の外堀跡として指定している箇所は史跡指定を存続させ、こ

れに加えて、可能な範囲の外堀跡を追加指定した。また、三の丸に存した重臣の屋敷跡の多くが、最近小区画に分割されつつあり、上級の侍屋敷の地割を完全に残す所が少なくなってきた現状を踏まえ、萩藩家臣団の様相をうかがい知る一助とすることを目的として、三の丸の萩藩永代家老福原家萩上屋敷跡を追加指定した。同屋敷跡には、周囲を囲む石垣の大半が旧状のまま残り、南面する表門（切妻造本瓦葺）も遺存しているほか、書院の一部が、明治十二年（一八七九）、志都岐山神社社務所として本丸内に移建改変されて残っている。併せて、指定もれとなっていた、二の丸北西の部分を追加指定した。

#### （平成元年（1989）追加指定理由）

外堀の東側に沿って南北に走る市道片河線の拡幅が、萩市歴史的地区環境街路整備事業として実施されることに伴い、外堀部分の保存と整備の必要性が生じたため、八間幅の外堀遺構を追加指定した。

#### （平成 16 年（2004）追加指定理由）

萩城三の丸のうち、3箇所を追加指定した。追加指定地①は、萩城中堀の南側（三の丸）に位置し、かつては二の丸南門枳形へ続く通路に面していた。現在は国民宿舎が所在する。追加指定地②は、北の総門の西側に位置し、古図によれば馬場の最も北側に当たる。追加指定地③は、築城当時は海であった、二の丸以西の地である。その後陸地化し、その一部に明和二年、御馬場が開かれ、御門番所、御馬見所等が作られ、万延元年西ノ浜操練場が開かれた。現在都市計画公園指月西公園となっている範囲である。

#### （平成 18 年（2006）追加指定理由）

萩城三の丸のうち、外堀沿いの土地を追加指定した。追加指定地は、北の総門の番所及び外堀沿いの土塁があった場所の一部である。現在は都市計画公園外濠公園の一部と民家、萩博物館の駐車場となっているところ及び市道沿いの畑地である。

#### （平成 21 年（2009）追加指定理由）

萩城三の丸のうち、外堀沿いの2箇所を追加指定した。追加指定地①は、北の総門南側の土塁が所在した場所である。追加指定地②は、中の総門南側の土塁が所在した場所である。いずれも現在は宅地となっている。

#### （平成 22 年（2010）追加指定理由）

萩城三の丸のうち、外堀沿いの1箇所を追加指定した。追加指定地は、中の総門南側の土塁が所在した場所である。現在は宅地となっている。

## ②史跡萩城城下町

### （昭和 42 年（1967）指定理由）

萩城三の丸から、外堀を隔てた外側は城下町で、碁盤目状に区画され、中下級家屋敷、町家が軒を連ねていた。今回この城下町のうち、三の丸の中の総門から東に伸びる、旧御成道である呉服町の通りと、これに北端を接する南北方向の三条の小路（西から菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町）及び小路の南端が接する東西道路に囲まれた範囲を史跡に指定した。

呉服町通に面して萩藩御用達の菊屋家住宅が広く構えられ、一方小路沿いは武家

住宅街であって、長く連なる築地の中に門が配される。このうちには、木戸孝允旧宅（史跡）、高杉晋作、青木周弼・周蔵等の旧宅等が介在する。御用達の旧家といい、武家住宅の町並みといい、その配置の状況は、よく城下町の特色ある景観を偲ばしめるものがある。

**（昭和 54 年（1979） 追加指定理由）**

史跡保存のため、蘭医として有名な青木周弼旧宅地を含む範囲等を追加指定した。

**（平成 21 年（2009） 追加指定理由）**

史跡保存のため、史跡指定範囲の東・北・西の外周に位置する箇所のうち、所有者の同意が得られた箇所を追加指定した。この中には高杉晋作誕生地の隣接地等を含んでいる。

**（平成 24 年（2012） 追加指定理由）**

史跡保存のため、史跡指定範囲の西の外周に位置する箇所のうち、所有者の同意が得られた 2 箇所を追加指定した。

### ③史跡木戸孝允旧宅

居宅ハ瓦葺二階建、階下玄関座敷等九室建坪四十二坪二合五勺階上二室五坪ニ合五勺アリ 木戸孝允ガソノ生誕ノ年ヨリ嘉永五年十一月江戸出府ニ至ルマテ二十年間居住セシ所ナリ産室ノ外幼時學問セシ書齋及浴室庭園ニ至ル迄善ク旧態ヲ存ス

### ④堀内伝建地区

堀内地区は慶長 13 年（1608）に毛利輝元が指月山に築城した萩城三の丸にあたるほぼ全域で、藩の諸役所と毛利一門をはじめとする大身の侍屋敷が建ち並んでいる。近世城下町の侍屋敷としての地割をよく残し、土堀越しにみえる夏みかんとともに歴史的風致を形成している。

### （4）絵図等

現在確認されている萩城下町やその周辺の様子が描かれた絵図及び古写真について、以下にまとめる。

表 2-4-1 絵図等一覧表①

<p>慶安 5 年 (1652)</p> <p>「萩絵図」  (山口県文書館蔵)</p>	
--	---

表 2-4-1 絵図等一覧表②



<p>天和 2、3 年 (1682、1683)</p> <p>「萩城下絵図」 (山口県文書館蔵)</p>	
<p>元禄 12 年 (1699)</p> <p>「萩御城下絵図」 (山口県文書館蔵)</p>	

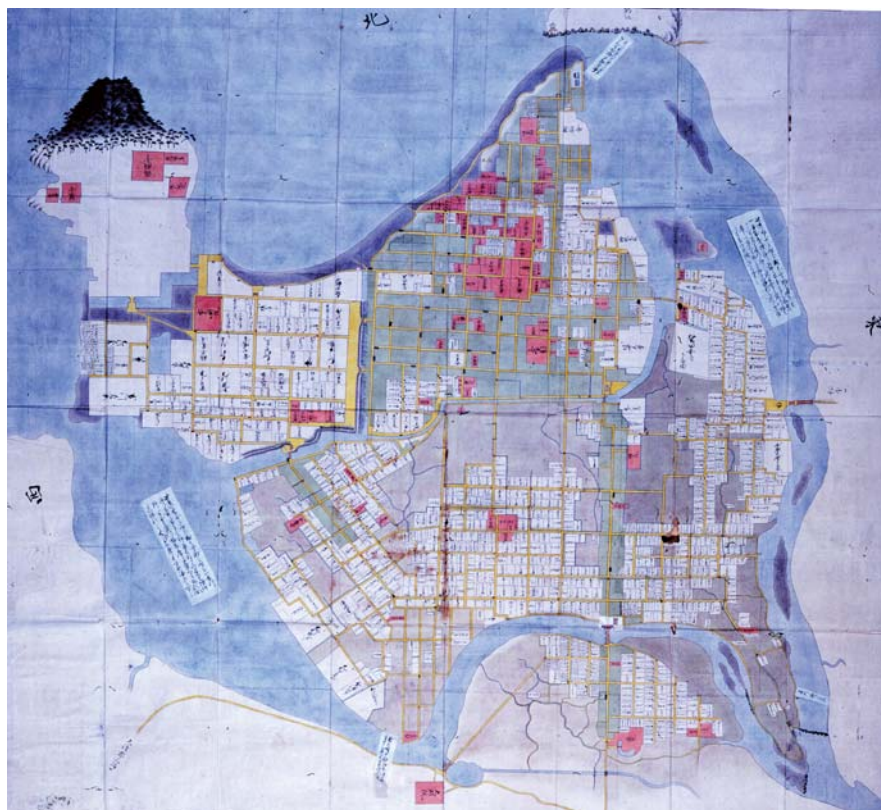


表 2-4-1 絵図等一覧表③

享保 10 ~ 14 年  
(1725 ~ 1729)

「萩城下之図」

(山口県文書館蔵)





宝暦元年  
(1751)

「萩大絵図」

(山口県文書館蔵)



表 2-4-1 絵図等一覧表④

<p>年代不明</p> <p>「萩城下之図」 (山口県文書館)</p>	
<p>慶応元年 (1865)</p> <p>「萩御城下絵図」 (山口県文書館蔵)</p>	

## (5) 歴史年表

慶長5年(1600)関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は、萩の指月山に城を築くことを決定した。慶長9年(1604)より築城を始め、同13年に完成した。それ以来260年の間、この地にとどまったが幕末の文久3年(1863)に山口の中河原に藩の機能を移し、明治7年(1874)には主要な建物を入札により払い下げ、取り壊した。

表2-4-2 歴史年表①

年代	月日	事項
慶長5年(1600)	—	関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が、周防・長門の2箇国36万石に削封される。
慶長8年(1603)	8月21日	幕府より居城築城の命がくだる。
慶長9年(1604)	2月3日	幕府より、萩の指月山に築城の承認を受ける。
	6月1日	萩城の縄張に着手
慶長10年(1605)	—	家臣の屋敷地の配分が、その分限に応じて行なわれる。堀内地区には上級家臣の屋敷地が配分される。
	—	満願寺を安芸吉田から萩城内へ移す。
慶長11年(1606)	—	山口の香積寺を廃し、その材をもって萩城内に洞春寺を建立し、元就の位牌を移す。
慶長12年(1607)	3月	春日神社が江向から三の丸(堀内)へ移る。後に輝元は、春日神社を萩の総鎮守とする。
慶長13年(1608)	6月	萩城が完成
	—	宮崎八幡宮を安芸吉田から萩城内に移し、萩城の鎮守とする。
慶長17年(1612)	—	萩城内に妙玖寺を建立する。
元和8年(1622)	—	外堀が開削される。
承応元年(1652)	6月19日	幕府に城下絵図を提出する。 町家は主に三角州北部の古萩地区に集中し、その後、侍屋敷及び寺屋敷が町屋化する形で拡大する。こうして、18世紀の初め頃までには萩城下の町は28町に固定化された。
承応元年～ 明暦3年 (1652～1657)	—	この間に菊屋家住宅が建造されたと考えられる。
承応3年(1654)	11月22日	萩城内の満願寺勧請堂から出火し、客殿・書院・方丈・鐘楼が焼失したほか、三摩地院も延焼する。
貞享4年(1687)	3月24日	外堀から唐樋までの新堀川開削の願い出を幕府に提出する。
元禄11年(1698)	4月	萩城二の丸に天神社が建立される。後に御茶屋が建設され、18世紀半ばには東園と命名される。
	—	呉服町二丁目から慶安縄手に向けて、新堀川に慶安橋が架けられる。
正徳2年(1712)	3月30日	萩城外堀の浚渫について幕府の許可を得る。
享保元年(1716)	1月26日	萩城外堀の浚渫について幕府に許可を申請する。
享保4年(1719)	1月12日	藩校明倫館が三の丸に開校する。

表 2-4-2 歴史年表②

年代	月日	事項
享保 8年 (1723)	9月15日	萩城外堀の浚渫について幕府の許可を得る。
享保 12年 (1727)	8月17日	二の曲輪御堀の浚渫について幕府の許可を得る。
元文 4年 (1739)	11月16日	萩城外堀を北ノ浜(菊ヶ浜)へ掘り抜くため、幅三間の溝の掘削を幕府に申請し、許可を得る。翌年2月竣工する。
元文 5年 (1740)	7月25日	萩城外堀から北ノ浜(菊ヶ浜)へと掘削した溝に、高さ七尺、長さ四十間余の石垣の築造を幕府に請願し、認可を得る。
	12月13日	萩城外堀、北の総門・中の総門に架かる土橋下の水道の左右石垣の修築を幕府に請願する。翌年、浚渫して石垣を修築する。また、土橋左右の町屋を解除し、籠塀を築く。
寛政 6年 (1794)	12月16日	萩城天守閣の修復が完了する。
弘化 元年 (1844)	—	日本海に面する海岸一帯に砲台を築造する計画が藩庁に提出され、弘化3年(1846)に萩城及びその周辺部の台場築造工事が完了する。
嘉永 2年 (1849)	2月18日	藩校明倫館が江向に移転再建される。
文久 3年 (1863)	4月16日	13代藩主毛利敬親が萩城を発し、山口の中河原の茶屋に入る。これを山口移鎮という。以降、萩城内の建物の解体及び諸役所の統廃合により山口移転が行われる。
明治 元年 (1868)	11月5日	萩政事堂が萩城内から明倫館内に移され、萩城の政治的機能が失われる。
	11月23日	萩城の解体が命じられる。
明治 3年 (1870)	10月22日	萩城の破損している建物は、修繕は行わず、漸次解体していくことを命ぜられる。
明治 4年 (1871)	3月12日	平安古の総門、中の総門、北の総門を解体する。
明治 7年 (1874)	5月15日	萩城内の建物の落札が完了し、払い下げが決定する。後に解体される。
明治 10年 (1877)	12月12日	萩城本丸跡を萩公園として開設する。明治42年(1909)、萩公園の管理が山口県から萩町へと譲渡され、翌年から指月公園と称する。
明治 11年 (1878)	—	萩及び近郷の有志が、萩城跡内に山口の豊栄、野田両神社の遙拝所を建てる。翌明治12年、豊栄、野田両神社の分社として志都岐山神社と称することとなる。
明治 20年 (1887)	12月3日	杉民治・中村雪樹が、萩公園内へ花江茶亭の移築許可を出願し、許可される。
明治 25年 (1892)	3月	児玉愛二郎が桜樹1000本を志都岐山神社に献納し、社地及び萩公園に植える。

表 2-4-2 歴史年表③

年代	月 日	事 項
明治 41 年 (1908)	11 月	萩城二の丸宮崎八幡宮の拝殿を松陰神社に移築する。仰徳大明神を志都岐山神社の東側に移し建立する。
大正 13 年 (1924)	11 月 5 日	堀内の萩疏水の起工式を行う。この開削の土砂で萩城中堀を埋める。
昭和 7 年 (1932)	3 月 25 日	木戸孝允旧宅が史跡に指定される。
昭和 13 年 (1938)	4 月	石光新吉郎が梨羽家茶室（煤払の茶室）を指月公園内に移築する。
昭和 22 年 (1947)	2 月 1 日	萩市は指月山を毛利家から 20 万円で購入する。
昭和 26 年 (1951)	6 月 19 日	萩城跡が史跡に指定される。
昭和 40 年 (1965)	3 月 31 日	萩城二の丸の通称銃眼土塀の復元が完了する。
昭和 41 年 (1966)	3 月 30 日	萩城詰丸見付土塀復元と詰丸跡整備が完了する。
昭和 41 年 (1966)	—	木戸孝允旧宅保存修理に着手する。昭和 42 年度完了。
昭和 42 年 (1967)	1 月 10 日	萩城城下町が史跡に指定される。史跡萩城跡に、三の丸の北の総門通りと天樹院、明倫館跡、平安橋が追加指定される。
昭和 45 年 (1970)	11 月 30 日	萩城三の丸北の総門通りの電柱撤去工事が完了する。
昭和 49 年 (1974)	5 月 12 日	史跡萩城城下町内の菊屋家住宅が重要文化財に指定される。
昭和 51 年 (1976)	9 月 4 日	萩市堀内地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定される。
昭和 52 年 (1977)	4 月 27 日	史跡萩城跡に、二の丸東部城壁東側と同西部操練場跡が追加指定される。
昭和 54 年 (1979)	1 月 1 日	重要文化財菊屋家住宅（主屋外 4 棟）の保存修理に着手する。昭和 56 年 3 月 31 日完了。
	3 月 20 日	史跡萩城城下町に、青木周彌旧宅外が追加指定される。
昭和 55 年 (1980)	1 月 11 日	史跡萩城城下町の保存修理として、菊屋家住宅の書院、長屋門、塀等の復旧に着手する。昭和 58 年 3 月 31 日完了。
昭和 61 年 (1986)	5 月 6 日	史跡萩城跡のうち、昭和 51 年重要伝統的建造物群保存地区に選定された部分が指定解除される。一方外堀全域と、三の丸の萩藩永代家老福原家上屋敷跡が追加指定される。
昭和 62 年 (1987)	1 月 1 日	史跡萩城城下町の保存修理として、菊屋家住宅の養蚕場、御部屋及び新座敷の建物と庭園の整備に着手する。平成 3 年 3 月 31 日完了
平成 元年 (1989)	8 月 14 日	萩史跡萩城跡に、外堀八間堀の遺構が追加指定される。
平成 8 年 (1996)	1 月 1 日	木戸孝允旧宅保存修理に着手する。平成 9 年 8 月完成。

表2-4-2 歴史年表④

年代	月日	事項
平成10年(1998)	10月	史跡萩城城下町の保存修理として、旧久保田家住宅の復旧に着手する。
平成15年(2003)	6月27日	城下町の旧久保田家住宅が萩市指定有形文化財に指定される。
平成16年(2004)	2月27日	史跡萩城跡に、三の丸の中堀南側等3箇所が追加指定される。
	11月9日	萩城三の丸北の総門の復元が完了し、完工式を行う。
	11月11日	萩開府400年記念事業として、三の丸に萩博物館が開館する。
平成17年(2005)	3月11日	萩市〔堀内・平安古地区〕伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書を刊行する。
平成18年(2006)	1月26日	史跡萩城跡に、三の丸の北の総門番所跡、土塁跡が追加指定される。
平成19年(2007)	10月29日	大雨により萩城二の丸時打矢倉跡石垣角部が崩壊し、石材が萩疎水(指月川)に落下する。平成20年度より災害復旧工事を実施する。平成22年度完了。
平成21年(2009)	2月12日	史跡萩城跡に、三の丸の北の総門南側土塁跡等2箇所が追加指定される。 史跡萩城城下町に、史跡指定地外周部が追加指定され
平成22年(2010)	2月22日	史跡萩城跡に、三の丸の中の総門南側土塁跡が追加指定される。
平成23年(2011)	3月29日	萩城外堀跡の整備が完了し、完工式を行う。
	4月1日	史跡萩城跡の石垣保存修理に着手する。以後継続
平成24年(2012)	1月24日	史跡萩城城下町に、指定地外周西側の2箇所が追加指定される。
	4月	史跡萩城城下町の保存修理として青木周弼旧宅の復旧に着手する。平成28年3月完了。

## (6) 発掘調査結果

### ①史跡萩城跡

#### 1) 詰丸(要害)

##### (角矢倉跡・辰巳矢倉跡の調査)

平成元年度(1989)に上記2箇所(角矢倉跡・辰巳矢倉跡)の矢倉跡で確認調査を実施した。その結果、各矢倉の基壇及び建物の礎石を検出した。角矢倉は南北方向の柱間4間、東西方向の柱間5間、辰巳矢倉は南北方向の柱間5間、東西方向の柱間4間の建物であったことが判明した。

#### 2) 本丸(天守曲輪)

##### (本丸門跡南矢倉台の調査)

当該箇所の石垣に崩壊の危険が生じたため、石垣の解体修理に先立ち、平成14年度(2002)に上面遺構の確認調査を実施した。その結果、矢倉門の礎石と土塀の基礎を検出した。

##### (本丸門跡北矢倉台～東方土塀跡の調査)

当該箇所の石垣の変形が顕著となり、崩壊の危険が生じたため、石垣解体修理に先立ち、平成25年度(2013)に上面遺構の発掘調査を実施した。その結果、矢倉門の礎石及び土塀の基礎を検出した。前述した平成14年度(2002)実施の北矢倉台の調査と併せて検討した結果、本丸門の建物規模は東西3間、南北11間であることが判明した。一方、土塀は幅約3尺の練塀で、荒壁の内部は古瓦を小口積みしていることが判明した。東西方向15.5m、南北方向8.5m分を検出した。

#### 3) 二の丸(二の曲輪)

##### (時打矢倉跡の調査)

平成19年(2007)10月に集中豪雨により当該箇所の石垣が崩壊したため、石垣復旧工事に先立ち、平成20・21年度(2008・2009)に、石垣の上面遺構の検出を主たる目的として発掘調査を実施した。その結果、矢倉建物の礎石及び石列、建物解体後の礎石抜き取り跡、時打矢倉の西面に接続していた土塀の基礎等を検出した。また、石垣解体に伴う石垣南東隅の根石下層の調査では、マツ材を用いた桐木を検出した。

##### (東門跡・三階矢倉跡の調査)

時打矢倉に隣接する当該箇所の石垣に変形が見られたため、石垣解体修理に先立ち、平成23年度(2011)に石垣の上面遺構の検出を主たる目的として発掘調査を実施した。その結果、東門跡の柱間規模は明らかにできなかったが、三階矢倉跡は南北方向の柱間5間、東西方向の柱間4間の建物であることが判明した。

##### (北矢倉跡南方土塀跡の調査)

当該箇所の石垣に隅石の欠損・変形等が確認されたため、石垣解体修理に先立ち、平成27年度(2015)に石垣の上面遺構の検出を主たる目的として発掘調査を実施した。その結果、石垣屈曲部上面において土塀基礎遺構を検出した。

##### (東園の調査)

藩主の遊憩施設である東園の整備に先立ち、平成24・26年度(2012・2014)に御殿跡の発掘調査を実施した。調査区設定には『孝姫様基之允様東園御部屋差図』等の天保3年(1832)から同8年(1837)の差図を参考とし、3箇所の井戸の検出を目的とした。その結果、井戸1箇所と建物の基壇、石組の側溝等を検出した。なお、調査は今後も継続する予定である。

#### 4) 外堀

##### (8間堀遺構の調査)

外堀は当初20間幅で、その後14間、8間と縮小した。その最終段階である8間堀段階での整備を実施するため、遺構の確認調査を実施した。昭和61・62年(1986・1987)に試掘調査を実施し、8間堀の推定ラインを設定した後、平成7年度(1995)から発掘調査を実施した。調査は平成20年度(2008)まで継続して実施し、8間堀の石垣遺構等を検出した。

##### (北の総門跡の調査)

外堀のうち、北の総門については立体的に復元整備する方針となったため、復元の根拠を得るために平成14・15年度(2002・2003)及び18年度(2006)に発掘調査を実施した。その結果、北の総門本体跡では直径1m程度の掘立柱跡の遺構を検出し、配置状況から間口5.3m、袖門付の巨大な高麗門であったことが判明した。また、門前の土橋、船着場等の調査も実施し、土橋では上面の土塀遺構、船着場では雁木の遺構をそれぞれ検出した。

##### (中の総門跡の調査)

平成19年度(2007)に、暗渠となっていた北側の土砂を除去して調査を実施した。その結果、土橋上で土塀基礎上の遺構を検出した。また、土橋下の水路開口部も検出したが、桁石が中央で折損しているなど保存状況は良好とは言い難い状態であった。

#### ②史跡萩城城下町

指定地内に所在する久保田家住宅、菊屋家住宅、青木周弼旧宅等の各敷地内において、以下のとおり発掘調査を実施している。

##### 1) 久保田家住宅の調査

平成10年度(1998)から16年度(2004)にかけて実施した住宅の保存修理に先立ち、昭和30年代(1955)に改造されていた台所部分の発掘調査を実施した。その結果、井戸周囲の石敷をはじめ、明治16年(1883)に土間を創建した当時の礎石等を検出し、その後に縮小している状況も明らかとなった。

##### 2) 菊屋家住宅土塀基礎の調査

菊屋家住宅の敷地内を南北に区切る東西方向の土塀が樹根により傾き、倒壊の恐れが生じたため、保存修理に先立って、平成25年度(2013)に土塀基礎部分の発掘調査を実施した。根石まで確認したが、新たな遺構の検出はなかった。また、土塀中からガラス等の遺物を検出したため、近代以降に菊屋家が南側の武家屋敷を敷地内に取り込んだ後に土塀が築造されたことが判明した。

##### 3) 青木周弼旧宅の調査

当該建物の老朽化が進み、半解体修理を実施することとなったため、平成26・27年度(2014・2015)に、仲間部屋基礎、表門基礎、板塀基礎の調査、上下水道・電気管等敷設場所の調査・立会を実施した。



### ③史跡木戸孝允旧宅

当該地においては、これまで発掘調査を行った実績はない。

### ④堀内伝建地区

当該地区では、萩博物館建設に伴う大野毛利家上屋敷跡の発掘調査のほか、平成17年（2005）に周知の埋蔵文化財包蔵地「萩城遺跡」に決定されたことにより、建物建設等に伴う試掘調査及び事前立会を実施している。

#### 1) 大野毛利家上屋敷跡の調査

萩博物館建設に先立ち、平成13年度（2001）から15年度（2003）にかけて発掘調査を実施した。当該地は調査直前まで萩市立病院として利用されていたため、地下遺構の破壊が著しく建物基礎等の遺構はほとんど検出できなかったが、大量の遺物が出土した。その中には高級な磁器や墨書を持つものも多く含まれており、上級武家屋敷での生活の一端を窺う良好な資料を得た。

#### 2) 新堀川護岸裏込めの調査

新堀川河口の堀内側護岸が老朽化し、一部崩壊しているため、改修工事を実施することとなった。これに先立ち、平成23年度（2011）に現況の護岸裏込め部の試掘調査を実施した。その結果、現況の護岸は、堀内側に所在した土塁を明治時代以後に削平し埋立てを行って新たに築造したものであり、江戸時代の遺構ではないことが判明した。

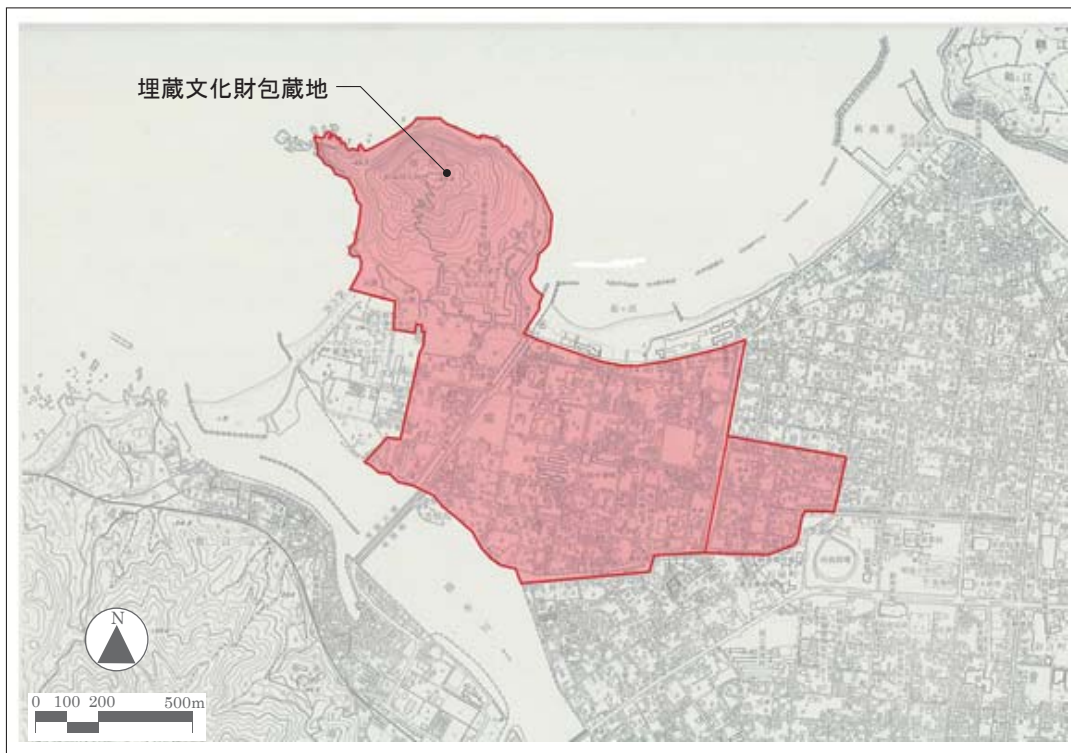


図2-4-2 萩城遺跡・萩城下町遺跡の範囲

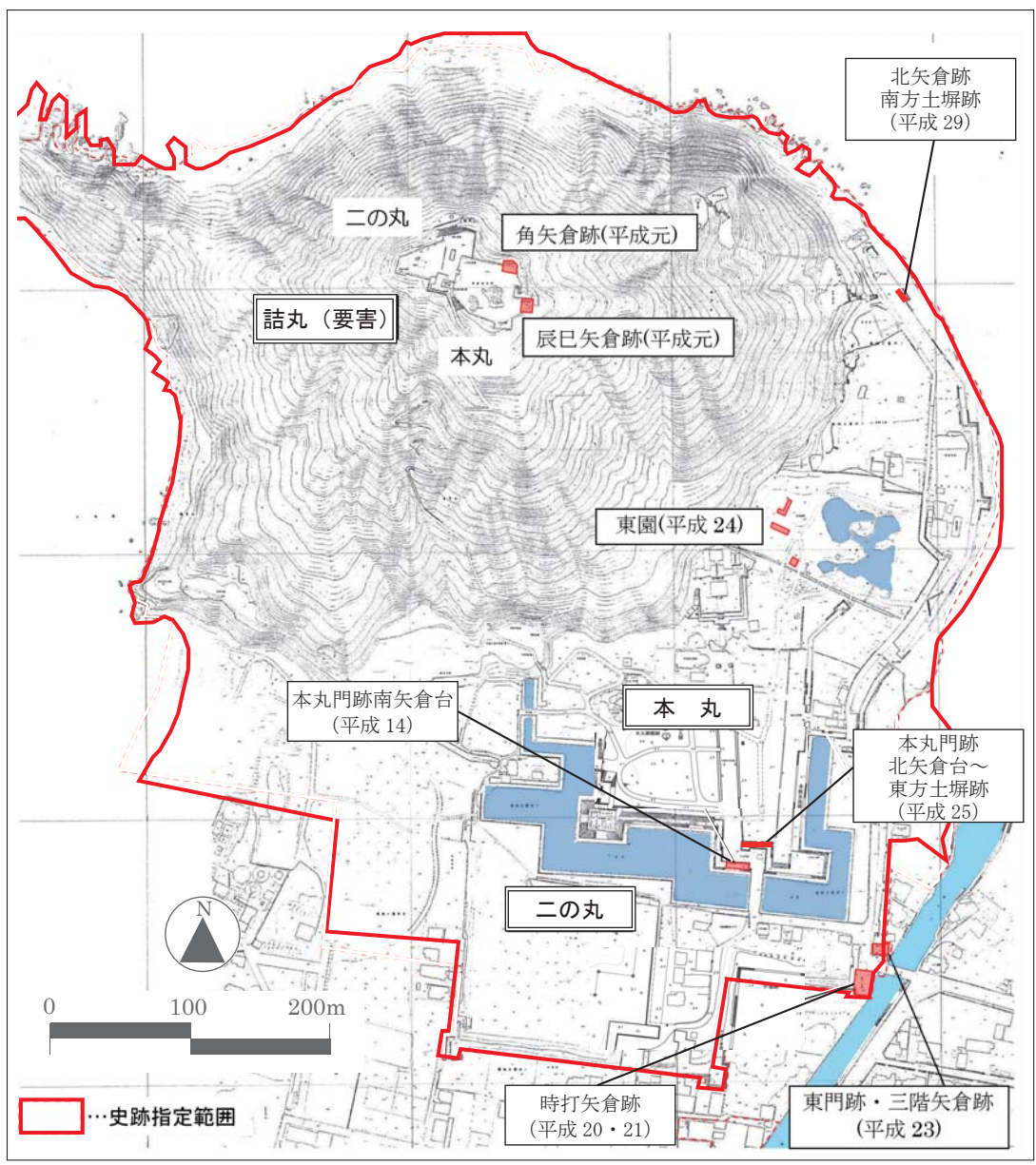


図2-4-3 史跡萩城跡要害(本丸・二の丸)、天守曲輪、二の曲輪周辺既往の発掘調査位置図

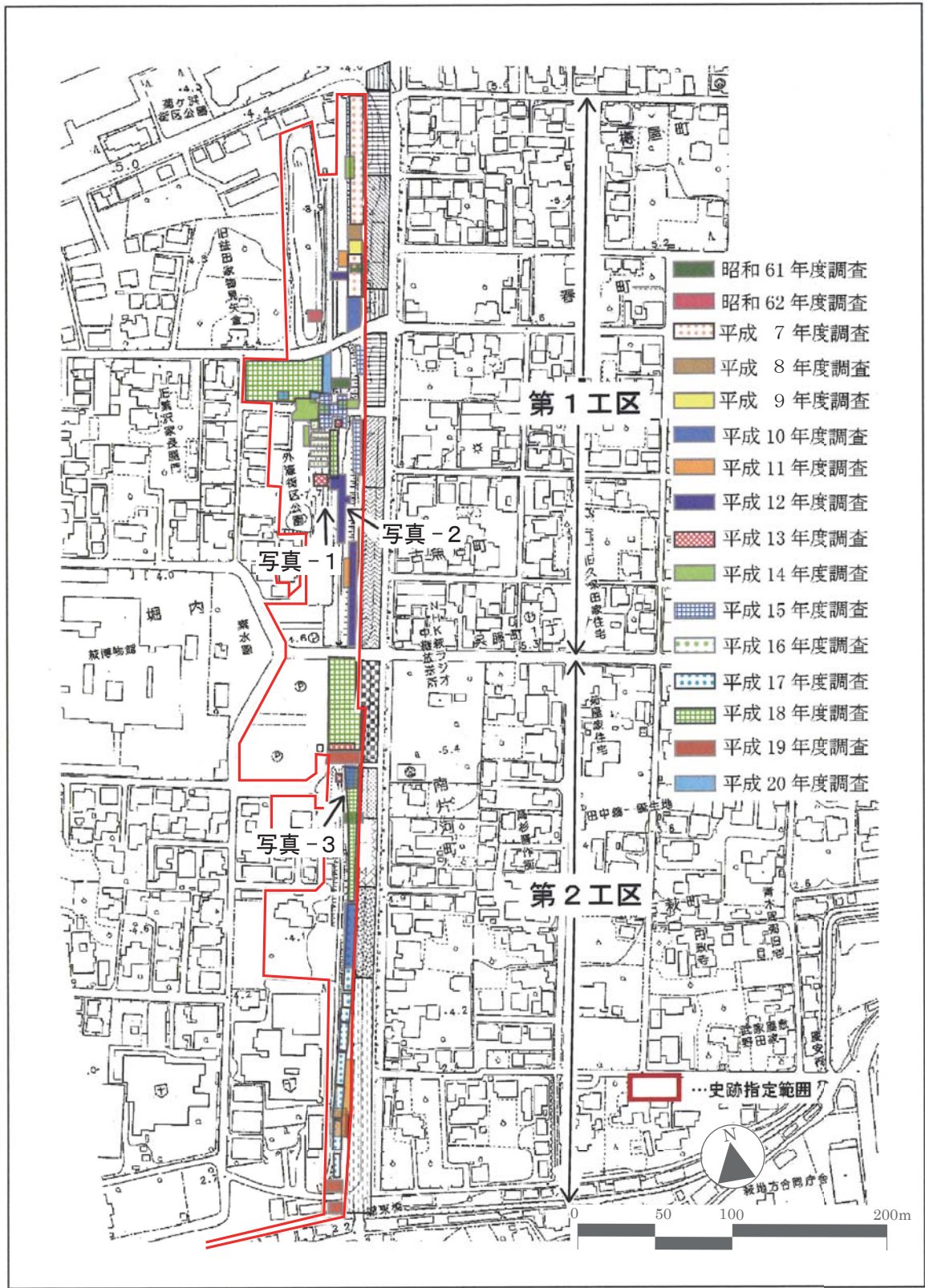


図 2-4-4 史跡萩城跡三の丸（外堀）周辺既往の発掘調査位置図

（出典：「史跡萩城跡、史跡萩城下町、史跡木戸孝允旧宅保存管理計画」）



写真-1  
石垣、石段検出状況  
(南から)



写真-2  
石垣、石段検出状況  
(南東から)



写真-3  
石垣検出状況  
(南西から)

(出典：「2007年 萩市埋蔵文化財調査報告書 第1集 「史跡萩城跡(外堀)」)

## (7) 史跡の本質的価値及び保存地区の特色

### ① 史跡萩城跡、史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅共通の本質的価値

#### 1) 近世城郭と城下町が一体となって良好に残る

江戸時代に形成された萩城とその城下町の街路構成・町割りなどの都市的遺構が、現在でも良好に残っている。

慶長9年(1604)、毛利輝元により築城が開始された萩城は防長二カ国の政治的中心であったが、江戸時代末期には藩庁が山口に移されたことにより、その機能を失った。さらに明治維新後は、天守閣をはじめ大部分の建物が解体された。しかし、城跡内には石垣、堀、築地塀等の城郭の骨格を示す遺構が残されており、これらが近世城郭の特徴を現在に伝えている。同様に三の丸も武家屋敷の主屋及び付属屋の多くが取り壊されたが、土塀・石垣が残されている。

萩城の築城と並行して建設された城下町は、外堀の東側に碁盤目状に形成され、東西に通ずる御成道と、これに直交する菊屋横町、江戸屋横町、伊勢屋横町に面して、中下級武士の屋敷又は町屋が連なっていた。現在もその町割りが残り、城下町の特色ある歴史的景観を呈している。

このように、史跡萩城跡と史跡萩城城下町は、その成り立ちから現在にいたるまでの歴史的価値を一体的かつ良好に残すものである。

### ② 史跡萩城跡の本質的価値

#### 1) 西南雄藩毛利氏によって築造された巧みな縄張りを持つ近世城郭

萩城は、その背後の守りを日本海に突き出した指月山にまかせ、山頂に要害(本丸・二の丸)を配置する一方、天守や御殿は山麓の平地に配置している。このように平城であるとともに海城でもあるといった近世城郭の特徴と中世山城の特徴とを併せ持つ独特の縄張りである。

#### 2) 石垣や堀等の城郭の骨格が良好に残存する

萩城の建物及び武家屋敷のほとんどが取り壊されたが、城跡内には石垣・堀、築地塀等が良好に残存する。さらに城跡内には、藩主の遊息空間であった東園及び安芸国吉田郡山城から移された寺院跡など、武家文化を伝える空間や諸寺院跡が残存している。また、外堀の発掘調査により堀の石積み・井戸などの遺構が確認されるなど、地下遺構も良好に残存している。これらは、歴史的な資料とともに萩城の特徴を現在に伝える貴重な遺跡である。

#### 3) 自然的景観と歴史的景観とが融合した景勝地

昭和26年(1951)に史跡として最初の指定が行われて以来、9回にわたり追加

指定が行われ、昭和 46 年（1971）には指月山が天然記念物に指定された。これらの一連の指定は萩城跡の保存に大きく貢献し、指月山山麓の独特の海岸線を含め史跡萩城跡の歴史的景観及び自然的景観を育んできた。その結果、萩城跡は優れた景勝地として、市民及び多くの観光客に親しまれてきた。

#### 4) 周辺環境と共に保存されてきた地域資産

萩城は、明治 3 年（1870）から次第に解体され、土地・建物ともに転用されていった。本丸部分は明治 10 年（1877）に山口県が都市公園「萩公園」の名のもとに管理した後、明治 42 年（1909）萩町に譲渡され、新たに「指月公園」と命名された。また、本丸跡北端には志都岐山神社が造営された。

指月山は御料地として毛利家の所有となっていたが、昭和 22 年（1947）に萩市が公有化し、昭和 26 年（1951）付けで史跡指定された。さらに昭和 42 年（1967）には北の総門通り等の範囲が追加指定されるとともに、呉服町及び南古萩町を中心とする萩城城下町が新たに史跡指定された。その後も外堀周辺等の追加指定が行われ、現在に至っている。

このように、萩城は明治初期に解体され、民間への払い下げが積極的に行われたものの、その価値が早くから認識・保護されてきた歴史的・文化的な資産である。

### ③史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅の本質的価値

#### 1) 藩政時代の城下町の町割りが往時の建物と共に残る

萩城の築城と並行して造られた萩城城下町は、絵図に見られるような変遷を経て、17 世紀末には町割りの基盤がほぼ完成した。また、19 世紀中頃の絵図を見ると、現在とほぼ変わらない町割りの構成が窺える。御成道とこれに直交する 3 本の小路（菊屋横町・伊勢屋横町・江戸屋横町）に面して、中下級の武家屋敷及び豪商の町屋が建築されており、現在でもこのような建物及びそれらに付属する土塀・生垣など城下町としての景観及び当時の身分制度に基づく町割りがそのまま残っている。

#### 2) 幕末から明治にかけての転換期に活躍した人々が生れ暮らした町

史跡萩城城下町には、菊屋横町沿いに「高杉晋作誕生地」、江戸屋横町に「木戸孝允旧宅」及び「青木周弼旧宅」など、幕末から明治にかけて活躍した人々の旧宅又は誕生地が良好に残っている。彼らは明治維新の原動力となった人々であり、同時に日本の近代化の先駆的役割を担った人々でもある。萩城城下町は、こうした人々が生まれ育った町として当時の景観をよく残しており、市民及び多くの観光客に親しまれている。

### 3) 歴史的町並みの保存の先駆けとして保存・公開されてきた地区

萩市では、昭和7年(1932)に町会議員から提出された市制施行意見書に、「(前略)近時松下村塾、其ノ他明治維新元勳ノ遺蹟ヲ訪ハムトスル内外遊覧者ノ数ハ年間五万人以上ヲ算シ、(中略)以テ遊覧都市ヲ兼タル商工業都市タラシムヘク(後略)」とあるように、早くから史跡をはじめとする文化財の保存・活用に積極的に取り組んできた。昭和7年(1932)には「木戸孝允旧宅」が、昭和42年(1967)には「萩城城下町」が、それぞれ史跡に指定された。特に、明治維新の原動力となる人々を生み出した萩城城下町は、武家屋敷・町屋及び江戸時代の町割りなどから成る歴史的景観を良く残しており、地区住民と行政が連携して保存・活用に取り組んできた。

### ④堀内伝建地区の特色

堀内とは、北西側を旧萩城の中堀、東側を外堀に挟まれたかつての上級武家屋敷地の一帯を指す。このうち、堀内伝建地区は中堀東端から花の江御殿北西端にかけて堀内を縦断するようにつくられた疏水(大正13年(1924)工事開始)より東側の範囲である。

堀内伝建地区は、東西方向に6本、南北方向に5本の通りにより構成されている。このうち、主軸をなす本町通りは東西方向に延びるかつての御成道であるが、その幅は藩政期の10間幅から明治期に5間幅へと狭められている。また、南北方向でも、堀内伝建地区の東端に延びる大馬場筋の東側が転用され幅員が狭められているほか、西側の広小路と呼ばれる通りも蔵田町との交差部より北側において幅員が狭められている。このように、一部の通りで幅員が狭められているものの、大半の通りにおいては藩政期の道路構造を維持している。

一方、これらの通りにより区画される街区は、南北幅が約60間あり、東西幅は通りの配置によって一定ではないものの、長い場合は約120間もの巨大なものとなっている。

街区の周縁部には、藩政期に築かれた長屋門や土塀が連続して残されている。これらに加え、明治期以降に夏みかん畑が開墾された際に、長屋門・土塀の基礎石及び庭園の庭石など敷地内の石を利用して築かれた石塀・石垣、さらには生垣・腕木門がある。

以上のように、萩城下町が建設された際の屋敷割を基盤として、それらの上に藩政期を通じて築かれた上級武家屋敷の遺構が存在し、幕末期から近代期にかけて武家屋敷を転用して開墾された夏みかん畑や小住宅など、各時代の建築物やその他の工作物、自然物などの多様な要素が重層しているところに堀内伝建地区の特色がある。

## 第2項 史跡等の構成要素の概要

史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅及び堀内伝建地区並びに世界遺産の構成資産萩城下町を構成する要素は、以下に示すとおりである。

### (1) 史跡を構成する要素及び伝統的建造物

#### ① 史跡萩城跡

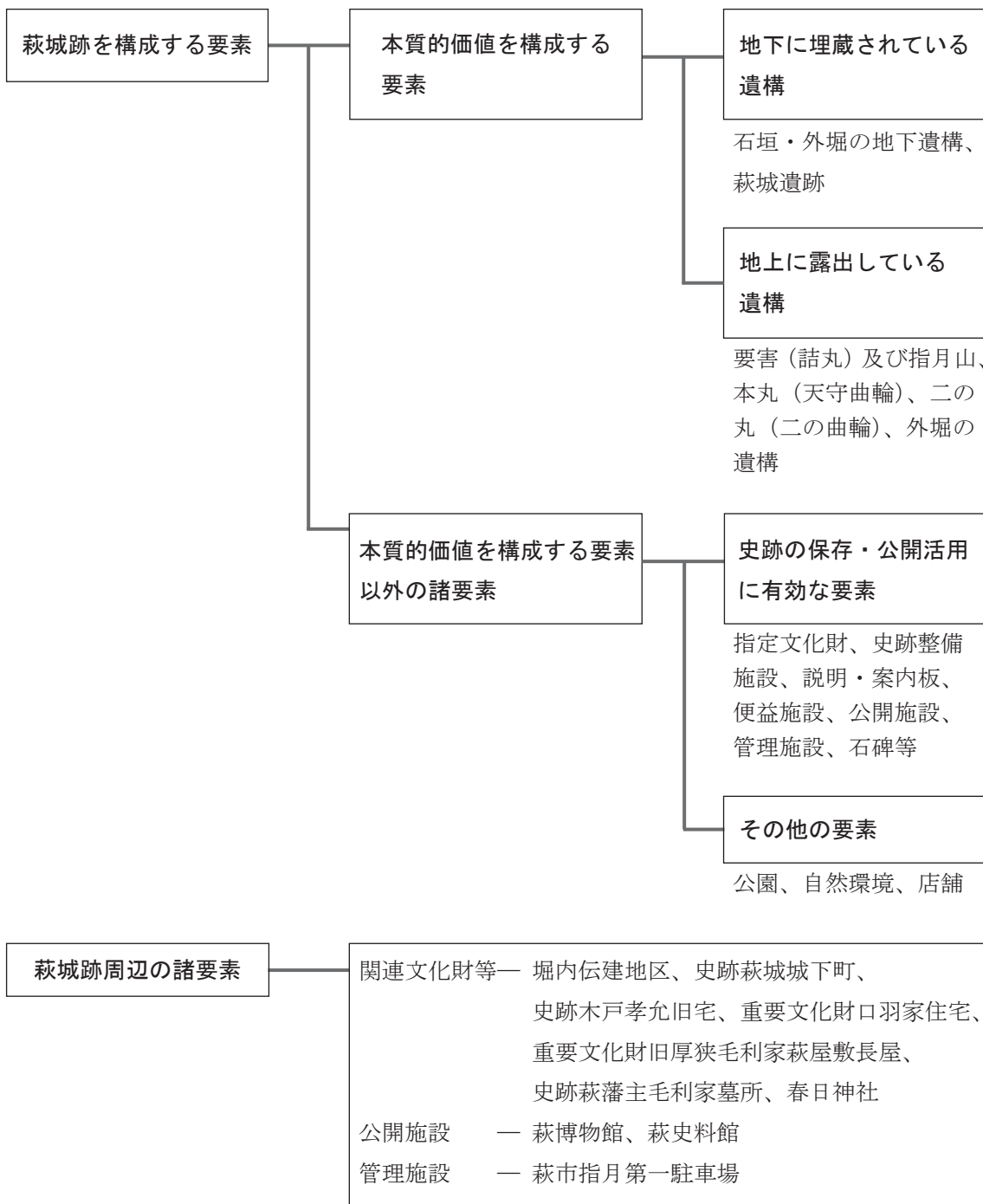


図 2-4-5 史跡萩城跡を構成する要素



表 2-4-3 本質的価値を構成する諸要素の概要①

区分	名称	概要	写真番号
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<p>要害の角矢倉跡及び辰巳矢倉跡、本丸の本丸門跡南矢倉跡、二の丸の時打矢倉跡、東門跡～三階矢倉跡及び東園、外堀（東側）の発掘調査により遺構を検出した。</p> <p>また、史跡及び隣接する三の丸の地下遺構は周知の埋蔵文化財包蔵地「萩城遺跡」として保護を図っている。</p> <p>（要害）礎石・石列などの矢倉建物遺構を検出した。</p> <p>（本丸）本丸門跡の矢倉台上面で内門の柱を受けていた礎石及び土塀の基礎石を検出した。</p> <p>（二の丸）時打矢倉跡では、矢倉建物の礎石や石列、矢倉の解体時の礎石抜き取り跡、土塀の基礎などを検出した。</p> <p>石垣南東隅ではマツ材を用いた胴木を検出した。三階矢倉跡では礎石・石列を検出し、柱間規模が判明した。</p> <p>東園では湯殿付近の井戸と思われる遺構を検出した。</p> <p>（外堀）堀幅を縮小して8間とした時期の石垣を検出するとともに、町家遺構が良好に遺存することを確認した。</p>	—
地上に露出している遺構	要害（詰丸）及び指月山	<p>要害は毛利氏が指月山山頂に築いた軍事的施設である。東側の本丸と西側の二の丸に区画されていた。城郭の建造物は現存しないが、基礎に当たる石垣が良好に遺存するため、石垣の屈曲や開口部によって、矢倉や門の位置を特定することが可能である。</p> <p>&lt;矢倉跡&gt;</p> <p>本丸：拾間矢倉跡、角矢倉跡、辰巳矢倉跡、大矢倉跡 二の丸：八間矢倉跡、瀬戸崎矢倉跡、要害門矢倉跡</p> <p>&lt;門跡&gt;</p> <p>本丸：埋門跡、棟門跡（本丸と二の丸の境中央） 二の丸：要害門跡</p> <p>&lt;石垣&gt; 矢倉跡を連結し、要害を囲む石垣が完全に残存する。</p> <p>&lt;貯水施設&gt;</p> <p>本丸：不定形の池 二の丸：長方形の用水</p> <p>&lt;石切跡&gt;本丸の巨石には矢穴列が残る。</p> <p>&lt;指月山&gt;日本海中の独立丘で、本土との間にできた砂嘴によって繋がれ、陸繋島となった。標高は 143mである。藩政時代は城内林として保護され、明治以降も樹林はそのまま残っている。</p>	①

表 2-4-3 本質的価値を構成する諸要素の概要②

区分	名称	概要	写真番号
地上に露出している遺構	本丸 (天守曲輪)	<p>本丸（天守曲輪）は萩城の中心部にあたり、藩政の中心機関と藩主の居館である本丸御殿があった場所である。現在は都市公園（指月公園）として多くの人々に親しまれている。城郭の建造物は現存しないが、基礎に当たる石垣が良好に遺存するため、石垣の屈曲や開口部によって、矢倉や門の位置を特定することが可能である。</p> <p>&lt;内堀&gt;当時の堀幅のまま、周囲の石垣が残存する。</p> <p>&lt;矢倉跡&gt; 月見矢倉跡、井上矢倉跡、多門矢倉跡</p> <p>&lt;門跡&gt; 本丸門跡、台所門跡、西門跡、井上門跡</p> <p>&lt;土堀&gt; 指月山南麓樹林中に、本丸（天守曲輪）北側境界土堀が計 40.5m 現存する。それ以外は全て石垣上に基礎石列が残るのみである。</p>	②
	二の丸 (二の曲輪)	<p>二の丸は、本丸（天守曲輪）を東・南・西の三方から囲む。東部には藩主の祈願を行った寺社や、遊憩の場である東園、南部には武具蔵、西部には藩主の先祖である毛利元就や夫人の菩提寺が所在していた。城郭の建造物は現存しないが、基礎に当たる石垣が良好に遺存するため、石垣の屈曲や開口部によって、矢倉や門の位置を特定することが可能である。</p> <p>また、東園の池、滝石組等も現存している。</p> <p><b>【東部】</b></p> <p>&lt;寺社跡&gt; 宮崎八幡宮跡（石垣残存）、満願寺跡（池、井戸残存）、二の丸天神社跡（石垣残存）、東園（池、滝石組、石造物残存）</p> <p>&lt;矢倉跡&gt; 山中矢倉跡（砲台跡残存）、北矢倉跡、満願寺（三摩地院）矢倉跡、荒川矢倉跡</p> <p>&lt;門跡&gt; 北門跡、舟入（潮入）門跡</p> <p>&lt;東園&gt; 池、中島、滝石組、迦葉石、石橋</p>	③

表 2-4-3 本質的価値を構成する諸要素の概要③

区分	名称	概 要	写真番号
地上に露出 している遺 構	二の丸 (二の曲輪)	<p>【南部】</p> <p>&lt;矢倉跡等&gt;</p> <p>紙矢倉跡、華矢倉跡、三階矢倉跡、時打矢倉跡、塩矢倉跡、 青貝矢倉跡、八間矢倉跡、武具蔵跡（石垣残存）</p> <p>&lt;門跡&gt;</p> <p>南門跡、東門跡、岡崎門跡</p> <p>【西部】</p> <p>&lt;矢倉跡&gt;</p> <p>妙玖寺矢倉跡</p> <p>&lt;寺社跡&gt;</p> <p>洞春寺跡（石垣残存）、妙玖寺跡（石垣、土蔵基礎残存） 仰徳神社跡（仰徳神社碑、寄進碑、灯籠基礎残存）、稲荷 社跡</p>	③
	三の丸及び 外堀	<p>三の丸には毛利一門、永代家老、寄組などの大身の武家 屋敷が所在した。一部の武家屋敷建造物及び当時の地割を 示す土堀・石垣等が残っており、歴史的風致を形成している。</p> <p>外堀は三の丸の東側を南北に、南側を東西に巡り、萩城 と城下町を区画した。城下町からの入り口は「大手三つの門」 と言われる、北・中・平安古の総門3箇所に限られていた。 当初は全域に渡り堀幅 20 間であったが、東側はその後城下 町側からの町屋の進出により 14 間、8 間と縮小した。一方 南側は新堀川の河口でもあったため、町屋の進出はなく、 藩政時代を通して堀幅 20 間を維持していた。</p> <p>なお、三の丸のほぼ全域が重要伝統的建造物群保存地区 に選定され、現在は福原家萩屋敷跡と外堀のみが史跡萩城 跡に指定されている。</p> <p>&lt;門跡&gt;</p> <p>北の総門土橋下部構造（上部通路及び土堀は復元）、北の 総門船着場石段、北の総門北側土塁東面裾石垣（上部土 坡は復元）</p> <p>中の総門土橋（上部に明治以後の改変あり）</p> <p>平安古の総門石橋（平安橋）</p>	④

表 2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要①

区分	種別	名称	概要	写真番号
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	指定文化財	天然記念物 指月山	昭和 46 年 (1971) 3 月 16 日指定。指月山は、日本海中の独立丘で、本土との間にできた砂嘴によってつながれ、陸繋島となった。山体は花崗岩から成り、海拔 143m である。毛利氏はこの山麓を埋め立てて築城し、300 年にわたる藩政時代を通じて、その森林は城内林として保護され、そのまま維持されて今日に至っている。そのため、山林を覆う森林はよくその姿をとどめている。	⑤
		山口県指定 天然記念物志 都岐山神社の ミドリヨシノ	<p>昭和 56 年 (1981) 3 月 21 日指定。本種はソメイヨシノに似ており、萼が緑色であることから命名された。花は純白色で、遠望すればナシ類の花を思わせる。志都岐山神社参道の万歳橋 (旧萩藩校明倫館遺構) の東側たもとに所在。地際の幹周囲は 1.7m、下部から 3～4 本の幹が分岐し、主幹は目通り直径 0.8m、高さ約 6 m。樹勢は旺盛で健全。全国に類例がなく、萩市でも他に 1 本しかない。萩藩 7 代藩主毛利重就が参勤交代の際に持ち帰った (採取場所不詳) と伝えられる。</p> <p>昭和 6 年 (1931)、東京大学の本田正次博士はミドリヨシノをソメイヨシノの変種とし、“<i>Prunus yedoensis</i> var. <i>Nikaii</i> Honda” の学名を付けた。ところが 2 年後の昭和 8 年 (1933)、京都大学の小泉源一教授が改めて調査し、ミドリヨシノはソメイヨシノとは関係のない独立種として、“<i>Prunus Nikaii</i> Koidzumi” の学名を付けた。現在はこちらの学名が認められている (山口県植物誌、1972)。これらの調査に際しては、当該樹木から作成した標本が基準標本となった。したがって当該樹木がミドリヨシノの基準標本樹 (Type Tree) であり、類似の種類との異同を論ずる場合に、重要なよりどころとなるものである。なお、この基準標本は、昭和 4 年 (1929) に萩の植物学者二階重楼 (1859～1932) が作成したものであり、学名中の <i>Nikaii</i> は発見者の二階を記念している。</p>	⑥
		萩市指定 有形文化財 旧福原家書院	昭和 42 年 (1967) 1 月 25 日指定。萩藩の永代家老である福原家の萩屋敷内の書院で、もともと三の丸に存在したが、明治 15 年 (1882) に志都岐山神社の社務所として移された。建築年代は天明年間 (1781～88) ごろと思われ、当時の重臣の住居を知る上で貴重な建物である。	⑦

表2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区分	種別	名称	概要	写真番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	指定文化財	萩市指定有形文化財 花江茶亭	昭和48年(1973)2月13日指定。花江茶亭は、安政の初め(1854)ごろ、13代藩主毛利敬親が三の丸内の橋本川沿いにあった花江御殿内に造った茶室である。この茶室で敬親は支藩主や家臣たちと茶事に託して時勢を論じ、国事を画策したといわれている。明治2年(1869)に長屋氏に譲渡されたが、明治22年(1889)に品川弥二郎らが主唱してこれを買取り、指月公園内の現在地に移築した。建物は木造平屋建入母屋造茅葺で、本床と脇床がついた4畳半の茶室と3畳の水屋からなる。	⑧
		萩市指定有形文化財 明倫館遺構万歳橋	昭和48年(1973)2月13日指定。萩藩校明倫館聖廟前の泮水に架けられていた石橋。嘉永2年(1849)、明倫館が江向に拡張移転された際に新規に作られたものである。明治11年(1878)、志都岐山神社の前身である豊栄・野田神社遥拝所が出来たときに明倫館から移設した。花崗岩製で、長さ4.05m、幅員3.15m。高欄に中国風のデザインを施した太鼓橋(反橋)である。	⑨
		萩市指定天然記念物指月山のミカドアゲハ	昭和37年(1962)1月11日指定。ミカドアゲハはアゲハチョウ科に属する南方系のチョウである。萩では昭和31年(1956)に採集され、生息が確認された。日本海側の北限地であり、中国地方唯一の生息地である。幼虫はオガタマノキを食草とする。本種は通年2回の発生を行うが、萩では年1回5月中旬から6月上旬に成虫が見られる。	⑩
	史跡整備施設	遺構露出展示及び平面表示	(外堀八間堀遺構) 平成8～22年度(1996～2010)実施の史跡萩城跡(外堀)保存整備事業において、発掘調査で検出した外堀八間堀遺構は、基本的に埋め戻して土羽により保護した。このうち6箇所、石垣遺構を露出展示している。これ以外の場所では、遺構位置の直上に石列を置き、八間堀ラインの平面表示を行った。  (北の総門前枡形) 北の総門前枡形は、古絵図によれば土堀で囲まれていたが、遺構が検出できなかったため、ヒトツバの列植により位置を表示した。	⑪

表 2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区分	種別	名称	概 要	写真番号
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">史跡の保存・公開活用 に有効な要素</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">史跡整備施設</p>	<p>復元工作物</p>	<p>(二の丸土塀)</p> <p>昭和 39 年度 (1964) 環境整備事業において、二の丸東部の土塀 (通称銃眼土塀) 延長約 58m、高さ約 2 m、鉄砲狭間 15 箇所付を復元整備した。平成 17 年度 (2005) に瓦の補修、漆喰塗りなおし等を実施した。</p> <p>(要害土塀)</p> <p>昭和 40 年度 (1965) の環境整備事業において、要害門付近の土塀を復元整備した。</p> <p>(北の総門)</p> <p>平成 16 年度 (2004) に北の総門整備として、高麗門 1 棟 (脇戸付) 切妻造 本瓦葺 桁行 5.909m 梁間 (控柱) 3.409m 総高 7.021m を復元整備した。</p> <p>(北の総門周辺)</p> <p>平成 22 年度 (2010) に北の総門周辺整備として、土橋土塀 2 棟、門閉塞塀 2 箇所、北側土塁 1 箇所を復元整備した。</p>	<p style="text-align: center;">⑫</p>

表 2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要③

区分	種別	名称	概要	写真番号
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	萩城要害跡説明板	・要害に設置している木製（鉄骨で補強）の説明板である。要害の役割や施設の構成等をイラストとともに解説している。	⑬
		史跡萩城跡説明板	・内堀外側の橋詰に設置している木製屋根付きの説明板である。萩城の築城から解体までの経緯等を解説している。	⑭
		萩城天守閣説明板	・天守台付近に設置している木製の説明板である。天守閣について解説している。英文の説明文も記載している。	⑮
		花江茶亭説明板	・スチール製の説明板で、花江茶亭が三の丸に建造され、明治時代に現在地に移築された経緯等を解説している。英文の説明文も記載している。	⑯
		旧福原家書院説明板	・スチール製の説明板で、萩（長州）藩の永代家老福原家の書院で、明治時代に現在地に移築されたことや建物の特徴などを解説している。英文の説明文も記載している。	⑰
		東園説明板	・スチール製の説明板で、藩主の遊息の地であった東園について解説している。英文の説明文も記載している。	⑱
		梨羽家茶室説明板	・スチール製の説明板で、萩（長州）藩寄組士であった梨羽家の別邸茶室が煤払いの茶室と呼ばれることとなった由来などを解説している。英文のほか、ハンゲルの説明文も記載している。 ※寄組とは、幕末期における萩（長州）藩家臣団（士分）の階級の1つ。上から一門、永代家老、寄組、大組、船手組、遠近付、寺社組、無給通、従士、三十人通、それら以外となる。	⑲
		二の丸土堀（銃眼土堀）説明板	・スチール製の説明板で、二の丸の規模及び土堀の復元等について解説している。英文の説明文も記載している。	⑳
		清末用屋敷の大イヌマキ説明板	・木製の説明板で、毛利清末藩屋敷内にあった大イヌマキの概要及び現在地に移植された経緯について説明している。	㉑
		周辺案内図（外堀地区）案内板	・冠木門に格子を施した形態の木製の説明板で、外堀地区及びその周辺の案内図を掲示している。外堀地区の南端と中央部の2箇所に設置している。	㉒
		萩城外堀について（外堀地区）の案内板	・木製の説明板で、3箇所に設置している。発掘調査の成果、整備の概要、南北片河町の成立過程、北の総門及びその周辺の整備等について説明している。	㉓
		萩城跡外堀北の総門と周辺整備（外堀地区）に関する案内板	・木製の説明板で、2箇所に設置している。北の総門の概要と整備概要について説明している。	㉔
		萩城外堀と町家（外堀地区）に関する案内板	・冠木門に格子を施した形態の木製の説明板で、三の丸及び城下町を描いた古地図をはじめ、発掘調査で検出された生活用具などの遺物について写真で紹介している。	㉕

表 2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要④

区分	種別	名称	概要	写真番号
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	堀端の町家跡（外堀地区）	・冠木門に格子を施した形態の木製の説明板で、発掘調査の成果から当時の町家の様子を説明している。	②⑥
		萩城と外堀（外堀地区）	・安政年間絵図等により外堀の変遷を紹介している。萩城の古写真を掲載している。	②⑦
		北の総門（外堀地区）	・スチール製の説明板で、北の総門の概要を説明している。英文による説明文も記載している。	②⑧
		世界遺産登録記念銘	・世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産であることを示す23の構成資産共通デザインの記念銘である。平成28年度（2016）設置。本体は耐候性鋼材、基礎は鈹滓レンガ、規模は地上高170cm、幅80cmである。	②⑨
	便益施設	休憩所（本丸及び外堀地区）	・志都岐山神社付近の休憩所には、身体障害者用便所や飲料水の自動販売機を設置している。また、外堀の中央部に外堀整備事業と並行して実施した今魚店金谷線整備事業において休憩所を設置した。	③⑩
		公衆トイレ	・花江茶亭付近に身障者用を含む公衆トイレを設置している。	③⑪
		ベンチ	・要害跡に16基、本丸跡に24基、二の丸跡に33基、外堀地区に26基のベンチを設置している。	③⑫
	管理施設	擬木柵（転落防止柵）	・要害の周辺を囲うように擬木柵（転落防止柵）を設けている。舟入門（潮入門）跡から荒川矢倉跡までの石垣上に擬木柵（転落防止柵）を設けており、海側への展望所となっている。二の丸東部の内堀を望む箇所には、擬木柵（転落防止柵）を設けている。	③⑬
		指月公園料金所	・本丸門跡入口及び東園側入口に指月公園の料金所を設けている。東園側入口は、平成29年（2017）4月から閉鎖した。	③⑭
		指月山鳥獣保護区区域図標識	・鳥獣の捕獲が禁止されていることを示す標識が、指月山登山口付近と北矢倉跡付近に設置してある。	③⑮
		特定猟具使用禁止区域標識	・特定猟具（銃）の使用が禁止されていることを示す標識が、北矢倉跡付近に設置してある。	③⑯
		消防設備用ポンプ室（外堀地区）	・北の総門の近くに設置された消防設備用のポンプ室である。	③⑰
	志都岐山神社	・明治12年（1879）に山口の豊栄・野田神社遥拝所として創建。明治15年（1882）に現社号に改めた。毛利元就、輝元、敬親ら5柱を主神とし、歴代萩藩主を配祀する。 （建造物） 神楽殿、拝殿、本殿、仰徳神社（境内社） （工作物） 玉垣（旧明倫館孔子廟周囲のもの）、手水鉢、万歳橋、庭園、池	③⑱	



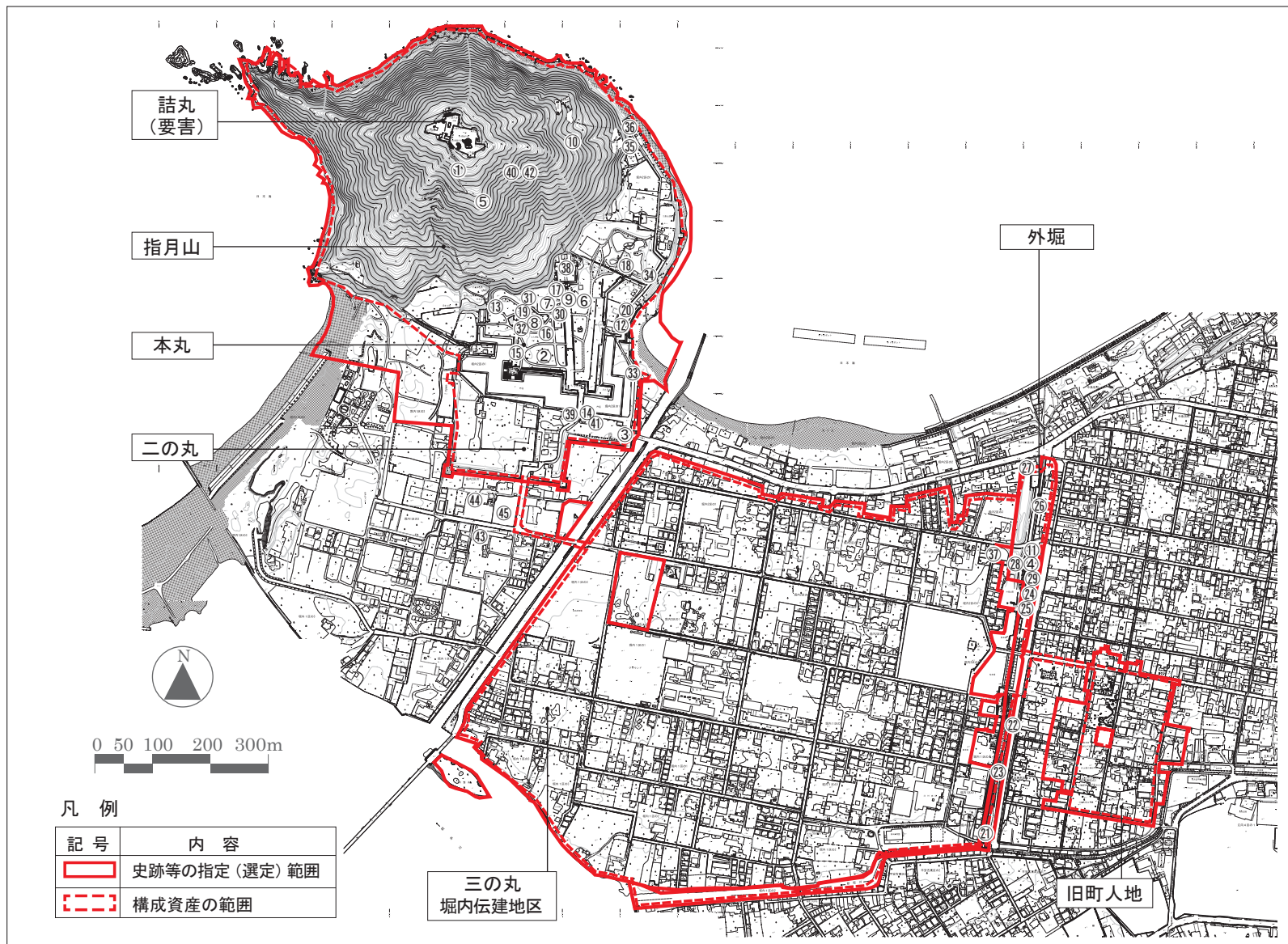
表 2-4-4 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要⑤

区分	種別	名称	概要	写真番号
に史跡の有効な要素の保存・公開活用	その他	石碑等	・ 詰丸址標柱、萩城跡碑、児玉花外歌碑、西村秀造顕彰碑、桜樹寄附碑、志都岐山神社鳥居、県社碑、花江茶亭標柱、毛利輝元像、旧萩藩指月城址碑、北の総門址など、史跡を記念するものや萩（長州）藩にゆかりのある人物などの石碑等が多数設置されている。	③⑨
		自然環境	・ 指月山を背景として三方を海に囲まれた史跡萩城跡は、豊かな自然環境に恵まれている。また、指月山は天然記念物及び北長門海岸国定公園（海岸部）に指定されている。	④⑩
		店舗	・ 南門跡から東門跡に至るまでの沿道では4軒の店舗（土産物店等）が営業している。	④⑪
		植生	・ 史跡萩城跡の植生は、構成要素により異なる特徴を持つ。詳しくは「第3章史跡萩城跡の概要」の「3. 自然的調査」の項で記載した。	④⑫

表 2-4-5 史跡周辺の諸要素の概要

種別	名称	概要	写真番号
関連文化財等	重要文化財 旧厚狭毛利家 萩屋敷長屋	昭和41年（1966）6月11日指定。厚狭毛利家は毛利元就の8男元康を始祖とする毛利氏一門で、厚狭郡厚狭（現山陽小野田市）に知行地をもっていたので「厚狭毛利家」と呼ばれた。萩の屋敷は安政3年（1856）に建てられたもので、現在、萩に残っている武家屋敷の中で最も大きい。	④⑬
公開施設	萩史料館	私設の史料館。藩政時代から明治時代にかけての藩主及び維新の志士たちの貴重な資料が展示されている。	④⑭
管理施設	萩市指月第一駐車場	萩城跡南門跡の近くに設置している市営の有料駐車場。	④⑮

図2-4-6 写真位置図





写真① 要害（詰丸）



写真② 本丸（天守曲輪）



写真③ 二の丸（東門跡）



写真④ 外堀



写真⑤ 天然記念物指月山



写真⑥ 県指定天然記念物志都岐山神社のミドリヨシノ



写真⑦ 市指定有形文化財旧福原家書院



写真⑧ 市指定有形文化財花江茶亭



写真⑨ 市指定有形文化財明倫館遺構万歳橋



写真⑩ 市指定天然記念物指月山のミカドアゲハ



写真⑪ 遺構露出表示



写真⑫ 復元工作物



写真⑬ 萩城要害跡説明板



写真⑭ 史跡萩城跡説明板



写真⑮ 萩城天守閣説明板



写真⑯ 花江茶亭説明板



写真⑱ 旧福原家書院説明板



写真⑲ 東園説明板



写真⑳ 梨羽家茶室説明板



写真㉑ 二の丸土塀（銃眼土塀）説明板



写真㉒ 清末用屋敷の大イヌマキ説明板（外堀地区）



写真㉓ 萩城外堀整備の説明板（外堀地区）



写真㉔ 萩城外堀の説明板（外堀地区）



写真㉕ 萩城跡外堀北の総門の説明板（外堀地区）



写真⑳ 萩城外堀と町家（外堀地区）



写真㉑ 堀端の町家跡（外堀地区）



写真㉒ 萩城と外堀（外堀地区）



写真㉓ 北の総門（外堀地区）



写真㉔ 世界遺産登録記念銘（外堀地区）



写真㉕ 本丸内の休憩所



写真㉖ 公衆トイレ



写真㉗ ベンチ



写真③③ 擬木柵



写真③④ 指月公園料金所



写真③⑤ 指月山鳥獣保護区区域図標識



写真③⑥ 特定猟具使用禁止区域標識



写真③⑦ 消防設備用ポンプ室（外堀地区）



写真③⑧ 志都岐山神社



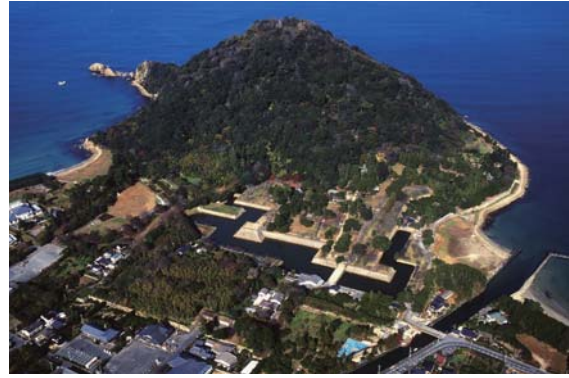
写真③⑨ 石碑等



写真④⑩ 自然環境



写真④① 店舗



写真④② 植生



写真④③ 重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋



写真④④ 萩史料館



写真④⑤ 萩市指月第一駐車場



②史跡萩城城下町及び史跡木戸孝允旧宅

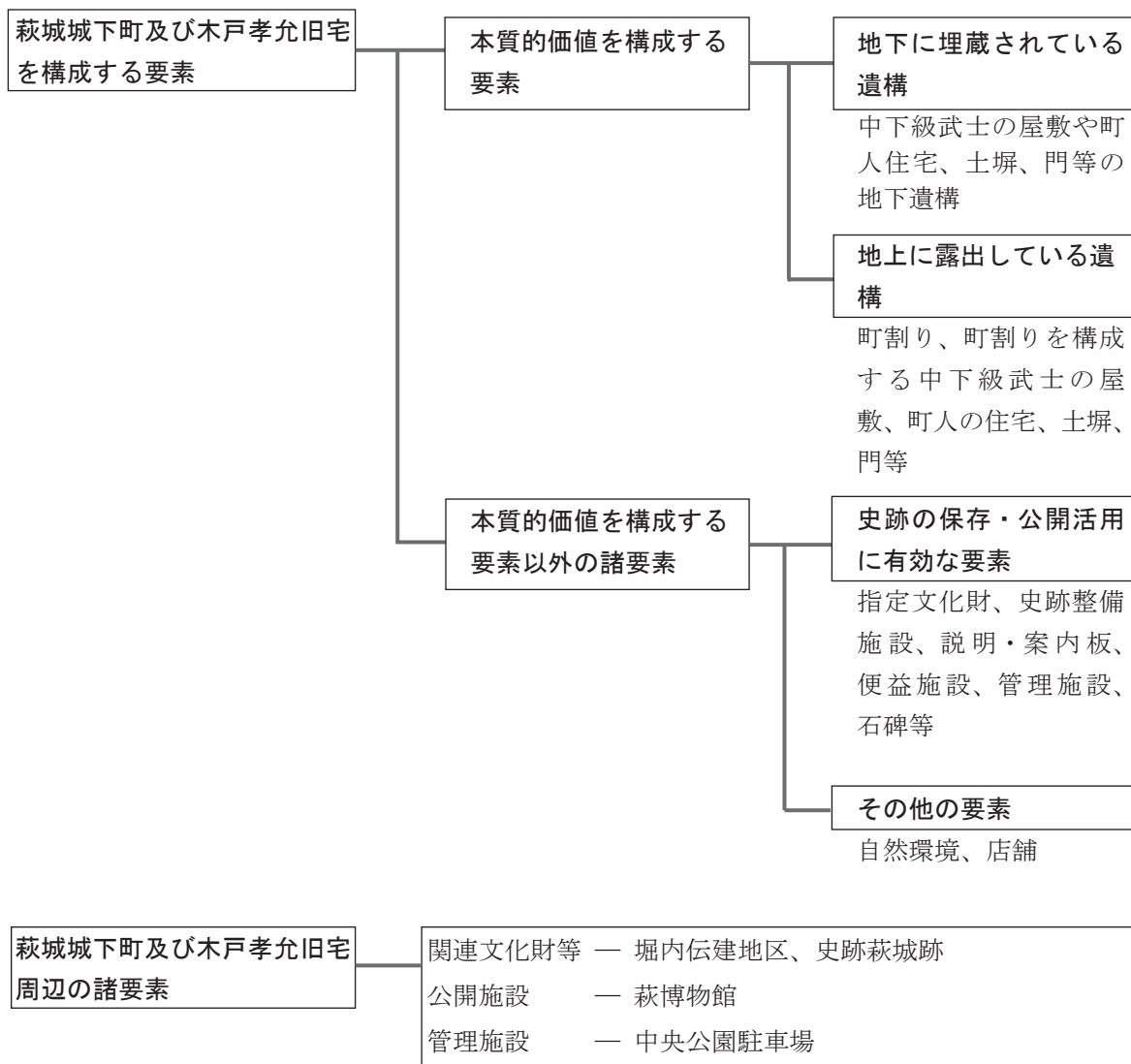


図 2-4-7 史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅を構成する要素

表 2-4-6 本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名称	概要	写真番号
地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	城下町の特色ある景観を形成する中下級武士の屋敷及び町人の住宅、土塀・門等の工作物の基礎遺構が地下に存在する。また、史跡萩城城下町を包括する範囲を周知の埋蔵文化財包蔵地「萩城城下町遺跡」として地下遺構の保護を図っている。	—
地上に露出している遺構	町割り	城下町の町割りは、旧御成道（1）の呉服町の通り及びそれに直交する3本の街路（西から菊屋横町（2）、伊勢屋横町（3）、江戸屋横町（4））を中心に整然と区画され、藩主が通過する御成道には豪商が表構えを連ね、3本の街路沿いには中下級武士の旧宅等が展開する。これらの住宅の家並み及びそれらに連なる工作物が街路によって整然と区画されており、城下町の特色ある景観を形成している。	①
	中下級武士の屋敷や町人の住宅	旧御成道の呉服町の通りに面して萩藩御用達の商人菊屋家あるいは旧久保田家などの町人の住宅が、3本の街路沿いに幕末から維新にかけて活躍した木戸孝允や青木周弼などの中下級武士の屋敷が、それぞれ残されており、城下町の特色ある景観を形成している。 重要文化財 菊屋家住宅（1） 萩市指定有形文化財 旧久保田家住宅（2） 史跡 木戸孝允旧宅（3） 青木周弼旧宅（4） 高杉晋作誕生地	②
	中下級武士の屋敷地や町人地の工作物	菊屋横町における菊屋家の長大な白漆喰壁と連なる土塀、高杉晋作誕生地周辺の土塀・生垣、江戸屋横町における木戸孝允旧宅や青木周弼旧宅・門・板塀などが、城下町の特色ある景観を形成している。 高杉晋作誕生地（1） 旧志賀家住宅（2） 佐伯丹下旧宅地（3） 旧野田家住宅（4）	③

表 2-4-7 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要①

区分	種別	名称	概要	写真番号
史跡の保存・公開活用に有効な要素	指定文化財	重要文化財 菊屋家住宅	昭和 49 年 (1974) 5 月 21 日指定。菊屋家の祖先は、毛利氏に従って慶長年間に萩に移ったとされ、後には藩の御用達を勤めるほか、その屋敷は幕府巡見使の宿として本陣にも充てられてきた豪商である。この住宅は、主屋が極めて古く、全国でも最古に属する町家として、その価値は極めて高い。蔵その他の付属屋も屋敷構えの一環として重要である。	④
		市指定有形文化財 円政寺内金毘羅社社殿附石鳥居・山門・石灯笼	昭和 51 年 (1978) 6 月 10 日指定。建立年は不詳であるが、鳥居に延享 2 年 (1745) と彫られていること、天保年間 (1830 ~ 1843) に編纂された「八江萩名所図画」に現在の社そのままに描かれていることなどから、少なくとも 18 世紀半ば頃には建立されていたと思われる。社殿は地方色の濃い古い木造建築物であり、神仏習合の形態が今でもみられる点で貴重な遺構である。	⑤
		市指定有形文化財 旧久保田家住宅	平成 15 年 (2003) 6 月 27 日指定。平成 10 年 (1998) 10 月から実施した調査の結果、主屋は江戸時代の建物を明治 16 年 (1883) に大改造されたことがわかった。主屋・門・塀・離れが御成道に面して、菊屋家住宅と対峙するかのようになり並んでいる。江戸時代前期建造で高さの低い菊屋家の主屋に対して、江戸時代後期から明治時代建造の旧久保田家の主屋は、厨子二階を持つ分だけ高さが高く、両者の対比はそれぞれの建物が建てられた時代的特色をよく表している。	⑥
	説明・案内板	史跡萩城城下町説明板	江戸屋横町西面北端の駐輪場に設置している木製屋根付きの説明板である。史跡萩城城下町について解説している。	⑦
		史跡萩城城下町周辺図案内板	江戸屋横町西面北端の駐輪場に設置している周辺図の案内板である。	⑧
		木戸孝允旧宅説明板	木戸孝允旧宅北側の広場に設置している木製屋根付きの説明板である。	⑨
		観光拠点看板	木戸孝允旧宅北側の広場に設置している木製の観光拠点看板である。	⑩
		木戸孝允旧宅説明板	木戸孝允旧宅前に設置しているスチール製の説明板で、木戸孝允について説明している。英文の説明文も記載している。	⑪
		旧佐伯丹下家屋敷説明板	佐伯丹下旧宅前に設置しているスチール製の説明板で、佐伯丹下について説明している。英文の説明文も記載している。	⑫
		円政寺内金毘羅社社殿説明板	円政寺前に設置しているスチール製の説明板で、金毘羅社の社殿について説明している。英文の説明文も記載している。	⑬

表2-4-7 本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要②

区分	種別	名称	概要	写真番号	
史跡の保存・公開活用 に有効な要素	説明・案内板	武家屋敷野田家説明板	旧野田家住宅前に設置している木製の説明板である。	⑭	
		周辺案内図の案内板	林市太郎旧宅地跡（晋作広場）に設置している城下町周辺の案内板である。	⑮	
		高杉晋作誕生地の説明板	高杉晋作誕生地前に設置しているスチール製の説明板である。高杉晋作について説明している。	⑯	
		田中義一説明板	田中義一誕生地に設置しているスチール製の説明板である。	⑰	
		菊屋家住宅説明板	菊屋家住宅に設置している木製の説明板である。	⑱	
	便施設	公衆トイレ	平成2年（1990）に木戸孝允旧宅北側広場に建設し、平成24年度に便器等を改修した公衆トイレ。床面積 20.24 m <sup>2</sup> 、鉄筋コンクリート造、棧瓦葺。	⑲	
	管理施設	駐輪場	江戸屋横町西面北端。昭和46年（1971）に516 m <sup>2</sup> を公有化し、駐輪場として活用している。	⑳	
	石碑等	史跡萩城城下町石標	江戸屋横町西面北端の説明板横に設置している花崗岩製の石標。	㉑	
		木戸孝允誕生地石碑	木戸孝允旧宅前に建立された花崗岩製の石碑。	㉒	
		高杉伊藤両公幼年勉学之所石碑	円政寺前の石碑。昭和16年（1941）6月に明倫校友会によって建立された。	㉓	
		高杉春樹旧宅地石碑	高杉晋作誕生地前に建立されている。春樹とは晋作の父・小忠太の別名（号）である。	㉔	
		高杉晋作誕生地石碑	高杉晋作誕生地前に建立されている。	㉕	
	植生	植生	史跡萩城城下町の植生については、各通りによって特徴が見られる。	㉖	
	その他の要素	その他	店舗等	御成道に面して土産物店等の12件の店舗が営業している。	㉗
			高杉晋作立志像	林市太郎旧宅地跡（晋作広場）に設置した高杉晋作の立志像である。	㉘

表 2-4-8 史跡周辺の諸要素の概要

種別	名称	概要	写真番号
管理施設	中央公園 駐車場	史跡菟城城下町の東南部に隣接する中央公園の有料駐車場 (市民は無料)である。	—

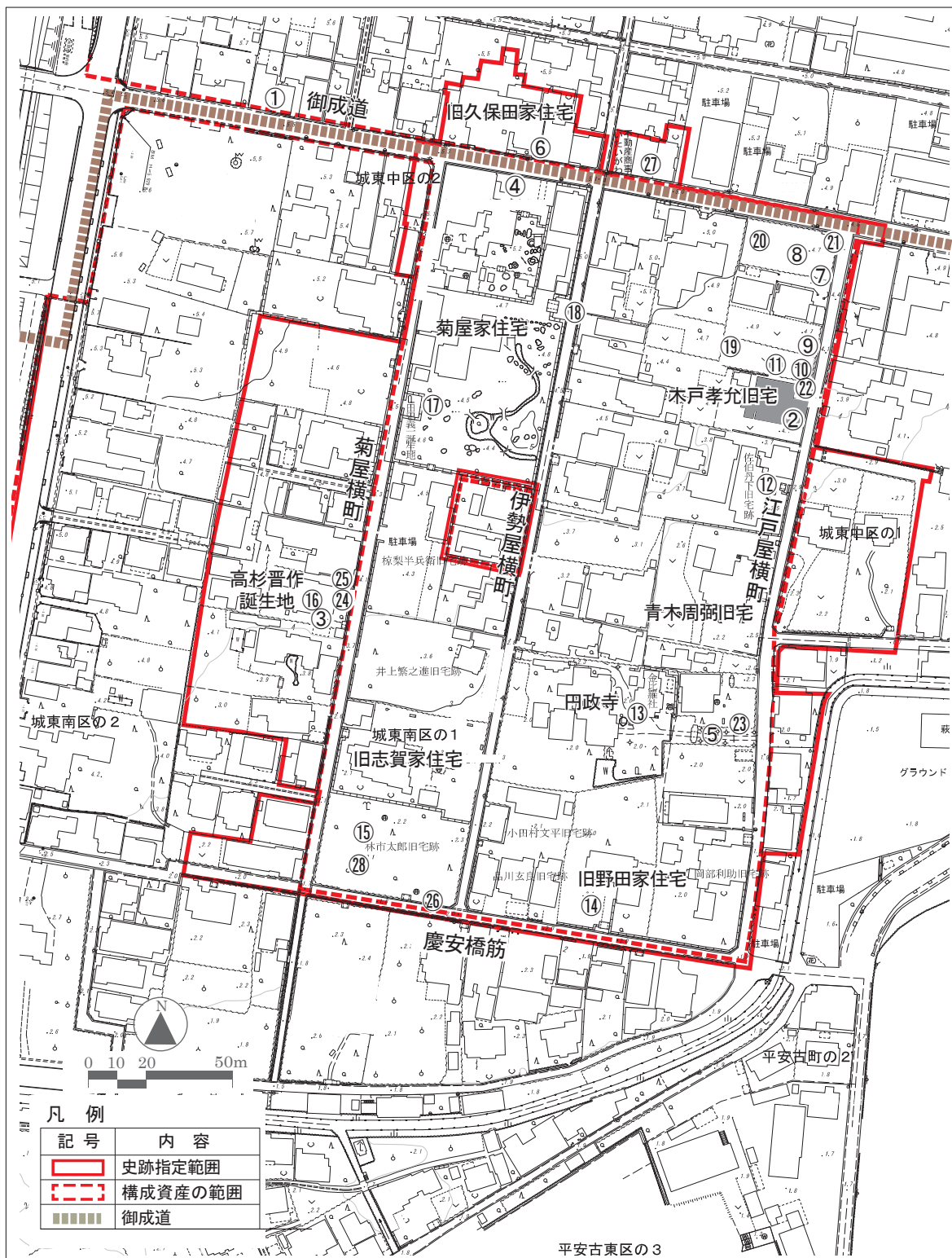


図 2-4-8 写真位置図



写真1 町割り



写真2 中下級武士の屋敷や町人の住宅



写真3 中下級武士の屋敷地や町人地の工作物



写真4 重要文化財菊屋家住宅



写真5 市指定有形文化財円政寺内金毘羅社殿附石鳥居・山門・石灯籠



写真6 旧久保田家住宅



写真7 史跡萩城城下町説明板



写真8 史跡萩城城下町周辺図案内板



写真9 木戸孝允旧宅説明板



写真10 観光拠点看板



写真11 木戸孝允旧宅説明板



写真12 旧佐伯丹下家屋敷説明板



写真13 円政寺内金毘羅社社殿説明板



写真14 武家屋敷野田家説明板



写真 15 周辺案内図の案内板



写真 16 高杉晋作誕生之地説明板



写真 17 田中義一説明板



写真 18 菊屋家住宅説明板



写真 19 公衆トイレ



写真 20 駐輪場



写真 21 史跡萩城下町石標



写真 22 木戸孝允誕生地石碑





写真 23 高杉伊藤兩公幼年勉学之所石碑



写真 24 高杉春樹旧宅地石碑



写真 25 高杉晋作誕生地石碑



写真 26 植生



写真 27 店舗等



写真 28 高杉晋作立志像

③堀内伝建地区

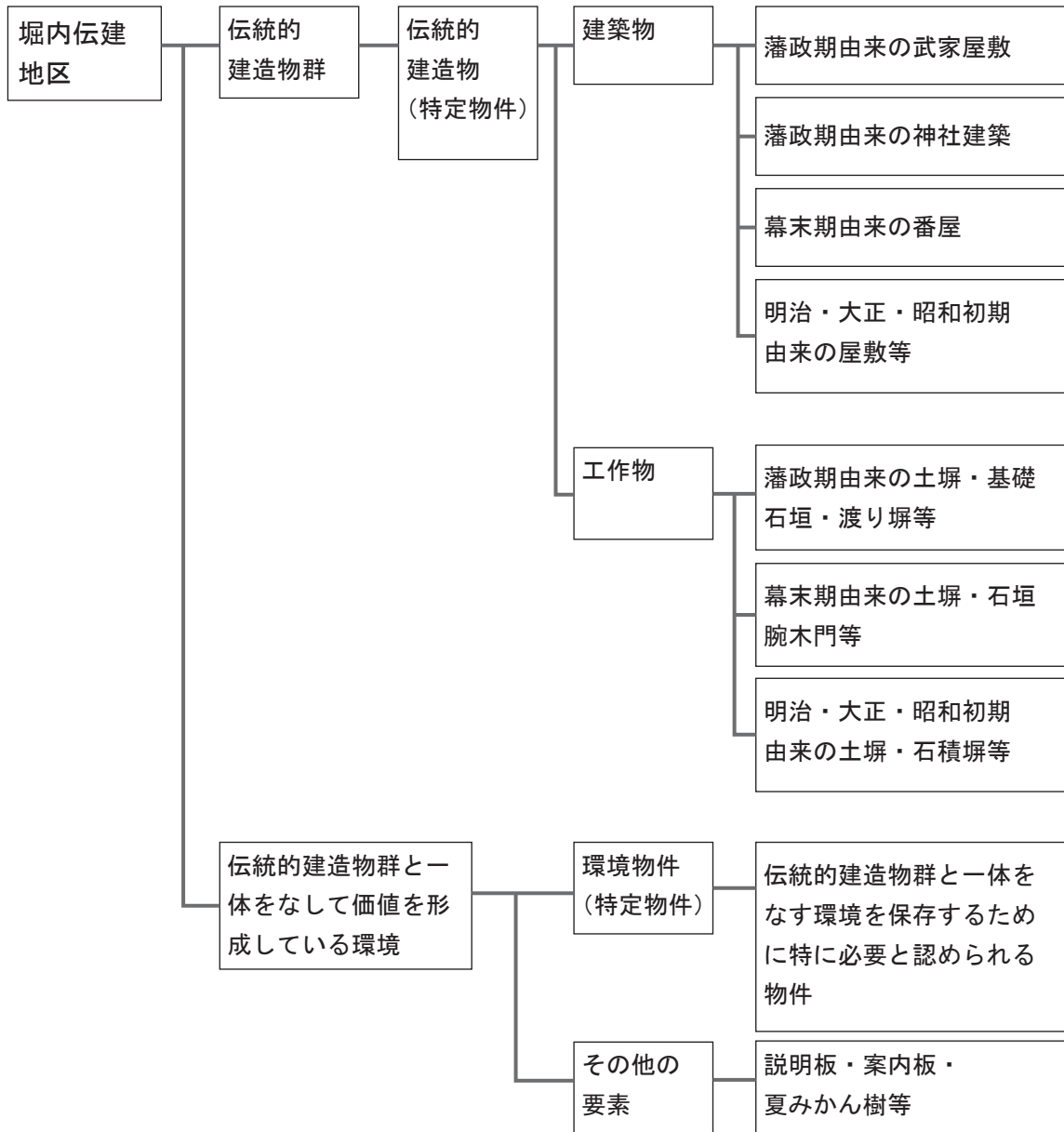


図 2-4-9 堀内伝建地区を構成する要素

1) 伝統的建造物群

ア. 建築物

堀内地区における伝統的建造物（特定物件）のうち、建築物には藩政期に由来するものとして武家屋敷を構成していた武家長屋（長屋門、長屋）、物見矢倉、主屋、主屋の一部（書院など）、接水屋敷、土蔵があり、その他に神社建築などがある。幕末期に由来するものとして留守屋敷番屋又は下級武士宅としての番屋がある。明治期に由来するものとして、接道屋敷や接水屋敷、畑屋敷（主屋、付属屋）、教育施設などがある。大正・昭和初期に由来するものとして小屋敷型、洋館、接水屋敷の形式を受け継いだ別宅（主屋、付属屋）などがある。

表2-4-9 本質的価値を構成する諸要素の概要①

区分	種別	概要	写真番号
建築物	長屋門 (旧二宮家)	二宮家は萩(長州)藩大組(891石余)。建物は入母屋造本瓦葺平屋建、桁行14.5m、梁間3.6m、中央から左寄りに4.5mの門を開けている。右手片潜門の西側には、4畳2間の門番所を置き、表と門に出格子の窓を設けている。	①
	書院 (旧梨羽家)	梨羽家は萩(長州)藩大組(683石余)。建物は東端切妻造、西端寄棟造棧瓦葺平屋建、一部を欠いてはいるものの、19世紀初頭に建築された建物として貴重である。	②
	家屋 (旧梶杜家)	梶杜家は萩(長州)藩寄組(1,013石余)。建物は入母屋造棧瓦葺平家建、桁行5間、梁間2間、道路に向かって幅1間の出格子を設けている。	—
	長屋門 (旧周布家)	周布家は萩(長州)藩大組(1,500石余)。建物は同家萩屋敷の表門で、東端切妻造、西端入母屋造本瓦葺平屋建、東西の桁行24.91m、東端から北に折れ曲がった部分の桁行11.2m、梁間3.96mの、道路に沿った長い建物である。	③
	長屋 (旧祖式家)	祖式家は萩(長州)藩大組(770石余)。建物は東端切妻造、西端入母屋造本瓦葺平屋建、長さ約10m、奥行約5m。石垣の形状から見て、元はさらに東に延びていたと推定される。	④
	長屋門 (旧児玉家)	児玉家は萩(長州)藩寄組(2,243石余)。建物は入母屋造本瓦葺平屋建、桁行32.67m、梁間4.59m。道路沿いの外廻り壁は白壁、腰壁はなまこ壁とし、出格子を1箇所設けている。	⑤
	家屋 物見矢倉 (旧益田家)	益田家は萩(長州)藩永代家老(12,062石余)。建物は入母屋造本瓦葺平屋建、長さ約11m、奥行約5m。高い石垣の上に造られ、北の総門の見張りに使われたといわれている。	⑥
	長屋門 (旧繁沢家)	繁沢家は萩(長州)藩寄組(1,094石余)。建物は切妻造棧瓦葺平屋建、桁行35.5m、梁間4.9m、中央から左寄りに門を開けている。	⑦
	家屋(花之江御殿・一部)	藩主別邸であった川手御殿の建築遺構である。座敷の鏡天井に龍を描くなど、大胆な数奇屋風意匠を随所に散りばめ、藩主の遊憩の場にふさわしい。なお、萩城跡の花江茶亭は明治22年(1889)にここから移築されたものである。	—
	本殿(春日神社) 釣殿(春日神社) 幣殿(春日神社) 渡殿(春日神社) 拝殿(春日神社)	川島に創建された春日神社は、慶長12年(1607)に児玉家屋敷の北側に移された。安永2年(1773)に火災で全焼し、現在の社殿は安永3年(1774)に再建されたものである。	—
長屋 (益田越中下屋敷)	益田越中は萩(長州)藩永代家老(12,062石余)。建物は切妻造棧瓦葺平屋建、壁は板張り、出窓を2箇所、西側に簡素な門を付設する。	—	
長屋 (馬來空)	馬來家は萩(長州)藩大組(361石)。屋敷には、通りに沿って南側から笠山石の基礎を持つ土塀、正面に簡素な出格子窓を備えた寄棟造棧瓦葺平屋建の長屋、両脇に屋根付の塀(渡り塀)を付した腕木門をそれぞれ構える。	⑧	

イ. 工作物

堀内地区における伝統的建造物（特定物件）のうち、藩政期に由来する工作物には土塀（白漆喰塗り、団子積み）、土塀・建築物の基礎石垣（単一石材）、渡り塀、屋敷門、井戸、護岸などがある。幕末期に由来する工作物には土塀（団子積み）、石垣（単一石材）、石積み塀（単一石材）、腕木門、崩れかけた土塀などがある。明治期に由来する工作物には石垣（単一、混合石材、積み直し）、土塀（荒壁、瓦入、スサ入練塀）、崩れかけた土塀、腕木門（小規模・簡素、邸宅の門）などがある。また、大正・昭和期に由来する工作物には土塀（白漆喰塗り、瓦入、スサ入練塀）、崩れかけた土塀、石積み塀（背高、屋根付き）、鉦滓（炭殻）煉瓦塀、門柱、戦前製コンクリートブロック塀、腕木門（小規模・簡素、邸宅の門）などがある。

表2-4-9 本質的価値を構成する諸要素の概要②

区分	種別	概要	写真番号
工作物	門（旧福原家萩屋敷内）	福原家は萩（長州）藩永代家老（11,314石余）。工作物は萩上屋敷の表門で、形式は切妻造、本瓦葺の三間三戸の出入口をもつ腕木門で、両袖に潜戸が付いている。	—
	門（旧梶杜家）	梶杜家は萩（長州）藩寄組（1,006石余）。工作物は方柱腕木門、屋根は切妻造、鎌軒瓦の棧瓦葺。	—
	門（毛利別邸表門）	毛利元徳公が明治時代に鎌倉材木座に建てた別邸の表門。規模は雄大で、桁行10.9m、梁間3.81m、棟高5.2mである。屋根は両端に鴟尾を載せた寄棟造棧瓦葺である。	—
	門（旧益田家）	益田家は萩（長州）藩永代家老（12,062石余）。工作物は方柱腕木門、屋根は切妻造、鎌軒瓦の棧瓦葺。	—
	門（長屋家）	藩主別邸であった川手御殿の建築遺構。工作物は円柱腕木門、屋根は切妻造、鎌軒瓦の棧瓦葺。	—
	門（益田越中下屋敷）	益田越中は、萩（長州）藩永代家老益田家の通称。下屋敷の長屋に付設する簡素な門。	—
	門（馬來奎）	馬來家は萩（長州）藩大組（361石）。形式は方柱腕木門、屋根は切妻造り鎌軒瓦の棧瓦葺。両脇の長屋・渡り塀が江戸末期の遺構であると推定されることから、門も同時期の遺構と推定される。	—
	石垣・土塀・板塀・基礎石積（特定件数267）	残されている土塀や石積みは、全てが江戸時代に築かれたものではなく、土塀には屋根の形式や土の壁面に違いがあり、石積みには時代や家格、屋敷の表裏などによって石材の組み方・仕上げの方法に違いがある。石積みの多くは、明治以降、夏みかん畑の風除けとして、屋敷跡から掘り出した基礎石や庭園の庭石などを転用して作られたものであり、基礎部分にはかつての長屋門や土塀の基礎の石材がそのまま使用されている。	⑨ ⑩ ⑪ ⑫

## 2) 伝統的建造物群と一体をなして価値を形成している環境

### ア. 環境物件（特定物件）

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件

表2-4-10 環境物件（特定物件）の概要

区分	種別	件数	概要	写真番号
環境物件 (特定物件)	生垣・ イチョウ・ センダン・ マツ	140	環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木及び庭園、生垣、土地の形質等である。	⑬

### イ. その他の要素

表2-4-11 その他の要素の概要①

区分	種別	概要	写真番号
その他の要素	夏みかん樹	明治以降、士族救済のため、武家屋敷跡の広大な土地を利用して夏みかんの栽培が行われ、武家屋敷跡の周囲に残された土塀が夏みかんの風除けとして維持された。「土塀と夏みかん」は、萩の歴史的町並みを代表する景観となっている。	⑭

表2-4-11 その他の要素の概要②

区分	種別	名称(件数)	概要	写真番号
その他の要素	説明板・案内板	国選定重要伝統的建造物群保存地区説明・案内板	素水園地内に設置している重伝建地区及び萩市堀内伝建地区の説明・案内板	⑮
		中の総門説明板	御成道沿いに設置している中の総門の説明板	⑯
		旧益田家物見矢倉説明板(2)	旧益田家物見矢倉に設置している説明板	⑰
		旧繁沢家長屋門説明板	旧繁沢家長屋門前に設置している説明板	⑱
		旧周布家長屋門説明板	旧周布家長屋門前に設置している説明板	⑲
		旧毛利家別邸表門説明板	旧毛利家別邸表門前に設置している説明板	⑳
		天樹院墓所説明板(2)	天樹院墓所に設置している説明板	㉑
		問田益田氏旧宅土塀説明板	問田益田氏旧宅土塀前に設置している説明板	㉒
		旧福原家萩屋敷門説明板	旧福原家萩屋敷門前に設置している説明板	㉓
		萩学校教員室説明板	萩学校教員室前に設置している説明板	㉔
		旧梶杜家長屋説明板(2)	旧梶杜家長屋前に設置している説明板	㉕
		馬來奎旧宅地説明板	馬來奎旧宅地前に設置している説明板	㉖
		旧梨羽家書院説明板	旧梨羽家書院前に設置している説明板	㉗
		旧祖式家長屋説明板	旧祖式家長屋前に設置している説明板	㉘
		旧二宮家長屋門説明板	旧二宮家長屋門前に設置している説明板	㉙
		江風山月書楼跡説明板	江風山月書楼跡に設置している説明板	㉚
		旧児玉家長屋門説明板(3)	旧児玉家長屋門前と敷地内に設置している説明板	㉛

表 2-4-11 その他の要素の概要③

区分	種別	名称(件数)	概要	写真番号
その他の要素	説明板・案内板	重要文化財 口羽家住宅説明板(3)	重要文化財口羽家住宅前と敷地内に設置している説明板	③②
		旧明倫館跡(堀内)説明板	旧明倫館跡(堀内)前に設置している説明板	③③
		堀内鍵曲り説明板	堀内鍵曲りに設置している説明板	③④
		平安古の総門説明板	平安古の総門跡に設置している説明板	③⑤

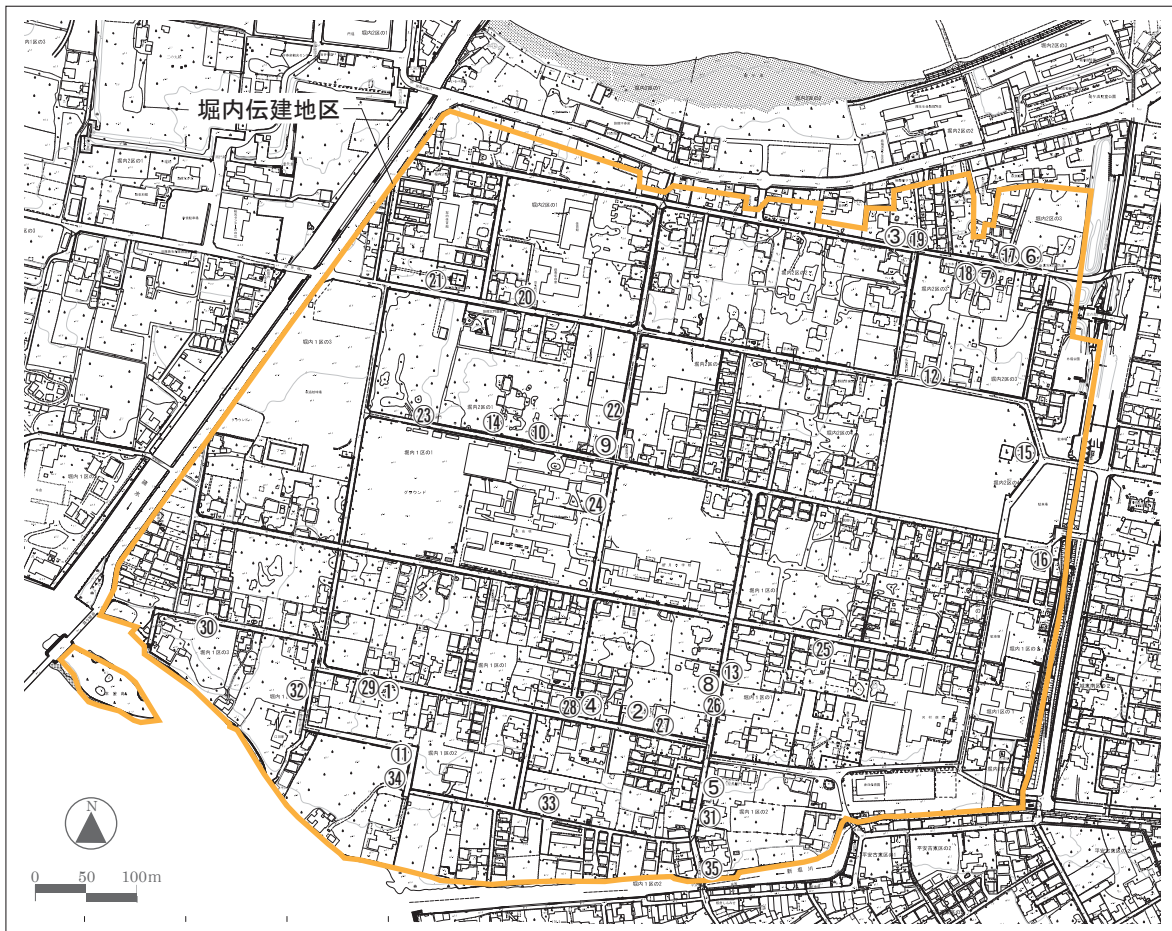


図 2-4-10 本質的価値を構成する要素とその他の要素位置図

1) 伝統的建造物

ア. 建築物



写真① 長屋門 (旧二宮家)



写真② 書院 (旧梨羽家)



写真③ 長屋門 (旧周布家)



写真④ 長屋門 (旧祖式家)



写真⑤ 長屋門 (旧児玉家)



写真⑥ 物見矢倉 (旧益田家)



写真⑦ 長屋門 (旧繁沢家)



写真⑧ 長屋 (馬來杓)

イ. 工作物



写真⑨ 問田益田氏旧宅土塀



写真⑩ 土塀と石垣 1



写真⑪ 堀内鍵曲り土塀



昭和中期の土塀と屋根

明治以降の石積み

江戸時代の石積み

写真⑫ 土塀と石垣 2

2) 伝統的建造物と一体をなして価値を形成している環境

ア. 環境物件 (特定物件)



写真⑬ 生垣



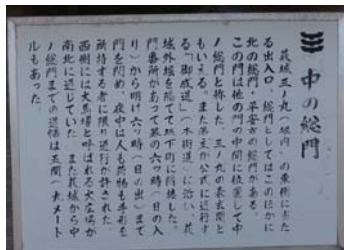
イ. その他の要素



写真⑭ 夏みかん樹



写真⑮ 国選定重要伝統的建造物群保存地区説明・案内板



写真⑯ 中の総門説明板



写真⑰ 旧益田家物見矢倉説明板



写真⑱ 旧繁沢家長屋門説明板



写真⑲ 旧周布家長屋門説明板



写真⑳ 旧毛利別邸表門説明板



写真㉑ 天樹院墓所説明板



写真㉒ 問田益田氏旧宅土塀説明板



写真㉓ 旧福原家萩屋敷門説明板



写真24 萩学校教員室説明板



写真25 旧相杜家長屋説明板



写真26 馬來空旧宅地説明板



写真27 旧梨羽家書院説明板



写真28 旧祖式家長屋説明板



写真29 旧二宮家長屋門説明板



写真30 江風山月書楼跡説明板



写真31 旧児玉家長屋門説明板



写真32 重要文化財口羽家住宅説明板

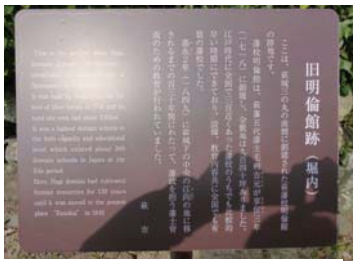


写真33 旧明倫館跡（堀内）説明板



写真34 堀内鍵曲り説明板



写真35 平安古の総門説明板

(2) 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素

①城跡

表 2-4-12 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素①

名 称	概 要
<p>詰丸（要害）</p>	<p>詰丸（要害）は指月山山頂にあり、軍事的施設で、東側の本丸と西側の二の丸によって構成されていた。</p> <p>矢倉や門などは現存していないが、詰丸（要害）を囲む石垣及び復元した練堀（鉄砲狭間）により構成されている。</p> <div data-bbox="445 663 1088 1088" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1093 1064 1241 1093">要害門矢倉跡</p>
<p>本丸 （天守曲輪）</p>	<p>本丸（天守曲輪）には、藩政の中心機関と藩主の居館があり、萩城の中心部である。外側前面を内堀で囲まれており、内部には天守閣をはじめ、着見矢倉・井上矢倉がそびえ、それを連ねて多聞矢倉及び土堀があった。</p> <p>現在、往時の建物は失われているが、石垣（矢倉跡や土堀跡）や堀のほか、明治以降に建立された志都岐山神社や移築された花江茶亭などの建築物によって構成されている。</p> <div data-bbox="448 1503 1085 1924" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1093 1868 1289 1928">内堀沿いの 本丸門から天守台</p>

表 2-4-12 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素②

<p>二の丸 (二の曲輪)</p>	<p>二の丸（二の曲輪）は本丸の外側にあり、北側を除く三方を石垣・土堀、矢倉、中堀で囲まれ、東門や南門などの諸門があった。                  現在では、門・矢倉等の建物はなく、中堀も埋め立てられているが、遺存する石垣及び修復した土堀などが萩城の規模など往時を偲ばせる。                  また、二の丸（二の曲輪）は、その性質から概ね東北部・西部地区と南部地区に区分できる。東北部・西部地区は神社仏閣が中心で宗教的性質が強く、南部は軍事的・政治的性質が強かった。東北部・西部地区は、満願寺、宮崎八幡宮、三摩地院、仰徳神社、洞春寺、妙玖寺といった寺社跡の石垣・練堀・庭池などによって構成される。また、藩主の遊息施設である東園もあり、現存する池泉などにより当時の庭園が偲ばれる。</p> <div data-bbox="469 696 1046 1081" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">岡崎矢倉から洞春寺跡方面</p>
<p>地下遺構</p>	<p>萩城跡の地下遺構は、萩城の規模や地割、諸施設の構造・位置を後世に伝えるものであり、学術的価値の高いものである。詰丸（要害）の矢倉跡及び藩主の庭園（東園）の井戸・石組みなど発掘調査で検出した遺構に加え、御殿、門、矢倉、寺社などの建造物の基礎なども今後の調査で明らかになる可能性が高い。</p>
<p>指月山</p>	<p>日本海中に浮かぶ独立丘で、本土との間にできた砂嘴によって連続する陸繋島。山体は花崗岩でできており、頂部の標高は143.4m。毛利氏が山麓を埋め立てて築城し、山頂に詰丸（要害）を置いた。以後、指月山は城内林として保護された。明治になって、麓の城郭も頂上の詰丸（要害）も建物が解体されたが、樹林はそのまま維持されている。</p> <div data-bbox="469 1581 1120 2011" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">内堀越しの指月山</p>


(参照：「萩地区管理保全計画」)

## ②旧上級武家地

表 2-4-13 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素①

名 称	概 要
町割り	<p>萩城築城と併せて形成された三の丸は、現在においても幕末にあった街路のほとんどが残っており、当時と同様の町割りを構成している。</p>  <p style="text-align: right;">旧上級武家地の町割り</p>
武家屋敷の建築物	<p>萩城築城と併せて形成された三の丸の家老・寄組等の大身武家の屋敷等を構成する主屋（重要文化財口羽家住宅）、書院（旧梨羽家書院）のほか、長屋門、長屋、物見矢倉により構成される。</p>  <p style="text-align: right;">重要文化財 口羽家住宅</p>

表 2-4-13 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素②

名 称	概 要
<p>武家屋敷の 工作物</p>	<p>萩城築城と併せて形成された三の丸の家老・寄組等の大身武家の屋敷等を区画する門、土塀及び土堀の基礎を構成していた石垣により構成される。</p>  <p>旧上級武家地の現況</p>
<p>地下遺構</p>	<p>萩城築城と併せて形成された三の丸の家老・寄組等の大身武家の屋敷等の地下には、主屋等の建築物の基礎及び石組み井戸等が存在するものと想定される。</p>  <p>(出典：『萩城下之図』部分 山口県文書館蔵)</p>
<p>外 堀</p>	<p>萩城は、指月山山頂に詰丸（要害）を置き、山麓に内堀及び中堀をめぐらして本丸と二の丸を配置し、その外側の外堀によって三の丸と町人地を隔てていた。</p> <p>外堀は、発掘調査等をもとに復元した北の総門をはじめ、中の総門跡、平安古の総門跡、平安橋及び堀の石垣等により構成される。また、発掘調査により検出した地下遺構は、外堀の構造・変遷を後世に伝えるものである。</p>

### ③旧町人地

表 2-4-14 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素①

名 称	概 要
町割り	<p>表通りの呉服町筋の御成道と直交する3本の街路で町割りが構成されている。御成道筋及びその南の慶安橋筋、それらに対して東西路に直行する3本の街路から成る町割りがあり、菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町の北側には町家が、南側には中下級の武士の住宅がそれぞれ存在していた。このような町人又は武士の屋敷のほか、長屋、門、生垣、土塀等の要素により歴史的景観が構成されている。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>御成道（伊勢屋横町入口周辺）</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>菊屋横町</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>伊勢屋横町</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>江戸屋横町</p> </div> <div style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>慶安橋筋</p> </div> </div>

表2-4-14 顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素②

<p>中下級武家屋敷や町人地の建築物</p>	<p>菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町の街路の南側（南古萩）に中下級の武家屋敷が残っている。木戸孝允旧宅、青木周弼旧宅、野田家旧宅などから成る。町人地の建築物は、御成道に面して建つ萩（長州）藩御用達の商人の菊屋家住宅等により構成される。特に菊屋家住宅は広大な敷地を有し、主屋とともに本蔵・金蔵などの伝統的な建築物が残っている。</p> <div data-bbox="419 488 895 842" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="898 815 1091 842">史跡木戸孝允旧宅</p> <div data-bbox="419 851 1241 1341" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="419 1346 663 1373">重要文化財菊屋家住宅</p> <p data-bbox="959 1346 1246 1373">（出典：『萩市の文化財』萩市）</p>
<p>中下級武家屋敷や町人地の工作物</p>	<p>中下級の武家屋敷及び町人の住宅を区画する門・土塀及び土塀の基礎を構成していた石垣などから成る。</p>
<p>地下遺構</p>	<div data-bbox="443 1525 831 2040" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="847 1536 1334 1659">中下級武士及び町人の住宅等を構成する主屋等の建築物の基礎及び石組み井戸等が地中に存在するものと想定される。</p> <p data-bbox="879 1973 1254 2029">（出典：『萩城下町絵図』部分 明治2（1869）年 萩博物館蔵）</p>



(3) 史跡を構成する要素と顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素の関係

①萩城跡（城跡）

表 2-4-15 史跡又は世界遺産の価値を構成する要素比較

		史跡の保存管理計画における 本質的価値を構成する要素 (史跡萩城跡)	世界遺産のCMPにおける 顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素 (萩城下町)
価値を構成する諸要素	地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	地下遺構
	地上に露出している遺構	要害（詰丸） 及び指月山	指月山 詰丸（要害）
		本丸（天守曲輪）	本丸（天守曲輪）
		二の丸（二の曲輪）	二の丸（二の曲輪）

保存管理計画において特定した史跡の本質的価値を構成する要素については、地下に埋蔵されている遺構と地上に露出している遺構に区分し、それぞれ構成要素を定めている。CMPにおける構成要素については、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としている。保存管理計画においては、要害が指月山山頂に位置するため、要害と指月山を一つの構成要素として捉えているが、CMPにおいては相互に機能が異なるため、別の構成要素として捉えている。

CMPにおける構成要素は、全て史跡の保存管理計画に記載している要素に合致している。

②史跡萩城跡（外堀等）・堀内伝建地区（旧上級武家地）

表 2-4-16 史跡又は世界遺産の価値を構成する要素比較

		史跡の保存管理計画における 本質的価値を構成する要素 (史跡萩城跡（外堀等） 堀内伝建地区)	世界遺産のCMPにおける 顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素 (萩城下町)
価値を構成する諸要素	地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	地下遺構
	地上に露出している遺構	三の丸（福原家書院） 及び外堀	外堀
	伝統的建造物	藩政期・幕末期由来の 伝統的建造物（建築物）	武家屋敷の建築物
	伝統的建造物	藩政期・幕末期由来の 伝統的建造物（工作物）	武家屋敷の工作物 町割り

保存管理計画において特定した史跡の本質的価値を構成する要素については、地下に埋蔵されている遺構と地上に露出している遺構に区分し、それぞれ構成要素を定めている。三の丸の大部分は重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、そのうち、福原家萩屋敷跡（門）と外堀のみが史跡に指定されている。重要伝統的建造物群保存地区における個々の伝統的建造物は、史跡の要素に相当するものである。それらのうち藩政期から幕末期の時代に由来する伝統的建造物（建築物・工作物）は、史跡における本質的価値を構成する要素に相当する。CMPにおける構成要素については、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としている。

伝統的建造物である工作物には武家屋敷の門等及び町割りを構成する石垣があり、CMPにおいては武家屋敷の工作物と町割りに分けて捉えている。

CMPにおける構成要素は全て、史跡の保存管理計画及び重要伝統的建造物群保存地区の保存計画に記載している要素に含まれている。

### ③史跡萩城城下町（旧町人地）

表 2-4-17 史跡又は世界遺産の価値を構成する要素比較

		史跡の保存管理計画における本質的価値を構成する要素 (史跡萩城城下町)	世界遺産のCMPにおける顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素 (萩城下町)
価値を構成する諸要素	地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	地下遺構
	地上に露出している遺構	町割り	町割り
		中下級武士の屋敷や町人の住宅	中下級武家屋敷及び町人地の建築物
		中下級武士の屋敷地及び町人地の工作物	中下級武家屋敷及び町人地の工作物

保存管理計画において特定した史跡の本質的価値を構成する諸要素については、地下に埋蔵されている遺構と地上に露出している遺構に区分し、それぞれ構成要素を定めている。CMPにおける構成要素については、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素を構成要素としており、史跡の本質的価値を構成する要素と一致している。

### 第3項 構成要素の現状及び課題

史跡萩城跡、史跡萩城城下町・史跡木戸考允旧宅・堀内伝建地区の現状及び課題は、以下に示すとおりである。

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素及び伝統的建造物の現状及び課題

表2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題①

区分	名称	現状	課題
A 地下に埋蔵されている遺構	地下遺構	<p>(城跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点における保存状況は良好である。</li> </ul> <p>(旧上級武家地、旧町人地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存状況は概ね良好であるが、私有地が大部分を占めているため、開発等の掘削による影響等が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害などによる土砂の流出又は樹木根により地下遺構が破損する恐れがある。</li> <li>住民の文化的価値や埋蔵文化財への理解増進が求められる。</li> </ul>
B 地上に露出している遺構	萩城跡全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵図の内容と現地の遺構との照合が可能であり、当時の縄張りが確認しやすい城跡である。</li> <li>石垣についてはカルテを作成しており、緩み・孕みが確認できる40箇所以上を対象として、年度計画の中で修理を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>萩城の観光客の動線は、南門から入り本丸門前の内堀沿いから東門へと至るコース、又は本丸門から武者走り沿いに天守閣跡に入り、同じルートで東門に出るコース等があるが、いずれも時間を要するものではなく単調なものとなっている。</li> <li>修理計画があるものの、今後の状況によっては優先順位が変わる場合がある。今後ともモニタリングにより必要であれば、計画を見直す。</li> </ul>
	要害（詰丸）及び指月山	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹叢の状態は良好である。</li> <li>樹木の生育により眺望が損なわれている。</li> <li>登山道については、沿道の除草・枝打ちなど定期的な管理を行っているが、路面等では、軽微な土砂の流出がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害などによる土砂の流出及び樹木根による石垣等の破損の恐れがある。</li> <li>経年劣化等により、石垣の緩み及び石材の劣化、崩落の可能性がある。</li> <li>倒木等による、通行に支障のある箇所がある。</li> </ul>
	本丸（天守曲輪）	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治7年（1874）に城内の建物は全て取り壊されたが、内堀と石垣はほぼ残っている。</li> <li>現在は、指月公園と称する都市公園として多くの人々に親しまれ、全面に桜樹が植栽されている。</li> <li>志都岐山神社、花江茶亭、福原家書院などの建築物の老朽化や破損が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年により石垣の緩み及び石材の劣化・崩落の可能性がある。</li> <li>自然災害などによる土砂の流出及び樹木根による石垣等の破損の恐れがある。</li> <li>明治以降に公園整備され、建立された神社及び移築された建築物群が存在するため、近世期御殿跡の様子を現地にて再現することは困難である。</li> </ul>

表2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題②

区分	名称	現状	課題
B 地上に露出している遺構	本丸 (天守曲輪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>天守は北側に付矢倉のある複合天守で、近世初期の望楼型天守の様式を持つ。往時の天守は現存していないが、礎石が残っており、明治初期の写真から当時の偉容を偲ぶことができる。</li> <li>天守台及び各櫓等の上から、遠景を望むことができない。</li> <li>内堀については、水の動きが乏しく、淀んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付矢倉から天守台への階段等、当時のものと、現在のものが混在している。また、歩きにくい状態となっている。</li> <li>生長した実生木等の整理が必要である。</li> <li>アオコと呼ばれる淡水性の植物プランクトンが繁殖し、水面が緑色に濁ることがある。</li> </ul>
	二の丸 (二の曲輪)	<p>a. 南部地区 (中堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大正13年(1924)に開削された疏水の掘削土により埋められ、現在は畑地、又は宅地となっている。ただし、北東端の一部は疏水に取り込まれて残っている。</li> </ul> <p>(武具方役所、厩舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地であり、現在は立入を制限している。</li> <li>木竹が繁茂しているため、定期的に伐採を行っている。</li> </ul> <p>(矢倉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東側には時打矢倉から北矢倉まで7棟の矢倉が建ち並んでいた。</li> <li>この他、南門を挟み、東西に青海矢倉・塩矢倉があり、西側には革矢倉・岡崎矢倉、海に面して妙玖寺矢倉があった。いずれも現存せず、石垣のみが残っている。</li> </ul> <p>(城門跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二の丸南部地区に入る門跡は6箇所あり、そのうちの南門跡・東門跡は枡形がよく残っている。</li> <li>岡崎矢倉跡は、現在は西側矢倉台の石垣が部分的に滅失しているうえに樹木にも覆われているため、往時の様子を想起できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疏水を城郭の堀と誤解され易く、中堀の本来の姿がなかなか伝わりにくい状況にある。</li> <li>今後公開に際しての魅力的な活用、集客性のある活用も視野に入れるべきである。</li> <li>不要樹木を伐採し、天守台及び指月山方向の展望景観を改善する必要がある。</li> <li>外部から位置を認めにくいものがある。</li> <li>樹木の生長が岡崎矢倉跡を圧迫し、全体を認めづらくしている。</li> <li>枡形門を構成する石垣の状態は良好であるが、枡形内にサクラやクロマツ等の植栽が多く、往時の枡形のイメージが伝わりにくくなっている。</li> <li>矢倉門は、石垣上面や前面に樹木が接近し密生しているため、往時の門のイメージが伝わりにくい。</li> </ul>

表 2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題③

区分	名称	現状	課題
B 地上に露出している遺構	<p>二の丸 (二の曲輪)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この他、東側には海から直接出入する舟入門（潮入門）跡もある。</li> </ul> <p>(石垣・塀)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東門跡から南門跡にかけての石垣は、外面が石積、内側が土居となっている。</li> <li>・石垣の天端には練塀が続いていたとされ、現在土居の部分に多数の瓦片が残っている。</li> <li>・東側も三階矢倉跡から北矢倉跡に至るまで石垣が続き、紙矢倉から舟入門（潮入門）跡までの天端部分の一部に練塀を復元している。</li> </ul> <p>b. 東北部地区（1983） (東園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6代藩主毛利宗広（1717～1751）が作庭した回遊式庭園で、茶屋等を配置していた。</li> <li>・庭園の地割り、特に池護岸の石組み・石橋等当時の庭園の骨格部分がよく残っている。</li> <li>・東園の池泉については、池底に土砂・枯れ木などが堆積している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度（2011）から東園保存整備事業に着手している。</li> </ul> <p>(宮崎八幡宮跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明治 41 年（1908）に拝殿が松陰神社に移築されたが、社殿へ上がる石段及び社殿が建っていた石垣・礎石などが残っている。</li> </ul> <p>(満願寺跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北半分が元キャンプ場、南半分が椿の苗木園となっている。建物は全く現存しないが、練塀の一部及び蓮池・庭池・井戸が残っている。</li> </ul> <p>(三摩地院跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東は石垣、西と南は練塀で囲まれた一郭を成す。跡地は畑地となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二の丸（二の曲輪）西部は、門の前面において養浜事業が行われ、陸地化しているため、当時の様子が伝わりにくい。</li> <li>・内堀に面する石垣の一部及び東側の石垣の一部で、異なった形状の石積みが見られたり、目地にモルタル状のものが詰められ補修されている部分があったりする。</li> <li>・岡崎矢倉跡に連なる石垣には、一部が消滅している部分もある。</li> <li>・樹根の影響による石垣の孕みがみられる。</li> <li>・現状では藩主の遊息施設であったことが想起できない状況にある。</li> <li>・他事業等との調整により進捗が遅れつつある。</li> <li>・遺跡の保存措置が必要である。また、傷んだ練塀が残っているが、全体としてさびれた雰囲気となっている。</li> <li>・遺跡の保存措置が必要である。また、練塀の補修、修復の検討が必要である。</li> <li>・遺跡の保存措置が必要である。</li> </ul>

表 2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題④

区分	名称	現 状	課 題
B 地上に露出している遺構	二の丸 (二の曲輪)	<p>(矢倉跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢倉・門は存在しないが、山中矢倉跡後方の平坦地には、幕末に築かれた砲台と思われる石組の構築物及び貯水のためと思われる池跡が残っている。</li> </ul> <p>c. 西部地区</p> <p>(洞春寺跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、洞春寺跡は荒蕪地となっており、中央に石段を施した石垣のみが残っている。</li> </ul> <p>(妙玖寺跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藪地となっており、西側の山手に石組の基壇が残っているのみである。</li> </ul> <p>(御霊社・稲荷社跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木立が生い茂っている。御霊社と思われる跡地の後方には池跡が残り、南側には石碑がある。</li> </ul> <p>(矢倉跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西部地区唯一の矢倉である妙玖寺矢倉跡には、現在、灌木が茂っている。海崖上に立地していたため石垣はないが、周囲に切石を施したと思われる低い基壇が残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺跡の保存措置が必要である。</li> <li>・ 遺跡の保存措置が必要である。</li> <li>・ 遺跡の保存措置が必要である。</li> <li>・ 遺跡の保存措置が必要である。</li> <li>・ 遺跡の保存措置が必要である。</li> </ul>
	外堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡として整備された区域の保存状態は良好である。</li> <li>・ 南側の新堀川沿いを東西に走る区間は未調査であるが、護岸の石積みや植生等の状況は良好であり、平安古の総門の位置は現在も変わらず存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水面については、家庭雑排水の影響により、北側の一部で汚濁が生じることがある。</li> </ul>
	上級武家地 全体・町割り (三の丸) (堀内伝建地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藩政期の街路のほとんどが残っており、筋名も踏襲されている。</li> <li>・ 広大な屋敷地が明治維新後に夏みかん畑に変貌し、その後に宅地化されたという重層的な歴史を具体的に示している。</li> <li>・ 近年、空家・空地が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ー</li> <li>・ 近代建築やブロック塀等が点在し、景観に不調和をきたしているところがある。</li> <li>・ 空家対策が求められる。</li> </ul>

表 2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題⑤

区分	名称	現 状	課 題
B 地上に露出している遺構	武家屋敷の 建造物	<p>(旧益田家物見矢倉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸後期の建造物。</li> <li>所有者により適切に管理されており、状態は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による部材の劣化等が見られる。長期的に保存修理が必要である。</li> </ul>
		<p>(旧繁沢家長屋門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸後期の建造物。</li> <li>昭和 57 年 (1982) に保存修理を実施している。</li> <li>所有者により適切に管理されており、状態は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> </ul>
		<p>(旧周布家長屋門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市指定有形文化財で江戸中期の建造物。</li> <li>萩市が管理しており、状態は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>門扉などに劣化によるき損が見られる。長期的には保存修理の検討が必要である。</li> </ul>
		<p>(旧梶杜家長屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幕末の建造物。</li> <li>昭和 58 年 (1983) に保存修理を実施している。</li> <li>所有者により適切に管理されており、状態は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> </ul>
		<p>(旧梨羽家書院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19 世紀初頭の建造物。</li> <li>昭和 51 年 (1976) に保存修理を実施している。</li> <li>賃貸借により萩市が一般公開している。</li> <li>近年、雨漏り等が発生しているため、修繕を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨漏りや経年変化による部材の劣化等が見られる。</li> <li>部分修理の検討が必要である。</li> </ul>
		<p>(旧祖式家長屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸後期の建造物。</li> <li>昭和 56 年 (1981) に保存修理を実施している。</li> <li>所有者等により適切に管理されており、状態は良好であるが、一部雨漏りが見られるため修繕を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> </ul>
		<p>(馬來空長屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸後期の建造物。</li> <li>平成 16 年 (2004) に屋根修理を実施している。</li> <li>萩市に寄付された物件で、現在、保存修理及び公開活用に向けた整備が行われている。(～ H31 年度 (2019) まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有益な公開活用に向けた整備が求められる。</li> </ul>
<p>(旧児玉家長屋門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸後期の建造物。</li> <li>平成 5 ～ 6 年 (1993 ～ 1994) に保存修理を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無人での公開につき、活用の限界がある。</li> </ul>		

表 2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題⑥

区分	名称	現状	課題
B 地上に露出している遺構	武家屋敷の 建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者である萩市が適切に管理しており、状態は良好であり、一般公開している。</li> <li>敷地内に公衆トイレを設置している。</li> </ul> <p>(口羽家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主屋・長屋門は江戸後期の建造物で、重要文化財に指定されている。</li> <li>所有者から委託を受け萩市が年中無休で一般公開している。</li> <li>NPOにより内部のガイダンスと良好な維持管理が行われている。</li> <li>鍵曲りの町割りとともに、一体の良好な景観が維持されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> <li>近隣に駐車場がないため、車輛でのアクセスが困難である。</li> <li>近隣の鍵曲り土塀の実生木が生長し、一部景観を阻害している。</li> </ul>
	武家屋敷の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が終了したものは、状態が良好である。</li> <li>多種多様な維持管理が為され、重層的な歴史を示している。</li> <li>民間所有が大多数を占め、現代生活の利用面の観点から、車輛出入りのための開口などの住民相談がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が終了したものは、経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> <li>物件数が多く、すべての状況把握が困難である。</li> <li>住民への遺産価値の理解増進が求められる。</li> </ul>
	旧町人地 全体・町割り	<ul style="list-style-type: none"> <li>藩政期の街路が残っており、筋名も踏襲されている。</li> <li>観光地かつ住宅地でもあるため、店舗・住居の開発・改修がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の価値や町並み景観保全に対する住民の理解増進が求められる。</li> </ul>
	中下級武士の 屋敷や町人の 住宅	<p>(菊屋家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主屋ほか5棟が重要文化財に指定されている。</li> <li>昭和 53～55年(1978～1980)に指定建造物の根本修理、昭和 55～57年(1980～1982)に庭園及び史跡指定地内の建造物の整備・修理を行った。それ以後は定期的に部分修理を行っており、良好な状態を保っている。</li> <li>所有者により適切に管理され、一般公開されている。</li> </ul> <p>(旧久保田家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 11～16年(1999～2004)に根本修理を実施しており、良好な状態を保っている。</li> <li>所有者である萩市が年中無休で一般公開している。</li> <li>NPOにより内部のガイダンスと維持管理が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理後の経年変化により、各所で部材の劣化等が見受けられる。</li> <li>修理後の経年変化により、一部の部材・建具等の劣化が見受けられる。</li> </ul>



表 2-4-18 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現状及び課題⑦

区分	名称	現 状	課 題
B 地上に露出している遺構	中下級武士の 屋敷や町人の 住宅	<p>(旧石川家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が行われていないため、劣化が著しい。</li> </ul> <p>(木戸孝允旧宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡萩城城下町に含まれるが、単体の史跡として指定されている。</li> <li>平成 11～16 年(1999～2004)に根本修理を実施した。それ以後は定期的に部分修理を行っており、良好な状態を保っている。</li> <li>所有者である萩市が年中無休で一般公開している。</li> <li>NPOにより内部のガイダンスと維持管理が行われている。</li> </ul> <p>(青木周彌旧宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24～27 年(2012～2015)に保存修理を実施し、現況は極めて良好である。</li> <li>所有者である萩市が年中無休で一般公開している。</li> <li>NPOにより内部のガイダンスと維持管理が行われている。</li> </ul> <p>(旧志賀家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が行われていないため、劣化が著しい。</li> </ul> <p>(旧野田家住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が行われていないため、劣化が著しい。</li> </ul> <p>(佐伯丹下旧宅(富川家))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人所有であり、所有者による適切な維持管理が行われているものの、保存修理が行われていないため劣化が著しい。</li> <li>現在保存修理を計画している。</li> </ul> <p>(高杉晋作誕生地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者により維持管理され、現況は良好である。</li> <li>一般公開が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が急がれる。</li> <li>修理後における公開活用の検討が必要である。</li> <li>修理後の経年変化により、一部の部材・建具等の劣化が見受けられる。</li> <li>—</li> <li>保存修理が急がれる。</li> <li>修理後の公開活用の検討が必要である。</li> <li>保存修理が急がれる。</li> <li>修理後における公開活用の検討が必要である。</li> <li>保存修理が急がれる。</li> <li>今後の経年変化により、部材・建具等の劣化が懸念される。</li> </ul>
	中下級武士の 屋敷地や町人 地の工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>土塀・板塀、石垣、門など、保存修理が終了したものは状態が良好である。</li> <li>一部の住宅において老朽化が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存修理が終了したものは、経年変化による部材の劣化等が懸念される。</li> <li>旧志賀家住宅、旧野田家住宅、佐伯丹下旧宅(富川家)などの門・土塀は保存修理が終了していない。</li> </ul>

(2) 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外及び伝統的建造物以外の諸要素の現状及び課題

表 2-4-19 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外及び伝統的建造物以外の諸要素の現状及び課題①

区分	種別	名称	現 状	課 題
C 史跡及び伝建地区の保存・公開活用に有効な要素	指定文化財	天然記念物指月山	・樹木生育により要害本来の機能である眺望が損なわれている。	・要害の遺構石垣が樹木根又は倒木により毀損することが懸念される。 ・要害への登頂路である要害道及び寺院跡への通路には、倒木等による通行障害が生じている。
		山口県指定天然記念物志都岐山神社のミドリヨシノ	・現況は良好である。	・大正 11 年（1922）の標本が残されているため、樹齢は 95 年以上であることがうかがえ、枯死等の恐れがある。
		萩市指定有形文化財旧福原家書院	・老朽化が顕著に進んでいる。	・保存修理が急がれるが、元来、上級武家地に所在した建築物である。
		萩市指定有形文化財花江茶亭	・平成 26・27 年度（2014・2015）に茅の葺き替え工事を実施し、現況は概ね良好である。	・以前は来訪者に対する呈茶が行われていたが、従事者が不足しているため、茶室としての有効な公開活用ができていない。
		萩市指定有形文化財明倫館遺構万歳橋	・現況は概ね良好である。	・石橋が雨天時などは滑りやすいため、見学者の通行を制限している。 ・旧萩藩校明倫館の元位置に移設整備する計画が存在する。
		史跡萩藩主毛利家墓所（天樹院）	・定期的に清掃等が行われており、現況は概ね良好である。	・実生樹木や竹が生長・繁茂し、薄暗くなっている。
		萩市指定文化財円政寺内金毘羅社社殿附石鳥居・山門・石灯籠	・現況は良好である。	・経年変化による部材の劣化等が懸念される。

表 2-4-19 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外及び伝統的建造物以外の諸要素の現状及び課題②

区分	種別	名称	現 状	課 題
C 史跡及び伝建地区の保存・公開活用にも有効な要素	史跡整備施設	遺構平面表示	・外堀の八間堀の表示石列等は、現時点における保存状況が良好である。	・経年変化等による部材の劣化が考えられる。
		復元工作物	・二の丸土塀（銃眼土塀）、北の総門及び土橋等の保存状況は現時点では良好である。	・要害土塀（銃眼土塀）は経年劣化等による破損が見られる。
	説明・案内施設	説明板	・定期的に更新しており、現時点における状態はいずれも良好である。	・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。
		萩博物館	・平成 16 年（2004）に開館した施設で現況は良好である。 ・萩まちじゅう博物館の中核施設としての機能を果たしている。	—
	便益施設	休憩所（本丸及び外堀地区）	・外堀の休憩所の現況は良好である。 ・本丸の休憩所は老朽化が見られる。	・経年変化による部材の劣化等が懸念される。 ・改修等整備の必要性が検討される。
		公衆トイレ	・老朽化が見られる。	・老朽化に対する補修などが必要である。
		ベンチ	・全体的に保存状況は良好である。	・城跡内の木製ベンチの一部で老朽化が見られる。
		擬木柵（転落防止柵）	・現況は良好である。	・経年変化等による機能不全や不具合が考えられる。
	管理施設	指月公園	・現況の管理は良好である。 ・公園開園以降に整備された園路・ベンチ等の公園施設は、老朽化が目立つ。	・植樹されたソメイヨシノ・クロマツは、その他の自生木も含め生長・密生しており、城跡の遺構への影響が懸念される。また、景観上、視界を狭めている。
		遊歩道	・現況の管理は良好である。	・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。
		登山道	・沿道の除草・枝打ちなど定期的な管理を行っている。 ・軽微な土砂の流出がある。	・倒木等により通行に支障のある箇所がある。 ・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。

表2-4-19 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外及び伝統的建造物以外の諸要素の現状及び課題③

区分	種別	名称	現状	課題
C 史跡及び伝建地区の保存・公開活用 に有効な要素	管理施設	指月公園 料金所	・現況は良好である。	・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。
		指月山鳥獣保護区区域図標識	・現況は良好である。	・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。
		特定猟具使用禁止区域標識	・現況は良好である。	・経年変化等による機能不全又は不具合が考えられる。
		消防設備用ポンプ室 (外堀地区)	・経年変化等による機能不全又は不具合が発生しているため、改修を予定している。 (平成28年度(2016)現状変更申請、許可済み、平成29年度(2017)改修)	・一
	石碑等	石碑等	・現況は良好である。	・経年変化による部材の劣化等が懸念される。
	植栽	自然環境	・現況は良好である。	・萩城跡(指月山)の一部で竹が繁茂している。
		植栽	・現況は概ね良好である。	・一部に樹木の密度が高い箇所があり、景観を損ねている。 ・生長著しい樹木が眺望を阻害している。
D その他	その他	志都岐山神社	・明治期創建の建物は随所に傷みが生じている。 ・庭園はこまめな管理が行われておらず、放置状態の印象を与えている。 ・神社参道は、本丸門から本丸御殿跡へと連続する空間を分断している。	・一部に老朽化の見られるところがある。 ・社務所として移築された旧福原家書院、新たに造られた庭園等は、今後とも残し活用するか移設するかについて、方向性を所有者等と検討する必要がある。
		萩藩校明倫館跡 (旧明倫館跡)	・享保3年(1718)に創建された藩校跡地。 ・現在は個人所有の宅地及び夏みかん畑となっている。	・住宅地となっており、藩校跡地としての佇まいが失われている。
		店舗	・現況は良好である。	・近年、城跡では建物の老朽化又は空き店舗が目立ち始めている。
	資料	関連文献資料	・手がかりとなる資料は多く存在するが、発見されずに未調査となっている資料も多くあるものと思われる。	・新資料の発見・収集及び古写真の発見、収集等を行い、さらなる分析・研究が求められる。

## 第5節 萩地域の概要、価値、現状及び課題

### 第1項 萩地域の概要

萩市は、城下町や明治維新胎動の地として知られる歴史あるまちである。また、リアス式の海岸線は北長門海岸国定公園の一角を占め、山陰地方随一の風光明媚な景観を誇り、近年では注目されている阿武火山群など自然環境にも恵まれた山陰の代表的な都市の1つである。

萩は、慶長9年（1604）、関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元が防長二州 36 万石の居城として萩に築城したことに始まり、明治維新に至るまでの約 260 年間、萩は防長二州の中心として栄えた。その城下町のたたずまいや町割りなどが現在でもよく残されていることから、『古地図で歩けるまち』として知られ、萩市内の各地に点在する文化遺産群を「まちじゅう博物館」と称して歴史遺産を生かしたまちづくりを展開している。

#### (1) 自然環境

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は 698.79 km<sup>2</sup>で、県土の 11.4%に当たる。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県（益田市、津和野町）と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。延長 35 kmに及ぶ海岸線は、北長門海岸国定公園に指定されており、沖合には見島、大島、相島、櫃島等数々の島が点在している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部の市境界付近に標高 700m を超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある旧萩市街地とその周辺地にみられ、丘陵地は旧萩市街地の北東側に位置し、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている。その他は大半を山地が占める。河川は、北部では田万川が田万川地域と須佐地域の山間部の大半を流域として、中部では大井川が福栄地域の一部を流域として、それぞれ日本海へと注ぐ。また、南部では阿武川が山口市北部を源として蔵目喜川、佐々並川、明木川等の支流を集め、北部では松本川と橋本川に分かれて日本海へと注ぐ。松本川と橋本川の間には広大な三角州が形成され、ここに城下町が築かれた。



図 2-5-1 萩市の位置

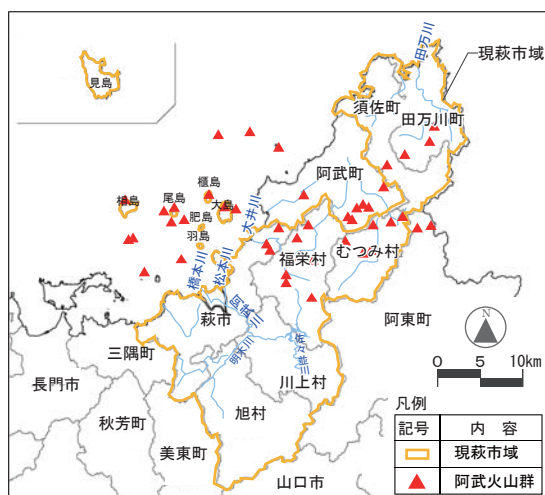


図 2-5-2 市町村再編前の萩市周辺

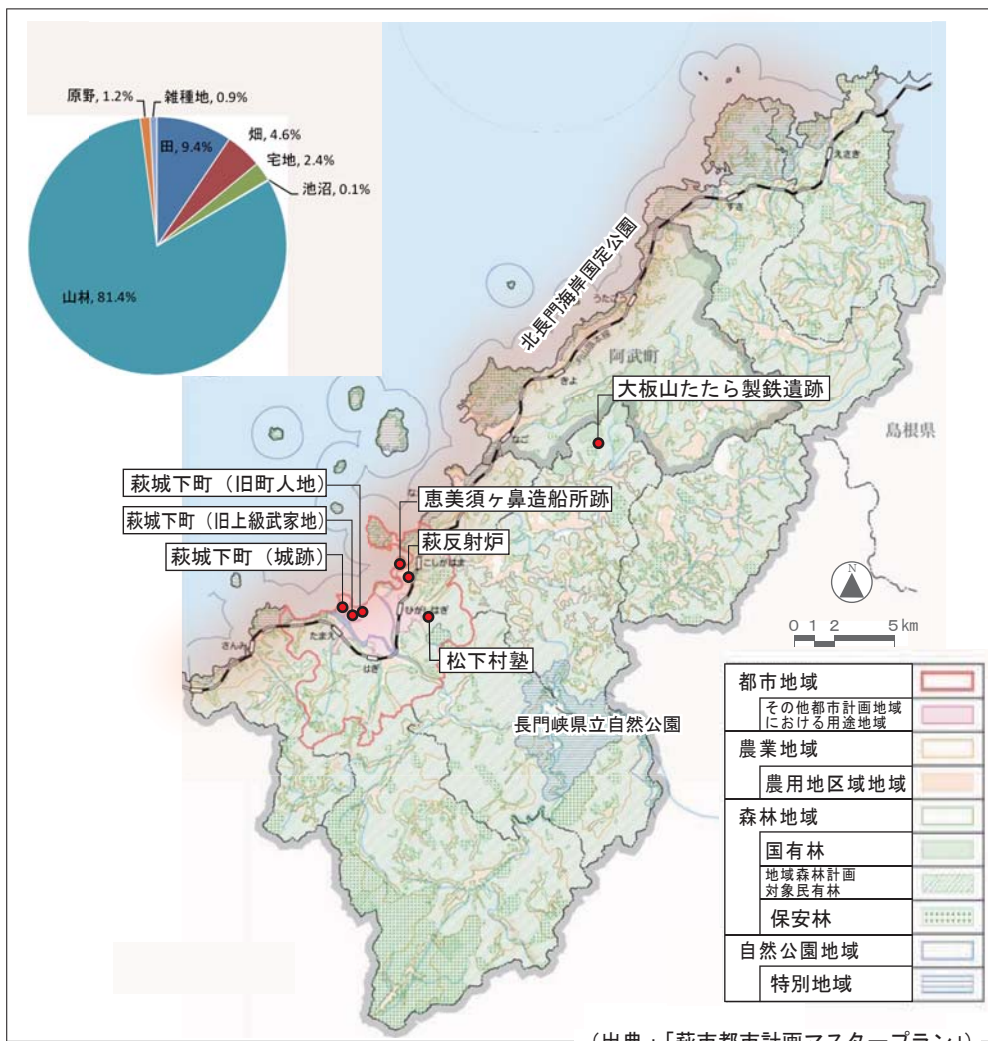
## (2) 社会環境

萩市の人口は、昭和40年（1965）には約84,000人であったが、その後は減少傾向にあり、平成29年（2017）1月には49,698人となっている。世帯数や1世帯当たりの人員についても減少を続けており、核家族や一人暮らしの高齢者が増加している。

萩市の商業は、人口減少や長引く景気低迷、大型店との競合、経営者の高齢化と後継者不足等、厳しい状況にある。こうした中、中心部の商店街では、空き店舗を利用して農産物直売所と農家レストランを整備し、商店街駐車場等の整備と併せ、商店街のにぎわいを取り戻すことに一定の効果をもたらしている。

観光は、美しい自然と城下町のたたずまい、明治維新にゆかりの史跡等数多くの文化財に恵まれ、全国有数の観光地として発展してきた。萩市を訪れる観光客の総数は、平成13年（2001）以降増減を繰り返し、年間230万人～250万人の間で推移している。観光客の内訳としては、県外客が平成16年（2004）から増加傾向に転じている一方、県内客は平成16年（2004）をピークに増減を繰り返している。宿泊客数は平成17年（2005）以降は増加しており、平成19年（2007）で約50万人となっている。

萩市の土地利用状況は地目別民有地面積で見ると、山林の利用が最も多く35,150haで全体の81.4%を占めている。田の利用は4,073ha（9.4%）であり、畑（1,972ha、4.6%）と合わせ、耕作地としてみると14.0%となる。（下図参照）



（出典：「萩市都市計画マスタープラン」）

図2-5-3 土地利用図

萩市における都市計画の指定状況では、都市計画区域が 5,922ha であり、市域の 8.5%を占めている。用途地域は 885ha であり、割合は住居系が最も多く 74%を占め、工業系が 14%、商業系が 12%となっている。近年、幹線道路の整備等に伴う土地利用の転換により、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域の見直しが必要となっている地域もみられる。

また、都市計画区域内に重要伝統的建造物群保存地区が 3 地区（堀内、平安古、浜崎）、特別用途地区として歴史文化地区が 1 地区指定されている。（図 2-5-4 参照）

この他、自然公園法の規定に基づき萩市の沿岸部の大半が北長門海岸国立公園に、山口県立自然公園条例により東部の山地が長門峡県立自然公園に指定されている。（図 2-5-3 参照）

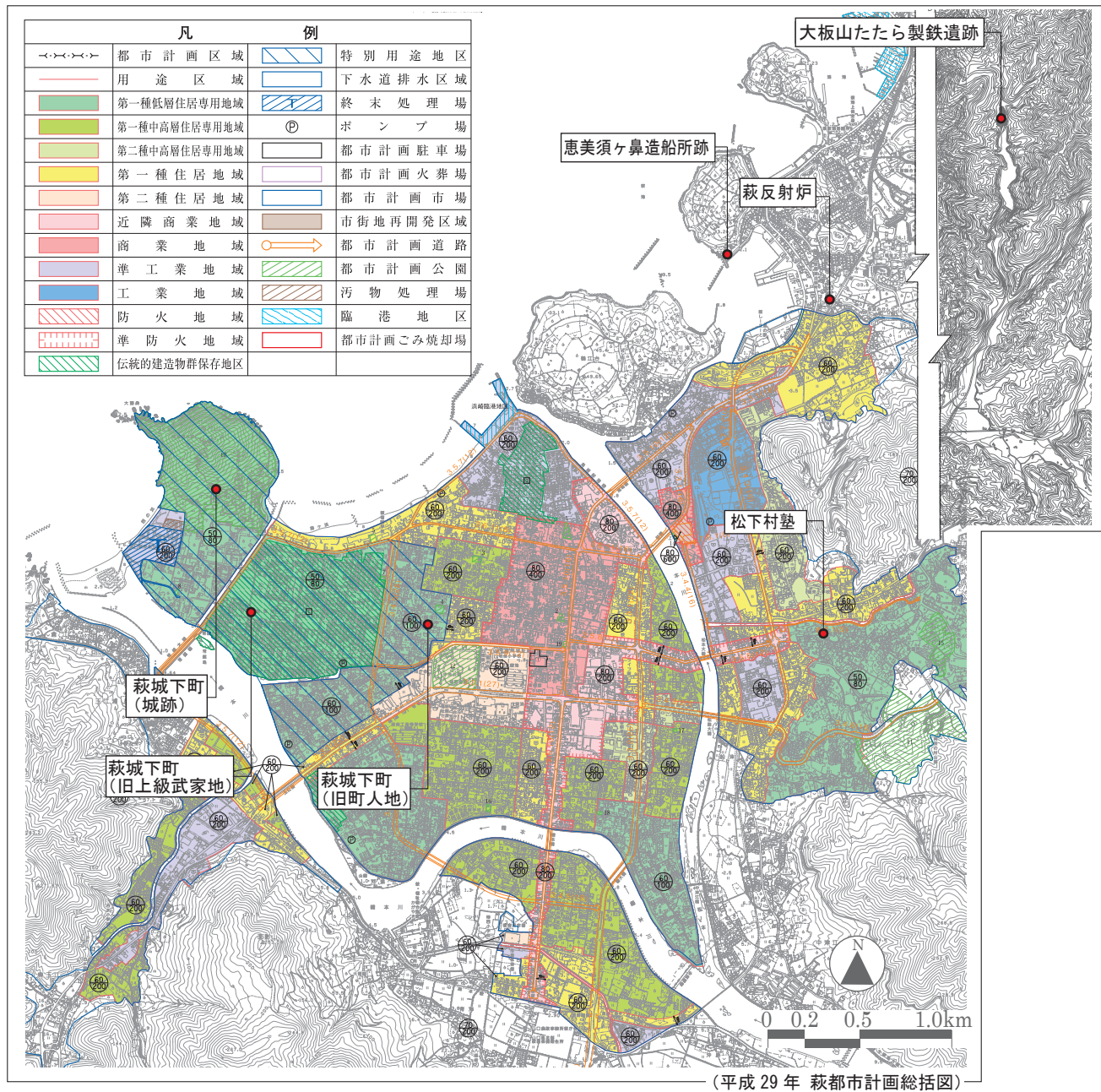


図 2-5-4 用途地域図

### (3) 歴史環境

萩市の歴史は古く、日本書記に長門国の五郡の一つとして登場する「阿武郡」にまで遡る。また、古墳や中世の山城跡等数多くの歴史的な遺産が存在するが、これらの多くは山林等に埋没して遺存している。10世紀前後には、長門国阿武郡は周防国とともに後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになり、東大寺の再建の際には用材の切出しが行われ、阿武川、大井川流域ではそれにまつわる言い伝えも残されている。その後、大内氏、毛利氏による防長支配や広くは中国地方の統治の時代が長く続いたが、毛利輝元による萩（長州）藩の開府により、現在の萩市の市街地の基盤となる城下町が建設され、周辺市域の大半は廃藩置県に至るまでの260年間、萩（長州）藩及びその支藩である徳山藩の所領となった。

江戸時代、萩の城下町は、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに敗れ、領地を中国地方8か国から周防、長門の2か国に削封された毛利輝元により、阿武川の支流、橋本川と松本川に囲まれた三角州上に建設された。毛利輝元は、慶長9年（1604）に三角州の北西端に位置する指月山とその山麓に萩城を築城し、城下町の建設に着手した。三角州内に城郭・武家地・町人地・寺社地を配置し、三角州全体を総構とした。城下町の基盤となる三角州は、標高143mの指月山の裾に広がり、城郭としては、指月山山頂に要害、その麓に本丸と二の丸が配置された。砂堆地には主に上級武家地・寺院・町人地を、自然堤防上には主に中下級武家地・百姓地を配置した。城下の街路は、御成道の一部をなす呉服町の通りを中心とした東西方向の通りを基軸に碁盤の目状に配され、通りの両側に各町が形成された。現在でも、大半がそのままの幅員で市街地の街路として継承されている。また、城下町の整備の中で開削された藍場川・新堀川等の水路は、洪水調整のみならず、人や物資の運搬経路・農業用水・防火用水・生活用水等にも利用され、街路とともに近代以降も市民の生活基盤として利用・継承されてきた。

明治維新後、江戸時代の城郭や城下町の基盤の上に展開した武家地・町人地・寺社地は、近代以降もそれぞれの特徴を活かした新たな展開をみせた。萩城の天守・矢倉等は解体されたが、これらが立地した石垣及び建造物の礎石は今なお完全な形で遺存している。萩城三の丸を中心とする上級武家地は旧士族授産のための夏みかん畑に転用され、中下級武家地はその多くが宅地内に夏みかん畑のある緑豊かな住宅街を形成した。町人地は萩の経済を先導し、近世の町家を指標にして町家の改造・新築が進められた。寺社地も寺院・神社の統廃合があったものの、ほぼそのままの位置に存続した。公共施設等は主に後背湿地に設けられ、鉄道（JR山陰本線）は三角州の周縁部に迂回して敷設された。また、文久3年（1863）に藩庁が山口に移され、そのまま山口が県都となったことから、萩では大規模な都市開発等もなく、近代以降も城下町としての基本構造は変わることなく現在まで受け継がれ、近世城下町の典型的な土地利用の在り方を今に伝えてきた。三角州内は、今でも江戸時代の地図がそのまま使え、江戸時代から戦前期までの建物が約1,600棟、礎石・水路石垣・石橋・門等の工作物が約1,000基、土塀・石塀・生垣等が約2,300も残り、近世の都市遺産が溢れている。



なお萩市では、平成 30 年 (2018) に「明治維新 150 年」の節目の年を迎えるにあたり、「明治維新胎動の地」として近代日本の扉を開いた先達の歴史をひもとき、維新の精神を風化させることなく、幕末・維新の萩物語を将来につなげていくため、記念事業を展開することとしている。

表 2-5-1 萩（長州）藩を中心とした明治維新年表

元号(西暦)	月 日	事 跡
文久3年 (1863)	5月10日	〔攘夷決行〕下関海峡において、アメリカの商船を砲撃する。同月23日にはフランスの通報艦、同月26日にはオランダ軍艦を砲撃する。
	5月12日	〔長州ファイブ密航留学〕志道聞多(井上馨)・山尾庸三・野村弥吉(井上勝)・伊藤俊輔(博文)・遠藤謹助は英国に密航留学する。
	6月7日	〔奇兵隊結成〕高杉晋作が奇兵隊を結成し、初代総督となる。
	8月18日	〔8月18日の政変〕会津藩・薩摩藩を中心とした公武合体派がクーデターを起こし、萩(長州)藩は京都堺町御門警護の任を解かれ、三条実美ら七卿も罷免されて長州に走る。世にこれを七卿落ちという。
	9月1日	〔女台場完成〕6月9日に菊ヶ浜に土塁の築造を命ずる。6月25日に着工し、9月1日にほぼ完成する。女台場(おなごだいば)という。
元治元年 (1864)	6月5日	〔池田屋の変〕京都池田屋の変で吉田稔麿(24歳)が闘死する。
	7月19日	〔禁門の変〕禁門の変(蛤御門の変)が起こり、萩(長州)藩は敗れる。久坂玄瑞(25歳)、入江九一(28歳)などが戦死・自刃する。6月5日に京都池田屋の変で吉田稔麿(24歳)が闘死し、この年、松下村塾「四天王」のうち3人が死去する。
	8月2日	〔第1次長州征伐〕7月23日に萩(長州)藩追討の勅命が下り、幕府は萩(長州)藩征伐を諸侯に命令する。
	8月5日	〔下関戦争〕英・米・仏・蘭の四カ国連合艦隊が下関を砲撃し、萩(長州)藩兵はこれに対して3日間にわたり応戦する。
	12月15日	〔晋作挙兵〕高杉晋作が下関(赤間ヶ関)で挙兵する。
慶応元年 (1865)	3月23日	〔藩論統一〕萩(長州)藩主毛利敬親は、幕府に対しては恭順を旨とするが、藩内においては富国強兵・武備の充実に努めるという、武備恭順の方針に藩論を統一する。
	4月12日	〔第2次長州征伐〕幕府は長州征伐を再度命ずる。
慶応2年 (1866)	1月21日	〔薩長同盟〕木戸孝允は西郷隆盛らと会議して萩(長州)藩と薩摩藩の政治的・軍事的同盟の締結を行う。
	6月7日	〔四境戦争〕2月12日幕府軍は四境を包囲しようとする。毛利敬親は、諸臣に抗幕戦の準備を命ずる。6月7日幕府軍が進撃し大島口で戦いの口火が切られ、四境戦争が始まる。
慶応3年 (1867)	4月14日	〔高杉晋作没〕高杉晋作(29歳)が馬関で病死する。
	12月9日	〔王政復古〕江戸幕府を廃絶し、摂政・関白等の廃止と三職の設置による新政府の樹立を宣言する。
明治元年 (1868)	1月2日	〔戊辰戦争〕萩(長州)藩・薩摩藩を中核とした新政府軍と旧幕府軍の戦い。1月2日の鳥羽・伏見の戦いから始まり、明治2年5月18日函館戦争において旧幕府軍が降伏し終結する。
	3月14日	〔五箇条の御誓文〕明治天皇が示した明治政府の基本方針。
	10月23日	〔明治維新〕明治天皇即位。改元の詔書が出される。

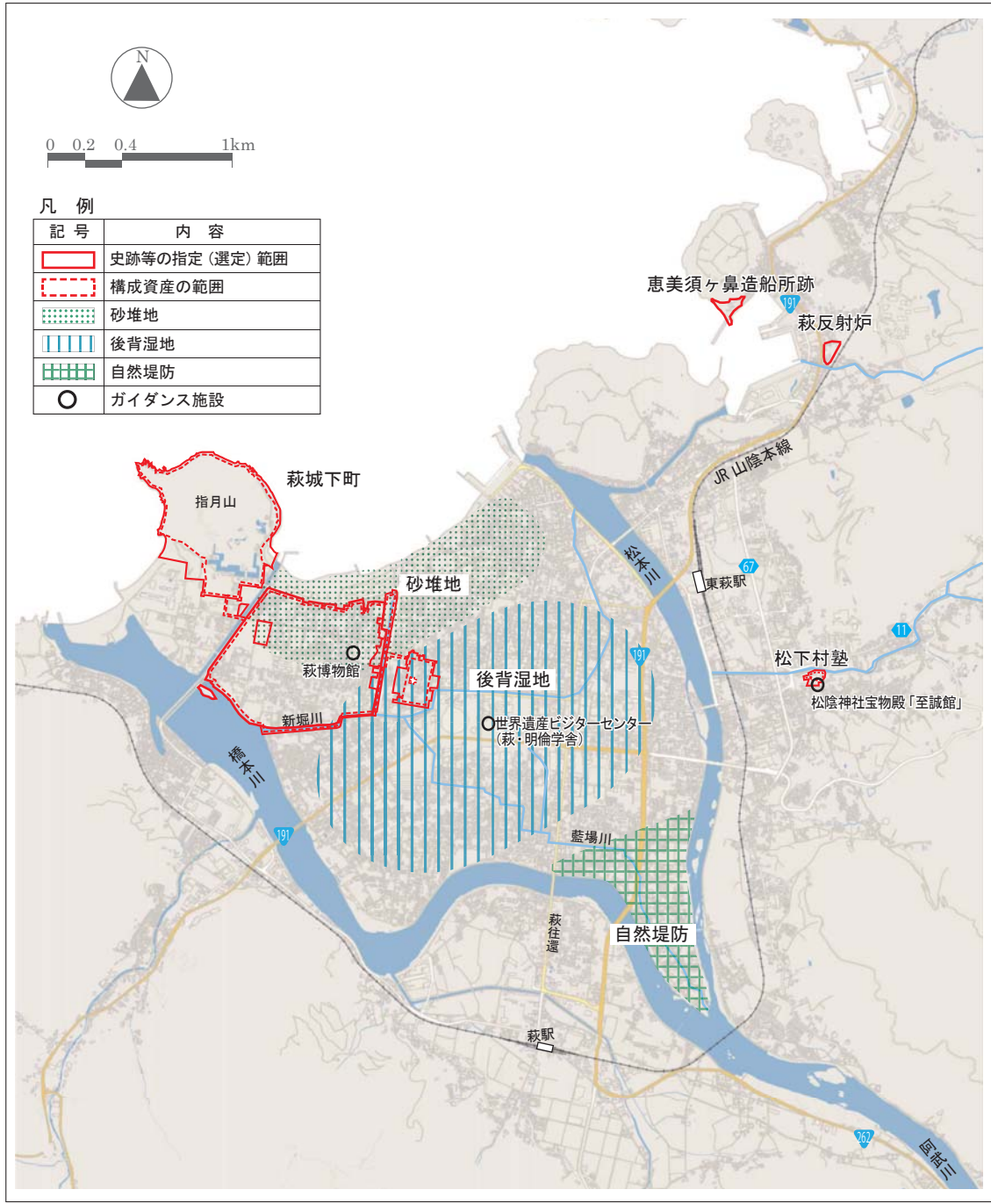


図 2-5-5 三角州及びその周辺図

#### (4) 文化財の状況

萩市には、下表に示す通り、国指定文化財（登録などを含む）53件、県指定文化財32件、市指定文化財135件、合計220件の文化財がある。（平成28年（2016）4月1日現在）

表2-5-2 所在地別文化財件数一覧

平成28年（2016）4月1日現在

国指定文化財件数一覧		計
重要文化財	建造物	8
	絵画	1
	彫刻	3
	工芸品	2
	書跡	1
	典籍	0
	古文書	0
	考古資料	0
	歴史資料	1
重要無形文化財	芸能	0
	工芸	0
重要民俗文化財	有形	1
	無形	0
記念物	史跡	14
	名勝	1
	名勝及び天然記念物	1
	天然記念物	7
記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの		1
重要伝統的建造物群保存地区		4
登録有形文化財		8
計		53

県指定文化財件数一覧		計
有形文化財	建造物	6
	絵画	1
	彫刻	5
	工芸品	0
	書跡	3
	典籍	0
	古文書	0
	考古資料	2
	歴史資料	1
無形文化財	芸能	0
	工芸	1
民俗文化財	有形	0
	無形	3
記念物	史跡	4
	名勝	0
	天然記念物	6
	計	32

市指定文化財件数一覧		計
有形文化財	建造物	26
	絵画	13
	彫刻	17
	工芸品	13
	書跡	3
	典籍	0
	古文書	1
	考古資料	2
	歴史資料	1
無形文化財	芸能	0
	工芸	1
民俗文化財	有形	3
	無形	10
記念物	史跡	20
	名勝及び天然記念物	1
	天然記念物	17
	伝統的建造物群保存地区	0
歴史的景観保存地区		7
計		135

また、文化財の保存・活用に関しては、『萩市歴史的風致維持向上計画（平成20年（2008）12月）』に次のように示している。

（文化財の保存・活用の現況と今後の方針）

- 保存管理計画を策定している文化財は、その基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後ともその計画に基づき保存管理を進める。
- 保存管理計画を定めていない指定文化財は、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに許可制による行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者と萩市が協働して保存管理計画の策定を進める。
- 今後とも指定文化財の一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物の開催など、文化財の活用を広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復元、修理などの保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

（出典：『萩市歴史的風致維持向上計画』）

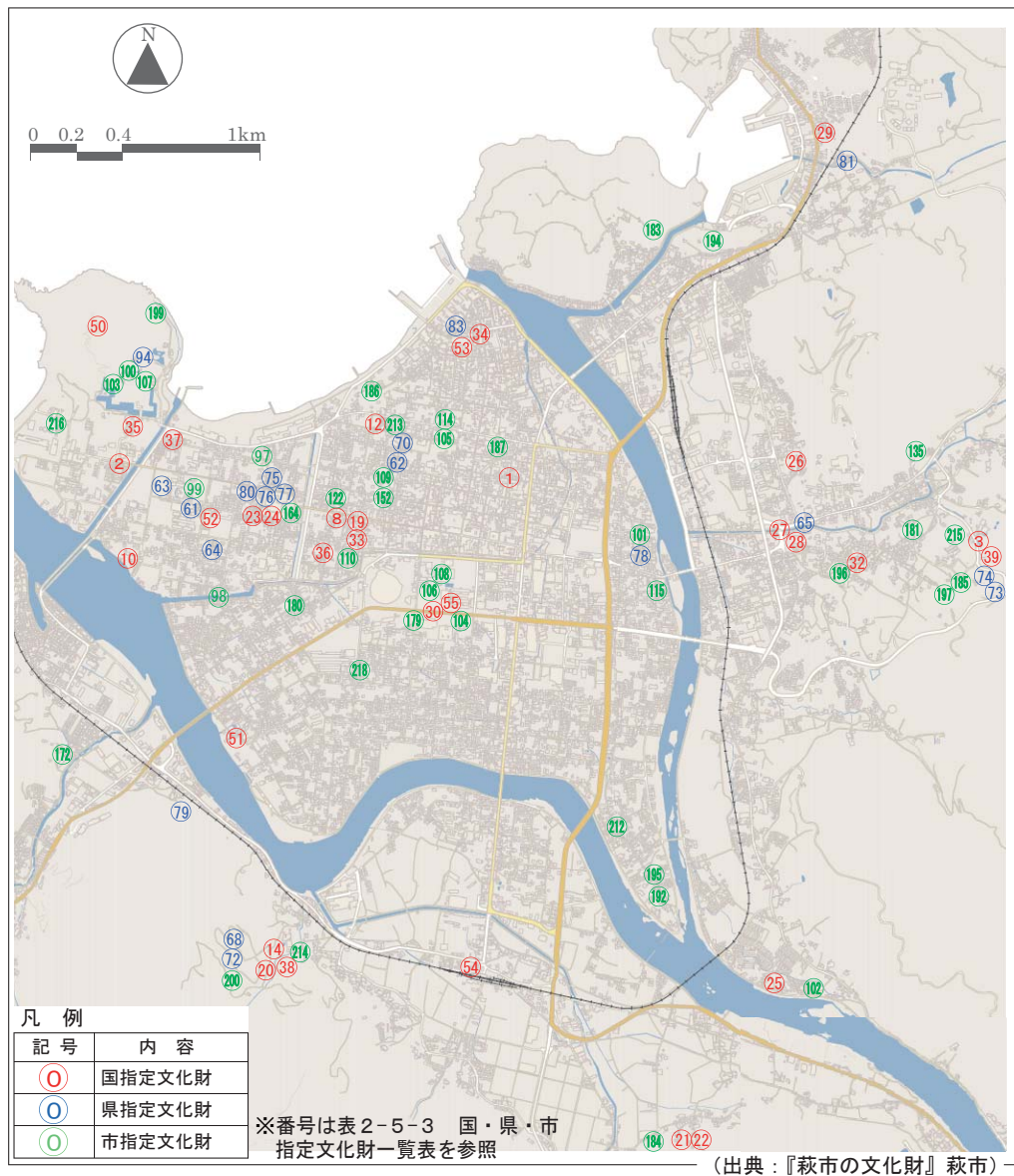


図2-5-6 指定文化財位置図（三角州及びその周辺）

表2-5-3 国・県・市指定文化財一覧表（三角州及びその周辺）

国指定文化財		県指定文化財		市指定文化財	
	<b>【重要文化財】</b>		<b>【有形文化財】</b>		<b>【有形文化財】</b>
1	(建造物) 常念寺表門	61	(建造物) 萩学校教員室	97	(建造物) 旧周布家長屋門
2	(建造物) 旧厚狭毛利家 萩屋敷長屋	62	(建造物) 長寿寺十三重塔	98	(建造物) 平安橋
3	(建造物) 東光寺	63	(建造物) 旧福原家萩屋敷門	99	(建造物) 問田益田氏旧宅土塀
8	(建造物) 菊屋家住宅	64	(建造物) 旧梨羽家書院	100	(建造物) 旧福原家書院
10	(建造物) 口羽家住宅	65	(建造物) 花月楼	101	(建造物) 小川家長屋門
12	(建造物) 熊谷家住宅	68	(彫刻) 木造釈迦如来坐像	102	(建造物) 龍藏寺観音堂
14	(建造物) 大照院	70	(彫刻) 木造不動明王立像	103	(建造物) 花江茶亭
19	(絵画) 絹本著色春冬山水図	72	(彫刻) 木造義翁和尚倚像	104	(建造物) 明倫館遺構 観徳門
20	(彫刻) 木造赤童子立像	73	(書跡) 三祖師号	105	(建造物) 明倫館遺構 聖廟
21	(彫刻) 木造聖観音立像	74	(書跡) 木額・柱聯・ 榜牌・同下書	106	(建造物) 明倫館遺構 南門
22	(彫刻) 木造千手観音立像	75	(書跡) 石屏子介禅師墨蹟	107	(建造物) 明倫館遺構 万歳橋
	<b>【重要無形文化財】</b>	76	(考古資料) 見島ジーコンボ 古墳群出土品	108	(建造物) 明倫館遺構 聖賢堂
26	(工芸技術) 萩焼保持者 三輪節夫	77	(考古資料) 円光寺古墳出土品	109	(建造物) 端坊鐘楼
	<b>【史跡】</b>	78	(歴史資料) 毛利氏日明貿易 関係資料	110	(建造物) 円政寺内金毘羅社社殿
27	松下村塾		<b>【無形文化財】</b>	114	(建造物) 亨徳寺三門
28	吉田松陰幽囚ノ旧宅	79	(工芸技術) 萩焼保持者 野坂康起	115	(建造物) 奥平家長屋門
29	萩反射炉			122	(建造物) 旧久保田家住宅
30	旧萩藩校明倫館	80	(工芸技術) 萩焼保持者 波多野善蔵	135	(彫刻) 木造薬師如来坐像
32	伊藤博文旧宅	81	(工芸技術) 萩焼保持者 岡田 裕	152	(工芸品) 端坊梵鐘
33	木戸孝允旧宅			153	(工芸品) 不動明王立像
34	旧萩藩御船倉			164	(古文書) 大井八幡宮文書
35	萩城跡		<b>【無形民俗文化財】</b>	172	<b>【無形文化財】</b> 玉江浦「天狗拍子」
36	萩城城下町 萩藩主毛利家墓所	83	住吉神社「お船謡」		<b>【史跡】</b>
37	天樹院			179	萩城下街割原標石
38	大照院	86	<b>【史跡】</b> 萩焼古窯跡群	180	村田清風別宅跡
39	東光寺			181	玉木文之進旧宅
	<b>【天然記念物】</b>		<b>【天然記念物】</b>	183	八橋検校の碑
44	明神池	94	志都岐山神社のミドリヨシノ	184	小倉四賢墓所
45	笠山コウライタチバナ自生地			185	吉田松陰の墓ならびに墓所
50	指月山			186	菊ヶ浜土塁(女台場)
	<b>【重要伝統的建造物群保存地区】</b>			187	野山獄・岩倉獄跡
51	萩市平安古地区			192	旧湯川家屋敷
52	萩市堀内地区			194	長添山古墳
53	萩市浜崎			195	桂太郎旧宅
	<b>【登録有形文化財】</b>			196	伊藤博文旧宅邸 附 伊藤博文別邸
54	萩駅舎			197	吉田松陰誕生地
55	明倫小学校本館				<b>【天然記念物】</b>
				199	指月山のミカドアゲハ
				200	大照院の大フジ
					<b>【歴史的景観保存地区】</b>
				212	藍場川及び藍場川周辺地区
				213	今魚店地区
				214	大照院付近
				215	東光寺及び吉田松陰誕生地付近
				216	堀内地区
				218	藍玉座跡土塀

※各文化財の位置は図2-5-6を参照。

(出典：『萩市の文化財』萩市)

## 第2項 萩地域の価値

萩地域には近世を中心に数多くの歴史的に価値の高い建造物、遺跡や町割りなどが今なお残っており、地域の歴史的風致の形成に寄与している。

三角州は萩（長州）藩の城下町であり、萩城を構成していた石垣・堀がほぼ残っている史跡萩城跡（写真1）、武家屋敷である重要文化財口羽家住宅や旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、萩（長州）藩の施設である史跡旧萩藩校明倫館及び旧萩藩御船倉、社寺では史跡萩藩主毛利家墓所を形成する天樹院、浄土宗寺院である重要文化財常念寺表門、藩の御用達商人の住宅であった重要文化財菊屋家住宅及び熊谷家住宅、城下町の町並みが面として残っている伝統的建造物群保存地区堀内地区・平安古地区・浜崎及び史跡萩城城下町などがある（写真2）。

三角州周辺から萩市全域には、史跡萩藩主毛利家墓所を形成する天樹院・大照院・東光寺、重要文化財森田家住宅、史跡萩往還、史跡松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅、史跡伊藤博文旧宅、史跡萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡など、城下町に関係のある建造物・遺跡等のほか、幕末から明治維新に関わった人物の旧宅又は当時の産業遺産などがある。

また、萩地域には歴史的な建造物や遺跡等とともに、古くから伝わる信仰・祭礼、伝統的な産業なども現在まで市民によって受け継がれており、地域の歴史的風致の形成に寄与している。

城下町には50余りの寺院が群として集中し、常念寺のように城下町建設以前からのものもあるが、多くの寺院は城下町建設時に三角州北部の微高地に密集して建造され、門前に広がる町並みとともに寺町を形成している。これらの寺院は、毎年の祭事から日常の運営に至るまで、様々な面で代々続いている檀家によって支えられている。また、三角州内の氏神である春日神社や三角州外の氏神である椿八幡宮、浜崎の住吉神社、椿の金谷神社、松陰神社などで行われる毎月の例祭及び春・秋の大祭などは、多くの氏子又は町内の人々によって運営されており、これらの行事には多くの市民が参詣し、賑わっている。

近世から続く城下の二大祭礼として、住吉神社の住吉祭、金谷神社の天神祭がある。住吉祭は山車や神輿が3日間にわたって市内を練り歩くもので、地元の伝統組織及び神社によって神事が執り行われる。天神祭は、御神幸行列に合わせて、2つの大名行列などが萩城跡から城下町を通過して金谷神社までを巡行するもので、いずれも近世の雰囲気は今に伝えている。

伝統産業である萩焼は、豊臣秀吉の朝鮮出兵で現地に渡った毛利輝元が、朝鮮の陶工を連れ帰り、城下町の建設とともに城下東郊に窯させたのが始まりとされており、その後、藩の庇護を受け発展してきた。現在においても萩地域には約100の窯元があり、主要な産業の一つとなっている（写真3）。夏みかんは、文久3年（1863）藩庁の山口移転により荒廃した武家屋敷の広大な土地と土堀を利用することで広がった農作物である。今日まで萩の経済を支えるとともに、結果的に夏みかんの栽培が城下町の町割りを現在まで良好に残すこととなり、今では土堀と夏みかんは、萩を象徴する景観となっている（写真4）。

さらに、萩地域では建築物の高さや形態・意匠・色彩等や広告物の高さ・面積・色彩等を規制しており、多くの歴史的建造物・遺跡等と調和した歴史と文化の薫り高い景観の形成に努めている。また、萩地域は河川や海岸や森林、阿武火山群などの自然環境にも恵まれている（写真5）。

このように、萩地域には数多くの歴史的建造物や遺跡、近世の街並みなどが、これらと関係の深い信仰や祭礼、伝統的な産業などとともに現在も市民生活の中で息づいており、それらと調和した周辺の景観や豊かな自然環境とともに、全体が色濃く歴史的風致を形成している地域となっている。

以上が萩地域全体の価値であるが、萩地域には世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の5つの構成資産から成る「エリア1 萩」を含んでいる。萩城下町は、史跡萩城跡、堀内伝建地区及び史跡萩城城下町の地域であり、日本の急速な産業化の基盤となった近世日本の地域社会の様相を表している。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡は、幕末における産業化が試行錯誤であったことを示す構成資産である。萩反射炉は鉄製大砲の鋳造を目指して試作した反射炉であり、恵美須ヶ鼻造船所跡は洋式軍艦を建造した造船所であるが、実際に建造したのは帆船であり、当時の技術では蒸気船までは建造できなかったことを示している。大板山たたら製鉄遺跡は、恵美須ヶ鼻造船所での洋式軍艦建造に在来の製鉄技術であるたたらが貢献したことを表している。松下村塾は、幕末において海防の必要性及び産業技術の重要性を説き、明治政府における産業化の中心となった人材を育てた教育施設である。

明治日本の産業革命遺産は、19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて製鉄・製鋼、造船、石炭産業の分野において日本が急速に産業化を達成した3つの段階、すなわち試行錯誤の挑戦の段階、西洋の科学技術の導入の段階、産業基盤の確立の段階、を示しているが、「エリア1 萩」については、これら5つの構成資産が一団となつて、製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤及び挑戦の段階を表しており、5つの構成資産はそれぞれ明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の証明に貢献している。



写真1 史跡萩城跡



写真2 史跡萩城城下町



写真3 萩焼



写真4 土塀と夏みかん



写真5 阿武火山群（萩沖に浮かぶ島々は、6～21万年前に阿武火山群が爆発した際の安山岩マグマによって形成された溶岩台地である）



### 第3項 「エリア1 萩」における公開活用のための諸条件、現状及び課題

#### (1) 史跡等及び構成資産の修復・公開活用事業における推進体制の現状及び課題

##### ①現状

9つの史跡等（5つの構成資産）の修復・公開活用に係る計画の策定及び各種事業の実施については、萩反射炉ほか7つの史跡等は萩市文化財保護課が、松下村塾は萩市文化財保護課の支援の下に宗教法人松陰神社が、それぞれ実施している。

萩反射炉ほか7つの史跡等の日常管理は、萩市文化財保護課又は萩市から委託を受けてNPO等の市民団体が行っている。松下村塾の日常管理については、所有者である宗教法人松陰神社が直接、管理している。これら9つの史跡等及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）におけるガイドについては、市民団体が自主事業又は萩市からの委託を受けて行っている。また、平成27年（2015）10月、萩市、商工会議所及び観光協会などの商工観光関連団体並びに萩ユネスコ協会等、市内の主要38団体が萩市世界遺産活用推進協議会を設立した。同協議会では、「明治日本の産業革命遺産」及びその中での「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付けなどについて市民の理解増進を図るため、講演会の開催及び他エリア・関連資産の視察などの啓発事業を実施している。

修復・公開活用事業推進の中心である萩市文化財保護課には、建造物の専門職員を2名、発掘調査の専門職員を3名、土木の専門職員を1名、萩博物館との兼務ではあるが学芸員を1名配置しているほか、文化財保護の事務を行う事務職員を10名配置している。また、同課には世界遺産の事務を行う世界文化遺産室を設置しており、兼務ではあるが職員を15名配置している。したがって、合計17名が、同課において文化財又は世界遺産の保護に係る行政事務を行っている。

図2-5-7に示すとおり、事業の計画・実施に当たっては、専門家による会議を開催し助言を受けるほか、随時文化庁及び内閣官房並びに山口県教育庁社会教育・文化財課からの指導も受けることとしている。また、萩市内部の景観・都市計画・まちづくり・ビジターセンター・観光など史跡等文化財の保存・管理・活用に関係の深い課の協力を得て、事業の計画・実施に当たることとしている。9つの史跡等に関する管理保全を含む総括的事項を記載した年次報告書及び各種事業については、これらの史跡等に関する関係者で構成する萩地区管理保全協議会を萩市が開催し、内容を報告・確認している。萩地区管理保全協議会において確認した事項は、明治日本の産業革命遺産保全委員会に報告するほか、専門的知見が必要な事項については、萩地区管理保全協議会は、稼動資産を含む産業遺産に関する有識者会議の指導・助言を受けることとしている。

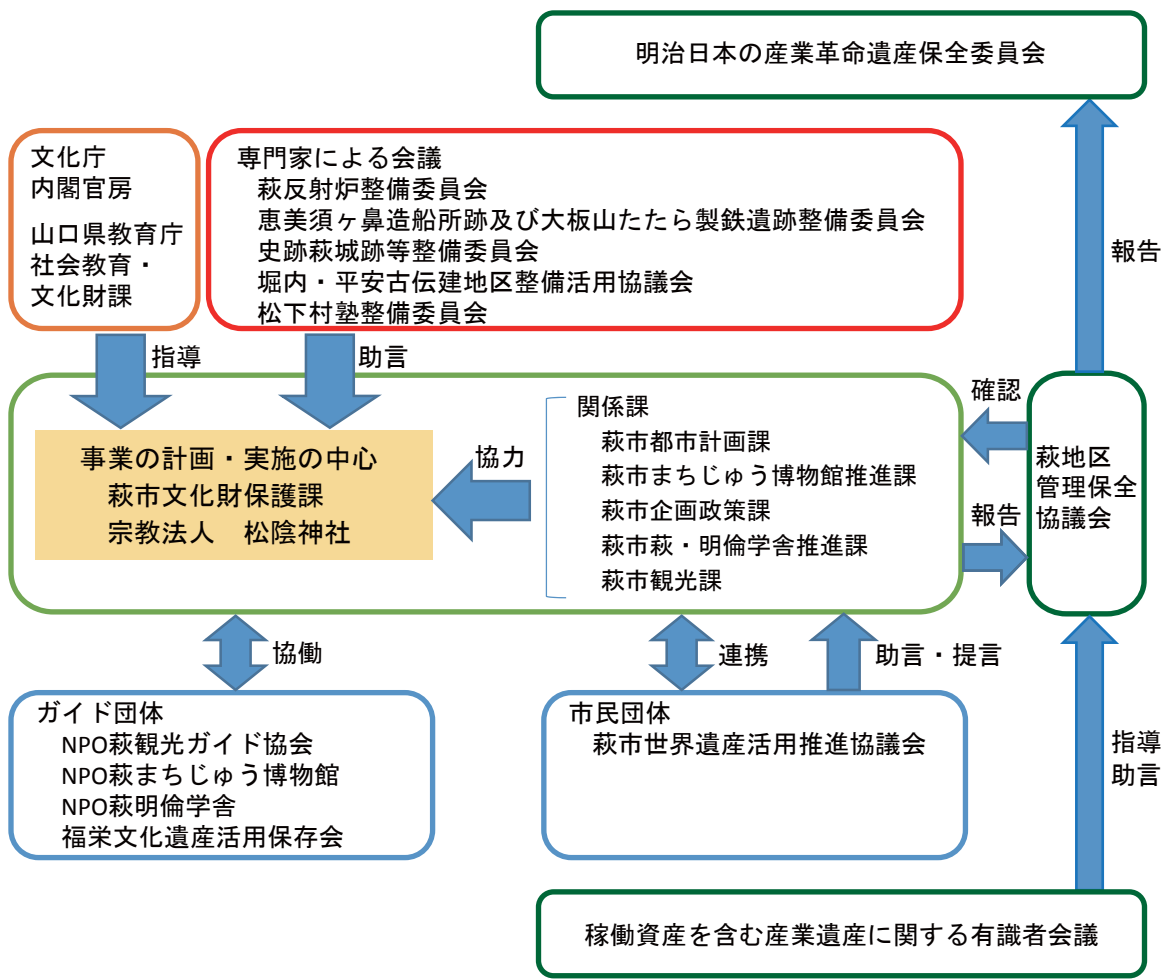


図2-5-7 事業の計画・実施体制

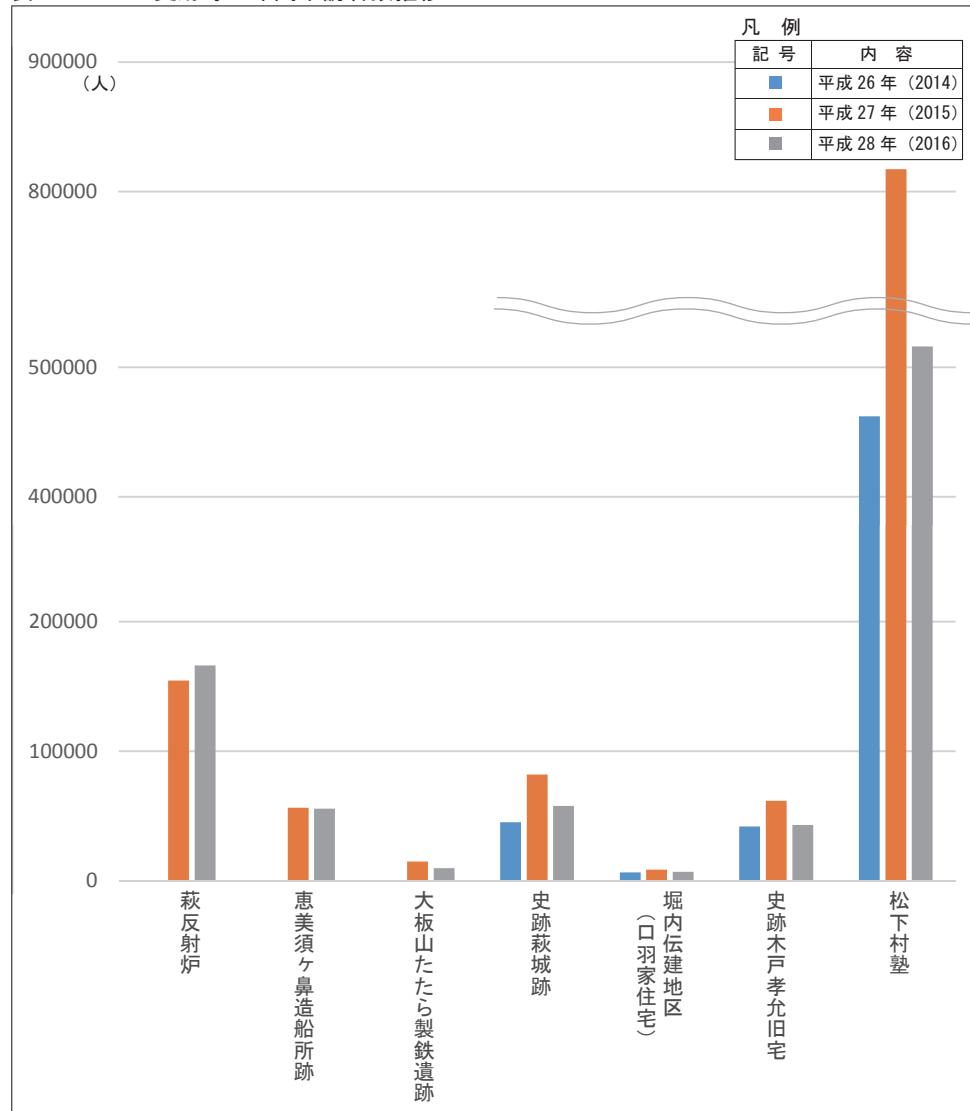
②課題

今後10年以内に修復・公開活用事業が集中するため、萩市文化財保護課の体制の維持・強化及び職員の能力向上が必要である。特に建造物及び発掘調査の専門職員については、今後の事業の内容・量等を考慮して人員を確保する必要がある。

## (2) 史跡等の来訪者数

9つの史跡等のうち、史跡萩城跡、堀内伝建地区、史跡木戸孝允旧宅及び松下村塾については、世界遺産登録以前から来訪者数の調査を行っている。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡については、世界遺産登録年である平成27年（2015）の4月から、来訪者数の調査を開始した。

表2-5-4 史跡等の年間来訪者数推移



### ①現状

平成27年（2015）は、世界遺産登録に加えNHK大河ドラマの放映もあり、萩地域への来訪者数が急増した。平成28年（2016）は、その影響が落ち着いたものの、平成26年（2014）を上回る来訪者数となっている。

### ②課題

特に大板山たたら製鉄遺跡、堀内伝建地区への来訪者が少ない傾向にある。その主な原因として、大板山たたら製鉄遺跡は交通機関がないこと、堀内伝建地区は史跡萩城跡及び萩城城下町からの来訪者の誘導ができていないこと、が考えられる。

また、萩反射炉と恵美須ヶ鼻造船所跡は距離的にあまり離れていないにも関わらず、恵美須ヶ鼻造船所跡の来訪者数が大幅に少ない。主な原因として、駐車場の未整備、史跡内の未整備が考えられる。

### (3) ガイダンス施設の現状及び課題

#### ①現状

萩地域には、次の3つのガイダンス施設及び 21 箇所の観光拠点看板を設置している。

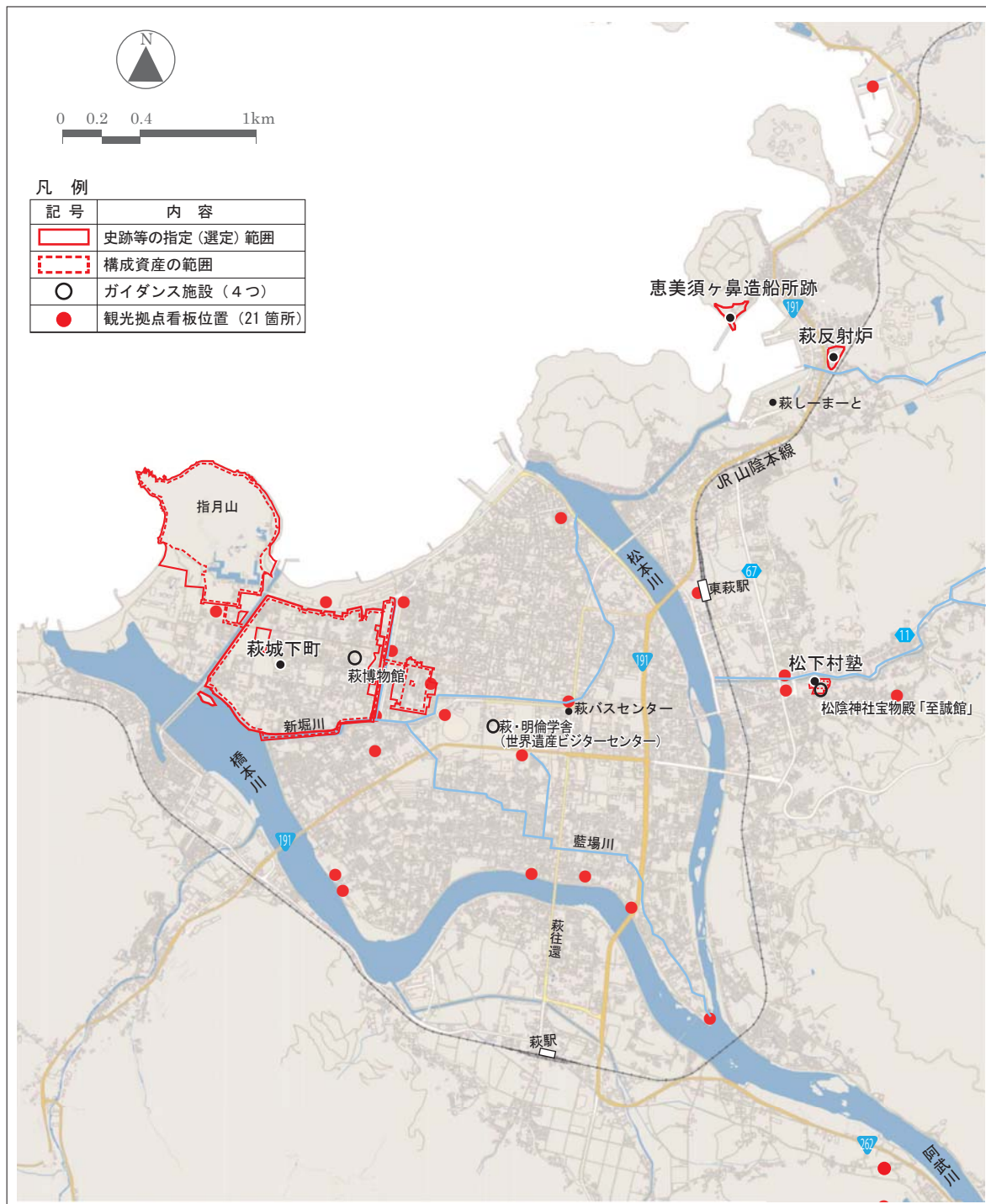


図2-5-8 ガイダンス施設及び観光拠点看板位置図

表 2-5-5 施設等の概要

<p><b>萩・明倫学舎（世界遺産ビジターセンター）</b>          開 館：平成 29 年（2017）3 月 4 日          入 館 料：無料          （世界遺産ビジターセンターを含む 2 号館は大人 300 円、高校生 200 円、小・中学生 100 円）          入館者数：93,861 人（平成 29 年（2017）5 月 29 日現在）          うち世界遺産ビジターセンター入館者数：31,521 人</p>	 <p>萩・明倫学舎本館</p>
<p><b>萩博物館</b>          開 館：平成 16 年（2004）11 月 11 日          観 覧 料：大人 510 円、高校・大学生 310 円、小・中学生 100 円          入館者数の推移：（表 2-5-6 平成 16～28 年度（2004～2016）の入館者数参照）</p>	 <p>萩博物館</p>
<p><b>松陰神社宝物殿「至誠館」</b>          開 館：平成 21 年（2009）10 月 27 日          入 館 料：大人 500 円、中・高生 250 円、小学生 100 円          入館者数の推移：（表 2-5-7 平成 21～28 年度（2009～2016）の入館者数参照）</p>	 <p>松陰神社宝物殿「至誠館」</p>
<p><b>観光拠点看板</b>          設 置 数：21 箇所          内 容：周辺の史跡等の位置及び解説文並びに世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産等であることを表示</p>	 <p>観光拠点看板</p>
<p><b>（参考）</b>  <b>萩・世界遺産ビジターセンター 学び舎</b>          開 館：平成 28 年（2016）1 月 30 日          閉 館：平成 29 年（2017）2 月 12 日          入 館 料：大人 300 円、小・中・高 100 円          入館者数：51,117 人</p>	 <p>展示の様子</p>

以下に萩博物館及び至誠館における開館から平成28年度（2016）までの年間入館者数の推移について示す。

表2-5-6 年間入館者数の推移（萩博物館）

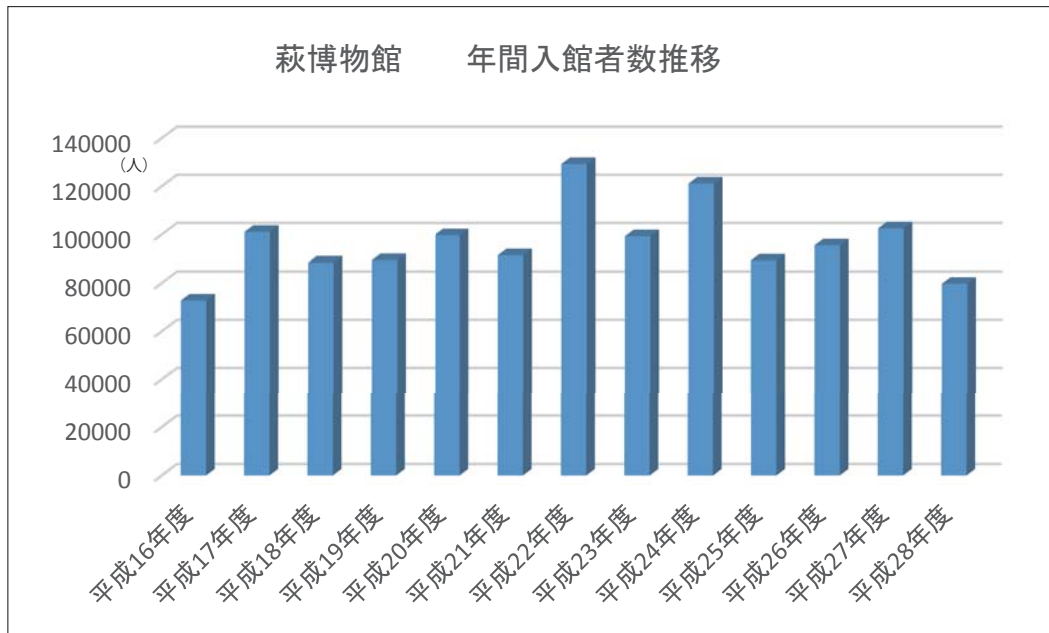
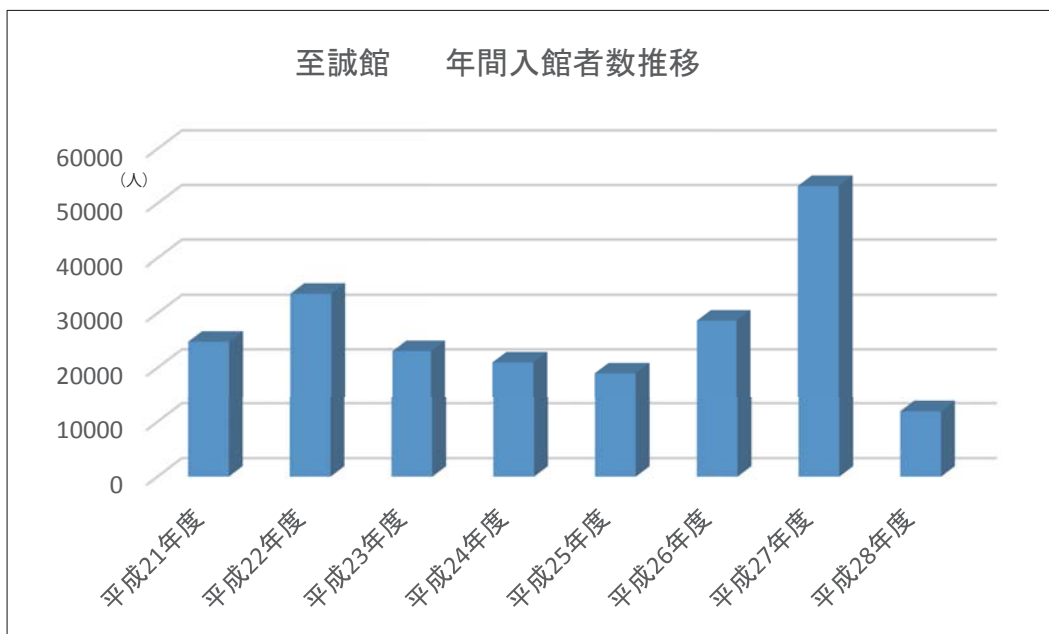


表2-5-7 年間入館者数の推移（至誠館）



世界遺産ビジターセンターについては、世界遺産登録から半年後の平成 28 年(2016) 1月に開館し、平成 29 年(2017) 2月に一旦閉館したが、翌月には萩・明倫学舎内に新たなビジターセンターが開館しており、ガイダンスの中心施設であるビジターセンターがほぼ切れ目なく開館している状態を保っている。

萩博物館は、萩城下町の萩(長州)藩の幕末における軍備拡充に関連した古文書や出土品等を常設展示しているほか、幕末から明治維新にかけての歴史を専門とする学芸員も常駐しており、学術的・専門的施設としての体制を整えている。

松陰神社宝物殿「至誠館」は、吉田松陰や松下村塾生に関する古文書類を多数保管し、企画展等により主要なものを順次公開している。歴史を専門とする学芸員も在籍している。

観光拠点看板は、観光地を中心に萩地域各地に設置しており、近隣の史跡等(構成資産)の解説を行っているほか、世界遺産やユネスコのロゴマークを表示し、世界遺産登録されていることを周知している。

## ②課題

萩地域で最も集客力のある道の駅「萩シーマート」、観光の起点である萩・明倫学舎(世界遺産ビジターセンター)及び萩博物館から史跡等(構成資産)への誘導を図る必要がある。

#### (4) ガイド団体の現状及び課題

以下に萩地域においてガイドを行っている団体について、その現状及び課題を記載する。

##### ①ガイド団体の概要

###### 1) NPO萩観光ガイド協会

発 足 : 平成 19 年 (2007) 5 月 7 日

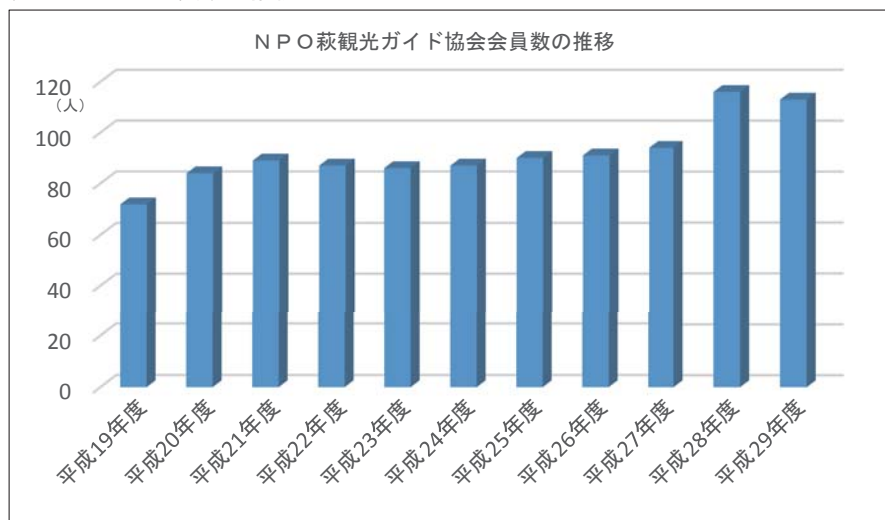
会員数 : 113 名 (平成 29 年 (2017) 1 月現在)

(これまでの会員数の推移については下表参照)

ガイド内容 :

- 各史跡でのガイド  
萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、口羽家住宅 (萩城下町)、木戸孝允旧宅 (萩城下町)、青木周弼旧宅 (萩城下町)、松下村塾
- 周遊ガイド (バスや自家用車に乗り込んで周遊しながらガイド)

表 2-5-8 会員数の推移



###### 2) NPO萩まちじゅう博物館

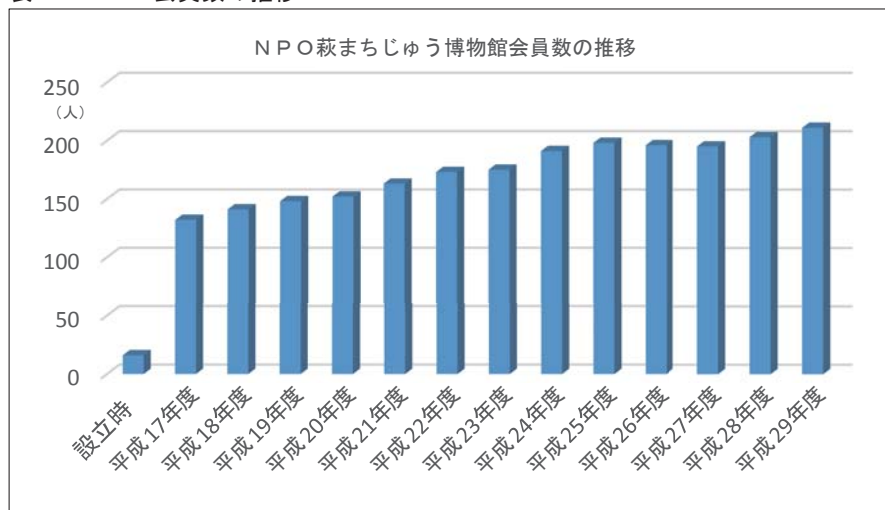
発 足 : 平成 16 年 (2004) 6 月 18 日

会員数 : 211 人、うちガイド 15 人 (平成 29 年 (2017) 2 月現在)

(これまでの会員数の推移については下表参照)

ガイド内容 : 萩博物館における展示の解説や館内管理

表 2-5-9 会員数の推移





### 3) NPO 萩明倫学舎

発 足 : 平成 28 年 (2016) 12 月 16 日

会員数 : 73 人、うち世界遺産ビジターセンターの解説 26 人 (平成 29 年 (2017) 2 月現在)

ガイド内容 : 世界遺産ビジターセンターを含む萩・明倫学舎の展示等の解説や案内

### 4) 福栄文化遺産活用保存会

発 足 : 平成 27 年 (2015) 5 月 24 日

会員数 : 81 人、うちガイド 11 人 (平成 29 年 (2017) 2 月現在)

ガイド内容 : 大板山たたら製鉄遺跡のガイドや管理

## ②現状及び課題

上記 4 団体のほとんどのガイドが、現役を退職した 60～70 歳代である。以前は、萩の歴史や担当する史跡等のみのガイドを行うことで十分であったが、世界遺産登録を受け、来訪者は「明治日本の産業革命遺産」全体の中での各構成資産の位置付けや他エリアの構成資産とのつながりについての解説を求めるようになってきた。世界遺産登録後、明治日本の産業革命遺産についての研修を行ってきたが、ガイド自身の知識として案内するまでのレベルに達していない。

また、総じて年齢の偏りがみられること、世界遺産登録によりガイドが果たす役割が高まっていることなどから、史跡等の価値及び世界遺産として認められている内容等について、より専門的な知識の取得の支援体制を整えると同時に、新規ガイドの育成が必要である。

## (5) 交通、駐車場等の現状及び課題

以下に萩地域の交通及び駐車場等について、その現状及び課題を記載する。

### ①交通、駐車場等の概要

#### 1) 萩市内定期観光バス

事業者 : 民間

運行期間 : 平成 27 年 (2015) 3 月 21 日から土・日・祝日及び夏休み期間に運行

モデルルート : 萩・明倫センター⇒史跡萩城城下町及び萩城跡 (萩城下町)⇒菊ヶ浜  
⇒恵美須ヶ鼻造船所跡⇒萩反射炉⇒松陰神社 (松下村塾)⇒東光寺  
⇒松陰誕生地⇒萩・明倫センター

所要時間 : 3 時間

#### 2) 市内タクシー

事業者 : 民間

モデルルート : 恵美須ヶ鼻造船所跡⇒萩反射炉⇒松下村塾⇒史跡萩城城下町及び萩城跡 (萩城下町)

所要時間 : 2 時間

### 3) 萩循環まあるバス

事業者：民間

運行日：毎日

ルート：東回り、西回り（萩市役所起点終点。30分間隔で運行。始発7：00、終発18：00）



(出典：防長交通㈱)

図2-5-9 萩循環まあるバス路線図

### 4) 大板山たたら製鉄遺跡乗換バス

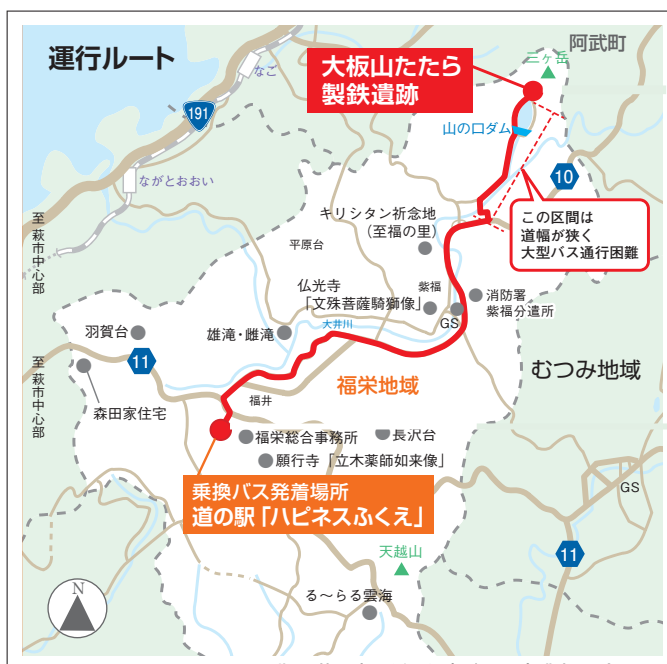
大板山たたら製鉄遺跡附近は道幅が狭く、大型バスの通行が困難なため、乗換バスを運行している。

道の駅ハピネスふくえで、大型バスからマイクロバス2台に乗り換えて大板山たたら製鉄遺跡へ案内。ハピネスふくえでは、事前に明治日本の産業革命遺産と大板山たたら製鉄遺跡についての情報を提供するインフォメーションセンターを設置している。(事前予約制)

実施主体：萩市

利用者実績：211人

(平成28年度(2016))



(出典：萩市福栄総合事務所 産業振興部門)

図2-5-10 大板山たたら製鉄遺跡乗換バス路線図

## 5) 市内の駐車場

萩地域に所在する駐車場の位置を右図に示す。



図 2-5-11 萩市駐車場位置図

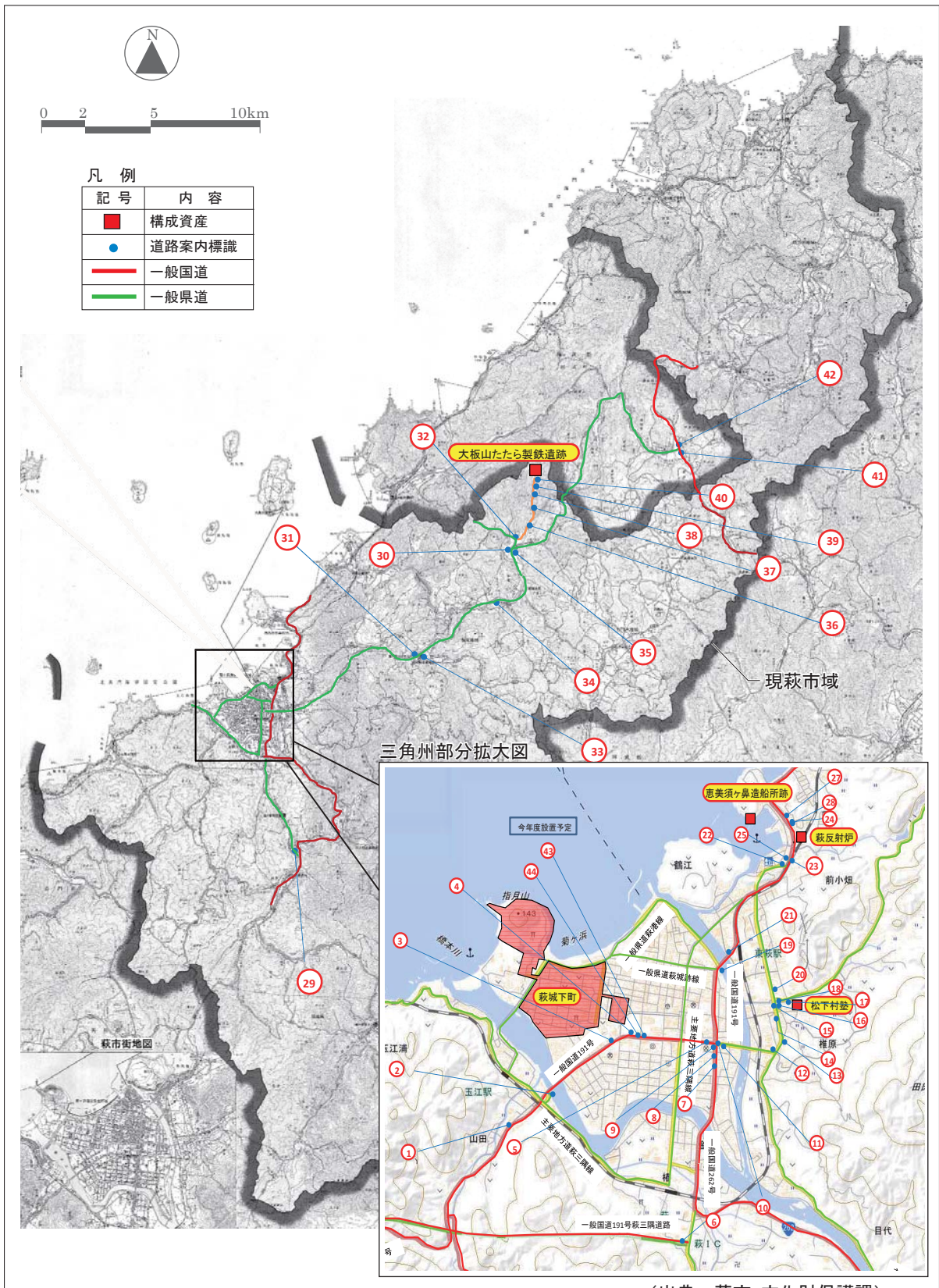
表 2-5-10 萩地域の駐車場

名 称	所 在 地	備 考
①指月第一駐車場	萩市堀内 83-25	トイレ有(車いす対応) 普通車(51台)/大型車(2台)
②菊ヶ浜駐車場	萩市堀内 398-1	トイレ有(車いす対応)
③萩博物館駐車場	萩市堀内 355	トイレ有(車いす対応) 普通車(93台)/大型車(8台)
④中央公園駐車場	萩市江向 593	トイレ有(車いす対応) 普通車(146台)/大型車(10台)
⑤松陰神社前駐車場	萩市椿東 2468-3	普通車(境内約50台、神社前58台) /大型車(13台)
⑥笠山虎ヶ崎 第一駐車場	萩市椿東 716-16	トイレ有(車いす対応・ベビーシート有) 普通車(46台)
⑦笠山虎ヶ崎 第二駐車場	萩市椿東 716-16	普通車(61台)
⑧笠山山頂駐車場	萩市椿東 1190-192	トイレ有(車いす対応) 普通車(59台)
⑨越ヶ浜駐車場	萩市椿東 6504-62	トイレ有(車いす対応) 普通車(76台)/大型車(13台)
⑩藍場川観光駐車場 (旧湯川屋敷そば)	萩市川島 66-2	トイレ有(車いす対応) 普通車(25台)
⑪藍場川駐車場	萩市川島 487-4	普通車(6台)/大型車(2台)
⑫御成道・たまち駐車場	萩市東田町	普通車(45台)
⑬萩商港駐車場	萩市浜崎	普通車(100台)
⑭松陰誕生地駐車場	萩市椿東 1448	トイレ有(車いす対応) 普通車(40台)
⑮萩・明倫センター	萩市江向 602	トイレ有(車いす対応) 普通車(180台)/大型車(10台)
⑯萩反射炉駐車場	萩市小畑	普通車(21台)/大型車(3台)
⑰萩市役所第3駐車場	萩市江向	普通車(109台)

(出典：萩市観光協会 ぶらり萩あるき)

### 6) 道路案内標識等

国道、県道及び市道の各道路管理者が、自家用車等利用者のための構成資産へのルート案内を目的として、明治日本の産業革命遺産の共通ロゴを入れた道路案内標識を市内の計 44 箇所に設置している。図 2-5-12 にその位置を示し、次項に写真を掲載する。



(出典：萩市 文化財保護課)

図 2-5-12 道路案内標識等位置図

## (道路案内標識写真)



写真⑳(明木 国道262号沿い)



写真㉑(松陰神社前 県道11号沿い)



写真㉒, ㉓(警察署前交差点 国道262号沿い)



写真㉔(中央公園前 国道191号沿い)



写真㉕(紫福三叉路 県道10号沿い)



写真㉖(紫福 県道316号沿い)

## ②現状及び課題

### (交通)

共通ロゴマークを入れた道路案内標識設置後は、自家用車等利用者の構成資産へのルートの問い合わせが激減したことから、非常に効果的な案内である。

大板山たたら製鉄遺跡への乗換バスは、必要なサービスであり今後とも継続する。

定期観光バスやタクシー事業者が資産を巡るルートを行っているが、中心部から離れている大板山たたら製鉄遺跡はルートに入っていない。5つの構成資産を全て巡る交通機関がないことが課題である。

### (駐車場)

市内の駐車場については、適正な位置に設置されている。元旦の松陰神社など来訪者が急増する場合は、近隣の小学校等のグラウンド等を臨時駐車場とし、かつ誘導員を設置するなどして、渋滞等の緩和に努めている。

## (6) 市民の活動等の現状及び課題

以下に萩地域における世界遺産に関係する市民の活動などについて、その現状及び課題を記載する。

### ①理解増進活動

世界遺産登録年の平成 27 年（2015）と翌年の 28 年（2016）には、文化財や世界遺産に関する市民への講座やシンポジウム等の件数・受講者数が急増した。萩市は出前講座という制度を持っており、市民からの要請があれば積極的に向いて講座を行うこととしている。

今後の課題は、文化財や世界遺産についての知識をガイドや観光関連事業者だけでなく一般市民にも持ってもらうことによって、萩地域全体がおもてなしの能力を高め、萩市のイメージアップ及び集客力アップに繋げることである。

### ②学校教育の取組

萩市教育委員会は、平成 27 年度（2015）の小学校社会科副読本及び中学校郷土読本において、明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録と「エリア 1 萩」の 9 つの史跡等（5 つの構成資産）について解説したページを新たに設け、市内の全小学生・中学生に教育している。また、史跡等（構成資産）の地元の小学校では、総合的な学習のテーマに世界遺産を設定し、誇るべき身近な宝物として史跡等（構成資産）を学習し、その成果を新聞にまとめたり、観光客へ説明したりする活動を行っている。

また、萩市では市内の小中学生が史跡等（構成資産）に親しみを持つことができるよう平成 22 年度（2010）から構成資産をテーマとした絵画の募集を継続して行っている。

今後の課題は、このような活動を高校や大学等にも広げ、実施していくことである。



萩反射炉について学習する椿東小萩ものしりクラブ

### ③地域住民等の公開活用に対する要望

ガイド団体から、ガイド人員の確保、研修会の開催、人的・経済的支援について、要望が出ている。

### ④広域関連事業と史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業との関係

#### 1) スーパーはぎ号の運行

萩地域と新幹線を結ぶスーパーはぎ号の運行、公共交通機関については、平成27年(2015)1月から、中国自動車道から小郡萩道路を通過して直行で萩・明倫センターを結ぶ「スーパーはぎ号」が防長交通(株)及び中国ジェイアールバス(株)によって運行されている。これにより、萩～新山口駅間をこれまでより約20分短縮の60分で結ぶことができるようになった。

時間短縮によって萩地域のイメージアップが図られており、今後とも事業者に対して運行の継続及び便数の増加を要望していくこととしている。

#### 2) 幹線道路網の整備事業

海運、鉄道が衰退し、自動車交通に頼らざるを得ない交通事情を抱える本市において、東西南北を繋ぐ幹線道路網の整備が喫緊の課題である。

南北方向の交通網については、山口宇部空港や新山口駅新幹線口も位置する県央地域と萩市間に「地域高規格道路小郡萩道路」を山口県が整備中である。この道路の開通後は、広域交通拠点から本市までの大半が自動車専用道路で繋がり、快適性と速達性が飛躍的に向上することから、さらなる来訪者の増加が期待できる。

東西方向の交通網については、鳥取県鳥取市から山口県下関市まで山陰地域を横断する「高規格幹線道路山陰道」の全線開通が待ち望まれる。萩市から西の長門市との間には山陰道の一翼を担う「萩・三隅道路」が開通しているが、東の島根県との間は未整備である。島根県大田市の「石見銀山」、広島県の「厳島神社」、「原爆ドーム」と「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）を巡る世界遺産をキーワードとした周遊観光は、それぞれが有する観光資源と相まって魅力的な観光ルートであるが、萩市から大田市間に長時間の移動を要するため実現が困難となっている。山陰道は、東西に長い山陰地域の時間的距離を克服するとともに、九州圏との繋がりを強化し、新たな広域観光周遊ルートの形成に資するものである。

加えて、山陰道の整備は市内交通の円滑化にも資する。萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び松下村塾が位置する萩市椿東地区には、吉田松陰をはじめとした幕末の志士ゆかりの史跡が多数残るとともに、年間140万人を集客する道の駅「萩シーマート」がある。これら集客力が高い観光スポットが集まる椿東地区及び大板山たたら製鉄遺跡が位置する福栄地域へのアクセスが良い場所にインターチェンジを設けることにより、来訪者の利便性の向上に加えて、市内の渋滞解消をも図るものである。

広域的な交通ネットワークの形成に加え、市内の交通事情をも改善させる東西南北の幹線道路は、来訪者の増加に必要な社会基盤であり、早期の開通を要望していくこととしている。



図 2-5-13 中国地方の幹線道路網整備状況

### 3) 山口県の世界遺産関連事業

#### (「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会における取組)

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産が所在する 8 県 11 市では、管理保全及びインタープリテーションを連携し推進するため「明治日本の産業革命」世界遺産協議会を設置している。「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に際して、世界遺産委員会から 8 項目に及ぶ勧告が示され (p3 参照)、内閣官房の指導の下に「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会を中心として、山口県は萩市とともに、勧告への対応に取り組んでいる。

#### (明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会における取組)

明治日本の産業革命遺産を楽しみ、且つ学びながら周遊できるよう各史跡等 (構成資産) を繋ぐルートを設定し、様々な交流拠点等から史跡等 (構成資産) に導く取組を推進するため、民間企業・団体、地方公共団体が連携するための場として、「明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会」を設置している。山口県は、同じく構成員である萩市とともに、世界遺産ルート推進協議会が用意するルートマップ等共通の PR ツールを活用し、協議会の枠組みを利用した広報活動に取り組んでいる。



#### (広域地方計画に基づいた取組)

国土形成計画法に基づく平成 28 年（2016）3 月策定の九州圏広域地方計画では、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を九州圏に活力をもたらす交流・連携の促進プロジェクトに位置付け、平成 29 年度（2017）から交流・連携を高める方策の調査事業を行うこととしている。調査事業の推進に当たっては、山口県からも意見聴取を行うとされており、山口県は萩市と連携して取り組んでいくこととしている。

#### (県における取組)

世界遺産の価値について、小・中学校や高等学校を対象とした出前授業や、広く山口県民を対象とした県政出前トークなどにより、山口県民に伝える取組を行うこととしている。

#### 4) 山口県央連携都市圏域ビジョン

地方圏において中心都市が近隣の市町村と連携し、活力ある社会経済の拠点形成を目的とする国の「連携中枢都市圏構想」に基づき、平成 29 年（2017）3 月には、萩市を含む 6 市 1 町で構成する「山口県央連携都市圏域」が形成された。平成 28 年度（2016）には、圏域が目指す将来像とその実現に向け、具体的な施策を掲げた「山口県央連携都市圏域ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、「互いに個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」を将来像とし、各市町村が有する豊かな自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの個性と魅力を磨き上げ、互いの連携のもとでさらなる交流や雇用を創出していく取組を進めることとしている。

その取組の柱の一つである「圏域全体の経済成長のけん引」に向けて、戦略的な観光施策を展開するため、広域観光連携に資する事業を掲げ、圏域における周遊性を高め、インバウンドを含めた圏域外からの誘客促進に繋がる地域資源の磨き上げや体制づくりに取り組んでいる。特に、「エリア 1 萩」の 9 つの史跡等（5 つの構成資産）をはじめ圏域内の様々な観光資源の連携により、交流人口の増加や観光関連産業の創出を図るための事業を今後展開していくこととしている。

## 第4項 「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の言明（要約）

### （1）資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。一群の構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階を顕している。

第一段階は1850年代から1860年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一步を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期（1890年～1910年）にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

### （2）評価基準（ii）

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

### （3）評価基準（iv）

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

#### (4) 完全性

本遺産群には、顕著な普遍的価値に貢献する必要不可欠な要素が適切に含まれている。各構成資産における完全性は、構成資産によりばらつきがあるが、何れにおいても顕著な普遍的価値を証明するのに必要不可欠な要素は残されている。膨大な量の考古学的証拠が確認されており、詳細な記録調査及び保全の監督が求められている。これらは、本推薦資産の完全性に大いに貢献をしている。いくつかの要素は、保全状態の面で脆弱又は大変脆弱である。いくつかの構成資産においては、開発の影響を受けやすく、特に視覚の完全性を担保する上で、開発行為に脆弱であることが懸念されている。松下村塾においては、隣地における史跡の公開体験の場としての二次的開発により、セッティングのビジュアルの完全性が大いに損なわれている。しかしながら、この開発は資産全体の完全性を損なうほどの悪影響ではない。

#### (5) 真実性

真実性において、個別の構成資産の中には断片的又は、考古学的遺構も含むが、何れにしてもそれらは、産業施設として真実性の高い証拠として認め得るものである。これらの構成資産については、一次情報としての真実性の高い史料であることが、詳細に記録され、文書化された考古学調査や報告書、さらには、公共機関並びに民間が保管する膨大な史料によって裏付けられている。全体としてみると、本遺産群は、19世紀の半ば、封建社会であった日本が、欧米からの技術移転を模索したこと、また、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ねた歩みを証言している。

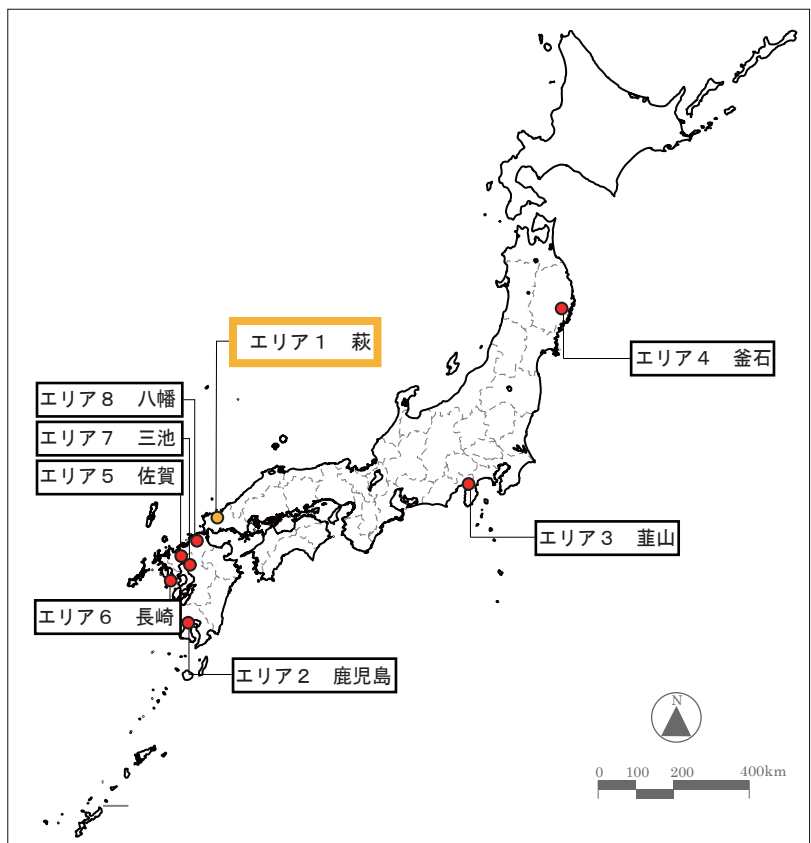


図 2-5-14 明治日本の産業革命遺産位置図

表 2-5-11 3つの産業分野の時系列に沿った発展

時代	1850年代 試行錯誤の挑戦	西洋の科学技術の導入	1910 産業基盤の確立
製鉄・製鋼	<b>鹿児島</b> 旧集成館 寺山炭窯跡 関吉の疎水溝  <b>蕪山</b> 蕪山反射炉  <b>釜石</b> 橋野鉄鉱山  <b>萩</b> 萩反射炉 恵美須ヶ鼻造船所跡 大板山たたら製鉄遺跡 萩城下町 松下村塾		<b>八幡</b> 官営八幡製鐵所 遠賀川水源ポンプ室
造船	<b>鹿児島</b> 旧集成館 関吉の疎水溝  <b>佐賀</b> 三重津海軍所跡	<b>長崎</b> 小菅修船場跡  <b>長崎</b> 旧グラバー住宅	<b>長崎</b> 三菱長崎造船所 第三船渠 ジャイアント・カンチレバークレーン 旧木型場 占勝閣
石炭産業		<b>長崎</b> 高島炭坑  <b>三池</b> 三角西港	<b>長崎</b> 端島炭坑  <b>三池</b> 三池炭鉱・三池港

(出典：『明治日本の産業革命遺産 世界遺産推薦書』内閣官房)

### 第5項 顕著な普遍的価値を反映する「エリア1 萩」及び「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付け

3つの産業分野の時系列に沿った発展の表（表2-5-11）からも判るように、「エリア1 萩」と「エリア1 萩」に含まれる5つの構成資産はいずれも一群となって、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値を反映する3つの段階のうち、製鉄・製鋼及び造船の両分野における試行錯誤の挑戦の段階を表している。

幕末、萩城下町に集住していた武士は、積極的に西洋の大砲・軍艦を中心とする軍事科学・産業技術の導入に取り組んだ。彼ら武士の指導のもと、萩城下町の内外に居住した諸職人は在来技術を総動員し、自力での近代化の実現に向けて試行錯誤的に努力を重ねた。今日、それらは具体的に萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡として残されている。

このように、「エリア1 萩」には自力による近代化を試みた証拠が、幕末の地域社会が有していた伝統・身分制・社会経済構造を示す萩城下町及び工業教育の先駆的提唱を行った松下村塾とともに一群として存在し、全体として産業技術に関する価値観の交流や産業文化の形成を生み出した工業化初期の地域社会そのものを示している。

5つの構成資産及び緩衝地帯の範囲は以下の図2-5-15～図2-5-18に示すとおりである。

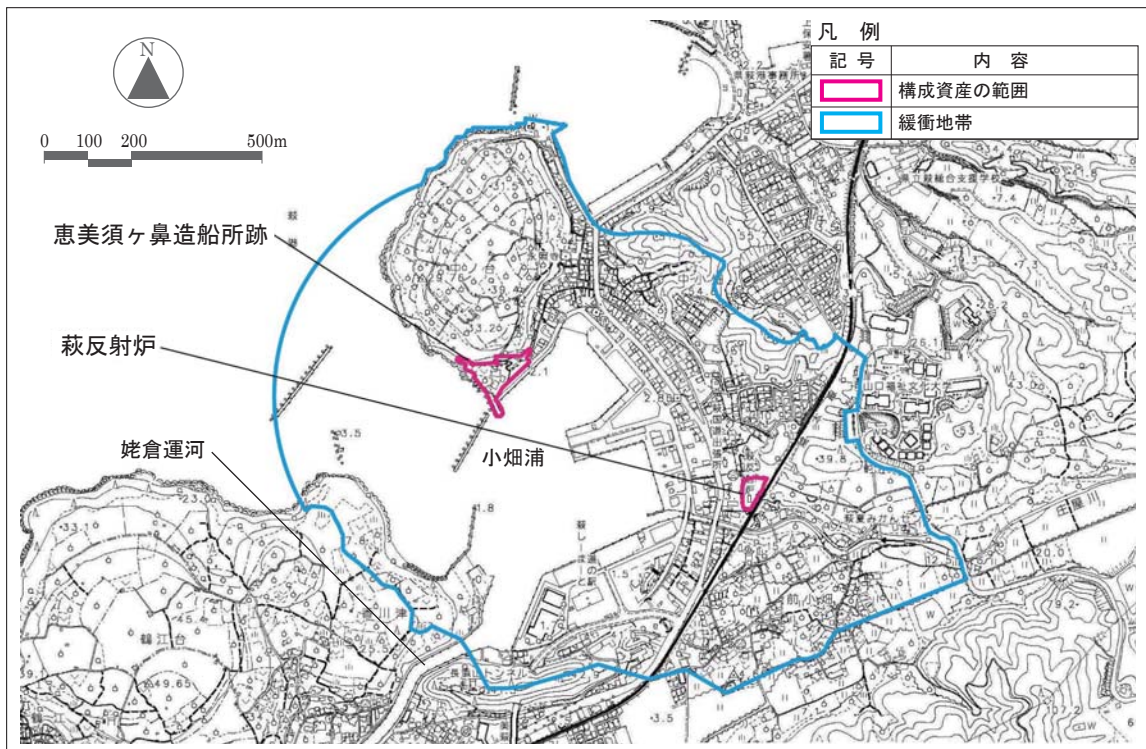


図2-5-15 萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡

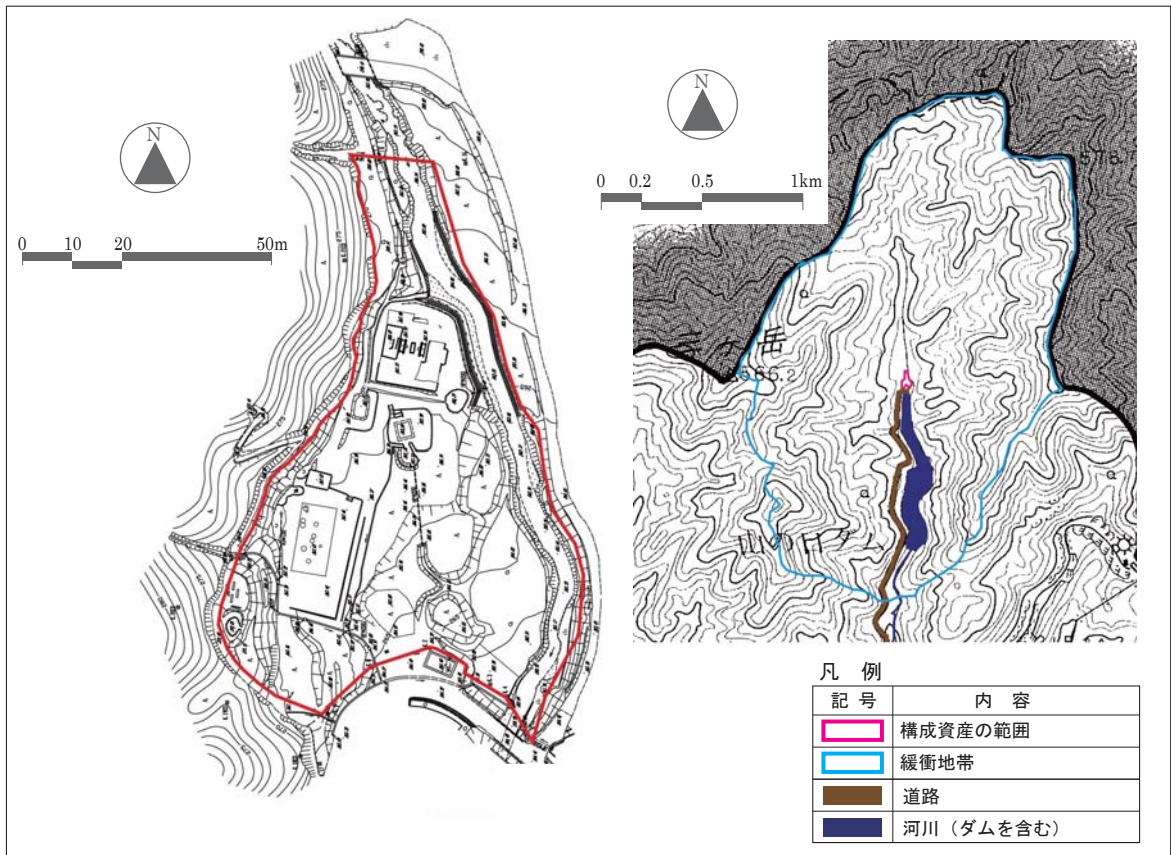


図2-5-16 大板山たたら製鉄遺跡

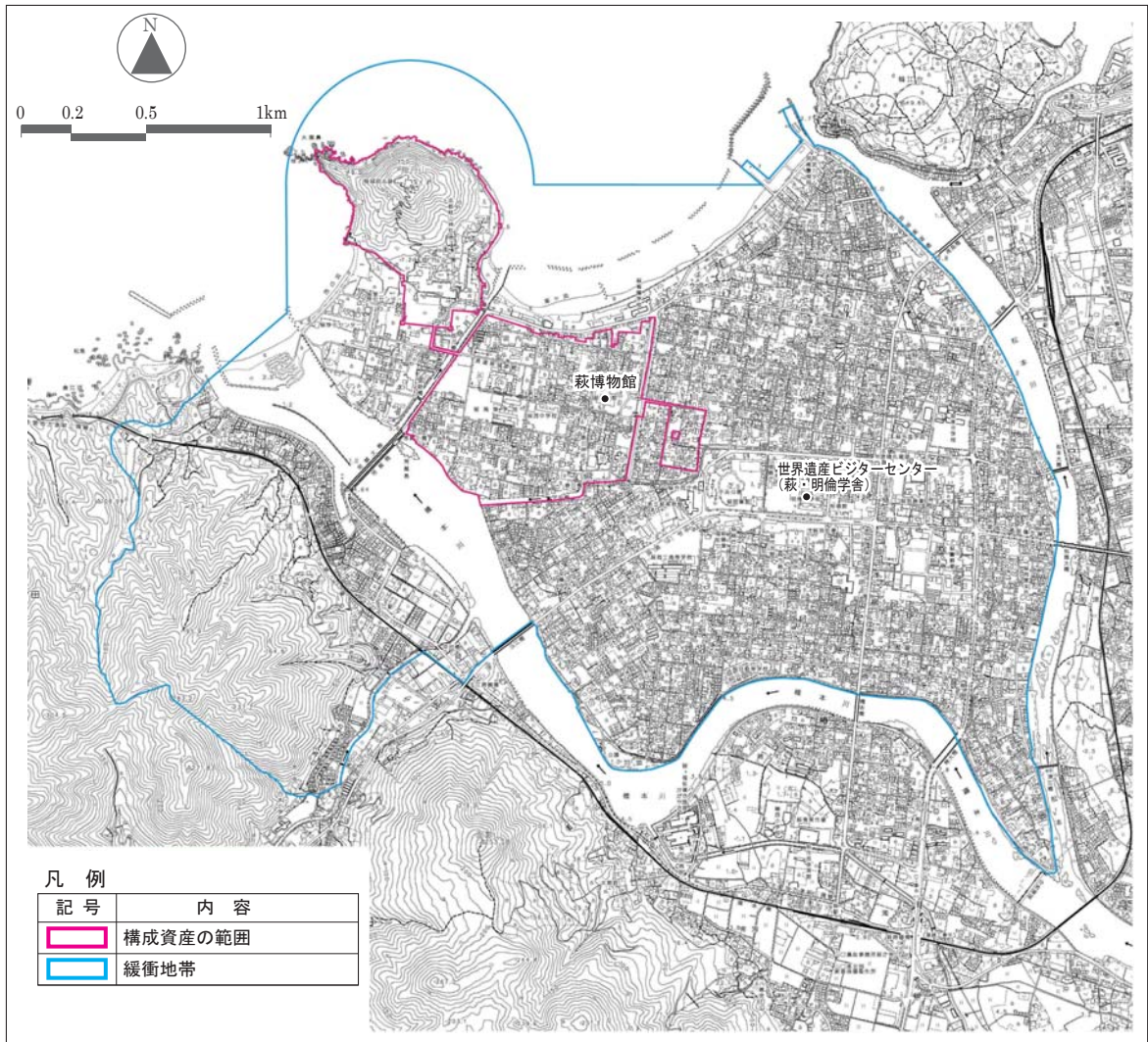


図2-5-17 萩城下町

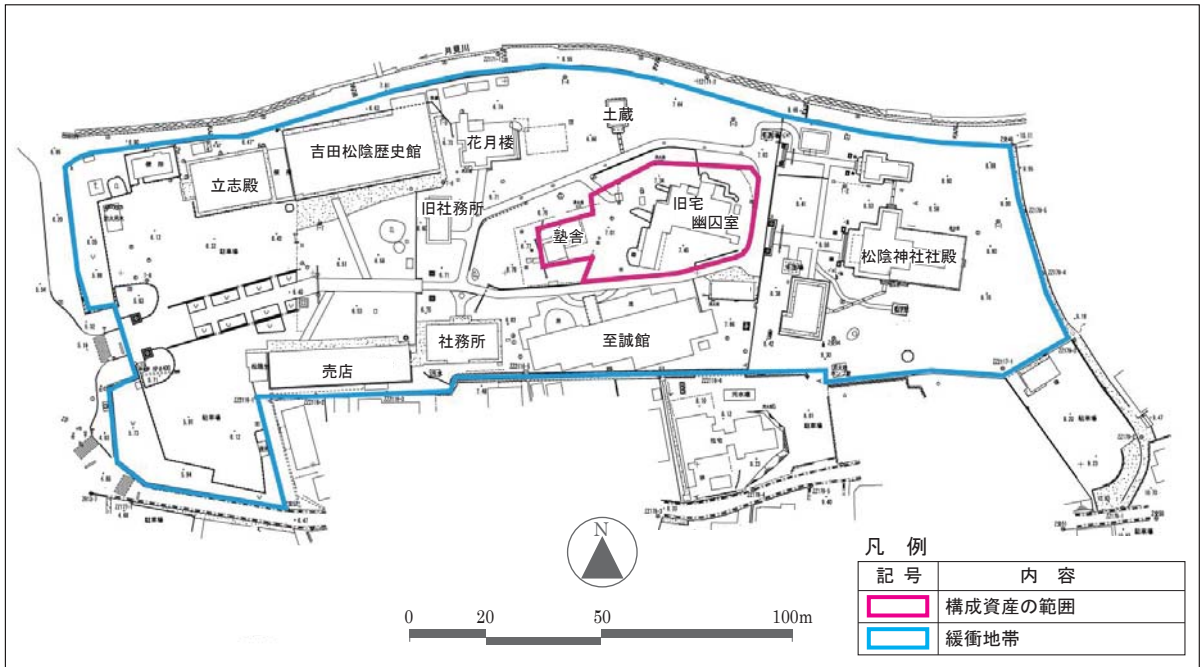


図2-5-18 松下村塾

## 第6項 「エリア1 萩」及び構成資産の変遷・発展

明治日本の産業革命遺産の構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階を頭しており、「エリア1 萩」の5つの構成資産は、その第一段階（1850年代から1860年代前半にかけての幕末期で、製鉄や造船の試行錯誤の段階）に該当する。

### (1) 「エリア1 萩」、萩城下町

萩地域の歴史は、古くは古代にまで遡ることができる。しかしながら萩地域が日本の歴史の中に本格的に現れてくるのは、慶長9年（1604）に毛利輝元が萩（長州）藩を開府してからである。現在の萩市の原形も、この時代から形作られてきた。

したがって、「エリア1 萩」の起点は慶長9年（1604）とする。そして、現代においても近世由来の有形・無形の遺産が市民生活の中で継承されていることから、終点は現在までとする。

萩城下町の変遷・発展についても同様に、開府とともに城下町の建設が始まったという事実を踏まえ、慶長9年（1604）を起点とし、終点は現在までとする。

## (2) 萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡

萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡は、いずれもアヘン戦争やペリー来航という国際情勢の変化に危機感を抱いた萩（長州）藩が海防強化のために建設した施設である。したがって、これらの2つの構成資産の起点は、アヘン戦争勃発時の天保11年（1840）とする。

大板山たたら製鉄遺跡では、3回操業していることが判明している。明治日本の産業革命遺産として関係があるのは3回目の操業期のみであるが、1回目及び2回目の操業と3回目の操業との間に差はない。したがって、文化13年（1816）作成の資料「石州鑪五ヶ所流鐵山仕法聞書」に記載されている1回目の操業期である宝暦年間（1751～1763）を起点とする。

いずれの構成資産も幕末から明治初めには製鉄及び造船面の操業を停止していることから、現在では遺跡（廃墟）となっている。しかしながら、萩反射炉は丘陵にそびえ立つ景観から地域のシンボルとなっており、大板山たたら製鉄遺跡は地域振興の中心として遺跡にちなんだ祭やイベントが行われている。恵美須ヶ鼻造船所跡は現在においても資産内の神社は豊漁祈願の神社として地元における信仰の対象となっており、防波堤は漁港施設として現在も機能している。いずれも、現在の地域の生活の中に息づいていることから、これらの3つの構成資産の終点は現在までとする。

以上のことから、これらの3つの構成資産の変遷・発展については、産業史の観点から幕末～明治初期を中心としつつ、現在を終点として捉えることとする。

## (3) 松下村塾

松下村塾は吉田松陰幽囚ノ旧宅と松下村塾の2棟の建築物及びその土地から成る。吉田松陰幽囚ノ旧宅は黒船乗船に失敗した吉田松陰が幽閉された部屋がある建物で講義を開始した場所であり、松下村塾は受講者が増えたことにより小舎を塾舎として使用した建物である。これら2つの場所での講義が、後の明治維新や産業革命を先導した人材を育てたことが史跡に指定され、世界遺産の構成資産として位置付けられた大きな理由である。吉田松陰がどのような講義を行ったか、なぜそのような講義内容となったのか、なぜ吉田松陰の講義を受けた人々は日本の近代化・産業化に大きく貢献したのか、これらの疑問に答えるためには吉田松陰という人間を理解する必要がある。したがって、松下村塾の起点については、吉田松陰が生まれた天保元年（1830）とする。

明治23年（1890）、塾舎の西側に現在の松陰神社の始まりである祠が建てられ、その後に社殿の増改築が進んだ。現在では、地域のみならず日本全国からも参拝者が訪れている。松下村塾は、このような信仰の対象となっている神社境内に含まれて立地すること、神社の歴史とも密接な関係があることから、松下村塾の終点は現在までとする。



## 第3章 基本方針

### 第1節 全体構想（ヴィジョン）

#### 第1項 「エリア1 萩」

テーマ:「明治日本の産業革命遺産」のプロローグを担う「萩の産業化初期の遺産群」の価値を未来へと継承する。

このテーマを踏まえ、「エリア1 萩」における修復・公開活用の全体構想（ヴィジョン）を以下のとおり示す。

- (1) 保存:「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の特性に応じた修復・公開等により、史跡等（構成資産）の確実な保存を図る。

#### ①史跡等（構成資産）を守る修復及び保存環境の改善

「エリア1 萩」の史跡等（構成資産）は、古いものは17世紀、新しいものでも19世紀半ばに建設されたものである。修復を行わなければ、劣化してしまう可能性が高いことから、計画的及び持続的な修復が必要となる。修復の実施にあたっては、各史跡等（構成資産）が持っている価値を守るため、オリジナルの形状・性質（立地・材料等）等の保存を第一に考慮する。必要があれば事前に調査や実験などを実施し、その成果に基づいて修復を行う。

また、修復の方法を選択する際は、真実性（オーセンティシティ）が保持されているかどうか、遺構への影響が最小限（ミニマムインターベンション）であるかどうか、可逆性（リバーシビリティ）が担保されているかどうか、について慎重に検証したうえで、各史跡等（構成資産）にとって最適な方法を選択する。

さらに、萩城下町では今もなお住民が生活を営んでおり、恵美須ヶ鼻造船所跡には古くから地元住民の信仰対象となっている神社があるなど、各史跡等（構成資産）にはその成り立ちから現在までの歴史全体の視点で見た機能・価値などが存在している。このような各史跡等（構成資産）が辿った変遷・発展の経緯を踏まえた機能・価値などについても明らかにし、それらを確実に継承することにより真実性の保持を図る。

加えて、各史跡等（構成資産）における価値を構成する要素の保存が最も重要であるため、それらの保存を妨げる可能性のある周辺樹木の生長・排水の不良などの不安要素については確実に除去することによって、保存環境の改善を図る。

#### ②史跡等（構成資産）周辺の環境保全

「エリア1 萩」の史跡等（構成資産）は、それぞれ周辺環境との間に、その成り立ちやその後の変遷と密接な関係があり、かつ現在においては史跡等（構成資産）と周辺環境は一体的な景観を構成している。

萩反射炉が立つ丘陵と一続きの山々、恵美須ヶ鼻造船所跡の前に広がる海岸及び後背の山林、大板山たたら製鉄遺跡を取り囲む森林、松下村塾が建っている敷地を含めた神社の景観など、周辺環境の保全によってはじめて各史跡等（構成資産）の価値は明確に浮かび上がる。そのため、これらの史跡等（構成資産）の周辺については、環境の性質が変化しないよう確実な保全を図る。

一方、萩城下町は当初、その周辺と同時・一体的に建設されたという経緯があることから、本来は周辺環境と一体を成すものがある。城下町建設当初から現在まで、萩城下町及びその周辺には人々が居住し、生活・生業など様々な活動が行われてきており、このような人間の活動の中で、保全・継承されてきた歴史がある。したがって、萩城下町周辺の環境については、このような歴史的経緯を踏まえ、その価値に影響を与えない範囲において一定の変化を許容するという基準を設け、周辺環境の保全を図る。

### ③持続的な管理・保全と調和した修復・公開活用

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）が持つ価値を持続的に管理・保全するためには、修復・公開活用の各事業の規模・内容を適切なものへと制御する必要がある。適切な規模・内容の選択にあたっては、各史跡等（構成資産）の成り立ち・時代背景、現在まで遺存してきた経緯など辿ってきた変遷・発展の歴史を考慮することとする。加えて、専門家や文化庁等の指導を受けるとともに、実施に必要な財源については国・県からの補助を受けつつ、市・所有者が連携して確保に努める。

管理・保全の責任者である萩市は、現状変更などの管理業務について適切に執行する。その他、緩衝地帯等での開発行為が各史跡等（構成資産）の管理・保全にとって適切なものとなるよう、国・県・市の開発担当部局に確実に認識させる。

各史跡等（構成資産）では、来訪者の数やそれによる影響について継続的に調査を行うとともに、常に各史跡等（構成資産）の状況把握に努める。史跡等（構成資産）の管理・保全に何らかの影響が発生した場合は原因を特定し、適切な保全環境の維持・回復を目的とした方策と戦略を立て実施する。史跡等（構成資産）の年次的な状況把握や各史跡等（構成資産）とその周辺を含めた展望景観の変容を把握し、適切な時期及び方法での修復及び周辺整備等の実施の判断材料とするために、萩市が所有者及び管理者と協力してモニタリングを実施する。

## (2) 活用：産業化初期の遺産群としての価値とそれを取り巻く萩の歴史的環境の継承を図るために、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の全体像とその繋がりが見える公開・活用等を図る。

### ①市民・来訪者の理解を増進する説明・情報発信

『文化遺産における解説のためのイコモス憲章』には、「遺産の解説は、来訪者の理解を深めるだけでなく、来訪者に遺産の保全の重要性を伝え、最終的には遺産の保全につながる」とある。「明治日本の産業革命遺産」全体の価値、その中における「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付けなどについての理解増進を図ることは、これらの保全を実施していくうえで非常に重要であることから、積極的な取組を進める。また、その取組にあたっては各史跡等（構成資産）の価値を正確に伝えるために、それぞれの史跡等（構成資産）が辿った変遷・発展の経緯を考慮することとする。

萩市の市街地の中心にある萩・明倫学舎内に設置した世界遺産ビジターセンターは、萩地域のガイダンス施設の中心として位置付ける。さらに来訪者が学術的・専門的な知識の取得を目指す場合は、萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」での高度な情報収集もできるようにする。ガイダンスの体系上、各史跡等（構成資産）の

現地をサテライト施設と位置付け、現地の状況に応じて適切に解説板を設置するとともにガイドを配置するなど、きめ細かな案内体制の整備に努める。

また、パンフレット等の紙媒体、インターネット等のIT、講演会等の多様な方法により、様々な人々の要求にも対応できる重層的・多角的な情報発信に努めるとともに、可能な範囲で多言語化を行う。

### ②萩地域内の回遊や史跡等（構成資産）相互の連携を強化する整備や仕組みづくり

「エリア1 萩」には、産業化の背景としての幕末期の地域社会を表している萩城下町、製鉄・製鋼及び造船における西洋技術導入の試行錯誤を表している萩反射炉・恵美須ヶ鼻造船所跡・大板山たたら製鉄遺跡、産業化の重要性を説いた教育施設である松下村塾の3グループから成る9つの史跡等（5つの構成資産）が存在する。幕末期の産業化を表す史跡等（構成資産）のみならず、その背景となった地域社会を表す史跡等（構成資産）又は教育施設である史跡等（構成資産）も残っていることが、萩地域の大きな特徴である。

このような特徴を来訪者が十分に認識したうえで各史跡等（構成資産）の現地を訪ねることができるよう、萩地域における回遊ルートの整備を行う。世界遺産ビクターセンター（萩・明倫学舎）や各史跡等（構成資産）での案内においても、「エリア1 萩」全体の特徴及び各史跡等（構成資産）相互のつながりについての情報提供を行うことができるようガイドの能力向上に努め、萩地域内の回遊を促進する。また、各史跡等（構成資産）での解説板及びパンフレットなどに「明治日本の産業革命遺産」全体の説明を加えるなどして、産業遺産群のプロローグを担う「エリア1 萩」から他の7エリアへの来訪者の波及を目指す。

### ③萩市のまちづくり・観光施策との連携推進

萩市では、萩城下町を中心として市域の全体を「萩まちじゅう博物館」の名の下に市内の歴史的な遺産及び周辺の豊かな自然環境を「おたから」として保存・活用し、次世代へと継承していく取組を進めている。この事業は、萩開府から400年にあたる平成16年度（2004）から開始しており、まちづくり・観光地づくりの基軸として推進しているものである。住民は自ら「おたから」を見つけ出し、地域や歴史全体のストーリーの中でその価値を認識し、自主的に保存するとともに観光資源としての活用を図っている。

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）は、それぞれが「萩まちじゅう博物館」の重要な「おたから」である。各史跡等（構成資産）にそれぞれ他の「おたから」を含めた地域及び歴史全体のストーリーを描き出し、その中での各史跡等（構成資産）の位置付けを明確化することによって、萩市独自の取組である「萩まちじゅう博物館」と世界遺産「明治日本の産業革命遺産」とのつながりの下に、双方の理解増進を図るとともに、住民の地域おこし及び観光客誘致のための重要な資源として活用する。

また、各史跡等（構成資産）の現地及びホテル・交通機関等において来訪者に対して良質なガイド・案内を提供することは、「エリア1 萩」へのリピーターを生み出し、観光振興に繋がることから、これらのガイド・案内に係る観光関連事業の従事者等の能力向上を目指す取組を行う。

9つの史跡等（5つの構成資産）に共通する「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）は、前項に示すとおりである。この全体構想（ヴィジョン）を踏まえ、以下に各史跡等（構成資産）の将来像を示すこととする。

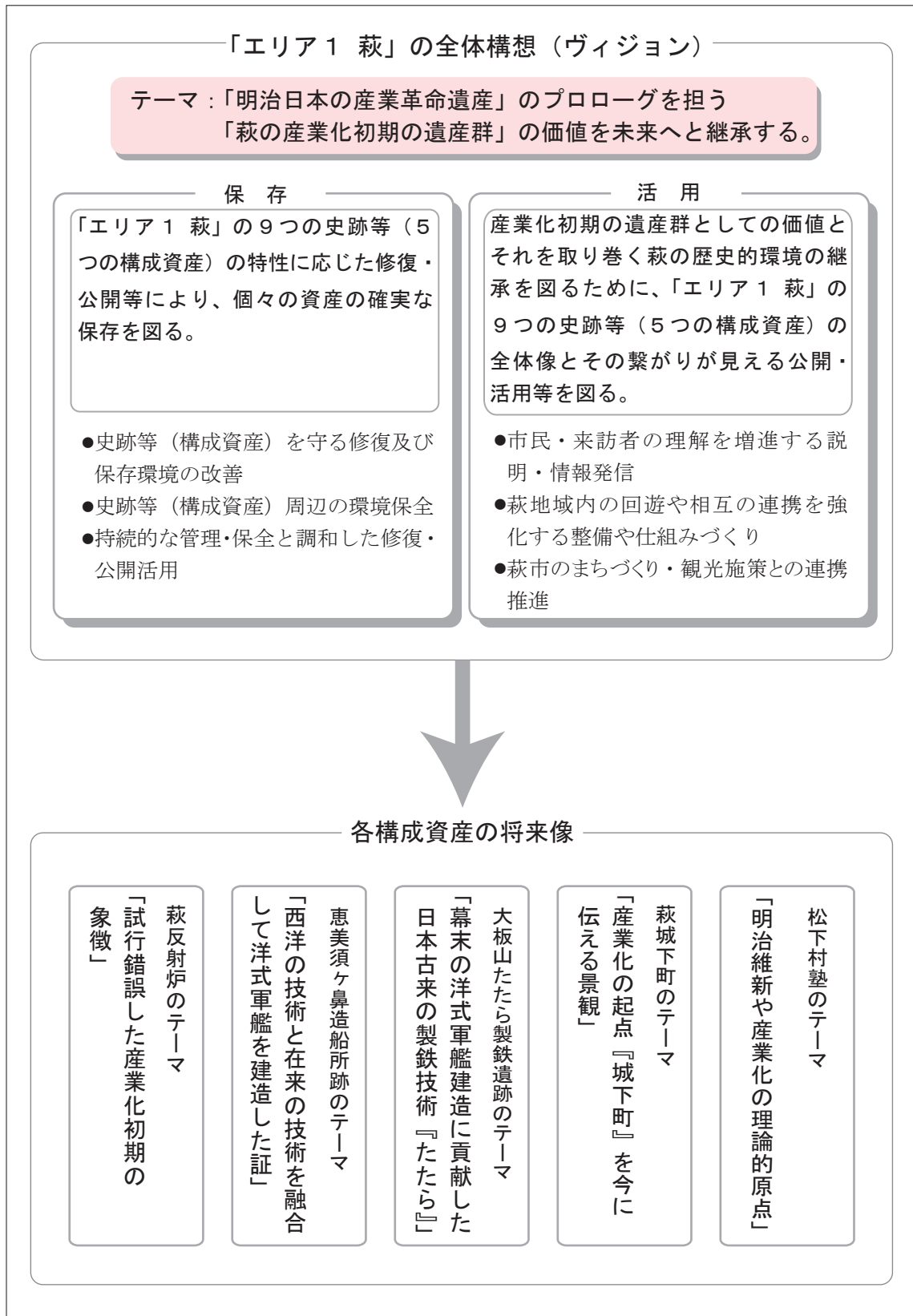


図3-1-1 「エリア1 萩」の全体構想（ヴィジョン）の体系図

## 第2項 各史跡等（構成資産）

### （1）萩反射炉

萩反射炉の修復・公開活用における将来像について次のように示す。

#### テーマ：「試行錯誤した産業化初期の象徴」

製鉄・製鋼分野における産業化初期の試行錯誤の過程を表す象徴的存在として、劣化した材料の修復及び構造の強化を行うことにより反射炉の安定的維持を図り、立地環境の特質を考慮した公開活用を行う。

#### ①評価と現状

萩反射炉は、蘭書の設計図を持たなかった萩（長州）藩が、地元の材料や伝統的な技術により建造したものの、実用に至らなかった施設である。ほぼ当時のまま現存しており、当時の日本及び萩（長州）藩が急激な産業化に対応しようとした試行錯誤を象徴する建造物である。

その歴史上の価値は早くから認識され、大正13年（1924）には国の史跡に指定されているが、これまで根本的な修理が行われたことはなく、昭和50年代に現状を安定化させるための補修が実施されたのみである。そのため、本体上層部の煉瓦の破損が激しいものの、下層部の石積みを含め、当時の形態及び材料をほぼ維持している。また、小高い丘に立ち続けるその独特の形姿は、写真や絵に描かれるなど、多くの市民や来訪者にも親しまれている。

しかしながら、これまで萩反射炉の産業システムとしての全容の解明には至っておらず、反射炉本体においても建造物としての詳細が明らかではなく、引き続き、これらの調査研究を進める必要がある。

#### ②修復の将来像

萩反射炉は、現状のオリジナルな形態・材料をできるだけそのまま維持しながら、試行錯誤した産業化初期の、そして萩エリアの5つの構成資産の象徴として、将来にわたって現地で保存することが何よりも重要である。ただし、上層部の煉瓦積み部分の破損については、早急に修復することが求められる。当面の修復にあたっては、オリジナルな形態及び材料を最大限に保持することを前提とし、本体上層部の煉瓦積み部分については、大規模な解体修理等は行わず、煉瓦等の部分的な嵌め込みを基本とし、必要に応じてその他の手法の補完的な併用による最小限の介入に留めることを基本とする。また、下層部の石積み部分については確実な保存を図る。

その上で、継続的な変位調査や定点観察などによる長期的なモニタリングにより経過を観察するとともに、修復を実施することによりこれまで知りえなかった構法や材料を明らかにするための調査や研究を進め、次の時期に実施する修復に向けた知見や技術の蓄積を行う。

#### ③公開活用の将来像

萩反射炉は、その独特の形姿そのものを現状のまま保存及び展示することが、その価値を説明する上で最も有力な方法である。この場所を訪れる市民や来訪者から見た景観も周辺環境として重要であるため、修景整備の対象とする。近景としては、

動線の中で、全容が確認できる場所や、近づいて多方向から形姿を確認できる場所を確保すること、遠景としては、周囲から確認できるよう樹木の管理や近隣の恵美須ヶ鼻造船所跡を目視できる視点場の設定をする。

加えて、その独特な姿が持つ価値や意味について認識が深まるよう、動線や解説板の整備等を図る。

また、多くの市民や来訪者が車でアクセスすることから、現在整備されている駐車場、トイレ及び遊歩道についても展示・説明の起点であると捉え、景観の調和や解説板及び誘導サインなどの配置及び内容が萩反射炉の理解に最大限に繋がるよう、状況を踏まえつつ改善を図る。

#### ④まとめ

以上のような将来像を定めることによって、萩反射炉を試行錯誤した産業化初期の象徴として未来に継承するとともに、萩まちじゅう博物館を構成する「おたから」の一つとして多くの市民や来訪者に親しまれ、萩を象徴し、萩の歴史を伝承する場としていく。

### (2) 恵美須ヶ鼻造船所跡

恵美須ヶ鼻造船所跡の修復・公開活用における将来像は以下のとおりである。

#### テーマ：「西洋の技術と在来の技術を融合して洋式軍艦を建造した証」

西洋の技術と在来の技術を融合して洋式軍艦を建造した造船分野の試行錯誤の過程を表す考古学的遺跡として、遺構を安定的に維持し、漁港施設を含む周辺の立地環境の特質を考慮した公開活用を行う。

#### ①評価と現状

恵美須ヶ鼻造船所跡は、萩（長州）藩が海防の危機意識に基づき軍備拡充を進めるために、開国直後の限られた情報をもとに2隻の木造帆走式洋式軍艦を建造した造船所の遺跡である。丙辰丸の造船にあたってはロシアの技術を取り入れ、庚申丸の造船にあたってはオランダの技術を採用した。いずれも和船を建造する知識しか持ち得ていない地元の船大工たちが西洋の造船技術に接し、それらを受容して建造したという点に意義がある。

造船所跡地には、昭和7年（1932）に「造船所址」の石柱が建立され、その存在と価値については認識されてきた。しかし、当時既に造船所跡の大半は民有地となり、なおかつ地上に残る顕著な遺構も存在しなかったため、文化財指定には至らなかった。

中ノ台（石積み）防波堤は、造船所開設以前に造られたもので、これまでに部分的な補修は行われているものの、今もなお当時の様子を伝える石積み遺構として残っている。現在も漁港施設の防波堤として機能しており、文化財と漁港施設の両面の役割を担っている。漁港背面の丘陵裾部に建つ恵美須社の本殿は昭和初期の建立であるが、神社の創建は少なくとも元禄年間までさかのぼり、造船所開設以前からこの地での信仰の対象となってきた。

造船所遺構は、造船場をはじめとする様々な作業小屋の地上部は現存しないものの、地下遺構は概ね良好な状態で遺存しており、現在は、公開・活用に向けた発掘調査を実施している。併せて造船所内には仮設見学路を設置し、テープ等を用いて簡易平面表示した各作業小屋の地下遺構推定範囲を来訪者が見学できるようにしているが、視覚的に訴えるものが弱いため十分に理解を得られていないのが現状である。

## ②修復の将来像

遺構は、いずれも安定的に維持することを前提とする。露出遺構である中ノ台(石積み)防波堤は、築石の変状・劣化等についてモニタリング・カルテを作成して経過観察を行い、これまでの修復の履歴を把握しつつ、必要に応じて補修及び修復に取り組み、石積みの安定的な維持に努める。地下遺構については、部分的な発掘調査を行い、遺構の位置・規模を確認をしたうえで適切な厚さの保護盛土により安定的に維持する。造船所跡北側では、急傾斜地崩壊危険区域が近接しているため、落石や土砂災害による損壊が懸念される部分には斜面に落石防止ネットの設置又は山裾部に土留め工を実施し、来訪者の安全確保及び地下遺構への影響を予防する。恵美須社は、地元の信仰の対象となっており、境内周辺施設の補修及び修復を行う場合は、構成資産との調和を保った適切な手法を採るよう所有者と調整を行う。資産周辺の漁港・山林・市街地等の緩衝地帯については、地域住民と意見交換を行い、構成資産の保全及び地域住民の活動の場の確保という2つの目的を達成できるような修景の改善を行うとともに、恵美須ヶ鼻造船所跡と萩反射炉が相互に望見できるような周辺環境の整合を図る。

## ③公開活用の将来像

恵美須ヶ鼻造船所跡では、丙辰丸の場合にロシアの造船技術、庚申丸の場合にオランダの造船技術を用いて洋式軍艦を建造した。今後の発掘調査において、2つの異なる国の造船技術を示す遺構又は造船のシステムを理解できる遺構が確認できた場合は、できる限りそれらの平面的な位置・規模を表示するなど情報発信に努め、現地における来訪者の理解増進に努めることとする。一方、西洋の造船技術と在来和船の造船技術の融合及び大板山たたら製鉄遺跡との関連性等については、解説板を用いた詳細な解説を行うことでわかりやすく伝える。

また、来訪者が俯瞰的な視点から造船所跡の全体像を捉えつつ、造船のシステムについても学ぶことができるような展望デッキを含む見学路を設置し、来訪者の回遊性と理解の向上を目指す。一方、視覚的に表現が困難な地下遺構の理解増進には、VR及び音声ガイド等の機器を用いたわかりやすい解説に努める。

さらに、萩反射炉と近接していることから、同じ試行錯誤の挑戦の時代を示す構成資産として比較を行い、産業化初期における苦難の歴史を感じ取ってもらえるよう解説板やリーフレットに相互の概要を紹介し、連携した活用を図る。

#### ④まとめ

以上のような将来像を定めることにより、恵美須ヶ鼻造船所跡を西洋の技術と在来の技術を融合して洋式軍艦を建造した証として未来に継承するとともに、萩まちじゅう博物館を構成する「おたから」の一つとして多くの市民や来訪者に親しまれ、萩を象徴し萩の歴史を伝承する場とする。

### (3) 大板山たたら製鉄遺跡

大板山たたら製鉄遺跡の修復・公開活用における将来像は以下のとおりである。

#### テーマ：「幕末の洋式軍艦建造に貢献した日本古来の製鉄技術『たたら』」

幕末の洋式軍艦建造に貢献した日本古来の製鉄技術「たたら」を証する考古学的遺跡として、露出石材の安定的維持の観点からの修復及び恵美須ヶ鼻造船所跡との関係を考慮した公開活用を図る。

#### ①評価と現状

大板山たたら製鉄遺跡は、萩(長州)藩が海防の危機意識から軍備拡充を図るため、木造帆走式洋式軍艦の建造に必要となる原料鉄を供給した日本古来(在来)の製鉄技法「たたら」の遺構である。萩(長州)藩で最初に建造された様式軍艦の船釘・碇が、大板山で生産された「たたら」鉄を利用して製作されたことが文献によって明らかとなっており、大板山たたら製鉄遺跡が西洋から東洋への技術移転並びに製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤において重要な役割を果たしたことを顕著に表す構成資産の一つである。

さらに当該資産における生産工程において、火力源として大量の炭の生産に必要な周辺の森林景観、及び原材料の精洗等に必要となる大量の水の供給源となった河川景観についても、「たたら」を営む拠点として選定された土地の自然環境を良く表している。

現在、遺構は山口県内で最大級の規模を誇る近世の製鉄遺跡として整備されている。しかし、世界遺産の構成資産となったことによる来訪者の急増が整備時には想定外であり、地下遺構及び露出遺構の保存対策を確実にするとともに、来訪者への理解増進を図るため生産工程及び製錬の様子が実感できるような動線での見学路の整備が、今後の課題となっている。

#### ②修復の将来像

地下遺構については、従来どおり地中での持続可能な状態の維持を前提とし、一部保護盛土が流出した部分に対しては、十分な保護盛土を実施する。その際には、事前に現況詳細調査を行う。

劣化が進行した石敷等の露出遺構については、現況詳細調査等を実施し、劣化部分及び劣化原因等を把握するとともに、遺構への影響を最小限に抑制する修復方法の研究を行い、最適な方法により維持・強化を図る。



また、保全整備後 20 年が経過した遺構の表面表示及び一部復元施設については、モニタリング等の定期観測結果の分析から、定期的に部分補修を実施し、遺構の安定的な保存を図る。

### ③公開活用の将来像

遺跡内には、たたら製鉄に関連する一連の遺構が点在しているが、必ずしも各々の遺構の役割及び相互の関連性への来訪者の理解は十分ではない。そのため、たたら製鉄の生産工程及び在来の製錬の様子が実感できるような動線を設定し、映像技術等を併用することにより来訪者への十分な理解増進を図る。

なお、動線となる見学路の通路部を指定した構造とすることで、来訪者が及ぼす踏圧・衝撃等からの影響を緩和し、露出遺構の安定的な保存に努める。その際に使用する部材及び仕様等は、周辺環境との調和を最大限に考慮するとともに、補完的に設置する解説板及び誘導サイン等の配置・内容が遺跡の理解増進につながるよう配慮する。

さらに、大鍛冶屋など現時点では発見されていない製錬工程の場を解明するため、未調査の範囲については長期的な計画の下に詳細分布調査等を実施し、必要があれば発掘調査を行い、その成果を展示に有効活用する。

また、構成資産に隣接する展示休憩室での模型等の設置と併せ、「たたら」製鉄における生産遺構等を現地で表面表示し、デジタル映像等で補完しながら、来訪者へ分かりやすい解説を行う。同時に「エリア1 萩」の価値を高めるため、洋式軍艦の建造を行った恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性についても積極的に解説を行う。

周辺環境については、たたら製鉄において原材料である砂鉄の精洗等に必要大量の水の供給源となった山ノロ川及び燃料炭の供給源となった周辺の森林が、遺構と一体のつながりを相互にもつ調和の取れた河川・森林の景観として所有者・管理者が適切に管理するとともに、特に森林は萩市と森林所有者・管理者が長期的に操業当時の林相への誘導を図ることとする。

### ④まとめ

以上のような将来像を定めることにより、幕末の洋式軍艦建造に貢献した日本古来の製鉄技術「たたら」が洋式軍艦の建造を支えたことの証として大板山たたら製鉄遺跡を未来に継承するとともに、萩まちじゅう博物館を構成する「おたから」の一つとして多くの市民及び来訪者に親しまれ、萩の歴史を伝承する場とする。

### (4) 萩城下町

萩城下町の修復・公開活用における将来像は以下のとおりである。

#### テーマ：「産業化の起点『城下町』を今に伝える景観」

近代の産業化の起点となった「城下町」の景観を今に伝える「まち」として、町並みを構成する地割・建造物等の修復を行い、今なお人が住まう居住地として性質を踏まえた公開活用を行う。

## ①評価と現状

萩城下町は松本川と橋本川に挟まれた三角州上に立地し、城跡・旧上級武家地・旧町人地から成る。それは、幕末の産業化初期における地域社会の様子を象徴的かつ物理的に示す証拠として重要である。このような城下町の景観は、他エリアでは都市化の進展に伴い既に失われている場合が多いことから、この萩城下町は、幕末からわずか50年間での産業化がもたらした景観の変化の大きさを体感できる尺度としても貴重である。

また、萩城下町には先人達の築きあげた町並みが今も市民の暮らしと共存しながら残されている。今後とも市民との協働により歴史的建造物の保存及び町並み景観の維持に努め、住みこなすことで誇りと愛着を持ち、これを後世に伝えていけるようにすることが課題である。

萩城下町の象徴である萩城跡については、明治政府が発した明治7年(1874)の廃城令に従って建物は解体されたが、石垣・堀は現在においてもほぼ完全な形で残されており、その姿は封建社会から近代社会への移り変わりを目に見える形で示している。ただし、現在は城郭の内部に民間住居及び店舗等の施設が存在するほか、全域にわたって桜樹が植栽されており、かつての城郭の姿を想起することは難しい。

萩城と外堀の間で藩の重臣たちの邸宅が建ち並んでいた旧上級武家地は、当時の町割りとともに藩政時代の長屋門・土塀・石垣等がよく残っている。明治以降、士族救済のために広大な屋敷地が夏みかん畑に変貌し、その後宅地として細分化されたが、土塀と夏みかんの景観は藩政期から近代期にかけての歴史を重層的、具体的に示しており、地区の歴史的風致を形成している。旧上級武家地は、重要伝統的建造物群保存地区に選定又は史跡に指定されている。ただし、重要伝統的建造物群保存地区への選定以前に建築された住宅やブロック塀などが点在し、景観に不調和をきたしている所もある。

旧町人地では、封建時代の萩を経済的に支えた商家の町家及びその南側に位置する中級武家地の両方があり、屋敷構えや土地利用の違いを理解することができる。ただし、指定以前に建築された近代建築・ブロック塀などが点在し、景観に不調和をきたしている箇所もある。

## ②修復の将来像

修復に当たっては、第一に史跡等の本質的価値はもちろん、「城下町」の景観を未来に伝えていくことが重要であることから、萩城下町に残されている歴史建造物その他の工作物及び地下遺構を保全するために適切な修復を継続的に行い、藩政期の風景を最大限留めていくこととする。

萩城跡及び外堀の周囲にみられる石垣は、当時の城の総構え(城郭)を良く示していることから保存を前提とする。その変状や劣化については、今後とも定期的にモニタリングを行い、石垣カルテで把握した危険度に基づき補修・修復を順次進める。

城内の天守閣・矢倉・御殿等の建造物は、解体されたという事実が明治以降の歴史を物語ることから、これらの立体的な復元は行わない。しかし、往時の姿を解明するために今後ともさらなる調査・研究を行い、情報の収集・蓄積を図るとともに、

長期的な公開・活用へ反映させる。

旧上級武家地及び旧町人地においては、当時の建築物その他の工作物が多く残されている。これらを保存し、計画的に修復していくことが往時の城下町の景観を継承していくことにつながる。しかしながら、民間の所有であるものも多いことから、まずはその価値について所有者の理解増進に努め、これを保存・修復につなげていく。さらに、新たな建設行為についても適切なコントロールを行うことにより、城下町の歴史的景観の保全を図る。近年増加傾向にある空家及び空地については、民間活力の導入によって、その減少を図るとともに、場合によっては公有化を図り、遺構の保存につなげる。

### ③公開活用の将来像

萩城下町に点在する近世・近代由来の要素を回遊しながら、萩城下町に含まれる城跡、旧上級武家地及び旧町人地のそれぞれの地区の機能や歴史を理解しやすいものとするため、解説板や道標等の設置並びに見学ルートの設定及び情報発信を行い、萩城下町を「萩まちじゅう博物館」におけるハイライトとして位置付け、公開・活用を図る。

城跡及び外堀については、石垣・堀等の防御施設を整備し、萩城が果たした軍事的機能を顕在化する。また、二の丸に遺る大名庭園である東園を整備し、一般公開することによって、当時の藩主の生活及び遊憩空間等を具現化する。さらに、要害(指月山山頂)からの眺望を阻害している樹木については一部整理し、城下町全体が俯瞰的に見渡せる視点場を設ける。

旧上級武家地や旧町人地においては、藩政期の社会構造と人々の暮らし、景観等が理解できるような施設・設備の整備及びガイドを行う。

施設・設備の整備については、歴史的風致の維持・向上を図るような意匠・形態とし、公有化している土地等を有効活用して行う。ガイドについては、NPO団体などによる町並みを周遊しながら行うガイド、歴史的建造物の内部でのガイドの2種類をし、定期的な研修による能力向上を図る。

### ④まとめ

以上のような将来像を定めることによって、萩城下町を産業化の起点『城下町』を今に伝える景観として、未来に継承するとともに、「萩まちじゅう博物館」を構成する「おたから」のハイライトとして多くの市民や来訪者に親しまれ、萩を象徴し、萩の歴史を伝承する場とする。

## 第2節 方針

先に述べた全体構想（ヴィジョン）の実現を図り、修復・公開活用事業を具体的に実施するにあたっての方針は、以下のとおりである。

### 第1項 「エリア1 萩」

#### （1）調査研究の推進

##### ①来訪者調査

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）については、萩市が継続的に来訪者の影響の程度等を確認するための来訪者調査を行う。

##### ②モニタリング・カルテ及び年次報告書の運用

モニタリングは、各史跡等（構成資産）の要素の状況を観察するモニタリング（構成資産のモニタリング）、展望景観の変化を把握するモニタリング（構成資産と緩衝地帯のモニタリング）の2種類とする。萩市職員が年1回、モニタリングの結果をモニタリング・カルテに記載することにより実施する。

モニタリングの結果や、開発の有無、現状変更の状況、パンフレット・講演会等の状況など「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について総括的に記載する年次報告書は、萩市職員が年度ごとに整理・調整し、今後の保存及び活用における事業実施の参考とする。年次報告書については萩地区管理保全協議会において内容を確認した後、内閣官房が設置する保全委員会に提出する。

#### （2）建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

##### ①関連文献資料等の保護・修復

山口県文書館には、膨大な萩（長州）藩の関連文書等が所蔵されている。今後とも、傷みの激しいものや閲覧により破損が想定されるものについては、補修又はデジタル化を行うなどの措置をとり、原本の保護に努めるよう、山口県文書館に要請する。

また、萩博物館には屏風及び軸装の萩城下町絵図などを所蔵している。今後とも、萩博物館において収蔵庫における適切な保管及び破損がある場合には、表具の修復等を確実に実施する。

### (3) 構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明

#### ①「エリア1 萩」及び各史跡等（構成資産）における固有の産業システムの全体像等を明示する公開活用

「明治日本の産業革命遺産」の全体が持つ顕著な普遍的価値及びその中の「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付け、関連資産についての情報等を市民及び来訪者に提供できるよう世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を設置する。「エリア1 萩」以外のエリアの構成資産群及び「エリア1 萩」の全体像の理解のために、最初に世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を訪れるような情報発信及び誘導を図るとともに、「エリア1 萩」における9つの史跡等（5つの構成資産）を周遊するルートを運行するような交通機関の開設について民間事業者に働きかける。

各史跡等（構成資産）では、史跡等としての本質的価値等、世界遺産としての顕著な普遍的価値及びその中における各構成資産の位置付け、構成資産間の相関関係を提示できるよう案内板・解説板等の設置及びカイドの配置等を行う。

以上の説明を補完するものとして、また萩市へ来訪できない場合の情報提供手段として、パンフレットの作成・配布、タブレットやスマートフォンを利用したアプリケーションによる解説又は画像等の提供、インターネットを利用したホームページへの情報の掲載を行う。

### (4) 景観の観点からの修景

#### ①萩地域全体の修景

萩地域全体における修景については、現在の歴史的景観・自然景観を保全・継承するとともに、市内に点在する「おたから」と調和した景観の創出を目指した景観形成に取り組む。

#### ②構成資産と緩衝地帯のモニタリングを踏まえた修景

各史跡等において毎年、構成資産と緩衝地帯を含む展望景観を把握するためのモニタリングを行う。モニタリングは現時点の展望景観を基準に行い、景観の維持・向上を目指す。

### (5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

#### ①情報発信の拠点としての活用

「エリア1 萩」のガイダンス施設の中心を世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）とし、「明治日本の産業革命遺産」の全体が持つ顕著な普遍的価値及びその中にある「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付けなどの説明を行う。古文書の解説など学術的・専門的な展示を行う萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」では、現在、学術的な説明が可能な学芸員を配置しているが、引き続き今後も配置するとともに、継続的な調査研究ができるよう体制の維持・拡充に努める。各史跡等（構成資産）の現地は、ガイダンス及び情報発信のサテライト施設として位置付け、現地ガイドによる解説及び解説板又はパンフレット・機器等に

よる説明を行う。ただし、史跡等（構成資産）が広範囲にわたる場合には、史跡等（構成資産）内の適切な施設内に解説板を設置する。また、解説板の設置によって史跡等（構成資産）の景観に負の影響を与えることが予想される場合には、史跡等（構成資産）内ではなく、その周辺の適切な位置に設置する。

また、特別な情報発信として、萩博物館及び至誠館での企画展の開催、世界遺産や文化財の専門家を講師とした講演会又はフォーラムの開催、萩市職員による出前講座の実施など、様々な機会を創出して市民・来訪者の理解増進に努める。

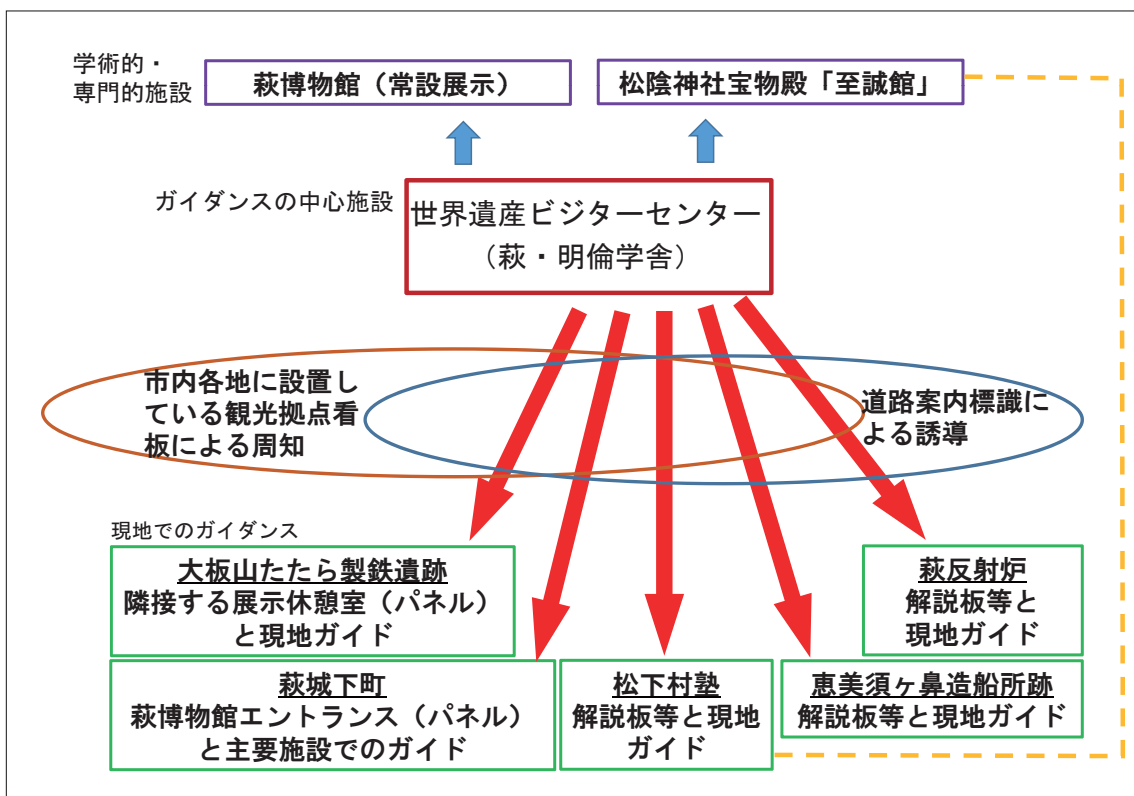


図3-2-1 萩地域のガイダンスの体系図

### ②地域社会（コミュニティ）の参画

現在、萩市内に4つのガイド団体があり、退職した市民などが中心となって会員（ガイド）を構成しているが、ガイドの高齢化・減少に対応するため、今後は一層、地域社会及びガイド団体と協力してガイドの確保に努めるとともに、地元の高校・大学との連携によるガイドの育成に取り組む。特に9つの史跡等（5つの構成資産）が所在する地域においては、地域住民によるガイドを推進する。

さらに、史跡等（構成資産）が所在する地域では、当該史跡等（構成資産）を核とした取組を積極的に行うことにより、地域住民の理解増進を促す。

### ③関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

ガイドの能力向上及び新たなガイドの育成のために、萩市の世界遺産担当者、文化財の専門職員、学芸員等を講師として、定期的にガイド対象の研修を行う。

日常における史跡等（構成資産）の管理・保全を行う萩市文化財保護課の職員は、内閣官房・「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が主催する管理保全研修会、専門機関が開催する修復・発掘等の技術研修会等を定期的に受講し、常に能力の向上を図る。また国・県・市の開発担当の職員を対象として、世界遺産としての保全のあり方について専門家を招いて講習を行うことにより、史跡等（構成資産）の保全を念頭においた業務執行を習慣化させる。

観光関連事業の従事者などに対しては、一般市民を対象とした講演会・フォーラム・企画展などへの積極的な参加を促し、ガイド能力の向上を図る。

#### ④来訪者数の上限設定及び来訪者管理戦略

日常管理の一環として毎日の来訪者数を継続的に把握し、モニタリング・カルテによる定期的なモニタリングと併せて史跡等（構成資産）に対する来訪者の影響を調査する。影響があることが判明した場合は、動線設定などの来訪者管理戦略を立て、必要な施設の設置を行うなどの対策を実施する。

### （6）事業の推進

#### ①事業進捗の管理・運営

事業進捗については、萩市が責任者として管理・運営を行う。萩市が史跡等（構成資産）の状態や所有者・管理者の意向を考慮して実施すべき事業内容や時期を適切に定めるとともに、国・県とも連携して財源及び実施に必要な専門的な知見・人材を確保する。

事業実施については、史跡等（構成資産）の保全及び来訪者の危険防止について緊急性及び貢献度が高いものを優先する。

#### ②事業の進捗状況のフォローアップ

事業の進捗については、萩市において遅滞がないよう常に管理するが、調査や実験の結果などに応じて実施時期の再調整を行うなど必要に応じて実施計画をローリングし、現実的・弾力的な事業実施を図る。また、萩まちじゅう博物館構想及び萩市歴史的風致維持向上計画など関連するまちづくりの計画の中で、史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業の進捗についての整合を図る。

事業の内容については、適正な修復・公開活用事業となるよう萩市及び史跡等（構成資産）の所有者は史跡等（構成資産）ごとに設置している専門家による整備委員会等を定期的に開催し、承認・検証を行う。事業実施に当たっての史跡等（構成資産）の現状変更については、適切な処理を行うため、萩市が文化庁及び山口県と協力して進める。

## 第2項 各史跡等（構成資産）

### （1）萩反射炉

#### ①調査研究の推進

##### 1）発掘調査

萩反射炉及びその周辺の発掘調査は、昭和 53 年（1978）及び昭和 58 年（1983）から昭和 60 年（1985）にかけて、反射炉本体周囲を中心に実施され、遺構の確認が行われている。このため、遺構保護の観点からも全掘は行わず、修復や整備の際に必要なに応じた部分発掘により、遺構の解明に努める。

ただし、今後の関連文献資料調査等において、関連遺構の存在の可能性が生じた場合は、調査計画を策定して発掘調査を実施する。

##### 2）関連文献資料等の調査

文献や古文書、古写真等、萩反射炉の実像を伝える文献資料が十分でないことから、引き続き文献資料の収集・調査・分析・研究を行い、その築造やその後の保存の経緯など地域社会において、萩反射炉が果たしてきた役割を明確にする。

##### 3）その他の調査

本体上層部の煉瓦の修復に先立って、煉瓦の成分分析や焼成法についての調査を実施し、その結果に基づき作成した試作煉瓦の実証実験を重ね、強度や劣化に関する各種の検証を進め、その成果を今後の修復工事等に反映させる。その他、全体の修復においても、過去に行われた修復工事等の記録や結果を精査するとともに、今回の修復において得られた構法や材料に関する成果について記録にまとめ、将来の修復に向けて知見や技術を蓄積する。

##### 4）モニタリング・カルテ及び年次報告書の作成と運用

上層部の煉瓦積みや下層部の石積み部分について、定点を設定のうえ、同じ指標を用いて定期的に観察し、その結果をカルテに蓄積して長期的な変位や劣化をモニタリングする。モニタリングにより問題を検知した場合は、その都度、対処することを基本とし、長期的な対策が必要な場合は、十分な検討のうえ本計画に追加する。

#### ②建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

##### 1）劣化部材の保全・強化

反射炉本体は、本体上層部の煉瓦積み部分の劣化が特に著しく、崩落も見られ、早急にオリジナルな材料の保存と形態の維持を図る必要がある。そのため、煉瓦の劣化が激しい部分は、同種材・同工法で製作した補修用煉瓦により、パーツの部分的な嵌め込みを基本とし、必要に応じてその他の手法を補完的に併用する手法を検討する。この場合、モックアップで同等品の作成手法を明らかにしておく。なお、嵌め込んだ煉瓦及び樹脂含浸等を施した煉瓦について、継続的な経過観察を行い、必要に応じて追加の保全・強化の措置を講じる。



本体下層部の石積み部分については、比較的安定していることから、現在のオリジナルな材料の保存を優先し、継続的な経過観察を行い、破損等を検知した場合は、保全、強化の手法を検討する。加えて、除草・除根・表面の堆積土の洗浄等を必要に応じて行うことにより、劣化の進行防止及び組積の安定化を図る。

## 2) 不安定な構造物の強化・安定化

反射炉本体は組積造であるため耐震性が低い、過度の耐震補強を行うことは資産の可逆性や真実性に大きな影響を与える懸念がある。そのため、許容範囲内においては部分的な崩壊も想定したうえで、構造物全体の崩壊を回避するために、煙道の内部又は外部に必要な最低限の補強材を付加するなど二次的な強化・安定化の対策を講ずる。

## ③構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明

### 1) 製鉄システムの理解に貢献する公開活用

萩反射炉は、その独特の形姿そのものを野外にて展観することが史跡（構成資産）の価値を説明するうえで最も有効であることを踏まえ、動線上の主要な視点場から萩反射炉の全容が望見できるようにする。加えて、萩反射炉について順序立てて理解し、これを補完するものとして、萩反射炉の産業システムとしての仕組みや構造が一目で理解できるよう案内・解説板を適切な位置に整備する。

丘陵に立つ萩反射炉の立地を体感し、来訪者の理解増進に繋がるよう、階段により丘陵頂部に至る往路とスロープの遊歩道により丘陵を下る復路からなる2つの動線を設定する。

また、経年変化等による破損や不具合が見られる施設・設備等は、随時修繕を行い、良好な状態の維持に努める。施設・設備の更新を行う際には、事前に萩反射炉及びその背景の景観を阻害せず、周囲と調和したものとなるよう調整を図る。

### 2) 周辺地域に所在する関連資産との一体的な展示戦略

「エリア1 萩」の5つの構成資産の一体的なガイダンスを行う世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）と連動して、適切な位置に拠点説明板を設置し、「エリア1 萩」での萩反射炉の位置づけや意味・役割が来訪者に理解できるようにする。特に、萩反射炉から直接に望見できる恵美須ヶ鼻造船所跡については、両者の位置関係や意味などが景観的に理解できるよう解説板の整備等を行う。

## ④景観の観点からの修景

### 1) 構成資産内における修景等

萩反射炉に至る動線から全容が望見できるよう生長した樹木の管理を行う。また、国道191号やJR山陰本線を含む周辺地域からも萩反射炉が視認できるよう、樹木一部伐採や間伐を検討するとともに、これら適切な維持管理を行う。特に近隣する恵美須ヶ鼻造船所跡とは景観的な連関を保てるよう萩反射炉からの展望を確保し、かつ恵美須ヶ鼻造船所跡から萩反射炉への展望が確保できるよう努める。また、既

存の管理・便益施設については、更新する際に史跡（構成資産）と調和した形態・意匠とする。

## 2) 緩衝地帯における修景等

萩市景観条例に定める景観計画及び萩市屋外広告物等に関する条例の基準等に基づき、景観の修景・保全に取り組む。特に萩反射炉の立つ丘陵の全景においては、萩反射炉への望見を妨げないよう配慮する。

## ⑤文化的資源・情報発信の拠点としての活用

### 1) 活用

ガイダンス・情報発信の中心である世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）及びより学術的・専門的な施設である萩博物館と連携し、萩反射炉の現地では、ガイドによる解説及び解説板またはパンフレット等による説明を行う。

### 2) 地域コミュニティの参画の方法

地元の小畑地区のコミュニティに対して、地域の「おたから」として愛着が増すよう、近隣の恵美須ヶ鼻造船所と合わせて普及啓発を図る。

## ⑥事業の推進

### 1) 事業実施の方向性

反射炉本体の修復・公開においては、本体上層部煉瓦積み部分の修理を最優先とし、本計画に定めた方針に基づき、試作煉瓦を用いた試験体を作成し、暴露試験や耐圧試験などを実施し、施工手法の精査を行う。あわせて、本体下層部石積み部分を含めた全体の修復・公開の手法を確定したうえで事業を実施する。具体的な修復・公開方法の選定にあたっては、整備委員会や国・県の指導助言に基づいて実施する。

## (2) 恵美須ヶ鼻造船所跡

### ①調査研究の推進

#### 1) 発掘調査

史跡の修復・公開活用に向けた発掘調査が現在も進行中であり、今後も計画的に地下遺構の範囲確認に係る発掘調査を継続する。併行して円滑に修復・公開活用事業を進めるためにも、調査範囲を3地区に大別し、造船場周辺の発掘調査を優先する。出土遺物については、考古学的・理化学的な観点からの調査研究を進める。

#### 2) 関連文献資料等の調査

恵美須ヶ鼻造船所跡では、造船手法や様々な作業小屋の構造を復元する手がかりとなる文献資料が十分でないことから、引き続き文献及び古写真等の発見・収集、分析・研究に努める。併せて丙辰丸・庚申丸建造の源流となる伊豆戸田及び長崎海軍伝習所での造船に関する文献資料についても調査を行い、萩（長州）藩が手本とした情報からも丙辰丸・庚申丸の造船手法が推測できるような状況証拠を収集する。

### 3) その他の調査

最小限の発掘調査範囲で最大限の調査成果を得るため、これまでに計測していない地下遺構の範囲についても地下レーダー探査を実施し、その成果をもとに発掘調査範囲を絞り込む。中ノ台（石積み）防波堤及びその北西側に連続する石積みについては3次元レーザー測量等により現地測量を実施し、その成果をモニタリング・カルテの作成及び石積み露出遺構の基礎資料とする。

### 4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の作成と運用

中ノ台（石積み）防波堤及びその北西側に連続する石積みの変状・劣化等のモニタリング及び石積み遺構の修復履歴に関する調査を行う。また、今後のモニタリングの中で補修・修復を行った場合は、その履歴についても加筆する。

## ②遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

### 1) 劣化部材の保全・強化

造船所跡北側の急傾斜地崩壊危険区域では、落石及び土砂災害による地下遺構への毀損が懸念される。斜面から山裾にかけて落石防止・土留めのための最小限の工作物を設置し、来訪者の安全確保及び地下遺構の安定的維持に努める。

### 2) 不安定な建造物の強化・安定化

中ノ台（石積み）防波堤及びその北西側に連続する石積みの露出遺構は、モニタリングにおいて築石の変状・劣化が判明し危険度が高いと判断された場合には補修・修復を行う。なお、変状箇所を一旦解体する場合は、原則として解体前の健全な状態に復旧する。

## ③構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明

### 1) 産業システムの理解に貢献する公開活用

- 造船のシステムについて理解増進するため、現地において地下遺構の位置・規模の平面的な表示を行う。なお、造船場をはじめ様々な作業小屋に関する地下遺構の中で良好な遺存状況を示すものについては、平面表示にとどめず半立体的な遺構表示も選択肢の一つとする。
- 解説板は、史跡（構成資産）の総論（造船所としての造船システムの明示）と各論（様々な作業小屋の機能や構造の明示）を考慮したわかりやすい表示内容とする。
- 視覚的に表現が困難な地下遺構の理解増進のために、VR及び音声ガイドを用いた解説を行う。
- 史跡（構成資産）内の回遊性の向上を図るために、造船所跡外周に見学路を設置し遺跡全体を俯瞰できるよう展望デッキを設置する。

#### ④景観の観点からの修景

##### 1) 構成資産内における修景等

造船場進水口推定地付近には、造船所の操業停止後に建てられた民家建設時の植栽樹木及びコンクリート工作物等が残っており、造船所跡内から進水口への眺望の妨げとなっている。これらの植栽樹木及び近代工作物は適宜整理し、遮蔽物の無い当初に近い景観へと改善・修景を行う。一方、造船所跡背後の山林は、自然林であることを尊重しつつ、ツタ類・タケの進入を予防し、緑豊かな景観の維持と急傾斜地崩壊危険区域の安全性確保の両立を図るため、最小限の範囲で地形崩壊の防止施設を設置する。

中ノ台防波堤から北西に連続する石積みの南側は外海に面しており、日本海を漂流するごみの漂着が散見されるため、今後とも漂着ごみの定期的・継続的な清掃を行う。

史跡（構成資産）内には史跡、漁港、国定公園、急傾斜地崩壊危険区域等を示す案内板が10箇所以上にわたり設置されている。それぞれが安全確保や注意喚起の必要性から設置されたものではあるが、中には史跡（構成資産）の景観の妨げとなるものも含まれる。今後は関係機関とも協議を進めつつ、より適切な位置で最小限の案内板設置に努めることとする。

##### 2) 緩衝地帯における修景等

緩衝地帯では、地域住民及び関係機関との調整を行い、小畑浦に広がる漁港施設としての景観の維持に努める景観改善の観点から修景について以下に示す内容を実施する。また、造船所開設の造成土の供給源となった対岸に位置する姥倉運河への視点場を確保し、近接する萩反射炉への通視を確保できるよう、反射炉周辺の樹木の整理に努める。

#### ⑤文化的資源・情報発信の拠点としての活用

##### 1) 情報発信拠点としての活用方法

史跡の修復・公開活用を進めていく中での発掘調査については原則公開とし、地下遺構の情報発信に努める。

##### 2) 地域コミュニティの参画の方法

上記発掘調査の際は、地域住民に調査への参加を呼び掛ける。また、恵美須社で毎年開催される地域住民参加の祭礼行事の際には史跡（構成資産）に関する普及啓発活動を行う。

#### ⑥事業の推進

##### 1) 事業実施の方向性

まずは、計画的な発掘調査を継続して実施する。並行して、来訪者の史跡（構成資産）への理解増進と安全確保のための見学路を設置する。さらに、発掘調査成果に基づき造船所の地下遺構の安定的維持及び位置・規模の平面的な表示を行う。具体的な手法は、専門家から成る委員会及び国・山口県の指導・助言に基づき実施する。

### (3) 大板山たたら製鉄遺跡

#### ①調査研究の推進

##### 1) 発掘調査

平成2～6年度(1990～1994)にかけて発掘調査が行われたが、未調査の部分が存在し、大鍛冶屋などの遺構が確認できていない。製錬工程において、未解明部分を明確にするため、未調査の範囲については、長期的な計画の下に詳細な分布調査を実施し、必要があれば発掘調査を行う。

##### 2) 関連文献資料等の調査

大板山たたら製鉄遺跡に関連する文献資料はいくつか確認されているが、引き続き新資料及び絵図等の発見・収集、分析・研究に努め、当該遺跡が持つ史跡の本質的価値及び世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明への貢献を明確化する。特に恵美須ヶ鼻造船所跡及び萩反射炉との関連性について、重点的に調査を行う。また、原材料の搬入及び製品の搬出に利用した「鉄の道」のルート解明も進める必要がある。さらに、萩(長州)藩内に残る23のたたら製鉄遺跡等の文献資料調査も進め、類似性及び特徴等について分析・研究を進める。

##### 3) その他の調査

地下遺構に対する保護盛土、露出遺構における遺構の劣化具合については、詳細な現況調査を実施する。

石積み部等においては一部で復元整備を実施しているが、遺構部と復元部が明確に表示されておらず、来訪者に誤解を与えている部分もある。石積みについては三次元測量等を実施し、石積みの立面展開図及びオルソ画像等で現況詳細情報を整理するとともに、来訪者に誤解を与えないような情報提供を行う。

恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性を実証するため、双方の出土遺物について詳細な分析調査を実施する。

イノシン等による遺構内の掘り起こし等の獣害に対して、有効な対策を検証するための調査を行う。

##### 4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の作成と運用

石積み・露出遺構、周辺景観の変化・劣化に関するモニタリング・カルテを作成し、定点観測を行うとともに、年次変化を分析し異変が確認された場合には当該部分の詳細な調査を実施する。

また、来訪者の史跡(構成資産)への影響及び来訪者の動向等を確認するために来訪者調査を実施する。

## ②遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

### 1) 劣化部材の保全・強化

地下については、遺構上面の保護盛土が降雨等により一部流出しているうえ、半ば露出した遺構面への立入りも可能となっているため、悪影響が懸念される。一方、石敷等の露出遺構については、自然的及び人為的影響による劣化が見られる。

地下遺構及び露出遺構の確実な保護のため、部分的に流出した保護盛土を補充するとともに、現在の盛土の表面を養生することにより、さらなる土砂の流出防止対策を講ずる。

また、遺跡内に見学路を定めることにより見学可能な位置・範囲を明確化し、来訪者による踏圧・衝撃等が露出遺構及び地下遺構に与える影響を緩和する。さらに、劣化の進行が見られる露出遺構の石敷等については、詳細調査の分析結果に基づき、保存科学処理等による基質強化等の対策を講ずる。なお、その場合には、同種石材のサンプルによる実証実験を行い、効果等について見極めることとする。

## ③構成資産・エリアにおける製鉄システムの明示・説明

### 1) 製鉄システムの理解に貢献する公開活用

来訪者が在来の製鉄技術である「たたら」と幕末の産業化・近代化との関係を理解しやすくするために、次に示す方針をもとに情報提供施設等を設置する。

現在は見学路を定めていないため、来訪者が製錬工程を理解しにくい状態にある。そのため、製錬工程に沿った見学路を設置し、来訪者の動線を制御する。また、平成29年(2017)3月に史跡(構成資産)の導入部南側に開設した展示休憩室では、生産施設の模型展示、説明板等による解説のほか、史跡(構成資産)内での遺構の位置・規模の表面的な表示施設の設置、VR技術等による情報提供等を行うことにより、「たたら」による製鉄システムが来訪者に分かりやすく伝わるようにする。

説明板には、「明治日本の産業革命遺産」の中での大板山たたら製鉄遺跡の位置付け、及び萩市の他の史跡等(構成資産)との関係についても明示する。特に恵美須ヶ鼻造船所跡との関係については、詳細に記載する。

一方、石垣等の一部を復元的に修復した箇所では、オリジナルの石垣と積み足した石垣とが判別しにくいいため、解説板又は説明資料等により区分を明示し、来訪者に誤解を与えないよう配慮する。

## ④景観の観点からの修景

### 1) 構成資産内及び緩衝地帯における修景等

周辺森林部の樹種はスギ・ヒノキ等の人工林が主であり、保安林に指定されている。在来の製鉄技法である「たたら」の生産工程において重要な役割を担った周辺の緩衝地帯の森林については、操業時を彷彿させる森林景観を創出するため、文献資料等で得られた客観的な資料に基づき操業当時の林相を明らかにした上で、関係機関との調整の下、森林の現況、自然条件及び地域ニーズ等を踏まえつつ、長期計画として操業当時の林相への誘導を図る。

## ⑤文化的資源・情報発信の拠点としての活用

### 1) 活用

平成 29 年（2017）3月に萩城下町の緩衝地帯内に開設した世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を「エリア1 萩」のガイダンス・情報発信の中心施設として位置付けるとともに、萩城下町内の既存の萩博物館を学術的・専門的な調査研究・情報発信の施設として位置付け、大板山たたら製鉄遺跡及び平成 29 年（2017）3月に大板山たたら製鉄遺跡に近接して建設した展示休憩室をガイダンス・情報発信のサテライト施設とする。

大板山たたら展示休憩室では、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）での「明治日本の産業革命遺産」の解説をコンパクトにした解説板を設置し、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）より先に大板山たたら製鉄遺跡展示休憩室を訪れた来訪者への「明治日本の産業革命遺産」全体についての理解増進を図るとともに、大板山たたら製鉄遺跡においては、中心的な情報発信施設となるよう、「たたら」の模型等を設置するなどして、展示内容の充実に取り組む。

また、調査研究や維持管理等のための収集したデータは、整理・分析し市民及び来訪者へ最新の情報として発信する。

### 2) 地域社会（コミュニティ）の参画

大板山たたら製鉄遺跡は、市街地から離れた福栄地域に存在する。この地域では、地域住民自らが当該史跡（構成資産）を中心に地域おこしを行う団体「福栄文化遺産活用保存会」を立ち上げ、たたら祭の開催等の活動を活発に行っている。また、萩市は当該保存会に史跡（構成資産）の管理・ガイドを委託している。今後とも萩市は保存会と十分な協議を行ったうえで、連携して史跡（構成資産）及び情報発信施設の活用を図る。

加えて、萩市では、ガイドの能力向上及び新たなガイドの育成を行い、史跡及び世界遺産としての管理・保全に対する関係者の認識を深めるため、定期的に研修会を実施する。

## ⑥事業の推進

### 1) 事業実施の方向性

遺構の保護及び修復対策として、まずは現況を把握するため、現況詳細調査及び3次元測量等を実施する。次に修復方法案について試験施工を行い、それらの経過をモニタリングする。その結果に基づき、最適な修復手法を確立したうえで施工する。その際には、地下遺構に対しての保護盛土及び遺構の表面表示の施設の補修も併せて実施する。

修復を行った史跡（構成資産）が将来にわたり安定的な状態を維持し、来訪者が生産工程を理解できるよう誘導するための見学路を設置する。

また、史跡（構成資産）の理解増進を図るため、大板山たたら製鉄遺跡展示休憩室での模型及び解説板の設置、現地でのデジタル映像等による展示を活用する。

なお、具体的な遺構の修復及び見学路の設置方法は、整備委員会及び国・山口県の指導助言に基づき実施する。

加えて、萩市は、事業の責任者として事業進捗の管理・運営を行うとともに、遺構の状態を考慮して実施すべき事業の内容・時期を適切に定め、国・山口県とも連携して財源及び実施に必要な専門的な知見・人材を確保する。

## 2) 事業の進捗状況のフォローアップ

露出遺構に対して保存科学処理等の薬剤による基質強化対策を講ずる場合には、可逆性の維持が可能か否かの観点から適否について判定を行う必要がある。そのために要する期間も事業スケジュールに組み込み、実証実験を行うなど十分な検証を行うこととする。

### (4) 萩城下町

#### ①調査研究の推進

##### 1) 発掘調査

萩城下町の発掘調査は一部終了しているが、史跡等（構成資産）の範囲が広大であるため、将来像に合わせた必要最小限の調査方法を採用するなど、現時点での実行性を配慮しつつ行う。各史跡等における発掘調査の方針については、以下に示すとおりである。

史跡萩城跡（城跡）における石垣修理箇所及び東園の整備については、事前に発掘調査を実施し、城郭・庭園遺構の解明を行って修復・公開活用の方法へ反映させる。それ以外の場所では公園施設や植栽更新の際に該当箇所の試掘調査・立会を行い、地下遺構の保護対策を講ずるとともに、修復・公開活用に必要な情報の蓄積を図る。

堀内伝建地区（旧上級武家地（外堀を除く））において掘削を伴う伝統的建造物の修復を行う場合には、事前に発掘調査を実施し、上級武家屋敷遺構の解明を行ったうえで修復に反映させる。それ以外の場所では、住宅の新築・増改築及び撤去の際に該当箇所の試掘調査・立会を行い、地下遺構の保護及び情報の蓄積を図る。

史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）における掘削を伴う史跡の修復・公開、重要文化財等の修理については、事前に発掘調査を実施し、町家・中級武家屋敷遺構の解明を行ったうえで修復・公開または修理に反映させる。それ以外の場所では住宅新築等の際に試掘調査・立会を行い、地下遺構の保護及び情報の蓄積を図る。

##### 2) 関連文献資料の調査

萩城下町における各史跡等に関連する文献資料が確認されており、引き続き新資料及び古写真の発見・収集、分析・研究に努め、史跡の本質的価値及び顕著な普遍的価値の証明への貢献についての明確化並びに地域社会において果たしてきた役割の明確化を図る。

##### 3) その他の調査

修復・公開活用事業に必要な調査として、修理等の記録作成及び建造物の調査を行う。



#### 4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の作成と運用

萩城下町の主要な遺構の1つである史跡萩城跡の石垣については、定期的なモニタリングを行い、変状や劣化が見られる箇所については、モニタリング・カルテに基づき修復・修理を進めていく。

### ②建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

#### 1) 劣化部材の保全・強化及び不安定建造物の強化・安定化

史跡萩城跡（城跡）の主要な遺構の一つである石垣の劣化・変形については、危険度を勘案した年次計画に基づき修復を行う。変形箇所を一旦解体し、変形の原因究明の後、修復を行い、維持管理を行う。なお、石垣は原則として修理直前の状態に復旧するものとする。また、石垣に近接し、樹根が石垣に孕み等の悪影響を与えている又は将来的に与える恐れのある樹木については、他所への移植又は伐採を行う。

外堀では、既に実施可能な範囲での整備事業を完了しているため、原則として現状を維持するために必要な部分的な修復を計画的に実施し、城郭遺構の維持を図る。

堀内伝建地区(旧上級武家地(外堀を除く))では、伝統的建造物の屋根の葺き替え、漆喰の塗り直し等、原則として現状を維持するために必要な部分的な補修を計画的に実施し、建造物遺構の維持を図る。なお、今後修復を行う土堀等の工作物については、伝統的様式にそぐわない部分は然るべき状態に復旧し、旧状が不明な場合には周囲の状況等を勘案して復元的な修復又は生垣による修景を行う。

史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）の範囲内における菊屋家住宅（重要文化財）及び青木周弼旧宅等の建築物については、一通り保存修理が終了しているため、原則として現状を維持するために必要な屋根の葺き替え、漆喰の塗り直し等、部分的な補修を計画的に実施し、建造物遺構の維持を図る。なお、志賀家旧宅等、今後修理を実施するものについては、原則として修理直前の状態に復旧するものとする。ただし、明らかに近代の所産であり、景観を損ねている部分については、伝統的素材への変更を行う。また、建造物調査及び発掘調査の結果、修理直前にはすでに失われていたが、本来存在したことが明確で、復元することが建造物の価値を高めると認められる部分については、現状変更の許可に基づき当該箇所の復元を行う。

### ③萩城下町における産業化の主体となった当時の封建社会の明示・説明

#### 1) 当時の封建社会の理解に貢献する公開活用

萩城下町が幕末の産業化・近代化の起点となったことを来訪者が想起しやすくなるよう、萩城下町を構成する史跡等（城跡、旧上級武家地、旧町人地の3つの地域）の相互のつながりを十分考慮し、それらを一体的に捉えた修復・公開活用事業を実施する。また、点在する構成要素を回遊しつつ、それらの全体像が理解できるよう動線計画を作成し、誘導・案内施設等を設置する。

#### ④景観の観点からの修景

##### 1) 史跡等（構成資産）内及び緩衝地帯における修景等

史跡萩城跡（城跡）では、天守台及び本丸内の全容が確認できるよう生長した樹木の枝打ち・整枝等の管理を行う。また、指月山山頂の要害から城下町を望見できるよう繁茂した樹木を伐採する。

堀内伝建地区（旧上級武家地）では、住宅の増加に伴い、明治時代以降の歴史を象徴する夏みかん樹が減少している。NPO等の団体及び地域住民と協力の下に現況樹木の保護、新規補植等を実施する。また、ブロック塀及び近代住宅等は、更新の機会を捉えて撤去又は修景を行う。

史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）では、菊屋横町・江戸屋横町など幕末期の町並み景観を良く残していることから、それらの景観を維持するため、建築物その他の工作物の新築又は改修等については適切なコントロールを行うことによって景観誘導を図る。また、既存のブロック塀及び近代住宅等は、更新の機会を捉えて撤去又は修景を行う。

#### ⑤文化的資源・情報発信の拠点としての活用

##### 1) 地域社会（コミュニティ）の参画

萩城下町の大部分は、地域住民の居住地となっている。今後とも、史跡の管理団体である萩市は地元町内会等との協力の下に、地域情報誌や集会など利用した情報発信等を通じて史跡（構成遺産）の保全についての啓発活動及び自主的な保護活動等を行い、地域社会（コミュニティ）の積極的な参画を図る。

#### ⑥事業の推進

##### 1) 事業実施の方向性

史跡萩城跡（城跡）の石垣については、計画的に緊急度の高い箇所から順次、修復を行っており、今後とも段階的に修復を継続していくこととする。東園では、継続中の発掘調査を引き続き行い、その価値を明らかにした上で、庭園の修復を中心として築地・門などの復元的な整備を行う。堀内伝建地区並びに史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧上級武家地及び旧町人地）を形成する重要な要素である町割り及び建築物その他の工作物については、引き続き修理・修景に努める。老朽化や倒壊の危険性の高いもの、町並み景観に影響を与えているものについては、所有者への修理・修景の指導助言はもとより、修理・修景費用の適切な補助金等の支援を行うこととする。また、公有化している構成要素については、萩市が主体となり、地域住民との合意形成のもと公開活用に資する修復及び施設の整備・修景を行う。

## 第4章 調査研究

本章では、第3章第2節において設定した「調査研究の推進」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

#### (1) 発掘調査

各史跡等（構成資産）の発掘調査計画については、第2節において詳述する。

なお、調査の実施に当たっては、史跡等（構成資産）として適切かつ有効な調査となるよう事前に国及び山口県と協議を行うとともに、専門家の承認を得ることとする。発掘調査で得られた学術的成果は、文献資料等の調査及び建造物調査、並びに類似事例との比較を行い、史跡等（構成資産）の全容解明に努める。発掘調査の成果については、記録・公開し、それにより共有化を図るとともに、情報発信を行う。

#### (2) 文献資料調査

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）に関連する文書及び絵図や古写真等の文献資料は、これまでに多く確認されている。既に確認されている文献資料の調査・研究を引き続き行うとともに、資料等の情報について、ホームページ及び市報等で広く告知し、新たな文献資料の発見・収集に努める。資料の調査に関しては、萩博物館学芸員等の専門家及びNPOまちじゅう博物館の市民ボランティア等の協力・支援を得て進める。

文献資料調査で得られた学術的成果と、発掘調査及び建造物調査との比較を行い、各史跡等（構成資産）の全容解明に努める。文献資料調査の成果は、記録として整理・公開し、共有化を図るとともに情報発信を行う。



「名勝萩と長門峡之図」（萩博物館蔵）

### (3) その他の調査

#### ①来訪者の数・動態に関する調査

萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡については平成 27 年(2015) 4 月から、萩城下町及び松下村塾についてはそれ以前から、毎日の来訪者数の調査を行っている。

今後とも、「エリア 1 萩」の 9 つの史跡等(5 つの構成資産)の来訪者数の調査を行うとともに、史跡等(構成資産)周辺の関連史跡においても、管理人が常駐している場合は来訪者数の調査を行う。

また、9 つの史跡等(5 つの構成資産)については定期的に、来訪者の行動観察・同時滞在者数・滞留時間についての調査及び来訪者の史跡等(構成資産)に対する理解度及び満足度、他の立ち寄り先及び日帰り・宿泊の別などのアンケート調査を行い、将来の修復・公開活用事業における基礎資料とするとともに、長期的な観点での傾向の把握及び課題の抽出に努める。



図 4-1-1 萩地域で来訪者数を調査する施設

#### (4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の運用

##### ①モニタリング・カルテ

モニタリング・カルテは、年1回行う史跡等（構成資産）や緩衝地帯のモニタリングを記録するもので、劣化及び改変の状況等を把握できる基礎的な資料であるとともに、補修や大規模修理等の時期を定めるうえでも非常に有効な資料である。萩市では、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のモニタリング・カルテ（個票及び調査台帳）を平成28年度（2016）に作成し、同年度からモニタリングを開始している。モニタリングは、史跡等（構成資産）に精通している萩市文化財保護課職員が史跡等（構成資産）の現地に赴き、目視及び写真撮影により観察を行い、その結果をモニタリング・カルテに詳細に記載するほか、必要に応じて所有者・管理者の協力を求める、という方法で実施することとしている。

毎年度、モニタリングの結果は年次報告書として取りまとめ、萩地区管理保全協議会において、確認・合意した後に、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会に報告する。



石垣の目地の開きモニタリング実施事例（史跡金沢城跡）

構成要素		反射炉本体	部位2	北面	個票番号	H28A01-001
部位1	レンガ				記録年月日	平成29年1月20日

位置図(全体)

位置図(詳細)

写真

立面図

H28A01-001 - 1

個票サンプル①

個 票 【構成資産名： 萩反射炉 】

				個票番号	H28A01-001
部位3	レンガ・目地	材質等	レンガ・モルタル	規格	東側:H=2.3m、西側:H=1.6m
現状・摘要					
修理履歴等					
写真・図面等					
					

H28A01-001 - 2

個票サンプル②

調査台帳

構成資産 名称		萩反射炉				
調査日時	平成 29年 1月 20日(金)	天候				
調査者	萩市文化財保護課					
(構成要素)						
番号	調査項目/部位1	調査結果			影響要因	特記事項
	部位2	指摘なし A	経過観察 B	要是正 C	番号で記入 1~13	
<b>反射炉本体</b>						
1	レンガ					
1	北面					
2	東外面					
3	東内面					
4	南面					
5	西外面					
6	西内面					
2	安山岩					
1	北面					
2	東外面					
3	東内面					
4	南面					
5	西外面					
6	西内面					
7	保護設備					
3	煙道					
1	東側					
2	西側					
<b>地下遺構</b>						
4	丘陵下段					
1	反射炉本体周辺地下遺構					
2	建物遺構1					
3	建物遺構2					
4	外構					
5	丘陵上段					
1	建物遺構3					
2	建物遺構4					
3	外溝・法面					
6	法面					
1	東側					
2	西側					
改善予定状況等						
番号	改善策の具体的内容			改善(予定)年月日		
影響要因						
環境変化	1:樹木等、2:昆虫(蟻害等)、3:菌類(腐食等)、4:経年劣化					
自然災害	5:火災、6:落雷、7:風水害、8:土砂災害、9:地震、10:津波					
観光圧力	11:観光客等による直接人為的行為、12:開発等に係る要因					
その他	13:その他					

調査台帳サンプル

## ②年次報告書

年次報告書は、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の保存及び活用に関する当該年度の実績をまとめたものであり、エリア及び史跡等（構成資産）の状況を総括的に把握する基礎資料である。作成にあたっては、萩市の世界遺産担当職員が各団体等から情報収集し、正確かつ適切に調整したものを萩地区管理保全協議会へ提出し、確認・合意を得た後に、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会に報告する。

### 年次報告書目次

- 1 基本情報
- 2 保護状況（指定等）
- 3 構成資産に与える影響等に関する観察
- 4 構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察
- 5 構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察
- 6 インタープリテーション
- 7 保護に関する団体等
- 8 管理保全に関する関係者間の協力体制
- 9 総括（評価）

## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

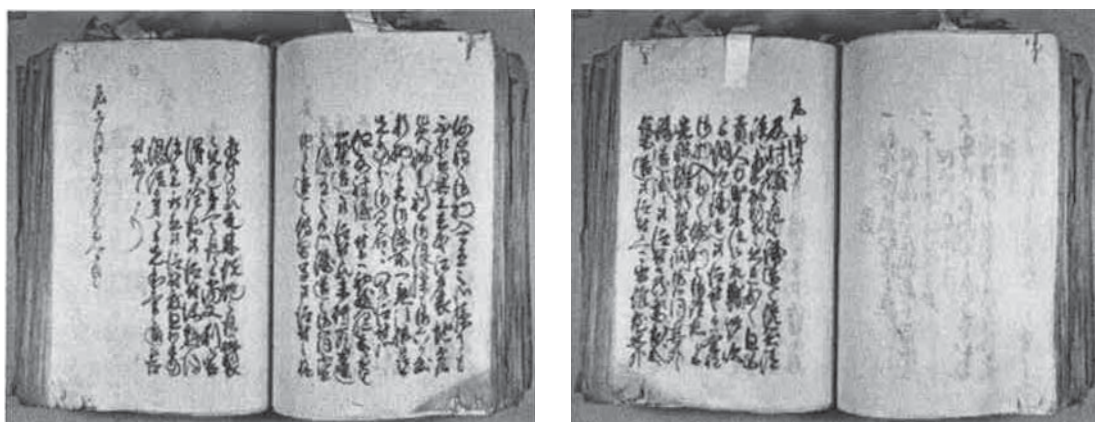
#### （1）発掘調査

萩反射炉及びその周辺の発掘調査は昭和53年（1978）及び昭和58～61年（1983～1986）にかけて実施しており（「第2章 第3節 第1項（6）発掘調査結果」参照）、遺構保存の観点からも全掘は行わず、必要な範囲に限定して発掘調査を実施してきた。今後とも、そのような考え方と手法の下に、必要とされる情報の把握又は修復に伴い必要最小限の範囲で発掘調査を実施する。

今後、文献資料調査等の進展により、関連遺構が存在する可能性が生じた場合は、関係機関と協議のうえ作成した調査計画に基づいて実施する。

#### （2）文献資料調査

萩反射炉について記載された資料は、毛利家の編輯所で嘉永6年（1853）から明治4年（1871）の廃藩に至るまでの編年史料をまとめた『諸記録綴込』（山口県文書館所蔵）、及び萩（長州）藩を中心に据えた幕末維新の歴史書である『防長回天史』（山口県文書館他所蔵）、さらに幕末維新时期の萩（長州）藩主であった毛利敬親・元徳親子の事績を顕彰する目的で旧毛利家両公伝編纂所が昭和4～20年（1929～1945）にかけて収集・調査し、編集に努めた際の文献資料群である『忠正公伝』等が挙げられる。今後の他の調査等の成果と照合し、その整合性の確認、新たな文献資料の発見に努める。



『諸記録綴込』（山口県文書館所蔵）

#### （3）反射炉の修復に必要な調査

萩反射炉は、昭和49～61年度（1974～1986）に実施した保存整備工事の際に本体の確認を行い、平成22～29年度（2010～2017）にも各種調査を実施しているが、その構法や構造について解明されていない点があることから、本計画に基づいて実施する修復を適切に実施するための準備作業として、次のような調査を行う。

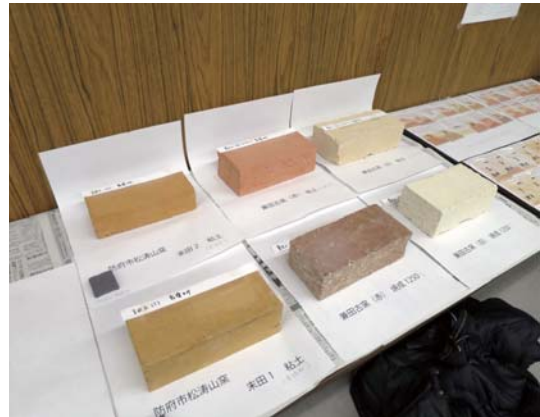
補修用煉瓦として実用するために、上層部の煉瓦と同等の成分組成、物性となるよう製作した試験用煉瓦を作成し、これに対する暴露試験、耐圧試験等の各種試験を実施する。また、この試験用煉瓦を用いて塔体のモックアップ（部分模型）を製作し、実物の煉瓦塔体と同等の破損状況等を再現して、実物に実施を検討している修復工事の施工を試験的に実施する。



一方、反射炉本体に対して、各部位の劣化度について詳細調査を行い、部位ごとの修復に向けた基礎資料を作成するとともに、典型的な劣化部位において、修復手法の調査研究を行う。また、複数の定点を設定し、この点における挙動量の把握を継続的に行う。



成分組成の異なる材料及び焼成温度の違いによる物性、色素等の比較検討状況



複数の材料による試験用煉瓦サンプルの作成状況

なお、建造物調査で得られた学術的成果は、文献資料調査及び発掘調査の成果のみならず、加えて類似事例と比較を行い、萩反射炉の全容の解明に努める。加えて建造物調査で得られた技術的成果は、萩反射炉整備委員会で検証のうえ、国及び山口県とも協議し、必要に応じて修復に反映させる。

また建造物調査の成果については、記録として文書化し、関係機関等へ配布し共有化を図る。社会に還元すべき成果については、情報発信を行っていく。

#### (4) モニタリング・カルテ及び年次報告書の構成とその運用

上層部の煉瓦積み部分や下層部の石積み部分について、定点を設定のうえ、同じ指標を用いて定期的に目視及び写真等で観察し、その結果をモニタリング・カルテに蓄積して長期的な変位や劣化を記録する。また、今後のモニタリングの中で補修・修復を行った場合は、その履歴についても加筆する。

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 発掘調査

恵美須ヶ鼻造船所跡及びその周辺において、平成 21～22 年度（2009～2010）、及び同 24 年度（2012）の 3 箇年にわたり、史跡指定に向けた発掘調査を行った。

今後は、古絵図・古文書に記された各作業小屋の規模・構造と地下遺構との整合性を検証し、それらの正確な位置・規模の平面的な表示を行う。また史跡の修復・公開活用に向けた調査計画に基づき発掘調査を引き続き実施し、3 地区に大別した調査範囲の発掘調査を完了させる。調査順序は I 地区（平成 27～30 年度（2015～2018））、I・II 地区前面（平成 30 年度（2018））、II 地区（平成 27～31 年度（2015～2019））、III 地区（平成 31 年度（2019））の予定である。以下に詳細を記す。

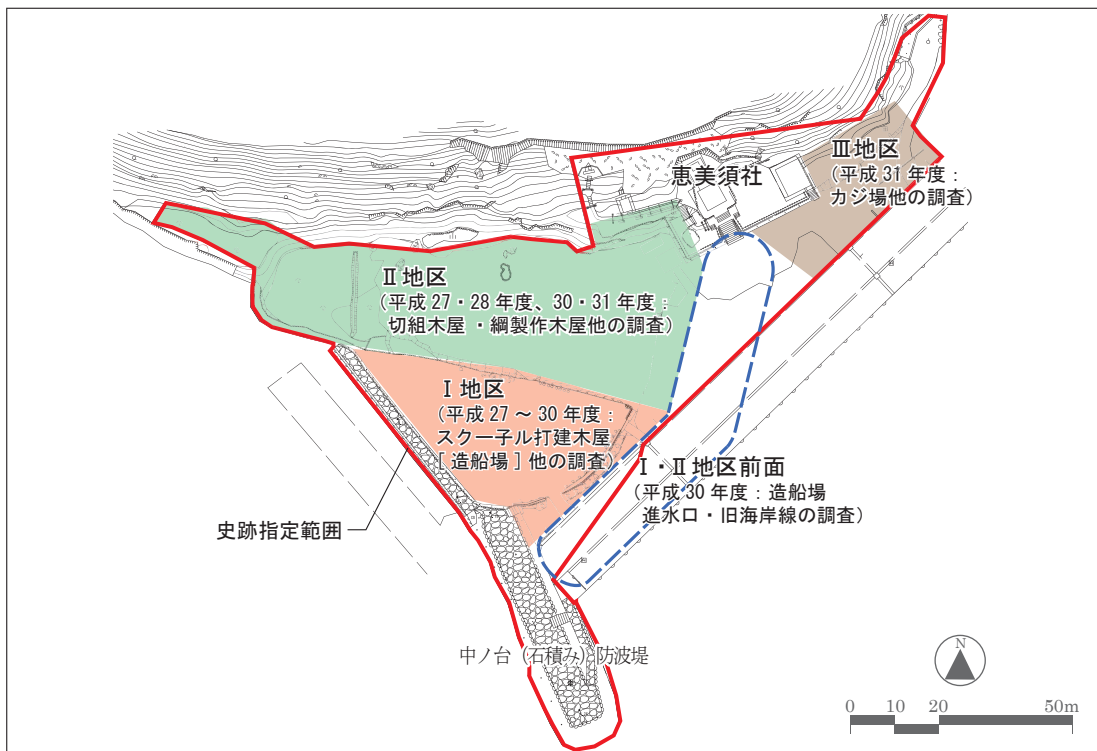


図 4-2-1 発掘調査計画図

### ①地区別調査

#### 1) I 地区

当該地区は、造船所開設直前に設置された「今浦波止」（現 中ノ台防波堤・石積み及び護岸）に伴う埋め立て造成地である。姥倉運河掘削で発生した砂礫土をこの地に充当して埋め立て、丙辰丸の造船場・絵図木屋・蒸気製作木屋及び庚申丸の造船場が構築されたものと考えられる。

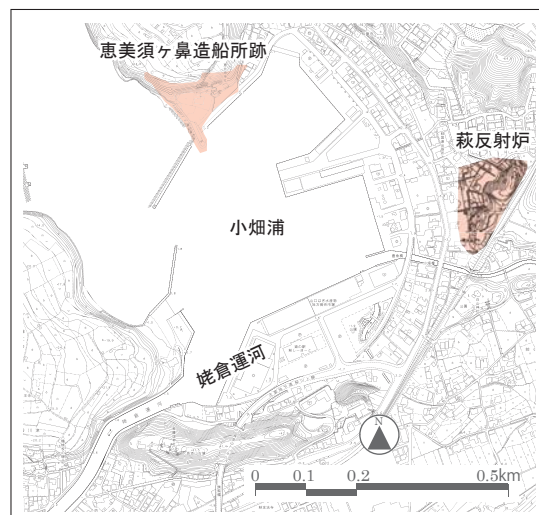


図 4-2-2 恵美須ヶ鼻造船所跡周辺位置図

発掘調査では庚申丸の建造を終えた造船所の最終段階を想定し、庚申丸の造船場遺構の規模・構造の究明を主体とし、併せて、部分的に残存すると想定される丙辰丸の造船場・絵図木屋・蒸気製作木屋の規模・構造についても究明する。

調査期間は平成27～30年度(2015～2018)を目途とし、調査終了後はその成果を調査報告書にまとめ刊行する。

## 2) I・II地区前面

当該地区は、I地区及び後述するII地区の南東側に位置する。I地区前面では先述の丙辰丸及び庚申丸造船場の進水口の検出が想定され、II地区前面では旧海岸線の検出が想定される。

発掘調査対象範囲はいずれも道路や恵美須社に隣接しており、調査面積の制限が予想されることから、事前に地下レーダー探査による非破壊分析を行い、調査範囲を絞り込んだうえで発掘調査に着手する。

調査期間は平成30年度(2018)を予定している。調査終了後は、その成果を調査報告書にまとめ刊行する。

## 3) II地区

当該地区は造船所開設以前には萩(長州)藩士下屋敷があった場所である。この地には丙辰丸に伴う切組木屋・大工居屋・綱製作木屋・木引木屋・高崎伝蔵居処などが構築されたと考えられる。II地区についても庚申丸建造後の最終段階を想定した各建物跡の規模・構造の究明を目標としているが、庚申丸については造船場以外の建物跡については文献資料からも詳細は定かではない。そのため、遺構検出時に重複する柱穴跡や異なる柱筋の痕跡等を確認した場合は、可能な限り情報収集に努める。

調査期間は平成27～28年度(2015～2016)に切組木屋推定地の調査を実施した後、平成30～31年度(2018～2019)に大工居屋・綱製作木屋・木引木屋・高崎伝蔵居処推定地の調査を予定している。なお、II地区北西奥の範囲については丙辰丸の建造記録である『丙辰丸製造沙汰控』の絵図でも建物配置が不明確な部分である。文字資料のみに記録される木油製固屋・風呂場・雪隠などの究明も含め、これらの範囲についても地下レーダー探査を実施し、調査範囲を絞り込んだうえで発掘調査を実施する。調査終了後はその成果を調査報告書にまとめ刊行する。

## 4) III地区

当該地区には丙辰丸に伴うカジ場が構築された場所である。平成22年度(2010)の発掘調査では炉跡と考えられる土坑と建物の縁辺部と考えられる石列等を検出した。平成31年度(2019)に予定している発掘調査では、事前に実施する地下レーダー探査の成果を踏まえ、カジ場のより詳細な規模・構造の究明及びII地区前面から続いていると想定される旧海岸線の究明を行う。調査終了後はその成果を調査報告書にまとめ刊行する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の壁面から崩落したと思われる巨石や樹木根などの整理は、遺構平面表示整備の中で行き、地下遺構に影響を与える場合は発掘調査も実施する。

## ② 出土遺物

これまでの発掘調査では出土遺物の量が少なく、造船所遺構に明確に共伴するものもごく僅かである。そのような中、各地区の包含層から出土している船釘及び鋸等の鉄製品については考古学的・自然科学的な調査研究及び分析を行い、使用時期の特定や原料鉄供給場所の解明を進める。



出土遺物（船釘）



出土遺物（船釘及び鋸）

## （2）文献資料調査

恵美須ヶ鼻造船所での造船に係る文献資料は、丙辰丸では『丙辰丸製造沙汰控』・『艦船一件』、庚申丸では『大艦製造一件』が基本文献である。引き続きこれらの調査・研究を行うが、併せて新資料の発見・収集にも努める。

その他には丙辰丸・庚申丸の建造技術の源流である伊豆戸田及び長崎海軍伝習所の造船関係資料についても調査・研究を行い、萩（長州）藩が洋式帆船建造に試行錯誤する中で教科書とした文献を収集・研究し、丙辰丸・庚申丸の造船手法が推測できるような状況証拠の収集に努める。



『丙辰丸製造沙汰控』（山口県文書館蔵）



『大艦製造一件沙汰控』（山口県文書館蔵）



## （3）その他の調査

### ① 地下レーダー探査

平成27年度（2015）から着手している発掘調査では、最小限の調査範囲で最大限の調査成果が得られるよう、調査範囲の絞り込みを行うために事前に地下レーダー探査を実施した。海水面以下では成果が得られなかったが、それより上層では造船場の掘方となる土坑や切組木屋の柱穴跡などを検出する手掛かりとなる反応があり、発掘調査を円滑に進める上での一助となった。今後予定している発掘調査範囲の中で、地下レーダー探査が未計測な範囲についても、事前に地下レーダー探査での非破壊分析を実施したうえで、調査範囲を絞り込み発掘調査に着手する。

### ② 3Dレーザー測量調査

中ノ台（石積み）防波堤の露出遺構をはじめとした石積み遺構のモニタリングに必要な基礎資料を作成するため3Dレーザー測量や水中部の現地調査を行い、その成果に基づいて石積み露出遺構の修復履歴調査を実施する。

### 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

#### (1) 発掘調査

平成2～6年度(1990～1994)にかけて発掘調査を実施したが、たたら製鉄のシステムを理解する上で重要な工程である大鍛冶屋などの遺構が確認されていない。製錬工程における未解明部分を明確にし、製鉄システムの全容解明に努めるため、未調査部については長期的な計画の下に発掘調査を行う。

また、「鉄の道」が史跡(構成遺産)に接続する部分及び遺構表示等の修復を実施する部分では、国・山口県及び専門委員会の指導の下に、修復・公開活用の施策に必要な情報を得ることを目的として、最小限の範囲で効率的かつ地下遺構に影響を与えない方法で発掘調査を実施する。

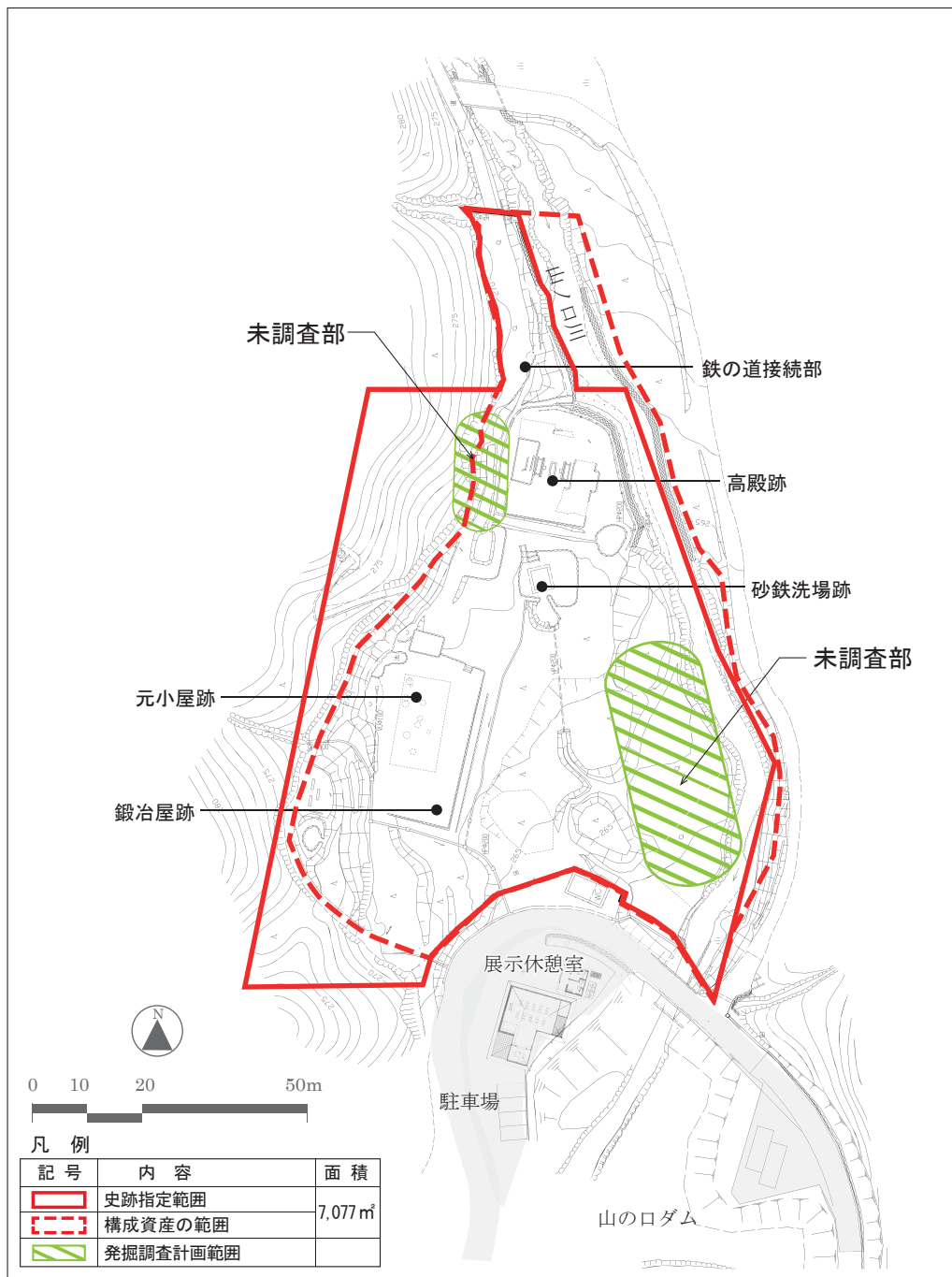


図4-2-3 史跡大板山たたら製鉄遺跡発掘調査計画図

## (2) 文献資料調査

大板山たたら製鉄遺跡に関連する文献資料はいくつか確認されており、そのうちのひとつである『丙辰丸製造沙汰控』（山口県文書館蔵）には大板山で製造された鉄が丙辰丸造船に利用されたことが記されている。今後は、さらなる調査を実施し、恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性、操業風景の絵図並びに原材料及び製作した鉄製品の搬送路であった「鉄の道」のルート等の解明を中心として、引き続き新たな文献資料の発見・収集に努める。

また、萩反射炉との関係についても新資料の調査を進め、史跡（構成資産）相互間における価値の向上に努める。

加えて、萩（長州）藩内に残る23のたたら製鉄遺跡の文献資料を分析し、萩（長州）藩以外の事例との技法上の共通点・違い等について比較研究を行い、幕末日本のたたら製鉄における大板山たたら製鉄遺跡の位置付け等の解明に努める。



『丙辰丸製造沙汰控』（山口県文書館蔵）

## (3) その他の調査

### ① 詳細分布調査

史跡指定範囲外についても遺構が存在する可能性があるため、長期的な計画の下に詳細分布調査を実施し、必要があれば発掘調査を行う。

### ② 露出遺構における劣化状況調査

現地では、石垣、礎石・石敷等の遺構の一部を露出展示しており、劣化が進行している部分も散見される。そのため、現況の把握を目的に詳細な劣化状況調査を実施し、個別の劣化箇所について修復の方法を定める。

また、三次元測量調査により石積み部の詳細な現況図を作成するとともに、過去の修復箇所を記載した立面展開図・オルソ画像等を作成し、モニタリングの基礎資料とする。

### ③ 恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性を実証するための出土遺物の成分分析調査

出土遺物の観点から大板山たたら製鉄遺跡と恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性を実証するため、恵美須ヶ鼻造船所跡出土の船釘・鋸等の鉄製品の成分分析を行い、大板山たたら製鉄遺跡出土の遺物との比較及び文献資料との照合を通じて、両者の関連性を裏付ける資料を作成する。

#### ④ 獣害調査

遺跡内の一部湿潤な箇所において、ミミズ等の土中生物が生息し、これを餌とするイノシシ等の獣が遺構を掘り起こす害が発生しているため、獣害被害調査を実施する。



獣害状況

#### ⑤ 来訪者に関する調査

来訪者による遺構への影響調査として、定期的に来訪者数の調査及び来訪者の見学動線、見学方法等の行動観察調査を行う。併せて、来訪者の大板山たたら製鉄遺跡に対する理解度等の調査を実施する。

#### ⑥ モニタリング

現時点における情報を網羅的・体系的に集約したモニタリング・カルテを作成し、構成資産とその緩衝地帯の状況を定期的に把握する。

モニタリングの結果は、毎年度、年次報告書として取りまとめ、萩地区管理保全協議会において確認・合意した後に、明治日本の産業革命遺産保全委員会に報告する。

## 第4項 萩城下町

### (1) 発掘調査

#### ① 史跡萩城跡（城跡）

##### 1) 石垣修理に伴う調査

史跡萩城跡（城跡）では、平成23年度（2011）から、崩壊の恐れがある石垣の保存修理を順次実施している。修理に当たっては、事前に萩市埋蔵文化財専門職員が石垣上面の発掘調査を行い、建物礎石、土塀基礎等の遺構を検出し、測量等記録を行う。その後、石垣の解体範囲と、それに伴って一旦取り外すなどの影響を受ける遺構を決定する。工事に当たって一旦取り外した上面遺構の礎石等は、工事終了後、記録に基づいて元の位置に復旧することとしている。また、解体工事中に、石垣内部から過去の修理痕跡や新たな遺構が検出される可能性もあることから、埋蔵文化財専門職員が随時立会を行い、必要に応じ記録保存を実施している。今後とも、同様の手順により発掘調査を実施していく。

##### 2) 東園

東園では、平成22年度（2010）から、整備事業に着手している。建造物等の地上遺構は全て現存せず、庭園の池泉・滝石組は残存するものの、樹木が繁茂し、池泉には土砂が堆積した状態である。

東園の整備方針の一つに、『全体的に廃城のイメージの濃い萩城跡の中で、藩政時代の景観をヴィジュアルに再現した空間創出を目指し、この地区の特殊性を強調する』とし、当時の大名庭園の景観の復元的な整備を目標としている。

すでに実施した平成24・26年度（2012・2014）の発掘調査では、『孝姫様基之允様東園御部屋差図』等の絵図を参考として調査区を設定し、御殿跡遺構の検出を進めているが、建物全体の解明には至っていない。今後とも発掘調査を継続し、整備における建物の復元や平面表示の根拠とする。また、池泉の石組護岸の裏込め、築地跡・門跡等の発掘調査を順次行い、当時の景観復元の根拠とする。

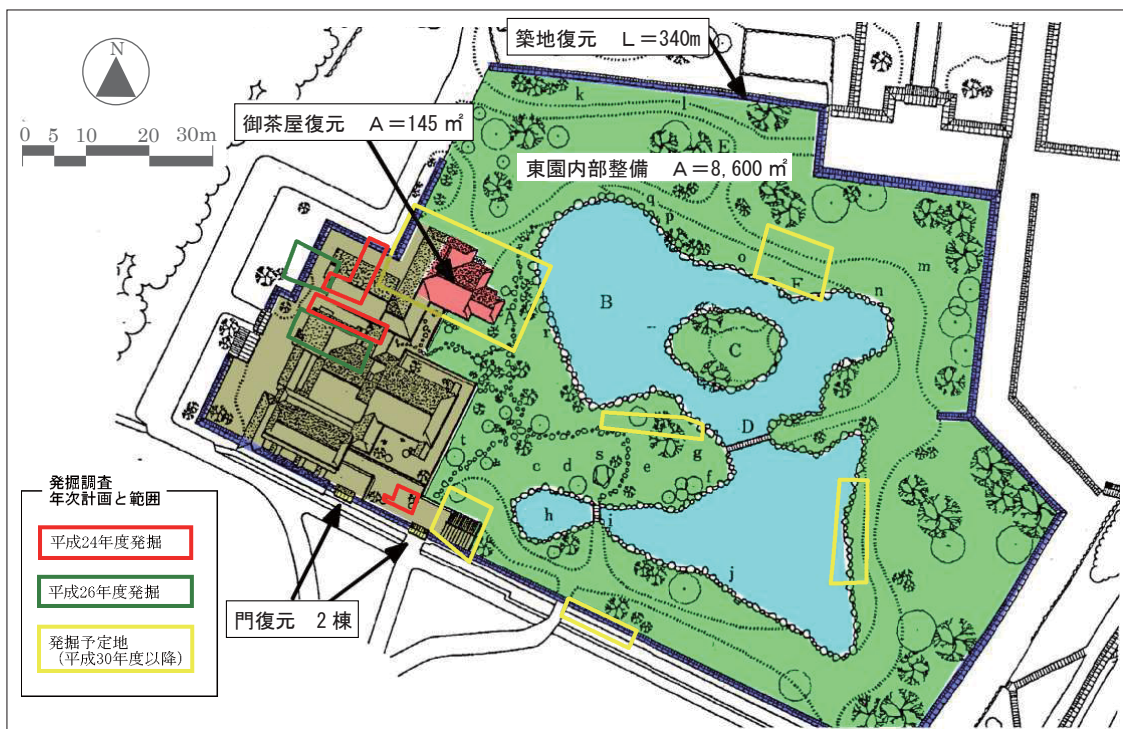


図4-2-4 東園発掘調査計画図



### 3) その他、本丸御殿跡等

絵図等によれば、本丸御殿及び奥御殿は、天守曲輪、すなわち現在の指月公園のほぼ全面にわたって所在していた。現況では花江茶亭の庭園を除いては、ほとんど地上に露出する遺構はなく、公園園路や植栽なども御殿とは無関係に配置されている。本丸御殿について短期・中期での整備計画はないが、絵図に基づく御殿推定位置を現況図面に投影し、今後公園施設や植栽の更新機会を捉えて試掘調査・立会を実施し、御殿遺構の位置や残存状態についての精度を高めることとする。これにより、今後の公園整備によって遺構が破壊されないよう注意するほか、将来的な整備に向けてのデータを蓄積する。

## ②史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）及び堀内伝建地区（旧上級武家地）

### 1) 埋蔵文化財包蔵地

史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）及び堀内伝建地区（旧上級武家地）を包括する範囲については、平成19年度（2007）に埋蔵文化財包蔵地として決定し、開発行為の内容に応じて発掘調査・立会調査・慎重工事等の指示を行っている。今後とも、地下遺構の保護・確認に努める。（図2-4-2参照）

### (2) 文献資料調査

萩城下町に関連する文献資料は、山口県文書館所蔵の『毛利家文庫』をはじめ、萩博物館、毛利博物館の所蔵資料など、これまでも多くの文献資料が確認されている。しかし、その資料は膨大な件数が存在し、未調査の文献資料も多いことから、引き続きこれらの文献資料の調査・研究を行い、城下町の成立・形成過程、幕末期に至るまでの変遷等の文献資料について調査し、新しい資料・絵図・古写真等の発見・収集・分析・研究に努め、史跡の本質的価値及び世界遺産の顕著な普遍的価値の証明への貢献についての明確化するとともに、地域社会において果たしてきた役割の明確化を図る。

文献資料調査に関しては、主に萩博物館の歴史専門学芸員が担う。また、市民のサポートとしてNPO萩まちじゅう博物館の協力を得ながら進める。

(3) その他の調査

① 史跡萩城跡（城跡）の建造物調査

本丸や二の丸など城内における藩政期当時の建造物は、そのほとんどが失われている。その反面、明治以降に建立された志都岐山神社やその社務所として利用するために移築された旧福原家書院（市指定有形文化財）、参道に架かる明倫館遺構万歳橋（市指定有形文化財）、花江茶亭（市指定有形文化財）、旧梨羽家茶室などが移築されている。（下図参照）

これら近代以降の移築建造物等についても、引き続き建造物調査を行い、その価値をより明らかにすることで保護に繋げていく。また、旧来の場所に再移築することで文化的価値が向上する場合もあることから、再移築についても関連調査や実施検討を行っていく。

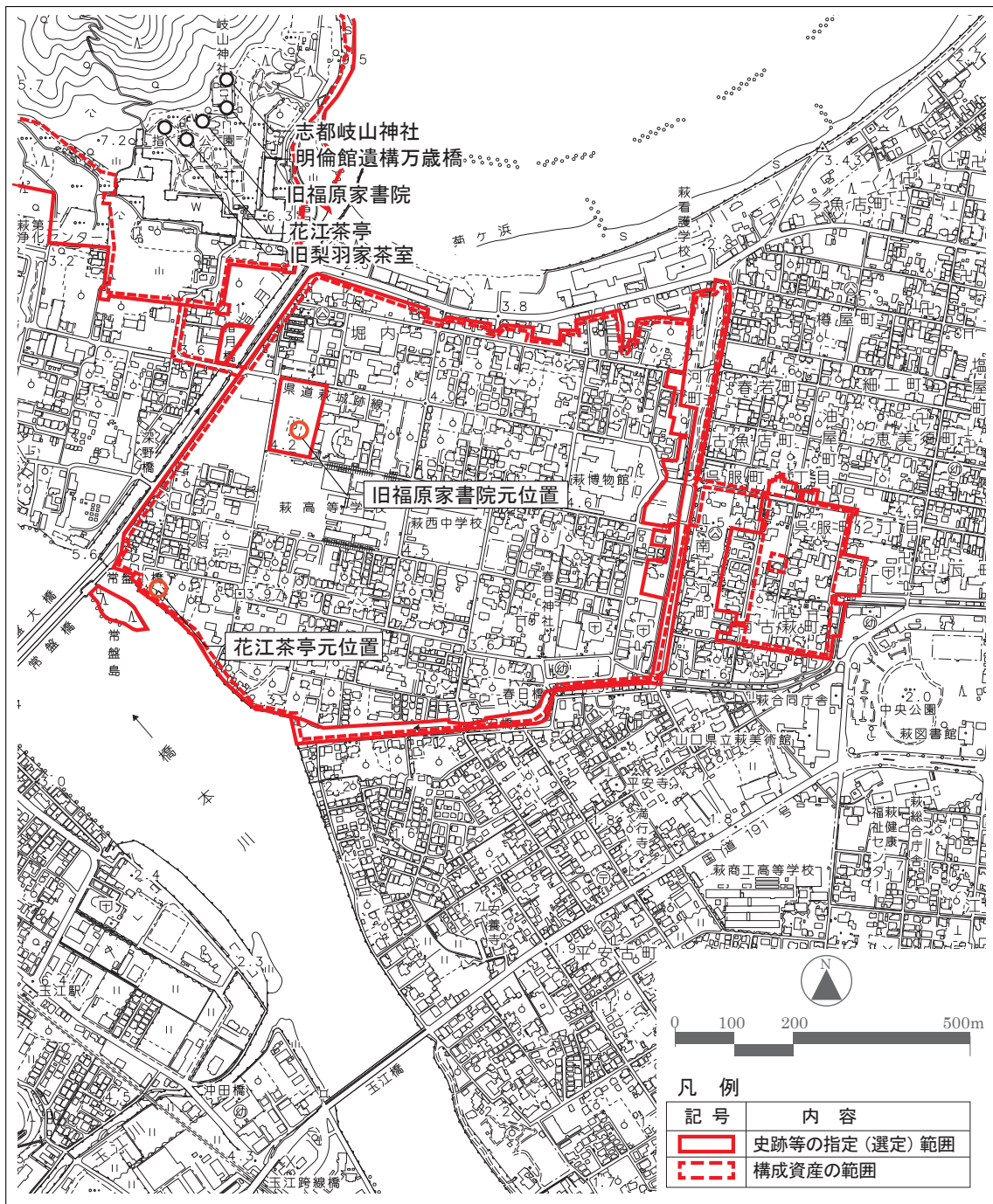


図4-2-5 移築建造物位置図

## ②堀内伝建地区（旧上級武家地）の建造物調査

萩城下町の範囲の大部分を占める堀内伝建地区については、昭和 61 年（1986）に保存対策調査、平成 16 年（2004）に見直し調査と 2 度の建造物調査を行い、当該地区の保存計画の策定及び見直しを行ってきた。現在は、これらの調査をもとに策定した保存計画により保存を図っており、これを今後とも継続する。中長期的には、さらなる見直し調査を実施する。

## ③中堀復元のための調査

大正 13 年（1924）に埋め立てられた中堀の復元整備をすることにより、萩城の本来の城郭の姿を見せることができることから、長期的に復元を目指した指針を示す必要がある。そのためには、中堀に関連する文献資料調査・測量調査及び景観等に関する調査を行い、併せて段階的に史跡の追加指定及び跡地の公有地化を図る。

## 第5章 建造物・遺跡の修復

本章では、第3章第2節において設定した「建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

第2節において詳述する。

## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

#### （1）史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

##### ①建造物の修復

萩反射炉本体については、昭和 54～58 年度（1979～1983）に実施された各種の修復工事により、建造物の安定化とその材料の保全・強化が図られ、今日に至っている。

この修復工事及び各種の調査を踏まえて、今後、いかなる修復方針をとるかについて、平成 24～28 年度（2012～2016）に開催された萩反射炉修理委員会等により検討が進められ、「第3章 基本方針 第2節 各史跡等（構成資産）（1）萩反射炉」に明記した「建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化」に記したとおり、「煉瓦の劣化が激しい部分は、同種材・同工法で製作した補修用煉瓦により、パーツの部分的な嵌め込みを基本とし、必要に応じてその他の手法を補完的に併用する手法を検討する」方針を設定した。以下、この方針に基づいた修復の手法及びその手順を示す。

##### 1）修復の手法

上層部の煉瓦積み部分は、第4章の「反射炉の修復に必要な調査」に基づく各部位の劣化を把握し、補修用煉瓦を嵌め込む箇所を特定する。次に、破損が著しい当初煉瓦及び目地、モルタルの撤去を行い、当初煉瓦の確実な保全及び接合に必要な下地処理等を実施した後に、それぞれの箇所ごとの実測を行い、必要な寸法・形状に補修用煉瓦を加工する。最後に目地及び空隙部分を目地材で充填しつつ、補修用煉瓦を嵌め込む。

また、破損が軽微で補修用煉瓦の嵌め込みが必要と認められない当初煉瓦については、保護材による被覆又は薬剤の塗布を行う。以前の修復工事によるモルタルを残す部分については、薬剤の塗布を行う。

下層部の石積み部分は、石については原則としてそのまま存置し、目地の崩落が著しい部分について撤去を行った後に、同取材によって補填する。

##### 2）修復の手順

萩反射炉の修復にあたっては、参照すべき前例又は類例がほとんどなく、修復の手法についての十分な知見や技術の蓄積がない。そのため、効果的かつ確実な修復工事を実施するため、次のような手順を経て修復工事を実施する。

#### ア．事前評価・実施設計

実際の修復工事に先行して、昭和 49～61 年度（1974～1986）に実施した保存整備工事（第2章）の検証、平成 22～26 年度（2010～2014）に実施した各種調査・試験（第2章）、並びに本計画に基づき修復に必要な調査（第4章）として実施する塔体のモックアップ（部分模型）を対象とした各種試験等の成果に対して、材料・仕様・構法の観点から事前評価として、第3章で定めた基本方針の検証を行い、必要に応じて方針の調整を行う。

以上の過程を経たうえで、基本方針に基づき、具体的な手法の選択や修正点を精査した上で修復工事の実施設計を行う。

### イ．中間評価・修復工事

前項の実施設計と並行して、実施の施工に必要となる反射炉本体の現況把握のための詳細調査や各種試験等を随時、実施するとともに、発見した事実については、すみやかに共有し、記録を作成する。

また、この成果を踏まえ、中間評価として設計変更の有無を検討し、設計変更の必要が生じた場合は、必要な設計変更を行う。

修復工事の実施にあたっては、補修用煉瓦の嵌め込み手法等について、実施設計に基づいた施工計画書を作成し、萩反射炉整備委員会等の関係機関の承認を得たうえで工事に着手する。また、修復工事の実施中にしか確認できない塔体の隠蔽部分等の詳細調査を随時実施する。

### ウ．事後評価・記録作成

修復工事の完了後は、構法・設計・施工の観点から事後評価を行う。あわせて、この度の修復に関連して実施した調査及び各種試験、工事等の必要な情報を記録にまとめ、その後の維持的な補修及び将来の根本的な修復に反映させるべき基礎資料を作成する。

以上を踏まえ、調査研究及び修復を一連のものと捉え、下記のフロー図に沿って進める。

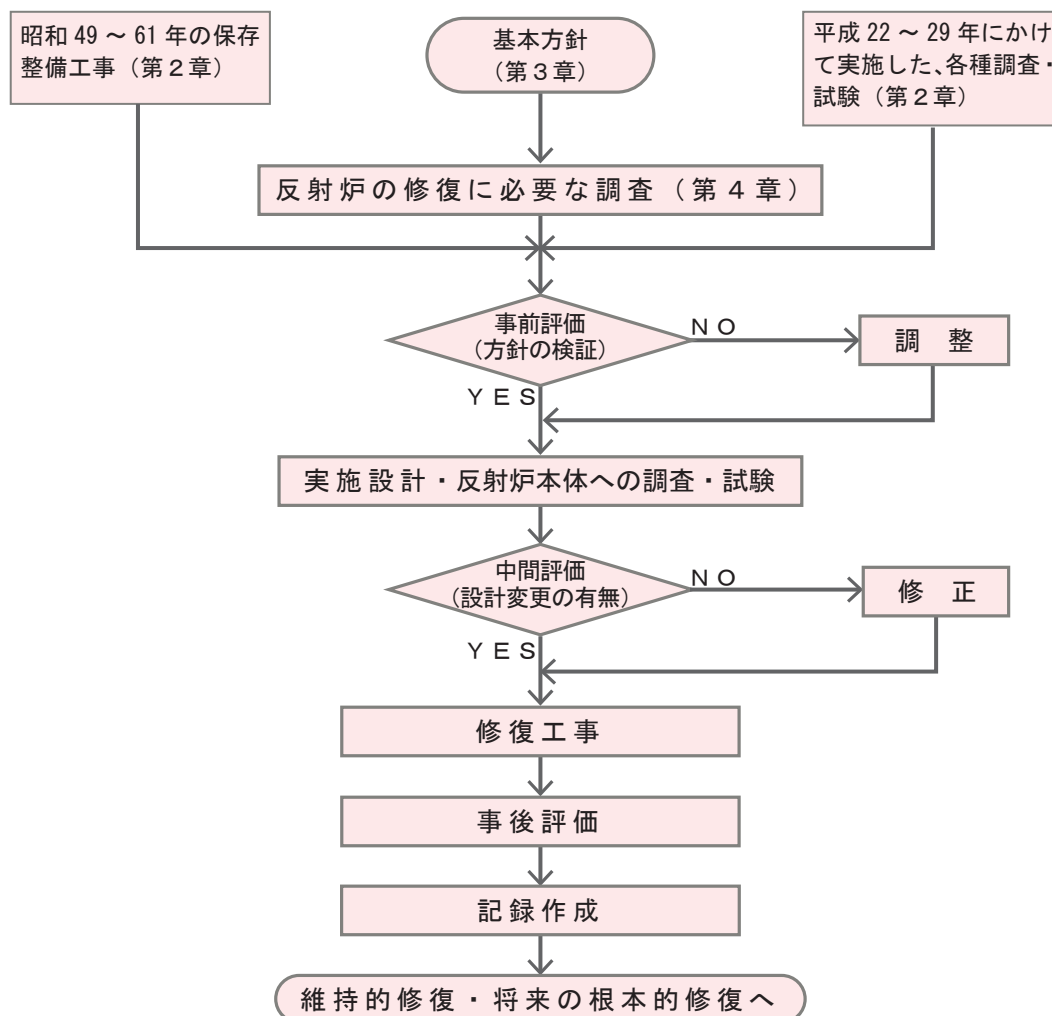


図5-2-1 修復フロー図

### 3) 維持的修復

#### ア. モニタリング等の反映

モニタリングにより、修復工事实施後の状況に変化が確認された場合は、その状況を記録するとともに、追加の修復の必要性について検討する。

#### イ. 施工の実施

施工方法については、原則として、実施した修復手法に基づくものとする。ただし、重大な破損でない限りは、根本的な修復は行わず、部分的な修復又は破損の進行を止める補修とする。

#### ②遺跡の修復

萩反射炉及びその周辺の発掘調査は既に実施しており、遺構保護の観点から全掘は行わない方針であるが、建造物遺構の強化措置等による掘削又は、部分的な発掘調査を実施する必要性が生じる場合等は、その影響部分の保全及び修復を行う。

地下遺構については、昭和 50 年代の発掘調査後の整備により、適切な保存が図られているが、表面の保護層の洗掘や樹木の根の生長により、遺構に影響が出る可能性を検知した場合は、保護層の盛土や樹根の切断、除根などの措置を講じる。

施工箇所について、必要な個所は、モニタリング又は定期的観察を行う。

なお、マメツゲによる柱穴遺構の立体表示が行われているが、保護盛土が降雨等により流出している部分がある。また樹根の生長が著しく、それらの影響により、地下遺構に悪影響を及ぼす可能性もある。降雨等による表土流出の対策が可能な素材で保護盛土を行い、地下遺構の適切な保存に努める。

参考資料：修復方針の検討経緯

保存・修復における基本方針案の比較表

【○：2点, △：1点, ×：-2点】

記号	A案	B案	C案	D案	E案
手法名	薬剤含浸	部分嵌め込み	同種材による表面被覆	分離保管・レプリカ	覆屋設置
整備手法	煉瓦部分の表面に保護材を浸透させて保護する	煉瓦部分について欠損煉瓦を同材で嵌め込む	煉瓦部分全体を同材又は別の保護材で塗りこめて保護する	煉瓦部分を切断し別棟で展示保存し、同材で積替える	全体に覆屋をかけて保護する
遺構の保存	可逆性 × 内部では保たれるが、含浸部分については失われる	△ 理論的には保たれるが、現実的には完全には保たれない	○ 保護材の撤去により元に戻すことは可能	△ 物理的には元に戻すことは可能	○ 現状がそのまま維持できる
	最小限の介入 △ 薬剤含浸部分において部材への介入が発生する	△ 取替え材との取り合いなどが失われる	△ 被覆材との接合部分において部材への介入が発生する	× 煉瓦部分の切断により過大な介入が発生する	○ 現状がそのまま維持できる
	将来への担保 △ 定期的に薬剤含浸を繰り返すことになり、将来的に影響が拡大することが懸念される	△ 状況により薬剤含浸や嵌め込みが想定され、将来的に影響が拡大することが懸念される	△ 状況により被覆材の塗り直しが想定され、将来的に影響が拡大することが懸念される	△ 切断部分が失われるが、煉瓦部分は現状が維持できる	○ 将来にわたって現状がそのまま維持できる
全体の景観	○ 当面は現状をほぼ維持できる	△ 新旧材のコントラストなどでやや違和感がある	× 塗込めによって影響大	△ 現状をほぼ維持できる	× 覆屋によって影響大
製鉄システムの明示・理解	△ 説明板や機器等により理解を補助するに留まる	△ 説明板や機器等により理解を補助するに留まる	△ 説明板や機器等により理解を補助するに留まる	○ 展示棟でのオリジナルの保管と合わせて説明が容易	△ 説明板や機器等により理解を補助するに留まる
発掘調査への影響	○ 影響なし	○ 影響なし	○ 影響なし	○ 影響なし	△ 覆屋基礎の設置時に影響がでる恐れあり
費用	○ 部分対処なので比較的安価	○ 部分対処なので比較的安価	○ 部分対処なので比較的安価	△ 撤去・再築及び展示棟も含めると高価	△ 覆屋建設により高価
評点	7	9	7	6	7

選定手法：「B 部分嵌め込み」を中心に、「A 薬剤含浸」と「C 同種材による表面被覆」についても部分的な適用を含めて検討する。なお、整備後の状況を定期的にモニタリングし、長期的には「E 覆屋設置」などの抜本的な対策についても検討をしていく。

選定理由：萩反射炉は、建造物として真実性の高い状態を保持しており、かつ景観的なランドマークとして高い価値が評価されているモニュメントである。ただし、煉瓦部分については、破損も激しく、早急な保存修理を施す必要があり、当該部分の可逆性を最大限に確保しつつその価値を保ちながら、建造物として存続しうる手法を選択する必要がある。遺跡の保存・全体の景観等の両方の観点から、バランスよく資産の真実性・完全性を保持できる手法として、上記による選定に至った。



#### ●手法A(薬剤含浸)

既存の煉瓦の表面に薬剤の含浸により被覆層をつくり、内部のオリジナル煉瓦の保護を図る。

現状の煉瓦の表面に薬剤を含浸させるのみであることから、比較的に行工が容易であり、費用も最も安価である。ただし、紫外線・雨水により、他の手法に比べて短期間で劣化が進行することが想定され、薬剤が含浸した部分については硬化しオリジナルの煉瓦への可逆性が失われる可能性がある。

#### ●手法B(部分嵌め込み)

既存の煉瓦の欠損部分に同種材・同工法で製作した試験用煉瓦を嵌め込み、外観を形成する煉瓦を修復するとともに内部のオリジナル煉瓦の保護を図る。

同種材・同工法の試験用煉瓦を用いることにより、壁体の真正性への影響は少なく、かつオリジナル煉瓦への加工(介入)も最小限に抑えられる。ただし、実際の施工には十分な検討と工夫が求められる。

#### ●手法C(同種材による表面被覆)

既存の煉瓦の欠損部分又は全面に同種材を塗込んで被覆し、外観の修復と内部のオリジナル煉瓦の保護を図る。

オリジナル煉瓦への加工(介入)も最小限に抑えられ、費用も比較的安価に抑え、外観も維持できる。ただし、工法が違(塗込み)ため、壁体の真実性にはやや影響する。

#### ●手法D(分離保管・レプリカ)

煉瓦の壁体をそのまま分離し、別棟で保管・展示したうえで、同種材・同工法で試作した煉瓦を用いてレプリカの壁体を再構築する。

屋内で壁体を保存することにより、恒久的にオリジナルの保存が図られるとともに、現地の景観も維持される。ただし、壁体を本体から切断することにより、真正性に大きな影響を与える。

#### ●手法E(覆屋設置)

反射炉本体の全体に覆屋を設置する。

現況の建造物に手を加えることなく、恒久的にオリジナルの保存が図られる。ただし、外観については覆屋によって一変することとなり、基礎の設置により地下遺構に影響が出る可能性もある。

### 評価

前項の5つの手法について、現存する既存のオリジナル煉瓦の保存を最優先としつつ、外観、製鉄に関するシステムの理解、発掘調査への影響、費用などの観点から評価を加え、最も高い評価となった「手法B 部分嵌め込み」を基本とすることとした。ただし、同手法で十分な修復が困難な箇所も想定されることから、「手法A 薬剤含浸」及び「手法C 同種材による表面被覆」などを補完的に用いることを検討する。

また、長期的には、上記の手法に限界が生じることなども想定し、「手法D 分離保管・レプリカ」、「手法E 覆屋設置」なども検討の対象として残しておくこととする。

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

#### ①地下遺構・出土遺物の保存・修復

地下遺構の保存は、発掘調査を伴わない範囲については遺構・遺物を地中にて安定的に維持する。発掘調査で確認した遺構については、保護盛土を行ったうえで遺構の位置・規模を平面的に表示する。なお、史跡（構成資産）内に残る住宅地利用時の近代構築物や樹根等、遺構平面表示整備時に支障となるものについては、遺構残存状況を確認しながら除去する。一方、支障とならないものは必要以上に掘削・除去を行わず、土中に存置する。

出土遺物の中で有機物や金属等、劣化が進行する恐れのあるものについては、山口県から萩市へ出土品所有権の譲渡手続きを行ったうえで保存処理を行う。

#### ②石積み露出遺構の修復

モニタリング・カルテによる定点観察により、変状・劣化が判明した石積みについては、緊急度に応じて補修・修復を行う。なお、変状箇所を一旦解体する場合は、原則として解体前の健全な状態に復旧する。

その他、漁港機能の強化を目的として後代に露出遺構の周辺に付加された近代工作物又は補修後の施設等で、現状では港湾施設として役割を終えかつ遺構にも悪影響を及ぼしているものについては、史跡（構成資産）が辿ってきた変遷・発展の経緯を理解するうえでも不適當であるため、関係機関と協議のうえ適宜除去し、露出遺構の保護を行う。併せて、必要に応じて地形等の最小限の修復を行う。



露出遺構上面の構築物・修復痕跡



露出遺構上面の構築物・修復痕跡

#### ③周辺地形の保全・修復

史跡（構成資産）の北側に接する山林部分には、急傾斜地崩壊危険区域が存在する。今後の公開・活用において、周辺地形・環境の保存とともに重要な課題が来訪者の安全確保及び地下遺構の安定的維持である。それらを実現するために、不用樹木を伐採のうえ山林斜面に落石防止ネット設置するとともに、斜面裾部には土留め施設としてフトンカゴ又は大型土のう等を設置する。

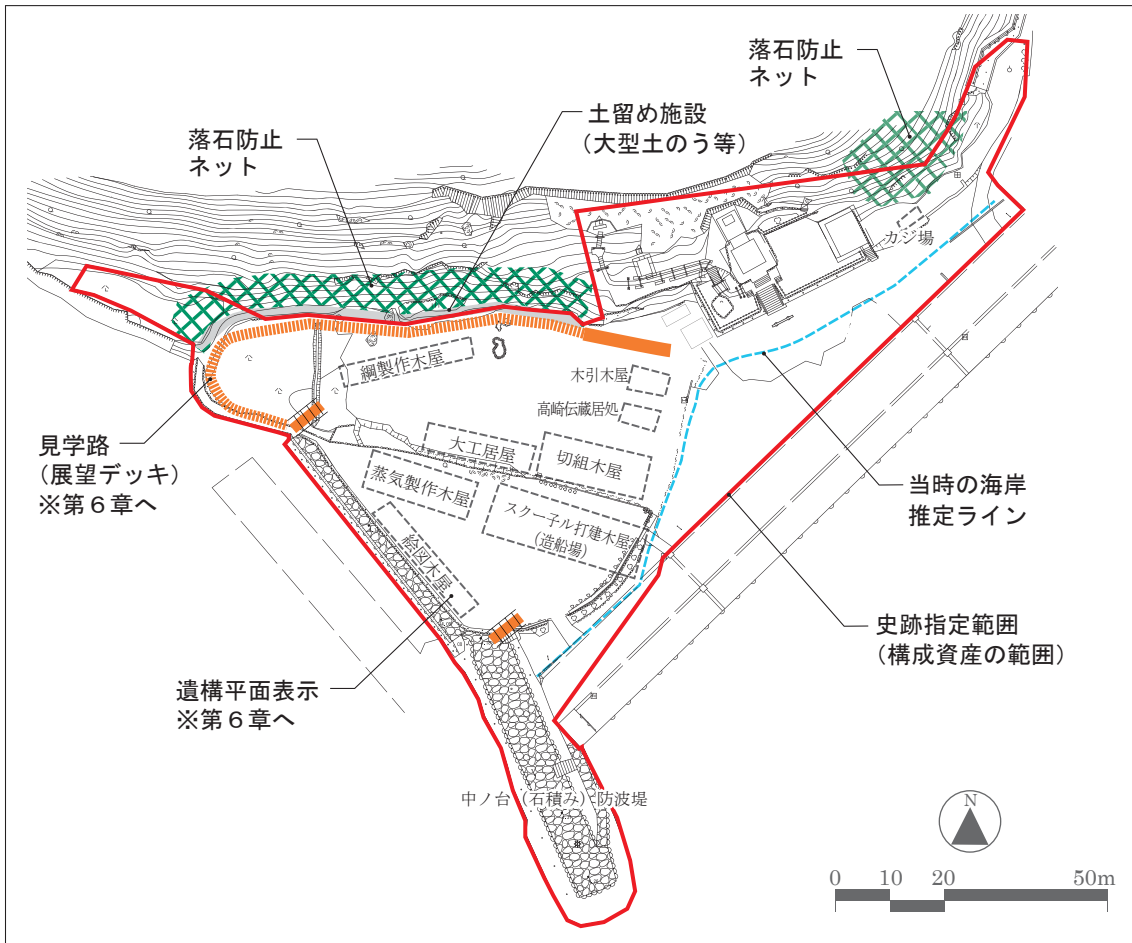


図5-2-2 落石防止ネット設置範囲イメージ図

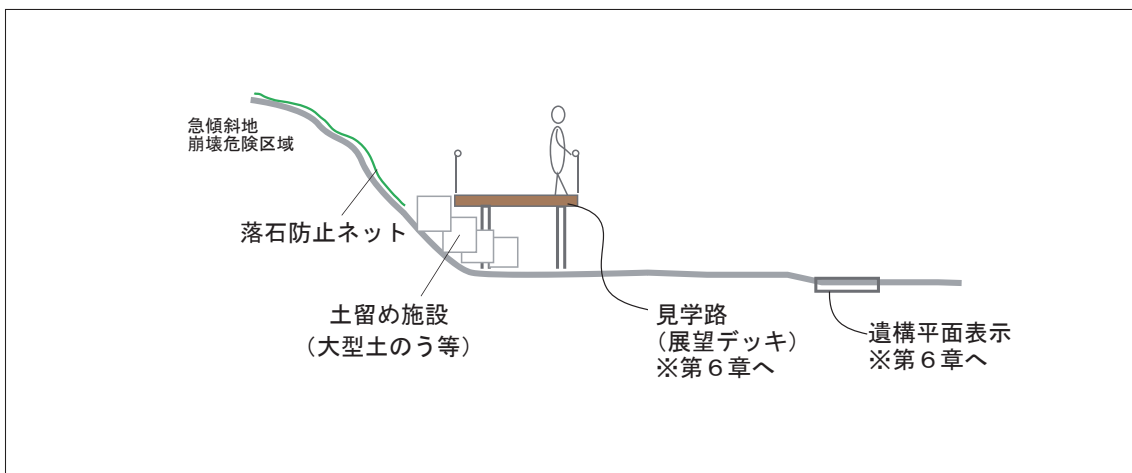


図5-2-3 土留工断面イメージ図

## (2) 史跡（構成資産）内のその他の構成要素の修復

### ① 恵美須社修復時の適切な対応

恵美須社は個人所有で、構成要素以外の諸要素に含まれる。昭和初期に建立された現社殿及び擁壁は、今後修復が実施される可能性もある。萩市はモニタリング・カルテ及び年次報告書に基づいて今後の修復実施予定時期を想定し、所有者に対して史跡（構成資産）との調和を保った適切な手法を採るよう調整を行う。

### 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する要素（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

##### ①遺跡の修復

##### 1) 地下遺構

地下遺構は地中での安定的な維持を前提とするため、遺構上面の保護盛土が一部流出している箇所等には盛土を補充するとともに、盛土表面の養生を行い土砂の流出防止対策を講ずる。

さらに、現在は露出展示している石垣、建物の礎石等の上面への来訪者の立入りが可能となっているが、今後は見学通路部を定め、通行可能な範囲を限定することにより、来訪者の踏圧等から受ける遺構への負の影響を緩和する。



保護盛土及び表面表示の現況

##### 2) 露出遺構

石垣、礎石・石敷、庭園跡の露出岩石等については、紫外線等の影響による自然劣化及び来訪者による踏圧・衝撃等による人為的影響のため、一部にひび割れ・剝離等が進行している。

それらへの対応策として、保存科学処理等により石材の基質強化を行う。なお、その場合にはあらかじめ同種石材による試験施工を行い、経過観察を行った上で使用薬剤・手法等を決定する。



露出遺構の現況

また、露出遺構についても科学的な対処方法と併せ、地下遺構への対策と同様の物理的な手法として来訪者が通行する見学路の指定が効果的であると考えられる。

##### 3) 地形の安定化

遺構の安定的な保存を図るため、遺跡内に設置した水路等の排水施設については、排水計画の再点検及びモニタリングを通じて確認された状況を分析し、必要であれば排水計画の見直しを行う。

##### ②出土品の保存

平成2～6年度(1990～1994)にかけて実施した発掘調査により出土した鉄製品・スラグ等の遺物については、現状を把握し状況に応じた適切な保存処理を行う。また、平成29年(2017)3月に大板山たたら製鉄遺跡に近接して開設した展示休憩施設での遺跡の解説・説明に効果的に活用する。

## 第4項 萩城下町

(1) 史跡等の本質的価値を構成する要素等（構成資産内の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素）の修復

### ①史跡萩城跡（城跡）

#### 1) 石垣の修復

史跡萩城跡（城跡）の主要な遺構の一つである石垣の修復については、平成23年度（2011）より、変状や劣化の激しい箇所から段階的に修復を実施している。これまで東門跡～三階矢倉跡（平成23～24年度（2011～2012））、本丸門～東方土堀跡（平成25～26年度（2013～2014））、北矢倉跡南方土堀跡（平成27～28年度（2015～2016））の修理工事を実施してきた。今後、東門跡西矢倉台～南方土堀跡を平成30年度（2018）より2年をかけ修理を計画している。また、平成32年度（2020）からは第2次計画に着手する。（図5-2-4参照）

これまでの修復では、解体範囲は変位を生じている箇所のみとし、健全な箇所にはできるだけ手を加えないこと、解体や積替えの場合は、石材カルテを作成し、修理前の位置に復旧すること、近代工法はできる限り用いず、伝統的な工法で復旧することとしている。今後も同様の方針で修復を行う。



図5-2-4 史跡萩城跡石垣修理工事計画箇所図

(石垣保存修理事例)



北矢倉跡南方土堀石垣修理 (左)  
修理前〔平成 27 年度 (2015)〕



(右) 完了後〔平成 28 年度 (2016)〕

(今後の保存修理計画箇所)



修理計画箇所その 1  
東門跡西矢倉台 (④)



修理計画箇所その 2  
二の丸紙矢倉跡南方石垣 (⑤)



修理計画箇所その 3  
本丸西門跡周辺 (⑥)



修理計画箇所その 4  
本丸台所門跡北矢倉台 (⑦)



修理計画箇所その 5  
二の丸岡崎矢倉門跡南矢倉台 (⑧)



修理計画箇所その 6  
二の丸青貝矢倉跡北方 (⑨)

※( ) 内の番号は図 5-2-4 を参照

2) 東園の修復・公開

庭園の池については、現状で池底に堆積している土砂・枯れ木などを除去し、景観及び水質の向上をはかる。また、池の護岸石組みについては、発掘調査等の成果に基づき、後世の改変箇所等の修復を行う。

庭園の西側にかつて存在した御殿や御茶屋等の跡地については、来訪者に庭園を鑑賞する視点や当時の利用方法を理解してもらうため、発掘調査等の成果に基づき、

建物の位置を特定して平面表示する。特に御茶屋については、茶会等を実施することなどにより、藩主の日常生活への理解を深めることが期待できるため、発掘調査等の成果や文献・類例調査により、建物の立体的な復元を目指すものとする。

現在、繁茂し、景観を阻害している庭園内の樹木については、枝払いや剪定を行うほか、生長しすぎたものは、他の場所への移植を行う。

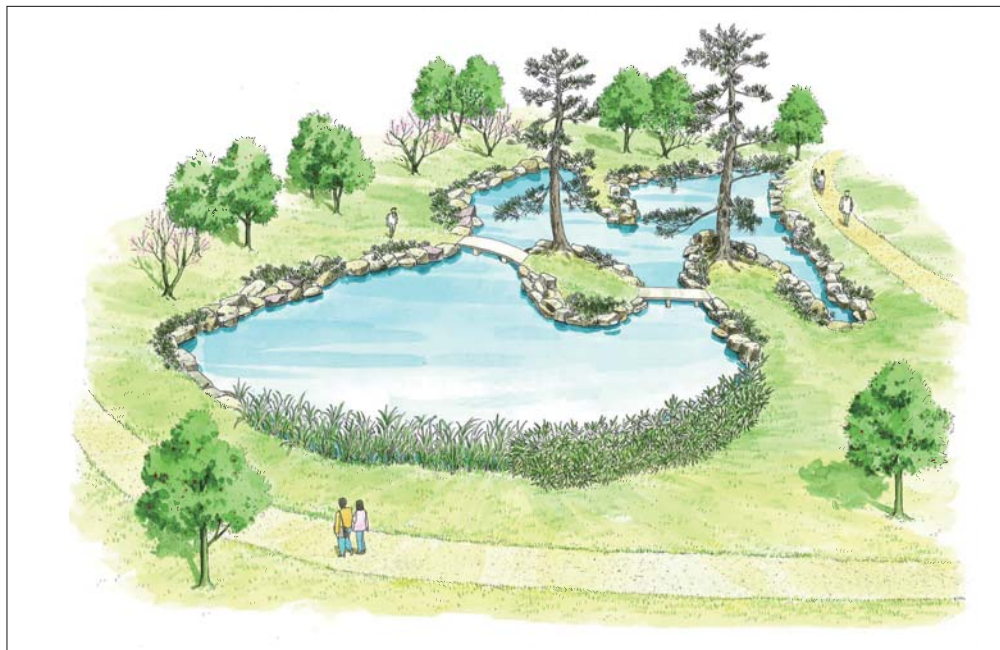


図5-2-5 萩城跡東園整備イメージ

### 3) 建造物の修復

現在本丸内には、旧福原家書院花江茶亭、明倫館遺構万歳橋、旧梨羽家茶室など萩城三の丸及び城下からの移築建造物が残されている。これらはいずれも由緒ある建造物で、市有形文化財にも指定されており、史跡（構成遺産）の公開活用には有益なものとしているが、長期的には本来の位置に移築復元も視野に入れている状況である。ただし、元位置の環境整備及び所有者の意向等の調整が必要であることから当面は建造物として健全な状態を維持することとし、定期的なモニタリングと不具合箇所での修理を行っていく。



図5-2-6 旧福原家書院 元位置への移築整備イメージ

## ②史跡萩城跡（外堀）

外堀については、平成 13～22 年度（2001～2010）に、国土交通省（旧建設省）による市道今魚店金谷線の歴史的街路整備事業とともに、北の総門及び8間堀の復元整備を実施し、概ね終了している。

現在では、復元整備後の経年劣化等から、土坡表土の一部流失及び水路の木柵の腐朽が見られる。今後、モニタリングによりその劣化状況を確認し、北の総門及び土橋等の建造物の屋根の葺き替え、土橋土塀の漆喰の塗り替え、土塁の補修や水路の木柵の取替え等、原則として現状を維持するために必要な部分修理を計画的に実施し、城郭遺構の適切な保存を図る。



史跡萩城跡（外堀）



北の総門及び土橋等の建造物の屋根の葺き替え



土橋土塀の漆喰の塗り替え



土塁の補修や木柵水路の取り換え



### ③堀内伝建地区（旧上級武家地）

#### 1）これまでの修理について（修理の歴史）

昭和 51 年（1976）の選定以来、当該地区では約 170 件に及ぶ伝統的建造物の保存修理を継続し実施している。これまでの 40 年間の実績が現在の武家地としての町並み景観を維持向上させている。

#### 2）伝統的建造物の修理手法

伝統的建造物の修理については、「萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画」に示す修理基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致の維持向上を図っている。

- ア 主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
- イ 伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
- エ 伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

（出典：「萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画」）

#### 3）民間所有の建造物修理に至るまでの合意形成

民間が所有する伝統的な建築物や工作物については、下記の行程で修理を行っていく。

- I…（発見）萩市による定期的なモニタリング及び所有者の管理上の不具合により、老朽・腐朽・劣化等によるき損を発見する。
- II…（報告・連絡・相談）市による発見の場合は所有者に報告し、所有者による発見の場合は市に相談し、相互で情報の共有化を図り、修理及び維持に向けた検討を行っていく。
- III…（修理の検討・協議）劣化の箇所、度合い及びその状況、並びに所有者の意向等を総合的に勘案し、修理計画を検討する。
- IV…（場合によっては補助支援）修理に多額の費用を要する場合は、国庫補助等による事業を立ち上げる。修理事業実施主体及び施工者は所有者個人となることから、申請から完了まで一貫して行政による指導・助言を行う。また、事業立ち上げ前には、基本設計について萩市単独での補助メニューもあることから、修理事業の事前に大まかな工事内容と予算を算段する。
- V…（補助メニュー）補助金については、文化庁の「国宝重要文化財等保存整備費補助金」、萩市の「重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金」などがある。

### (建造物修理事例)



修理前



修理後

### (土塀・石垣修理事例)



修理前



修理後

## 4) 公有地の修理事件とその計画

現在、萩市が所有している公有地の整備計画として、堀内鍵曲りの土塀、馬來空旧宅地の整備がある。これら2つの保存の方針は、以下の「萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画」に定める内容に基づく。

### 保存地区の特色及びその維持<抜粋>

萩城下町建設の際につくられた屋敷割を基盤に、藩政期を通じてこれらの上に築かれた上級武家屋敷の遺構とともに、幕末期から近代期にかけて武家屋敷を転用して開墾された夏みかん畑や小住宅など、各時代の建築物や工作物、自然物が多様かつ重層的に併存しているところに保存地区の特色が見いだせ、この特色の維持又は回復をはかることを基本とする。

### 伝統的建造物群の特性及びその維持<抜粋>

萩城開府の際に築かれた上級武家屋敷地の屋敷割を基盤としつつ、藩政期、幕末期、近代期にかけての各時代の歴史を背景とした多様な建築物や工作物、その他物件が、重層的に配置されることにより、他の武家地にない堀内固有の伝統的建造物群の特性が見いだせ、下記に示す保存の内容に基づき、伝統的建造物群の適切な保存をはかる。<以下省略>

(出典：「萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画」)

上記の保存方針に基づき、それぞれ次項に示すような整備方針を定める。

## ア．堀内鍵曲り土塀

- 藩政期から近代期にかけて形成された土塀・石垣について、現況を保存することを原則とする。
- 樹木については、意図を持って植えられたものではなく、実生木である。伝統的建造物である土塀・石垣の保存に影響を与えることから伐採する。
- 明治期以降、昭和後期まで続いた夏みかん畑の景観の回復を図るため、可能な範囲で夏みかんの植樹と管理を行う。



堀内鍵曲り土塀

## イ．馬來奎旧宅地

- 伝統的建造物である土塀・長屋・門及び渡り塀について、現況を保存することを原則とする。
- 屋敷構えについては、主屋の礎石等の遺構の現況維持を図る。庭園跡及び夏みかん畑等については、公開活用を進めつつ、可能な範囲で復旧を図る。
- 旧宅地の展示並びに活用に必要な整備については、旧宅地の歴史的風致と調和を図り、可逆的な方法で付加する。



馬來奎旧宅地

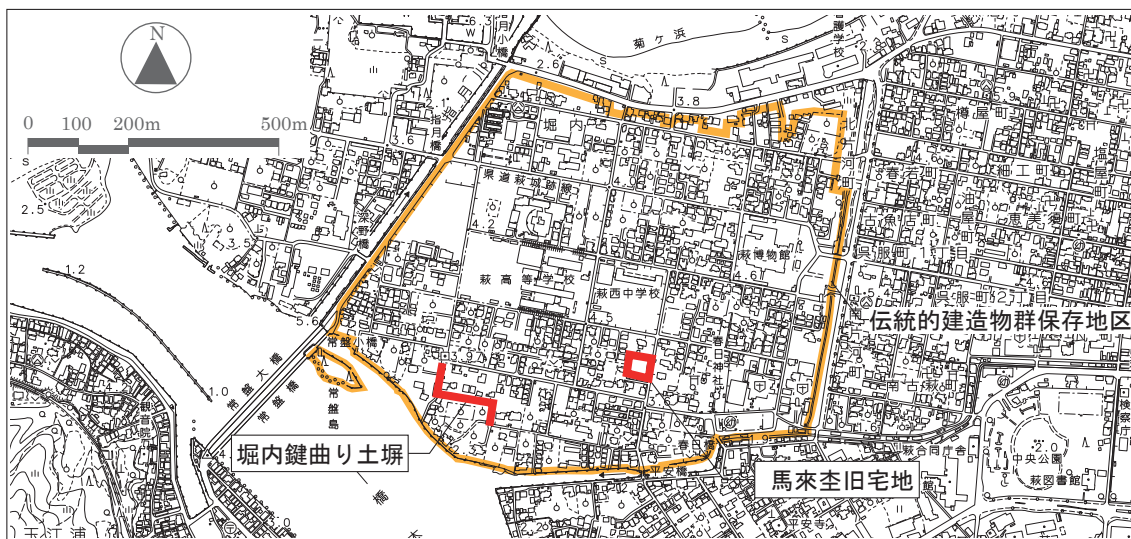


図5-2-7 位置図

#### ④史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）

##### 1) 保存修理が終わった物件の修理実績

史跡萩城城下町では、これまで重要文化財菊屋家住宅（昭和 53～55 年度（1978～1980））、史跡木戸孝允旧宅（平成 7～9 年度（1995～1997））、市指定有形文化財旧久保田家住宅（平成 11～16 年度（1999～2004））、青木周弼旧宅（平成 24～27 年度（2012～2015））などの大規模な建造物保存修理を行ってきた。



青木周弼旧宅 修理前



青木周弼旧宅 修理後

##### 2) 維持管理手法

上記の保存修理工事を終えた建造物等については、原則として現状を維持するために必要な屋根の葺き替え、漆喰の塗り直し等、部分補修を計画的に実施し、適切な保存を図っている。



重要文化財菊屋家住宅 修理前



重要文化財菊屋家住宅 修理後

### 3) 伝統的な建造物の修理手法

佐伯丹下旧宅（富川家）、旧志賀家住宅、旧野田家住宅及び旧石川家住宅等の伝統的な建造物は、経年の劣化による屋根・外壁の腐朽及び床の不陸等が起こっている。これまでも、雨漏り等が発生し小修理等を実施してきたが、今後、これを健全な状態に修理する。

これらの今後修理を実施する建造物については、その特性を理解したうえで、原則として、修理直前の状態に復旧するものとする。ただし、後補の修理や増改築等を経て付加されたコンクリートブロック積みの工作物やアルミサッシ等の建具等の、明らかな近代の所産で、景観を損ねているものについては、伝統的素材への変更、復元を行う。

さらに建物調査や発掘調査の結果、修理直前にはすでに失われていたが、本来存在したことが明確であり、復元することが建造物の価値を高めると認められる場合には、現状変更許可を受けた上で当該箇所の復元を行う。



旧志賀家住宅



旧野田家住宅

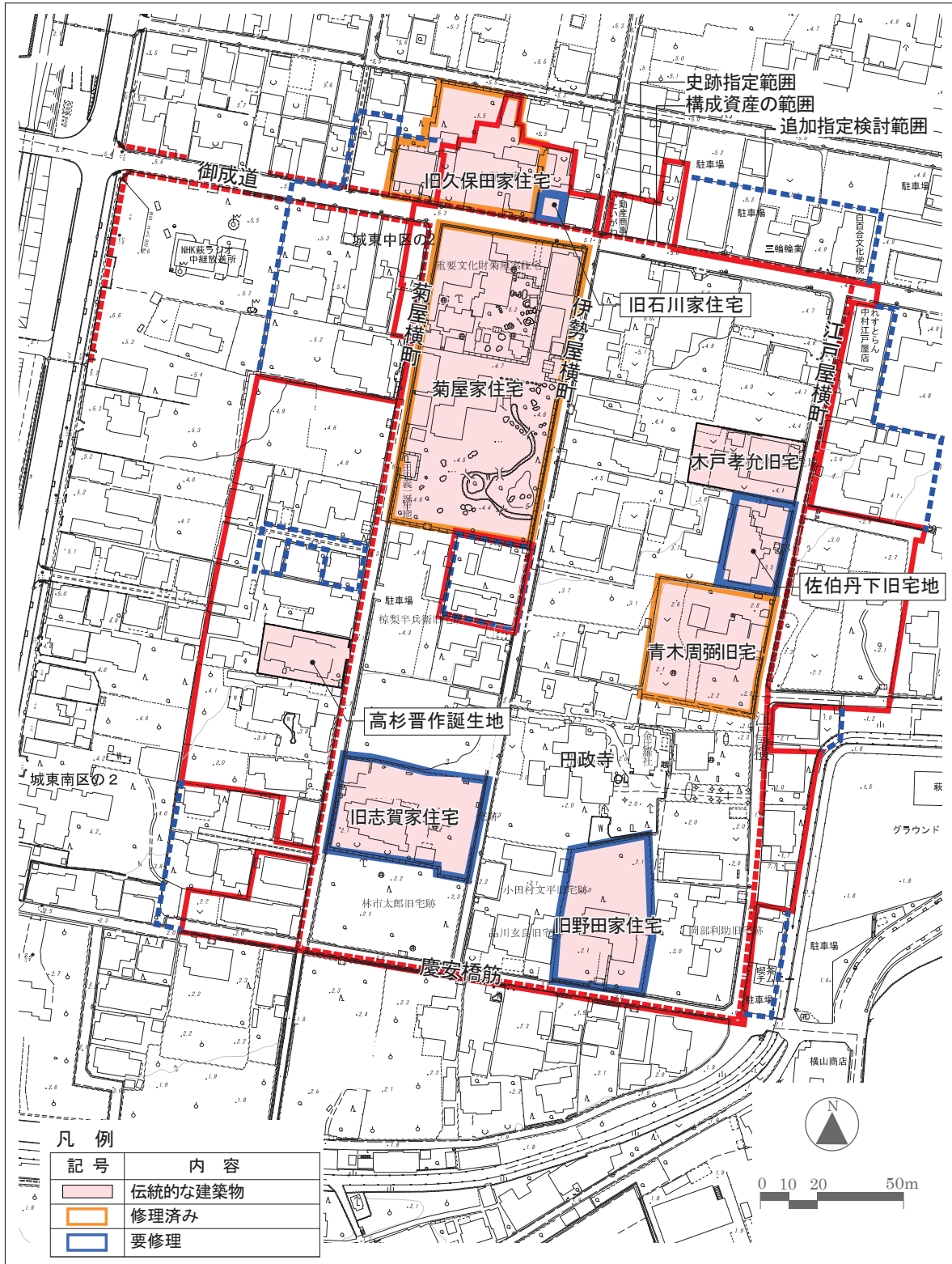


図5-2-8 史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）の建造物修理状況図

#### 4) 民間所有建造物の修理に至るまでの合意形成

史跡萩城城下町における民間所有建造物の修理に至るまでの合意形成については、前述の堀内伝建地区と同様の過程を経るが、当該地は史跡であることから、史跡の本質的価値を損なわない（維持向上させる）修理が求められる。そこで、所有者との協議・調整による十分な合意形成が必要である。

また、修理に際しては、現状変更手続きが必要となる。平成 26 年（2014）に策定した「史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅保存管理計画」では、建造物の修理に関する現状変更の取扱基準を「学術的な調査成果を基にした史跡建物の修理は許可する。」「建造物の修理は、建造物の用途・構造・規模、並びに地下遺構に影響を及ぼさない場合に限り許可する。」とあることから、この基準に沿った修理を行う。

修理に多額の費用を要する場合は、国庫補助等による事業を立ち上げ、申請から完了まで一貫して行政による指導・助言を行う。

#### (2) 世界遺産の構成資産内のその他の構成要素の修復

世界遺産の構成資産「萩城下町」の中には、史跡萩藩主毛利家墓所の毛利輝元公夫妻墓である天樹院がある。現在は、良好な状態で維持管理されているものの、風雨や倒木等により、墓・玉垣及び石燈籠などの倒壊等が懸念されることから、文化財保護管理指導員や近隣住民等と連携し、巡視を行う。また、墓所周辺の樹木が生長しており、景観に影響を与えつつあることから、所有者との連携及び行政支援により、樹木の剪定・伐採等による適切な環境の維持向上を図る。

## 第6章 史跡等及び構成資産・エリアの公開活用

本章では、第3章第2節において設定した「構成資産・地域における産業システムの明示・説明」、「景観の観点からの修景」及び「萩城下町における産業化の主体となった当時の封建社会の明示・説明」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

#### (1) 地区区分（ゾーニング）

「エリア1 萩」を含む萩地域の地区区分（ゾーニング）については、以下に示す4つのゾーンに区分する。

##### ①封建社会の象徴ゾーン

萩城下町を含み、幕末の産業化初期における封建社会の様子が、残された建造物、その他の工作物及び町並み等からうかがえるゾーンである。史跡萩城跡・萩城城下町・木戸孝允旧宅及び堀内伝建地区の範囲内にある主要な遺構の現状保存に努める。

##### ②試行錯誤の挑戦ゾーン

史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び史跡大板山たたら製鉄遺跡を含み、幕末の萩（長州）藩士たちが、試行錯誤を重ねながら産業化や軍備の拡充に挑戦した証が残るゾーンである。これら3つの史跡（構成資産）間の関連性について、さらなる調査を進め、来訪者に一体として見学することを促し、受け入れ態勢の充実に努める。

##### ③明治維新の胎動ゾーン

松下村塾という教育施設と、そこから育った幕末の志士たちの誕生地等の関連史跡を含むゾーンである。史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅周辺に所在する関連史跡への周遊を促し、周遊のモデルコースの整備に努める。

##### ④誘導ゾーン

上記3ゾーンへの誘導を促すゾーンである。地理に不案内な来訪者であっても3ゾーンへ円滑に移動できるよう、道路案内標識及び案内板等の設置を進める。さらに、3ゾーンの現地へ赴く前に必要な知識取得ができるよう、また萩地域を周遊する起点として、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）への入館を促す。



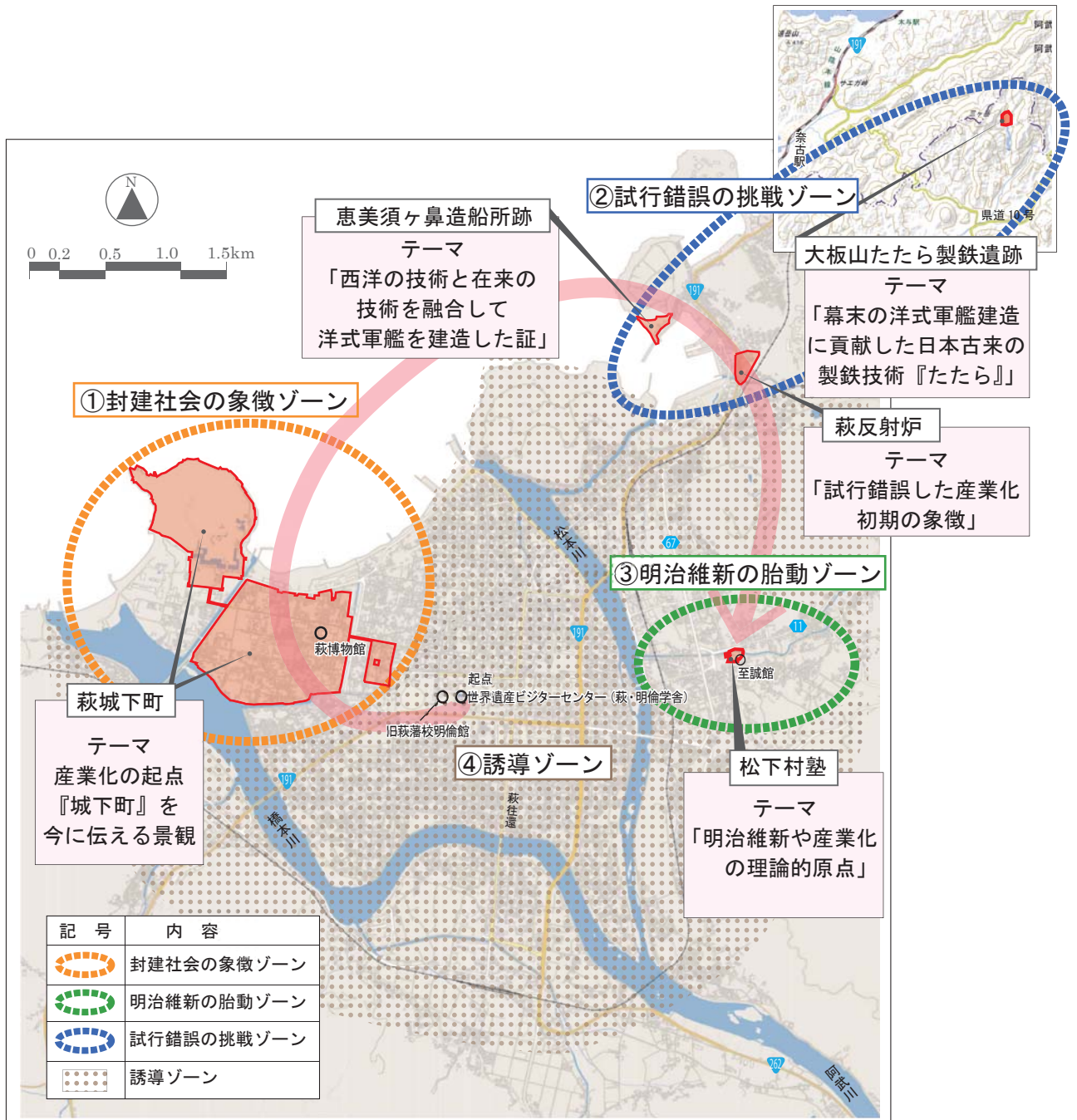
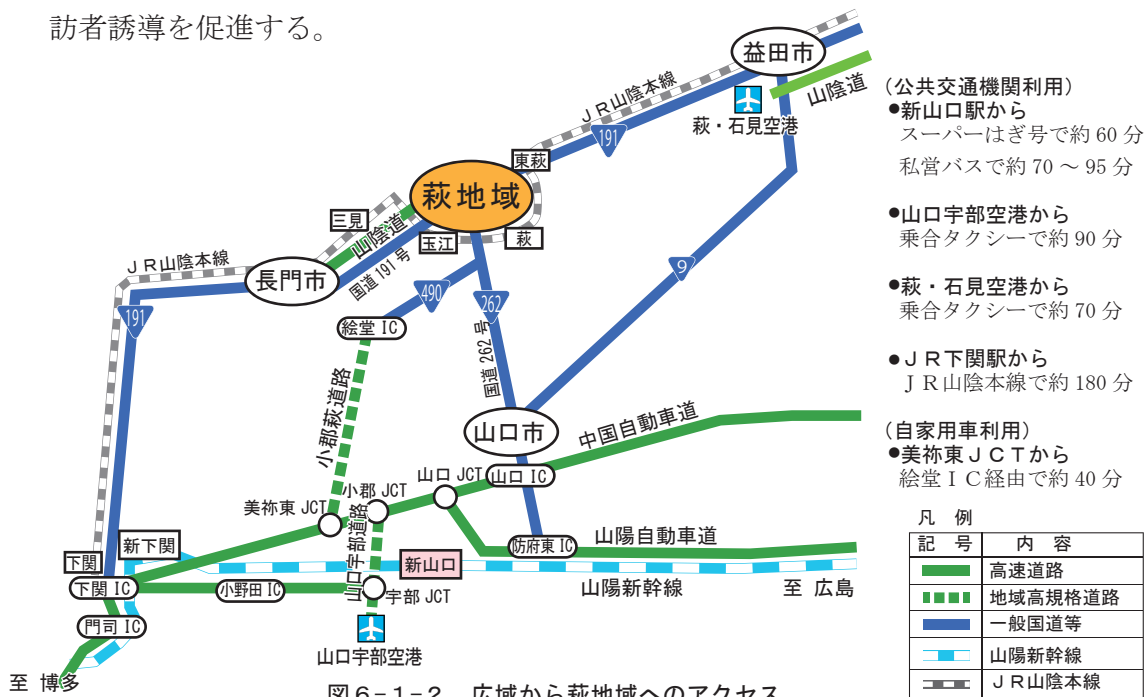


図 6-1-1 萩地域地区区分図

## (2) 動線

### ① 広域から萩地域への動線

萩地域への円滑な来訪を促すため、スーパーはぎ号（新山口駅新幹線口⇄萩・明倫センター間を約 60 分で結ぶ直行バス）の運行継続を事業者に要望する。また、萩地域への新たな来訪ルートとして、山陰道の早期建設・供用開始を国に要望する。また、各動線の主要拠点（JR 駅、サービスエリア、道の駅、空港ターミナルなど）には、明治日本の産業革命遺産及び萩地域を紹介するパンフレット等を配架し、来訪者誘導を促進する。



### ② 萩地域の動線

「エリア 1 萩」全体の理解増進を図るため、最初に世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を訪れ、その後 9 つの史跡等（5 つの構成資産）を周遊するルート設定を行い、推奨ルートとしてパンフレット等で広報する。推奨ルートの順番については、まず産業化の背景となった封建社会である萩城下町、次に産業化初期の遺産である史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び史跡大板山たたら製鉄遺跡、最後に工学教育を基盤に産業化を主導した人材を育成した教育施設である史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅とし、「エリア 1 萩」が時代的に明治日本の産業革命遺産の第 1 番目のエリアであることへの理解増進を図る。

萩地域の動線については、多くの来訪者が訪れることが想定される史跡等（構成資産）の近接地及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）には公共駐車場を設置し、自家用車及びバスでの周遊に便宜を図っている。また、史跡大板山たたら製鉄遺跡を除く 8 つの史跡等（4 つの構成資産）を周遊する際に利用できる循環バス及び路線バスを三角州及びその周辺に運行している。

平成 27 年度（2015）から、民間事業者によって史跡大板山たたら製鉄遺跡を除く 8 つの史跡等（4 つの構成資産）を巡る定期観光バスが運行されている。また平成 29 年度（2017）からは、期間限定ではあるが、史跡大板山たたら製鉄遺跡を加えた定期観光バスも運行されている。今後とも定期観光バスの運行継続を要請するとともに、史跡大板山たたら製鉄遺跡への交通機関の確保に努める。また、タクシー事業者に対して、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）及び 9 つの史跡等（5 つの構成資産）を巡る定額料金のタクシー・ルート設定を提案する。

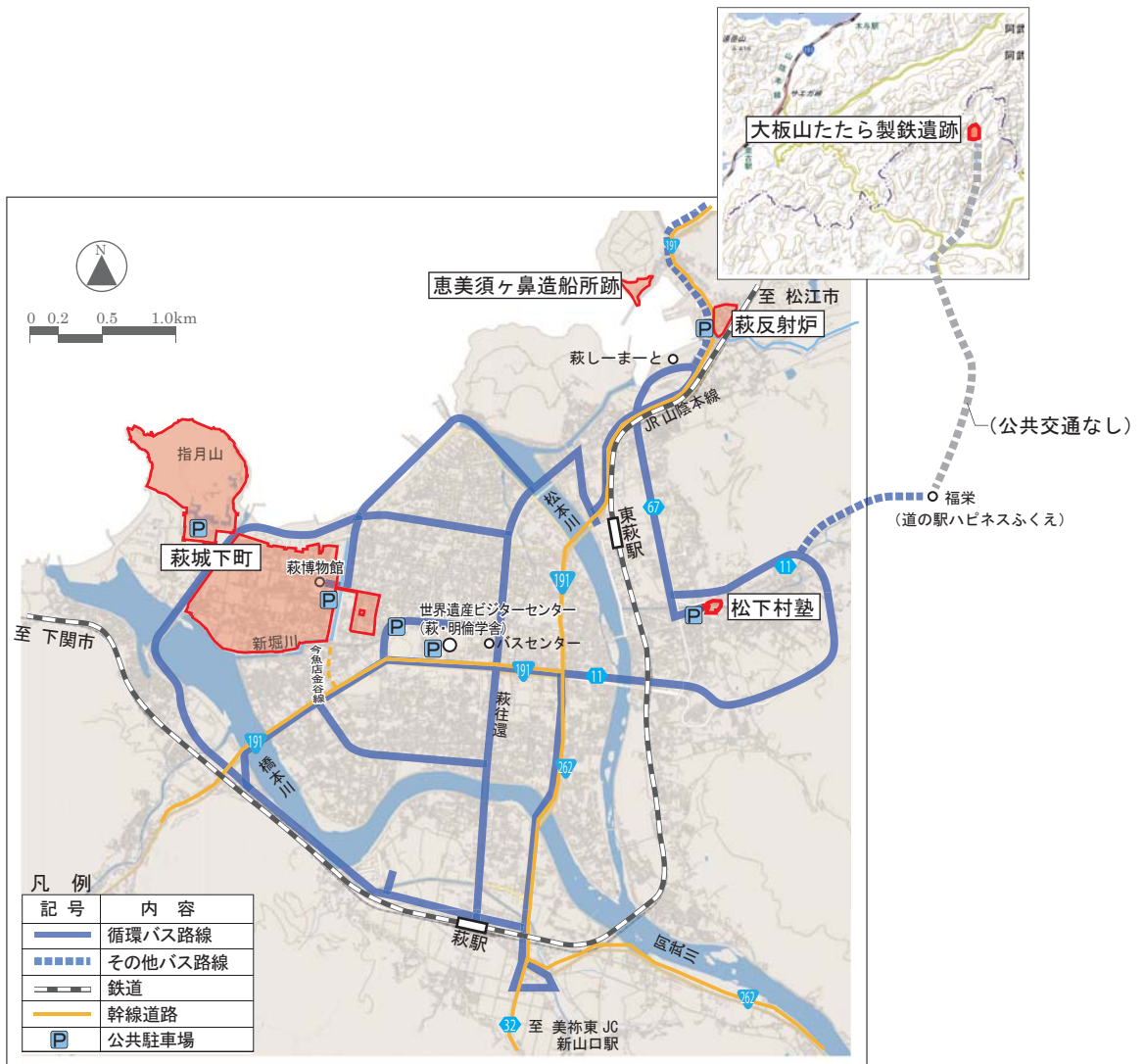


図 6-1-3 萩地域の動線

### (3) 地形・環境の造成

地形造成については、史跡等（構成資産）の当時の形態を維持するため極力行わず、遺構の保護及び後世における盛土及び切土が実施されている部分の復元の場合のみに実施することとする。

環境整備については、遺構への影響・圧力を減じるため、必要最小限の見学路・案内サイン・説明板等の整備を行う。駐車場・トイレ・ガイド詰所・休憩施設等の整備についても、位置・規模・意匠・材質等の選択にあたっては、景観に配慮したものとする。

### (4) 修景・植栽

地下遺構が存在する史跡等（構成資産）において樹木の根による地下遺構の破壊が懸念される場合、及び樹木の幹・枝等が折れることによって建造物の破壊が懸念される場合には、樹木類の整理を行う。

樹木の植栽については、史跡等（構成資産）及びその周辺も含めた景観が改善されるかどうかを十分考慮して実施する。



## ②サイン

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）へ誘導する道路案内標識を明治日本の産業革命遺産の共通デザインにより各道路管理者が製作し、市内の主要交差点や史跡等（構成資産）の直近に設置している。今後とも、来訪者の要望などがあれば、道路案内標識の追加設置を道路管理者に要請する。

また、高速道路のサービスエリア及び主要道路における道の駅などにおいて、明治日本の産業革命遺産やそれに含まれる「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について紹介するパンフレットの設置を関係機関や道路管理者に要請する。



道路案内標識（萩バイパス）

市内各地、特に交通拠点施設や集客性の高い施設等に観光拠点看板を設置し、近隣の史跡等（構成資産）の解説を行っている。看板の枠及び柱は木製又は擬木製で、色はダークブラウン、看板の背景は白である。今後とも、柱の腐食等が生じた場合は随時、更新を行う。



観光拠点看板（唐樋札場跡）

また、これらのサイン・案内板を新設・更新する場合は、表記の多言語化を図る。

### ③解説板

各史跡等（構成資産）には、史跡の概要や本質的価値、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の解説板、23 の構成資産の位置付けの解説板並びに各構成資産が辿ってきた変遷・発展の経緯及び産業システムを踏まえた解説板を順次設置する。ただし、史跡大板山たたら製鉄遺跡については、周囲の森林景観に配慮し、史跡指定地に隣接する展示休憩室に解説板を設置する。萩城下町については、史跡指定地の範囲が広大であるため、範囲内に所在する萩博物館に解説板を設置する。

また、解説板の新設・更新を行う場合は、表記の多言語化を図る。

### （6）管理施設・便益施設

各史跡等（構成資産）には、トイレ・休憩施設のほか、ガイド・管理人が常駐している場合はその詰所を設置する。設置にあたっては、位置・規模及び意匠が、史跡等（構成資産）の価値を損ねないよう精査する。また、施設を更新する場合は、できるだけ各施設を集約することとする。

### （7）公開・活用施設

「エリア1 萩」には、公開・活用施設として、萩・明倫学舎内の世界遺産ビジターセンター、萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」がある。それぞれ、平成 29 年（2017）3 月、平成 16 年（2004）11 月及び平成 21 年（2009）10 月に開館しており、今後とも公開・活用施設として十分に活用することが可能であるため、当面の間、これらの施設を中心として調査・研究の発表、講座等の開催、展示会の開催等を行う。

## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

#### （1）地区区分（ゾーニング）

萩反射炉の理解増進のための公開活用を進めるために、次のように地区区分を行なう。

##### ①反射炉ゾーン

反射炉本体及びこれに関連する発掘調査を実施した地下遺構を中心とした丘陵頂部の平地部を範囲とする。史跡の本質的価値を構成する主要な要素が集中し、萩反射炉の全景を望見できる。

##### ②地形保全ゾーン

反射炉ゾーンを取り囲む丘陵法面を範囲とする。反射炉ゾーンと一体をなして構成資産を成し、丘陵の地形を保全するとともに、活用促進ゾーンから反射炉ゾーンを結ぶ主要動線の機能を担う。

##### ③活用促進ゾーン

外部からの主要アプローチである国道191号線と構成資産に挟まれた範囲及び丘陵北東部を範囲とする。駐車場や屋外トイレが設置され来訪者へのサービスを提供するとともに主要動線と連結し、構成資産への回遊を促進する。

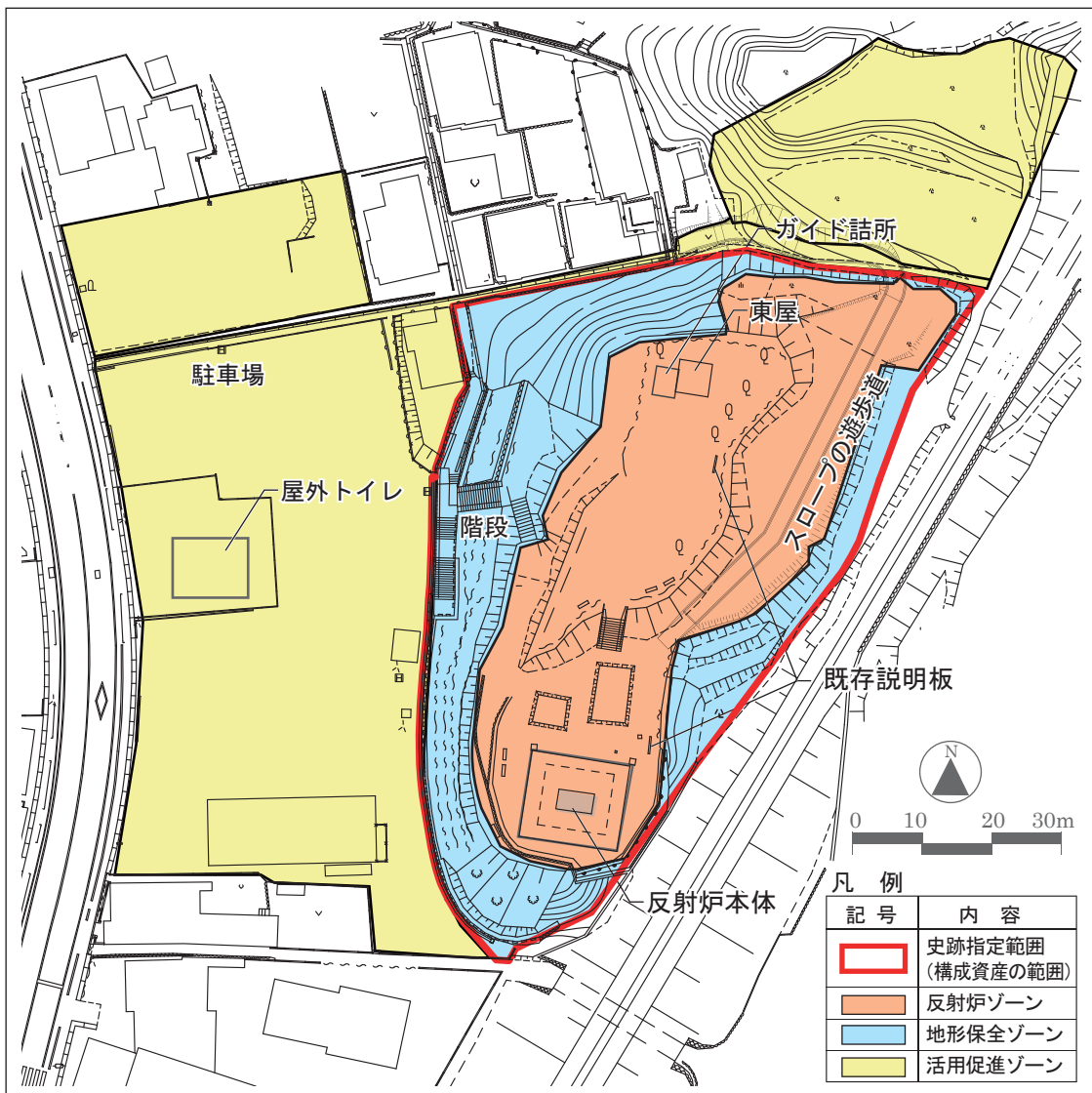


図6-2-1 史跡萩反射炉 地区区分図

## (2) 動線

### ①史跡（構成資産）までの動線

萩反射炉周辺には、関連する産業遺産と考えられる史跡恵美須ヶ鼻造船所跡や観光施設である道の駅萩しーまーとが徒歩圏内に存在し、これらを繋ぐルートとして、国道191号（歩道有り）及び海岸沿いの地域道路がある。

各々の便益施設において、近隣の史跡へ誘導する情報提供を行い、回遊性と連続性をもった公開に努める。

なお、主動線の中には方向や距離を示す道標を、道路の屈曲点及び交差点に設置する。

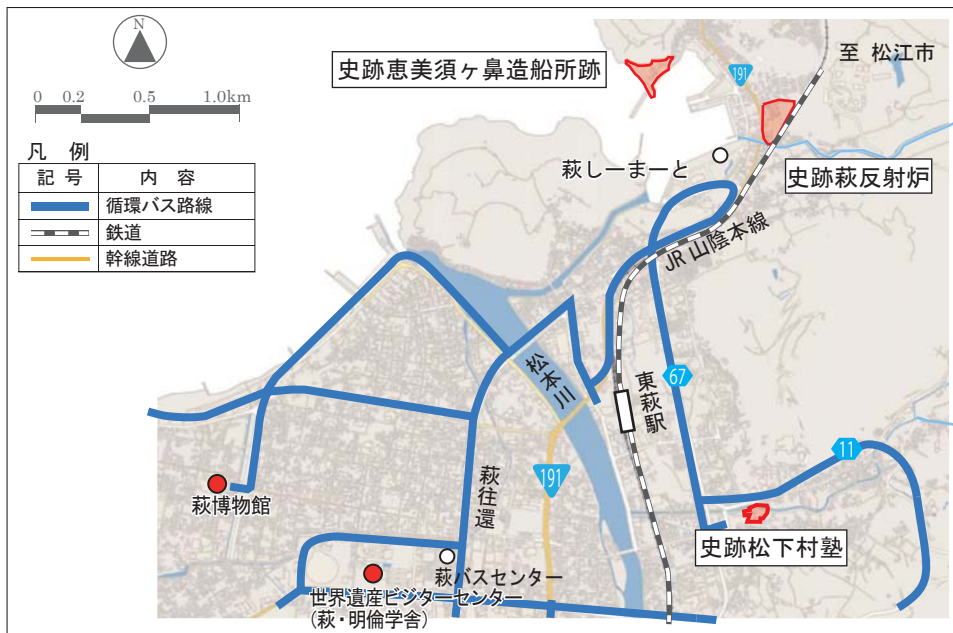


図6-2-2 史跡萩反射炉までの動線図

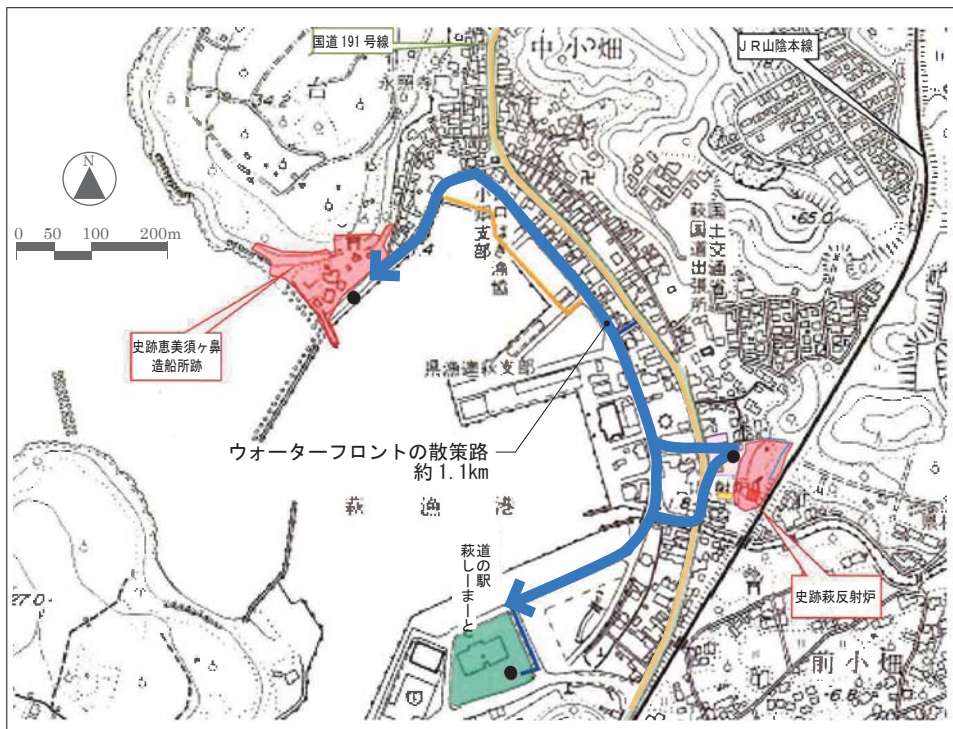


図6-2-3 史跡萩反射炉及び史跡恵美須ヶ鼻造船所跡の周辺の動線図



## ②史跡（構成資産）内の動線

来訪者が萩反射炉の製鉄関連システムの工程を理解し、かつその全容を来訪者が実感できるようにするために、次の2つの動線を設定する。

### 1) 動線の設定

#### ア．動線A（中央の階段を利用）

史跡の概要説明板や世界遺産登録記念銘により史跡（構成資産）としての概要を知った上で、丘陵法面を体感しながら史跡（構成資産）の一部である北側高台の平地において、ガイドによる案内や東屋での休息などのサービスを受け、そこから史跡（構成資産）の中心である萩反射炉の全景を一望する動線とする。

萩反射炉に至るまでに概要説明板、ガイド詰所でのパンフレット取得など、経路に沿って必要な情報が取得しやすく、階段・北側高台を経由して反射炉に至ることにより、丘陵上の萩反射炉の立地を体感できる。



史跡萩反射炉 駐車場中央の階段

#### イ．動線B（北側のスロープを利用）

活用促進ゾーン（駐車場）から丘陵の里道を通り、そのまま丘陵東側の緩やかなスロープを登り、萩反射炉を遠望しながら、そのまま萩反射炉へと至る。

段差なしに直接に反射炉本体に至ることが可能であり、階段の上り下りが困難な来訪者やメンテナンスに必要な器材・材料の運搬に適している。



史跡萩反射炉 北側のスロープ

## 2) 動線の運用

来訪者の状況、関心、滞在時間等により、上記の2つの動線の選択が可能であるが、史跡（構成資産）を順序だてて理解し、かつその全容を体感できるようにするため、また来訪者の往来が錯綜するのを回避するため、往路は動線A（中央利用）を経て萩反射炉へと至り、復路は動線B（遊歩道利用）を基本動線として設定する。



図6-2-4 史跡萩反射炉 動線図（全体）



図6-2-5 史跡萩反射炉指定地内の動線イメージ

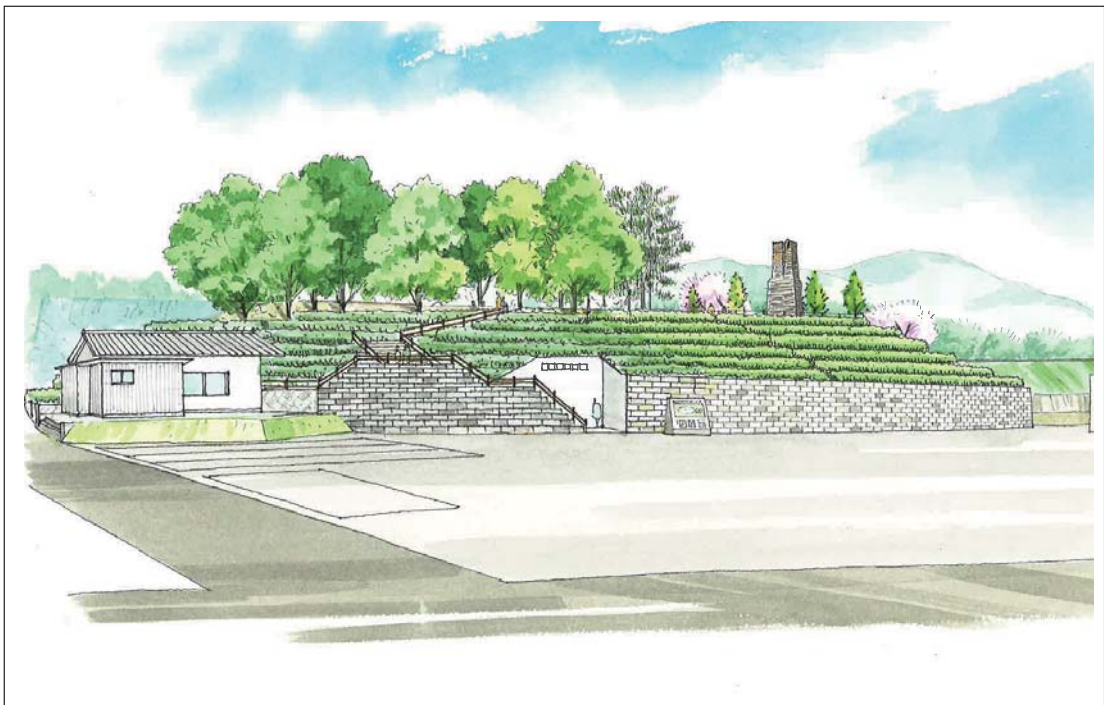


図6-2-6 史跡萩反射炉指定地内の動線イメージ

### (3) 地形・環境の造成

萩反射炉の立つ丘陵平台は、その築造に関連する地下遺構が存在し又は存在する可能性があることから、この平台全体が萩反射炉本体と深い関連をもつことを理解できるよう前述の動線と連動させ、下記のとおり整備を行う。

平地の地盤面については、現在の真砂土の状態を維持する。なお、主要動線である動線Aから続く経路上において、多くの来訪者の踏圧や雨水により表土の陥没・洗掘が著しい場合は、同種の真砂土により補修を行い、適切な地盤レベルを維持する。

北側高台の平地から反射炉本体の正面の階段は、階段本体は丸太階段のままとし、手摺については、できるだけ視界の妨げにならず、意匠的に意味を持たないものとする。

萩反射炉周辺の安全柵については、今後の反射炉本体の修復と合わせて、来訪者の安全性の確保が可能な離隔を設定して設置する。

製鉄システムの観点からの説明は、動線及び反射炉本体周辺に設置される下記に示す案内・解説板とガイド詰所において配布される説明パンフレットを組み合わせで行うこととする。また、必要性及び来訪者の関心の程度に応じて、ガイドによる解説を行う。より専門的・技術的な内容については、萩博物館及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）において情報提供を行う。

### (4) 修景・植栽

反射炉本体の周辺を囲む樹木については、強風から反射炉本体を保護すると同時に、反射炉本体と一体となって丘陵の景観を形成している点で意義がある。そのため、萩市は、樹木の生長による枝・根の影響、丘陵からの展望及び周辺から萩反射炉への望見の確保の観点から、計画的に枝打ち・部分伐採を行うとともに、適切な樹形を維持するよう剪定を行う。また、丘陵斜面の樹木についても、斜面の地形・景観の維持の両面から、同様に枝打ち等の管理を行う。

## (5) 案内・解説施設

現状の施設をできるだけ維持しつつ、解説内容を更新する。また、明治日本の産業革命遺産の23の構成資産全体及び「エリア1 萩」の5つの構成資産との間でデザインを統一するとともに適切な配置等について考慮する。

なお、来訪者に提供する情報として、史跡（構成資産）に関する説明板と史跡への経路を示す案内サインを設置する。説明板については、史跡（構成資産）の入口部分において概要解説、動線の途中の必要な箇所においてスポット説明、反射炉本体近隣において詳細解説を行い、来訪者が史跡（構成資産）を回遊しながら徐々に萩反射炉の立地及び製鉄システムとしての価値を理解できるよう配慮する。

### ●概要説明板

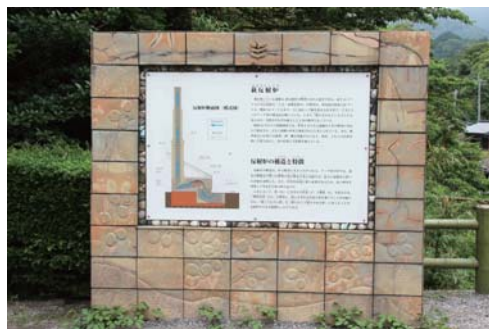
車を降り、萩反射炉に向かう来訪者の起点となる活用促進ゾーンの駐車場東側中央の階段前の位置に、萩反射炉の位置図、萩反射炉と近隣の関連文化財等の概要を解説した萩市共通の拠点説明板（冠木風の木製枠にアルミ板面、共通仕様の地図・レイアウト）及び明治日本の産業革命遺産全体の説明板を設置する。



概要説明板（東萩駅前）

### ●詳細解説板

反射炉ゾーンのアプローチの終点付近にあたる萩反射炉北東部に設置された既設の説明板の陶板製の枠を存置し、内部の説明を製鉄システムとしての萩反射炉の意味、機能、仕組みが分かる内容に変更する。



詳細解説板

### ●スポット説明板

北側高台の既に発掘調査した箇所、反射炉本体が存在する南側平地の遺構平面表示箇所など、史跡の全容を理解する上で必要な位置にそれぞれの場所・地点の意味を説明する萩市共通の説明板（独立基礎、アルミ製板面、ダークブラウンの地色に白文字）を設置する。



スポット説明板

### ●案内サイン

動線A・Bの起点及び各々の動線の岐路となる必要な位置に、経路を示す萩市共通の案内板（アルミ製板面、ダークブラウンの地色に白文字）を設置する。

## (6) 管理施設・便益施設

来訪者が構成資産に安全かつ適切に訪問できるようにするとともに、屋外トイレへの通行の安全性・利便性も同時に向上させるため、歩道の設置及び駐車場の改修を行う。また、丘陵北側の遊歩道については、狭隘部分の拡幅、既存の東側の遊歩道と連続したカラーアスファルト化、休息スペースの整備など、より快適な散策ができるよう改善を行う。現在設置されているガイド詰所、東屋、ベンチについては、耐用年数までは修繕を行いつつ使用し、その後に必要な機能(休息・ガイド・インフォメーション等)を精査して新たな施設へと更新する。

更新する位置については、ほぼ現位置とするが、施設はひとつに統合する。屋根の形式・意匠については、活用促進ゾーンに設置したトイレと共通するコード(木造平屋建、屋根形式は寄棟造又は宝形とし、屋根材は銀黒色の金属板一文字葺、外壁が必要な場合は縦板張、建具・樋はダークブラウン色)を用いる。



史跡萩反射炉前の屋外トイレ及び駐車場



史跡萩反射炉内のガイド詰所・東屋・ベンチ

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 地区区分（ゾーニング）

恵美須ヶ鼻造船所跡の理解増進のための公開活用を進めるにあたり、次のとおり地区区分（ゾーニング）を行った。

#### ①造船所ゾーン

造船所の各作業小屋跡である地下遺構と中ノ台（石積み）防波堤の露出遺構が残る。遺構の安定的維持とエリアに固有の産業システムの理解を促すための公開を中心としたゾーンである。

地下遺構については、現状、各作業小屋の推定範囲にテープを用いて簡易的な平面表示を行っている。現在も史跡の修復・公開活用に向けた発掘調査が進行中であり、地下遺構の範囲確認のため計画的な発掘調査を継続し、その調査成果を遺構平面表示に反映させる。

露出遺構については、現状では来訪者が自由に立ち入ることができる。今後は、石積み遺構の上面に残る近代工作物及び補修等の痕跡を適切に除去し、モニタリング・カルテに基づき危険な石積みが認められた場合には、変状前の健全な積み方に修復する。また、来訪者の安全を考慮し、石積み上面の凹凸や空隙等の危険箇所については十分な注意喚起を行い、新たに設置する見学路（展望デッキ）での安全な見学を促す。

なお、当該ゾーン内に簡易トイレ及びボランティアガイド詰所を設置しているが、来訪者用駐車場は設置していない。来訪者の人数・滞在時間等の調査結果を考慮した上で、常設トイレや駐車場の設置を決定する。

#### ②恵美須社ゾーン

造船所が開設される前からこの地に存在し、現在も地域の信仰の対象として継承されている。造船所が辿ってきた変遷・発展の経緯及び周辺環境を理解するうえで重要なゾーンである。

恵美須社の公開活用の計画はないが、将来想定される社殿等の修復に際し、史跡（構成資産）との調和を保った適切な手法を採るよう所有者と調整を行う。

#### ③景観保全ゾーン

恵美須社とともに造船所開設以前からの景観を留めているゾーンである。恵美須社背後の山林、小畑浦一带に広がる漁港・漁村、造船所開設の契機となった対岸の姥倉運河等、一体的な保全が必要である。

姥倉運河から史跡萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡を繋ぐ小畑浦周辺の水辺空間及び山林空間の景観の保全に努める。

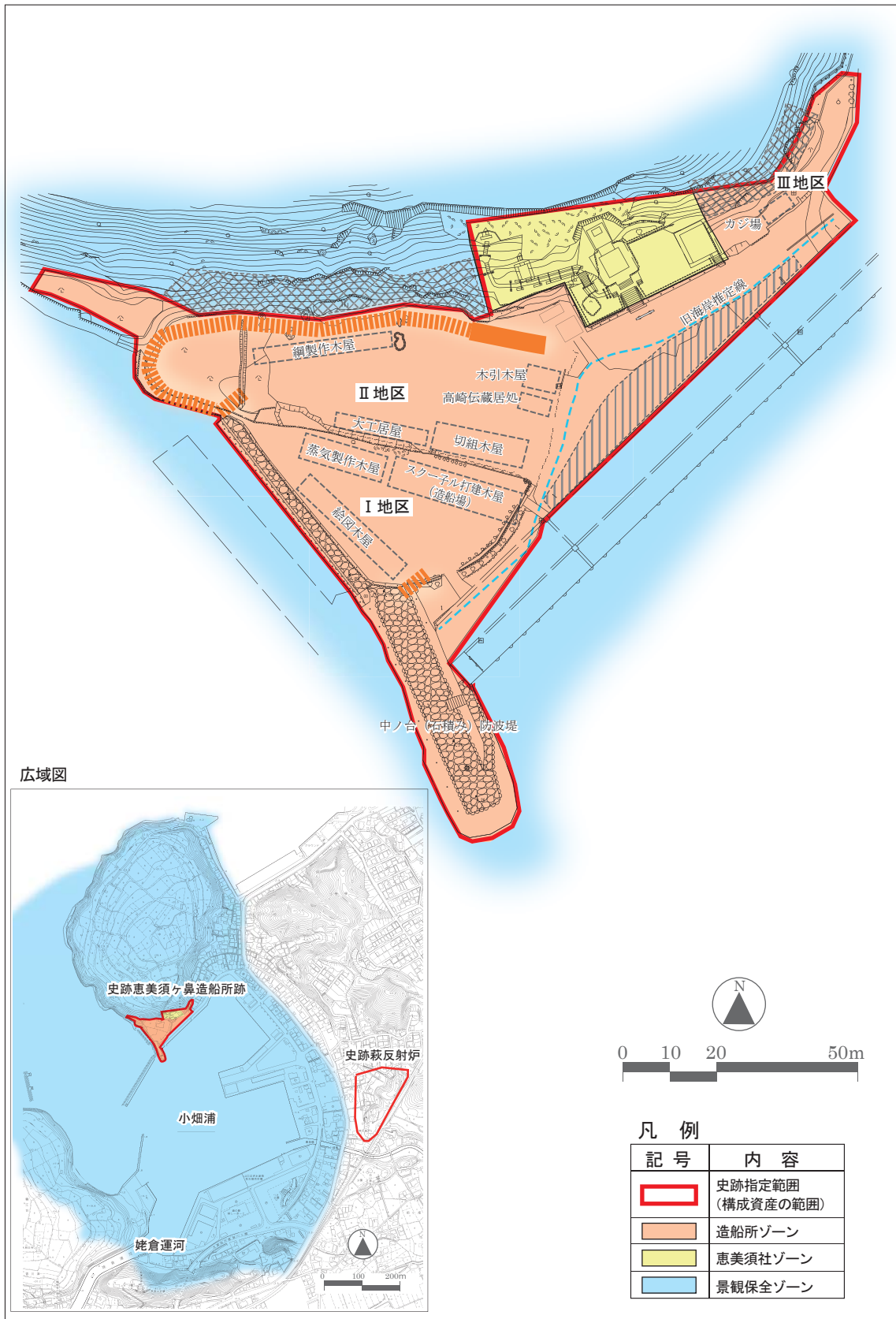


図6-2-7 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡 地区区分図



## (2) 遺構平面表示

発掘調査で確認した各作業小屋の地下遺構の位置・規模を保護盛土上に平面的に表示する。良好な遺存状況の遺構については、平面表示に留めず半立体的な遺構表示も選択肢の一つとする。特に丙辰丸造船場と庚申丸造船場の遺構が重複する部分については、舗装材の色調又は素材に変化を付けることにより時期差を区別した平面表示とする。また、操業時の海岸線についても地下レーダー探査及び発掘調査の成果を活かして平面表示し、来訪者が操業時の様子を想起しやすいものとする。さらに、現状でⅠ地区とⅡ地区に見られる地表面の高低差については、発掘調査成果を検討・考慮した上で見学動線に支障を来さぬよう調整を図る。

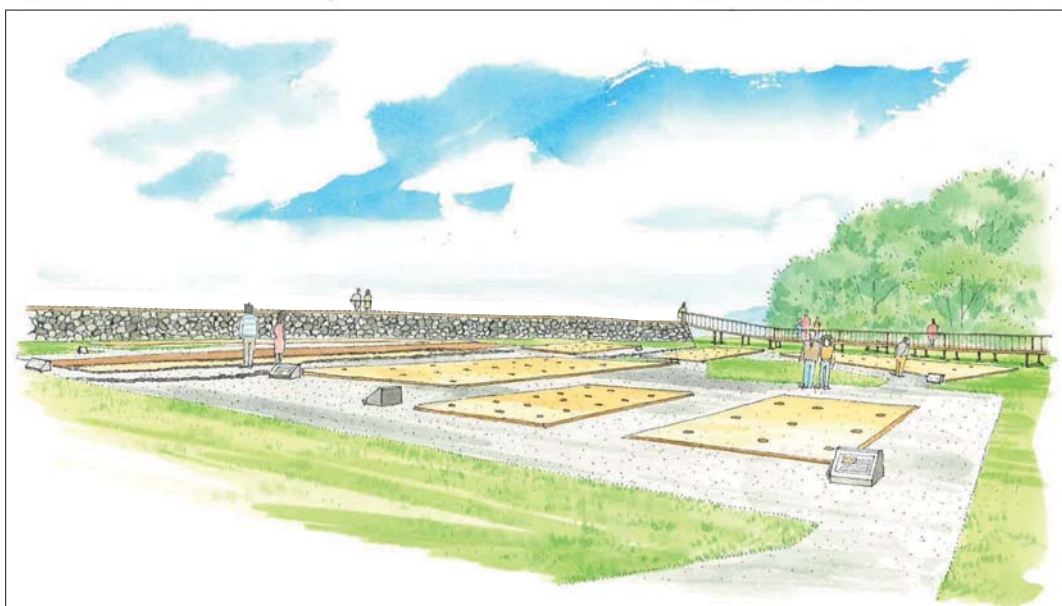


図6-2-8 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡 遺構平面表示イメージ

## (3) 見学路設置

地下遺構の保存、景観の保全、来訪者の安全に十分配慮した意匠・構造の下に、来訪者が構成資産を俯瞰して見学できるよう展望デッキを含む見学路を設置する。

なお、設置範囲については、遺構保護、景観保護、来訪者の安全等を考慮した以下の4案を提示する。

- A案：恵美須社南西側からⅡ地区西端までのもので、石積み及び護岸へは直接通行できないものとする。なお、中ノ台（石積み）防波堤北西端の石段上面には安全な昇降を行うための階段を別途設置する。
- B案：A案同様Ⅱ地区西端までのもので、石積み及び護岸へ直接通行できないが、展望デッキから造船所内（Ⅱ地区）へ階段で昇降可能なものとする。
- C案：A案とB案同様、展望デッキはⅡ地区西端までのものであるが、石積み及び護岸へ直接通行可能なものとする。石積み及び護岸には特に加工を行わない予定であるが、関係機関との合意が得られれば、落下防止柵等の最低限の安全を確保するための加工を行う。
- D案：恵美須社南西側から石積み及び護岸まで展望デッキを設置し、中ノ台（石積み）防波堤北西端の石段上面には安全な昇降を行うための階段を別途設置する。

(展望デッキ設置4案とそれに伴う動線の比較)

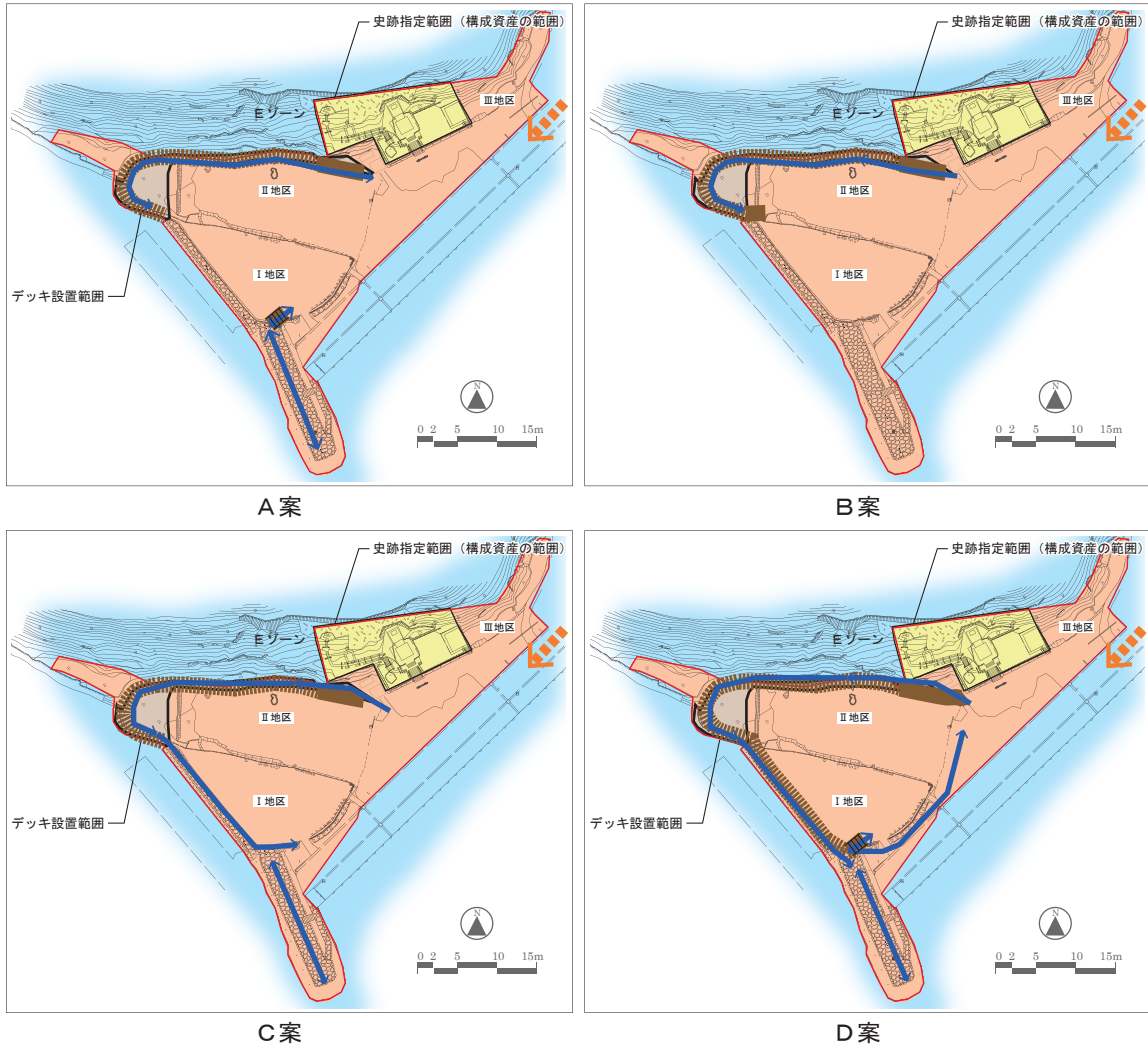


図6-2-9 展望デッキ設置4案

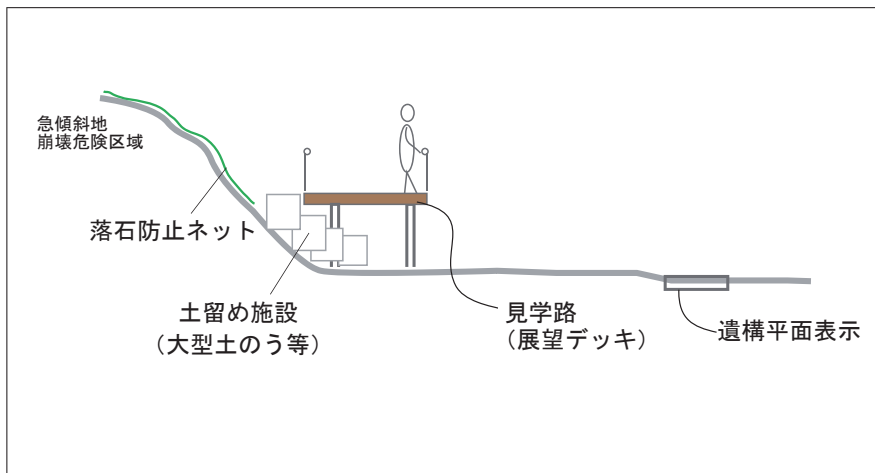


図6-2-10 展望デッキ設置イメージ図

#### (4) 動線

##### ①史跡（構成資産）までの動線

来訪者の交通手段は、主に自家用車・観光バス等を想定している。萩地域内での動線を以下に示す。

##### (世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）からの動線)

世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）からは自家用車・観光バスのほか、循環バスの東回りルートでのアクセスが可能である。史跡（構成資産）への最寄りの停留所は、史跡萩反射炉と同様「萩シーマート」で、そこからは徒歩でのアプローチとなる。



図6-2-11 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡までの動線図

##### (国道191号からの動線)

国道191号の西側に並行する道路の最終地点に史跡（構成資産）が位置する。史跡萩反射炉とは近接しており、両者は連続した来訪が期待できる。

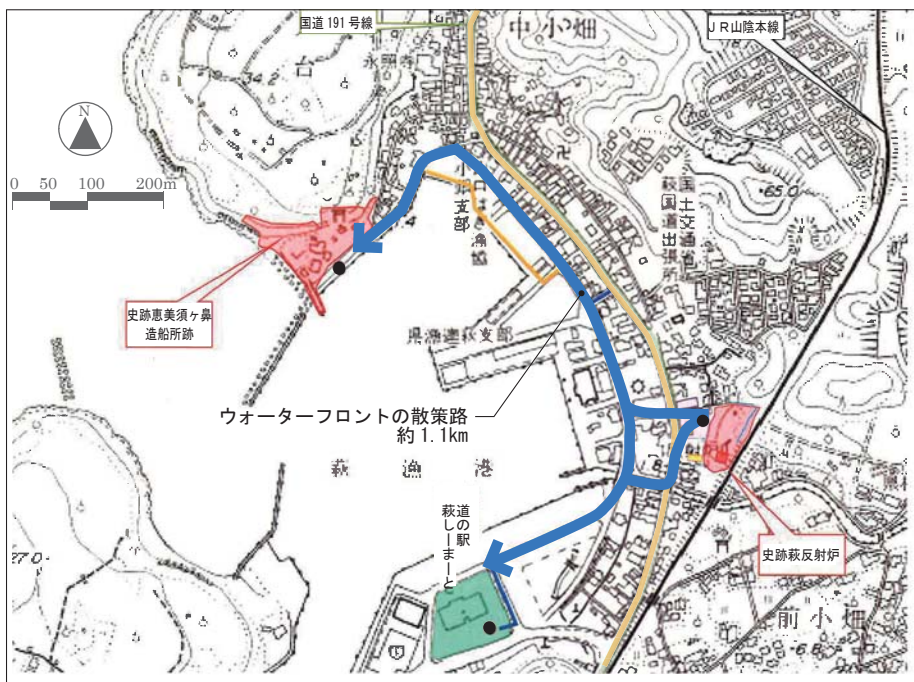


図6-2-12 史跡（構成資産）周辺の動線図

## ②史跡（構成資産）周辺の歩行者動線の明瞭化

史跡（構成資産）へ到達するための道路は、国道 191 号の西側に並行する道路であるため、前者と比較すると交通量は少なく自動車等の往来による歩行者への危険性は軽減されるが、歩行者を誘導するような案内板は無い。今後、史跡（構成資産）までのアクセスルートを中心に確保するとともに、路肩への駐車を抑止するためには、関係機関との協議の下に歩道部分の明瞭化に努める。

## ③史跡（構成資産）内の動線

地下遺構を平面表示した造船所跡の現地に立って見学する動線Aと、中ノ台（石積み）防波堤及び造船所跡外周に新設する見学路（展望デッキ）から俯瞰的に見学する動線Bを設定する。

### 1) 動線A

文献資料調査・発掘調査の成果から想定できる洋式軍艦の建造工程及び造船のシステムの理解増進を図り、造船場を中心に絵図木屋・蒸気製作木屋・切組木屋・綱製作木屋・カジ場等の各作業小屋の有機的な繋がりが体感できる見学動線である。ただし、見学路の舗装箇所については、当時の遺構と誤認されないよう十分な説明を加える。また、遺構面に保護盛土を加え、その上面に整備する場合には、来訪者から受ける遺構面への踏圧にも十分留意する。

### 2) 動線B

近接する史跡萩反射炉及び恵美須ヶ鼻造船所跡の対岸に位置する姥倉運河等を含め、より広い視野で立地・関連性を理解できる見学動線である。展望デッキは本来、造船所には存在しなかったものであるが、現代の新たな視点での理解増進を図るためには必要である。



図 6-2-13 動線計画図

## (5) 地形・環境の造成

### ①地形造成

史跡（構成資産）の周辺環境は、現在まで大きな改変が見られない。一方、史跡（構成資産）を取り囲む緩衝地帯の地形・環境についても近現代の道路・鉄道・漁港施設・住宅等の造成で改変が加わっているものの、同位置での再造成が大半であるため、根本的な地形の改変までには至らず、旧地形の復旧は概ね可能である。幕末に鶴江台と中ノ台に挟まれた小畑浦の南端に姥倉運河が開削され、程なくして今浦波止・今浦新地が造成された。このような土地利用履歴の理解増進を図るためにも、安全確保のために実施する必要最小限の改変を除き、周辺地形の修復を行いながら現在の地形の維持に努める。

### ②環境整理

中ノ台（石積み）防波堤の西方では緩衝地帯の遠方で萩沖の島々が広がり、自然豊かな眺望を目の当たりにしながら丙辰丸・庚申丸が航海に出た様子を想起することができる。しかし、中ノ台（石積み）防波堤の南西側には日本海側から海岸に漂着するごみが不定期に滞留し、その都度、景観・環境を阻害している。これらについては、定期的・継続的に清掃を行い、市民の協力の下に史跡（構成資産）周辺の美化・環境維持に努める。

## (6) 修景・植栽

### ①地形造成

史跡（構成資産）内に残る造船所開設時に存在しなかった近代以降の植栽樹木・工作物は、今後の発掘調査と並行して撤去するとともに、小畑浦の海面及び対岸の姥倉運河への眺望を確保する。なお、地下遺構の表示施設を地表面に設置する場合には、地下遺構の安定的維持のために新たな樹木植栽を行わないこととする。一方、造船所背後の山林については急傾斜地崩壊危険区域の修復の際に不用樹木を整理・伐採し、段階的な萌芽更新及び天然更新を促しつつ自然林の維持・緑豊かな景観の維持に努める。

## (7) 案内・解説施設

### ①案内・誘導サイン

国道 191 号沿いには、現状で明治日本の産業革命遺産の共通ロゴを入れた道路案内標識が萩反射炉を対象にしたものも含めて 5 箇所に設置されている。しかし、その先にある史跡（構成資産）に到達するための生活道路には明確な誘導案内板は設置されていない。自家用車・観光バス等の円滑な誘導を図るためにも国道の道路案内標識から導かれた次の交差点には、新たに史跡（構成資産）への誘導案内板を設置する。なお、表示内容には文字表記以外にも萩反射炉が近接する位置に存在することを地図上で情報提供し、両史跡（構成資産）への来訪を促す。

## ②遺構表示・解説板

来訪者が史跡（構成資産）の概要を端的に把握し、その上で造船のシステムについて深く詳細に理解できるような解説板の設置を行う。なお、解説板は萩地域内の史跡（構成資産）等で共通した仕様となるように留意する。

- 1) **23 の構成資産全体の概要説明板**：史跡（構成資産）の全体が俯瞰でき、さらに周辺の自然環境も一望できる展望デッキ上に設置する。「明治日本の産業革命遺産」全体での位置付け、「エリア1 萩」における構成資産の位置付け、周辺の構成資産との位置確認、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）の位置確認等が把握できる内容とし、当該史跡（構成資産）を理解した上で他資産への訪問も促すようなものとする。
- 2) **史跡美須ヶ鼻造船所跡全体の概要説明板**：総論となる全体概要の解説板は主要遺構が広がるⅠ地区とⅡ地区の境界付近とし、史跡標柱と隣接させて設置する。内容には造船所開設に至る経緯から世界遺産登録に至るまでの歴史全体の記述、史跡萩反射炉を含む周辺環境に関する解説等を明記する。なお、現在の史跡標柱は木製であることから、説明板設置時には恒久的な石製標柱に変更する。
- 3) **各遺構表示**：各作業小屋等の遺構の平面表示に付属するように設置する。文献資料調査成果に基づく造船場での建造手法や造船技術に関する概要説明に加え、発掘調査で判明した情報についても画像や図面を使用し、VR映像及び音声ガイド等を活用しながら提供する。

## ③その他

史跡（構成資産）の周辺には、説明板・記念碑及び漁港、国定公園、急傾斜地崩壊危険区域等を示す既存案内板が各所に設置されている。現状では劣化が進行したのものも見られ、調和が取れているとは言えない状況である。今後は関係機関と協議の上、不用・重複した案内板については整理・撤去し、最低限必要なものに絞って史跡（構成資産）の遺構表示・解説板等と調和を図りながら再設置を行う。

## （8）管理施設・便益施設

現状では、ボランティアガイドの詰所と来訪者の便益施設として簡易トイレをⅡ地区北東端の恵美須社に近接した位置に設置している。今後は来訪者が史跡（構成資産）をより快適に利用できるようにするために、来訪者数の推移を把握し、最適な規模のガイド詰所及びトイレを史跡外の近接地も視野に入れ、適切な場所に設置する。

また、現時点では史跡（構成資産）に近接する位置に駐車場は存在しないが、将来的には設置する方向で土地を所有する関係機関と協議を進める。

## （9）公開活用施設

史跡内は造船所跡遺構の他、漁港施設・宗教施設が並存しており、十分な余地が無く公開活用施設の設置も困難な状態である。遺構平面表示及び解説板による造船システムの理解に加え、現地でのより良い理解増進を図るため、関係機関との協議を進めたうえで史跡に近接した史跡範囲外での公開活用施設の設置を行う。恒久的な便益施設・管理施設等についても適所がない場合は、それらも併せて設置する。なお、脆弱な出土品は、萩博物館において公開展示できるように調整する。

## 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

### (1) 地区区分（ゾーニング）

大板山たたら製鉄遺跡の理解増進のための公開活用を進めるにあたり、次のとおり地区区分（ゾーニング）を行った。

#### ①たたらゾーン

たたら製鉄の主要な遺構が集中する地区であるが、未調査部を残す地区でもある。未調査部には、遺構の公開展示を実施している時代区分とは異なる遺構が残っている。

史跡（構成資産）の展示方法については、表面表示を主とし、たたら製鉄の製錬工程を具体的に体感できるVR映像等を併用することにより来訪者への理解増進を図る。

また、未調査部については、製錬工程において未解明部分を明確にするため、長期的な計画の下に発掘調査を実施する。

#### ②景観改善ゾーン

史跡（構成資産）周辺（緩衝地帯）の山林部の景観保全及び「たたら」製鉄操業当時への林相へ誘導を図る地区である。

また、大板山たたら製鉄遺跡の製錬工程全体を理解するために必要な構成要素である鉄の道及び山ノ口川を含む地区でもある。

史跡（構成資産）周辺（緩衝地帯）のほとんどは山林であるが、主な樹種はスギ・ヒノキ等に人工林であるため、文献資料調査等により得られた情報に基づき、操業当時の林相への誘導を図る。

#### ③公開活用ゾーン

展示休憩室・トイレ・駐車場からなる史跡（構成資産）の公開活用施設として利用している地区である。

新たに案内看板等を設置する場合は、周辺景観に調和した位置・意匠等で対応する。

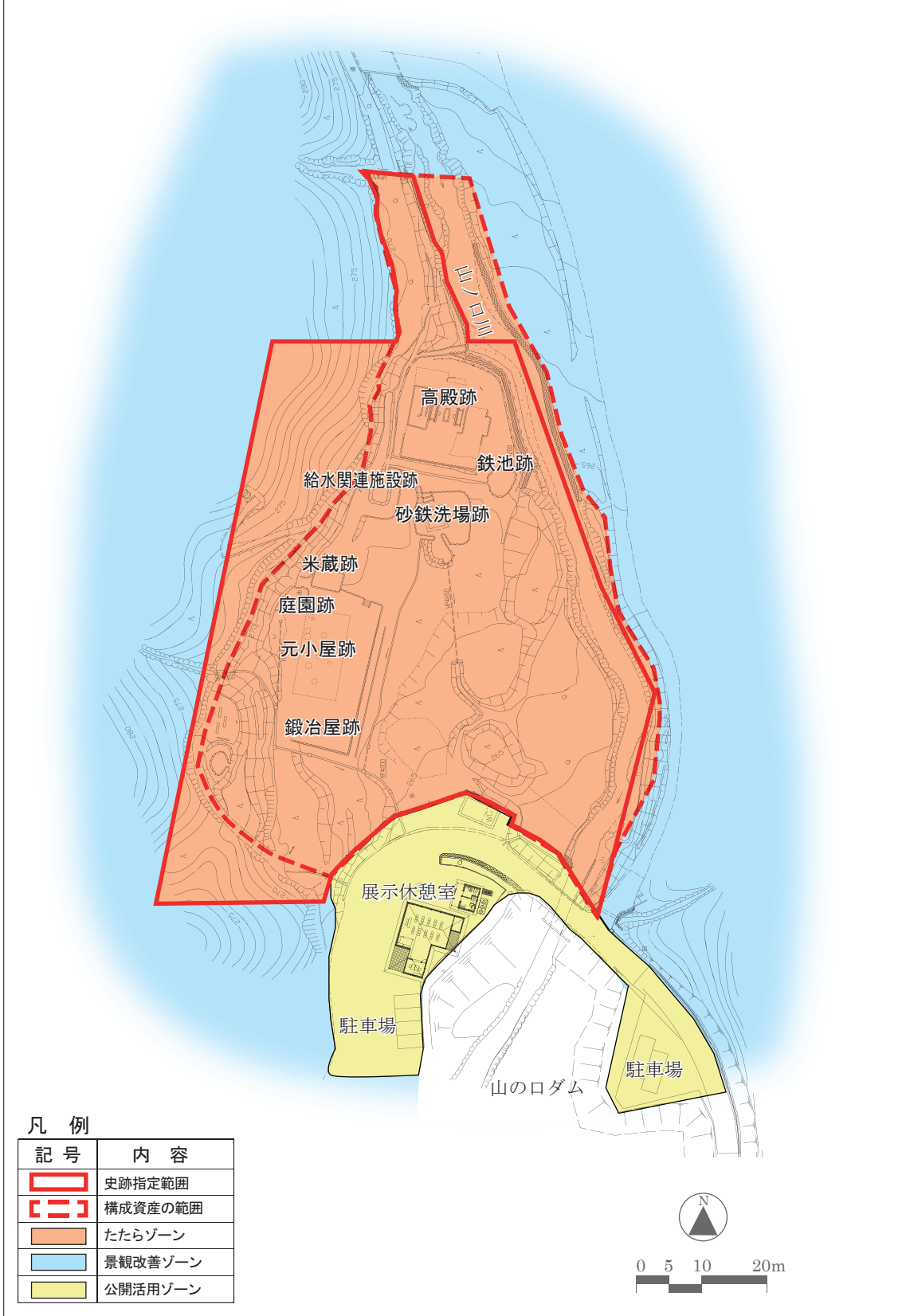


図 6-2-14 史跡大板山たたら製鉄遺跡 地区区分図



## (2) 動線

### ① 史跡（構成資産）までの動線

民間事業者が期間限定で運行する定期観光バスの継続運行について要望し、市街地からの交通手段の確保を図る。

また、遺跡周辺部のアクセス道路が狭隘であり、大型観光バスの通行が不可能であるため、予約制により道の駅ハピネスふくえからマイクロバスへの乗換運行で対応している。



図 6-2-15 史跡大板山たたら製鉄遺跡までの動線図

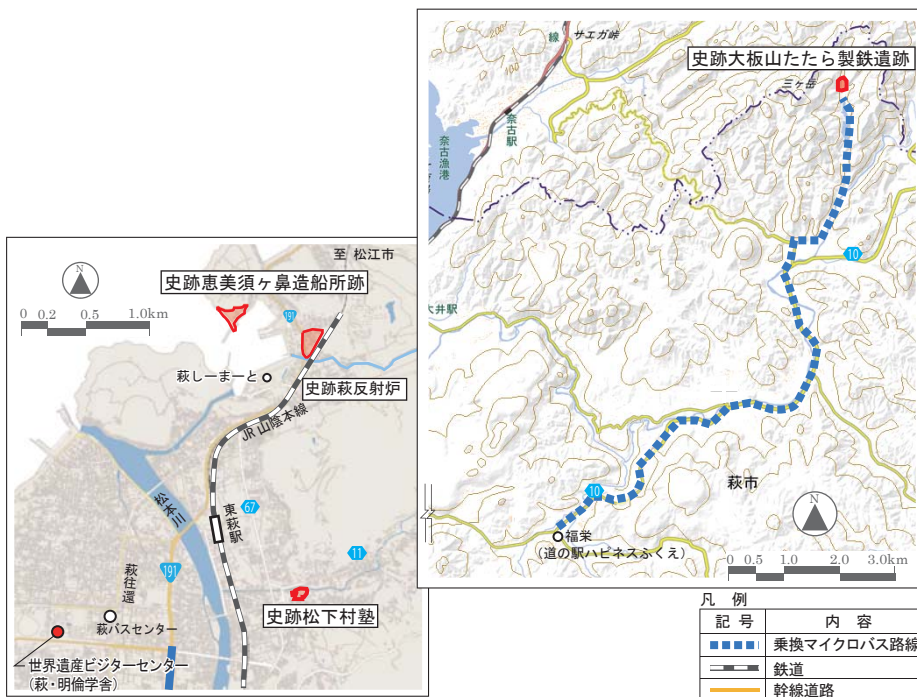


図 6-2-16 史跡大板山たたら製鉄遺跡までの動線図（乗換マイクロバス）

## ②史跡（構成資産）内の動線

史跡（構成資産）内の見学者動線は、来訪者がたたら製鉄の製錬工程に対する理解が進むよう、史跡（構成資産）の南側に開設した展示休憩室を起点として、3つのモデルコースを設定する。

### 1) 主要遺構確認コース

たたら製鉄を理解する上で最低限必要な主要遺構を、誰もが安全かつ容易に巡ることができるコースである。

### 2) 遺跡展望コース

史跡（構成資産）の南西側に設置した視点場から俯瞰的に全体の遺構を眺望し、たたら場をイメージした後、製錬工程順に史跡（構成資産）を巡るコースである。

### 3) 周遊コース

史跡（構成資産）の東側に開設された山ノ口川沿いの林業用作業道を北上し、鉄の道に合流した後、製錬工程順に史跡（構成資産）を巡るコースである。

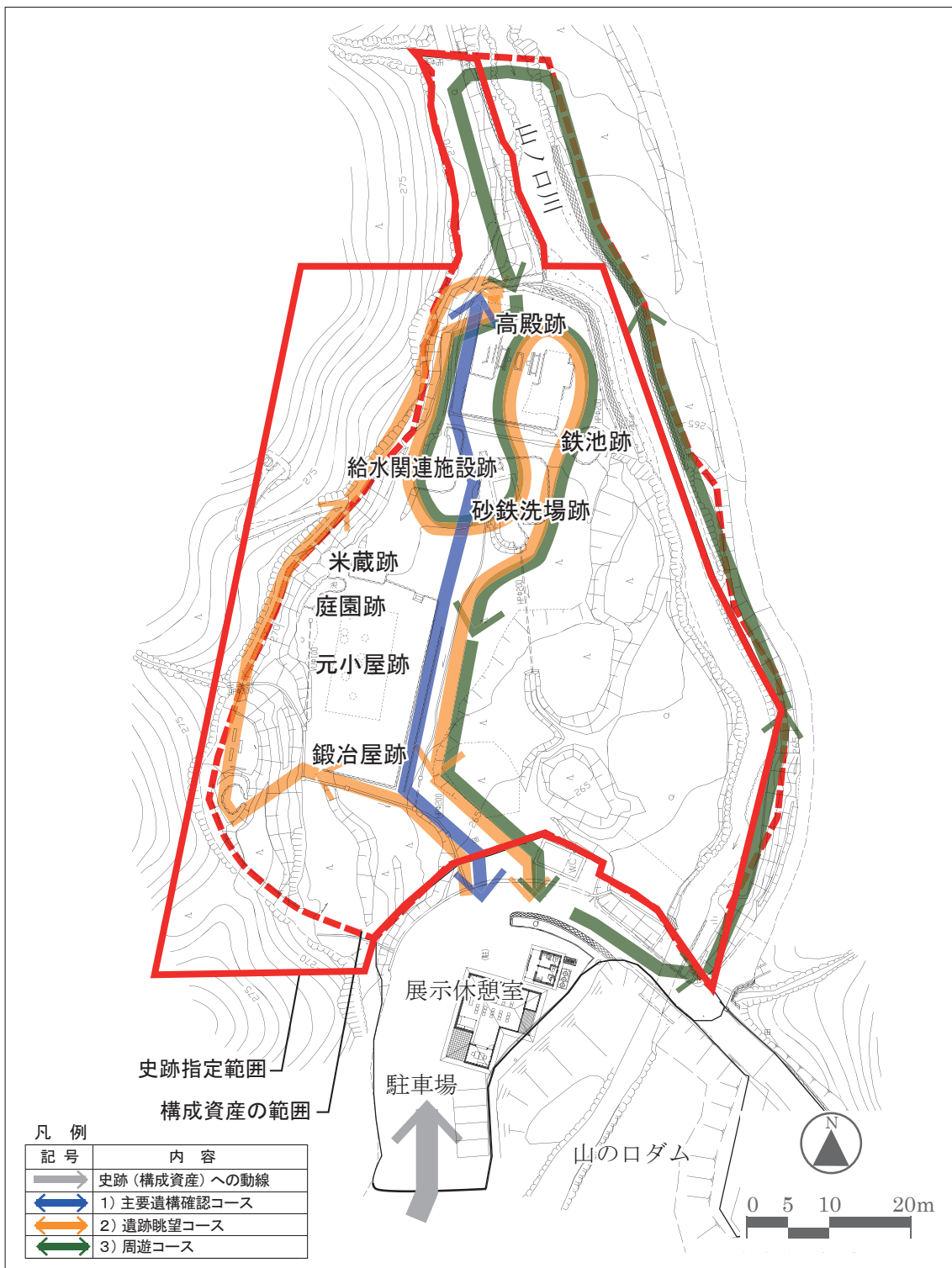


図6-2-17 史跡大板山たたら製鉄遺跡 見学動線図



図 6-2-18 史跡大板山たたら製鉄遺跡 主要遺構の見学路



図 6-2-19 鉄の道接続部から史跡大板山たたら製鉄遺跡主要遺構への見学路

### ③見学路構造

史跡（構成資産）内は、全域にわたって地下遺構及び露出遺構が遺存することから、それらの遺構を保護するため、保護盛土により被覆した後に、低床木製構造等の見学路を設置する。見学路は、基本的に遺構の上面を自由に回遊できない構造とする。

また、勾配が急で構造的に低床木製見学路が設置困難な部分等には、土系舗装を併用し見学通路の指定を行う。

なお、見学路は撤去が可能な構造とし、遺構への負担軽減を図る。

（地下遺構及び露出遺構に配慮した見学路構造）

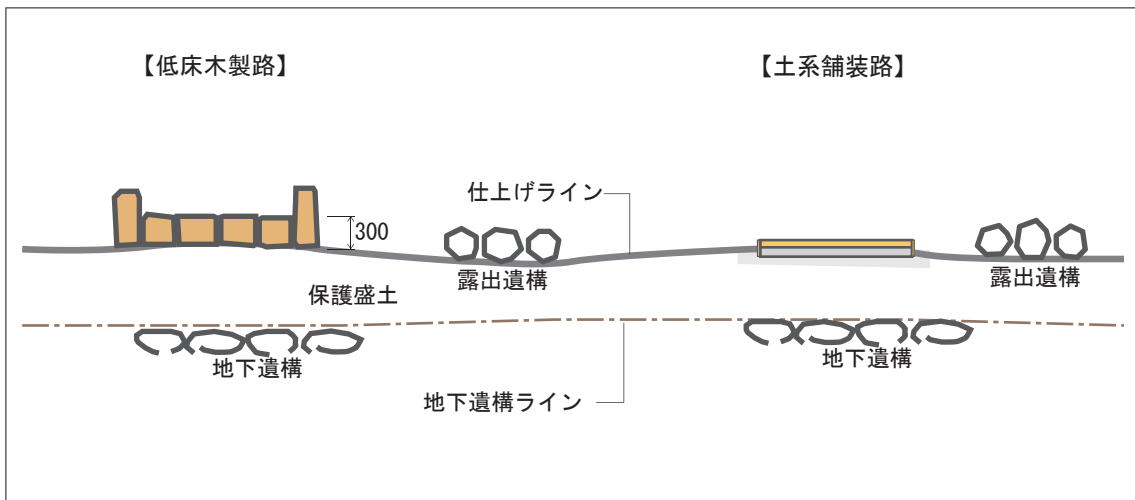


図 6-2-20 史跡大板山たたら製鉄遺跡 見学路断面図

### (3) 地形・環境の造成

#### ①地形造成

史跡（構成資産）西側に隣接する急峻な山地から流入する雨水対策として排水施設を改修し、遺構の平面表示施設及び遺構保護盛土の浸食を防止する。

また、地下遺構を含めた史跡全体を安定的に維持するため、既に設置しているパイプ及びコンクリート二次製品の開渠等の排水能力を確認し、許容排水量が不足する場合には改修を行う。

#### ②環境整備

大板山たたら製鉄の第3回目の操業期である安政期の遺構を中心として、保護盛土の上面に別材料を用いて地下遺構の位置・規模等を平面的に表示する。

史跡は、平成5～8年度（1993～1996）に保存整備を行ったが、その後約20年が経過し、経年による劣化がかなり進行している。そのため、地下遺構は地中に保存するとともに、再度、遺構の表面表示を行う。

なお、表面表示を行う場合には、VR技術等を使用したデジタル映像等を活用した展示及び案内ガイドの解説を併用し、たたら製鉄の製錬工程のイメージが理解しやすいよう工夫を行う。

また、高殿跡の本床・遮熱壁等の復元レプリカ及び砂鉄洗場跡覆屋の復元工作物は、地下遺構としての保存が主体の遺跡の中で、来訪者が目に触れることのできる数少ない展示物として、適切な維持管理を行いながら継続して公開する。



高殿跡及び遮熱壁等復元レプリカ



砂鉄洗場跡及び覆屋の復元工作物

#### (4) 修景・植栽

史跡（構成資産）内の中心から東方及び西辺の傾斜面に展開する人工林については、地下遺構への影響確認を行い、影響が確認された場合及び長期的な計画の下に当該地で発掘調査を行う場合に伐採・除根を行う。

#### (5) 案内・解説施設

##### ①案内板

動線計画に沿って来訪者を円滑に誘導するため、効果的な位置及び内容に配慮した誘導サイン等を設置する。

また、現地への誘導サインの設置と併せ、案内パンフレットにも見学動線を記載し、情報提供を行う。

##### ②解説板

史跡（構成資産）内の設置後 20 年以上が経過し、劣化が進行している既存の案内板を改修する。その場合は、最新の情報に更新するとともに世界遺産に関連する内容も記載する。併せて多言語化にも努める。

また、展示休憩室での解説を充実させ、現地への解説板の設置は周辺景観へ与える影響に配慮して必要最小限とする。

#### (6) 管理施設・便益施設

既設木製ベンチは設置後 20 年以上が経過し、劣化が進行している箇所も見られるため、安全性・機能等について定期的に確認を行い、不具合を確認した場合には更新する。その際には、周辺景観と調和のとれたデザインとする。

#### (7) 公開活用施設

現地における解説を補足する施設として、平成 29 年 3 月に史跡（構成資産）への導入部南側に駐車場と一体となった小規模な展示休憩室を開設した。新たに建設した展示休憩室では、施設内に掲示する説明板・解説板を最新の内容に更新するとともに、現地への説明板等の設置を抑制するため、屋内展示の充実を図った。設置した解説板の中には、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の 23 の構成資産全体及びその中での大板山たたら製鉄遺跡の位置付けについて解説した展示物もあり、関連する構成資産と一体となった情報提供を行っている。

今後は、解説板を補足する屋内展示物として地形・遺構の模型等を設置するほか、現地での遺構の表面表示等を行うとともに、VR 等の映像技術の活用及びガイドによる説明により一体的な解説を行い、製鉄工程の理解増進に努める。

また、既に設置したトイレ・駐車場等については、適正な維持管理を行うとともに、利用形態の把握に努め、必要があれば改善を行う。

### 展示休憩室

床面積：93.5 m<sup>2</sup>

- ・ 展示・休憩室部分 78.5 m<sup>2</sup>
- ・ 事務室部分 10.0 m<sup>2</sup>
- ・ 倉庫部分 5.0 m<sup>2</sup>



展示休憩室

### トイレ

床面積：12.5 m<sup>2</sup>

- ・ 男性 洋室1穴 小1穴
- ・ 女性 洋室1穴 和式1穴



トイレ

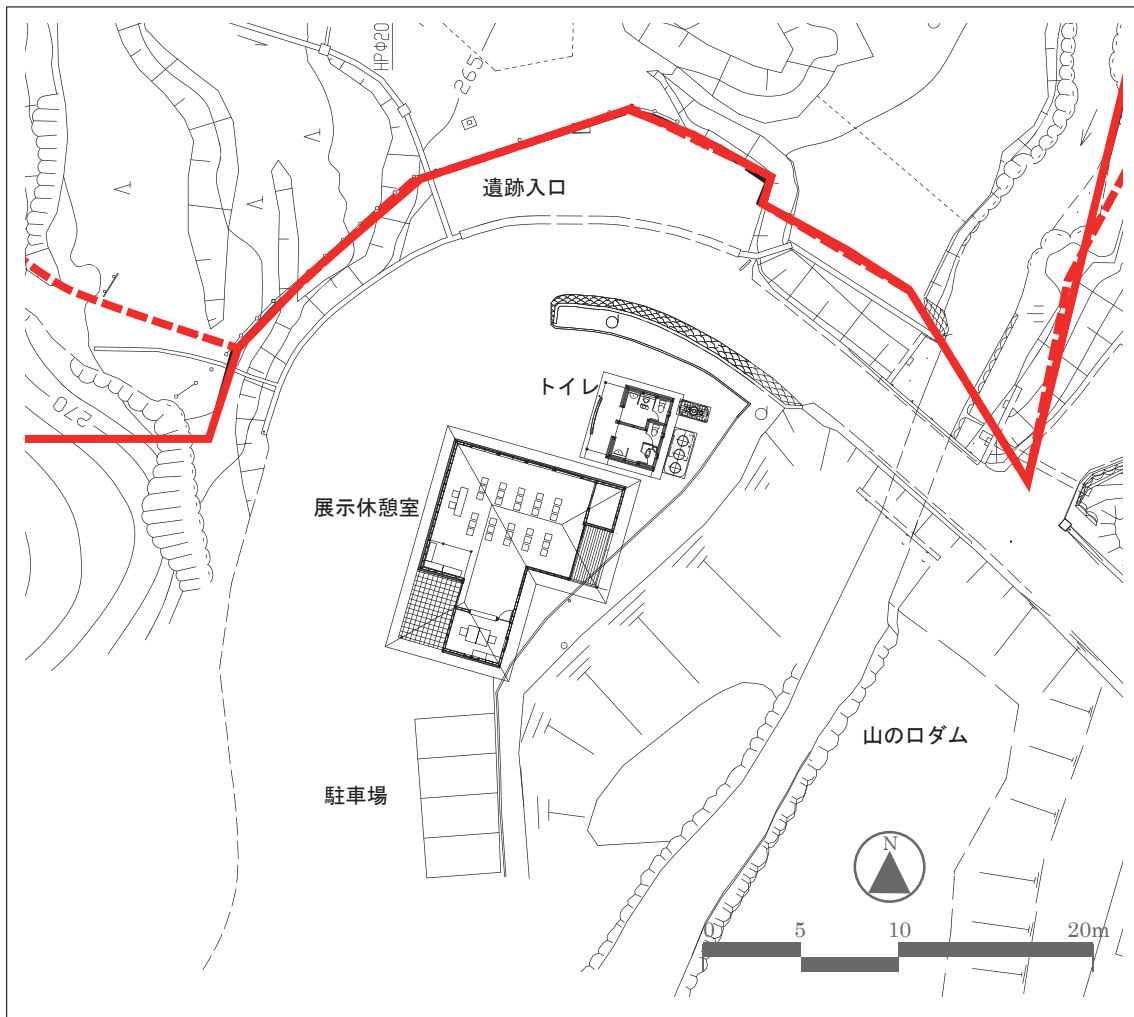


図6-2-21 展示休憩室・トイレ部分拡大図



## 第4項 萩城下町

### (1) 地区区分（ゾーニング）

公開・活用の観点から、以下の地区区分（ゾーニング）を設定し、各ゾーンの公開・活用の方向性を示す。

#### 城跡ゾーン

史跡萩城跡の要害・本丸・二の丸に当たるゾーンである。

藩政期の建造物はそのほとんどが失われているものの、城郭の規模・形態を表す石垣や堀等の遺構が良好に遺っている。

要害・本丸・二の丸の城郭を良く表している史跡萩城跡の石垣については、歪み・孕み等の要因となる樹木の伐木又は移植を行う。

本丸・二の丸を分かつ内堀、及び三の丸と城下を分かつ外堀については、比較的良好な状態であることから現状維持に努めることとし、二の丸と三の丸を分かつ中堀跡については、将来の復元を目指して調査を進めることにより、藩政期封建社会の政策中枢機能としての城の構造が可視化でき、理解増進となる整備を目指す。

二の丸に現存する東園跡は発掘調査結果等に基づき、毛利萩藩の大名庭園として復元整備し、広く公開する。

#### 指月山ゾーン

天然記念物指月山に当たるゾーンである。

山頂の要害からは、かつての眺望を彷彿するべく矢倉跡からの眺望を確保するため、視点場を設定し、樹木の枝打ち・剪定を計画的に行う。

要害への登城路は、通路上の倒木や枝の伸張等により通行障害となるものについては伐採・撤去を行い、来訪者の利便性向上及び安全性確保に努める。そのためにも、平素より史跡・天然記念物・公園管理の関係者間で現状と課題を共有化し、対策については協議を行う。

#### 外堀ゾーン

史跡萩城跡のうち外堀に当たるゾーンである。

萩城とその城下町を隔す8間の堀があるゾーンで、平成22年度(2010)に復元整備を行っており、藩政期当時の外堀の形態を良好に示している。

今後は、このゾーンを良好に維持することで、旧上級武家地と旧町人地の町並み景観及び空間の違いを示す緩衝帯としての機能を持たせる。

また、この外堀に並行して南北に走る県道萩城趾線は、車でのアクセスによる萩城下町の入口（玄関口）として周辺駐車場等の便益施設及び萩博物館等の公開活用ゾーンへと繋ぐ動線となることから、その機能及び空間を維持する。

## 町割りゾーン

旧上級武家地の堀内伝建地区と旧町人地の史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅に当たるゾーンである。

### (堀内伝建地区)

現存する口羽家住宅や旧梨羽家書院など屋敷、旧二宮家や旧児玉家の長屋門など広大な範囲に点在する建造物をチェックポイントとし、これらを藩政期の古地図を使って回遊しながら、土塀や石積み等で整然と区画され、夏みかん樹が彩りを見せる町並みを堪能するための公開活用を行う。

また、近年増加傾向にある空家や空地については、放置することで建造物の老朽化、庭木・生垣の生長など景観上悪影響を及ぼす因子となることから、萩市が取り組んでいる空家バンク等の活用によるUJIターン者への情報提供、町内会活動等への公開・利活用又は来訪者のための便益施設等の整備を行い地域コミュニティの活性化や観光への利便性向上等によるにぎわい創出を図る。

### (史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅)

整然と区画された街路の中に、中下級武士の屋敷や町人の住宅及び工作物が多く残されており、町屋風の店舗が軒を連ね、「エリア1 萩」の9つの史跡等(構成資産)の中で最もにぎわいを見せている。当時の建築物や工作物の維持管理に努めるとともに、町並み景観を維持する。

現代的な工作物は伝統的工法による板塀・土塀、生垣等への更新及び電線類の地中化等を可能な範囲で行い、修景を図る。

## 景観保全ゾーン

周辺(緩衝地帯)から史跡等(構成資産)を望む際、特にランドマークとなる指月山を望む際の美しい景観を構成するゾーンで、日本海岸の砂浜や河川沿いの松並木など、その美観を維持する必要がある。

また、大正期に開かれた運河(疏水)や外堀等の史跡(構成資産)を取り囲むゾーンは、一般の市街地と一線を画すゾーンとしての空間を維持する。

## 公開活用ゾーン

「萩博物館」及び「世界遺産ビジターセンター(萩・明倫学舎)」等の情報発信の拠点となる施設、萩城下町内の公共駐車場等の便益施設があるゾーンに当たる。

指月第一駐車場、萩博物館駐車場、萩中央公園駐車場あるいは世界遺産ビジターセンター(萩・明倫学舎)の駐車場で降車し、そこから徒歩やレンタサイクルを使つての周遊ルートでの見学が主流となっている。点在する構成要素を周遊しながら、全体像が理解しやすい施設整備と回遊システムを整備する。

また、付属の公衆トイレやベンチ等の便益施設については、既設設備のメンテナンスに努める。

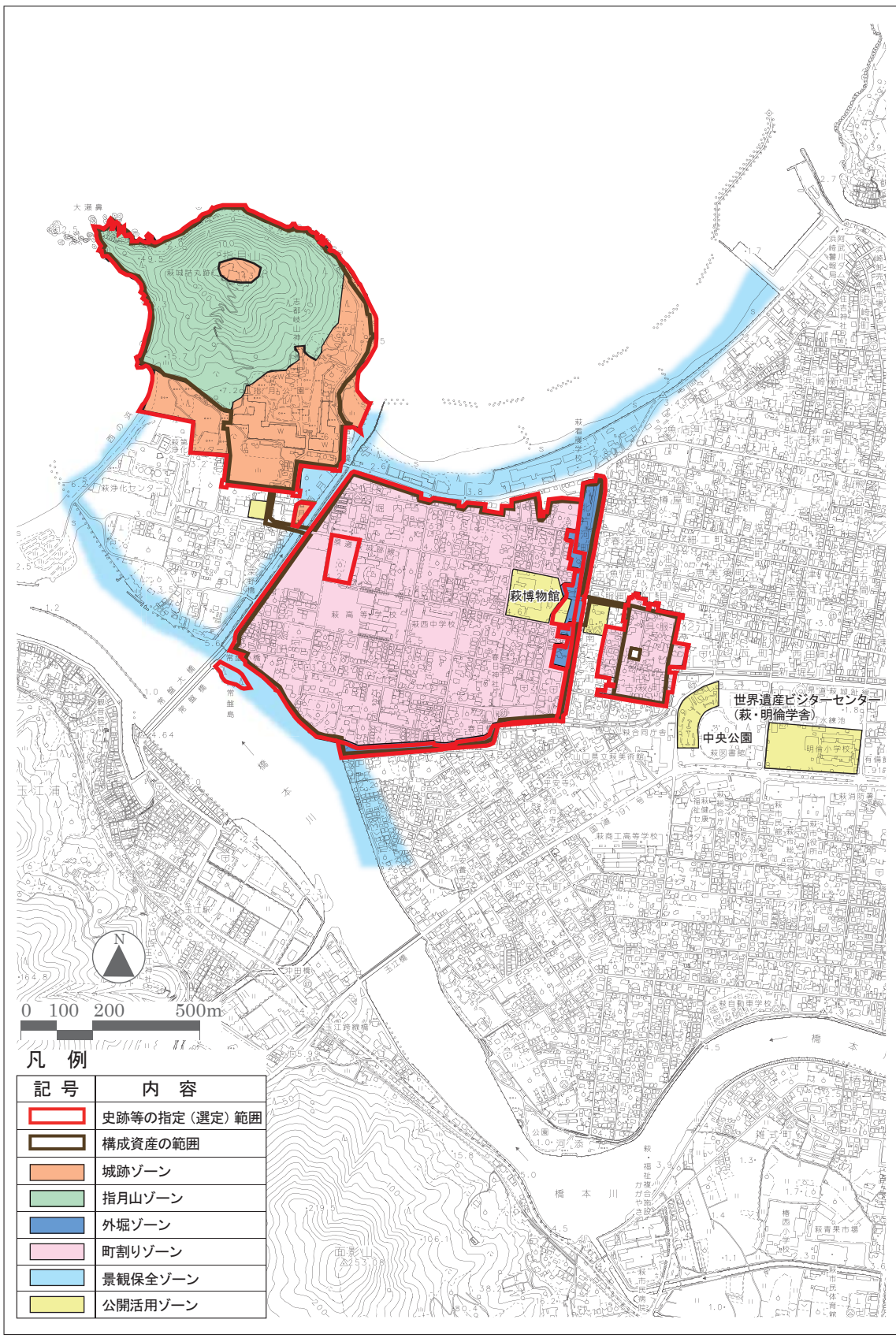


図6-2-22 萩城下町地区区分図

## (2) 動線

### ①史跡等（構成資産）までの動線

#### 1) 世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）からの動線

萩城下町は世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）から最寄りの構成資産であり、そこから歩いて散策できる距離にある。これを最大限に有効活用できるよう、来訪者の滞在時間や年齢構成等、それぞれのニーズに合った散策ルート（トレイルづくり）や萩循環まあるバスやレンタサイクルを活用したパークアンドライドの仕組みづくりを行う。

#### 2) 萩城趾線からの動線

平成30年(2018)3月に竣工を迎える県道萩城趾線の完成により、国道191号から、萩城下町へのアクセスが格段に向上することとなる。これにより、資産内への自家用車等による来訪者の増加が見込まれることから、萩博物館の駐車場を拠点とした萩城下町の散策を推奨する。



図 6-2-23 萩城下町動線図

## ②史跡等（構成資産）内の動線

### 1) 萩城下町全体

来訪者の動線として、当時の社会構造の理解増進を目的として、次のような推奨ルートを設定する。

①史跡萩城跡（城跡）⇒②堀内伝建地区（旧上級武家地）⇒③史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）

また、国道沿いに立地し、公共交通によるアクセスも便利な世界遺産デジタルセンター（萩・明倫学舎）を拠点として、「萩循環まあるバス」及び徒歩による上記の見学ルートでの回遊を推奨することにより、史跡等（構成資産）のより良い理解増進を図ることができる。

### 2) 史跡萩城跡（城跡）

直接自家用車によるアクセスの場合は指月第一駐車場に駐車し、史跡等（構成資産）内を徒歩で巡る観光を推奨する。また、レンタサイクルを併用することで、回遊性も大きく向上する。

### 3) 堀内伝建地区（旧上級武家地）

直接自家用車によるアクセスの場合は萩博物館駐車場に駐車し、史跡等（構成資産）内を徒歩で巡る観光を推奨する。

ただし、広大な面積であることから、散策トレイルについては、来訪者の体力や滞在時間等を考慮したいくつかのコースを提案する。また、萩城下町の大きな特徴は「幕末の古地図で歩ける城下町」であることから、古地図との連動による近世（幕末期）の武家地を散策することが、当該史跡等（構成資産）の価値の理解増進につながる。

今後、散策を促すために、NPO萩まちじゅう博物館等の市民団体との連携による町歩きイベントやウォークラリー等を企画・提案・実践していくこととする。

### 4) 史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅（旧町人地）

ここは、これまでも最も観光客が訪れるところで、南東に中央公園駐車場、対角の北西に萩博物館駐車場を要し、菊屋横町⇔江戸屋横町と巡ることで回遊性が生まれている。



図 6-2-24 史跡萩城下町（旧町人地）の修景イメージ

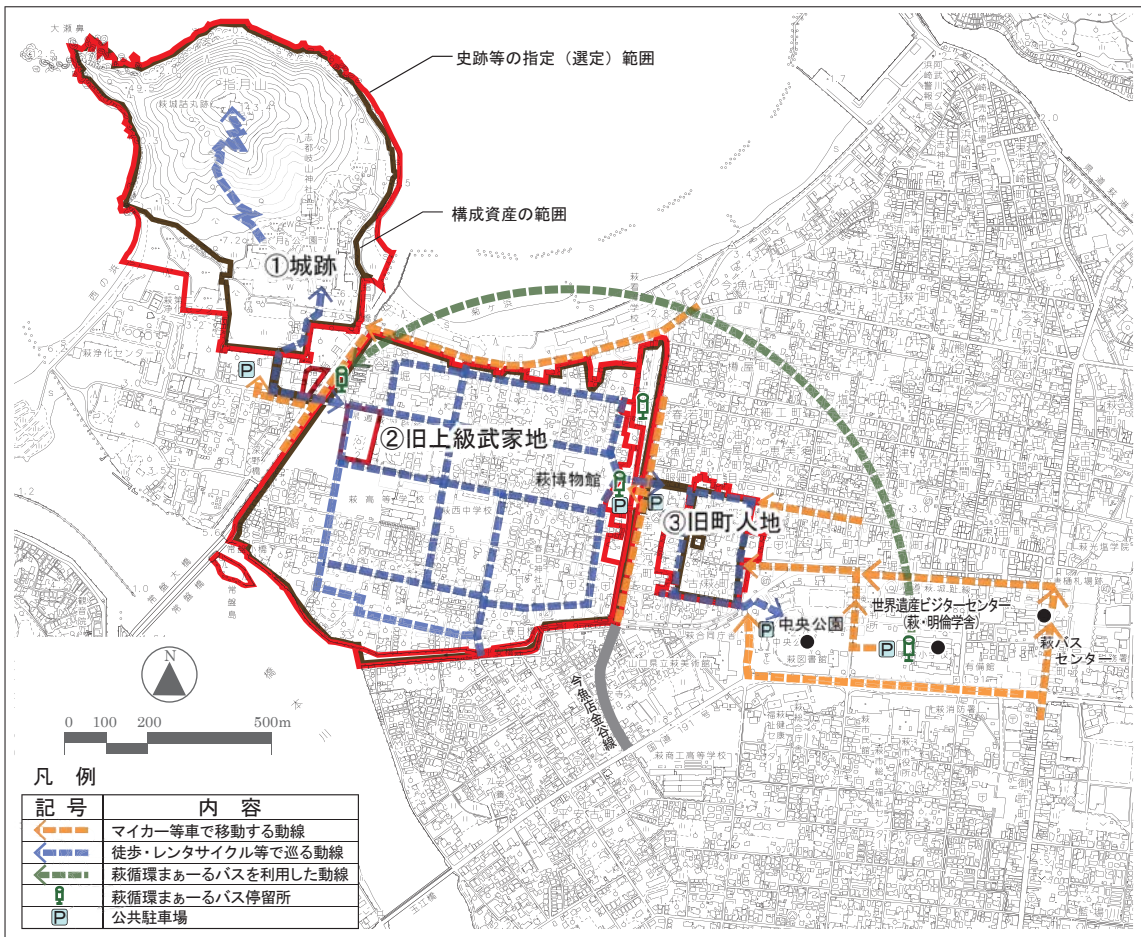


図 6-2-25 史跡等（構成資産）内の動線図

### ③見学路整備

城内の見学路は、指月公園として近代以降の公園整備のものであるが、当面現状を維持し、適切な管理を行う。

指月山の登山道は、藩政期の石段が残っている箇所もあるが、崩落等を繰り返し新たに開拓された道もある。また、大雨や暴風等により倒木や土砂流出等が頻繁に起こっている。今後ともモニタリングにより現状を維持・復旧していくこととするが、長期的には安心・安全に登ることができる登山道の整備が必要である。その場合は、史跡・天然記念物の両方の価値を担保した整備を行う。

## (3) 地形・環境の造成

### ①地形造成

保存及び活用のための整備において必要となる最小限の改変を除き、現在の地形を維持するものとする。ただし、長期的に萩城内（中掘・外堀含む）における土塁・堀の復元等が計画された場合には、綿密な調査等に基づき復元を行うこととし、現状変更申請等必要な手続きを行う。

### ②環境整備

外堀は、水質の悪化が懸念されることから定期的な清掃を実施し、モニタリング結果により場合によっては、汚泥の浚渫工事等を行い水質の浄化を図る。

インフラ整備については、既に電柱の設置や電線類の架線が行われている。今後、国の補助制度等を活用し地中化を推進する。また、道路下には水道管や下水管等が埋設されているが、側溝については藩政期の遺構が良く残っており、現在も活用されている箇所もある。今後も、適切な維持管理の下で使用するものとし、地下遺構や景観に及ぼす影響を考慮し、新たな整備は行わないものとする。

しかし、市民生活の安全上、新たな設備等の設置が発生する場合は、関係機関等との十分な協議を行い、地下遺構や景観に及ぼす影響に最大限配慮した位置・工法の下に実施する。

## (4) 修景・植栽

### ①史跡萩城跡（城跡）

旧来より、城内本丸から二の丸にかけ桜（ソメイヨシノ）が植えられ、現在は萩市民にとって花見の名所となっている。現状において桜樹が石垣や地下遺構に影響を及ぼしている実害は小さいが、今後の生長により、地下遺構の攪乱及び石垣の孕み出し等の影響を及ぼしかねないことから、モニタリング結果に基づきながら、計画的な伐採又は、遺構に影響の無い箇所への移植を行う。また、天守台及び本丸内の全容が確認できるようにするために、生長したその他の樹木については、モニタリング結果に基づき、伐採や剪定などの管理を行い、遺構保護と景観保全を前提に公園管理者等と協議して植栽（伐採）計画を定める。

天然記念物指月山の山頂（要害）から、史跡等（構成資産）の全体、ひいては萩城下町の緩衝地帯全体が望見できるようにするために、視点場の設置に向けた樹木

剪定及び伐採を計画する。ただし、指月山は国指定天然記念物であるため、その価値を損なわない計画的かつ必要最小限の対応が求められる。

## ②堀内伝建地区（旧上級武家地）・史跡萩城城下町（旧町人地）

### 1）修景基準に基づく建造物の修景

堀内伝建地区（旧上級武家地）や史跡萩城城下町（旧町人地）は、一般の市民の暮らす住宅地でもあることから、その住居等に関しては、伝建地区や史跡の景観との調和を図るためにその構造・規模・意匠などの観点から、一定の「基本形式許可基準（修景基準）」を設けている。

この基本形式許可基準は、堀内伝建地区固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等に許容される基準であり、保存計画において下表のように定めている。

史跡萩城城下町（旧町人地）についても、一般住宅については現状維持を基本とするが、その現状を変更する必要があるときは、堀内伝建地区と同様に「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）」（下表参照）に準じる。

表6-2-1 「堀内伝建地区における基本形式（許可）基準（建築物の建築等）」及び「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）」①

項目		基準		
		公道（旧道）との境界から10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準	公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準	
建築物	建物配置	・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする	・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする	
	構造	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、伝統工法又は在来工法による軸組木造とする	
	規模	・原則、町並み誘導線*を越えない範囲（道路基準面より1.5メートル上がった点から約17度の角度の範囲内）とする （敷地の構成等によりやむを得ず町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み許容線*を越えない範囲（道路基準面より1.5メートル上がった点から約27度の角度の範囲内）とする） （二階建てとする場合は、原則として、公道側を含む二方向以上に梁間半間（約1m）以上の下屋を設ける）	・敷地奥行き2間までは平屋建て形式とする （奥行き2間を超える範囲については左記の基準に従う）	
	色彩	・歴史的風致と調和したものとする	・伝統様式基準に従う	
	屋根	形式	・原則、主屋根は、寄棟造又は入母屋造**（降棟は設けない）とする ・原則、大棟は公道（旧道）と平行とする ・棟瓦は熨斗積みとし、棟隅に鯨、鷗尾、鳥龕等を用いない	・主屋根は、寄棟造、入母屋造（降棟は設けない）又は切妻造とする
		主屋根勾配	・4.5寸～5.5寸とし、地区内の伝統的建造物と揃える	・伝統様式基準に従う
		下屋屋根勾配	・主屋根より1寸又は1.5寸緩く葺く	・伝統様式基準に従う
材料		・原則、銀黒色の粘土瓦葺瓦葺とする（下屋屋根については、金属葺とすることもできる）	・伝統様式基準に従う	
軒		・原則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする	・伝統様式基準に従う	
樋	・歴史的風致と調和したものとする	・伝統様式基準に従う		



表 6-2-1 「堀内伝建地区における基本形式（許可）基準（建築物の建築等）」及び「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）」②

項目	基準	公道（旧道）との境界から 10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準	公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準
		建築物	
開口部（玄関・窓）	・歴史的風致と調和したものとする		・伝統様式基準に従う
外壁	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、（1）真壁造漆喰塗仕上げ又は中塗り仕上げ+堅板張り腰壁同等、（2）大壁造り堅板張り同等とする	
基礎	・歴史的風致と調和したものとする		・伝統様式基準に従う
建築設備・バルコニー	・原則、公道から望見できない位置に設置する		

\* 町並み誘導線及び町並み許容線とは、公道（旧道）との境界より敷地と反対側に3メートル後退した位置において、道路の基準面より高さ 1.5メートル上がった点からの水平距離において、それぞれ 0.3（17°）、0.55（27°）を乗じて得た数値（この数値が、それぞれ6メートル、10メートル越えないこと）がなす線を言う。

\*\* 妻面の下端を一間（約2メートル）程度とする。

（出典：『萩市堀内地区伝統的建造物保存地区保存計画』）

しかし、この「史跡萩城城下町の景観と調和するための建築物等の基本となる形式（現状変更の目安）」については、その基準が武家屋敷を基準としているため、旧町人地（町家）の場合の基準を定めていない。今後この基準の策定を検討することが求められる。



一般住宅の修景事例（修景前）



一般住宅の修景事例（修景後）

## 2) 修景基準に基づく工作物（土塀・板塀等）の修景

1) で述べた建築物と同様に、萩市では修景基準を設けており、原則、歴史的風致と調和したものとするとしている。しかし、指定・選定前に設置されたブロック塀など、近代的な工作物も残っていることから、積極的な修景が実施できるよう、指導・支援を行う。

その修景については、履歴を考慮して、然るべき土塀・石垣・生垣の復元を行うこととしているが、土塀・石垣の復元を行う場合は、例えば石積み（石の切り方や積み方）などで藩政期オリジナルの遺構との違いが分かるようなものとする。

表 6-2-2 堀内伝建地区における基本形式（許可）基準（工作物の建築等）

項目		基準	
		公道（旧道）との境界から 10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準	公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準
工作物	門	・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った石柱門又は腕木門とする
	塀・垣	・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、然るべき板塀・生垣等とする
	その他工作物	・歴史的風致と調和したものとする	
	屋外広告物等***	・歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料等を用いたものとする ・自家用広告物だけの掲出とし、屋根上に設置しないものとする	
	車庫・駐車場	・歴史的風致と調和したものとする	・公道（旧道）から望見できる場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
環境要素	樹木・庭園	・歴史的風致と調和したものとする	
土地の形質	空地	・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
	地盤高	・原則、敷地の履歴を考慮した地盤高とする	
	出入口	・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする	
	土地の造成	敷地構成	・歴史的風致と調和したものとする
進入口又は進入路		・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする ・公道（旧道）と接続する場合は、1 造成地に 1 箇所とする （造成地に近接して、今後造成が見込まれる土地がある場合は、設置する進入路はその土地に接するように整備する） （原則、既に進入路又は進入口が、隣接して存在する場合は、これを利用することとし、新たな進入路又は進入口は設置しない）	
木竹の伐採、植栽	・歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる		
土石類の採取	・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする		

\*\*\* 屋外広告物等とは、萩市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

（出典：『萩市堀内地区伝統的建造物保存地区保存計画』）



堀内伝建地区 工作物の修景（前）



堀内伝建地区 工作物の修景（後）



史跡萩城城下町の町並み（工作物復元のイメージ）

### 3) 生垣の植栽による修景等

#### (環境物件)

堀内伝建地区においては、その伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、生垣や庭木等の樹木を環境物件として特定している場合があり、当該地区においても、イヌマキやイスノキ等の生垣等が環境物件となっている。それらの中には、長い年月をかけて生長し過ぎたものも見受けられ、景観に不調和となっているものもあることから、段階的にこれらの見直しを行い、剪定などの指導・支援を行う。

なお、保存計画では「環境物件の復旧にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。」としている。

#### (近代工作物（ブロック塀）から生垣への修景)

前述のコンクリートブロック塀などの不調和をきたしている近代工作物の修景については、現実的には復元を可能とする痕跡や資料等が揃うことは稀であり、かつその復元には多額の費用を要することから、現状変更として選択されることは少ない。そのため、生垣が最も選択が容易なものとして整備されている。今後とも、生垣等への積極的な修景について、指導・支援を行っていく。



生垣による修景前



生垣による修景後

### 4) その他の修景等

近年、堀内伝建地区においては、住宅地の空家が増えてきている。

最も効果的な町並み景観の保全は、住民による日常の住居管理であり、市民が住みこなすことが肝要であることから、空家対策を講じることが求められる。

そこで、萩市が現在運営している空家バンクを積極的に活用し、U J I ターン希望者等に魅力的な情報発信を行うことにより、空家の解消を図る。

## (5) 案内・解説施設

萩城下町の形成過程など、これまでの変遷・発展の経緯を含めた史跡等（構成資産）のより深い解説については、萩城下町の拠点施設としての機能を持つ萩博物館が担うものとする。萩博物館を中核（コア）とし、西は堀内伝建地区（旧上級武家地）及び史跡萩城跡、東は外堀及び史跡萩城城下町（旧町人地）となっている。

史跡等（構成資産）内の、建造物や町並みそのものが活きた解説施設（サテライト）であり、まちじゅう博物館として巡ることが理解増進につながる。

そのため、各拠点となるポイントでは、既に案内板や誘導サインを設置しており、説明の内容については史跡の価値はもとより、明治日本の産業革命遺産における役割や価値についても標記している。言語は日本語の他に英語による解説を行っている。今後、これらを適切に維持管理するのみならず、内容の更新等を行う。

案内板・説明板・誘導サイン看板については、周辺景観との調和を図るため、ダークブラウン系色を基調とする。また、大規模な拠点案内板については、木製のベースを使用し、素材・意匠に配慮する。



萩博物館



古地図でまち歩きガイド



拠点案内板（中央公園内）



説明板（東園）

## (6) 管理施設・便益施設

休憩施設として、萩城跡指月公園内に休憩所を、外堀に東屋及びベンチ等を設置している。

堀内伝建地区及び史跡萩城城下町内には、休憩所としての設置がないが、萩博物館をはじめ、各種店舗、喫茶店等の飲食店などがある。

公衆トイレについては、史跡木戸孝允旧宅や旧児玉家長屋門等の公開文化財施設付近、萩城跡指月公園内、萩博物館横の公園（素水園）などに設置しており、今後もこれらの施設の維持・管理を行う。

## (7) 公開活用施設

萩城下町における公開活用施設の中心は萩博物館である。萩博物館では、今後の文献資料調査等の成果を踏まえ、常に最新の情報を発信するとともに、常設展を更新し、企画展、歴史講座などを実施する。

史跡等（構成資産）内には、ガイド常駐の口羽家住宅、木戸孝允旧宅、旧久保田家住宅、青木周弼旧宅などがあり、年中無休で公開を行っている。引き続き、公開のための維持管理を行うとともに、施設ガイドのスキルアップ研修により解説の充実を図る。

また、本丸内の花江茶亭、堀内伝建地区（旧上級武家地）内の旧周布家長屋門・旧二宮家長屋門・旧児玉家長屋門などは、現在、無人で公開しており、説明板等による解説に留まっているため十分な公開活用とはいえない。今後、萩城下町を面として捉え、総合的な利活用計画を打ち立て、各施設の見学・展示・体験機能の充実を図るとともに、ITを活用したマップやスタンプラリーなど魅力ある町歩き周遊コンテンツによる活用を目指す。

## (8) これからの時代にふさわしい萩城下町の保存と活用の在り方検討

史跡萩城城下町及び堀内伝建地区は、地域住民がその文化財の中で暮らすという大きな特性をもっていることから、その文化的価値を十分にいかした保存と活用の在り方を検討する必要がある。

堀内伝建地区については、伝建地区の制度上、市民が主体となった建造物修理や居住を主とした活用などの取組が既に行われているが、史跡萩城城下町については、文化財保護の制度下において、史跡の中で暮らすという特殊な地域であり、住民にとっては概念的に現状変更申請等の手続きや文化財保護法上の様々な制約があり住みづらいという意識もある。史跡萩城城下町は藩政期の商家や武家屋敷の佇まいが維持され、その景観が往時の賑わいを想起させることから、この建造物及び工作物の保存と修復、そしてなにより城下町としての活力ある商業活動や市民生活の場としての環境維持に取り組むことが、文化的価値を表す活用の方策といえることから、城下町としての賑わいを創出することもこれからの時代、大きな課題であるといえる。

そこで、史跡萩城城下町は、萩を代表する歴史的・文化的な景観を今に残す地区としての中核的な位置づけとし、萩の文化遺産を活かした観光まちづくりのモデル的役割を果たすことを念頭に、民間と行政の協働による史跡のまちづくりを展開する必要がある。

その事例として、公有地化した文化財建造物の活用が挙げられる。これまで旧久保田家住宅や青木周弼旧宅等、公有地化した伝統的建造物において実施してきた建造物の一般公開はもちろん、文化観光の先進地として、民間事業者や地域コミュニティの文化財活用への積極的な参画を促し、地域振興や観光振興など官民連携した取り組みを積極的に導入する。具体的には、現在、老朽化が著しく保存修理が急がれる旧志賀家住宅、旧野田家住宅及び旧石川家住宅等の建造物の計画的な修復の後、民間活力を導入し、持続的な活用を行う。活用事案としては、民間事業者による建造物を活用した賑わい創出のための取組についてプロポーザル・コンペを用いた提案型の活用展開を図ることや、地元事業者が結成する市民団体との共同企画提案による商業施設や宿泊施設等の運営、地域町内会と連携したコミュニティ活動の場としての活用なども考えられる。

## 第7章 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

本章では、第3章第2節において設定した「景観の観点からの修景」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

#### (1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

萩地域については、萩市景観計画及び萩市屋外広告物等に関する条例による景観の規制があるため、全体として形態・意匠・色彩・高さ等については秩序ある建築物・工作物及び屋外広告物の設置等が行われている。今後ともこのような景観形成を継続することにより、それぞれの地域の特性に合った景観誘導を行う。

また、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のうち8つの史跡等（4つの構成資産）が三角州内及びその周辺に存在する。これらの史跡等（構成資産）の遠景が著しく変化しないよう、将来にわたって三角州を取り囲む河川の景観、三角州北側に見られる海浜の景観及び三角州東・南・西側に見られる山林の景観の維持・向上を図ることとする。



三角州全景



## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

#### （1）緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

萩反射炉の緩衝地帯は、史跡の本質的価値に対して物理上又は景観上の負の影響が想起し得る範囲である。したがって、景観行政を所管する萩市都市計画課との緊密な連携のもとに、萩市景観条例に定める計画及び萩市屋外広告物等に関連する条例の基準等に基づき無秩序な開発等を抑制するとともに、景観の保全・維持・管理の施策を進める。そのうち史跡（構成資産）と一体をなす西側駐車場（ゾーンF）については、萩反射炉の立つ丘陵の前景となることから、できるだけ視界を遮蔽しないよう構築物は必要最低限の規模・量とする。設置する構築物については、上記の基準に合致させた上で、史跡（構成資産）との調和及び統一性の確保の観点から、設置主体である関係機関又は事業者と萩市文化財保護課が個別に協議し、形態・意匠の調整を行う。

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

#### ① 条例に基づく景観の保全

恵美須ヶ鼻造船所跡の緩衝地帯には、史跡（構成資産）の北側に隣接し恵美須社背後に広がる中ノ台の緑豊かな山林、南東側に広がる小畑浦の海面、南西側に広がる鶴江台の山林及び姥倉運河、西側に広がる日本海等が含まれている。これらは造船所開設以前から維持されてきた小畑浦一帯の漁港・漁村の景観の諸要素であり、いずれも史跡（構成資産）から眺望できる景色である。これらの緩衝地帯は史跡萩反射炉とともに両史跡（構成資産）を取り巻く範囲でもあり、一体的な保全が必要である。このことから景観行政を所管する萩市都市計画課との緊密な連携のもと、「萩市都市景観条例」「萩市屋外広告物等に関する条例」等の関係法令に基づき無秩序な開発等を抑制し、景観の維持・向上に努める。



史跡恵美須ヶ鼻造船所跡周辺



緩衝地帯全景

#### ② 歩行者動線の明瞭化

恵美須ヶ鼻造船所跡へのアクセスとなる道路は、国道191号から南西側に入った生活道路となるため国道と比較すると交通量は少なく、自動車等の往来による歩行者への危険性は低いですが、歩行者を誘導するような案内板は無い。今後、史跡（構成資産）までのアクセスルートを安全に確保するとともに、路肩への駐車を抑制するためにも関係機関との協議を進め、歩道部分の明瞭化が進められるように努める。



生活道路周辺の様子

### 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

#### (1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

##### ① 周辺森林部のたたら製鉄操業当時の林相への誘導

史跡（構成資産）周辺の緩衝地帯は、ほとんどが山林からなり保安林として管理されている。たたら製鉄のシステムにおいて重要な要素であった周辺森林の主な樹種がスギ・ヒノキ等の人工林であるため、文献資料調査等により得られた客観的な情報に基づき、操業当時の林相を明らかにした上で、関係機関と調整し、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえつつ、長期計画として操業当時の林相への誘導を図る。



史跡大板山たたら製鉄遺跡周辺の樹木

## 第4項 萩城下町

### (1) 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

萩城下町の緩衝地帯は、萩市街地を包括する三角州内全域とその西側玉江地区の山並みの稜線を含む地域を設定している。

この緩衝地帯については、萩城下町の史跡等（構成資産）の本質的価値に対して、物理上又は景観上の負の影響が想起し得る範囲であることから、景観行政を所管する萩市都市計画課との緊密な連携のもとに、「萩市都市景観条例」等の関係法令等に基づき、萩城下町の良好な眺望を阻害する建築物の高さを規制する等、無秩序な開発等を抑制するとともに、景観の保全・維持・管理のための施策を進める。また、案内板や屋外広告物等については、良好な景観形成を目的として定めた「萩市屋外広告物等に関する条例」に基づき、厳格な行政指導を行い、適正な設置・維持・改善を徹底する。

#### ①地域住民との連携

萩市では、年に1度全地域を対象として「河川海岸一斉清掃」を実施している。これは、昭和38年（1963）から続いている行事で、毎年2万人近い市民が参加して、環境美化に取り組んでいる。

萩城下町のランドマークとなる指月山を望む白砂青松の菊ヶ浜海岸では、市民団体「菊ヶ浜を日本一美しくする会」のボランティアによる美化活動が定期的に行われ、その美観維持に努めている。



河川海岸一斉清掃（菊ヶ浜）



保存地区住民（堀内町内会）による美化活動

## ②萩城下町を取り巻く緩衝地帯の美観維持に向けて

第6章第4項(1)の「地区区分(ゾーニング)」において、景観保全ゾーンとして史跡周辺の緩衝となり美観維持を図るゾーンを設定した。このゾーンは、前述の菊ヶ浜海岸や西の浜海岸、橋本川護岸等の史跡等を取り囲む海岸・河岸等の水辺の空間を設定している。これらは、萩城下の防風林となっている白砂青松の松林や、河川護岸の松並木を含め、萩を代表する美観を形成している。橋本川沿いの松並木は萩市がこれを保存樹木として指定し、菊ヶ浜海岸の松は一部保安林に指定している。今後もこれらの美観を維持向上させることで、史跡等(構成資産)の魅力を側面的に高めていく。



白砂青松の菊ヶ浜海岸



橋本川から史跡萩城跡指月山を望む

## 第8章 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

本章では、第3章第2節において設定した「文化的資源・情報発信の拠点としての活用」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

#### (1) 情報発信の拠点としての公開活用

##### ①世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）における情報発信

「エリア1 萩」のガイダンス施設の中心として萩・明倫学舎内の世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）を位置付け、来訪者を誘導するとともに、萩・明倫学舎を情報発信の拠点として、市民、ガイド及び来訪者等を対象としたセミナー等を教室等を利用して定期的を開催する。

##### ②萩博物館及び松陰神社宝物殿「至誠館」における情報発信

萩市の歴史、民俗、自然等の総合博物館である萩博物館及び吉田松陰・松下村塾に関する博物館である松陰神社宝物殿「至誠館」については、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）よりも学術的・専門的な側面からガイダンスを行う施設として、古文書及び出土品、吉田松陰の遺品及び遺墨等の展示を行うとともに、展示の説明及び調査研究を行う学芸員を配置し、関係のある古文書の調査や遺品等の適正な管理を行う。また情報発信の拠点として、定期的に明治日本の産業革命遺産又は構成資産をテーマとした企画展を開催するとともに、萩博物館の講座室や松陰神社研修施設「立志殿」の会議室等を利用し、市民・ガイド及び来訪者等を対象として講座等を開催する。

##### ③各史跡等（構成資産）における情報発信

各史跡等（構成資産）の現地は、ガイダンス及び情報発信のサテライト施設として位置付け、現地ガイドの配置及び解説板・パンフレット・機器等による解説の充実に努める。解説は、明治日本の産業革命遺産の世界遺産価値及び「エリア1 萩」の構成資産の意義、他エリアの構成資産との関係、史跡の本質的価値等の観点から行う。

##### ④パンフレット・IT等による情報発信

「エリア1 萩」の5つの構成資産を紹介する現パンフレットはガイドマップ形式で、各史跡等（構成資産）についての説明を付した簡便なものとなっている。これとは別に、明治日本の産業革命遺産全体のストーリー及び顕著な普遍的価値、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の位置付け及び歴史的意義等を解説した「エリア1 萩」に重点を置いたパンフレットを作成し、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）等情報発信の拠点である3施設及び各史跡等（構成資産）において配布する。

また、現在運用している「長州ファイブとめぐる！萩の世界遺産」アプリケーションなどIT関連の説明媒体の利用を促進するため、パンフレットやホームページに内容や利用方法を掲載する。

加えて、萩市公式ホームページの世界遺産ページに世界遺産に関する行事や官民の取組などを掲載し、市民や来訪者の関心を高める。

## (2) 地域社会（コミュニティ）の参画

### ①世界遺産講演会等の開催

定期的に「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）及び世界遺産に関する専門家の講演会等を開催する。また、市職員による市民への出前講座の要請に積極的に対応する。

### ②史跡等（構成資産）所在地での活動

史跡等（構成資産）が所在する地域においては、当該史跡等（構成資産）を核としたトレイルコースの設定、地元ガイドの体制構築、まち歩きイベントなどを実施する。

### ③ガイド団体への支援

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）のガイドを行う団体に対して、必要なガイド人員の確保及び新規ガイドの募集、ガイド能力向上のための研修会の開催、その他史跡等（構成資産）の理解増進のため必要と考えられる事項に対して支援を行う。また、萩市内にある高校や大学に通う生徒や学生を対象にガイドの募集を行うとともに、応募者には講義の受講を促し、可能な期間だけでもガイドとしての活動を推奨する。

### ④市民の参画の推進

萩市は出前講座という制度を持っており、文化財や世界遺産というテーマについても市民からの要請に応じて講座を行っている。今後とも、出前講座という制度を広報し、市民対象の講座を積極的に行うとともに、フォトコンテストなど市民が関心を高めるきっかけとなるような事業を行い、文化財や世界遺産への市民の参画を促進する。



2016年 最優秀作品『仲秋の灯と虚眞』



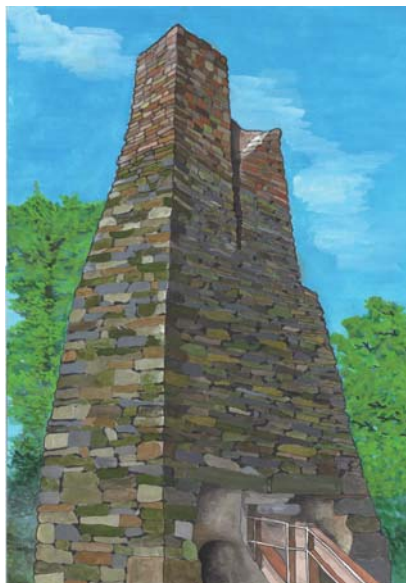
2016年 優秀作品『歴史の春』

萩市教育委員会は、平成27年度（2015）から、小学校社会科副読本及び中学校郷土読本において、明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録と「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）について解説したページを新たに設け、市内の全小学生・中学生に教育している。また、史跡等（構成資産）のある地元の小学校では、総合的な学習のテーマに地元の史跡等（構成資産）を設定し、誇るべき身近な宝物として史跡等（構成資産）を学習し、その成果を新聞にまとめたり、観光客へ説明したりする活動を行っている。

更に、市内の小中学生が史跡等（構成資産）に親しみを持つことができるよう平成22年度(2010)から史跡等（構成資産）をテーマとした絵画の募集を継続して行っている。今後とも、小中学生が史跡等（構成資産）に興味を持つような活動を継続するとともに、このような活動を高校生や大学生等にも広げていく。



2016年 小学生最優秀作品『城下町の白壁』



2016年 中学生最優秀作品『萩反射炉』

### （3）関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

#### ①ガイドの育成・能力向上

「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）をはじめ、世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）及び萩博物館の解説を行う市内の4つのガイド団体の会員を対象にして、定期的に史跡等（構成資産）及び明治日本の産業革命遺産全体に関する講義並びに他エリアの構成資産の視察等の研修を実施し、ガイドに必要な知識の習得による新規ガイドの育成及びガイド能力の向上を目指す。



講義の様子



視察研修の様子

#### ②観光関連事業者・従事者の能力向上

各史跡等（構成資産）及び世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）等だけでなく、宿泊施設・交通機関・レストラン等においても、明治日本の産業革命遺産及び「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）の情報を提供することは、来訪者への対応能力の向上のために必要なことである。今後は、萩商工会議所・萩市観光協会等を通じて、観光関連事業者・従事者の積極的な講演会・セミナー等への参加を促す。



## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

#### （1）情報発信の拠点としての公開活用

平成28年度（2016）にトイレを新設し、利便性の充実に努めた。新たに設置する解説板等の充実に努め、当該史跡（構成資産）の説明のみならず、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡との関連性について詳細記述し、ひいては「明治日本の産業革命遺産」としての顕著な普遍的価値を情報発信する。

#### （2）地域社会（コミュニティ）の参画

萩反射炉は、前面を国道191号、背面をJR山陰本線で画された丘陵の上に位置することから、周辺のコミュニティとの直接的な関連は少ない。一方で、小中学生の絵画に描かれるなど、その独特の形姿が広く市民に親しまれ、現地でのガイドはNPO萩観光ガイド協会が担うなど、萩市広域でのコミュニティの参画が行われている。今後も、この流れを強化するとともに、近隣の史跡恵美須ヶ鼻造船所跡と連携して、小畑地区のコミュニティの参画を促していく。



萩反射炉を模した萩焼オブジェ



NPO萩観光ガイド協会の活動

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 情報発信の拠点としての公開活用

恵美須ヶ鼻造船所跡に関する情報発信の場は、現時点では世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）のみである。そのため、現地における公開活用施設の設置、解説施設の充実及びボランティアガイドの習熟が必要不可欠である。

なお、史跡（構成資産）の公開活用に伴う事業計画（第9章 第2項（1）参照）が完成するまでの間は調査研究の一環として発掘調査を実施する。その期間中は発掘現場を原則公開とし、普段は観察が不可能な地下部分を一般に見学できるようにする。さらに調査の終盤段階には現地見学会を開催し、その成果を報道機関や市民に周知する。



史跡恵美須ヶ鼻造船所跡  
報道機関の現地取材の様子



史跡恵美須ヶ鼻造船所跡 現地見学会の様子

### (2) 地域コミュニティの参画の方法

調査研究に係る発掘調査を実施する際は、地域住民に調査への参加を呼びかけ、史跡（構成資産）への理解や保全意識を高める契機とする。

恵美須社では毎年春季・秋季に漁師を中心とした祭礼行事が開催されている。そのような機会に史跡（構成資産）に関する普及啓発活動を行い、より地元に着した存在であることを伝え、史跡（構成資産）への積極的な住民参画ができるような雰囲気づくりを醸成する。



恵美須社の祭礼行事



地域住民も参加した御興

### 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

#### (1) 大板山たたら製鉄遺跡展示休憩室の公開活用

平成29年(2017)3月にガイダンス・情報発信を目的として、萩城下町の緩衝地帯内に拠点施設として開設した世界遺産ビジターセンター(萩・明倫学舎)では、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値及び「エリア1 萩」の5つの構成資産の位置付けなどの解説を行うとともに、市民・ガイド及び来訪者等を対象としたセミナー等を定期的で開催する。また、より学術的・専門的な施設である萩博物館では、古文書及び出土品等の展示を行うとともに、展示の説明及び調査研究を行う学芸員を配置し、関係のある古文書の調査や出土品等の適正な管理を行う。

また、世界遺産ビジターセンター(萩・明倫学舎)のサテライト施設として開設した大板山たたら製鉄遺跡展示休憩室を地域の情報発信拠点としても有効活用し、世界遺産ビジターセンター(萩・明倫学舎)との効果的な連携を図りつつ、相互補完的な活用を促進する。

さらに、大板山たたら製鉄遺跡の現地では、地域住民のガイドが解説板及びパンフレット・VR映像等により実地の解説を行う。

加えて、調査・研究の進展により新たな成果が確認された場合は、最新の情報を滞滞なく発信するとともにホームページ等にも掲載し広く周知する。

#### (2) 地域社会(コミュニティ)の参画

大板山たたら製鉄遺跡では、地域おこし団体である福栄文化遺産活用保存会が史跡・展示休憩室の清掃等維持管理をはじめ、現地でのガイド及び定期的な開催するたたら祭の主催等を担っている。今後とも保存会との緊密な連携の下に、萩市は大板山たたら製鉄遺跡に関する地域イベント等を継続的に開催する。

また、地域住民によるガイドが所属する保存会に対して、ガイド人員の確保、新規ガイドの募集、研修会の開催など、史跡(構成資産)の理解増進に必要な施策に関して萩市が支援を行う。

同時に、萩市は、講演会の開催及び絵画募集やフォトコンテスト等による市民の参画促進、アプリケーション及びホームページを活用した積極的な情報提供を行う。



福栄文化遺産活用保存会の活動①



福栄文化遺産活用保存会の活動②

## 第4項 萩城下町

### (1) 情報発信の拠点としての公開活用

萩城下町は世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）から最寄りの構成資産であり、そこから歩いて散策できる距離にある。このことを最大限に有効活用できるよう、来訪者の滞在時間や年齢構成等、それぞれのニーズに合った散策ルート（トレイルづくり）や、萩循環まあるバス又はレンタサイクルを活用したパークアンドライドの仕組みづくり及び観光戦略の構築を行う。

また、萩城下町は「明治日本の産業革命遺産」のストーリーを語る上で、産業化初期の封建社会構造を示し、「エリア1 萩」の9つの史跡等（5つの構成資産）はもとより、全体のプロローグを物語る史跡等（構成資産）として重要な役割を持つ。このことから、「明治日本の産業革命遺産」について知る上で、必ず立ち寄り、且つ、理解度・満足度の高いガイダンスを行うことで次のストーリー（エリア）へと繋げることが求められる。

そのためには、史跡等（構成資産）内に暮らす地域住民やボランティアガイド等の市民団体との連携による、文化的資源の保全活動、ガイダンス及びインタープリテーションの充実が必要不可欠である。

また、史跡木戸孝允旧宅を始め、口羽家住宅、旧久保田家住宅等、萩城下町内で公開している文化財施設において、史跡等の説明はもちろん、明治日本の産業革命遺産全体の説明や萩城下町の位置づけ、他の構成資産とのつながりについて、ガイド・解説板・パンフレット等により十分な説明を行っていく。

### (2) 地域社会（コミュニティ）の参画

萩城下町は史跡等（構成資産）内に地域住民が生活するという特殊な性質を持つ。また、まちづくり及び観光振興に関しては古くから積極的な住民参画が行われている。萩城下町における中核施設である萩博物館でのガイダンス及び周辺地域の文化遺産を調査・研究し、解説・発信等を行っているNPO萩まちじゅう博物館をはじめ、構成要素となっている木戸孝允旧宅・口羽家住宅などの文化財施設の管理とガイド、城下町の周遊ガイドを行っているNPO萩観光ガイド協会、城下町境界の観光マップを作成・配布し多くの来訪者に喜ばれている萩城下町盛り上げ隊の活動、また、萩城内では城内の石垣・土塀等に生育する雑草木の伐採・除去作業をボランティアで行っているNPO萩城郭保存会の活動など、積極的かつ多面的な市民活動が繰り広げられているが、今後は、さらなる活動の充実を図るための支援や、連携の強化を図っていく。



萩城下町盛り上げ隊作成の町歩きマップ



NPO萩城郭保存会による除草活動の様子

## 第9章 事業の実施

本章では、第3章第2節において設定した「事業の推進」の方針に基づき、その具体的な内容、手法及び手順等を示す。

### 第1節 「エリア1 萩」

#### (1) 事業の実施スケジュール

以下に年度別の整備計画及び短期～長期の整備計画を示す。

表9-1-1 整備計画（短期～長期）

区 分	項 目	短 期 (～10年)	中 期 (11～30年)	長 期 (31年～)
調査・研究	来訪者数・動態調査			
	モニタリング			
修復・改修	関連文献資料等の保護・修復			
啓発事業				

#### (2) 事業の推進体制

##### ①「エリア1 萩」における9つの史跡等（5つの構成資産）の管理・運営

###### 1) 萩反射炉・大板山たたら製鉄遺跡

萩市が所有及び管理していることから、萩市が責任者として修復・公開活用事業の推進について管理及び運営を行う。

###### 2) 恵美須ヶ鼻造船所跡

所有者は萩市、山口県及び漁協であり、管理については文化財としての管理及び漁港施設としての管理の2種類がある。したがって、萩市が中心となり、山口県（漁港担当）及び漁協と協議のうえ、修復・公開活用事業の推進について管理及び運営を行う。

###### 3) 萩城下町

所有者及び管理者は萩市、山口県、国及び個人等である。したがって、萩市が中心となって所有者及び管理者と協議のうえ、管理及び運営を行う。

###### 4) 松下村塾

宗教法人松陰神社が所有及び管理していることから、宗教法人松陰神社が責任者として管理及び運営し、萩市は修復・公開活用事業の管理及び運営に関して必要な支援を行う。

## ②事業の推進体制の具体像及び関係者の能力開発（キャパシティビルディング）

具体的な推進体制は、p 187に示した図のとおりである。事業の実施にあたっては、中心となる萩市文化財保護課の体制の維持・強化及び職員の能力向上が必要である。そのため、同課職員が専門的な研修を受講できるよう必要な予算措置等を行うとともに、建造物及び発掘調査の専門職員を含む職員の確保、又は山口県等関係機関からの人員の派遣等人材の強化を図る。

事業の財源については、文化庁に対して補助金の申請を行うほか、山口県に対して、史跡等（構成資産）の修復・公開活用事業が山口県全体に与える好影響を考慮した十分な助成を求める。

史跡等（構成資産）の範囲あるいは緩衝地帯等において、史跡等（構成資産）に負の影響が及ばない適切な開発が行われるよう、世界遺産の専門家又は内閣官房等職員を講師に、史跡等（構成資産）の管理に関わるあらゆるレベルの関係者及び国・県・市の開発担当部局を中心とした職員を対象に管理保全研修会を定期的を開催する。

## ③事業の進捗のフォローアップ

各事業の実施主体が、3月ごとに事業の進捗について点検する。その結果、必要な場合は年度内及び年度間の調整を行い、事業計画をローリングする。

## 第2節 各史跡等（構成資産）

### 第1項 萩反射炉

萩反射炉においては、構法及び材料等の特異性から、類似した事例が限られ、十分な修復手法が確立されていないため、以下に示す事業計画及び事業の推進体制により実施する。

#### （1）事業の実施スケジュール

平成 22 ～ 28 年度（2010 ～ 2016）まで萩反射炉修理委員会での検討を受け、本計画において修理方針を決定した平成 29 年度（2017）から全体の修復工事に先立って各種の調査研究及び部分修復工事を実施し、その成果の事前評価を実施する平成 32 年度（2020）までの 4 年を短期、全体の修復工事を実施し、事後評価を実施するまでの平成 33 ～ 35 年度（2021 ～ 2023）の 3 年を中期、維持的状況に移行する平成 36 年度（2024）以降を長期とする事業実施計画とする。

#### ①短期計画（平成 29 ～ 32 年度（2017 ～ 2020））

全体の修復工事に先立った調査研究として、試作煉瓦を用いた壁体のモックアップを製作し、これに対する暴露試験等の各種試験を実施する。あわせて、既存の煉瓦積み部分の壁体に定点を設定して、長期的な観察を実施する。また、別途、耐震性能を把握するための調査を実施する。

以上と並行して、構造上及び景観上の観点から影響の少ない箇所において、試験煉瓦を用いた部分的な嵌め込み等の修復工事を試行し、実際の施工上の課題を検証する。

以上の調査研究及び部分修復工事の成果について、平成 32 年度（2020）に事前評価を実施する。

また、資産への理解を増進するために必要な各種説明板・解説板・案内サインの整備を実施する。

##### 平成 29 年度（2017）

- 煉瓦補修計画策定

##### 平成 30 年度（2018）

- 塔体モックアップ製作

##### 平成 31 年度（2019）

- 修復工事基本設計

##### 平成 32 年度（2020）

- 三次元測量・現況詳細調査
- 煉瓦補修施工試験
- 案内・解説板整備

#### ②中期計画（平成 33 ～ 35 年度（2021 ～ 2023））

上記の短期計画に基づく事業及び事前評価の成果を、実施設計に反映させ、全体の修復工事を実施する。修復工事の完了後は、その施工結果について事後評価を行い、今後の維持工事及び将来の修復工事の際の基礎資料としてその成果をまとめる。なお、調査研究として短期計画の中で実施した試作煉瓦を用いた壁体のモックアップと既存の壁体の観察は継続し、中長期的な変化の把握を目指す。

また、修復工事の完了を見据えて、来訪者の便益と資産への理解増進を図るための駐車場及び遊歩道等の周辺整備を行う。

- 平成 33 年度 (2021)
  - 修復工事実施設計
- 平成 34 年度 (2022)
  - 本体修復工事
  - 環境整備
- 平成 35 年度 (2023)
  - 本体修復工事
  - 駐車場整備
  - 案内・解説板整備
  - 環境整備

### ③長期計画（平成 36 年度（2024）以降）

本計画に定めた修復及び整備事業が完了した後は、史跡（構成資産）のモニタリングに基づき、必要に応じて部分的な維持工事を実施し、現況の保存に努める。また、管理・便益施設及び看板等の更新を行い、史跡（構成資産）の理解増進の向上に努めるとともに、近接する史跡恵美須ヶ鼻造船所跡・道の駅等、さらにはその他の史跡等（構成資産）並びに世界遺産ビジターセンター（萩・明倫学舎）との連携の強化に努める。

### （2）事業の推進体制

本計画に定めた修復及び整備事業、事前・事後評価については、必要な案件について萩反射炉整備委員会に諮り、意見聴取又は承認を受けて実施する。あわせて、個々の事業の実施にあたっては国及び山口県の指導助言を受けながら推進する。

以下に年度別の整備計画及び短期～長期の整備計画を示す。

表 9-2-1 整備計画一覧（短期～長期計画）

区 分	項 目	短 期 (平成 30 ~ 32 年)	中 期 (平成 33 ~ 35 年)	長 期 (平成 36 年~)
(1) 調査研究	ア. 発掘調査（必要に応じて実施）		■	■
	イ. 文献資料調査	■	■	■
	ウ. 反射炉の修復に必要な調査	■		
	エ. 来訪者に関する調査	■	■	■
	オ. モニタリング	■	■	■
(2) 反射炉・関連遺跡の修復	ア. 反射炉の修復	■	■	
	イ. 関連遺跡の修復 （必要に応じて実施）		■	■
(3) 製鉄関連システムを視野に入れた公開活用	ウ. 地形整正 （必要に応じて表土の補修）			■
	エ. 修景・植栽（樹木等の管理）		■	■
	オ. 案内・解説施設 （案内・解説板の設置・更新）	■		■
	カ. 管理施設・便益施設 （駐車場等の改修）			■
(4) 緩衝地帯の修景・保全	■	■	■	
(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用	■	■	■	



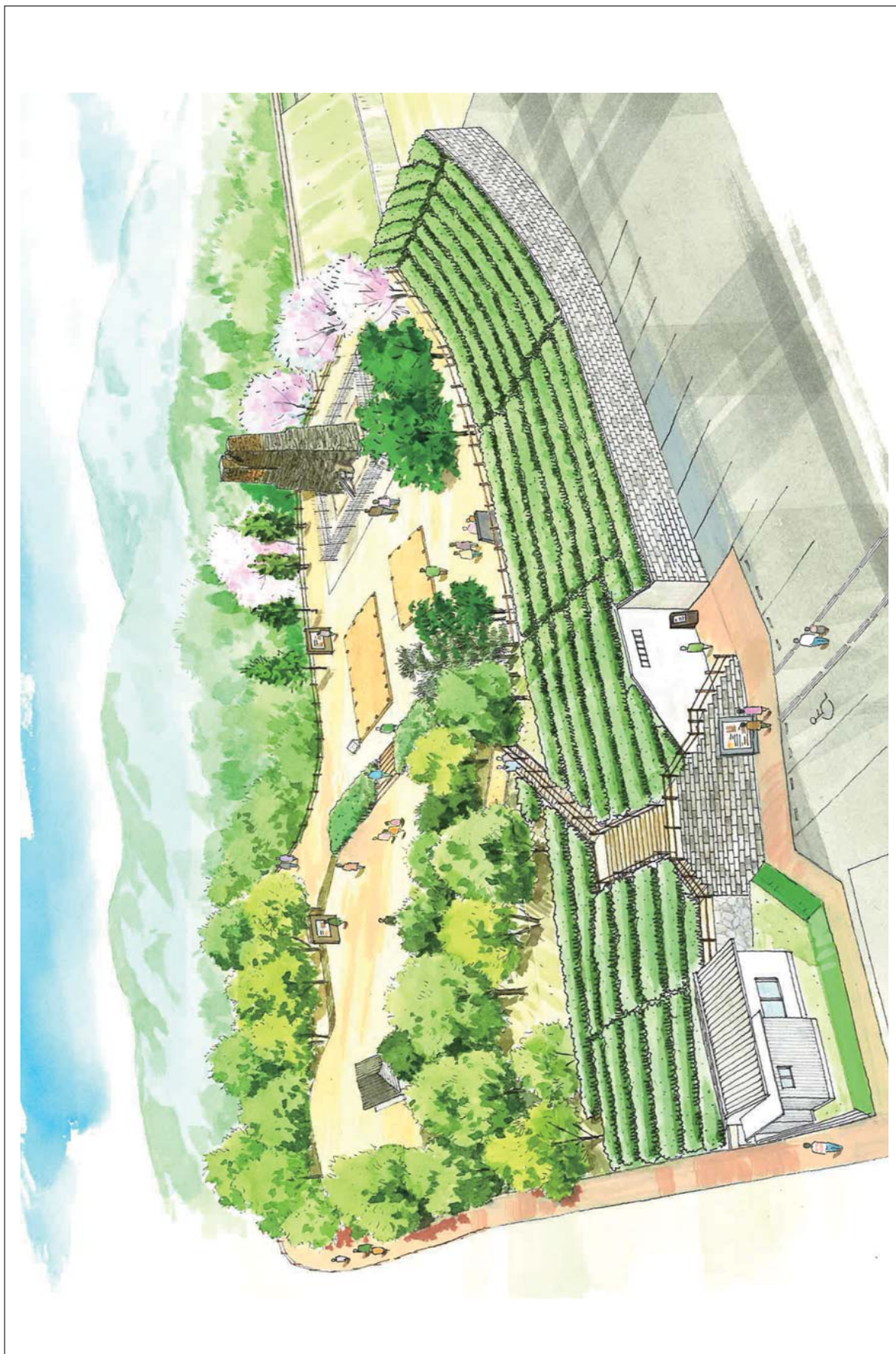


図9-2-1 史跡萩反射炉整備イメージ

## 第2項 恵美須ヶ鼻造船所跡

### (1) 事業の実施スケジュール

恵美須ヶ鼻造船所跡では、平成27年度(2015)から地下遺構の解明及び平面表示に向けた計画的・段階的な発掘調査に着手している。その期間を含めた事業計画は、短期を平成31年度(2019)までの5年、中期を平成32～35年度(2020～2023)までの4年、長期を10年目以降とする。調査研究の成果を速やかに修復・公開活用の諸事業に反映させるため、発掘調査及び地下レーダー探査を実施し、その調査成果のまとめを優先する。その後、周辺地形の保全・修景、見学路設置、遺構平面表示等を進め、中期での完成を目指す。

#### ①短期計画(平成27～31年度(2015～2019))

短期では、Ⅰ地区(丙辰丸造船場跡・庚申丸造船場跡・絵図木屋跡・蒸気製作木屋跡)、Ⅱ地区(切組木屋跡・大工居屋跡・綱製作木屋跡・木引木屋跡・高崎伝蔵居処跡等)、Ⅰ・Ⅱ地区前面(造船場遺構進水口・旧海岸線跡)、Ⅲ地区(カジ場跡・旧海岸線跡)の発掘調査を完了し、遺構平面表示に反映する成果をまとめ、報告書として刊行する。

##### 平成27年度(2015)

- 地下レーダー探査(Ⅰ・Ⅱ地区の一部)
- 発掘調査(丙辰丸・庚申丸造船場跡及び切組木屋跡(西妻側))

##### 平成28年度(2016)

- 発掘調査  
(丙辰丸・庚申丸造船場跡、絵図木屋跡(東妻側)及び切組木屋跡(東妻側))

##### 平成29年度(2017)

- 発掘調査  
(丙辰丸・庚申丸造船場跡(後端側)、絵図木屋跡(西妻側)、蒸気製作木屋跡及び大工居屋跡)

##### 平成30年度(2018)

- 発掘調査  
(丙辰丸・庚申丸造船場跡(後端側・進水口側)及び綱製作木屋跡)

##### 平成31年度(2019)

- 発掘調査  
(木引木屋跡、高崎伝蔵居処跡、カジ場跡及び旧海岸線跡、発掘調査報告書作成)

#### ②中期計画(平成32～35年度(2020～2023))

中期では、遺構平面表示整備に係る基本設計・実施設計を行い、それに基づき急傾斜地崩壊危険区域への落石防止ネット及び土留め施設の設置、見学路(展望デッキ)の設置等を実施し、地下遺構の平面表示整備を完了する予定である。一方、露出遺構である中ノ台(石積み)防波堤については3Dレーザー測量を主体とした周辺測量を行い、詳細なモニタリング・カルテを作成する。カルテによる診断の結果、石積みの修復が必要と判明した場合は、その内容についても全体計画の中に加えて

実施する。併せて、便益施設（トイレ・駐車場）・管理施設（ガイド詰所）・公開活用施設等の設置についても実施予定である。なお、各施工において地下遺構に影響を与える場合は発掘調査も実施する。

### ③長期計画（平成 36 年度（2024）以降）

整備基本計画に基づく史跡（構成資産）内の事業が完了した後は、長期的な視野に基づきモニタリングを継続する。露出遺構・周辺地形に変状を確認した場合は、速やかに修復・保全を行う。また調査研究も継続し、常に新たな情報発信の機会を図る。なお、中期計画で予定している便益施設・管理施設等の設置が困難な場合は、モニタリングの状況を勘案しつつ構成資産近隣の空き家及び不要となった建物等を活用した施設開設の可能性について検討する。

以上が短期から長期にわたる事業計画である。なお、平成 35 年度（2023）まで予定している中期計画が経過するのに伴い、事業の進捗状況を踏まえて実施スケジュールを見直すこととする。新たな対応が必要となった場合は平成 35 年度（2023）を待たずに見直しを検討する。

表 9-2-2 整備計画一覧（短期～長期計画）

区 分	項 目	短 期 (平成 27～31 年)	中 期 (平成 32～35 年)	長 期 (平成 36 年～)
(1) 調査研究	ア. 発掘調査	■		
	イ. 文献資料調査	■		
	ウ. 地下レーダー探査		■	
	エ. 3Dレーザ測量調査		■	
	オ. 来訪者に関する調査	■		
	カ. モニタリング	■		
(2) 建造物・遺跡の修復	ア. 地下遺構・出土遺物の保存修復	■		
	イ. 石積み露出遺構の修復	■		
	ウ. 周辺地形の保全・修景 (落石防止ネット等の設置)		■	
	エ. 構成資産内のその他の構成要素の修理	■		
(3) 造船システムを視野に入れた公開活用	イ. 遺構平面表示		■	
	ウ. 見学路設置		■	
	オ. 地形造成・整正	■		
	カ. 修景・植栽（近代以降の植栽樹木・工作物の整理・撤去）	■		
	キ. 案内板・解説板の設置（誘導案内表示・解説板の設置）		■	
	ク. 管理施設・便益施設の設置		■	
	ケ. 公開活用施設の設置		■	
(4) 緩衝地帯の修景・保全	■			
(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用	■			



図9-2-2 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡整備イメージ

### 第3項 大板山たたら製鉄遺跡

#### (1) 事業の実施スケジュール

平成 30～34 年度（2018～2022）までの5年を短期とし、平成 35～39 年度（2023～2027）までの5年を中期、平成 40 年度（2028）以降を長期とする事業実施スケジュールを定める。

短期・中期・長期の3区分に事業実施スケジュールを細分化することにより、各期間の期末において事業の進捗状況及び効果を評価・分析できる体制とし、場合によっては計画内容の見直しを行う。

#### ①短期計画（平成 30～34 年度（2018～2022））

遺構の保全・修復の観点から、露出遺構の劣化部分及び保護盛土の流出部分に対する速やかな対策を実施するため、まず、遺構の現況調査等を行い、直ちに着手しなければならない箇所を把握する。

遺構の保全・修復の着手にあたっては、試験施工を行い、経過観察で得られた結果を分析した後に修復等の詳細な方法を決定し、整備基本設計及び実施設計に反映させ事業を実施する。同時に、遺構の保全・修復に有効であると考えられる見学路も設置する。

なお、遺構の保全・修復及び見学路の設置は、地下遺構の位置・規模等を保護盛土の地表面上に平面的に表示する施設の設置と併行して行う。

また、公開活用の視点から、劣化及び記載内容の修正のため説明板・解説板の更新、現地での遺構の表面表示と併せ行うデジタル映像等の製作及び展示休憩室に新たに展示する模型等を作製する。

#### 平成 30 年度（2018）

- 遺跡全体現況・測量・獣害調査及び整備基本設計

#### 平成 31 年度（2019）

- 土系舗装及び露出遺構修復工法等調査設計
- 史跡解説板改修

#### 平成 32 年度（2020）

- 遺構等模型実施設計
- 出土遺物調査
- 遺構等模型製作

#### 平成 33 年度（2021）

- デジタル映像展示等実施設計
- 遺構等模型製作

#### 平成 34 年度（2022）

- 保護盛土、露出遺構修復、見学路設置及び案内・解説板設置実施設計
- 地下遺構保護盛土修復
- 露出遺構修復
- 見学路設置

- 見学順路等案内板整備
- デジタル映像展示等製作

#### 平成 35 年度（2023）

- 排水対策及び遺構表面表示実施設計
- 地下遺構保護盛土修復
- 露出遺構修復
- 見学路整備
- 排水整備
- 遺構表面表示修復
- 見学順路等案内板整備
- デジタル映像展示等製作

#### ②中期計画（平成 35 ～ 39 年度（2023 ～ 2027））

「たたら」製鉄の製錬工程において未解明となっている部分を明確化するため発掘調査を実施し、その結果に基づき地下遺構の保存措置及び公開活用の施策を進める。

また、史跡（構成資産）周辺の緩衝地帯の森林は、たたら製鉄が操業していた往時を彷彿させる林相を創出するため、関係機関との調整の下、森林の現況、自然条件及び地域ニーズ等を踏まえつつ、操業当時の林相への誘導を図る。

#### ③長期計画（平成 40 年度（2028）以降）

文献資料調査を継続するとともに、新たに発見された情報等は広く発信し、史跡（構成資産）の理解増進に努める。

#### （2）事業の推進体制

補修方法が保存科学処理等で可逆性等を担保する必要があると判断される場合は、経過観察等の調査期間も事業実施スケジュールに組み込み、十分な検証を実施し、整備委員会及び国・山口県の指導助言を受けながら現地に最適な工法を決定する。

以下に年度別の整備計画及び短期～長期の整備計画を示す。

表9-2-3 整備計画一覧（短期～長期計画）

区分	項目	短期(5年) (平成30～34年)	中期(5年) (平成35～39年)	長期 (平成40年～)
(1) 調査研究	ア. 発掘調査		■	
	イ. 文献資料調査	■	■	■
	ウ. 現況調査・測量調査等	■		
	エ. 出土遺物調査		■	
	オ. 獣害調査	■		
	カ. 来訪者に関する調査	■	■	■
	キ. モニタリング	■	■	■
(2) 建造物・遺跡の修復	ア. 地下遺構修復		■	
	ア. 露出遺構修復		■	
	ア. 修復に係る試験施工・経過観察	■	■	
(3) 製鉄システムを視野に入れた活用	ウ. 見学路設置		■	
	エ. 地形造成・環境改善(排水対策)		■	
	エ. 地形造成・環境改善(遺構表面表示)		■	■
	オ. 修景・植栽		■	■
	カ. 案内・解説施設(誘導サイン・案内看板設置・改修)	■	■	
	ク. 模型・VR映像製作	■	■	
(4) 緩衝地帯の修景・保全	周辺林野の修景		■	■
(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用		■	■	■

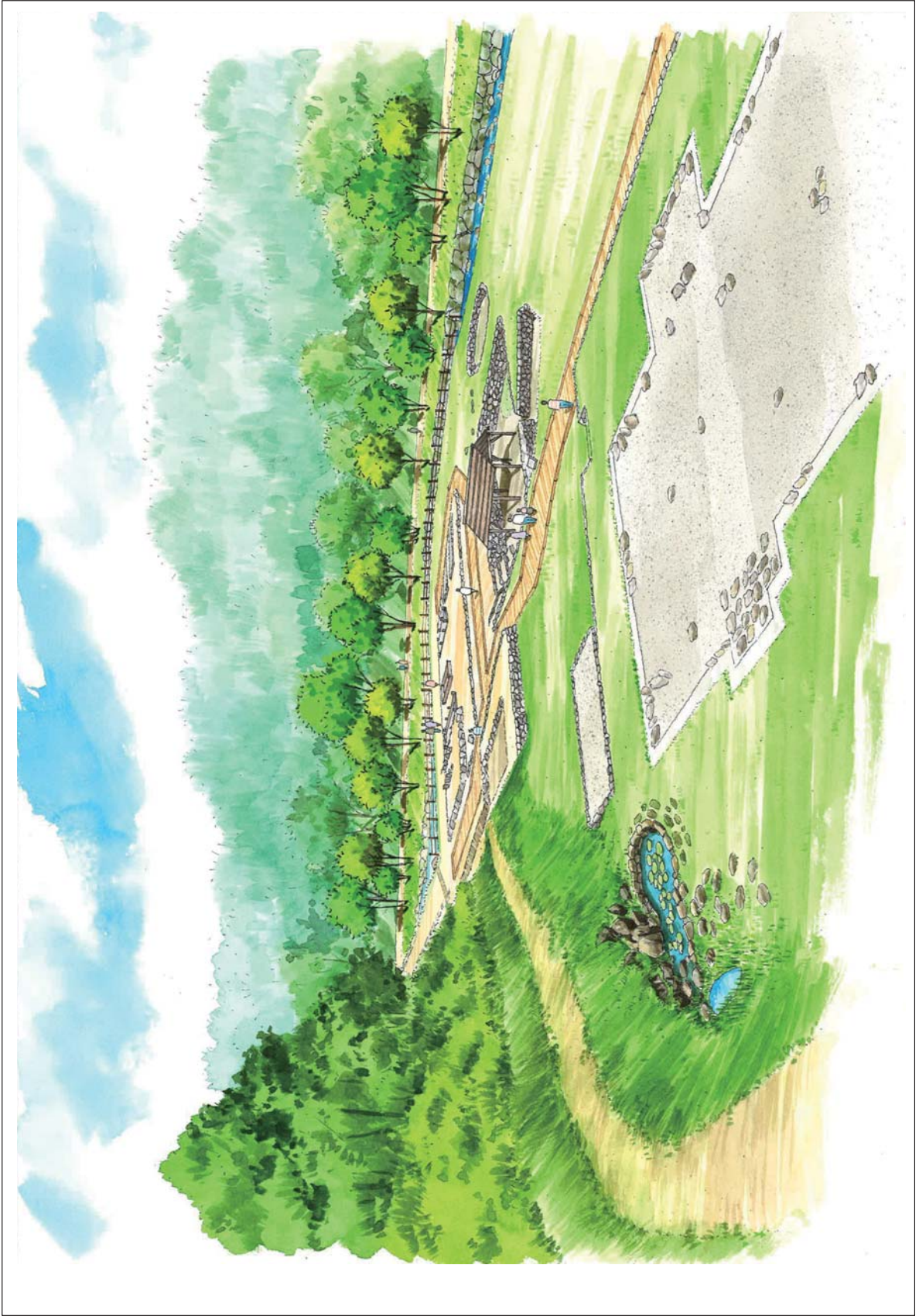


図9-2-3 史跡大板山たたら製鉄遺跡整備イメージ



## 第4項 萩城下町

### (1) 事業の実施スケジュール

萩城下町の歴史的建造物及び地下遺構を保存し、城下町の景観を維持するための継続的な修復を進め、萩城下町を構成する史跡等各地区の機能や歴史を理解しやすいものとするため、平成29年度(2017)を初年度とし、概ね平成58年度(2046)を最終年度とする30年の事業計画を策定した。

計画期間は10年ごとに短期・中期・長期に区分し、それぞれの時期区分及び事業実施の考え方並びに具体的な事業の実施計画を次のとおり定めた。

- ・短期(10年間)直ちに着手及び完了が必要又は可能な事業
- ・中期(10年間)短期を越えて調査等が必要であり、その結果を踏まえて実施する事業
- ・長期(10年間)事業実施により、価値の向上が期待されるが、調査・調整等に時間を要する事業

修復等に関しては、文化財の保存に係る補助制度を活用し、その他の事業については事業内容に応じて各種補助制度を活用することにより財源を確保する。また、事業が確実かつ適切に実施できるよう必要な人材についても確保する。

以下に、短期における史跡萩城跡、堀内伝建地区、史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅ごとの事業概要を示す。

#### ①調査研究

##### ア.発掘調査

**史跡萩城跡(石垣)**:石垣保存修理に伴い、上面遺構の発掘調査を実施する。

平成31年度(2019) 東門跡西矢倉台

平成33年度(2021) 二の丸紙矢倉跡南方石垣

平成35年度(2023) 本丸西門跡周辺石垣

平成37年度(2025) 本丸台所門跡北矢倉台石垣

**史跡萩城跡(東園)**:東園整備に伴い、庭園遺構・御殿跡の発掘調査を実施する。

平成31年度(2019) 御殿跡

平成32年度(2020) 庭園遺構

平成33年度(2021) 庭園遺構

**堀内伝建地区(旧上級武家地)及び史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅(旧町人地)**:

建造物修理や開発工事の際に随時調査を実施する。

#### ②建造物・遺跡の修復

##### ア.城跡及び外堀

**史跡萩城跡(石垣)**:石垣修理を2ヵ年1単位として、解体・復旧を行う。

- 平成 31 年度 (2019) 東門跡西矢倉台石垣解体
- 平成 32 年度 (2020) 同石垣の復旧と第 2 期修理箇所の基本設計
- 平成 33 年度 (2021) 二の丸紙矢倉南方石垣解体
- 平成 34 年度 (2022) 同石垣の復旧
- 平成 35 年度 (2023) 本丸西門跡周辺石垣解体
- 平成 36 年度 (2024) 同石垣の復旧
- 平成 37 年度 (2025) 本丸台所門跡北矢倉台石垣解体
- 平成 38 年度 (2026) 同石垣の復旧

**史跡萩城跡(東園)**:発掘調査の成果に基づき、東園内の庭園・御殿跡の整備を行う。

- 平成 34 年度 (2022) 整備基本設計
- 平成 35 年度 (2023) 整備実施設計
- 平成 36 年度 (2024) 庭園整備工事等
- 平成 37 年度 (2025) 庭園整備工事等
- 平成 38 年度 (2026) 庭園整備工事等

#### イ. 旧上級武家地及び旧町人地

**堀内伝建地区(旧上級武家地)**:伝統的建造物の保存修理を行う。

- 平成 29 ～ 32 年度 (2017 ～ 2020) 馬來奎旧宅地保存修理
- 平成 29 ～ 32 年度 (2017 ～ 2020) 堀内鍵曲り保存修理

**史跡萩城城下町・木戸孝允旧宅(旧町人地)**:建造物の保存修理を継続的に実施する。

- 平成 30 年度 (2018) 富川家住宅保存修理
- 平成 31 年度 (2019) 旧志賀家住宅保存修理
- 平成 32 年度 (2020) 旧志賀家住宅保存修理
- 平成 33 年度 (2021) 旧志賀家住宅保存修理
- 平成 34 年度 (2022) 旧志賀家住宅保存修理
- 平成 35 年度 (2023) 旧野田家住宅保存修理
- 平成 36 年度 (2024) 旧野田家住宅保存修理
- 平成 37 年度 (2025) 旧野田家住宅保存修理

以下に年度別の整備計画及び短期～長期の整備計画を示す。





图 9-2-4 史跡萩城跡整備イメージ

## 付属資料

## 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B.14)

(出典：ユネスコ世界遺産委員会ホームページ)

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC-15/39.COM/8B and WHC-15/39.COM/INF.8B1,
2. Inscribes the **Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining, Japan**, on the World Heritage List on the basis of criteria (ii) and (iv);
3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

### **Brief synthesis**

A series of industrial heritage sites, focused mainly on the Kyushu-Yamaguchi region of south-west of Japan, represent the first successful transfer of industrialization from the West to a non-Western nation. The rapid industrialization that Japan achieved from the middle of the 19th century to the early 20th century was founded on iron and steel, shipbuilding and coal mining, particularly to meet defence needs. The sites in the series reflect the three phases of this rapid industrialisation achieved over a short space of just over fifty years between 1850s and 1910.

The first phase in the pre-Meiji Bakumatsu isolation period, at the end of Shogun era in the 1850s and early 1860s, was a period of experimentation in iron making and shipbuilding. Prompted by the need to improve the defences of the nation and particularly its sea-going defences in response to foreign threats, industrialisation was developed by local clans through second hand knowledge, based mostly on Western textbooks, and copying Western examples, combined with traditional craft skills. Ultimately most were unsuccessful. Nevertheless this approach marked a substantial move from the isolationism of the Edo period, and in part prompted the Meiji Restoration.

The second phase from the 1860s accelerated by the new Meiji Era, involved the importation of Western technology and the expertise to operate it; while the third and final phase in the late Meiji period (between 1890 to 1910), was full-blown local industrialization achieved with newly-acquired Japanese expertise and through the active adaptation of Western technology to best suit Japanese needs and social traditions, on Japan's own terms. Western technology was adapted to local needs and local materials and organised by local engineers and supervisors.

The 23 components are in 11 sites within 8 discrete areas. Six of the eight areas are in the south-west of the country, with one in the central part and one in the northern part of the central island. Collectively the sites are an outstanding reflection of the way Japan moved from a clan based society to a major industrial society with innovative approaches to adapting western technology in response to local needs and profoundly influenced the wider development of East Asia.

After 1910, many sites later became fully fledged industrial complexes, some of which are still in operation or are part of operational sites.

**Criterion (ii):** The Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution illustrate the process by which feudal Japan sought technology transfer from Western Europe and America from the middle of the 19th century and how this technology was adopted and progressively adapted to satisfy specific domestic needs and social traditions, thus enabling Japan to become a world-ranking industrial nation by the early 20th century. The sites collectively represents an exceptional interchange of industrial ideas, know-how and equipment, that resulted, within a short space of time, in an unprecedented emergence of autonomous industrial development in the field of heavy industry which had profound impact on East Asia.

**Criterion (iv):** The technological ensemble of key industrial sites of iron and steel, shipbuilding and coal mining is testimony to Japan's unique achievement in world history as the first non-Western country to successfully industrialize. Viewed as an Asian cultural response to Western industrial values, the ensemble is an outstanding technological ensemble of industrial sites that reflected the rapid and distinctive industrialisation of Japan based on local innovation and adaptation of Western technology.

### **Integrity**

The component sites of the series adequately encompass all the necessary attributes of Outstanding Universal Value. In terms of the integrity of individual sites, though the level of intactness of the components is variable, they demonstrate the necessary attributes to convey Outstanding Universal Value. The archaeological evidence appears to be extensive and merits detail recording research and vigilant protection. It contributes significantly to the integrity of the nominated property. A few of the

attributes are vulnerable or highly vulnerable in terms of their state of conservation. The Hashima Coal Mine is in a state of deterioration and presents substantial conservation challenges. At the Miike Coal Mine and Miike Port some of the physical fabric is in poor condition. The physical fabric of the Repair shop at the Imperial Steel Works is in poor condition although temporary measures have been put in place. In a few sites there are vulnerabilities in terms of the impact of development, particularly in visual terms. At the Shokasonjuku Academy, the visual integrity of the setting is impacted by the subsequent development of the place as a public historic site and experience. However, this development does not adversely compromise its overall integrity. The visual integrity of the Takashima Coal Mine is compromised by small scale domestic and commercial development, while at Shuseikan, the Foreign Engineer's Residence has been relocated twice and is now located in the proximity of its original location. The residence is surrounded by small scale urban development that adversely impacts on its setting. The setting can only be enhanced if and when the surrounding buildings are demolished and any further development is controlled through the legislative process and the implementation of the conservation management plan.

### **Authenticity**

In terms of the authenticity of individual sites, though some of the components' attributes are fragmentary or are archaeological remains, they are recognisably authentic evidence of the industrial facilities. They possess a high level of authenticity as a primary source of information, supported by detailed and documented archaeological reports and surveys and a large repository of historical sources held in both public and private archives. Overall the series adequately conveys the way in which feudal Japan sought technology transfer from Western Europe and America from the middle of the 19th century. And adapted it to satisfy specific domestic needs and social traditions.

### **Protection and management requirements**

A number of existing legislative protection instruments, both national and regional, provide a high level of protection for the sites and associated buffer zones. The relationship between the different types of legislation is provided in the conservation management plans for each area. The most important of these instruments are the Law for the Protection of Cultural



Properties that is applied to the non-operational sites, and the Landscape Act that applies to the privately owned and still operational sites that are protected as Structures of Landscape Importance. This applies to the four components owned and operated by Mitsubishi Heavy Industries Ltd. at Nagasaki Shipyard, and the two components owned and operated by Nippon Steel & Sumitomo Metal Corporation at Imperial Steel Works. The Law for the Protection of Cultural Properties is the primary mechanism for regulating any development and change of the existing state of a designated place and under this law permission must be granted by the national government. Similarly, under the Landscape Act permission must be sought to change any Structure of Landscape Importance and owners of such structures must conserve and manage them appropriately. The control of development and actions within the buffer zones is largely controlled by city landscape ordinances that limit the height and density of any proposed development. Conservation management plans for each of the components have been developed that detail how each component contributes to the Outstanding Universal Value of the series. “Basic Policies” in the plans provide an overarching consistent conservation approach though there are variations in the level of detail provided for the implementation of work in each component.

The Japanese Government has established a new partnership-based framework for the conservation and management of the property and its components including the operational sites. This is known as the General Principles and Strategic Framework for the Conservation and Management of the Sites of Japan’s Meiji Industrial Revolution: Kyushu-Yamaguchi and Related Areas. Japan’s Cabinet Secretariat has the overall responsibility for the implementation of the framework. Under this strategic framework a wide range of stakeholders, including relevant national and local government agencies and private companies, will develop a close partnership to protect and manage the property. In addition to these mechanisms, the private companies Mitsubishi Heavy Industries Ltd., Nippon Steel & Sumitomo Metal Corporation and Miike Port Logistics Corporation have entered into agreements with the Cabinet Secretariat to protect, conserve and manage their relevant components. Attention should be given to monitoring the effectiveness of the new partnership-based framework, and to putting in place an on-going capacity building programme for staff. There is also a need to ensure that appropriate heritage advice is routinely available for privately owned sites. What is urgently needed is an interpretation strategy to show how each site or component relates to the overall series, particularly in terms of the way they reflect the one or more phases of Japan’s industrialisation and convey their contribution to Outstanding Universal Value.

4. Recommends that the State Party give consideration to the following:
1. Developing as a priority a detailed conservation work programme for Hashima Island;
  2. Developing a prioritised conservation work programme for the property and its component sites and an implementation programme;
  3. Defining acceptable visitor threshold levels at each component site to mitigate any potential adverse impacts, commencing with those most likely to be at risk;
  4. Monitoring the effectiveness of the new partnership-based framework for the conservation and management of the property and its components on an annual basis;
  5. Monitoring the implementation of the conservation management plans, the issues discussed and the decisions made by the Local Conservation Councils on an annual basis;
  6. Establishing and implementing an on ongoing training programme for all staff and stakeholders responsible for the day-to-day management of each component to build capacity and ensure a consistent approach to the property's ongoing conservation, management and presentation;
  7. Preparing an interpretive strategy for the presentation of the property, which gives particular emphasis to the way each of the sites contributes to Outstanding Universal Value and reflects one or more of the phases of industrialisation; and also allows an understanding of the full history of each site<sup>[1]</sup>;
  8. Submitting all development projects for road construction projects at Shuseikan and Mietsu Naval Dock and for new anchorage facility at Miike Port and proposals for the upgrade or development of visitor facilities to the World Heritage Committee for examination, in accordance with paragraph 172 of the Operational Guidelines;
5. Requests the State Party to submit a report outlining progress with the above to the World Heritage Centre, by 1 December 2017, for examination by the World Heritage Committee at its 42nd session in 2018;
6. Also recommends that the State Party consider inviting ICOMOS to offer advice on the implementation of the above recommendations.

[1] The World Heritage Committee takes note of the statement made by Japan, as regards the interpretive strategy that allows an understanding of the full history of each site as referred to in paragraph 4.g), which is contained in the Summary Record of the session (document WHC-15/39.COM/INF.19).

## 第 39 回世界遺産委員会決議 (39COM 8B.14) 〈仮訳〉

(出典：内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室ホームページ)

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC-15/39.COM/8B 及び WHC-15/39.COM/INF.8B1 を審査し、
2. 「明治日本の産業革命遺産:製鉄・製鋼、造船、石炭産業」・日本を評価基準の (ii) 及び (iv) に基づき世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

### 資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19 世紀半ばから 20 世紀の初頭にかけて、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアル構成資産は、1850 年代から 1910 年にかけてのわずか 50 年余りという短期間に達成された急速な産業化の 3 つの段階を顕している。

第一段階は 1850 年代から 1860 年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一歩を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860 年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期 (1890 年～1910 年) にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

23 の構成資産は 8 県 11 市に立地している。8 県の内 6 県は、日本の南西部に、1 県は本州の中部、1 県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的变化の道程を顕著に顕している。

1910 年以降、多くの構成資産は、本格的な複合的産業施設に発展をした。現在も、一部、現役の産業設備として操業しているものもあり、また、現役の産業設備の一部を構成しているものもある。

#### 評価基準（ii）：

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

#### 評価基準（iv）：

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

#### 完全性

本遺産群には、顕著な普遍的価値に貢献する必要不可欠な要素が適切に含まれている。各構成資産における完全性は、構成資産によりばらつきがあるが、何れにおいても顕著な普遍的価値を証明するのに必要不可欠な要素は遺されている。膨大な量の考古学的証拠が確認されており、詳細な記録調査及び保全の監督が求められている。これらは、本推薦資産の完全性に大いに貢献をしている。いくつかの要素は、保全状態の面で脆弱又は大変脆弱である。端島炭坑は劣化が進み、大きな保全の課題を明示している。三池炭鉱・三池港では、物的素材の保全状態が悪い。現在は一時的な対策が講じられてはいるが、官営八幡製鐵所の修繕工場の素材の保全状況は悪い。いくつかの構成資産においては、開発の影響を受けやすく、特に視覚の完全性を担保する上で、開発行為に脆弱であることが懸念されている。松下村塾においては、隣地における史跡の公開体験の場としての二次的开发により、セッティングのビジュアルの完全性が大いに損なわれている。しかしながら、この開発は資産全体の完全性を損なうほどの悪影響ではない。高島炭坑のビジュアルの完全性は、小規模な商業開発により弱められている。旧集成館においては、旧鹿児島紡績所技師館が二度の移設を経て、現在は元の位置近くに移設されている。技師館の周辺には小規模の都市開発が行われ、セッティングが損なわれている。セッティングは、周囲の建物が取り壊され、さらなる開発が、法的手続きと、管理保全計画（CMP）の実施により、規制されることによって、改善することが可能である。

#### 真実性

真実性において、個別の構成資産の中には断片的又は、考古学的遺構も含むが、何れにしてもそれらは、産業施設として真実性の高い証拠として認め得るものである。これらの構成資産については、一次情報としての真実性の高い史料であることが、詳細に記録され、文書化された考古学調査や報告書、さらには、公共機関並び

に民間が保管する膨大な史料によって裏付けられている。全体としてみると、本遺産群は、19世紀の半ば、封建社会であった日本が、欧米からの技術移転を模索したこと、また、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ねた歩みを証言している。

### 保安全管理に関する要求

本遺産群は、資産範囲及びまたその緩衝地域において、国、県、市において、既存の多様な法的保護施策により、適切な保護対策が実施され、より高い水準で価値が守られている。各構成資産の管理保全計画（CMP）のなかで、異なる法律の関係も示されている。これらの法律の中で最も重要な法律は、非稼働資産に適用される文化財保護法並びに、景観重要建造物として保護される民間企業所有の資産及び稼働資産の双方に適用される景観法である。これは長崎造船所において三菱重工業が所有し管理する4つの構成資産に適用され、また官営八幡製鐵所において新日鐵住金が所有し管理する2つの構成資産に適用されている。文化財保護法は、文化財指定された場所の開発及び現状変更を制限するための第一義的な手法であり、この法律の下に所有者は日本国政府から許可を得なければならない。同様に、景観法の下に、景観重要建造物を変更する場合には許可が求められ、そのような建造物の所有者はそれらを適切に管理保全しなければならない。緩衝地域内での開発及び行為は、主として都市景観条例により制限されており、開発計画について高さ・密度を制限されている。各構成資産の管理保全計画（CMP）の策定において、それぞれの構成資産が、資産全体の顕著な普遍的価値にどのように貢献しているのかを詳述するように草稿されてきた。CMPの基本方針では、包括的で一貫性のある保全のアプローチが示されているが、個々の構成資産における作業実施の詳細の水準は様々である。

日本政府は、稼働資産を含むシリアルの資産全体と個別の構成資産の保存管理のために、構成要素の管理を連携して行うパートナーシップを基本とした新たな枠組みを確立した。これは、「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」として知られている。日本政府においては、この枠組みは内閣官房の所管であり、官房は管理体制の実施に最終責任を担っている。日本は、国・地方公共団体、民間企業を含む幅広い利害関係者が、推薦資産の管理と保護に参加をするため、この戦略的枠組みの下に、密接なパートナーシップを確立した。これらの仕組みに加え、民間事業者である三菱重工業（株）、新日鐵住金（株）、三池港物流（株）は、当該構成資産の保護、管理保全において内閣官房と合意をした。関係者はこの新しいパートナーシップ型の枠組みが、管理体制として有効であるようにモニタリングすること、また管理者が価値保全にむけての能力を培うためのキャパシティビルディングに向け、継続的計画を準備することなど、特に留意すべきである。また、民間企業が所有する構成資産においては、ヘリテージに関する適切な助言が提供される必要がある。最優先で求められることは、各構成資産並びに構成要素が全体の遺産群にどのように関係しているのか、特に日本の産業化の道程において、1又は2以上の段階を反映しているか等を示すための適切なインタープリテーション戦略を準備することであり、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献しているのかを展示において明示することである。

4. 締約国が、以下のことを検討するよう勧告する。

- a) 端島炭鉱の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
- b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
- d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
- e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
- f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
- g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。<sup>註1</sup>
- h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。

6. 同時に、締約国がイコモスに対して、上記勧告の実施に係る助言を求めることを検討するよう勧告する。

註1：世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ4.gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション（展示）戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

## 萩反射炉整備委員会要綱

( 名称 )

第1条 この委員会の名称は、萩反射炉整備委員会（以下「委員会」という。）とする。

( 目的 )

第2条 委員会は、国指定史跡であり世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である萩反射炉の保全のあり方と公開活用の具体的方策を協議し、決定することを目的とする。

( 委員 )

第3条 委員会の委員は、各専門分野に係る知識を有する者の中から市長が委嘱する。

( 任期 )

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

( 会長及び副会長 )

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

( 会議 )

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

( 協議内容 )

第7条 委員会は、次の事柄について協議する。

(1) 整備基本計画（修復・公開活用計画）に定める事項及びその内容について

(2) 史跡及び構成資産の調査・研究について

(3) 史跡及び構成資産の整備手法や活用方策の検討について

( 意見聴取 )

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、また意見を述べさせることができる。

( 事務局 )

第9条 委員会の事務局は、萩市文化財保護課内に置く。

( その他 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

## 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会要綱

( 名称 )

第1条 この委員会の名称は、恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会（以下「委員会」という。）とする。

( 目的 )

第2条 委員会は、国指定史跡であり世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である恵美須ヶ鼻造船所跡と大板山たたら製鉄遺跡の保全のあり方と公開活用の具体的方策を協議し、決定することを目的とする。

( 委員 )

第3条 委員会の委員は、各専門分野に係る知識を有する者の中から市長が委嘱する。

( 任期 )

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

( 会長及び副会長 )

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

( 会議 )

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

( 協議内容 )

第7条 委員会は、次の事柄について協議する。

(1) 整備基本計画（修復・公開活用計画）に定める事項及びその内容について

(2) 史跡及び構成資産の調査・研究について

(3) 史跡及び構成資産の整備手法や活用方策の検討について

( 意見聴取 )

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、また意見を述べさせることができる。

( 事務局 )

第9条 委員会の事務局は、萩市文化財保護課内に置く。

( その他 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。



## 史跡萩城跡等整備委員会規約

( 名称 )

第1条 この会の名称は、史跡萩城跡等整備委員会（以下「委員会」という。）とする。

( 目的 )

第2条 委員会は、史跡萩城跡、萩城城下町及びその周辺地域の保存と整備を具体化することを目的とする。

( 委員 )

第3条 委員会の委員は、学識経験者のうちから若干名を市長が委嘱する。

( 任期 )

第4条 委員の任期は7年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が交替した場合、後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

( 会長及び副会長 )

第5条 委員会の会長は、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

( 会長 )

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

( 事務局 )

第7条 委員会の事務局は、萩市文化財保護課内に置く。

( その他 )

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規約は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

## 堀内・平安古伝建地区整備活用協議会規約

( 名称 )

第1条 この協議会の名称は、堀内・平安古伝建地区整備活用協議会（以下「協議会」という。）とする。

( 目的 )

第2条 協議会は、萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区（以下「堀内伝建地区」という。）及び萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区（以下「平安古伝建地区」という。）内にある伝統的建造物の保存修理及び整備並びに堀内伝建地区及び平安古伝建地区内の文化財施設等の活用を図るための方策を検討することを目的とする。

( 委員 )

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 観光・まちづくり関係者

( 任期 )

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

( 役員 )

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

( 会議 )

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

( 専門部会 )

第7条 協議会に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産「萩城下町」の主要な要素である堀内伝建地区の保全のあり方や公開活用の具体的方策を協議するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、学識経験者等により構成し、部会長を置く。
- 3 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長は部会長をもって充てる。

( 事務局 )

第8条 協議会の事務局は、萩市文化財保護課に置く。

( その他 )

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、平成28年7月27日から施行する。

## 萩地区管理保全協議会規約

### ( 設置 )

第1条 「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組みについて」(以下「枠組み」という。)に基づき、本遺産群の構成資産のうち、萩地区に所在する構成資産が、関係者の連携の下、文化財保護法等の関係法令及び萩地区管理保全計画(以下「管理保全計画」という。)に則って的確に管理保全されることを目的として、萩地区管理保全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### ( 役割 )

第2条 協議会は、枠組みに定めるとおり、次に掲げる役割を担う。

- (1) 萩地区に所在する構成資産について、当該構成資産の関係者の中で、管理保全計画及びその実施方法、並びにこれらの改善方策、個別資産の状況のモニタリング等、当該構成資産に関する事項について、情報・意見の交換並びに協議会としての意思決定を行う。
- (2) 枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。
  - ① モニタリング責任者から、少なくとも1年に1回は把握した内容の報告を受けるとともに、こうした定期的な報告以外にも、管理保全が十分に行われておらず遺産価値がリスクにさらされている状況にあることが発見された場合には、モニタリング責任者から速やかに報告を受ける。
  - ② 上記①の報告について議論を行い、必要に応じて、管理保全の方法の充実にについての検討を行う。
  - ③ 少なくとも1年に1回は、各構成資産のモニタリングの状況について、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会(以下「保全委員会」という。)に報告するとともに、各資産の的確な保全のために、遺産群全体での対応が必要と考える場合は、新たな対応の検討を保全委員会に要請する。
  - ④ 必要に応じて、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)及び文化審議会やその委員に対して、リスク回避の方法や管理保全の方法の改善策、及びその他の事項について、専門的なアドバイスを求める。
  - ⑤ 保全委員会が当該構成資産の管理保全について必要な対応を要請した場合には、協議会は、その対応について、情報・意見の交換並びに意思決定を行う。
- (3) 有識者会議及び文化審議会の助けの下、管理保全計画の内容について、6年おきに管理保全の取り組み状況を分析し、必要に応じて問題の原因を明確化し、その対応策を関係者間で議論したうえで修正を行う。
- (4) 世界遺産条約履行のための作業指針の規定に基づいて日本国政府が行う定期報告のプロセスの一環として、必要に応じて、有識者会議及び文化審議会の助けの下、各資産の価値の保全状況を評価し、その結果及び各資産の周辺状況や保全状況の変化について、保全委員会へ報告する。

( 組織 )

第3条 協議会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立の理念の下、管理保全についての意見交換及び意思決定に参画する必要のある関係省庁、地方公共団体及び構成資産の所有者などの関係者に広く開かれた組織とする。

2 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 協議会に会長を置き、萩市長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

( 会議 )

第4条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 幹事会 )

第5条 協議会の事務を補助させるため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第6条 協議会の事務を処理するため、萩市に事務局を置く。

( その他 )

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月10日から施行する。

## 別表

団体名等	委員	備考
松陰神社	宮司	所有者
堀内町内会	町内会長	
城東中区町内会	町内会長	
城東南区町内会	町内会長	
山口県漁業協同組合はぎ統括支店運営委員会	運営委員長	
山口県漁業協同組合小畑支店運営委員会	運営委員長	
萩市文化財保護審議会	会長	関係団体
NPO 萩まちじゅう博物館	理事長	
NPO 萩観光ガイド協会	理事長	
NPO 萩明倫学舎	理事長	
福栄文化遺産活用保存会	会長	
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室	内閣参事官	行政機関
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	所長	
林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所	所長	
山口県世界文化遺産推進室	室長	
萩市	萩市長	

## 萩市世界遺産活用推進協議会規約

( 名称 )

第1条 本会は、萩市世界遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

( 目的 )

第2条 協議会は、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の23の構成資産、特に「エリア1 萩」の5つの構成資産（萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町、松下村塾）の活用及び理解増進を図ることを目的とする。

( 事業 )

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界遺産の活用に関する事業
- (2) 世界遺産の理解増進に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

( 組織 )

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等の代表者又は代表者が指名する者をもって組織する。

( 役員 )

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

( 役員を選出 )

第6条 会長は、萩市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

( 役員の仕事 )

第7条 会長は、会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

3 監事は、財務を監査する。

第8条 役員の仕事は、協議会を解散するときまでとする。

( 地区委員・顧問等 )

第9条 協議会に構成資産に関係する地区の代表者等を地区委員として置くことができる。

2 協議会に会長が指名する者を顧問及びオブザーバーとして置くことができる。

3 地区委員、顧問、オブザーバーは、会長の要請により協議会の会議に出席して意見を述べるることができる。

( 会議 )

第10条 協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

( 総会 )

第11条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項について審議、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事

(2) 事業計画に関する事

(3) 予算及び決算に関する事

(4) その他重要な事項に関する事

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。ただし、委任状による出席を認めるものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

( 役員会 )

第12条 事業の円滑な実施のため、協議会内に役員会を設ける。

( 会計年度 )

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

( 経費 )

第14条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

( 事務局 )

第15条 協議会の事務を処理するため、萩市役所内に事務局を置く。

( その他 )

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年10月26日から施行する。

2 第13条の規定に関わらず、初年度は平成27年10月26日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年7月11日から施行する。

## 別表

	所属・役職等
顧問	萩市議会議長
顧問	衆議院議員
顧問	山口県議会議員
顧問	山口県議会議員
	所属・役職等
オブザーバー	山口県教育庁社会教育・文化財課課長
	所属・役職等
地区委員	堀内町内会会長
地区委員	城東南区町内会会長
地区委員	城東中区町内会会長
地区委員	椎原町内会会長
地区委員	船津町内会会長
地区委員	前小畑 2 区町内会会長
地区委員	中小畑町内会会長
地区委員	福栄コミュニティ協議会会長
役職	所属・役職等
会長	萩市市長
副会長	一般社団法人萩市観光協会会長
副会長	萩温泉旅館協同組合理事長
監事	NPO萩まちじゅう博物館理事長
監事	福栄文化遺産活用保存会会長
	萩商工会議所会頭
	公益社団法人萩青年会議所理事長
	萩商工会議所女性会会長
	萩・阿西商工会女性部長
	一般社団法人萩物産協会会長
	山口県教育会萩支部理事
	NPO萩観光ガイド協会理事
	国際ソロプチミスト萩会長
	維新の里づくり協議会事務局長
	萩市連合婦人会会長
	萩ユネスコ協会会長
	萩市女性団体連絡協議会会長
	史都萩を愛する会会長
	幕末長州科学技術史研究会幹事
	松陰神社宮司
	山口県飲食業 生活衛生同業組合萩支部支部長
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社長門鉄道部部长
	防長交通株式会社萩営業所所長
	萩タクシー組合会長
	萩市教育委員会委員
	NPO萩明倫学舎理事長



## 稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議に関する資料

### 稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議の開催について

平成 24 年 6 月 26 日  
内閣官房長官決裁  
平成 28 年 11 月 9 日  
一部改正

#### 1 趣旨

「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成 24 年 5 月 25 日閣議決定）に基づき、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の推薦候補選定等を行うため、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

#### 2 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる者により構成し、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に開催する。
- (2) 有識者会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

#### 3 任務

- (1) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、遺産価値及び保全方策の妥当性の評価を行うこと。
- (2) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、世界遺産登録への推薦候補の選定等を行うこと。
- (3) その他、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群について、関係機関等に対して、保全方策等に関する専門的助言を行うこと。

#### 4 庶務

有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。

#### 5 その他

前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議構成員

五十嵐 敬喜	法政大学名誉教授、弁護士
伊東 孝	元日本大学教授、産業考古学会会長
小野寺 英輝	岩手大学理工学部准教授
木曾 功	文化庁参与、千葉科学大学学長
工藤 和美	東洋大学理工学部建築学科教授
工藤 教和	慶應義塾大学名誉教授
後藤 治	工学院大学建築学部教授
佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授
島田 精一	株式会社 ISE 最高顧問
下村 満子	ジャーナリスト、元経済同友会副代表幹事
杉山 伸也	慶應義塾大学名誉教授
武田 晴人	東京大学名誉教授
中島 秀人	東京工業大学リベラルアーツ研究教育教授
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
日枝 久	株式会社フジテレビジョン代表取締役会長
松浦 晃一郎	前ユネスコ事務局長
松尾 宗次	鉄鋼の研究者、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
松岡 資明	学習院大学客員教授
宗田 好史	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
ニール・コソン卿	イングリッシュヘリテージ元総裁（英国）
マイケル・ピアソン	ヘリテージマネジメントコンサルタント（オーストラリア）
ディヌ・ブンバル	イコモス・カナダ会長（カナダ）

## 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会規約

### （設置）

第1条 「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（以下「戦略的枠組み」という。）に基づき、本遺産群が関係者の連携の下、的確に管理保全されることを目的として、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （役割）

第2条 委員会は、戦略的枠組みに定めるとおり、次に掲げる役割を担う。

- （1）管理保全の一般的な方針やモニタリングの最終評価に関する事項など遺産群全体にわたる事項について、他の関係者の意向にも配慮しながら、情報・意見の交換及び意思決定を行う。
- （2）「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値（以下「OUV」という。）を適切に保全する上で地区別保全協議会が効果的に機能しているかどうかを確認し、遺産群全体のOUVに影響を与えうる問題が生じている場合は担当の地区別保全協議会に対し必要な措置を講じるよう要請する。
- （3）戦略的枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。
  - ① 地区別保全協議会からの報告について、少なくとも1年に1回はメンバー間で情報を共有し、管理保全の一般的な方針の見直しの必要性等について議論する。
  - ② 地区別保全協議会から要請があった場合、各構成資産の的確な保全のために、遺産群全体での新たな対応について検討する。
  - ③ 必要に応じ、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）やその委員に対し、リスク回避の方法や管理保全の方法の改善策、及びその他の事項について、専門的なアドバイスを求める。
  - ④ 戦略的枠組みの方針に反した管理保全活動が実施されるなど、OUVを維持する上で改善が必要と認められる場合は、関係者又は地区別保全協議会に対し必要な措置を講じるよう要請する。
- （4）有識者会議の技術的助言を得て10年ごとに戦略的枠組みの実施状況を分析し、必要に応じ、問題の原因を特定し対応策を関係者間で議論した上で改訂を行う。
- （5）構成資産の価値の保全状況に関する評価結果及び構成資産の周辺状況の変化等に関する地区別保全協議会からの報告を踏まえ、遺産群全体のOUVの保全状況の評価した上で、有識者会議の支援を得て定期報告の作成方法についての議論を行う。

( 組織 )

第3条 委員会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立という理念の下、パートナーシップの一助となるよう、管理保全についての意見交換や意思決定に参画する必要がある関係省庁、地方公共団体などの関係者が参画する。

- 2 委員会は、平成 24 年 5 月 25 日の閣議決定に基づき、内閣官房が事務局となり、保全手法及び産業を所管する関係省庁及び地方公共団体等により組織する。
- 3 委員会の委員は、別表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会に会長を置き、木曾功委員がこれを務める。
- 5 委員会に副会長を置き、加藤康子委員がこれを務める。
- 6 会長は委員会を総括する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 8 委員会は、インタープリテーションの推進等について、一般財団法人産業遺産国民会議の助言を受ける。

( 会議 )

第4条 委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 複数の地区別保全協議会の調整に関するワーキンググループ )

第5条 1つのエリアに稼働資産と非稼働資産の地区別保全協議会が存在する釜石、長崎及び三池エリアについて、複数の構成資産の管理に関わる課題について議論するため、保全委員会の下に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、内閣官房が事務局となり、保全手法及び産業を所管する関係省庁、地方公共団体及び稼働資産の所有企業により組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、内閣官房がこれを務める。
- 4 座長はワーキンググループを総括する。

( 遺産群全体の保全等に係る実施計画に関するワーキンググループ )

第6条 観光圧力への対応や理解増進活動を含め、遺産群全体の保全に係る実施計画策定等のため、保全委員会の下に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、内閣官房が事務局となり、関係省庁及び地方公共団体の関連部局、民間の関係団体等により組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、内閣官房がこれを務める。
- 4 座長はワーキンググループを総括する。

( 幹事会 )

第7条 保全委員会の事務を補助させるため、保全委員会に幹事会を置くことができる。

( 事務局 )

第8条 協議会の事務局である内閣官房は、関係省庁、地方公共団体などの関係者と連携して事務にあたる。

附 則

この規約は、平成26年 6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 1月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月18日から施行する。

#### 別表

内閣官房	木曾功 稼働資産を含む産業遺産に関する 有識者会議委員
文化庁	加藤康子 内閣官房参与
国土交通省	産業遺産の世界遺産登録推進室長 次長 都市局長 道路局長 海事局長 港湾局長
経済産業省	商務情報政策局長
林野庁	次長
福岡県	知事
佐賀県	知事
長崎県	知事
熊本県	知事
鹿児島県	知事
山口県	知事
岩手県	知事
静岡県	知事
北九州市	市長
大牟田市	市長
中間市	市長
佐賀市	市長
長崎市	市長
荒尾市	市長
宇城市	市長
鹿児島市	市長
萩市	市長
釜石市	市長
伊豆の国市	市長

平成〇年度  
年次報告書

平成〇年〇月

〇〇地区保全協議会

モニタリング実施者：〇〇〇〇〇  
モニタリング責任者：〇〇〇〇〇

## 目次

1	基本情報	1
2	保護状況（指定等）	2
3	構成資産に与える影響等に関する観察	3
4	構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察	3
5	構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察	4
6	インターネットページ	5
7	保護に関する団体等	7
8	管理保全に関する関係者間の協力体制	8
9	総括（評価）	9

1 基本情報

	構成資産	緩衝地帯
範囲	(図面)	(図面)
面積	ha	ha
用途		



2 保護状況(指定等)

	構成資産	緩衝地帯
<p>範囲</p>	<p>(図面)</p>	<p>(図面)</p>
<p>指定 状況</p>		

## 3 構成資産に与える影響等に関する観察

負の影響	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	今年度の結果	前年度の結果	コメント

## 4 構成資産内の構成要素ごとの物理的変化に関する観察

構成要素	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	今年度の結果	前年度の結果	コメント

## 5 構成資産の修復・公開活用事業等の実施に関する観察

(主に修復に関するもの)

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H〇事業費	H〇事業費	補助金等

(主に公開活用に関するもの)

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H〇事業費	H〇事業費	補助金等

6 インタープリテーション  
(出版物)

名称	作成(改訂)主体	規格・頁数	発行部数	言語	概要	補助金等
コメント						

(Web サイト)

名称	概要	アドレス	更新回数	アクセス数
コメント				

(シンポジウム・講座等)

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
コメント				

(教育活動)

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
コメント				

## (教育活動用素材)

名称	作成(改訂)主体	規格・頁数	発行部数	概要	補助金等
コメント					

## (キャパシティビルディング)

名称	開催日	事業主体	参加者数	対象者	概要
コメント					

## (調査・研究活動)

調査・研究名称	事業主体	期間	概要	補助金等
コメント				

## (地域社会が関与する活動)

活動名称	開催日	事業主体	参加者数	参加者・団体・活動概要
コメント				

7 保護に関する団体等

(管理団体等の概要)

名称	所有者/管理者	従事者, 従業員数	団体の概要

(NPO, ボランティア等, 構成資産に関わる団体等の概要)

名称	団体の種別	従事者, 従業員数	団体の概要

8 管理保全に関する関係者間の協力体制  
 (地区別協議会の開催状況)

(第〇回)〇〇〇〇年〇月〇日		
区分	議事・報告事項	備考

9 総括(評価)

- (1) 構成資産のモニタリングについて
- (2) 管理保全・公開活用等について
- (3) 新たな協力体制の有効性のモニタリングについて
- (4) その他



## 修復・公開活用計画の標準構成

修復・公開活用計画の策定にあたっては、別添資料1～3を踏まえ、以下の諸点に留意することが必要である。

- ▶ 各構成資産の所有者又は関係地方公共団体が定める「修復・公開活用計画」は、第39回世界遺産委員会が決議した8つの勧告(別添資料3／本資料の398ページ)のうち、勧告a)・b)に示された各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」(conservation work programme and implementation programme)の母体となるものであることに留意すること。
- ▶ 世界遺産委員会の8つの勧告(別添資料3)に係る各々の作業の内容・行程、及びそれらの相互の関係を十分に念頭に置くこと(別添資料1)。別添資料1では、性質が共通する勧告a)と勧告b)、関連性が強い勧告c)と勧告f)をそれぞれひとつにまとめ、各々の作業の内容・行程等を6つの帯に整理している。
- ▶ 別添資料1に示す6つの作業の内容・行程の中心は、中央に明示されている「修復・公開活用計画の策定」であることに十分留意すること。
- ▶ 勧告a)～h)に係る作業の内容・行程は、「全体構想(ヴィジョン)」をはじめ、ア. 調査研究の推進、イ. 建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化、ウ. 構成資産・エリアにおける固有の産業システムの明示・説明、エ. 景観の観点からの修景、オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用、カ. 事業の推進の計6つの基本方針に基づき、具体的な手法を示した修復・公開活用計画の各章節のうち該当箇所へと適切に反映させ、相互の調整を行うことが必要であること。
- ▶ 各々の修復・公開活用計画は、史跡等の整備基本計画と同等の性質を持つものであること。
- ▶ 近世の城下町など、産業の操業に直接関わる構成資産ではなく、近代における産業革命の背景を説明するうえで不可欠の構成資産については、本標準構成を参考としつつ、各章節の項目を当該構成資産の性質に即して適切に読み替えていくことが必要であること。

### 1. 計画策定の経緯と目的

#### (1) 計画策定の経緯

計画策定の背景・経緯を記述する。

世界遺産委員会決議の勧告に基づくものであることを明記する。

#### (2) 計画の目的

▶ 計画の目的を記述する。

▶ 計画の対象範囲を明示する。対象範囲は、周辺環境の修景等の事業を考慮して世界遺産の緩衝地帯の全域を基本とし、場合によってはアクセスルート等の設置の観点から緩衝地帯の外側の区域について含めることを検討する。

▶ 管理保全計画(CMP)の目的との区分について記述する。

### (3) 委員会の設置

- ▶ 計画策定のために設置した専門委員会・委員名簿、審議経過等の概要を記述する。

### (4) 計画の構成

- ▶ 本「修復・公開活用計画の標準構成」の7ページに掲載した「修復・公開活用計画の構成・展開」(標準図)を参考として、当該構成資産の計画の構成・展開を図示し、各章節の概要を各々3行程度にまとめて記述する。

## 2. 構成資産・エリアの概要及び現状・課題

以下の側面から、各構成資産・エリアの現状・課題を整理する。

### (1) 顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素<sup>註1</sup>及びそれ以外の史跡等の構成要素

- ▶ ①23の構成資産(8エリア)から成る資産全体の顕著な普遍的価値(OUV)、②その中での当該資産の位置付け、③顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素<sup>註1</sup>の3点を整理する。①は世界遺産登録時に世界遺産委員会が採択した「顕著な普遍的価値の言明」を基本とする。
- ▶ 構成資産・エリアの全体及び顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する構成要素に係る現状・課題を整理する。
- ▶ ①史跡等としての価値、②史跡等の価値を構成する要素の2点を整理する。①は史跡の指定及び追加指定時に文化審議会(平成12年以前においては文化財保護審議会)が答申した説明文を基本とする。
- ▶ 史跡等の構成要素の概要及び現状・課題を整理する。
- ▶ 世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)に付された勧告(別添資料)及びイコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B1)の「フル・ヒストリー」を視野に入れ、当該史跡等が辿った変遷・発展の経緯について、詳しい説明を行う。

### (2) 構成資産・エリアの公開活用のための諸条件の把握

- ▶ 構成資産・エリアの公開活用等の現状、地域住民等の公開活用に対する要望のほか、文化・教育、都市計画、建設土木、公園、農林水産、観光等の行政に関連する諸条件を把握し、当該構成資産に関する課題を整理する。
- ▶ 当該構成資産の周辺地域も含めた来訪者の動態・数量等を把握し、現状・課題を整理する<sup>註2</sup>。

### (3) 広域関連事業と構成資産の修復・公開活用事業との関係

- ▶ 構成資産・エリアの修復・公開活用と関連性を持つ諸事業の内容について把握し、課題を整理する。

## 3. 基本方針

基本方針は、以下のとおり、(1)実現すべき将来像を示した「全体構想(ヴィジョン)」、(2)それを具体的な方向性として示した複数の「方針」の2つの部分から成る。

(註1) 構成要素; 2014年11月5日付けでイコモスに提出した「追加情報」(Additional Information)では、各構成資産に含まれる構成要素(Elements)は“属性”(Attributes)と同義であると整理されている。

(註2) 来訪者数の把握調査が実施中である場合には、途中経過・成果を踏まえた内容とすることが適当である。

## (1) 全体構想（ヴィジョン）

当該構成資産・エリアのあるべき将来像、望ましい修復・公開活用の在り方とは何かについて、要点をA4用紙1～2ページ程度（1,600～3,200字）にまとめる。

全体構想（ヴィジョン）の実現に向けて、3-(2)において基本方針を定め、4以下の各節において修復・公開活用の手法を具体化することとなる。

全体構想（ヴィジョン）において、一群の産業遺産のひとつである当該構成資産の将来像（目指すべき実現可能な目標）を如何に描き出し、課題解決のための手法を如何に実現性高く示すかは、今後、当該構成資産の修復・公開活用の事業を確実に進め、改善策を講じていくうえでの重要な出発点となることに十分留意されたい<sup>註3</sup>。

## (2) 方針

管理保全計画（CMP）に示した保全管理の基本方針及び『産業遺産を継承する場所・建造物・地域及び景観の保全に関するイコモス-TICCIH共同原則』（2010年）に示された事項に基づき、次の方向性に沿って構成資産の修復・公開活用の方針を定める。

顕著な普遍的価値（OUV）の観点から、23の構成資産全体のストーリーにおける当該構成資産の位置付けを明確化しつつ、(1)調査研究（Survey）→(2)建造物（Structure）→(3)構成資産（Component Part）・エリア（Area）→(4)景観（Landscape）の4点にしたがって、構成資産に固有の修復・公開活用の方針を明示する。

### ア. 調査研究（Survey）の推進

- ▶ 信頼性の高い修復・公開活用を目指すために、精度の高い調査研究を計画的に実施するうえでの方向性を明示する。
- ▶ 構成資産がもつ世界遺産としての顕著な普遍的価値（及び史跡等としての歴史上の価値）を明確化するために、発掘調査・関連歴史資料調査の方向性を明示する。
- ▶ 構成資産が地域社会（コミュニティ）において物理的・精神的に果たしてきた役割を明確化するために、関連歴史資料及び聞き取り等の調査の方向性を明示する。
- ▶ その他、修復・公開活用に必要な調査（測量調査・地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査等）の方向性を明示する。
- ▶ 勧告 c) との調整を図り、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査の方向性を明示する。
- ▶ 勧告 e) との調整を図り、モニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の作成とその運用の方向性を明示する。

(註3) 全体構想（ヴィジョン）には、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のひとつであることを念頭に置き、その全体の価値（顕著な普遍的価値（OUV））に貢献するためには、当該構成資産に関してどのような将来像を目標とし、その実現のためにどのような修復・公開活用の手法を導き出すべきなのかについて、簡潔に記述する必要がある。

- イ. 建造物 (Buildings) ・ 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects)  
の材料・材質・構造の保全・強化・安定化
- ▶ 操業中及び操業停止後に当該建造物・遺跡が地域社会（コミュニティ）において果たしてきた物理的・精神的な役割を十分踏まえつつ、以下の2点について方向性を示す。
    - 劣化・崩壊した又はその可能性のある部材について、材料・材質の安定的な修復（保全・強化）の方向性を示す。
    - 不安定化し又はその可能性のある構造について、修復（強化・安定化）の方向性を明示する。
  - ▶ 構成資産内・エリア内に残された機械類・関連文書史料等については、土地に付着しているものも、そうでないものも含め、立地・性質に応じた適切な修復の方向性を明示する。
- ウ. 構成資産 (Component Part) ・ エリア (Area) における固有の産業システムの明示・説明
- ▶ 各構成資産・エリアに固有の産業システムの観点から、構成要素の相互のつながりを十分考慮した修復・公開活用の方向性を明示する。
  - ▶ 操業を停止している場合には、往時の産業活動の全体の流れと、その中における各構成要素の位置付け・役割に注目し、構成資産 (Component Part/Site) ・ エリア (Area) における当該産業システムの全体像が来訪者にも理解できるような公開活用の方向性を明示する。
  - ▶ 勧告 g) との調整を図り、構成資産のみならず、周辺地域に所在する関連資産との一体的な活用をも視野に入れたインタープリテーション（展示）の方向性を明示する。
- エ. 景観 (Landscape) の観点からの修景
- ▶ 構成資産の顕著な普遍的価値（OUV）に資する（化石化した／活動的な）景観<sup>註4</sup>とは如何にあるべきなのかについて明示する。
  - ▶ 構成資産内の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、（化石化した／活動的な）景観の改善の観点から修景等の方向性を明示する。
  - ▶ 構成資産に直近の区域を対象とする環境の維持・向上・改善をはじめ、広く緩衝地帯を対象として景観の維持・向上・改善の観点から行う修景等の方向性を明示する。
  - ▶ 勧告 d)、e) との調整を図り、周辺地域から構成資産に対する展望及び構成資産から周辺地域に対する展望の観点から行うモニタリング・カルテの作成及びその運用の方向性、周辺地域に所在する関連資産との一体的な修景の方向性を明示する。
- オ. 文化的資源・情報発信の拠点としての活用
- ▶ 構成資産を地域における文化的資源の一部として位置付け、一連のネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点としての活用の方向性を明示する。

(註4) ここにいう「景観」とは、主として往時の産業景観及び現時点におけるその化石景観の双方を指す。

- 地域社会（コミュニティ）の参画の方向性を明示する。
- 勧告 c) との調整を図り、来訪者数の上限設定の可能性・必要性及び来訪者管理の方向性を明示する。
- 勧告 f) との調整を図り、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の方向性を明示する。

#### カ. 事業の推進

- 上記のア～オの基本方針の全体をどのように実施していくのかについて方向性を明示する。
- 勧告 c)、d)、e)、f)、g) との調整を図り、以下の観点について各々の方向性を明示する。
  - 事業進捗の各段階において必要とされる管理・運営の方向性を明示する。
  - 事業の推進体制、関係部局・関係者間の役割分担・連携の方向性を明示する。
  - 事業の進捗状況のフォローアップの方向性を明示する。

#### 4. 調査研究 (Survey)

修復・公開活用計画の策定及び事業の実施に必要な調査研究の内容・手法・手順を明示する。

- 発掘調査研究
  - 特に発掘調査計画は、最小限の範囲で必要な情報を得ることができるよう配慮する。
  - 遺跡に関する調査と並行して、関連文書史料等の動産に関する調査にも配慮する。
- 文献史料調査研究
- その他の調査研究（地域社会（コミュニティ）における構成資産の役割等に関する調査、測量調査・地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査等）
- モニタリング
  - 作成したモニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の構成とその運用の手法を明示する。
  - モニタリングにより把握した構成要素等の劣化・風化又は後代の改変の状況に基づき、下記5～8を適切に実行するための手法を明示する。

#### 5. 建造物 (Buildings) ・ 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects) の修復

##### (1) 構成資産内の顕著な普遍的価値 (OUV) に貢献する構成要素の修復

##### ア. 建造物 (Buildings) の修復

- 歴史的建造物（建築物その他の工作物）、石垣・庭園等の工作物の修復の手法を明示する。

- 清掃・浄化（クリーニング）
- 劣化した材料・材質の被覆（コーティング）
- 強化措置（保存科学的措置）
- 部分的な取り換え、移設・保管
- 解体修理（全解体修理・部分解体修理等）
- 不安定化した構造の強化（耐震・浮動沈下対策）

▶木造の歴史的建造物の防災の手法を明示する。

#### イ. 遺跡 (Historical and Archaeological remains/objects) の修復

▶地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものに区分し、それぞれ修復の手法を明示する。

▶遺跡が存在する地形の安定化・崩壊防止の手法を明示する。

#### (2) 構成資産内のその他の史跡の構成要素の修復

▶ア・イの区分は（1）と同様。

#### (3) 機械類・関連文書史料等の修復

▶構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の修復の手法を明示する。

### 6. 構成資産・エリアに固有の産業システムを視野に入れた構成資産の公開活用

構成資産 (Component Part)・エリア (Area) における固有の産業システムの明示・説明を目的として、以下の諸点から公開活用の手法を明示する。

#### (1) 地区区分（ゾーニング）

▶構成資産・エリアに固有の産業システムの全体と構成要素の公開活用の両側面を考慮して適切な地区区分（ゾーニング）を行い、各地区（ゾーン）の特性に応じた公開活用の手法を明示する。

- 各地区及び全体について、望ましい来訪者管理の手法を明示する。可能であるならば、望ましい来訪者数を設定する。

- 地区区分（ゾーニング）に基づく効果的なインタープリテーション（展示）の手法を明示する。この点は以下の（2）～（7）とも関連しており、適宜、各項目において言及してもよい。

#### (2) 動線

▶構成資産・エリアに固有の産業システムの全体像を念頭に置き、見学者動線・管理用動線等の手法を明示する。

▶動線となる園路等の表面仕上げの材料・材質についても明示する。

#### (3) 地形・環境の造成

▶最小限必要とされる地形造成を基本としつつ、給排水の手法等を明示する。

▶以下の2点の下に、遺跡の規模・形態・性質、機能・空間構造・生産機構等が適切に伝わるよう遺構の明示・補強等に用いるべき材料・工法等を明示する。

- 構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような物理的な明示・補強の手法

- ▶ 構成資産の全体・地区（ゾーン）の地形・性質を考慮し、必要に応じて舗装の手法を明示する。

#### （４）修景・植栽

- ▶ 構成資産内の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、（化石化した／活動的な）景観の維持・向上・改善の手法を明示する。
- ▶ 植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の手法を明示する。

#### （５）案内・解説施設

- ▶ 23 の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に関する情報提供の手法を明示する。
- ▶ 提供すべき情報の質と量により、サインの位置・意匠・形態・内容等を明示する。

#### （６）管理施設・便益施設

- ▶ 来訪者が快適に見学できるよう必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置、施設の意匠・構造等を明示する。

#### （７）公開活用施設

- ▶ （必要に応じ）屋内展示・体験学習等を通じて、23 の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に対する理解を促す施設の規模・形態・外観・位置等を明示する。
- ▶ 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の適正な活用の手法を明示する。

### 7. 緩衝地帯の景観の維持・向上・改善のための修景

- ▶ 構成資産の緩衝地帯を対象として、景観等の観点から維持・向上・改善のための修景の手法を明示する。
- ▶ 緩衝地帯の内外に存在し、構成資産と関連する文化財等を視野に入れ、構成資産を中核に据えた文化的資源の全体に係る総合的な公開活用の手法を明示する。

### 8. 文化的資源・情報発信の拠点としての公開活用

- ▶ 構成資産とその周辺に設置するガイダンス施設（ヴィジターセンター）等の諸施設を地域における文化的資源の一部として位置付け、それらをネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点として公開活用するための方法を明示する。
- ▶ 来訪者のアクセス手法及び駐車場の確保など、アプローチの方法を明示する。
- ▶ 修復・公開活用の事業への地域社会（コミュニティ）の参画の方法を明示する。
- ▶ 可能であれば来訪者数の上限設定を行い、来訪者管理の方法を明示する<sup>註5</sup>。
- ▶ 世界遺産と史跡の保存活用に関与する地域の人々、関係諸団体等の能力開発（キャパシティビルディング）の方法を明示する。

（註5） 来訪者の上限設定に係る来訪者数調査は平成 28～30 年度の3ヶ年で実施する予定であることから、平成 29 年度に策定完了予定の修復・公開活用計画では具体的な来訪者の上限数及び来訪者管理の方法を明示することはできない。

## 9. 事業の実施

### (1) 事業の実施スケジュール

- ▶ 事業項目の内容・実施期間・実施行程等を明示する。その場合、以下の3点に大別し、相互の関係が分かるようバーチャート等を用いて事業の実施スケジュールを明示する<sup>註6</sup>。
  - 直ちに着手できる事業項目
  - 短期において計画的に実施すべき事業項目
  - 中長期的に実現を目指すべき事業項目
- ▶ パース等により、完成予想図を明示する方法もわかりやすい。

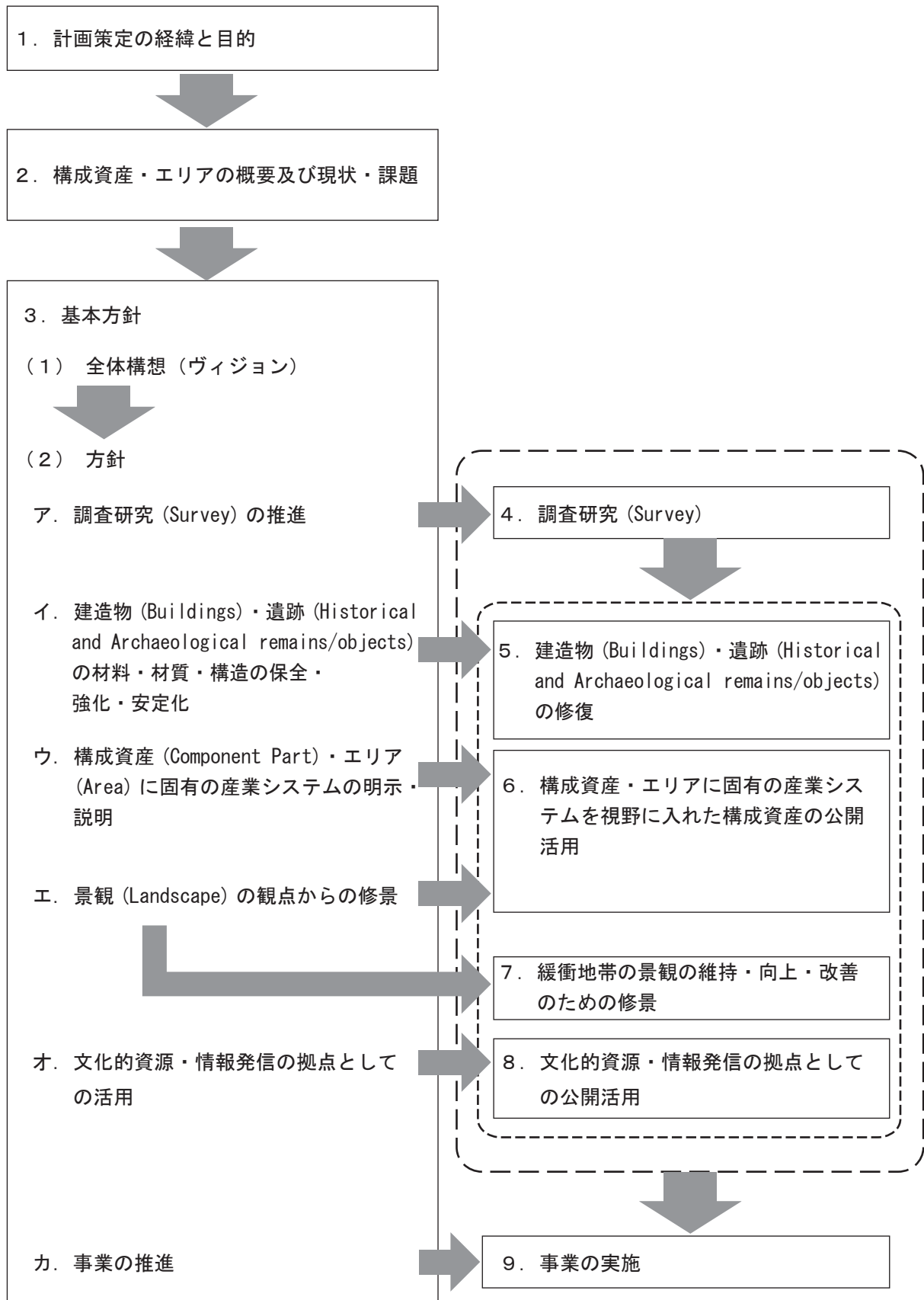
### (2) 事業の推進体制

- ▶ 事業の各段階に必要とされる構成資産・エリアの管理・運営の手法を明示する。
- ▶ 事業の推進体制の具体像、関係部局・関係者間の役割分担・連携の手法、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の手法を明示する。
- ▶ 事業の進捗状況のフォローアップの方法を明示する。フォローアップの対象となる事業の中には、モニタリングの年次報告書に含めた出版物、Webサイト、シンポジウム等の企画、能力向上のための企画等のインタープリテーションに関する項目を含む。

(註6) 「9. 事業の実施」の章において短期・中長期の実施事業項目を示し、その内容・実施期間・実施スケジュール等を示すことは、当該史跡等における修復・公開活用事業のうち、どの事業項目の優先度が高いのかを示すことに他ならない。それは、勧告b)が求めた「優先順位」と同義である。



## 修復・公開活用計画の構成・展開（標準図）





## 管理保全計画（CMP）／修復・公開活用計画／保全状況報告書の区分

### 1. 管理保全計画（CMP）

1. 世界遺産一覧表への記載推薦にあたり、顕著な普遍的価値（OUV）の法的・行財政上の保護措置が確実に措置されていることを示すために策定された計画（CMP/Conservation and Management Plan）である。
2. OUVに資する構成要素を特定し、保護（管理保全）の基本方針を示してはいるが、23の構成資産に共通する方針となっており、個々の構成資産の立地・形態・性質を踏まえた将来像（全体構想（ヴィジョン））及びその実現に向けた手法・道筋を具体的に示すものではない。  
※これまでの日本の記載文化遺産（シリアル）の場合においても、推薦に向けて策定した包括的保存管理計画（Comprehensive Preservation and Management Plan）は管理保全計画（CMP）と同様の性質を持っており、個々の構成資産の具体的な修復・公開活用計画は記載後に策定したものが多。

### 2. 修復・公開活用計画

1. 今回、各構成資産・エリアについて策定する「修復・公開活用計画」は、世界遺産委員会の決議において言及された勧告 b) の「保全措置の計画及び実施計画」の内容を含むものである。

- b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- b) Developing a prioritized conservation work programme for the nominated property and its component sites and an implementation programme;

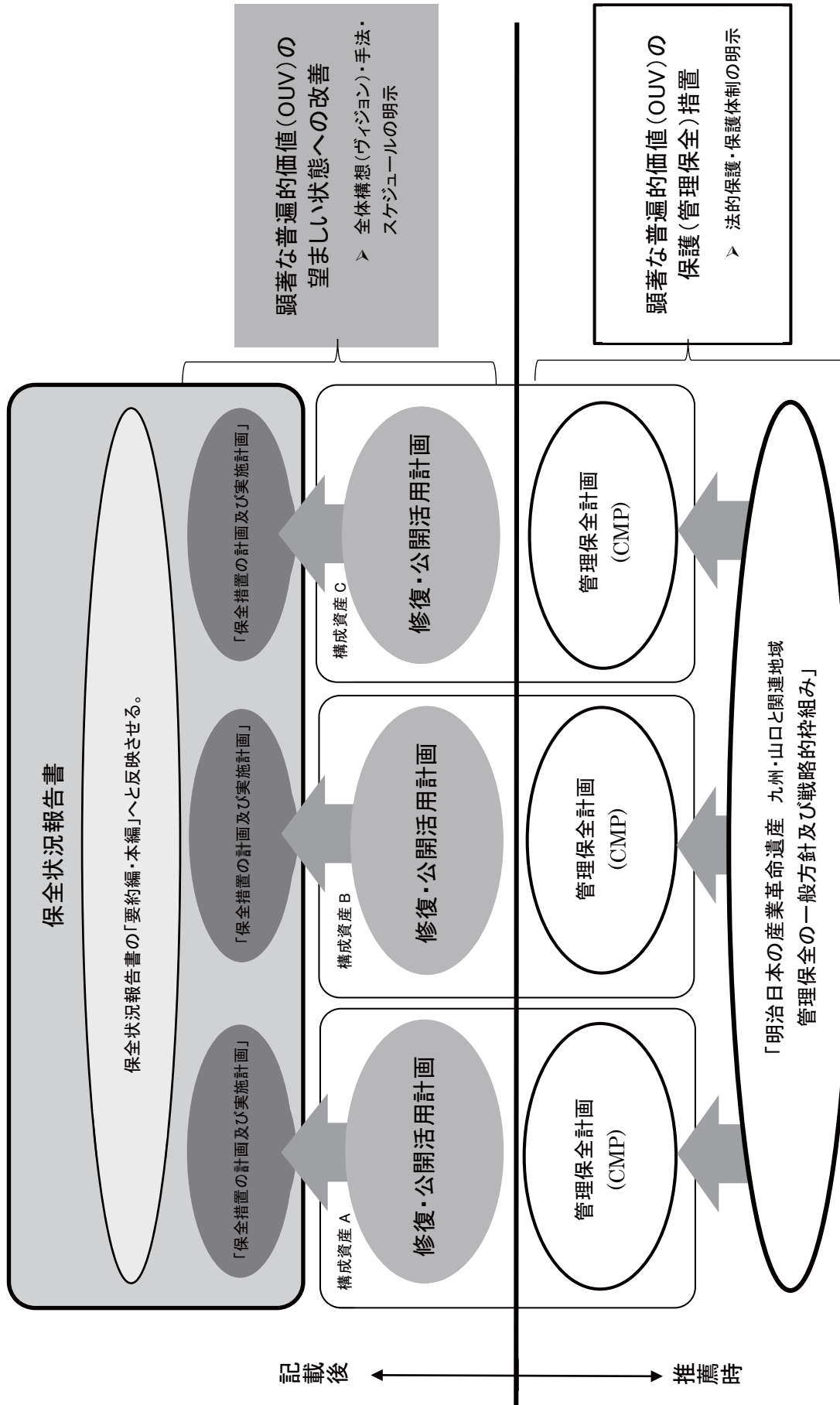
上記の勧告 b) において求められているのは” plan” ではなく” programme” であることから、実施計画（implementation programme）も含め、より具体的な保全手法（修復・公開活用の手法）の提示を求められているものと理解できる。したがって、今後、勧告 b) に基づき個別の構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を策定する場合には、保護（管理保全）の枠組みを示した「管理保全計画（CMP）」と明確に区別するために、最初に個別の構成資産の「修復・公開活用計画」（conservation work programme）を策定し、その中から保全措置に係る部分を抜粋することとする。

※世界遺産委員会からの勧告に関わらず、文化財の修復・公開活用の事業を開始するにあたっては、事前に同様の計画の策定が求められる。

2. 修復・公開活用計画には、まず各構成資産・エリアの将来像を示す必要がある。さらには、その実現に向けた手法・道筋を具体的に示す必要がある。勧告 c) において求められている来訪者の上限数についても、そのような望ましい将来像を描き出すことにより、はじめて試算の可能性について検討できるようになる。

### 3. 保全状況報告書

1. 勧告 a) ～ h) の進捗状況を示すために、平成 29 年（2017）12 月 1 日までにユネスコ世界遺産センターへの提出が要請されている報告書（report outlining progress）である。
2. 各構成資産の修復・公開活用計画の「事業の実施」に係る章節では、優先順位を付した事業推進の方針・方法・スケジュールを明示することとしているため、改めて資産全体の観点から個々の構成資産の優先順位を明示した計画を作成する必要はないものと考えている。



## 第 39 回世界遺産委員会決議 (39 COM 8 B. 14) に付された勧告

世界遺産委員会は

4. 締約国が以下のことを検討するよう勧告する。
  - a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。
  - b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
  - c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。
  - d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。
  - e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。
  - f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
  - g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。
  - h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。
5. 2018 年の第 42 回世界遺産委員会での審議のため、2017 年 12 月 1 日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。
6. 同時に、締約国が上記勧告の実施に係る助言をイコモスに求めることを検討するよう推奨する。

---

---

史跡萩反射炉ほか6史跡等整備基本計画

「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」  
萩反射炉ほか3構成資産修復・公開活用計画

発行 萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課  
(平成30年3月)

編集 株式会社中桐造園設計研究所

---

---